令和元年版

通商白書

令和元年７月

経済産業省

令和元年版

通商白書

令和元年７月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

概　要

2019 年版　通商白書　概要

I

世界経済の動向編

■ 第 1 章　世界経済の動向

□　国際通貨基金（IMF）によれば、2018 年の世界の実質 GDP 成長率は前年比 3.6％と、2017 年の 3.8％から低下。特に 2018 年後半からは、ユーロ圏や一部新興国で成長の勢いに弱さが見られたことに加え、米中貿易摩擦の激化等が要因となり、世界的に成長の勢いが弱まった。

□　世界貿易機関（WTO）によれば、2018 年の世界の財貿易量の伸び率は前年比 3.0％と、6 年ぶりの高成長だった 2017 年の 4.6％から大幅に低下。今後の世界貿易量の見通しについて同機関は、米中貿易の緊張と経済の不安定性の高まりから、2019 年の貿易量の伸びは前年比 2.6％と更に低下するが、2020 年には貿易の緊張が和らぐことを前提に 3.0％まで回復すると見込んでいる。

■ 第 2 章　世界経済の先行きに迫るリスク要因

□　国際的な金融環境は、総じて緩和的に推移し、国際的なリスク選好の高まりを背景に主要市場の資産価格は上昇し、各国経済の成長を支えてきた。

□　2018 年には、堅調な経済を背景とした米国の政策金利の引上げやインフレ期待の高まりが、米国の長期金利上昇やドル高をもたらした。その影響により、一部新興国では、通貨下落や物価の上昇、資金流出が発生し、その対応策として政策金利が引き上げられる等、金融環境に厳しさが見られた。

□　2018 年第 4 四半期には、株価や石油価格の下落等、金融市場に動揺が見られたが、2019 年に入り、米中貿易交渉の先行きに対する楽観論の広まりや、先進国が金融引き締めに慎重になったこと等を背景として、力強い回復を示している。

□　資源（一次産品）価格は、2017 年半ばから 2018 年前半までは、世界的な景気拡大に伴う資源需要増加への期待から上昇。2018 年後半には、中国を始めとする世界経済の減速による需給の緩和、米中貿易摩擦による通商問題の先行きへの懸念等により、資源価格の動きは不安定となっている。資源価格の動向は、資源の輸出国・輸入国双方の貿易収支、生産、物価等、経済活動に重大な影響を与えることから、世界経済の安定的な成長・発展のために、動向を注視していく必要がある。

第3章　各国経済動向とリスク要因

〈米国〉

□　米国の2018年の実質GDP成長率は、前年比2.9%と2017年の2.2%から加速。一方、市場関係者等の間では、貿易摩擦や中国の景気減速が経済を下押しし、2017年12月に成立した税制改革法の影響が剥落しているとの見方が多い。2018年の米国の財貿易収支は、過去最大の▲8,787億ドルの赤字。貿易赤字の約5割を占める中国に対する赤字が拡大したことが主な要因となった。

□　中国との技術覇権争いを背景として、米国では、2018年8月に2019年度国防授権法が成立。外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA法）が成立し、外国投資委員会（CFIUS）による対米投資審査が強化された。また、同時に輸出管理改革法（ECRA）が成立し、輸出管理も強化されている。

〈欧州〉

□　ユーロ圏では、自動車の新燃費測定基準への対応や河川の水位低下による物流遮断といった一時的要因が製造業の生産を下押ししたほか、新興国経済の減速や米国を巡る貿易摩擦、英国のEU離脱を巡る先行き不透明感が企業マインドに影響し、2018年の実質GDP成長率は1.8%と前年より鈍化した。

□　財政健全化の重要性が認識される一方で、2018年に成立したイタリアの新政権は財政拡張型の政策を掲げ、金融市場では同国の財政に対する懸念が高まった。英国では、EU離脱期限が2019年10月末に延期されたものの、合意なき離脱の可能性が排除されていない。

〈中国〉

□　2018年の中国経済は、政府の金融リスク対策が進行する中で、経済成長率、小売売上高、固定資産投資等の経済指標が減速し、年央からは政策の方針が金融リスク等構造改革重視から景気重視に変更された。その結果、小売売上高は自動車販売の落ち込みが小売全体を引き下げたものの、固定資産投資は秋以降に伸び率が上昇に転じ、実質GDP成長率は2019年第1四半期に下げ止まった。

□　米中双方が関税引上げを行った結果、中国の対米輸入は年後半に突出して悪化、対米輸出も年末から急速に悪化。金融リスクについては、2018年はシャドーバンキングを含め社会融資総量の残高伸び率が鈍化しており、一定の効果があったと考えられるが、景気刺激のための金融緩和が金融リスクの先延ばしになることを懸念する見方もある。

〈南西アジア、東南アジア〉

□　インドネシアの2018年実質GDP成長率は5.2%と3年連続で拡大したが、ジョコ大統領の選挙公約の7%は未達。政権第1期で高評価を得たインフラ開発が2019年の再選後も継続するか注目される。

□　タイの2018年実質GDP成長率は4.1%と軍事政権の下4年連続で拡大したが、米中貿易摩擦の影響で輸出が伸び悩み6年ぶりに純輸出がマイナスとなった。2019年の民政移管に向けた総選挙後の政局の透明性・安定性が懸念される。

□　インドの実質GVA成長率はモディ政権の下、総じて高水準で推移したが、2018年に入り3四半期連続で鈍化。選挙後も雇用創出、農村と都会の格差解消が大きな課題であり、2019年には所得減税や農家への所得支援策が実施される予定。

〈中南米〉

□　中南米地域の実質GDP成長率は、2018年は前年比1.0%と2017年の1.3%からやや減速したが、

緩やかな回復を続けている。世界経済の減速や政策の不確実性の高まりが、同地域の成長の勢いを弱めている。

□　メキシコは、2018 年の実質 GDP 成長率が前年比 2.0％と緩やかな経済成長を維持している。安定的な雇用や所得環境が個人消費主導の成長を支えているものの、オブラドール新政権の政策運営の先行きの不透明性が、民間投資を抑制させるリスクとなっている。

□　ブラジルは、2018 年の実質 GDP 成長率が前年比 1.1％と緩やかな回復を維持しているものの、失業率が依然として高く、内需が勢いを欠いている。トラック運転手のストライキによる物流や生産活動への影響や大統領選挙を巡る政治の不透明性により回復のペースが抑制されたが、ボルソナーロ新政権の政策運営への期待を背景に、企業や消費者マインドの回復が期待されている。

□　アルゼンチンは、2018 年の実質 GDP 成長率は▲ 2.5％と、干ばつによる農業生産の落ち込みや輸出の低迷、通貨下落と高インフレが経済活動に打撃を与え、マイナス成長に転じた。現マクリ政権は、アルゼンチン経済の信認回復のため、物価や為替の安定を優先させる必要があるが、現政権の改革路線に対する国民の反発は強く、厳しい政策運営を迫られている。

〈ロシア〉

□　通算 4 期目となるプーチン政権は、「2024 年までの国家目標と戦略的成長課題に関する大統領令」に署名し、人口増や平均寿命の伸長、デジタル技術の加速化、非資源分野での輸出の増加を始めとする国家目標を掲げた。背景には、人口減少や資源依存型経済構造等ロシアが抱える課題がある。

□　2018 年のロシア経済は、原油価格の上昇やルーブル安が追い風となり、わずかに成長が加速。しかし、年金改革を始めとする政府の進める政策の影響や原油価格の動向、欧米からの制裁の行方については今後も注視が必要である。

〈中東、アフリカ〉

□　2018 年の中東主要国の実質 GDP 成長率は、2.0％と 2017 年の 1.8％から緩やかに加速しており、トルコ発の金融市場の動揺による他の中東諸国への影響は限定的であったと考えられる。トルコでは、2018 年 8 月の米国制裁を契機に通貨が暴落（トルコ・ショック）、その後の経済に大きな打撃となった。トルコ経済を牽引してきた民間消費や固定資産形成が大きく減少したほか、消費者信頼感指数の大幅下落や失業率の上昇等、実態経済に大きく影響し、実質 GDP 成長率は、第 1 四半期の 7.4％から第 4 四半期の▲ 3.0％まで縮小。

□　サブサハラ・アフリカ地域の 2018 年実質 GDP 成長率は 3.0％と推計されており、2017 年からほぼ横ばい。南アフリカの 2018 年の実質 GDP 成長率は 0.7％と、2017 年の 1.4％から減速。世界金融危機以降、総じて鈍化傾向。

Ⅱ

分析編：グローバル経済の現状と揺らぐ自由貿易体制

第１章　国を超えて密接に結びつくグローバル経済の現状

〈各国・地域間で深まる経済関係の実態〉

□　貿易コスト、通信コストの低下により生産と消費を行う場所が切り離された結果、モノの移動が自由化し、製造業の国際分業が進展。将来的には、IT 技術等の活用により対面コストが下がり、サービスにおいても国際分業が進むことが予想される。

□　世界の財・サービス輸出は、WTO 設立の 1995 年から 2017 年にかけて 3 倍以上になり、中でも新興・途上国の財輸出は 6.5 倍と急速に拡大。製造業が生み出す付加価値に占める輸出割合は、多くの国で増加しており、世界市場の繋がりの重要性が更に高まっている。国際分業の進展による中間財を中心とする貿易構造への変化が貿易の拡大と多様化を促進した。

□　製造企業の海外子会社は、製造業だけでなく専門技術サービス等の非製造業にも広がるが、日本の製造企業の海外子会社は、米国、EU、中国に比べて、製造業と卸小売業に偏っている。グローバル企業の海外展開の一部は M&A によるものであるが、主要国企業は、これを通じて外国の特許技術へのアクセス可能性を拡大。

□　技術・知識の広がりを外国への特許出願の流れで見ると、貿易や対外直接投資と連動する一方で新興国への技術波及に寄与する面がある。また、技術・知識の進歩のスピードが求められる中で、外国企業を含めた企業ネットワークの拡充や、外国からの技術・知識の流入の重要性が増している。

〈米中という二大経済圏と各国・地域との経済関係〉

□　世界各国から見て、米国・中国はともに主要な輸出相手国であり、近年では中国への輸出依存度がより上昇。特に東アジアの日本、韓国、台湾、ASEAN は機械産業を中心に中国につながるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に組み込まれている。これら東アジア諸国の付加価値が中国を経由して米国へ輸出される割合は増しており、米中間で貿易制限的措置が課された場合は影響を受ける可能性がある。

□　米国・中国は相互に主要な輸出相手国として貿易面で強く結びついており、直接・間接を含めて相手国に自国の付加価値を輸出するとともに、相手国から輸入した中間財を組み込んだ輸出を行っている。投資面では、米国多国籍企業の海外子会社にとって、中国は売上、利益、付加価値生産等の点で重要な活動拠点となっている。

第２章　自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の必要性

〈保護主義の歴史〉

□　足下においては、世界恐慌後のブロック経済期（1930 年前後）、日米貿易摩擦期（1980 年前後）に並ぶ、20 世紀以降で 3 度目の大きな保護主義の高まりに直面。保護主義とのせめぎあいの中で発展してきた多角的貿易体制は、世界金融危機時には保護主義の抑止に大きな役割を果たしたが、

現在は体制の機能不全が危惧されている。

〈貿易制限的措置の背景〉

□ 先進国において、近年国内格差は拡大傾向にある。技術革新によって、定型業務の占める割合が多い中技能労働者の技術代替が引き起こされ、格差拡大に寄与。一方で、先進国では貿易産業（製造業・農林水産業・鉱業等）における雇用者数の減少が顕著であり、貿易産業における雇用減少が格差拡大の要因と捉えられることで、自由貿易への懐疑につながっている可能性がある。

□ 相手国の市場歪曲的政策・慣行の是正のために、一方的な貿易制限的措置が発動されるケースが見られる。その一例が、足下で激化しつつある米中貿易摩擦における米国の措置であり、米国は特に中国の政策・慣行を問題視している。中国政府は、重点産業に対し、補助金、融資、政府系ファンドによる出資等を介した資金供給や税制措置等の金融支援を充実させており、中国政府による補助金は過去 10 年で着実に増加している。

□ 中国の重点支援産業のうち、6 業種（二次電池、半導体、有機 EL、鉄道車両、自動車部品、自動車完成車）の主要企業の利払率（支払利息／有利子負債等）を財務諸表から推計したところ、多くの企業が中国の市場金利よりも低利で借入を受けている実態が明らかになった。

□ 中国の集積回路産業のリーディング企業と位置づけられた企業は、巨額の政府金融支援を受けながら、企業買収や大型の設備投資を繰り返すことで、短期間で急速な成長を遂げている。

□ 次世代通信規格技術等の先端的技術分野は経済的観点だけではなく、安全保障上の観点からも重要性が増しており、国をあげての覇権争いの種となり、競争の激化を招いている。

□ 個別技術分野の出願特許を国別に見ると、5G 関連特許においては、出願件数では中国が第 2 位の米国を大きく引き離して急増している一方で、特許評価額では米国が圧倒しており、中国の評価額は件数に比して増えていない。また、リチウムイオン電池関連特許においても、件数では中国が 2015 年に日本を抜いて第 1 位となっているが、評価額では日本が圧倒。

□ 「中国製造 2025」の重点 10 分野における日米中の過去 5 年間（2012-16 年）の世界知的所有権機関（WIPO）への出願特許を比較すると、中国の出願件数は特に次世代 IT 産業では米国に遜色ないレベルにあり、日本とは多くの分野で拮抗。中国の特許評価額は、依然日米との差が大きいものの、いずれの分野においても、伸び率においては、件数・評価額の双方で日米を圧倒している。

〈貿易制限的措置の弊害〉

□ マクロ経済学的には、国、家計、企業の経済主体の経済活動の結果が、経常収支を決めているため、関税引上げのみで経常収支をバランスさせることは難しい。ミクロ経済学的にも、関税引上げは発動国において一時的に生産者余剰が増加するものの、対象品目の価格上昇により消費者余剰がより減少し、国全体ではマイナスの影響がある。

□ 2002 年の米国鉄鋼 SG 措置、2014 年から 2018 年の米国太陽電池セル・モジュールへの AD・CVD・SG 措置を取上げ、貿易制限的措置の影響を事例分析すると、関税措置対象品目の相対的な価格上昇によって生産者にはプラスの影響が見られるものの、下流産業には雇用、企業収益、株価の各指標でマイナスの影響が認められた。さらに各国からの対抗措置の連鎖を招き、当事国にとどまらず、世界への影響波及が認められた。

□ 米中の関税の掛け合いは、発動国における国内商品価格の上昇につながり、国内の消費者・需要家に調達コスト増を強いることとなり、発動国にとっても悪影響を及ぼす。2018 年の米中の追加

関税措置発動前後の商品価格の動きを見ると、例えば、中国においては豚肉の価格、米国においては鉄鋼（熱延コイル）価格が、相手国への関税賦課以降に上昇。

□　貿易制限的措置は、第三国へも影響が波及することで、さらに市場を歪める結果となる恐れがある。一例としては、米国が通商拡大法 232 条措置として米国への鉄鋼輸入に関税を賦課したことにより、対象品目（フラットロール製品）の対米輸入額は大きく減少し、輸出先を失った製品が EU 市場に流入した。世界トレンドを大きく上回る輸入増に対し、EU は国内鉄鋼産業を守るべく鉄鋼セーフガードの暫定措置発動に至った。

□　貿易制限的措置の第三国への影響波及の二つ目の例としては、米国の通商法 301 条措置に対する中国の対米大豆輸入への追加関税措置が挙げられる。関税賦課後、中国が季節性を無視してブラジルから大豆を輸入した結果、米国の対中大豆輸出は大幅減少し、ブラジルの対中大豆輸出は大幅に増加。ブラジルは、季節外れの中国特需に対応したことで在庫を大幅に縮小させており、季節性を無視した輸出の拡大には限界が存在する。また、足下では中国の大豆の輸入は減少しており、中国にとっても今回の措置は持続困難である可能性がある。

〈新たな国際秩序構築の必要性〉

□　グローバル化の進展とともに、各国・地域は複雑な相互依存関係を構築しており、WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制は、自由で公正な貿易を推進・拡大するために不可欠である。

□　足下では、現状の多角的貿易体制への不満や機能不全への懸念とともに、こうした多角的貿易体制の存続自体への脅威となる保護主義の顕在化に対する懸念が高まっている。グローバルな繁栄、成長、雇用創出を世界各国にもたらし、持続的で安定的な世界経済成長を実現していくためには、国際協調の下、新たな国際秩序の構築が喫緊の課題である。

■第 3 章　我が国の対外経済関係の現状と課題

□　2018 年の我が国の財貿易は、輸出入ともに拡大したものの、資源価格の上昇を主因とした輸入額の伸び（9.7％）が輸出額の伸び（4.1％）を上回り、2015 年以来 3 年ぶりの貿易赤字となった。輸出が伸び悩んだ主因としては、下降局面の半導体市場の景気循環や中国経済の減速によって、年後半から一般機械・電気機械の輸出が落ち込んだことが考えられる。

□　日本製造業の生産の 1/4 は海外で行われており、特にアジアにおいて日系現地法人によって日本を起点とする GVC を展開している。国内製造業の輸出の過半は資本関係のある海外関係会社向けであり、現地法人からみれば、調達の 2 割強は基幹部品など日本からの輸入である。

□　付加価値統計においては、日本にとって最大の付加価値輸出先は米国となる。また、日本の輸出における中国の付加価値（中国で生産された中間財）のシェアが上昇している一方、中国の輸出における日本の付加価値（日本で生産された中間財）のシェアが低下している。日本の付加価値の主な流れとしては、東アジア（中国、韓国、台湾、ASEAN）域内で輸出入されるほか、日本から中国・ASEAN・メキシコなどを経由して米国や EU に至る。

□　ASEAN における日本の存在感の縮小は、投資面より貿易面で顕著であり、その背景として、日本企業の現地進出、地場企業の成長、他国の供給代替等のほか、財輸出よりも配当やロイヤリティで利益を得る日本企業のビジネススタイルの変化も見て取れる。また、名目 GDP の拡大、域内経済統合の進展、対外直接投資の拡大等、ASEAN 側の成長・変化に起因するところも大きい。

□　日本による直接投資は製造業が多く、ASEAN の雇用拡大や輸出の高度化に寄与してきた。ASEAN は拡大する消費市場、インフラ事業協力で日本に寄与しており、この相互関係の深化は世界の生産市場・消費市場で今後も存在感を増すと期待される。

□　日本企業の海外展開先としてはアジアが圧倒的なシェア（7 割程度）を占めているが、小売・サービス業のシェアが小さく、今後まだ拡大余地があると考えられる。また、今後の成長が見込まれる中南米、アフリカ等アジア以外の新興地域においても、日本企業のより積極的な関与が期待される。

Ⅲ

施策編

□　保護主義の抑止のために重要な役割を果たしてきた多角的貿易体制が近年は機能不全に陥り、国際協調の機運が停滞する中、我が国は、新たな国際貿易体制の構築に向けた国際的な取組において、主導的な役割を果たすようになってきている。

□　第 1 章では、議長国として迎えた G20 のほか、G7、WTO、OECD、APEC 等の国際フォーラにおけるルール形成等に関する直近の動きを紹介し、さらには多角的貿易体制を補完する役割を持つ地域連携の進捗状況について紹介する。

□　第 2 章では二国間関係を中心に、ルール形成に加え、経済関係の強化や市場の獲得等に向けた取組について地域別に紹介する。

2019年版通商白書目次

凡例

第Ⅰ部　世界経済の動向

第1章 世界経済の動向 …… 3

第1節　足下の世界経済動向 …… 4
1. 世界 GDP の動向 …… 4
2. 財貿易の動向 …… 5
3. 景況感の動向 …… 6
4. サービス貿易の動向 …… 7
5. 鉱工業生産指数の動向 …… 9

第2章 世界経済の先行きに迫るリスク要因 …… 11

第1節　新興国金融リスク …… 12
1. 最近の世界の金融環境 …… 12
2. 主要先進国（米国・欧州・日本）の金融政策の動向 …… 16
3. 債務増大リスク …… 17
4. 新興国の金融リスク …… 20
第2節　資源価格の動向 …… 25
1. 資源価格の動向 …… 25
2. 原油価格の動向 …… 25
3. 米国の原油生産の動向 …… 27

第3章 各国経済動向とリスク要因 …… 29

第1節　米国 …… 30
1. 経済動向 …… 30
2. 通商動向 …… 37
第2節　欧州 …… 43
1. ユーロ圏経済 …… 43
2. 英国経済 …… 55
第3節　中国 …… 63
1. マクロ経済動向 …… 63
2. 米中貿易摩擦の影響 …… 67
3. 構造的課題としての金融リスク …… 69
4. 中国政府の景気支援策・構造改革のための政策 …… 70

第４節　東南アジア・南西アジア…… 72
1. インドネシア …… 72
2. タイ …… 76
3. インド …… 80
第５節　中南米…… 84
1. 中南米地域の経済動向 …… 84
2. メキシコの経済動向 …… 85
3. ブラジルの経済動向 …… 87
4. アルゼンチンの経済動向 …… 91
第６節　ロシア…… 97
1. マクロ経済動向 …… 97
2. 年金改革と付加価値税率引上げの背景 ……101
3. 今後の展望 ……103
第７節　中東・アフリカ……104
1. 中東 ……104
2. アフリカ ……108

第Ⅱ部　グローバル経済の現状と揺らぐ自由貿易体制

第1章　国を超えて密接に結びつくグローバル経済の現状 ……115

第１節　各国・各地域間で深まる経済関係の実態……116
1.　財・サービスのグローバル化……117
2. 資本のグローバル化 ……128
3. 知のグローバル化 ……146
4. ヒトの移動 ……153
第２節　米中という二大経済国と各国・地域の経済関係……164
1. 貿易面における結びつき ……164
2. 投資面における結びつき ……175
3. 中国の一帯一路と経済協力 ……177
4. 米国と中国の関係について ……178

第2章　自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の必要性 ……181

第１節　保護主義の歴史とそれを乗り越え進展した自由貿易……182
1. 歴史の俯瞰 ……182
2. 保護主義と国際協調の歴史 ……183
第２節　貿易制限的措置発動の背景……190
1. 自由貿易への懐疑 ……190
2. 市場歪曲的措置と疑われる政策・慣行の存在 ……194
3. ハイテク分野での覇権争い ……204

第 3 節　貿易制限的措置の弊害……211
1. 貿易赤字の影響についての経済学的な視点 ……211
2. 貿易制限的措置の影響（ケーススタディ分析）……216
3. 足下の貿易制限的措置（米国通商拡大法 232 条関連、通商法 301 条関連）の世界経済への影響 ……227
第 4 節　新たな国際秩序構築の必要性……244
1. 多角的貿易体制の機能不全への危惧 ……244
2. 地域間協定の進展 ……247
3. 新たな分野に対応したルール形成の必要性 ……248
4. 新たなルールベースの国際通商システム構築の必要性 ……250

第 3 章 我が国の対外経済関係の現状と課題 ……251

第 1 節　我が国の対外貿易投資動向……252
1. 財貿易の動向 ……252
2. 経常収支の動向 ……257
3. 金融収支の動向 ……258
4. 投資の動向 ……258
第 2 節　日本を中心としたグローバル・バリュー・チェーンの実態……260
1. 日本企業の海外展開 ……260
2. アジアを中心にした GVC の展開……265
第 3 節　アジアにおける日本の立ち位置と日本企業・産業が目指すべき方向性……281
1. 日本の ASEAN 進出を機とした東アジアの工程間分業の進展……281
2. ASEAN 貿易における日本の存在感の縮小とその背景 ……282
3. 日本企業のビジネススタイルの変化～財輸出から配当・ロイヤリティにおける利益重視へのシフト～ ……285
4. 日本企業と ASEAN 企業との資本関係の結びつきの強さ～中国・韓国との比較～……286
5. ASEAN 経済の変化 ……287
6. 共に成長するための日本と ASEAN の相互協力……290
7. 今後の日本企業・産業が目指すべき方向性 ……292

第Ⅲ部　課題解決に向けた通商政策

第 1 章 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて ……303

第 1 節　G7/G20 ……304
第 2 節　WTO ……307
第 3 節　APEC を通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進 ……313
第 4 節　メガ FTA の進展（TPP11、日 EU・EPA、RCEP 等） ……314
第 5 節　投資関連協定……321

第2章 各国戦略……327

第1節　米国……328
第2節　欧州……333
第3節　中国……336
第4節　ASEAN・大洋州……338
第5節　インド……340
第6節　中南米……342
第7節　ロシア……344
第8節　中東……347
第9節　アフリカ……349

補　　論……351

参考文献……355

図表索引……363

コラム一覧

1．イタリアとフランスの雇用に関する最近の政策…… 51
2．政策立案者への貢献を拡大する
　東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）…… 79
3．米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）について …… 94
4．メキシコ、ブラジルの政権交代について…… 96
5．付加価値貿易による考察…… 126
6．経済政策不確実性指数…… 157
7．貿易赤字に関する誤解（米国のシンクタンクレポート）…… 215
8．通商拡大法232条に基づく自動車・自動車部品への
　関税引上げ措置の影響…… 243
9．米国企業の海外展開…… 272
10．ジャパンモール事業…… 297
11．日米欧三極貿易大臣会合…… 311

凡　例

1．略称

ADB　：Asian Development Bank（アジア開発銀行）
APEC　：Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力）
ASEAN　：Association of South-East Asian Nations（東南アジア諸国連合）
ECB　：European Central Bank（欧州中央銀行）
EPA　：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
ERIA　：Economic Research Institute for ASEAN and East Asia（東アジア・アセアン経済研究センター）
FRB　：Board of Governors of the Federal Reserve System（米国連邦準備制度理事会）
FTA　：Free Trade Agreement（自由貿易協定）
GATS　：General Agreement on Trade in Services（サービス貿易に関する一般協定）
GATT　：General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）
GCC　：Gulf Cooperation Council（湾岸協力会議）
GDP　：Gross Domestic Product（国内総生産）
IEA　：International Energy Agency（国際エネルギー機関）
ILO　：International Labour Organization（国際労働機関）
IMF　：International Monetary Fund（国際通貨基金）
ISO　：International Organization for Standardization（国際標準化機構）
JETRO（ジェトロ）：独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization）
JOGMEC　：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（Japan Oil, Gas and Metals National Corporation）
M&A　：Merger and Acquisition（企業合併・企業買収）
NAFTA　：North American Free Trade Agreement（北米自由貿易協定）
NEDO　：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（New Energy and Industrial Technology Development Organization）
NIEs　：Newly Industrializing Economies（新興工業国・地域）
OECD　：Organization for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）
PPP　：purchasing power parity（購買力平価）
RIETI　：独立行政法人経済産業研究所（Research Institute of Economy, Trade and Industry）
TFP　：Total Factor Productivity（全要素生産性）
UNCTAD　：United Nations Conference on Trade and Development（国連貿易開発会議）
USDA　：United States Department of Agriculture（米国農務省）
USTR　：office of the United States Trade Representative（米国通商代表部）
WIPO　：World Intellectual Property Organization（世界知的所有権機関）
WTO　：World Trade Organization（世界貿易機関）
国連　：United Nations（国際連合）
世銀　：World Bank（世界銀行）※

※国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development）及び国際開発協会（International Development Association）の総称。

※ EPA／FTA について

GATT／WTO は、FTA（加盟国間の関税・数量規制の撤廃）および関税同盟（FTA ＋対非加盟国共通関税）を「地域貿易協定」と呼んでいる。本白書においては、FTA という場合関税同盟を含めており、両者

を峻別する必要がある場合のみ区別している。なお、貿易自由化だけではなく、投資自由化や様々な二国間協力を含むFTAよりも広範な分野に関わる取決めを「EPA（経済連携協定）」と表現する。

2．数値・数式等

(1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年（1～12月）である。また、年度は特記しない限り4月～翌年3月である。
(2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。
(3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「－」は特記しない限り不明、もしくは計上不能または該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。

3．国・地域分類

(1)「国」という表現には地域を含む場合がある。
(2) NIEs、ASEANについては、以下のとおりとする。
① NIEsは、韓国、台湾、香港及びシンガポールの4か国・地域を指す。
② そのうち韓国、台湾、シンガポールを本白書においては、特にNIEs3と表記することとする。
③ ASEANは、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10か国を指す。
④ そのうち前4か国（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア）を本白書においては、特にASEAN4と表記することとする。
(3)「BRICs」は、ブラジル、ロシア、インド、中国の4か国を指す。
(4)「EU」について、1993年11月に欧州連合条約が発効したことにより、欧州連合（EU）が創設されたが、創設当時のEU加盟国12か国をEU12、95年1月以降の加盟国15か国をEU15、2004年5月以降の加盟国25か国をEU25、2007年1月以降の加盟国27か国をEU27、2013年7月以降の加盟国28か国をEU28と表記する。

本書は、特に断りがない限り、平成31年3月末時点で把握可能な情報を元に記載しています。

第Ⅰ部

世界経済の動向

第1章 世界経済の動向

第1節 足下の世界経済動向

第 1 章
世界経済の動向

第 1 節 足下の世界経済動向

1. 世界 GDP の動向

国際通貨基金（IMF）によれば、2018 年の世界の実質 GDP 成長率（以下、成長率）は前年比 +3.6％と、2011 年以来 6 年ぶりの高い成長率だった 2017 年の同 +3.8％から低下した（第 I-1-1-1 図）、（第 I-1-1-2 表）。

2018 年上半期の世界経済は、2017 年に引き続き +3.8％と堅調に推移した。しかし、2018 年は 2017 年に見られた世界同時的な回復とは異なり、国・地域により回復の勢いに差が見られた。年後半からは、中国、ドイツやイタリアを含むユーロ圏、一部新興国で弱さが見られた。また、米中貿易摩擦の激化や関税引上げ、企業の景況感の悪化、主要国の金融市場の引締め、英国の EU 離脱等の政策の不確実性の高まり等を受け、下半期は同 +3.2％と成長の勢いが弱まった。

先進国の成長率は、2018 年は前年比 +2.2％と 2017 年の同 +2.4％から低下、新興・途上国についても同 +4.5％と 2017 年の同 +4.8％から低下した。

今後の世界経済の見通しについて IMF は、2019 年前半は伸び悩みの状態が続くが、緩和的なスタンスに転換した主要先進国の金融政策による下支えに加え、中国の景気刺激策、2018 年に悪化したアルゼンチンやトルコ等の新興国経済の回復等により、2019 年後半から再加速すると見ており、2019 年の GDP 成長率

第 I-1-1-1 図
世界の実質 GDP 成長率の推移と見通し

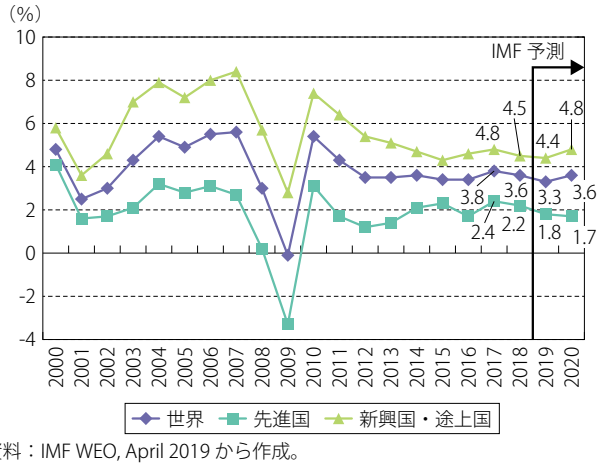

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第 I-1-1-2 表
IMF の主要国・地域の GDP 成長率見通し

（年変化率、%）

	2017 年	2018 年	2019 年 〈予測〉	2020 年 〈予測〉
世界	3.8	3.6	3.3	3.6
先進国	2.4	2.2	1.8	1.7
米国	2.2	2.9	2.3	1.9
ユーロ圏	2.4	1.8	1.3	1.5
ドイツ	2.5	1.5	0.8	1.4
フランス	2.2	1.5	1.3	1.4
イタリア	1.6	0.9	0.1	0.9
スペイン	3.0	2.5	2.1	1.9
日本	1.9	0.8	1.0	0.5
英国	1.8	1.4	1.2	1.4
カナダ	3.0	1.8	1.5	1.9
新興・途上国	4.8	4.5	4.4	4.8
ロシア	1.6	2.3	1.6	1.7
中国	6.8	6.6	6.3	6.1
インド	7.2	7.1	7.3	7.5
ＡＳＥＡＮ５	5.4	5.2	5.1	5.2
ブラジル	1.1	1.1	2.1	2.5
メキシコ	2.1	2.0	1.6	1.9
アルゼンチン	2.7	-2.5	-1.2	2.2
トルコ	7.4	2.6	-2.5	2.5
サウジアラビア	-0.7	2.2	1.8	2.1
ナイジェリア	0.8	1.9	2.1	2.5
南アフリカ	1.4	0.8	1.2	1.5

備考：*1 インドは会計年度ベース。成長率は市場価格ベースの値。
*2 ASEAN5 はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム。

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

は前年比 +3.3％と 2010 年以来の最も低い水準になるものの、2020 年には同 +3.6％に回復すると予測している。

しかし、IMF によれば、この世界の回復の予測はアルゼンチン、トルコ及びその他新興国の経済状態の改善を踏まえたもので、大きな不確実性をはらんでいる。また、先進国については、米国の財政刺激策の効果の剥落とともに徐々に減速を続け、高齢化や生産性の伸び悩みにより、潜在成長率に収斂していくと考えられる。一方で新興国は、中国とインドが世界の経済成長をけん引し、新興国全体として約 5％の安定成長が期待されるが、一次産品価格低迷等が一部の国の見通しを弱め、かなりのばらつきが見られると述べている。

成長に対するリスクは依然として下振れが優勢であり、貿易摩擦の激化による政策の不確実性の高まり、市場心理の悪化による安全資産選好、各国金融政策の更なる引締め、中国経済の想定以上の減速、英国の合意なき EU 離脱等がリスクとして挙げられる。

世界経済見通しについて、IMF や世界銀行、OECD 等の国際機関は定期的に公表している。2018 年後半に世界経済の成長リスクが顕在化してきたことから、世界及び主要国の実質 GDP 成長率の予測を相次いで下方修正した（第Ⅰ-1-1-3 表）。

第Ⅰ-1-1-3 表　国際機関の世界経済見通し

	2018 年	2019 年		2020 年	
		予測値	前回予測値からの修正	予測値	前回予測値からの修正
IMF（2019 年 4 月 9 日）	3.6	3.3	▲ 0.2	3.6	据え置き
世界銀行（2019 年 6 月 4 日）	3.0	2.6	▲ 0.3	2.7	▲ 0.1
OECD（2019 年 5 月 21 日）	3.5	3.2	▲ 0.1	3.4	据え置き

備考：世界銀行の 2018 年は推計値。
資料：IMF「World Economic Outlook, April 2019」、世界銀行「Global Economic Prospects, June 2019」、OECD「Economic Outlook, May 2019」から作成。

2. 財貿易の動向

世界貿易機関（WTO）によると、2018 年の世界の財貿易量の伸び率は前年比 +3.0％と、6 年ぶりの高成長だった 2017 年の +4.6％から大幅に低下した。

幅広い貿易財に対する関税賦課や報復措置、世界経済の成長の鈍化、金融市場の不安定性や先進国の金融環境の引き締まり等を背景に、2018 年第 4 四半期の落ち込みが顕著となり、貿易の伸びが鈍化した。

地域別で見ると、輸出ではアジアが 2017 年の +6.8％から 2018 年は +3.8％へ、欧州が同 +3.7％から同 +1.6％へと減少した。輸入についても、アジアが同 +8.3％から同 +5.0％に減少した（第Ⅰ-1-1-4 表）。

世界の貿易量の伸び率が、世界の GDP 成長率と比べて伸び悩む状況は、「スロートレード」と呼ばれ、最近では 2012 年以降に観測され、世界貿易が経済成長をけん引する力が弱まった状態が 2016 年まで続いた。しかし、2017 年には、貿易量の伸び率と実質 GDP 成長率の比率が 1.5 まで回復し、2018 年についても貿易の伸び率が +3.0％、GDP 成長率が +2.9％[1] と貿易の伸びがわずかに上回り、2017 年に続き、スロートレードの状況が回避された（第Ⅰ-1-1-5 図）。

今後の世界貿易の見通しについて WTO は、米中貿易の緊張と経済の不確実性の高まりから、2019 年の貿易量の伸びは前年比 +2.6％と更に低下するが、2020 年には、貿易の緊張が和らぐことを前提に +3.0％まで回復すると見込んでいる。

1　WTO が公表する実質 GDP 成長率（市場為替ベース）

第Ⅰ-1-1-4 表　世界の財貿易量の伸び率と見通し

（前年比：%）

		2017	2018	2019（予測）	2020（予測）
世界の財貿易量		4.6	3.0	2.6	3.0
輸出					
	先進国	3.6	2.1	2.1	2.5
	途上国	5.6	3.5	3.4	3.7
	北米	4.2	4.3	2.7	3.7
	中南米カリブ諸国	3.0	0.6	0.7	1.0
	欧州	3.7	1.6	1.8	2.0
	アジア	6.8	3.8	3.7	4.1
	その他地域	1.6	2.7	3.4	3.1
輸入					
	先進国	3.3	2.5	1.9	1.9
	途上国	6.8	4.1	3.6	3.9
	北米	4.0	5.0	3.6	2.5
	中南米カリブ諸国	4.6	5.2	2.6	5.8
	欧州	2.9	1.1	1.0	2.1
	アジア	8.3	5.0	4.6	3.7
	その他地域	2.5	0.5	0.5	1.9
世界の実質 GDP 成長率		3.0	2.9	2.6	2.6
	先進国	2.3	2.2	1.8	1.7
	途上国	4.3	4.1	4.0	4.3
	北米	2.3	2.8	2.5	2.2
	中南米カリブ諸国	0.8	0.6	1.8	2.7
	欧州	2.7	2.0	1.1	1.5
	アジア	4.5	4.3	4.2	4.0
	その他地域	1.9	2.2	2.4	2.6

備考：世界の財貿易の数値は輸出と輸入の平均値。
その他地域はアフリカ、中東、CIS。世界の実質 GDP 成長率は市場為替レートベース。
資料：WTO から作成。

第Ⅰ-1-1-5 図
世界貿易量伸び率と実質 GDP 伸び率の比較

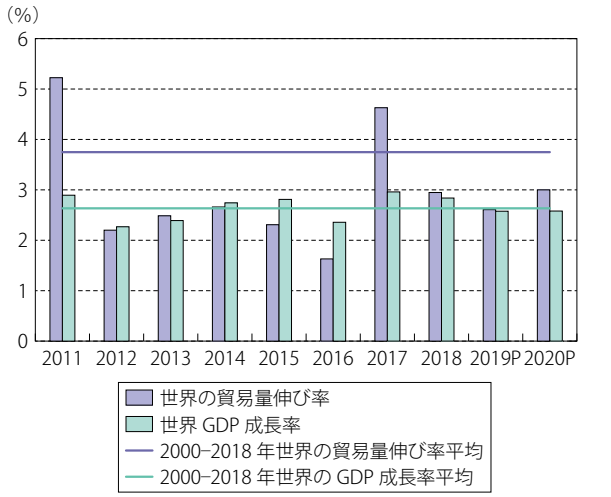

資料：WTO から引用（https://www.wto.org/english/news_e/pres19_e/pr837_e.pdf）

3. 景況感の動向

景気先行指標である世界の購買担当者指数（PMI）を見ると、2018 年の世界の製造業 PMI は、業況の改善と悪化の分かれ目となる 50 の水準を上回り推移したが、2018 年 1 月の 54.3 をピークに徐々に低下を続けた。同 PMI は、2019 年 3 月には 50.6 と、50 をわずかに超える水準に留まり、足下の世界の製造業は勢いを失った状態にある（第Ⅰ-1-1-6 図）。

地域別では、先進国が 2019 年 3 月に 50.0 と中立水準まで低下し、新興国は 3 月に 51.0 と 2 月の 50.6 からやや持ち直しを見せている（第Ⅰ-1-1-6 図）。

国別に見ると、新興国では、中国が 2 月 49.9 から 3 月は 50.8 と明確に上昇しており、景気刺激策の効果を指摘する声もある。また中国と貿易関係が強い韓国、台湾、ベトナム等も連動して上昇した。先進国では、ユーロ圏が 2 月 49.3 から 3 月は 47.5 に悪化し、2 か月連続で 50 を下回った。特にドイツが前月 47.6 から 44.1 と低下が著しかった（第Ⅰ-1-1-7 図）、（第Ⅰ-1-1-8 図）。

第Ⅰ-1-1-6 図　世界の製造業 PMI の推移

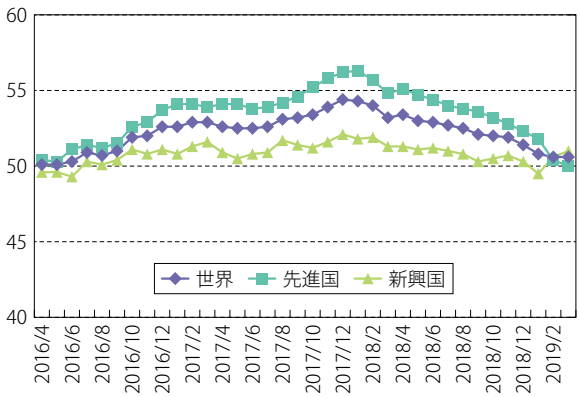

資料：Refinitiv から作成。

第Ⅰ-1-1-7図
主要国・地域の製造業PMIの推移（米国、中国、日本、ユーロ圏、ドイツ）

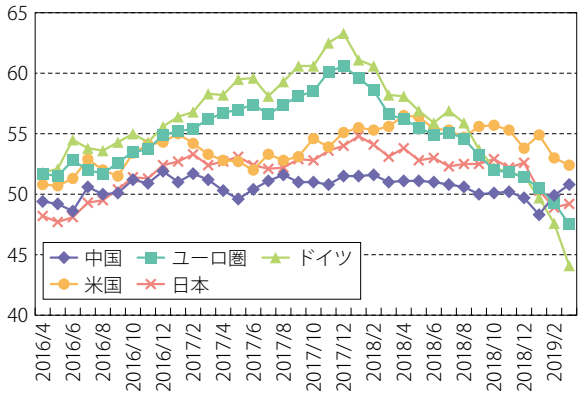

資料：Refinitivから作成。

第Ⅰ-1-1-8図　製造業PMI（アジア）

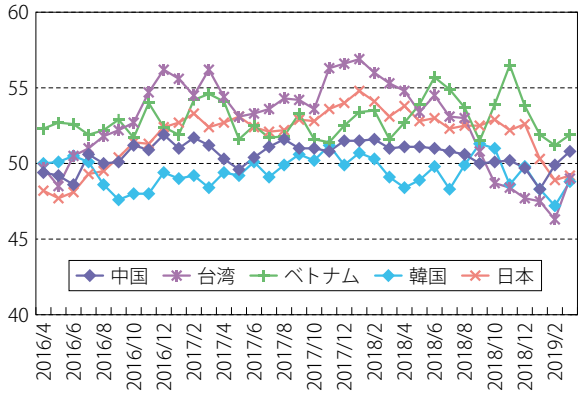

資料：Refinitivから作成。

第Ⅰ-1-1-9図　世界のサービス業PMIの推移

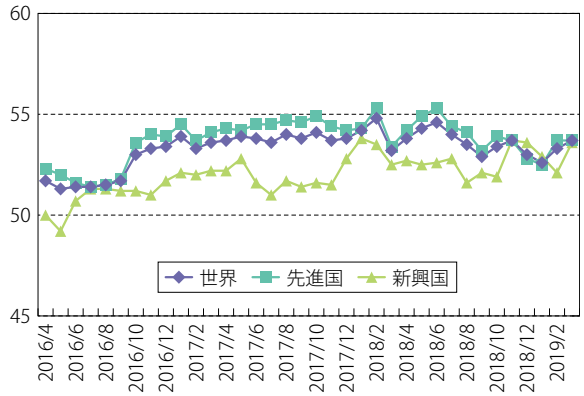

資料：Refinitivから作成。

第Ⅰ-1-1-10図
主要国・地域のサービス業PMIの推移（米国、中国、日本、ユーロ圏、ドイツ）

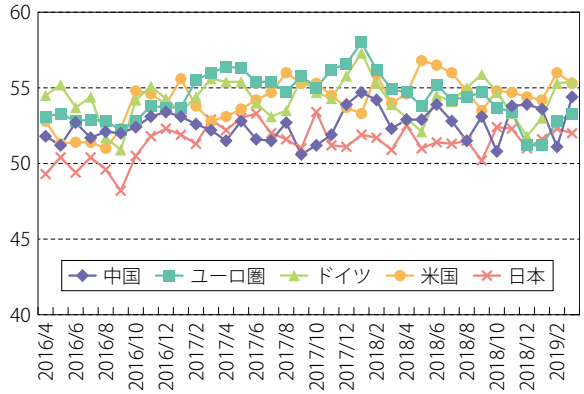

資料：Refinitivから作成。

次に2018年の世界のサービス業PMIについて見ると、業況の分かれ目となる50の水準を大きく上回り、低迷が続く製造業とは対照的に、堅調に推移している。

世界のサービス業は、2018年2月の54.8をピークに、伸び率は低下傾向にあったが、2019年2月に53.3、3月53.7と回復を示している。先進国が2月と3月がともに53.7、新興国が2月52.1から3月53.6と上昇しており、サービス業が世界経済の成長をけん引しているといえる（第Ⅰ-1-1-9図）。

国別に見ると、米国が2018年以降、55近辺の高い水準で推移しており、好調な世界のサービス業を主導している。中国も2018年11月以降、春節の影響で2月に一時的な落ち込みがあったが、54近辺の高い水準で推移しており、好調ぶりが伺える。ドイツは2018年9月以降低下を続けていたが12月から順調に回復し2019年3月には55.4となり、ユーロ圏も連動して高水準の回復を維持している（第Ⅰ-1-1-10図）。

4. サービス貿易の動向

国連貿易開発会議（UNCTAD）及びWTOによると、2018年の世界のサービス貿易額（輸出額ベース）は5兆7,983億ドルで、前年比+7.7％と2017年の+8.4％に続き堅調に増加した。

国・地域別で見るとサービス輸出は米国が8,080億ドルと国別最大で、輸入額も5,360億ドルと国別で最大となった。輸出についてみると、新興国ではエジプト、モロッコ、中国等、先進国ではオランダ、アイルランド、イスラエルが前年比2桁の伸びを示している（第Ⅰ-1-1-11表）。

項目別で見ると、全ての項目が増加したが、財関連サービスが前年比+10.6％と大幅に増加し、輸送サー

第Ⅰ-1-1-11 表　地域別サービス貿易額の推移

（10億ドル、変化率：%）

		輸出				輸入			
		2018	2016	2017	2018	2018	2016	2017	2018
世界		5,798	1.6	8.4	7.7	5,512	1.4	6.6	7.2
北米		931	1.0	5.5	4.1	687	3.0	6.9	3.2
	米国	808	0.7	5.2	3.8	536	3.8	6.6	3.0
中南米カリブ諸国		159	0.7	5.4	2.1	183	-5.7	6.0	2.1
	ブラジル	33	-1.4	3.4	-1.3	66	-10.8	7.9	-0.9
ヨーロッパ		2,781	1.9	9.0	7.9	2,350	2.6	5.6	8.0
	EU28ヵ国	2,470	2.0	8.6	7.7	2,094	2.3	4.8	8.0
	ドイツ	337	4.1	9.8	7.1	364	4.8	9.1	6.3
	イギリス	381	-2.1	3.4	6.8	228	-2.8	0.3	10.5
	フランス	287	1.8	5.9	4.6	255	3.0	2.3	3.7
	オランダ	241	-3.7	14.8	11.4	230	-13.9	13.1	10.9
	アイルランド	206	12.2	21.1	14.4	219	25.6	-8.5	8.8
アジア		1,474	1.4	8.6	9.8	1,663	2.5	7.3	8.1
	中国	265	-4.3	8.7	17.1	521	3.7	3.3	12.2
	日本	187	7.7	6.4	3.1	198	4.4	3.5	3.7
	シンガポール	184	0.8	10.0	6.6	187	-2.1	13.6	2.9
	インド	206	3.5	14.5	11.4	175	8.3	15.9	13.6
	韓国	98	-2.6	-5.5	10.4	127	-0.0	12.6	2.0
	香港	114	-5.4	5.4	9.3	81	0.6	3.8	4.9
	オーストラリア	69	5.7	12.3	6.8	72	-2.0	9.5	6.3
その他地域		455	1.5	10.8	10.0	629	-4.9	8.2	7.9
	ロシア	64	-1.9	14.0	11.9	94	-16.2	19.6	7.1
	エジプト	23	-26.4	39.9	26.1	17	-2.0	-1.9	8.4
	南アフリカ	16	-4.7	10.0	1.5	16	-3.8	8.5	2.3
	モロッコ	18	4.1	13.2	10.3	10	5.3	20.9	7.5
	イスラエル	50	7.2	13.2	11.5	30	7.7	12.0	6.2

資料：WTOから作成。
備考：「その他地域」は、「世界」の額から「北米」、「中南米カリブ諸国」、「ヨーロッパ」、「アジア」の額を引いたものである。

ビスが+7.1%に減速した（第Ⅰ-1-1-12図）。

第Ⅰ-1-1-12図
世界の項目別サービス貿易の伸び率の推移(輸出額ベース)

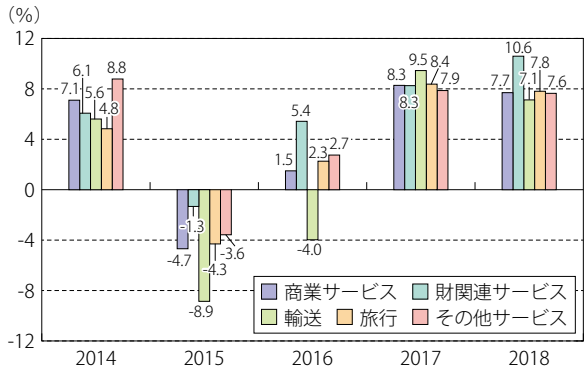

資料：UNCTADから作成。

サービス貿易が、財貿易も含めた貿易全体に占める割合（輸出額ベース）は、2011年を底に拡大し、2013年以降は20%以上で推移している（第Ⅰ-1-1-13図）。

サービス貿易と財貿易（輸出額）の伸び率を比較すると、2018年は、サービス貿易が前年比+7.7%（2017年：+8.3%）、財貿易が同+9.8%（同+10.6%）と2017年に続き、財貿易の拡大がサービス貿易の拡大を上回っているが、いずれも堅調に推移している（第Ⅰ-1-1-14図）。

第Ⅰ-1-1-13 図
サービス貿易の貿易全体に占める割合推移(輸出額ベース)

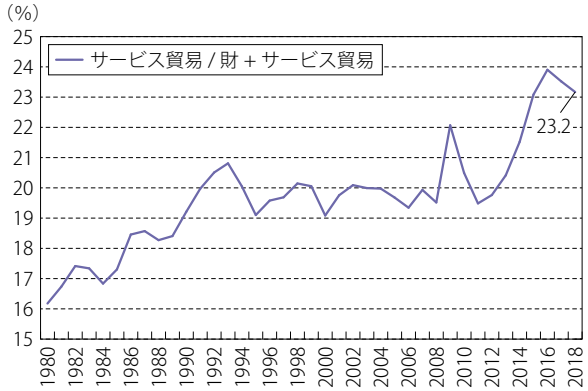

備考：1985～2009 年までは BPM5、2010 年以降は BPM6。輸出額ベース。
資料：UNCTAD から作成。

第Ⅰ-1-1-14 図
財貿易とサービス貿易の伸び率推移（輸出額ベース）

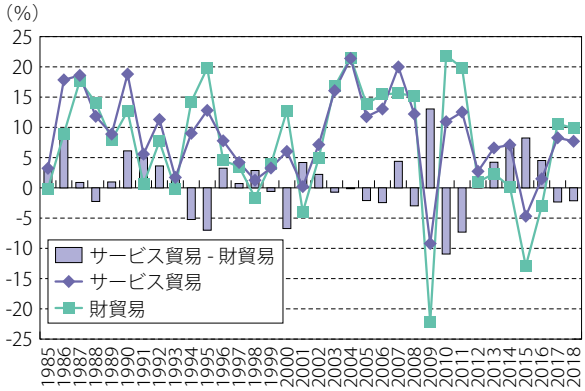

備考：1985～2009 年までは BPM5（IMF 国際収支マニュアル第 5 版ベース、2010 年以降は BPM6（同 6 版）。
財貿易、サービス貿易ともに輸出額ベース。
資料：UNCTAD から作成。

5. 鉱工業生産指数の動向

オランダ経済分析局によると、世界の鉱工業生産指数は、新興国については 2009 年秋に、2008 年の世界経済危機以前のピークの水準まで回復し、その後も堅調に推移している（第Ⅰ-1-1-15 図）。

地域別にみると、先進国では、米国が 2014 年 11 月をピークに成長が低下したが、2017 年 9 月以降再び堅調に上昇し、先進国の鉱工業生産をけん引している。ユーロ圏では、2010 年に発生した欧州債務危機の影響で成長が腰折れしたが、2016 年 5 月以降上昇し、2017 年以降は横ばいとなったが、足下では低下が見られる。日本は、2011 年の東日本大震災の影響等により大きく低下、その後も低迷が続いていたが、2014 年以降はほぼ横ばいで推移し、足下では低下が見られる（第Ⅰ-1-1-16 図）。新興国は中国を含むアジア新興国がけん引しているが、中東欧、中東アフリカ、中南米は長期間横ばいで、中南米は停滞している（第Ⅰ-1-1-17 図）。

第Ⅰ-1-1-16 図　鉱工業生産（先進国）

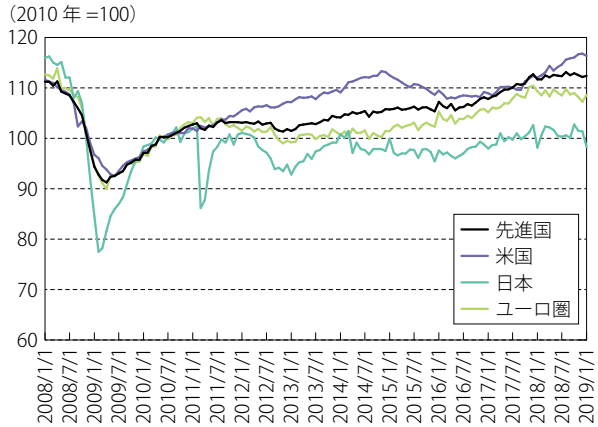

資料：オランダ経済分析局「World Trade Monitor」から作成。

第Ⅰ-1-1-15 図　鉱工業生産（世界）

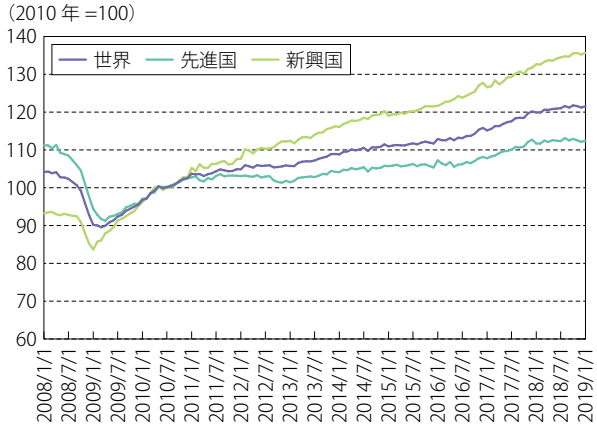

資料：オランダ経済分析局「World Trade Monitor」から作成。

第Ⅰ-1-1-17 図　鉱工業生産（新興国）

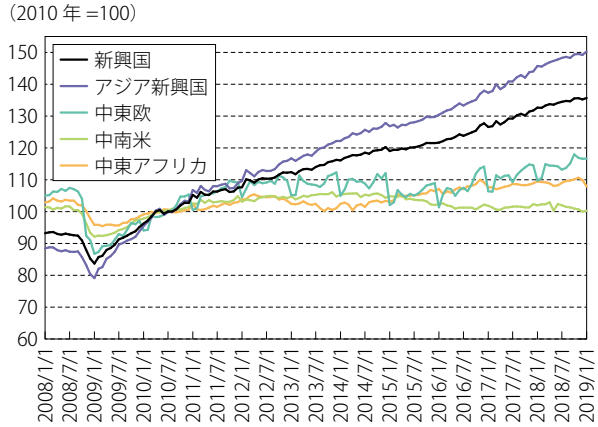

資料：オランダ経済分析局「World Trade Monitor」から作成。

第2章 世界経済の先行きに迫るリスク要因

第1節 新興国金融リスク

第2節 資源価格の動向

第2章
世界経済の先行きに迫るリスク要因

第1節 新興国金融リスク

2018年前半は、好調な経済を背景とした米国の長期金利上昇[2]をきっかけに、一部の新興国で通貨の大幅な下落が発生し、新興国の金融面の脆弱性が露見する場面が見られた。また、年後半には、中国を含む世界経済の減速懸念や政治・政策の不確実性も加わり、世界の金融安定化に影響を与える様々なリスクが顕在化した。本章では、世界経済の先行きに影響を与えるリスク要因のうち、新興国金融リスクと資源価格の動向について取り上げる。

1. 最近の世界の金融環境

足下の世界経済は、米国の景気拡大や堅調な新興国の経済成長に支えられ、一部の国や地域に弱さがみられるが、全体としては緩やかな回復を維持している。国際的な金融環境は、総じて緩和的に推移し、国際的なリスク選好の高まりを背景に主要市場の資産価格は上昇し、経済の成長を支えてきた。

堅調な経済を背景とした米国の政策金利の引き上げやインフレ期待の高まりが、米国の長期金利上昇やドル高をもたらし、その影響により、一部新興国では、通貨下落や物価の上昇、資金流出が発生し、その対応策として政策金利を引き上げる等、金融環境に厳しさがみられた。

また、米国と中国間の貿易摩擦の激化、中国を含む世界経済成長の減速懸念、英国のEU離脱、ドイツやイタリア、フランス等の政治・政策の不確実性、原油価格の変動等、世界の金融安定化に影響を与えるリスクが顕在化している。

2018年第4四半期には、株価や石油価格の下落等、金融市場に動揺が見られたが、2019年に入り力強い回復を示している。国際通貨基金（以下、IMF）は、その背景には、米中貿易交渉の先行きに対する楽観論の広まりや主要先進国の中央銀行が金融政策正常化の遂行にあたり、より忍耐強く柔軟な姿勢を採用したことがあるとしている。また、先進国の金融政策が金融引き締めに慎重になったことが、世界的に成長が鈍化している中で、良好な市場心理が維持される一助になったと述べている[3]。

以下では、世界の株価、為替、米国の長期金利、政策金利、物価及び新興国の資金フローの動向について概観する。

（1）株価の動向

2018年前半、好調な経済に支えられ、株価は上昇傾向にあったが、米国の長期金利の上昇や米中貿易摩擦への警戒感の高まりにより2月、10月、12月に米国の主要株価が大幅に下落、世界同時に株価が下落した。2019年に入り回復が続いている（第I-2-1-1図）。

（2）米国の長期金利の動向

2018年前半は、景気拡大を背景とした利上げや原油高によるインフレ期待等を背景に米国の長期金利が上昇し、4月25日には約4年ぶりに10年債の金利が3%台に上昇した。年後半には世界経済や金融政策等に対する不透明性の高まりから、長期金利は低下し、

2　2018年2月発表の米国雇用統計で賃金の伸び率が市場予想を大きく上回ったことで長期金利が上昇したと言われている。
3　IMF国際金融安定化報告書（2019年4月）

第Ⅰ-2-1-1 図　世界の株価の推移

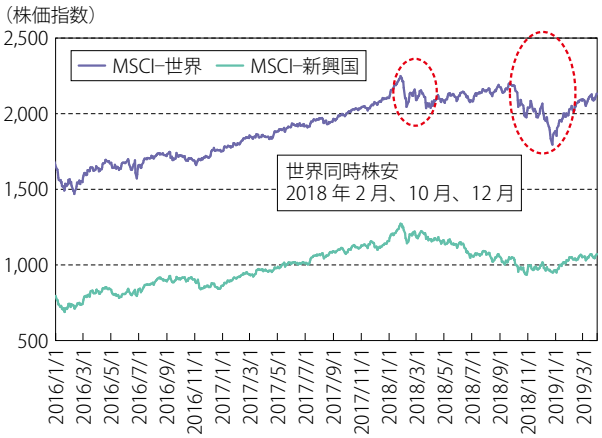

備考：MSCI（モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル）が算出・公表する株価指数。
資料：Refinitiv から作成。

第Ⅰ-2-1-2 図
米国債利回りと FF 金利誘導目標水準の上限の推移

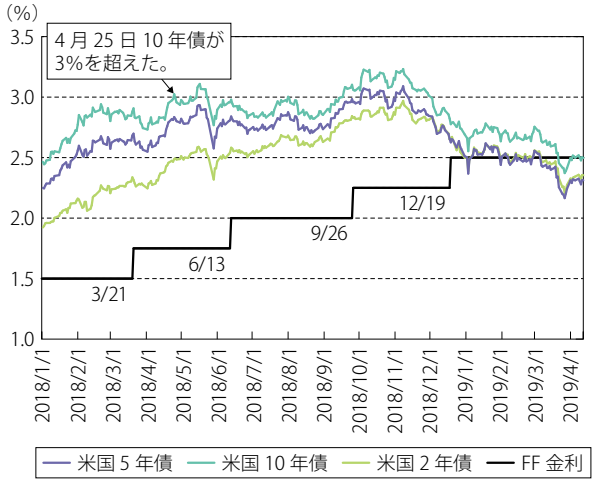

備考：「FF 金利」はフェデラル・ファンド・レート誘導目標水準の上限値。
資料：Refinitiv から作成。

2018 年 12 月[4]には 2 年債利回りと 5 年債利回りが、更に 2019 年 3 月[5]にも 10 年債と 3 か月債の利回りが逆転する局面が見られた（第Ⅰ-2-1-2 図）。

（3）為替の動向

米国ドルの名目実効レートは高い水準で推移している[6]（第Ⅰ-2-1-3 図）。

（第Ⅰ-2-1-4 図）は、2018 年以降の主要新興国の為替レートの推移を示す。2018 年 4 月に米国 10 年国債の金利が 3% を超えて以降、多くの新興国で同時的に通貨が下落した。特にアルゼンチンやトルコで大幅に

第Ⅰ-2-1-3 図
主要通貨の名目実効為替レートの比較と推移

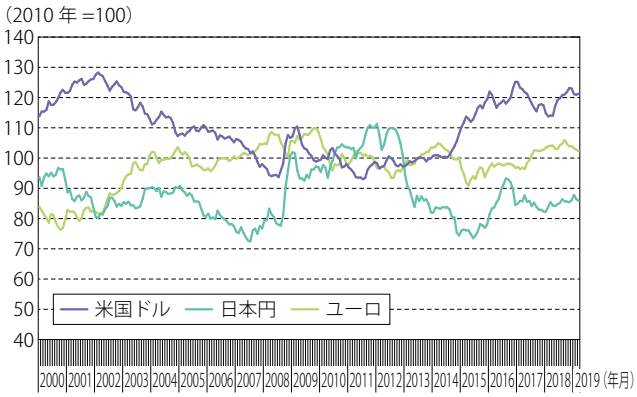

資料：国際決済銀行（BIS）から作成。

第Ⅰ-2-1-4 図　主要新興国通貨の為替レートの比較と推移

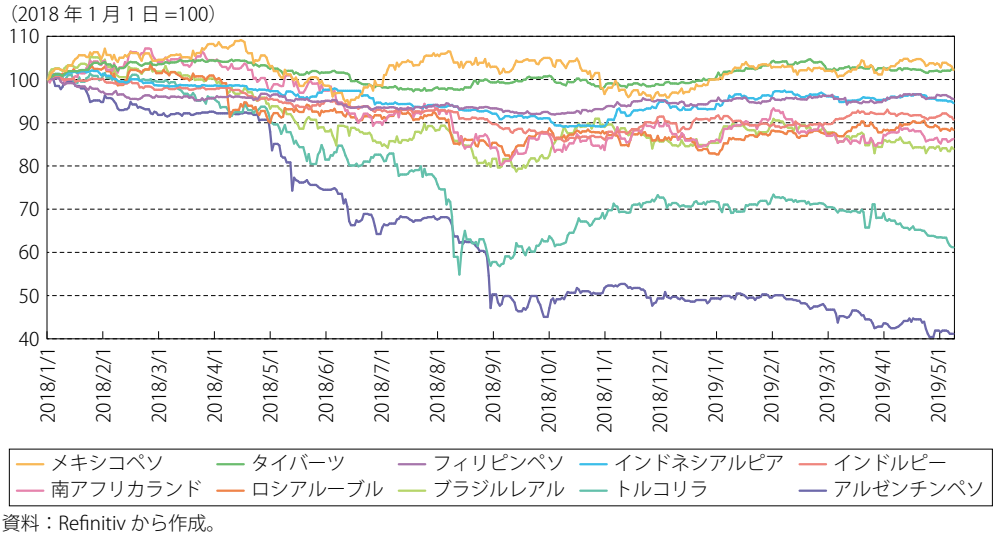

資料：Refinitiv から作成。

4　2018 年 12 月 3 日に 2 年債と 5 年債の利回りが逆転。債券市場では期間が長い債券ほど金利が高くなることが一般的だが、先行きの景気後退が警戒される場合等に金利が逆転する逆イールドと呼ばれる現象が起こることがある。
5　2019 年 3 月 22 日に 10 年債と 3 か月物財務省短期証券の利回りが逆転。3 月の連邦公開市場委員会（FOMC）は、フェデラル・ファンド・レート（FF 金利）の誘導目標水準を据え置くことを決定した（2.25%～2.50%）。FOMC 参加者の政策金利見通し（中央値）から計算される 2019 年の利上げ回数はゼロと示唆される。

下落したが、ブラジル、南アフリカ、ロシア、インド、インドネシア等でも通貨の下落が見られた。

（第Ⅰ-2-1-5図）は、2018年８月のトルコ・ショック[7]発生直後の９月初旬時点のアルゼンチンペソとトルコリラを含む主要新興国通貨の2018年の年初来の騰落率の比較を示す。これによると、アルゼンチンペソとトルコリラが他の通貨に比べて大きく下落したことがわかる。

第Ⅰ-2-1-5図
主要新興国通貨の年初来騰落率の比較（対ドル）

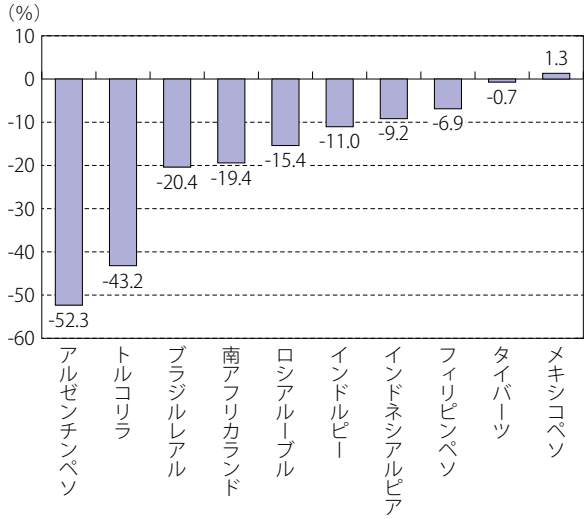

備考：2018年年初と同年９月４日時点との比較。
資料：Refinitivから作成。

（4）政策金利と物価の動向

通貨が下落すると、輸入依存度が高い国では、輸入品価格の上昇により国内物価が上昇するため、通貨防衛とインフレ抑制のため、政策金利の引き上げが必要となる。金利の引き上げは、個人消費や企業の投資の停滞を招き、景気後退のリスクを伴うことから、各国中央銀行は慎重な対応を行っている（第Ⅰ-2-1-6図、第Ⅰ-2-1-7図、第Ⅰ-2-1-8図）。

過去にインフレが問題となった新興国でも、最近は物価上昇に落ち着きが見られる。世界銀行は、その背景として、新興国で金融政策が適切に運営されてきたことやグローバル化[8]の影響があると述べている[9]。

足下の新興国のインフレ率を見てみると、ベネズエラが突出して高い状態にあり、アルゼンチン、トルコ

第Ⅰ-2-1-6図　主要国の政策金利の推移

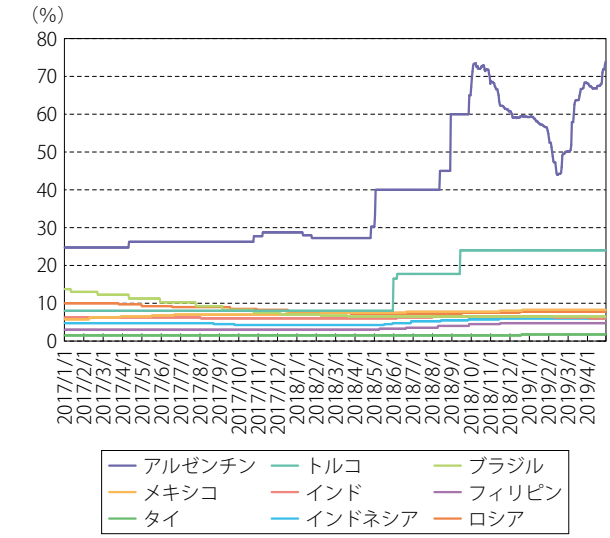

備考：数値は2019年４月30日時点。
資料：Refinitivから作成。

第Ⅰ-2-1-7図　インフレ率（新興国アジア）

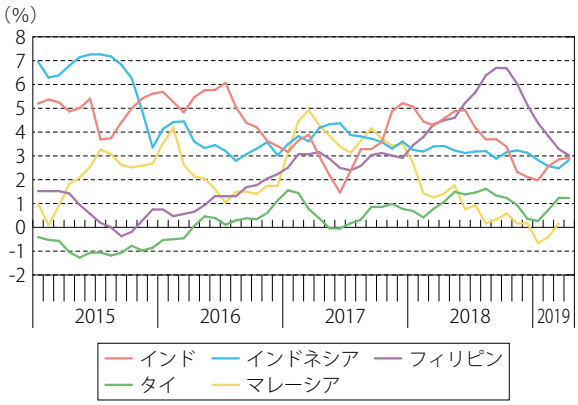

資料：CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-2-1-8図　インフレ率（新興国アジア以外）

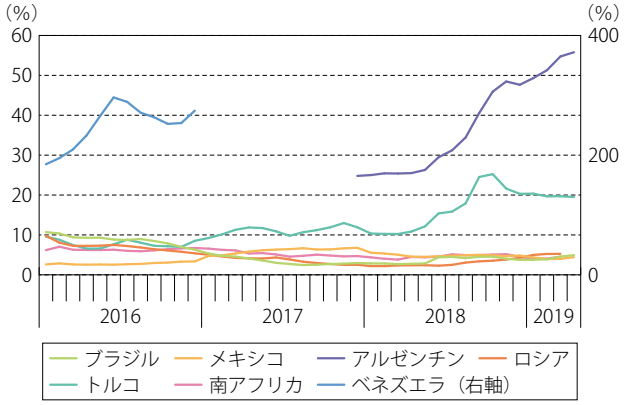

備考：ベネズエラのデータは2016年12月まで。
資料：CEIC Databaseから作成。

6　好況と利上げを背景に、米国の金利が上昇する一方、世界では景気に停滞・減速感が広まり、米国との金利差が拡大、ドルにマネーが集中した。（日本経済新聞　2018年12月22日）
7　トルコ・ショックとは、2018年８月に、米国人牧師の拘束を巡る外交問題を直接のきっかけに、米国がトルコに対して経済制裁を発動したことにより、トルコリラが一斉に売られて急落し、その影響が他の新興国や欧州等に波及し、世界の金融市場に動揺を与えた通貨リラ急落に端を発した通貨危機のことをいう。（後述文を参照）
8　グローバル化の進展に伴い、一国のインフレ率は国内の経済状況だけでなく、資源価格等、国際市況等、国外の動向にも左右されるようになった。最近の先進国の物価の安定や原油価格下落も、新興国のインフレ率の落ち着きにつながったとの見方もある。
9　Work Bank, Global Economic Prospect, January 2019

が続くが、アジアの国では落ち着きが見られる。

(5) 新興国の資本フローの動向

世界金融危機後、緩和的な金融環境下で先進国の金利が低下傾向となる中、相対的に高い利回りを期待した投資資金が新興国に流入し、新興国経済の成長が支えられてきた。

2018年の新興国の対外証券投資（株式及び債権）の資金フローを見ると、米国の長期金利（10年債）が3%を超えた4月末から7月にかけて、株式、債券ともに流出がみられた。9月以降は流入の状態に復帰し、第4四半期には安定したが、世界経済の先行き懸念等によりやや低調な水準に留まっていた。2019年に入り、米国の利上げ局面が終了に近付いているとの見方が共有され、米国への資金回帰による新興国からの資金流出圧力が和らいだ。一部新興国では政策金利を据え置く動きも出ている[10]（第I-2-1-9図）。

第I-2-1-9図
新興国市場の対外証券投資資金フローの推移

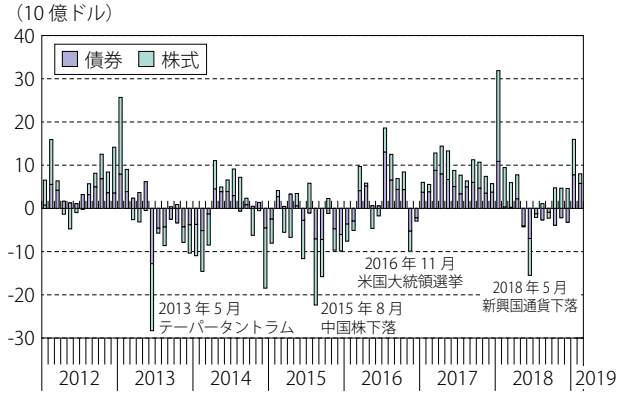

資料：IMF WEO, April 2019から作成。

2018年10月公表のIMF[11]「資本フロー・アット・リスク分析」によると、今後数四半期の期間に、市場参加者の米国の政策金利上昇への期待が高まり、それに伴い新興国の資金流出圧力が大幅に上昇していくとし、中国を除く新興国の証券投資資金が2019年末までに約890億ドル（対象国のGDP合計の0.6%相当）以上流出する可能性が5パーセントの確率であり、この流出規模は世界経済危機時の資本流出額に相当するとの試算が示された（第I-2-1-10図）。

その後、2019年4月公表のIMFの同分析によれば、

第I-2-1-10図
IMFの新興国からの資本流出額の試算①（2018年10月公表）

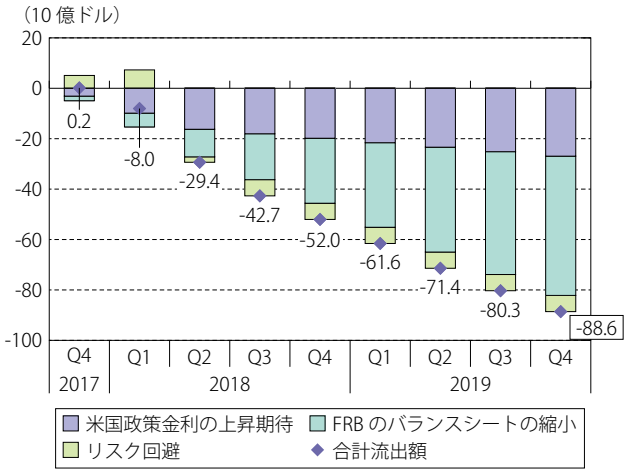

資料：IMF Global Financial Stability Report, October 2018から作成。

2018年に新興国向けの証券投資資金は持続的な流出圧力を受けたものの、この数か月間に回復をみせ、特に2018年第4四半期には、株価や原油価格下落等の厳しい外部環境にもかかわらず、資金フローは安定をみせた。IMFは、投資家のリスク回避傾向の高まり等により、約200億ドル（2015-2018年の平均年間流入額の10%相当）の資金の流出が推計されたが、米国の金融政策の見直し（正常化路線の停止）に対する期待が、流出圧力を相殺したと述べている[12]（第I-2-1-11図）。

第I-2-1-11図
IMFの新興国からの資本流出額の試算②（2019年4月公表）

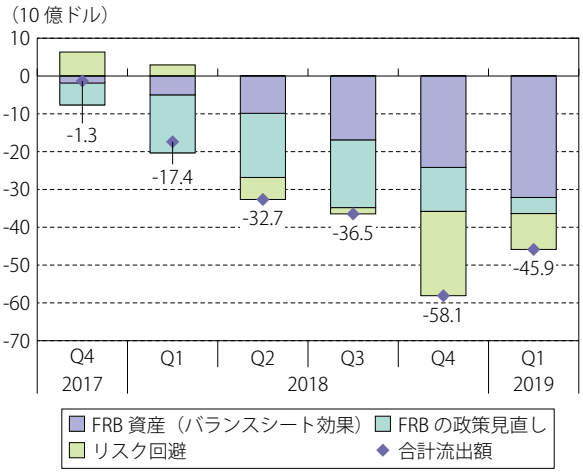

資料：IMF Global Financial Stability Report, April 2019から作成。

10　メキシコ、ブラジル等
11　IMF Global Financial Stability Report, October 2018
12　2019年第1四半期の部分的なデータは、債券流入による資金フローの大幅な回復を示している。

2. 主要先進国（米国・欧州・日本）の金融政策の動向

米国、欧州、日本の主要先進国では、これまで緩和的な金融政策が実施されてきたが、米国に続きEUが2018年12月に量的緩和政策を終了させ、金融政策の正常化の動きが進行した。しかし、2019年に入り、世界的な経済の減速懸念等から、米国と欧州で正常化を見直す動きが見られた。先進国の金融政策が、新興国ひいては世界の金融市場の安定化に与える影響が大きいことから、以下では米国、EU、日本の金融政策の動向について概観する。

（1）米国

米国では、景気回復に伴い、連邦準備制度理事会（FRB）が、金融政策正常化に向けた歩みを着実に進め、2017年に計3回、2018年に計4回のフェデラル・ファンド・レート（FF金利）誘導目標水準の引上げを実施し、2018年12月時点のFF金利を年2.25～2.50%とした。また、2017年10月以降、償還期限を迎えた債券の再投資額を減少させることで、保有資産を縮小させるバランスシートの規模縮小を実施し、2018年12月時点で資産規模は4.1兆ドルまで縮小した。

しかし、2019年に入りFRBは3月20日の連邦公開市場委員会（FOMC）において、FOMC参加者の政策金利見通し（中央値）から計算される2019年の利上げ回数はゼロと示唆されるとともに、米国債等の保有資産の縮小も9月末で終了する方針を示した[13]（第Ⅰ-2-1-12図）。

（2）欧州

欧州では、2017年から景気が緩やかな回復を見せ、消費者物価上昇率（HICP総合）も1%台半ばまで上昇した。さらに2018年に入り、同上昇率が加速し、同年半ばには物価安定の目標値である2%近辺で推移する中、欧州中央銀行（ECB）は6月、10月以降の資産買い入れ額を月150億ユーロに減額した上で、12月末に買い入れを終了する方針を決定し、2015年3月に開始した国債を含む資産買い入れ策（APP：Asset Purchase Programmes）は18年12月末を以て終了した（償還再投資は継続中）。欧州債務危機後に実施されてきた非常に緩和的な金融政策は、経済が回復する中で正常化していくことが必要であり、資産買い入れ策の終了はそのための一つの段階である。

第Ⅰ-2-1-12図　FRBの保有資産の推移

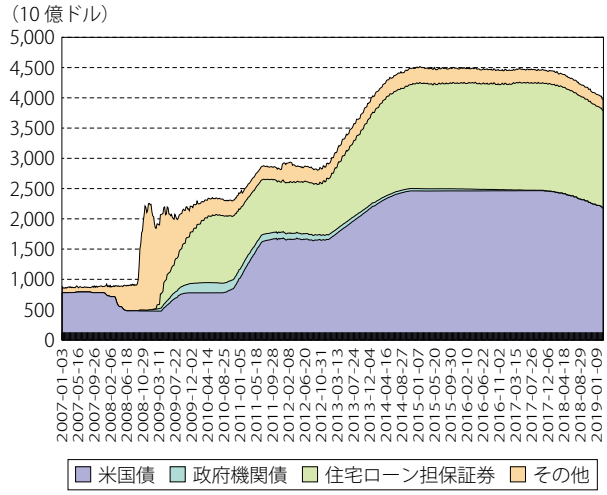

資料：FRBから作成。

金融政策の正常化に向けた次のステップは、政策金利の引上げであるが、2018年末から2019年初にかけて、ユーロ圏の消費者物価上昇率は大きく鈍化した。エネルギー価格の下落を背景に、全品目ベース物価が、2018年10月の年率2.3%から2019年3月に同1.4%に低下したほか、エネルギーや食品等を除くコア物価についても、同期間に1.2%から0.8%にまで低下しており、経済指標の軟化も踏まえ、ECBは経済見通しを大幅に下方修正するに至った。

2019年3月のECB理事会では、経済見通しの下方修正に伴い、政策金利を現行の水準に据え置く期間について、2019年夏から、2019年末までに延長した。さらに、市中銀行に対する低利の長期資金供給オペといった、金融緩和の強化に繋がる措置を2019年9月より実施することも決定された。

マイナス金利を含む低い政策金利による銀行収益への副作用が懸念される中で、金融セクターからは政策金利の引上げが期待されている。しかし、世界経済の減速懸念が強まっており、米国によるユーロ圏の自動車に対する輸入関税賦課の可能性や、英国のEU離脱をめぐる不透明感の高まり等が経済の重石となり、イ

13　利上げについては、当初2019年と2020年については、より緩やかなペースで利上げを行うことを示唆しており、19年中に年2回の利上げ実施という見方が大勢となっていた。また、保有資産の縮小も当初終了時期を21年から22年にかけてと想定していた。FOMC参加者によるFF金利の見通しの中央値をみると、2018年末の中央値が2.375%、2019年末の中央値が2.375%とされていることから、2019年の利上げ回数はゼロと示唆される。

ンフレ率が上昇軌道に乗らない場合、政策金利の引上げは、さらに後ろ倒しとなる可能性も指摘される。

（3）日本

日本では、足下の景気は緩やかに回復しているものの、消費者物価上昇率（前年比）が2%の「物価安定目標」に達していない中、日本銀行は、2019年4月の金融政策決定会合で、海外経済の動向や消費税引上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、少なくとも2020年春頃まで、現在のきわめて低い長短金利の水準（短期金利：マイナス0.1%、長期金利：ゼロ%程度）を維持することを示した。

3. 債務増大リスク

リーマン・ショック後の低金利と低ボラテリテイーといった緩和的な世界の金融環境下で、多くの新興国が金融面の脆弱性と債務増大の問題を抱えている。金融環境の引締め局面での金利上昇による既存の債務負担や資金調達コストの上昇が、金融の安定化や経済成長に与える影響が懸念される。以下では、世界の債務の状況と対外債務の増大が世界や各国の金融市場に動揺を招く可能性について考える。

（1）世界の債務の状況

国際決済銀行（以下、BIS）の[14]統計によると、世界の「非金融部門（金融部門以外の政府及び民間部門（家計＋企業））の債務残高は、2018年（9月末時点）で対名目GDP比（以下、GDP比）231.2%と2008年末の同201.8%から増加した。新興国に比べ、先進国の方が極めて高い水準にはあるが、先進国では2018年は対GDP比で264.1%と2009年以降、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、新興国では2018年で179.2%と2008年の107.2%から顕著な増加が見られる（第Ⅰ-2-1-13図）。

民間部門と政府部門の債務の割合を見ると、2018年（9月末時点）で、先進国では民間部門61.1%、政府38.9%、新興国では民間部門74.4%、政府部門25.6%と、双方ともに民間部門の割合が高く、特に新興国の民間部門の割合の増加が著しいことが（第Ⅰ-2-2-13図）から確認される。

（2）民間部門（家計部門・企業部門）の債務の状況

更に、BISの統計で、民間部門（家計及び企業部門）の債務の対GDP比について見てみると、先進国では、家計、企業部門ともにほぼ横ばいで推移しているが、新興国[15]では両部門ともに増加、特に企業部門の増加が著しく、2014年には先進国の対GDP比を超えて増大している（第Ⅰ-2-1-14図）。

第Ⅰ-2-1-13図　世界の債務残高の推移（非金融部門）

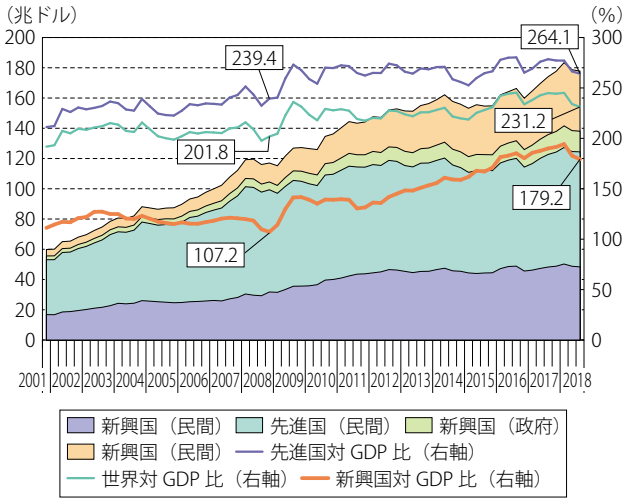

備考：非金融部門（政府部門＋民間部門）、2018年9月末時点。
資料：国際決済銀行（BIS）から作成。

第Ⅰ-2-1-14図
部門別の民間債務残高の推移（対GDP比）

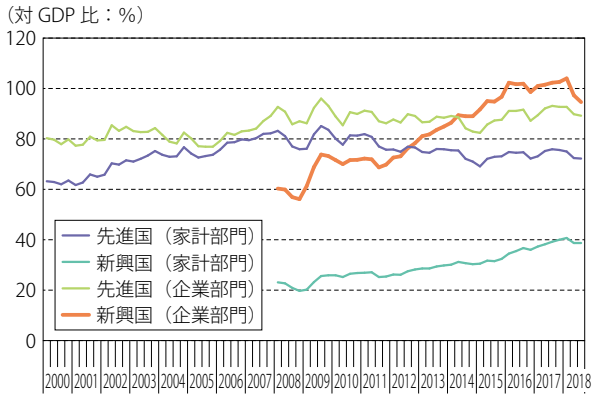

資料：国際決済銀行（BIS）から作成。

企業の債務については、景気が拡大し、金利が上昇

14　BISの与信統計（Total Credit）のデータより作成
15　新興国についてのデータは2008年以降のみ

した場合、利払いの負担とともに資金調達コストが増加するため、投資への影響が懸念される。また、景気が後退に転じた場合は、多額の借入により資金調達を行っている企業にとり、返済の負担が高まり、不良債権問題を誘発、投資の低迷や債務不履行の増加による景気悪化の影響が増幅される可能性も懸念される。

次に国・地域別に、民間債務残高の対 GDP 比を見ると、2018 年 9 月末時点では、香港、カナダ、中国、韓国、シンガポール、ユーロ圏、日本、米国が上位となっており、2008 年との比較では 2018 年は、日本、米国では低下したが、香港[16]、カナダ[17]、中国[18]、韓国、シンガポール、ユーロ圏の他、新興国の多くで上昇している（第 I-2-1-15 図）。

また、BIS は、過去の金融危機の分析の経験から、GDP の成長率よりも早いペースで民間債務が拡大した国では、金融危機に直面するリスクが高いとし、具体的には、GDP に対する民間債務の比率の長期トレンドからの乖離（債務・GDP ギャップ：Credit to GDP Gaps）が 9%以上の場合、3 年以内に 3 分の 1 の確率で金融危機や大幅な景気後退が起こるとしている[19]。以上を踏まえて（第 I-2-1-16 図）から、各国の数値を見ると、2018 年 9 月時点で 9%を超過している国・地域は、香港、トルコ、

第 I-2-1-15 図
国・地域別の民間債務残高の比較（対 GDP 比）

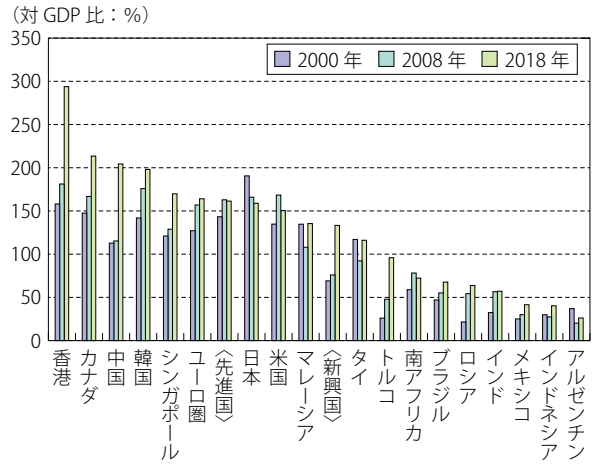

備考：2018 年の数値は 2018 年 9 月末時点の残高。
資料：国際決済銀行（BIS）から作成。

第 I-2-1-16 図
国・地域別の債務・GDP 比ギャップの比較

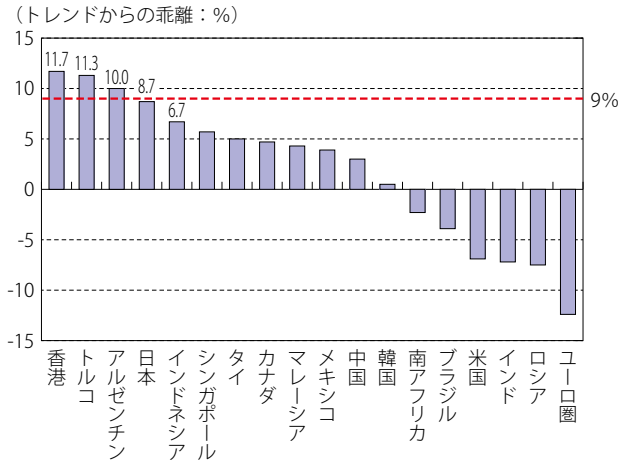

備考：2018 年 9 月末時点。
資料：国際決済銀行（BIS）の Credit-to-GDP Gaps から作成。

第 I-2-1-17 図　主要国の債務・GDP ギャップの推移

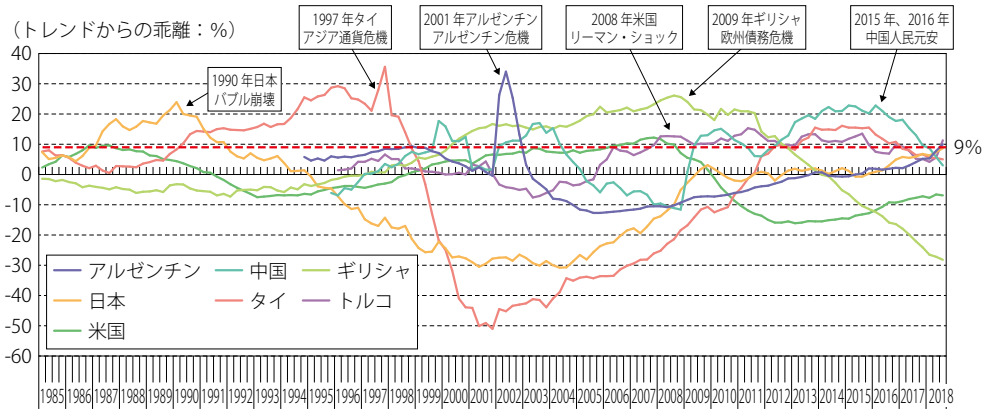

備考：2018 年 9 月末時点。
資料：国際決済銀行（BIS）の Credit-to-GDP Gap から作成。

16　香港の民間債務については、在香港の大陸系中国企業が数値を押し上げているという説明もある。（三井住友信託銀行 調査月報　2017 年 2 月号）
17　カナダの民間債務については、世界金融危機後も住宅価格が上昇を続けていることを背景に、家計部門の債務が上昇を続けてきたことによる。（内閣府　世界経済の潮流　2018 年 I ）
18　中国政府はリーマン・ショック後、4 兆元の景気対策を実施し、地方政府や国有企業による道路や鉄道等のインフラ建設で債務が増大。企業債務の割合が約 6 割となっているが、住宅ローン拡大により家計債務も増加している。
19　BIS が危機発生の 3 年以内に危機の兆候を示す指標を早期警戒指標（Early Warning Indicators）として位置付けている指標の一つに債務・GDP ギャップ（Credit to GDP Gaps）があり、民間非金融部門（家計部門 + 企業部門）の債務残高の GDP 比の、長期トレンドからの乖離の程度を示す。

アルゼンチンとなっている[20]。

次の（第Ⅰ-2-1-17図）は、過去に金融危機や市場に動揺がみられた日本、タイ、アルゼンチン、米国、ギリシャ、中国について、1985年から直近（2018年9月末）までの債務・GDPギャップの数値の推移を示す。これによると今回取り上げた国については、危機または動揺が発生した相当以前から、BISが指摘する9%という警戒水準を超えていたことが確認される。

2018年に通貨下落に見舞われたアルゼンチンとトルコについて見てみると、アルゼンチンについては、2016年以降、上昇傾向となり2018年第3四半期に警戒水準を超えていた。また、トルコについては2007年頃から長期にわたり警戒水準を超え、またはその付近で推移を続けており、2017年以降一時的に水準以下に低下をみせたものの2018年に再び上昇傾向となり、第3四半期に警戒水準を超えたことが確認される。

(3) 国際債務証券

対外債務[21]には、企業の銀行からの借入れと、借入企業が居住地以外で発行する国際債務証券とがあるが、BISによる[22]国際債務証券の発行残高を国籍ベース[23]でみると、先進国については、世界金融危機後の2008年末から現在までの発行規模は、約18兆ドル前後で規模は大きいまま、ほぼ横ばいで推移している。その一方で新興国は先進国に比べ発行規模は小さいが、世界金融危機後、発行残高は2008年末の1.2兆ドルから2018年末3.9兆ドルと3倍以上増加しており、特に中国については2008年末の483億ドルから2018年末には約1兆279億ドルと20倍以上増加していることが注目される（第Ⅰ-2-1-18図）。

国際債務証券市場の拡大は、金融市場が未発達な新興国等の金融市場へのアクセスを向上させている一方で、急激な通貨下落等の外的なショックにより、債務国の経済が影響を受けた場合、その影響が国境を越えて債権を保有する国にまで拡大する可能性が高まることが懸念される。

次に（第Ⅰ-2-1-19表）で主要新興国の2018年末時点の通貨建て別の国際債務証券発行残高を見ると、取り上げたどの国においてもドル建ての比率が高い。また、2018年末の発行残高については、中国、ブラジル、メキシコ、ロシア、トルコ、アルゼンチンの順に多く、外貨準備高に占める割合を見ると、ロシア、中国、インド、タイが比較的低い一方で、アルゼンチン、メキシコ、トルコが100%を超えて、非常に高い水準にあることから、これらの国の今後の動向につき注視していく必要がある。

第Ⅰ-2-1-18図　国際債務証券発行残高の推移（居住ベースと国籍ベースの比較）

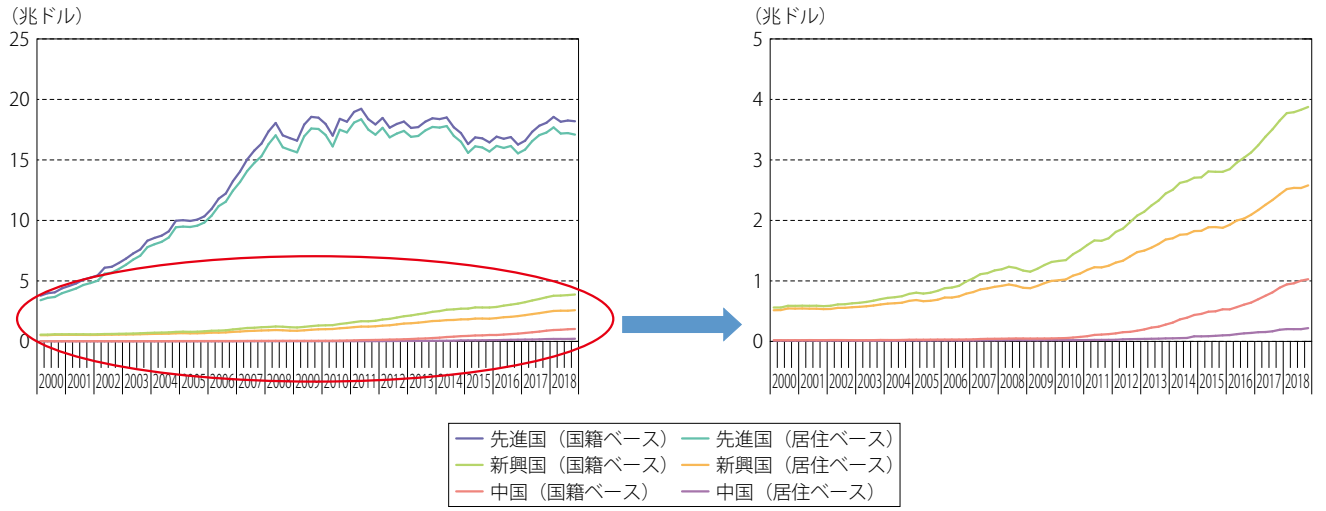

資料：国際決済銀行（BIS）から作成。

20 民間債務とともに増加した資産価格が下落に転じると、家計や企業における債務の返済は厳しくなり、その結果、消費や設備投資が冷え込み、景気後退が深刻になることが懸念される（日本経済新聞　2018年7月26日）
21 IMFは、（総）対外債務とは、ある時点における現存し偶発的でない負債で、債務者による元本及び/又は利息の将来のある時点における支払いを求めるもので、かつ、ある経済圏の居住者が非居住者に対して負担している未払い残高をいうと定義している。
22 BISの国際債務証券（Debt Securities）のデータより作成。発行元は政府、金融機関、企業。
23 国際債務証券の発行残価の集計方法には居住ベースと国籍ベースがあり、国籍ベースは最終的な債務の負担先・国を示す。居住ベースよりも国籍ベースが高い場合は、企業が本社ではなく海外子会社等を通じ国外で国際債務証券を発行していることを意味する。

第 I-2-1-19 表　主要新興国の国際債務証券発行残高と外貨準備高の比較

（100 万ドル、%）

	国際債券発行残高（A）			外貨準備高（B）	（B）に占める（A）の割合（%）
		ドル建て	ユーロ建て		
アルゼンチン	120,984	95,086	24,625	65,786	183.9
メキシコ	248,565	186,225	47,389	176,384	140.9
トルコ	130,993	112,780	12,593	93,027	140.8
南アフリカ	50,640	43,265	4,609	51,641	98.1
ブラジル	260,531	249,696	6,104	374,715	69.5
インドネシア	83,588	77,859	2,731	120,654	69.3
フィリピン	50,785	47,486	-	79,193	64.1
ロシア	165,177	149,721	5,410	468,495	35.3
中国	961,973	839,353	53,433	3,072,712	31.3
インド	83,588	77,859	2,731	395,591	21.1
タイ	22,480	19,851	-	205,641	10.9

備考：2018 年 12 月末時点、国際債務証券の発行元は国籍ベース、政府、金融機関、企業。
資料：国際決済銀行（BIS）と CEIC Database から作成。

4. 新興国の金融リスク

（1）主要新興国の金融リスク

多くの新興国では、過去に発生した金融危機等の経験を踏まえ、外貨準備高の積み増しや、変動為替相場への移行、経常収支や財政収支等の経済ファンダメンタルズの改善により、外部ショックへの耐性を高めてきた。

しかしながら、景気回復に伴う先進国の金融正常化への動きや国内政治･政策の不確実性の高まりにより、新興国の金融安定化リスクは増大し、2018 年 4 月には米国長期金利の上昇に伴い、アルゼンチン、トルコをはじめとし、ブラジル、南アフリカ、インド、インドネシア等の一部新興国で通貨下落が発生し、同時に資本の流出も見られた。幸い、今回の影響は一時的なものに留まり、為替レートや資金フローはその後は、回復をみせており、2013 年のテーパー・タントラムの時のような資金の一斉流出といった現象は確認されなかった。

特に 2018 年に大幅な通貨下落が発生したアルゼンチンとトルコについては、恒常的な経常収支や財政収支の赤字や高いインフレ率、不十分な外貨準備等、経済ファンダメンタルズの脆弱さ等、国固有の問題が、今回の下落の主要因であると各方面から指摘されている。

（第 I-2-1-20 表）は、アルゼンチンとトルコを含む主要な新興国の経済指標（経済成長率、インフレ率、経常収支、財政収支、外貨準備高、政府総債務残高、外貨建て対外債務等）につき、テーパー・タントラム発生年の 2013 年と直近の 2018 年を比較したものであり、これから、各国の経済ファンダメンタルズや外部ショックへの耐性について比較を試みたい。

まず、主要な新興国の実質 GDP 成長率について、全体の平均値は、2013 年の +4.3%から 18 年は +3.5%に低下した。アルゼンチンが 2018 年はマイナス成長だった。インフレ率は全体の平均値で、同 +5.0%から同 +5.9%にやや上昇しており、国別では、アルゼンチンとトルコが二桁で突出している。また政府総債務残高についても、同 42.6%から同 49.9%と債務負担の増大が懸念される。特にブラジル、アルゼンチン、インドが 60%を超えている。

また、一般的に、財政収支や経常収支が赤字の国は、通貨下落により対外債務の返済が困難となり、経済危機に陥るリスクが高いとみられていることから注目度が高い。経常収支の対 GDP 比は 2013 年の平均値 0.3%から 2018 年 0.9%に改善した一方で、財政収支は平均 -2.6%から -2.8%とやや悪化している。更に（第 I-2-1-21 図）で各国の経常収支と財政収支の状況を見てみると、2018 年に経常収支と財政収支の対 GDP 比が両方ともマイナスの国は、アルゼンチン、インド、インドネシア、トルコ、ブラジル、南アフリカ、メキシコとなっている。変化の状況は各国により異なるが、その中でもアルゼンチンは 2013 年と 2018 年を比較して、顕著な悪化が確認される。

第Ⅰ-2-1-20 表　主要新興国・地域の経済指標の比較（2013 年と 2018 年）

国名	実質 GDP 成長率（%）		インフレ率（%）		経常収支 対 GDP 比（%）			財政収支 対 GDP 比（%）			外貨準備高 対 GDP 比（%）			政府総債務残高 対 GDP 比（%）			外貨建て対外債務 / 外貨準備高（%）			外貨建て対外債務(短期)/外貨準備高(%)		
	2013年	2018年	2013年	2018年	2013年		2018年	2013年		2018年	2013年		2018年	2013年		2018年	2013年		2018年	2013年		2018年
アルゼンチン	2.4	-2.5	10.6	34.3	-2.1	↓	-5.4	-3.3	↓	-5.2	5.0	↑	12.7	43.5	↓	86.3	4.4	↑	3.9	2.0	↑	1.1
インド	6.4	7.1	9.4	3.5	-1.7	↓	-2.5	-7.0	↑	-6.7	15.8	↓	14.6	68.5	↓	69.8	0.6	↑	0.5	0.3	↑	0.2
インドネシア	5.6	5.2	6.4	3.2	-3.2	↑	-3.0	-2.2	↑	-1.8	10.8	↑	11.8	24.8	↓	29.2	1.5	↓	2.0	0.6	↑	0.5
韓国	2.9	2.7	1.3	1.5	5.9	↓	4.7	0.7	↑	2.8	26.5	↓	24.9	35.4	↓	40.7	0.9	↑	0.8	0.2	↑	0.2
タイ	2.7	4.1	2.2	1.1	-1.2	↑	7.7	0.5	↓	-0.3	39.8	↑	42.2	42.2	↑	42.1	0.6	↑	0.5	0.3	↑	0.2
台湾	2.2	2.6	1.0	1.5	10.0	↑	11.6	-3.2	↑	-1.9	81.5	↓	78.3	39.0	↑	35.0	0.3	↓	0.3	0.2	↑	0.2
中国	7.8	6.6	2.6	2.1	1.5	↓	0.4	-0.8	↓	-4.8	39.7	↓	22.9	37.0	↓	50.5	0.2	↓	0.4	0.2	↓	0.2
トルコ	8.5	2.6	7.5	16.3	-6.7	↑	-3.6	-1.5	↓	-3.6	13.8	↓	12.1	31.4	↑	29.1	2.8	↓	4.5	0.9	↓	1.1
フィリピン	7.1	6.2	2.6	5.2	4.2	↓	-2.6	0.2	↓	-1.0	30.6	↓	23.9	45.7	↑	39.6	0.7	↓	1.0	0.1	↓	0.2
ブラジル	3.0	1.1	6.2	3.7	-3.2	↑	-0.8	-3.0	↓	-6.8	14.5	↑	20.1	60.2	↓	87.9	0.9	↑	0.7	0.3	↑	0.2
ベトナム	5.4	7.1	6.6	3.5	4.5	↓	3.0	-7.4	↑	-4.6	15.4	↑	23.2	51.7	↓	57.5	1.2	↑	0.9	0.5	↑	0.4
マレーシア	4.7	4.7	2.1	1.0	3.5	↓	2.3	-3.5	↓	-3.6	41.7	↓	28.6	56.4	↑	56.2	0.8	↓	1.3	0.3	↓	0.5
南アフリカ	2.5	0.8	5.8	4.6	-5.8	↑	-3.4	-4.3	↓	-4.4	13.5	↑	14.0	44.1	↓	56.7	1.2	↓	1.7	0.5	↓	0.6
メキシコ	1.4	2.0	3.8	4.9	-2.5	↑	-1.8	-3.7	↑	-2.3	14.1	↑	14.4	45.9	↓	53.6	1.4	↓	1.9	0.2	↓	0.2
ロシア	1.8	2.3	6.8	2.9	1.5	↑	7.0	-1.2	↑	2.8	22.3	↑	28.7	13.1	↓	14.0	0.6	↑	0.3	0.2	↑	0.1
平均	4.3	3.5	5.0	5.9	0.3		0.9	-2.6		-2.8	25.7		24.8	42.6		49.9	1.2		1.4	0.5		0.4

↑ 改善　↓ 悪化

備考：外貨準備高は 2018 年 12 月時点。
資料：IMF WEO, April 2019, CEIC Database から作成。

第Ⅰ-2-1-21 図
主要新興国の経常収支と財政収支（対 GDP 比）

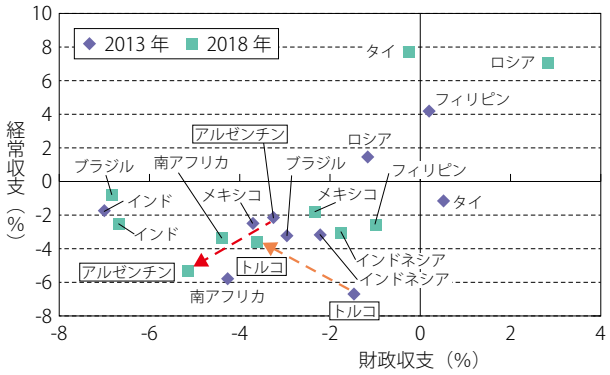

備考：財政収支と経常収支は対名目 GDP 比。テーパータントラムの発生した 2013 年と 2018 年の値を比較。
資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第Ⅰ-2-1-22 図
新興国の外貨準備高と適正外貨水準

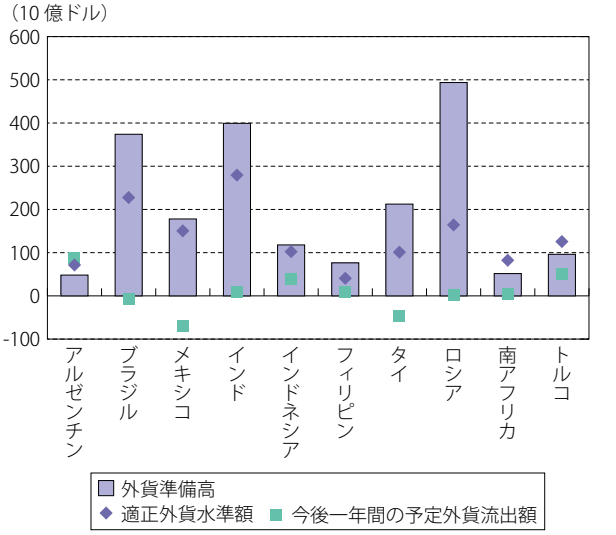

備考：今後一年間の予定外貨流出額（流出：プラス、流入：マイナス）には偶発債務による外貨移動を含む。
資料：IMF ARA（Assessing Reserve Adequacy）2018 年 11 月 7 日時点、IRFCL（International Reserves and Foreign Currency Liquidity）から作成。

また、外貨準備高については、（第Ⅰ-2-1-20 表）によると 2013 年の平均値 25.7%から 2018 年は同 24.8%とやや減少したが、2000 年初頭が 10%台[24]であったことに鑑みれば、改善されていると言える。更に（第Ⅰ-2-1-22 図）で、IMF の ARA（Assessing Reserve Adequacy）による各国の外貨準備高の水準について見てみると、2018 年 11 月時点で、アルゼンチン、トルコ、南アフリカが、IMF が示す適正外貨準備高の水準[25]を満たしておらず、アルゼンチンは、さらに今後一年間に予定される外貨流出額[26]の水準も満たしていないことが示された。上記以外の国については概ね十分な水準にあると言える。

以上、各種重要指標等の比較を通じて、アルゼンチンやトルコを含む一部新興国において、経済ファンダメンタルズの弱さ等による外部ショックに対する脆弱性があることが確認されたが、今後も引き続き各国の動向について注視していくことが必要である。

24　2000 年の外貨準備残高の平均数値は 13.0%（IMF と各国中央銀行公表の数値から経済産業省が計算。）
25　貿易額や債務額から算出される適正な外貨準備額
26　債務の元利払いなどで流出が決まっている外貨。

（2）アルゼンチンとトルコの動向と政策対応

前項では主要新興国の経済ファンダメンタルズや外部ショックに対する耐性について、国別に比較したが、本項では2018年に大幅な通貨下落と高インフレに見舞われたアルゼンチンとトルコについて、通貨下落当時の為替の動向や政策対応等について見てみる。両国ともに、引き続き足下で為替の変動が続いており、物価も依然として高い水準にあり、金融引き締めの状況下で景気の低迷が続いている。アルゼンチンの実質GDP成長率は、2018年は▲2.5％と前年の+2.7％からマイナス成長に転じ、トルコも2018年は+2.6％と前年の+7.4％から急落した（第Ⅰ-2-1-23図、第Ⅰ-2-1-24図、第Ⅰ-2-1-25図）。今後も、適切な政策対応が行われていくよう、両国の動向につき注視が必要である。

① アルゼンチンの為替動向と政策対応

アルゼンチンは干ばつによる農業生産と輸出の減少に加え、原油価格の上昇、米国のドル高や金利上昇等による外部環境の悪化の影響を受けたことで、対外面の脆弱性が露呈し、2018年4月に通貨ペソの急落に見舞われた。

経緯を見ると、2018年4月25日に米国10年国債の金利が3％を超えて以降、ペソの下落が急速に進行、アルゼンチン中央銀行は、通貨防衛のため4月27日3％、5月3日3％に続き、5月4日に6.75％引き上げ、8日間で累計12.75％、年40％とする緊急の政策金利引き上げを実施した。

しかし、5月10日にはペソは過去最安値[27]（当時）をつけ、外貨準備高も急減したため、アルゼンチン政府はIMFに支援を要請、6月7日に500億ドルの融資枠設定で合意した。

IMFの支援合意を受け、ペソの下落は一時的に沈静化したが、8月に発生したトルコ・ショックの影響を受けて再び下落を開始、9月26日にIMFと71億ドルの追加融資合意をするもペソの下落は止まらず、9月28日に最安値を更新[28]した。

アルゼンチン中央銀行は、9月末に、①マネタリーベース管理を通じたインフレ抑制、②為替バンド制導入による為替管理、③資金需要に応じ政策金利を日々変動させる等の新たな金融政策を発表し、その後、ペソは小康状態を保っていたが、足下では不安定な状態が続いている（第Ⅰ-2-1-26図）

アルゼンチンの経済計画によると、アルゼンチンは市場の信頼回復のため、2020年に基礎的財政収支の

第Ⅰ-2-1-23図
アルゼンチンとトルコの為替レートの推移

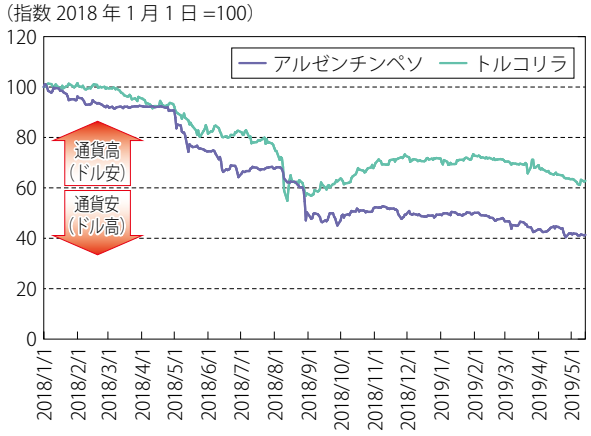

備考：為替レートは対米ドル
資料：Refinitivから作成。

第Ⅰ-2-1-24図
アルゼンチンとトルコのインフレ率の推移

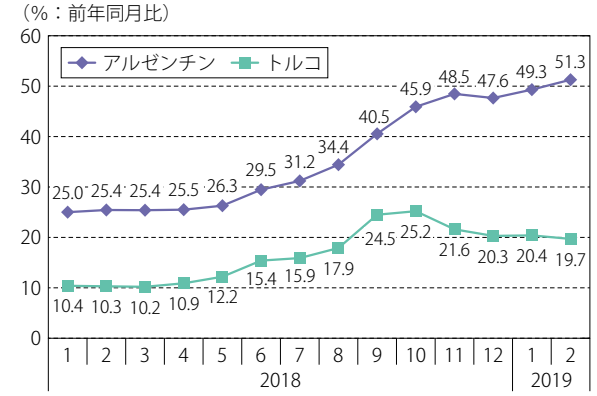

資料：トルコ統計局、アルゼンチン国家統計センサス局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-2-1-25図
アルゼンチンとトルコの実質GDP成長率の推移と予測

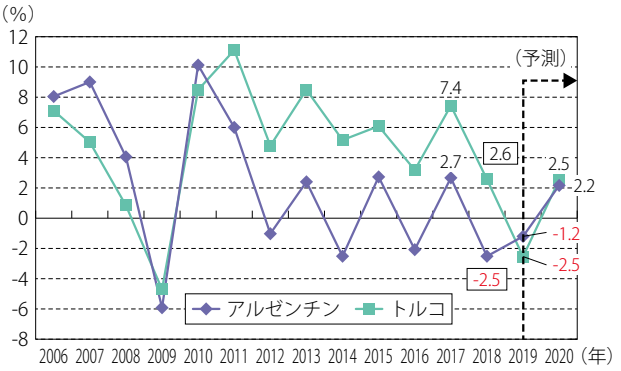

資料：IMF WEO, April 2019から作成。

27　1ドル22.69ペソ
28　1ドル41.28ペソ

第Ⅰ-2-1-26図　アルゼンチンペソと政策金利の推移（2018年1月以降）

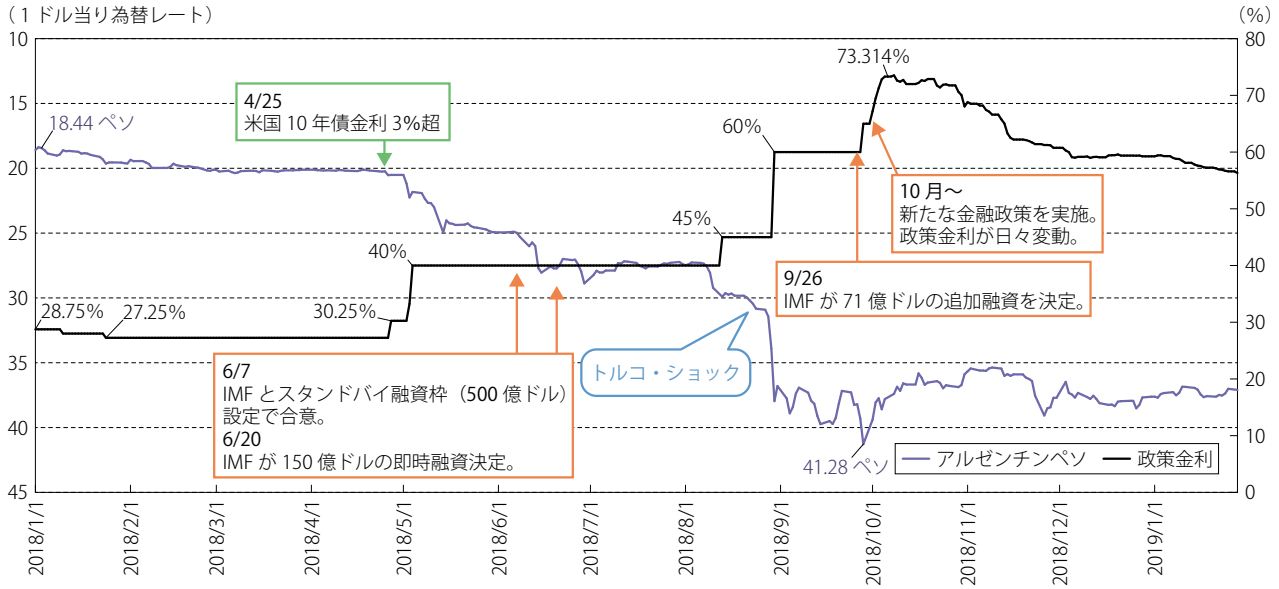

資料：Refinitivから作成。

黒字化を達成する必要があり、2019年は同収支の均衡を達成する必要がある[29]。そのため、財政に多大な負担となっている公共料金への補助金支出を削減するため、料金の引上げが不可避であり、2019年も高いインフレ率が続くことが避けられない状況にある。しかし、2020年以降はインフレも次第に改善していくものと見込まれており、2018年後半からは、ペソ安の恩恵による農産物輸出の増加等により貿易収支に改善が見え始めている。

② トルコの為替動向と政策対応

トルコ政府による米国人牧師拘束を巡る外交問題から、米国がトルコに対し経済制裁を課したことを契機に、2018年8月トルコリラは急落した。その影響は、経済のファンダメンタルズが脆弱な他の新興国や、トルコと経済・金融と関係が深い欧州諸国の通貨や株式等、国際金融市場にも波及し、トルコ・ショックと呼ばれ、トルコへの与信額の大きい欧州金融機関への影響懸念も報じられた。

慢性的な経常赤字と財政赤字を抱え、外貨準備の不足から為替介入の余力も乏しい等、ファンダメンタルズの脆弱さがトルコの通貨下落を加速させたと言われる。また、エルドアン大統領が中央銀行の金融政策への介入姿勢を強めたことも混乱を悪化させる要因となった。

トルコ中央銀行は8月17日にカタール中央銀行との間で通貨交換（スワップ）協定を締結、9月13日には政策金利を6.25%引き上げ24%とした。また10月12日には、トルコの裁判所が米国人牧師を釈放したことで事態は収束に向かい、足下でトルコリラは8月の水準の近くまで回復している。しかし、インフレ率については依然高止まりしている（2019年2月：19.7%）。2019年に入り、リラは再び下落しており、3月22日トルコ中央銀行は、リラ急落を受けた金融引き締め策として、主要な政策金利である一週間物レポ金利を使った市中銀行への資金提供の中止を発表した（第Ⅰ-2-1-27図）。

29　IMFとの関係では、アルゼンチンは市場の信頼回復のために、2020年までに基礎的財政収支の黒字化を達成する必要があり、2019年には同収支の均衡を達成するよう、大規模な構造調整を求められている。

第 I-2-1-27 図　トルコリラと政策金利の推移（2018 年 1 月以降）

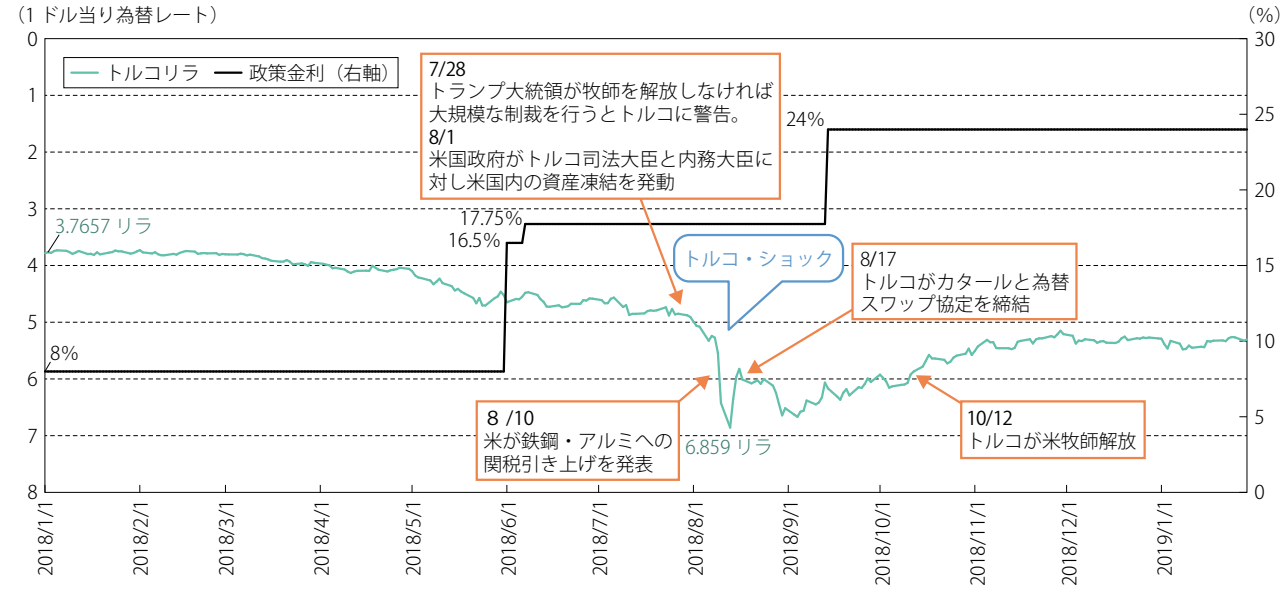

資料：Thomson Reuters EIKON から作成。

第２節　資源価格の動向

資源は、食料や燃料、原材料等として、我々の日常生活や産業活動に不可欠なものであり、資源価格の動向は、資源の輸出国・輸入国双方の貿易収支、生産、物価等、経済活動に重大な影響を与えることから、世界経済の安定的な成長・発展のために、動向を注視していく必要がある。本節では、資源価格と原油価格、並びに原油価格に大きな影響を持つ米国の原油生産の動向について見ていく。

1. 資源価格の動向

資源（一次産品）価格は、2014年半ばから、新興国経済の減速やシェール革命による原油供給の増加等により下落し、資源国の経済に影響を与えたが、2015年末から回復傾向に転じた。2017年半ばから2018年前半までは、世界的な景気拡大に伴う資源需要増加への期待から、資源価格は上昇したが、2018年後半には、世界や中国の経済減速による需給の緩和、米中貿易摩擦による通商政策の先行きへの懸念等により、価格の動きは不安定となった[30]（第Ⅰ-2-2-1図）。

資源価格の下落は、資源輸出国と資源輸入国に異なる影響を与える。輸出国にとっては、対外収支や財政収支の悪化を招き、通貨下落やインフレを伴う。さらには資本の流出により深刻な景気後退を招く可能性が懸念される。他方、資源輸入国にとっては、対外収支や財政収支の改善やインフレ圧力の低下、個人消費や投資、企業収益等の改善も期待され、成長の後押しに寄与すると考えられる[31]。

最近の一次産品市場の動向について、世界銀行は、「2018年に個別の一次産品への関税とブロードベースの関税の両方が課されたことにより、貿易フローが減少又は変動し、一部の国の間では大豆、鉄鋼、アルミニウムなどの一次産品の価格差が広がった。さらに全般的には、世界規模の貿易の脆弱化及び成長見通しの引き下げについての懸念が生じている」[32]と指摘。「一次産品価格の見通しは、追加関税や制裁の可能性などの政策関連のリスクが多数あることから非常に不透明」と述べている。

第Ⅰ-2-2-1図　資源価格の推移

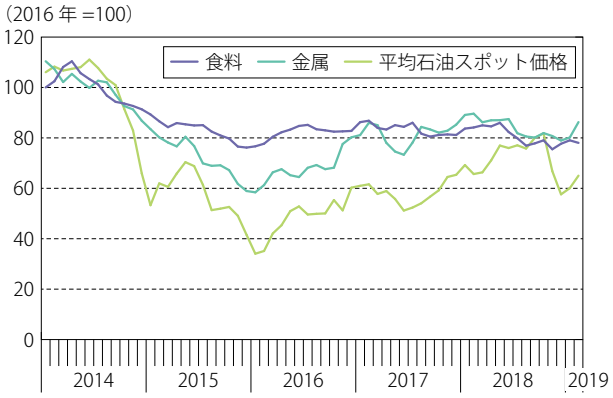

資料：IMF Primary Commodidy Price System, IMF WEO, April 2019から作成。

2. 原油価格の動向

原油価格（WTI原油先物価格）は、2011年以降1バレル100ドル近辺で高止まりしていたが、世界経済の減速懸念の高まりで需要が伸び悩む中、米国産シェールオイルの増産で原油が供給超過となったことを背景に、2014年7月以降下落基調となり、11月に石油輸出機構（OPEC）総会で減産が見送られたことを受け、12月半ばに一時53ドル台、更に2015年1月に44ドル台に急落した。

30　2018年後半でみるとエネルギーは上昇の後に急落、金属はわずかに上昇、食料はほぼ横ばいと、品目により動きはまちまちだった。
31　IMFは15年4月に発表した「世界経済見通し（WEO）」の中で、原油価格の下落により、世界のGDPは15年に0.5～0.74%、16年には0.54～0.92%押し上げられるとのシミュレーション結果を紹介し、資源安（特に原油安）は世界経済にネットでプラスの影響を与えると予測した。
32　World Bank, Commodity Markets Outlook, Octoberb 2018年

その後、20ドル台後半まで値下がりし、低価格で推移していたが、2017年には、世界的な景気拡大による需要の増大やOPECプラス（OPEC加盟国と非OPEC加盟国）による協調減産の効果から、年初の50ドル前半から年末には60ドル近辺までに上昇した。さらに、2018年は、年初に60ドル台半ばまで上昇し、米国株価下落の影響により２月と３月前半は一時的に弱含んだものの、５月に米国がイランに対する制裁再開を表明したこと等から再び上昇に転じた。また６月のOPEC総会で協調減産の一部緩和が合意された[33]ことで、市場は産油国の増産余力の減少を懸念し始め、10月３日には一時76ドル90セントと約４年ぶりの高値をつけた。経済危機に陥ったベネズエラや国内混乱が続くリビアからの供給減少等も価格上昇の要因となったと言われる。

2018年10月には、米国の金利上昇、米中貿易摩擦、政策の不透明性の高まりにより米国株式市場が大きく下落し世界同時株安が発生[34]、また11月５日には米国のイランへの経済制裁が再開されたものの、原油輸出については日本や中国を含む８か国・地域に対して180日間の猶予期間が設けられ、供給不安が後退したこと等により、原油価格は低下を始め、12月末には43ドル前半まで大幅に下落した（第Ⅰ-2-2-2図）。

こうした下落の局面下で、2018年12月７日、OPECと非OPEC加盟国の合同閣僚級会合が開催され、2019年１月から６カ月間、日量120万バレル（OEPC諸国80万バレル、非OPEC同40万バレル）の減産について合意され、供給過剰感は徐々に後退していることから、足下（2019年３月）の原油価格は50ドル台で推移している（第Ⅰ-2-2-3表）。

第Ⅰ-2-2-3表
OPECプラスの減産合意の国別目標（2019年１月～６月）

（万バレル/日）

	基準生産量	減産幅	目標生産量
OPEC加盟国	2,675	81	2,594
サウジアラビア	1,063	32	1,031
イラク	465	14	451
UAE	317	10	307
クウェート	281	9	272
その他	549	17	532
非OPEC加盟国	1,832	38	1,794
ロシア	1,142	23	1,119
その他	690	15	675
合計	4,507	120	4,387

備考：OPEC加盟国にはイラン、リビア、ベネズエラを含まず。（減産免除のため）
　　基準生産量は2018年10月の生産量実績。
資料：OPEC Table of voluntary production adjustmentsから作成。

第Ⅰ-2-2-2図　原油価格の推移（2014年以降）

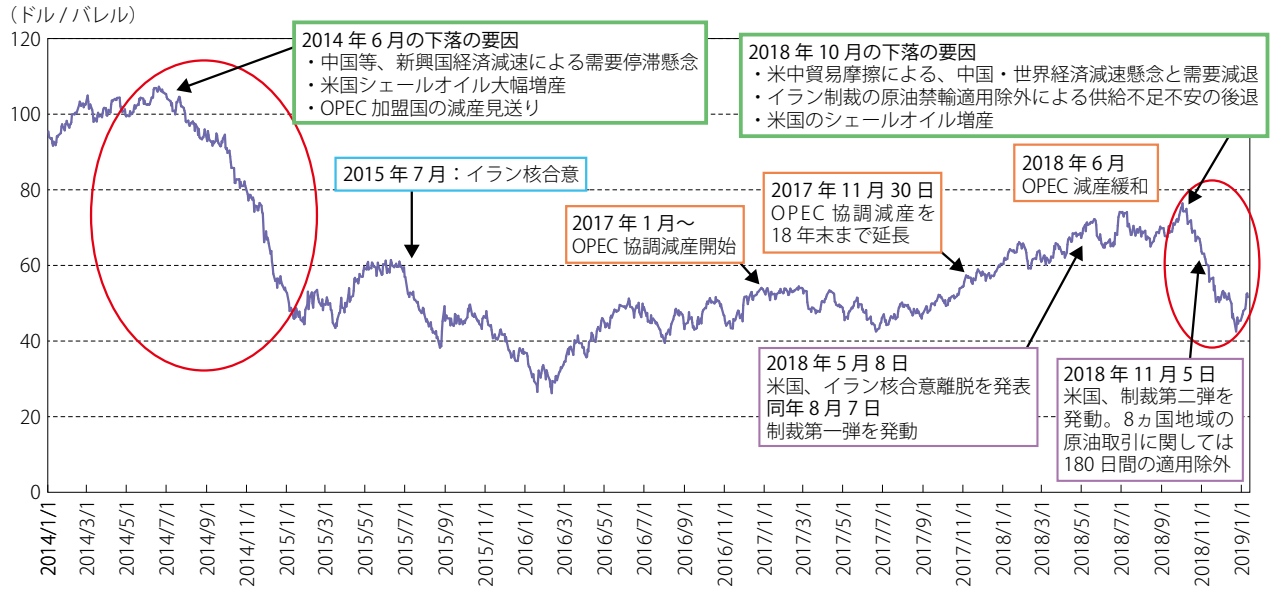

備考：WTI原油先物価格（West Texas Intermediate）
資料：Refinitivから作成。

33　2017年１月から日量180万バレルの協調減産をしてきたが、実際には280万バレル規模で減産されていた。閣僚会合の場では具体的な緩和幅は明示されなかった。
34　10月10日の米国株式市場は、NYダウが前日比831ドルと急落。しかし急落の引き金となるような出来事は見当たらず、投資家の利益確定の側面が強いと考えられている。

3. 米国の原油生産の動向

2000年代後半に起きた「シェール革命」により、米国の原油生産量は急激に増大し、米国の生産動向が原油価格に与える影響が大きくなっている。以下では米国の原油生産の動向について概観する。

米国エネルギー情報局（EIA）によると、2018年の米国の原油生産量は日量1,095万バレルと前年より約17％増加し、ロシアとサウジアラビアを上回り、1973年以来45年ぶりに世界最大の原油生産国となった（第Ⅰ-2-2-4図）。トランプ政権はエネルギーの国内生産拡大が雇用を創出すると主張し、規制緩和によりシェールオイルの増産を促してきた[35]。EIAは米国の生産量の増加は2027年まで続き、最大で日量1,400万バレル台に達すると予測している（第Ⅰ-2-2-5表）。

また、原油の生産量の増加により、輸出量も増加しており、輸入量から輸出量を差し引いた純輸入量は減少を続けている。国際エネルギー機関（IEA）は、2024年に米国の石油輸出量はロシアを抜き、サウジアラビアに次ぐ世界第二位になると予測している（第Ⅰ-2-2-6図）。

米国の原油生産はシェール開発の進展を背景に増加を続けているが、米国最大の油田地帯であるパーミアン地区のパイプラインの輸送不足問題の解消により、今後供給能力は一層向上する見込みである。米国のシェール主要7鉱区のシェールオイル生産量は18年12月時点で日量823万バレルと米国の原油生産量の約7割を占め、そのうちの5割弱をパーミアン地区が生産している（第Ⅰ-2-2-7図）。

原油生産の水準を示す石油掘削装置（リグ）稼働数は、原油価格に連動して増減し、足下では、ほぼ横ばいで推移している。油井の質や輸送距離によっても異なるが、シェールオイルの採算ラインは1バレル50ドル前後[36]とされ、掘削技術の向上等で年々下がっ

第Ⅰ-2-2-4図　世界の原油生産量の推移（国別）

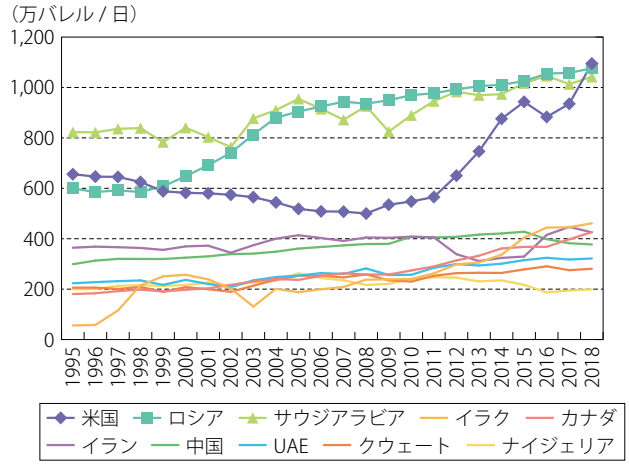

備考：2018年時点の原油生産量上位10か国。
資料：米エネルギー情報局　Monthly Energy Review, March 2019から作成。

第Ⅰ-2-2-5表　米国EIAの国・地域別原油及び液体燃料生産量と見通し

（万バレル/日）

	2017年	2018年	増減	2019年見通し	増減	2020年見通し	増減
OPEC加盟国	3,733.2	3,727.4	-5.8	3,594.8	-132.6	3,558.5	-36.3
非OPEC加盟国	1,832.9	1,814.1	-18.8	1,838.1	24.0	1,860.3	22.2
北米	2,287.3	2,523.8	236.5	2,695.0	171.2	2,830.2	135.2
カナダ	495.8	526.3	30.4	514.0	-12.2	536.2	22.2
メキシコ	226.0	210.2	-15.9	201.5	-8.6	194.8	-6.8
米国	1,565.4	1,787.4	222.0	1,979.4	192.0	2,099.2	119.8
ユーラシア	1,416.8	1,442.8	26.0	1,452.2	9.5	1,476.5	24.2
ロシア	1,121.0	1,138.8	17.8	1,144.5	5.7	1,166.7	22.1
中南米	534.4	541.8	7.5	576.9	35.0	602.4	25.5
ブラジル	336.3	343.1	6.8	379.8	36.7	405.1	25.3
合計	9,804.6	10,049.9	245.3	10,157.0	107.1	10,327.8	170.8

備考：原油及び液体燃料（crude oil and liquid fuels）ベース。
資料：米エネルギー情報局　Short-Term Energy Outlook, March 2019から作成。

35　トランプ政権は、「アメリカ第一主義のエネルギー計画（An America First Energy Plan）」の中で、「シェール革命により何百万人のアメリカ人に雇用と繁栄をもたらす。」「50兆ドル程度と考えられる未開発のシェールガスおよびシェールオイルを自国民のために活用する。」と述べている。

第Ⅰ-2-2-6 図　米国の石油輸出入量の推移

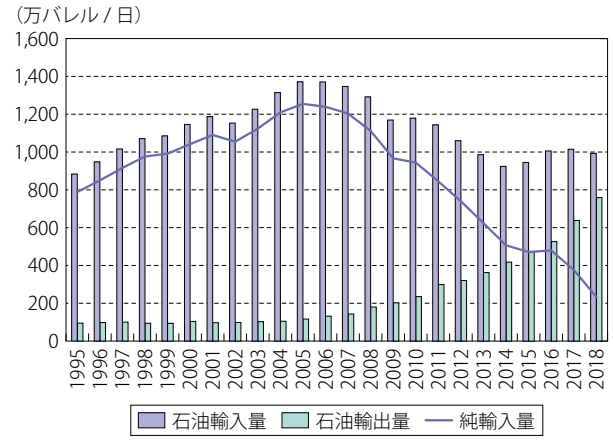

備考：上記の石油の数値には、原油、留出燃料、液化ガス、ジェット燃料、ガソリン等が含まれる。
資料：米エネルギー情報局　Monthly Energy Review, March 2019 から作成。

第Ⅰ-2-2-7 図
米国のシェールオイル生産量の推移（地区別）

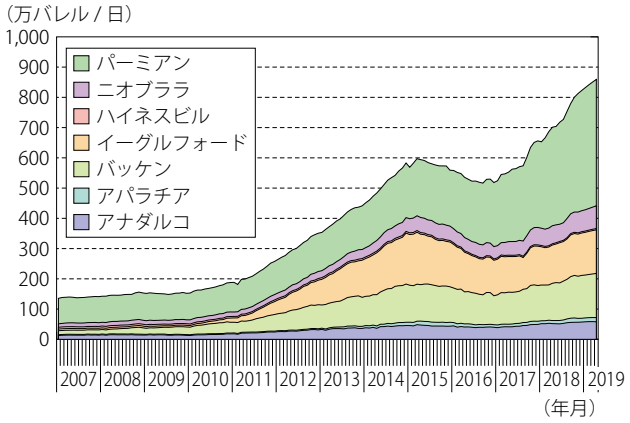

資料：米エネルギー情報局　Drilling Productivity Report から作成。

てきていると言われている[37]（第Ⅰ-2-2-8 図）。

既に見てきたように、OPEC は、世界の原油需給を均衡させるため、ロシア等の主要非 OPEC 加盟国と協調し、原油の減産を実施しているが、世界の石油生産に占める OPEC のシェアは約 4 割[38] まで低下しており、OPEC の減産計画を上回る規模で、米国の生産が拡大していることから、米国の存在感が高まる中で、OPEC の影響力の低下が想定される。また、トランプ大統領は、OPEC が減産により原油価格を引き上げているとツイッターで非難し、増産による価格の抑制を求めている。

第Ⅰ-2-2-8 図　米国のシェールリグ稼働数の推移

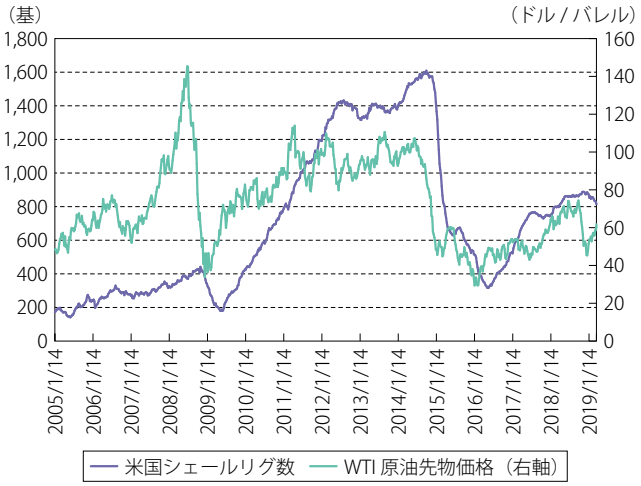

資料：ベイカー・ヒューズ、Refinitiv から作成。

2019 年については、OPEC とロシア等 OPEC 非加盟国が協調し、1 月から日量 120 万バレルの減産が開始されていることに加え、5 月には米国のイラン制裁の適用除外の期限を迎え、制裁の再開で相当量の原油輸出が制限される可能性がある。また、ベネズエラ情勢の混乱等もあり、供給面での不確実性は高まっている。その一方で米国のシェールオイルの増産は続き、世界の原油供給は需要を上回る状況が続くと予想される（第Ⅰ-2-2-9 図）。

第Ⅰ-2-2-9 図　IEA の世界の原油需給量の推移

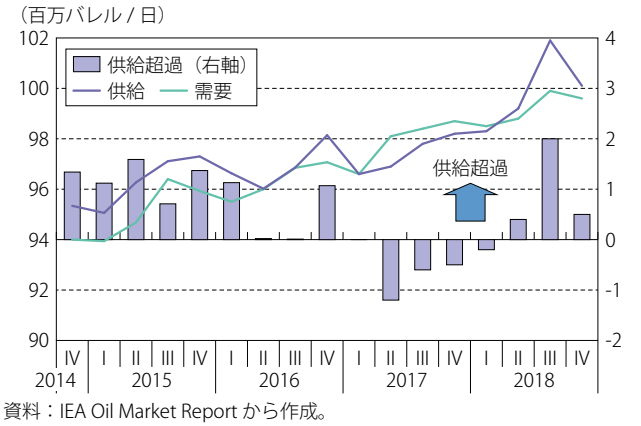

資料：IEA Oil Market Report から作成。

36　ダラス連銀が 2019 年 3 月 13-21 日に管内に拠点または本社を置く石油・ガス会社 160 社に実施したアンケート調査の結果を参考にした。（Dallas Fed Energy Survey, First Quarter, March 27, 2019）
37　シェール企業は過去、相場が上昇基調に乗ると機動的にリグを増やしてきたが、生産量に表れるまで数カ月はかかり、タイムラグが生じる。
38　2018 年時点で OPEC のシェアは 43.6%（EIA のデータから計算）。

第3章 各国経済動向とリスク要因

第1節 米国

第2節 欧州

第3節 中国

第4節 東南アジア・南西アジア

第5節 中南米

第6節 ロシア

第7節 中東・アフリカ

第3章 各国経済動向とリスク要因

第1節 米国

1. 経済動向

(1) 実質GDP成長率

米国の2018年の実質GDP成長率は前年比2.9%増と、2017年の2.2%増から更に加速している。需要項目別寄与度では、GDPの約7割を占める個人消費が前年比1.8%増（2017年：1.7%）と引き続き全体を牽引し、設備投資も同0.9%増（同：0.7%）と大きく貢献した。個人消費の拡大は、減税政策や歳出の拡大による雇用、所得、保有資産残高の増加に後押しされていると考えられる。一方で、純輸出の需要項目別寄与度は▲0.2%（2017年：▲0.3%）、住宅投資は前年比▲0.01%（同：+0.1%）と全体を押し下げている[39]（第Ⅰ-3-1-1図）。

米国景気の戦後最長の拡大期間は、1991年4月から2001年3月の10年間であるが、2009年7月に始まった今回の景気拡大局面は、2019年6月に過去最長に並ぶ見込みである（第Ⅰ-3-1-2図）[40]。一方で、市場関係者や各種研究機関の間では、貿易摩擦や中国の景気減速が経済を下押しし、2017年12月に成立した税制改革法の影響が剥落しているとの見方が多い。例えば、Tax Foundation[41]や米国財務省[42]が公表している税制改革による米国経済への長期的なプラスの影響と、Tax Foundation、IMF、OECDによる貿易摩擦による米国経済への長期的なマイナスの影響を比較すると、前者が0.7%～1.7%のプラス、後者が▲0.6%～▲1.1%のマイナスである。各研究機関の分析における「長期的影響」の指し示す期間が、それぞれの分析手法の違いにより、必ずしも完全には一致しないことに留意が必要であるものの、貿易摩擦によって税制改革の効果が相殺される可能性が示唆される（第Ⅰ-3-1-3図）。

第Ⅰ-3-1-1図　米国GDP需要項目別寄与度推移

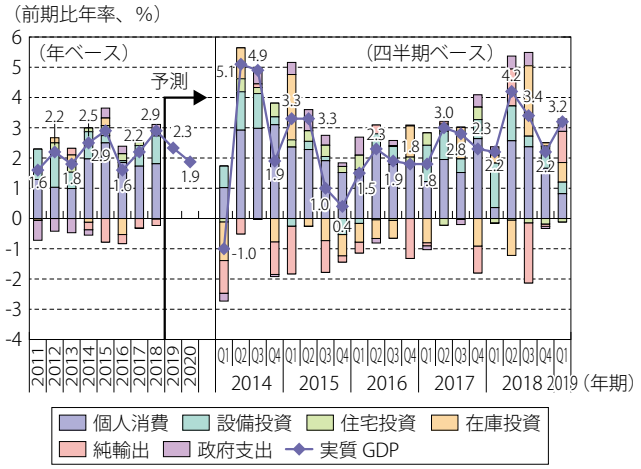

備考：季節調整値（2012年基準）。2019、2020年の実質GDP値はIMF予測値。
資料：米国商務省、IMF WEO, April 2019、CEIC Databaseから作成。

39 2018年第4四半期の住宅投資は前年同期比では、▲3.3%とマイナスに転じている一方、設備投資は同+7.0%と堅調な伸びを示している（図1）。
40 白書執筆時点（2019年4月現在）。
41 Tax Foundationは、米国ワシントンDCにある非営利の税制調査シンクタンク。「Preliminary Details and Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act」、2017年12月18日、（https://taxfoundation.org/final-tax-cuts-and-jobs-act-details-analysis/）。
42 米国財務省、「Analysis of Growth and Revenue Estimates Based on the U.S. Senate Committee on Finance Tax Reform Plan」、（https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/TreasuryGrowthMemo12-11-17.pdf）。

第Ⅰ-3-1-2図　米国実質GDP成長率長期推移

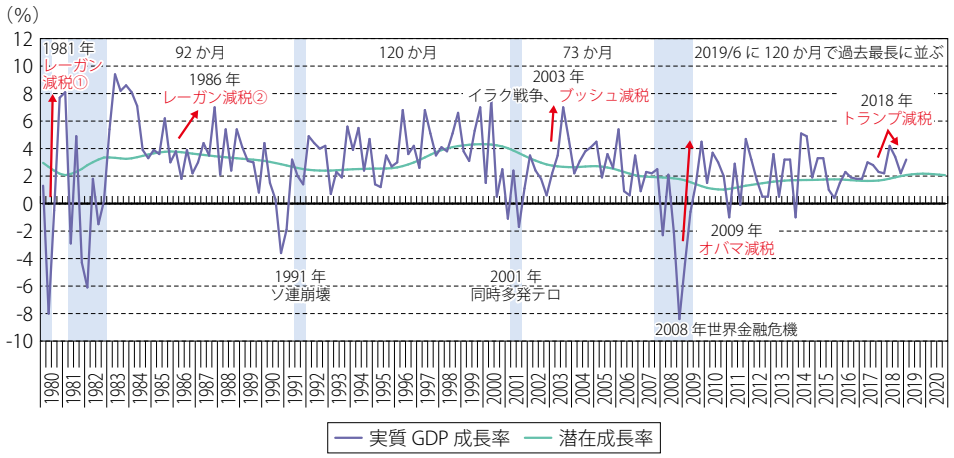

備考：実質GDPは前期比年率、潜在成長率は前年同期比。
資料：商務省、議会予算局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-1-3図　税制改革と貿易摩擦の経済影響の比較

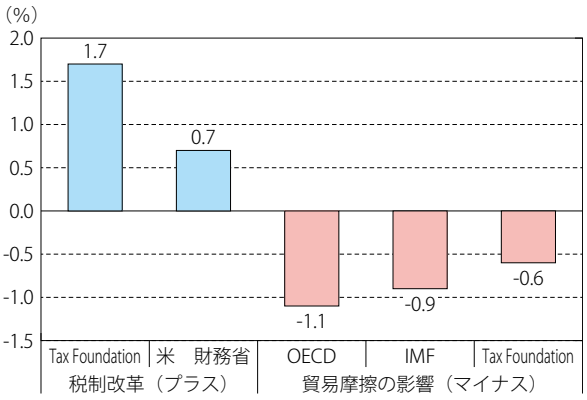

備考：1．（関税の影響）：IMF・Tax Foundationについては、レポート執筆時点で既に実施または想定されているワーストシナリオにおける関税の長期の米国GDPへの影響を抜粋。OECDについては、ワーストシナリオにおける2021年までの米国GDPへの影響。グラフは絶対値。
2．（税制改革の影響）：Tax Foundationの影響は長期。米国財務省は2018年以降10年間のGDPへの影響。
資料：OECD経済見通し（11月21日公表）、IMF WEO, October 2018、Tax Foundation、米国財務省資料から作成。

(2) 雇用統計

2018年の各月の非農業部門雇用者数は、平均で22.3万人伸びている（2017年平均：17.9万人）。イエレン前米国連邦準備制度理事会（FRB）議長は、失業率を長期的に安定させることができる雇用増加の水準を1か月あたり7.5万人から12.5万人としており[43]、2010年以降はこの水準を大きく上回るペースでの増加が続いている。失業率についても、2019年4月に1969年12月以来、過去50年で最低となる3.4%を記録し、2018年の平均でも3.8%と極めて低い水準を維持している[44]（第Ⅰ-3-1-4図）。

第Ⅰ-3-1-4図　非農業部門雇用者数及び失業率推移

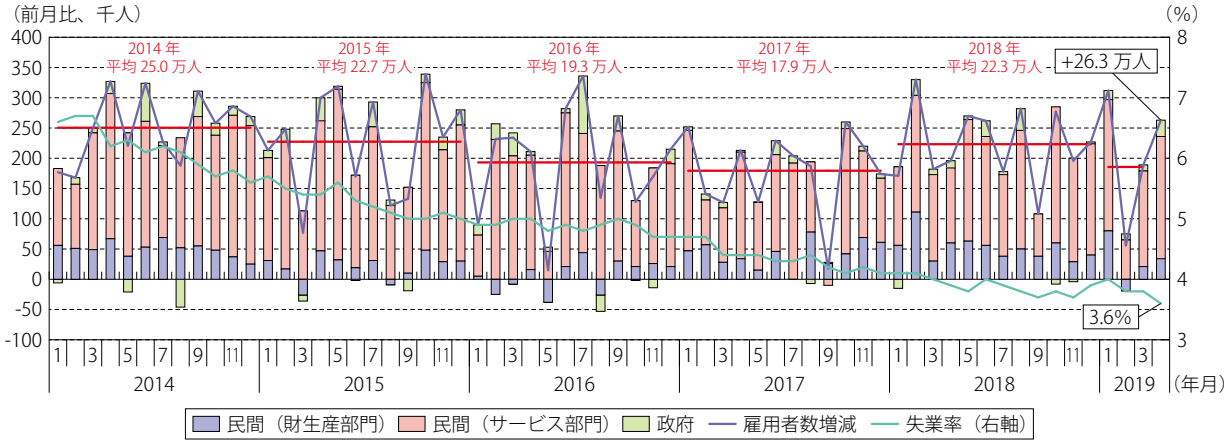

備考：季節調整値。
資料：米国労働省、CEIC Databaseから作成。

43　FRB、「The Economic Outlook and the Conduct of Monetary Policy」、2017年1月19日、（https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/yellen20170119a.htm）。
44　2019年3月のFOMC時に公表されたFRBの長期見通しにおける失業率の水準は4.3%であり、この水準も大きく下回っている。

（3）インフレ率

FRBがインフレの指標としている個人消費支出（PCE）価格指数は、2018年11月以降、FRBが対称的な[45]インフレ目標としている2%を下回る水準で推移（第Ⅰ-3-1-5図）しており、エネルギー価格の下落（第Ⅰ-3-1-6図）を背景に2019年2月は1.3%まで低下した。変動の大きい食品とエネルギーを除いたコアPCE価格指数も同様に2%を下回って推移しており、3月には1.6%となった。

第Ⅰ-3-1-5図　PCE価格指数、コアPCE価格指数推移

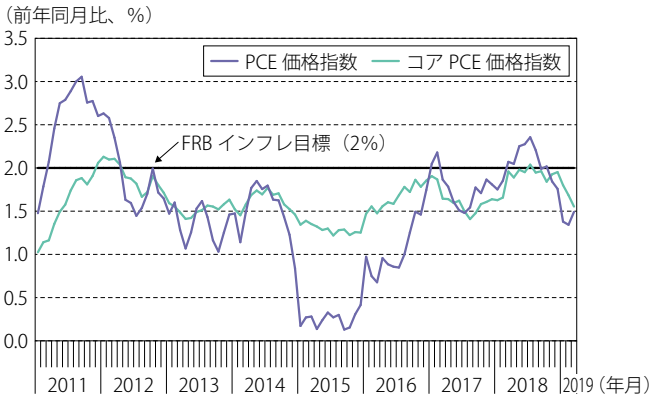

備考：コアPCE価格指数は変動の大きい食品とエネルギーを除いて計算したもの。
資料：米国商務省、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-1-6図
PCE価格指数（ガソリン及びその他エネルギー）推移

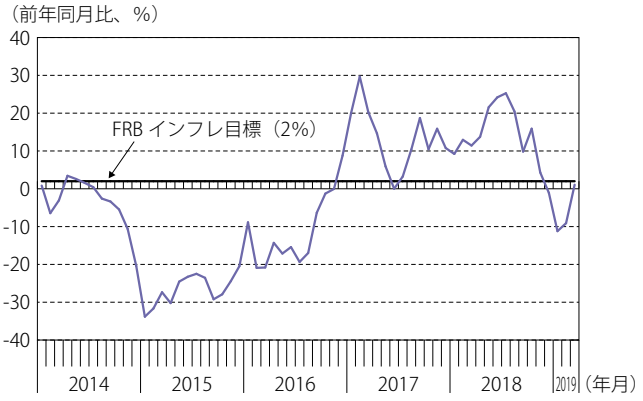

資料：米国商務省、CEIC Databaseから作成。

年ほどの間、2005年以降最も高い水準を維持しており、2019年後半も活発な設備投資を見込んでいる（第Ⅰ-3-1-8図）。

第Ⅰ-3-1-7図
実質GDP内訳に占める設備投資額及び住宅投資額推移

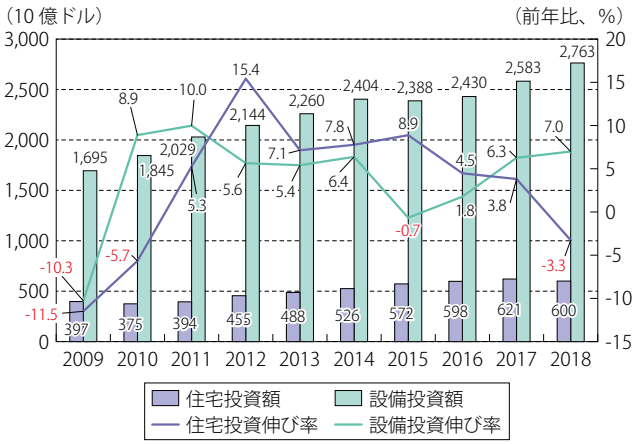

備考：実質GDPの需要項目別内訳。各年の数値は、第4四半期の年率換算値。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第Ⅰ-3-1-8図
地区連銀調査による6か月先設備投資計画と米国GDP設備投資

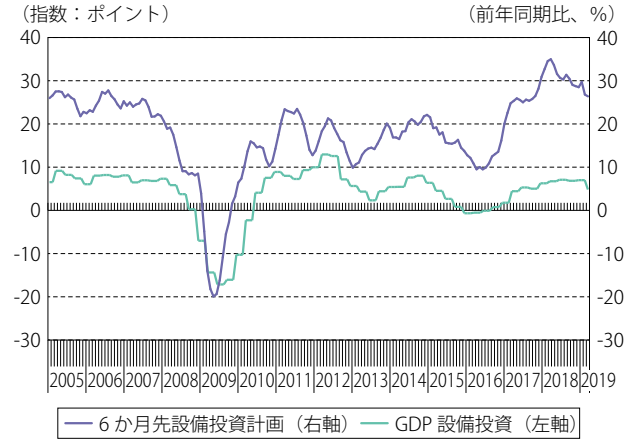

備考：1．6か月先設備投資計画は、ニューヨーク、フィラデルフィア、リッチモンド、カンザスシティ、ダラスの5都市の指数の平均値について、3か月移動平均。
2．6か月先設備投資計画は、調査対象企業の6か月先の投資計画を指数化し、増加分から減少分を差し引いている。
資料：各地方連銀、ブルームバーグから作成。

（4）設備投資と住宅投資

実質GDPに占める設備投資額は、過去10年間ほぼ一貫して拡大を続けており、2018年の年率成長率も7.0%と好調に推移している（第Ⅰ-3-1-7図）。地区連銀による製造業景況感調査においても、6か月先に設備投資の増加を予定している企業の比率が、過去2

一方で、実質GDPに占める住宅投資額は、2009年から2017年まで順調に拡大してきたが、2018年に▲3.27%のマイナスに転じた。2018年の住宅投資は、4四半期連続での減少であった。米国住宅販売の9割を占める中古住宅販売戸数も2018年3月から2019年2月まで12か月連続で減少を続けており、政策金利の

45　FOMCでは2017年3月から、インフレ目標を2%から上下に幅を持たせるため、対称的（symmetric）という表現を用いている。

引上げに伴う住宅ローン金利の上昇や、住宅価格の高騰が住宅需要の弱さにつながっていると考えられる（第Ⅰ-3-1-9図）。

第Ⅰ-3-1-9図
住宅販売戸数伸び率・30年固定住宅ローン金利推移

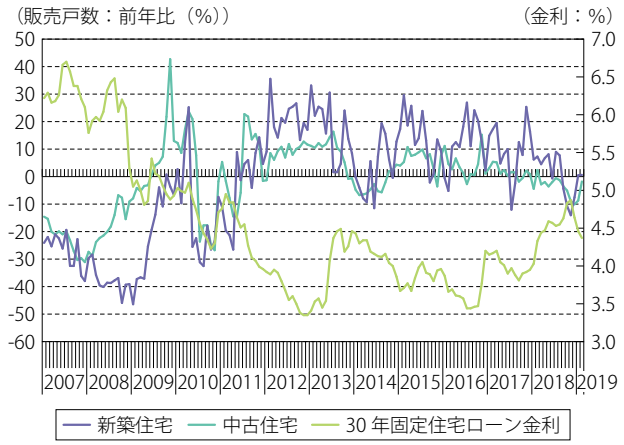

備考：季節調整値。年換算値。
資料：米国センサス局、連邦住宅貸付抵当金庫、CEIC Databaseから作成。

（5）ISM景気指数

2018年のISM製造業景気指数（総合）は平均58.8（2017年平均：57.5）となり、景気拡大縮小の分岐点となる50を大きく上回って推移した（第Ⅰ-3-1-10図）。一方で、足下（2019年1月から3月）の同指数は、前年に比べると下降傾向にある。市場関係者の間では、貿易摩擦の影響により輸出が低迷し、景気減速が進む可能性を指摘する声がある一方、景気は引き続き底堅い[46]とする意見もあり、見方は割れている。

2018年のISM非製造業指数（総合）は、平均58.9（2017年平均：56.9）となり、製造業指数と同様に、50を大きく上回る水準で推移した（第Ⅰ-3-1-10図）。足下の同指数については、事業全体では明るい報告が多いものの、2019年3月は2017年8月以来の水準まで低下したこともあり、人手不足をボトルネックとして挙げる声もあった。

第Ⅰ-3-1-10図　ISM景気指数推移

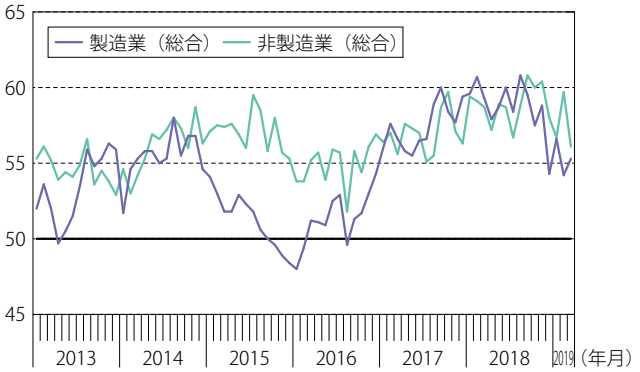

備考：50.0が景気の拡大・縮小の分岐点とされる水準。
資料：全米供給管理協会（Institute for Supply Management）、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-1-11図　ISM景気指数と実質GDP成長率の推移

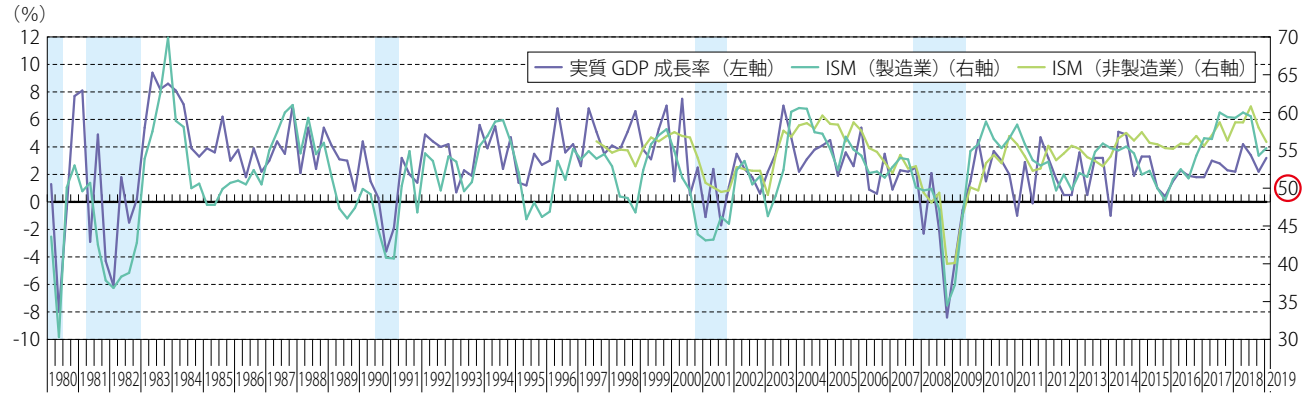

備考：実質GDPは前期比年率、潜在成長率は前年同期比。
資料：商務省、議会予算局、CEIC Databaseから作成。

46　1949年以降の実質GDP成長率とISM製造業指数の相関でみれば、例えば、2019年3月のISM製造業指数の55.3の水準は、3.7%程度の実質GDP成長率が見込まれる数値である（第Ⅰ-3-1-11図）。

第Ⅰ-3-1-12表　小売売上高（年次）推移

	金額（10億ドル）											2018割合
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
小売売上高	4,383	4,066	4,284	4,597	4,820	5,002	5,211	5,345	5,498	5,759	6,038	100.0%
前年比伸び率		-7.2%	5.4%	7.3%	4.8%	3.8%	4.2%	2.6%	2.9%	4.7%	4.9%	-
自動車及び同部品を除く	3,602	3,394	3,541	3,784	3,935	4,043	4,191	4,252	4,358	4,562	4,809	79.6%
前年比伸び率		-5.8%	4.3%	6.9%	4.0%	2.8%	3.7%	1.4%	2.5%	4.7%	5.4%	-
コア小売売上高	2,421	2,363	2,443	2,569	2,659	2,733	2,844	2,943	3,025	3,140	3,277	54.3%
前年比伸び率		-2.4%	3.4%	5.2%	3.5%	2.8%	4.1%	3.5%	2.8%	3.8%	4.4%	-
自動車及び同部品	782	672	742	813	886	959	1,019	1,093	1,140	1,197	1,229	20.4%
前年比伸び率		-14.1%	10.5%	9.6%	8.9%	8.3%	6.3%	7.2%	4.3%	4.9%	2.7%	-
食品・飲料	568	569	581	609	627	641	669	686	699	719	743	12.3%
前年比伸び率		0.1%	2.1%	4.9%	3.0%	2.2%	4.4%	2.4%	1.9%	2.9%	3.5%	-
総合小売	595	590	604	625	641	653	667	675	675	692	715	11.8%
前年比伸び率		-0.9%	2.4%	3.4%	2.7%	1.8%	2.3%	1.2%	-0.1%	2.5%	3.3%	-
飲食店	456	453	467	495	523	544	577	624	656	677	717	11.9%
前年比伸び率		-0.7%	3.2%	6.1%	5.7%	3.9%	6.1%	8.2%	5.2%	3.1%	6.0%	-
オンライン販売	320	310	340	376	408	432	468	507	559	619	678	11.2%
前年比伸び率		-3.0%	9.6%	10.7%	8.4%	6.0%	8.5%	8.3%	10.1%	10.8%	9.5%	-
ガソリン	500	391	449	533	555	550	539	443	417	457	515	8.5%
前年比伸び率		-21.8%	14.8%	18.6%	4.0%	-0.8%	-2.1%	-17.7%	-5.8%	9.4%	12.7%	-
建材・園芸用品	301	261	260	269	282	302	318	331	349	378	391	6.5%
前年比伸び率		-13.1%	-0.5%	3.7%	4.7%	6.9%	5.3%	4.3%	5.4%	8.3%	3.4%	-
ヘルスケア	246	253	260	272	273	282	299	315	326	334	345	5.7%
前年比伸び率		2.8%	3.0%	4.4%	0.6%	3.0%	6.1%	5.3%	3.5%	2.4%	3.4%	-
衣料品	217	205	213	228	239	245	250	256	258	262	274	4.5%
前年比伸び率		-5.6%	4.0%	7.0%	4.8%	2.5%	2.2%	2.2%	1.0%	1.4%	4.8%	-
その他小売	111	102	104	108	110	112	116	119	122	127	131	2.2%
前年比伸び率		-7.9%	2.2%	4.2%	1.5%	2.2%	3.0%	3.0%	2.4%	3.6%	3.5%	-
家具	99	85	85	88	91	95	100	106	111	118	121	2.0%
前年比伸び率		-14.1%	0.4%	2.7%	4.5%	4.3%	4.5%	6.8%	4.4%	5.9%	3.2%	-
家電	109	98	100	102	104	105	105	104	99	97	99	1.6%
前年比伸び率		-9.9%	1.7%	2.2%	1.5%	1.2%	0.2%	-1.0%	-4.8%	-1.7%	1.7%	-
スポーツ・趣味用品・書籍	81	78	78	79	81	83	84	86	86	84	79	1.3%
前年比伸び率		-3.5%	0.4%	0.8%	3.0%	2.2%	0.8%	2.3%	1.1%	-2.9%	-5.4%	-

備考：季節調整済。
資料：米国商務省、CEIC Database から作成。

（6）小売売上高

2018年の小売売上高は前年比+4.9％の6兆381億ドルとなった。自動車、ガソリン、建材・園芸用品、飲食を除いたコア小売売上高は、同+5.4％の3兆2,771億ドルとなった（第Ⅰ-3-1-12表）。

一方で、月次推移をみると、2018年後半以降、伸び率の鈍化が見られるようになってきている。特に、2018年12月にはガソリン価格の下落や政府閉鎖による消費者心理の悪化の影響もあり、2009年9月以来最大の落ち込みとなる前月比▲1.6％を記録した。2019年2月も同▲0.2％となり、消費の鈍化を指摘する声もある（第Ⅰ-3-1-13図）。

第Ⅰ-3-1-13図　小売売上高（月次）推移

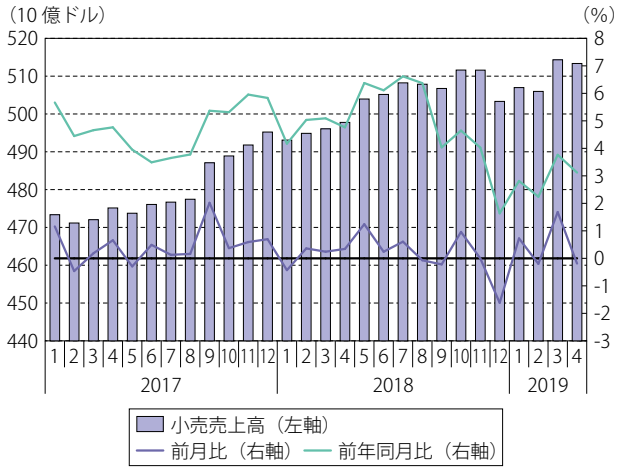

資料：米国商務省、CEIC Database から作成。

(7) 金融政策

米国連邦準備制度理事会（FRB）は、2014年10月に量的緩和第三弾（QE3）を終了して以降、金融政策の正常化を進めてきた。具体的には、2015年12月にフェデラル・ファンド・レート（FF金利）の誘導目標の引上げを再開し、2017年10月から米国債、住宅ローン担保証券（MBS）への再投資を縮小し始めた。FF金利の引上げは、短期国債利回り（短期金利）の上昇に速やかに波及する一方、将来の景気やインフレ率を抑制するため、これらを反映する長期国債の利回り（長期金利）を押し下げる。国債の年限ごとの利回りを結んだ曲線をイールドカーブ（第I-3-1-14図）と呼ぶが、この傾きは利上げが進むにつれて緩やかになり（＝フラット化）、利上げの最終局面では長短金利が逆転し右肩下がりとなる逆イールドが発生することがある。なお、2015年12月に利上げを再開して以降、イールドカーブは上方にシフトしつつフラット化してきた。これは好況期の金融正常化の際に見られるベア・フラット化と呼ばれる動きである。他方、2018年11月以降は、米中貿易摩擦等による世界的な景気後退懸念が高まる中で、市場参加者の間に金融緩和期待が浮上した。景気後退懸念を反映して長期金利が低下するとともに、FF金利の引き下げを予想して短期金利が低下している。そのためイールドカーブが下方にシフトしつつフラット化するブル・フラット化が始まり、2018年12月初旬には、米国2年債と5年債の利回りが逆転した。さらに、2019年3月末には、3か月物財務省短期証券（Tビル）と10年債の利回りが2007年以来12年ぶりに逆転している。なお、過去に逆イールドが発生した際には、およそ1年以内に景気後退が起こっており（第I-3-1-15図）[47]、市場関係者の間では警戒する声もある。

2019年3月の連邦準備制度理事会（FOMC）では、バランスシートの縮小計画の終了を決定し、利上げも見送っている。同FOMC後の会見において、パウエル議長は、米国経済について、2019年も引き続き堅調なペースで成長するとの見通しを示しつつも、2018年の非常に力強いペースよりは遅い可能性があるとした。リスク要因として英国のEU離脱や米中貿易摩擦などを挙げた。今後の利上げについては、雇用とインフレ率の見通しを注視していく[48]としている。

第I-3-1-14図　QE3以降のイールドカーブの比較

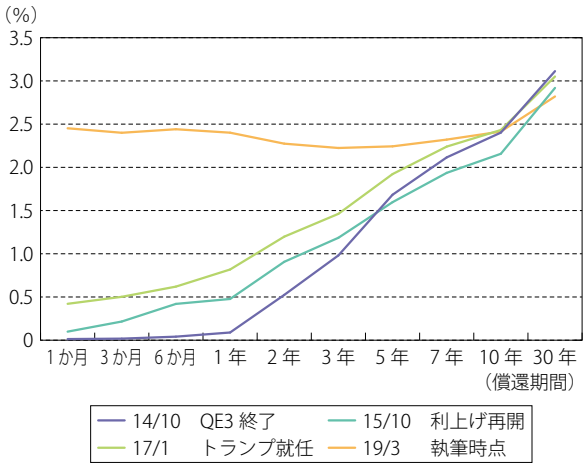

資料：Refinitivから作成。

第I-3-1-15図　米国債利回り推移（10年、2年）

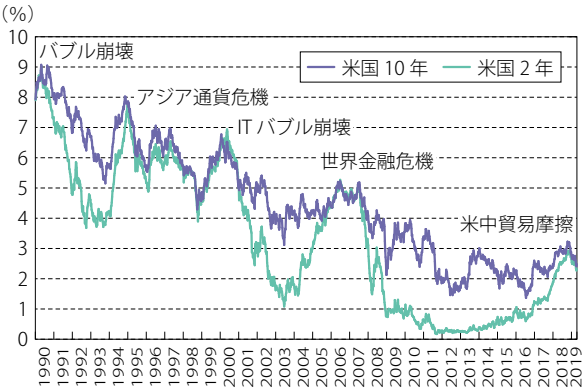

備考：2019/4/2時点。
資料：Refinitivから作成。

(8) 米国対外証券投資

世界金融危機後、米国を中心とした先進国による金融緩和政策の影響により、多くの資金が相対的に利回りの高い新興国に流入したとされる。米国の対外証券投資純額[49]をみても、米国が実質的なゼロ金利政策を導入した2008年12月以降、米国からの証券投資は海外への支払超（資金流出）で推移した。一方で、QE3が終了した2014年10月以降は、金利により敏感な債券を中心に米国の受取超（資金流入）で推移しており、2018年末には、株式も受取超となっている（第

47　長短金利差を銀行の貸出金利と預金金利の差（＝預貸利ざや）と考え、これがマイナス化することが銀行の貸出態度の厳格化を通じて、経済活動を抑制する、との見方がある。
48　パウエル議長は会見において、「FF金利は現在中立とされる広い範囲に収まっている。」とし、（今後の金融政策について）「雇用とインフレの見通しが政策変更を要求するまではしばらく時間がかかる」との見通しを示し、利上げ休止の姿勢を強調するとともに、声明文中の「（政策金利変更の判断について）辛抱強くなる」とは、「判断を急ぐ必要はないことを意味する」と説明した。
49　売買を差し引いた純額（ネット）。

I-3-1-16 図）。

1995 年以降の対外証券投資を振り返ると、信用スプレッド[50]との一定の相関が見られる。相場の不透明感が高まると、リスクの高いハイイールド債に対して投資家が求めるリターンの割合も高くなるため、スプレッドは拡大する。例えば、過去には、1998 年のロシア危機や 2000 年代初頭の IT バブル崩壊、2008 年の世界金融危機時に信用スプレッドが大きく拡大している。2017 年以降は適温相場により信用スプレッドが長期平均を下回って推移してきたが、2018 年末にかけては貿易摩擦の影響や原油価格の下落等を背景に、スプレッドの拡大がみられ、リスク回避的な傾向が高まっていると考えられる（第 I-3-1-17 図、第 I-3-1-18 図）。

第 I-3-1-16 図　米国対外証券投資・FF 金利誘導目標推移

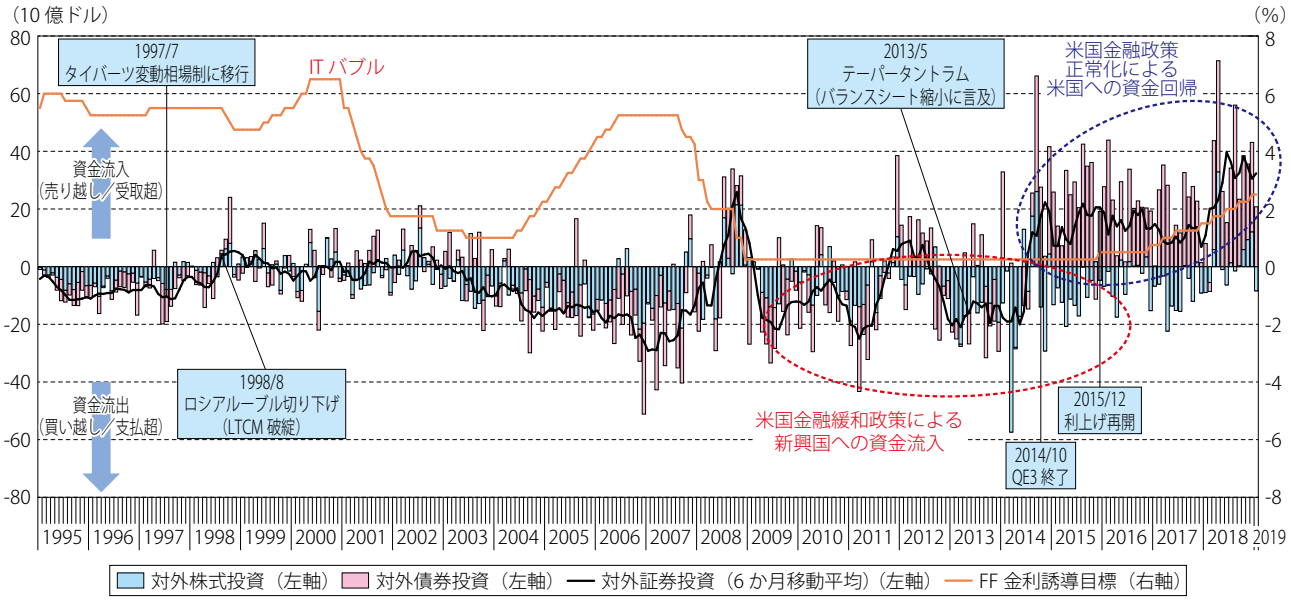

備考：2019/1 末まで（2018/4/9 データ取得）。
資料：Bloomberg から作成。

第 I-3-1-17 図　米国対外証券投資・信用スプレッド推移

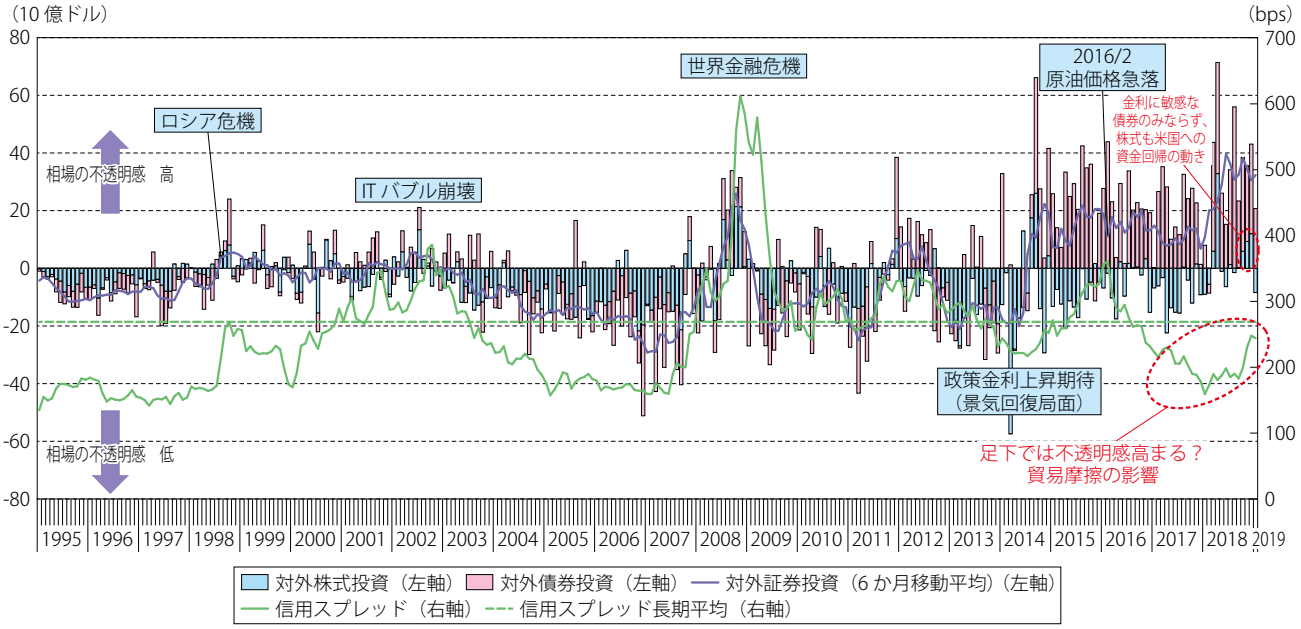

備考：2019/1 末まで（2019/4/9 データ取得）。信用スプレッド＝（ハイイールド債利回り -10 年国債利回り）。信用スプレッドの長期平均は、1995 年～2018 年までの平均。
資料：Bloomberg から作成。

50　米国ハイイールド債利回りと 10 年国債利回りの差。ハイイールド債とは、投資適格に満たない債券を指す。信用スプレッドは、発行体が債務の返済不履行となるリスクに対して支払われる追加的な利回り。

第Ⅰ-3-1-18図　米国対外証券投資（地域別）・原油価格推移

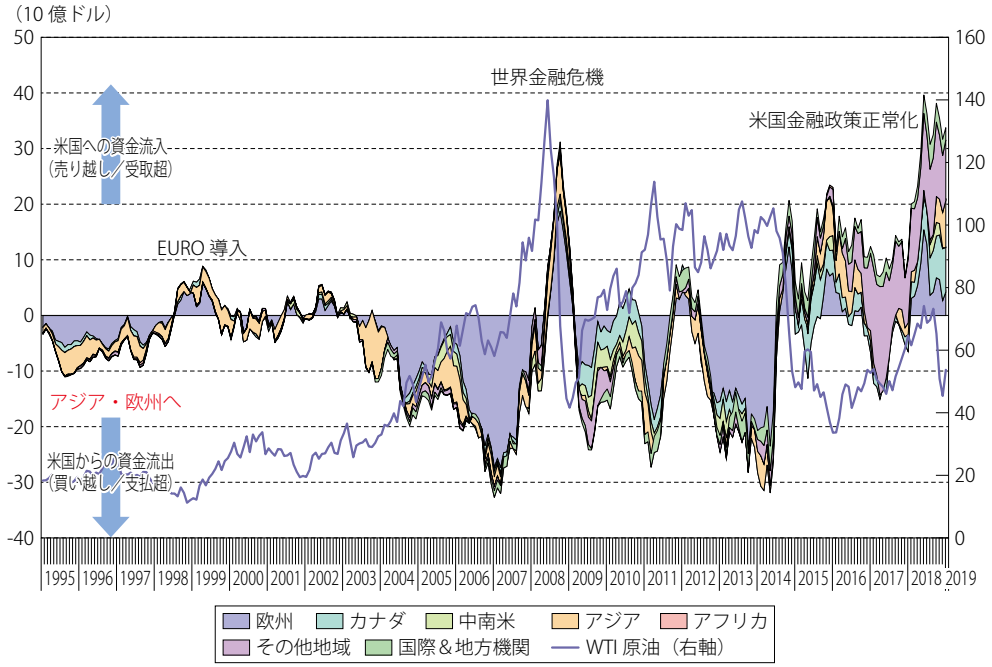

備考：6か月移動平均。「中南米」のデータは2001年以降取得可能。「その他地域」は2015年9月以降の項目変更を踏まえ、「全ての国」－（欧州＋カナダ＋中南米＋アジア＋アフリカ）で計算し、推計。
資料：Bloombergから作成。

第Ⅰ-3-1-19図　米国対外証券投資推移（過去2年間）

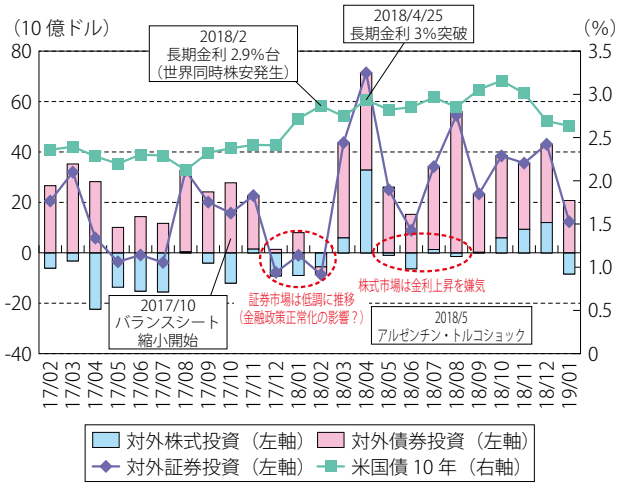

備考：2019/1末まで（2019/4/9データ取得）。
資料：Bloombergから作成。

2. 通商動向

（1）米国通商政策課題

米国通商代表部（USTR）は、2019年3月1日に「2019年通商政策課題」[51]を公表した。「2019年通商政策課題」は、3部立ての構成[52]となっており、第一に、「政権は深刻な欠陥のある国際通商システムを引き継いだ」こと、第二に、「米国人労働者にとってより良い通商政策を行う」こと、第三に、「通商関係再均衡に向けた新規通商ディールと強力な執行を追求」

51　USTR、「The President's 2019 Trade Policy Agenda」、2019年3月1日、（https://ustr.gov/sites/default/files/ 2019 _Trade_Policy_Agenda_and_2018_Annual_Report.pdf）
52　昨年の通商政策課題では、①国家安全保障を支える通商政策、②米国経済の強化、③全ての米国人にとって役立つ通商協定の交渉、④米国通商法のアグレッシブな執行、⑤多国間通商システム改革の5つを柱として掲げていた。2019年の通商政策課題では、①・②が3つ目のパート、③・④が2つ目のパート、⑤は一つ目のパートに構成上組み替えられている。

第Ⅰ-3-1-20 図　米国財貿易収支・日米中名目 GDP 推移（1990 年以降）

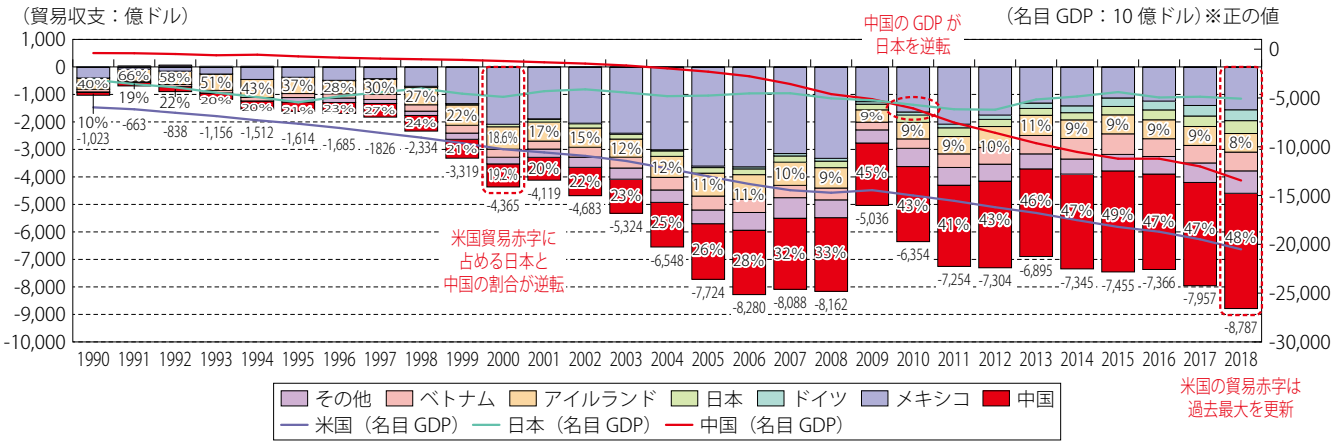

備考：貿易収支はセンサスベース（季節調整前）。
資料：米商務省、Global Trade Atlas、IMF WEO, October 2018 から作成。

することとなっている。第一のパートでは、特定の相手国との関係においては、再交渉前の米韓自由貿易協定（KORUS）や北米自由貿易協定（NAFTA）を例に挙げ、不均衡な通商協定が米国人の経済的機会を剥奪してきたと断じるとともに、中国が米国のイノベーションや知的財産に係る権利を侵害してきたと批判している。また、多角的貿易体制の失敗を主張しており、例えば、WTO 上級委員会は有害な司法積極主義（harmful judicial activism）を採っていると論じている。第二のパートでは、TPP 離脱や KORUS、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の妥結をトランプ政権の成果として取り上げ、今後もより良い通商ディールを確保することを優先課題としつつ、昨年に引き続き米国通商法をアグレッシブに執行するとしている。例えば、中国の知的財産権に係る行動に対する 1974 年通商法 301 条に基づく調査の実施や、1974 年通商法 201 条に基づく太陽光電池セル・モジュール及び大型住宅用洗濯機に対するセーフガード措置の発動を実績として挙げている。第三のパートでは、米国経済や国家防衛に必須なイノベーションと技術の保全のための取組を強化するとともに、日本、EU、英国といった戦略的パートナーとの新規通商交渉の開始を追求するなどしている。

（2）米国貿易統計

2018 年の米国の財貿易収支は、過去最大の▲ 8,787 億ドルの赤字となった。貿易赤字の約 5 割を占める中国に対する赤字が拡大したことが主な要因（第Ⅰ-3-1-20 図）。2018 年の米国の対中輸入額は関税賦課後も 11 月を除いて対前年比で増加を続けた一方、対中輸出額は 2018 年 8 月以降、対前年比で大幅に減少を続けた（第Ⅰ-3-1-21 図）。日本に対する貿易赤字額は 2017 年の 3 位から中国、メキシコ、ドイツに次ぐ 4 位に後退した（第Ⅰ-3-1-22 表）。

主要輸入品目については、一般機械が前年比 10.8％と高い伸び率を記録したほか、電気機器（同 +2.7％）や自動車等（同 +3.7％）の輸入も着実に拡大した。歳出拡大や減税政策等による米国の内需拡大に起因するところが大きいと見られる。輸出品目別にみると、輸出全体の 12.8％を占める一般機械が前年比 +5.5％となったことを始め、原油価格の高騰の影響により、鉱物性燃料等が同 +36.6％、電気機器等が同 +0.9％となった。米国の財貿易は輸出入ともに拡大しているが、輸入全体の伸び率（+8.6％）が、輸出全体の伸び率 +7.6％を上回った形（第Ⅰ-3-1-23 表）。

第Ⅰ-3-1-21 図　米国の対中財貿易収支推移

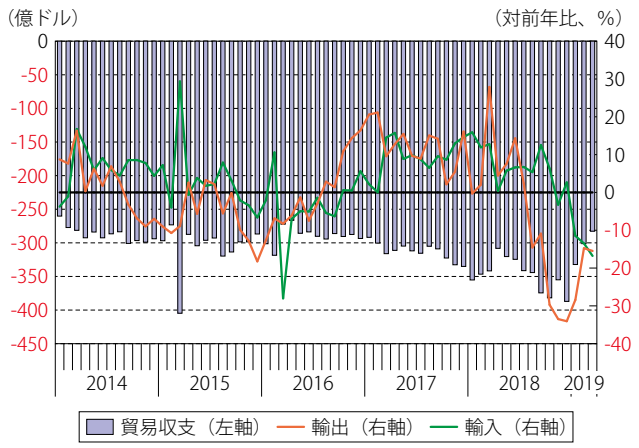

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米商務省、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-1-22表　米国の輸出、輸入、貿易収支（国別）

輸出	2017	2018		
	10億ドル	10億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
カナダ	282	299	18.0	5.8
メキシコ	243	265	15.9	8.9
中国	130	120	7.2	-7.4
日本	68	75	4.5	10.9
英国	56	66	4.0	17.7
ドイツ	54	58	3.5	7.0
韓国	48	56	3.4	16.6
オランダ	42	49	3.0	19.0
ブラジル	37	39	2.4	6.1
香港	40	37	2.3	-6.2
世界計	1,546	1,664	100.0	7.6

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

輸入	2017	2018		
	10億ドル	10億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
中国	505	540	21.2	6.7
メキシコ	314	347	13.6	10.3
カナダ	299	318	12.5	6.4
日本	136	143	5.6	4.5
ドイツ	118	126	5.0	7.1
韓国	71	74	2.9	4.0
英国	53	61	2.4	14.6
アイルランド	49	57	2.3	17.8
イタリア	50	55	2.2	9.6
インド	49	54	2.1	11.9
世界計	2,342	2,543	100.0	8.6

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

収支	2017	2018		
	10億ドル	10億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
中国	-376	-419	47.7	11.6
メキシコ	-71	-82	9.3	14.9
ドイツ	-64	-68	7.8	7.2
日本	-69	-68	7.7	-1.8
アイルランド	-38	-47	5.3	22.8
ベトナム	-38	-40	4.5	3.1
イタリア	-32	-32	3.6	0.2
マレーシア	-24	-27	3.0	8.5
インド	-23	-21	2.4	-7.1
カナダ	-17	-20	2.2	15.9
世界計	-796	-879	100.0	10.4

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-3-1-23表　米国の輸出・輸入品目

輸出	2017	2018		
	10億ドル	10億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
一般機械	202	213	12.8	5.5
鉱物性燃料等	139	190	11.4	36.6
電気機器等	174	176	10.6	0.9
航空機等	131	139	8.4	6.1
自動車等	130	131	7.8	0.3
光学機器等	84	90	5.4	7.1
プラスチック等	62	67	4.0	7.5
宝飾品	60	64	3.8	5.9
医療用品	45	48	2.9	7.7
有機化学品	36	40	2.4	10.7
世界計	1,546	1,664	100.0	7.6

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

輸入	2017	2018		
	10億ドル	10億ドル	構成比（%）	伸び率（%）
一般機械	342	378	14.9	10.8
電気機器等	351	361	14.2	2.7
自動車等	290	301	11.8	3.7
鉱物性燃料等	195	233	9.2	19.4
医療用品	96	116	4.6	20.5
光学機器等	85	92	3.6	8.5
家具	63	67	2.6	7.1
宝飾品	59	60	2.4	1.7
プラスチック	52	59	2.3	13.0
有機化学品	45	54	2.1	18.9
世界計	2,342	2,543	100.0	8.6

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

（3）米国の投資管理及び輸出管理強化

GDP 世界第2位の経済大国としての中国の存在感が増す中で、米国内では中国による知的財産窃盗や強制技術移転などに対する批判が高まっている。トランプ政権は、米中の技術を巡る競争関係について、「強大な覇権争い（great power competition）[53]」の時代の到来と表現しており、また、米国議会においても、米国企業が関わるサプライチェーンから中国を排除する動き（decoupling）を後押しするような発言がなされるようになった[54]。ペンス副大統領は、2018年10月にハドソン研究所において行ったスピーチにおいて、「米国に対する知的財産窃盗が完全に終了するま

53 「国家安全保障戦略」公表時のスピーチにおいて、マティス国務長官は「米国はこれまで同様、テロ対策を続ける。しかし、テロではなく強大な覇権争いが米国の安全保障において、目下の最優先課題となっている。（We will continue to prosecute the campaign against terrorists that we are engaged in today, but great power competition, not terrorism, is now the primary focus of U.S. national security）」と発言している。米国国防総省、「国家安全保障戦略（National Defence Strategy of the United States of America）」、（https://dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2018-National-Defense-Strategy-Summary.pdf）。同「マティスの国家安全保障戦略に関するスピーチ（Remarks by Secretary Mattis on the National Defense Strategy）」、2018年1月19日、（https://dod.defense.gov/News/Transcripts/Transcript-View/Article/1420042/remarks-by-secretary-mattis-on-the-national-defense-strategy/）。

54 特にライトハイザー通商代表やナバロ国家通商会議（NTC）委員長はデカップリング賛成派であるとされ、例えばナバロは「関税は中国からデカップリングし、米国に仕事や投資を呼び戻す良い方法である（tariffs are a good way of decoupling from China and bringing back jobs and investment to the United States.）」と発言しているとされる。（https://foreignpolicy.com/2019/05/10/trumps-madman-theory-of-trade-with-china/）

第Ⅰ-3-1-24 表　CFIUS 審査の主な改正ポイント

主な改正ポイント

審査対象の拡大
企業合併・買収を通じて企業を支配する場合に加え、小規模投資であっても、以下に該当するものについては新たに審査対象化。 ①非公開機微情報を可能とする投資 ②重要技術、重要インフラ、機微技術情報に係る意思決定を可能とする投資　　等
特定取引の事前審査の義務化
外国政府の影響下にある投資家による、重要インフラ・重要技術を持つ米国企業の経営に影響を与える投資の事前審査を義務化。
審査の考慮要素の追加
①特別懸念国の関与、米国の法規制の遵守状況 ②個人情報等の流出可能性、サイバーセキュリティへの影響 ③重要インフラ、エネルギー、戦略物資、機微技術の外国人支配による安保への影響
同盟国との情報交換を可視化
①情報交換のための公式プロセスの設置 ②同盟国との協調行動 ③戦略技術・懸念主体に対する情報共有

で、中国政府への対抗措置をとる。そして、中国政府が強制的な技術移転という略奪的慣行を止めるまで、強い姿勢を継続する。米国企業の私有財産の利益を保護する[55]、」と発言している。

中国との技術覇権争いを背景として、米国では、2018 年 8 月に 2019 年度国防授権法が成立。外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）が成立し、対米外国投資委員会（CFIUS）による対米投資審査が強化された。また、同時に輸出管理改革法（ECRA）が成立し、輸出管理も強化されている。

① 投資管理の強化

米国においては、CFIUS が安全保障の観点から対内直接投資を審査している。2018 年 8 月 13 日に成立した FIRRMA では、従来審査対象となっていなかった小規模投資に対する審査の拡大や、サイバーセキュリティへの影響、重要インフラ等が外国人に支配されることによる影響など、審査の考慮要素が多面化すること等が盛り込まれている（第Ⅰ-3-1-24 表）。こうした改正の目玉となる重要な条文については、正式適用に向けた留保が付いた形となっており、パブリック・コメントや、パイロット・プログラム（暫定規則に基づく CFIUS の実験的運用）の実施等を通じて詳細を決定し、2020 年 2 月までに完全施行される見通しである。

パイロット・プログラムは、FIRRMA が新たに追加した規制対象取引の一部を先行実施するものであり、27 の業種（第Ⅰ-3-1-25 表）に関連する製造・設計を行う、機微技術を保有する企業を対象としている。27 の業種には、安全保障上の懸念が想起される軍事分野、航空・宇宙分野に加え、コンピュータや半導体等の電気通信分野、ナノテクノロジーやバイオテクノロジー等の先進的技術も含まれる。機微技術としては、①武器（ITAR/ML 品目[56]）、②国際レジームに基づく汎用品等（EAR/CCL[57]）、③原子力（外国の原子力活動支援関連）、④原子力（輸出入管理関連）、⑤特定化学剤・毒素、⑥先端基盤技術が明記されている。

また、特に重要な点は、これまで対象とされてこな

第Ⅰ-3-1-25 表　パイロットプログラム対象業種

1. 航空機	15. 粉末冶金部品
2. 航空機エンジン・部品	16. 電源・配電・特殊変圧器
3. アルミナ精製・一次精錬	17. 一次電池
4. ボール・ローラー軸受	18. 放送・無線通信装置
5. 電子計算機記憶装置	19. ナノテク研究開発
6. 電子計算機	20. バイオ研究開発
7. 誘導ミサイル・宇宙機	21. アルミ二次精錬・合金
8. 誘導ミサイル等の推進装置・部品	22. 航空・航海システム・装置
9. 軍用装甲車・戦車・部品	23. 半導体等
10. 原子力発電機	24. 半導体製造装置
11. 光学機器・レンズ	25. 二次電池
12. 基礎無機化学品	26. 電話装置
13. 誘導ミサイル等の部品及び補助装置	27. タービン・タービン発電機
14. 石油化学	

55　ホワイトハウス、「ペンス副大統領の対中政策に関するスピーチ（Remarks by Vice President Pence on the Administration's Policy toward China）」、2018 年 10 月 4 日、（https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-vice-president-pence-administrations-policy-toward-china/）
56　ITAR（International Traffic in Arms Regulation）：国際武器取引規制、ML（Military List）：軍需品目リスト
57　EAR（Export Administration Regulations）：米国輸出管理規則、CCL（Commerce Control List）：規制品目リスト

かった非支配的投資についても、規制対象となったことである。具体的には、投資する側の企業が、①重要な非公開技術情報へのアクセス、②取締役の選任等、③機微技術の使用・開発・取得・譲渡に関する重大な意思決定への関与（議決権行使以外）を行う場合には、新たに規制の対象とされることとなっている。株式保有比率や直接投資であるか、間接投資であるかの別を問わないという意味において、企業支配を前提としていた従来とは大きく異なる。

このように、パイロット・プログラム等を通じて、FIRRMA の完全施行を目指すとともに、同法に基づく CFIUS 審査の実施体制を整えることとされているが、完全施行に向けては様々な課題があると考えられる。例えば、海外企業からは、CFIUS 審査による手続き面での負担増や、審査対象の拡大に伴って、最悪の場合、差し止められる案件が増加する懸念から、対米投資そのものについて消極的にならざるを得ないといった声も聞かれる。有識者等からは実際に審査を行う人員の不足も指摘されており、手続きの遅延等も懸念されるところ、十分な審査体制の確立がなされるどうかについても注目されている。

2005 年以降の CFIUS 報告・審査件数についてみると、報告件数こそ、リーマン・ショック直後に大幅に減少しているものの、審査件数については、ほぼ一貫して増加件数にあり、2016 年の審査件数は 79 件に上っている（第 I-3-1-26 図）。

また、FIRRMA 施行の影響が、実際の M&A 市場にどの程度の影響を及ぼすかについては、各業種の市況や、個別企業の中長期の経営計画との兼ね合い等もあるため、一概には言えないものの、日本企業の対米 M&A[58] は過去 2-3 年でむしろ増加傾向にあり、CFIUS 審査強化の影響はあまり見られない（第 I-3-1-27 図）。一方、中国の対米 M&A は、2017 年～18 年は減少傾向にある。これは、近年、CFIUS 審査過程での撤回案件や大統領差し止め事例が増加していることに加え、中国経済の減速懸念への対処、特に、海外買収に積極的な企業が過剰債務を抱えることによるリスクを軽減するために、中国政府が不要不急の海外 M&A 案件を差し控えるべきとの方針を打ち出したことも重なっている[59]（第 I-3-1-28 図）。また、中国の対外準備高の減少が影響しているとの声もある[60]。

② 輸出管理の強化

輸出管理改革法（ECRA）は 2018 年 8 月 13 日の国防授権法に盛り込まれる形で成立した。米国の安全保障にとって必要な「新興・基盤（emerging and foundational）技術」を特定し、輸出規制の対象とすることなどを定めている。規制対象の候補となる 14

第 I-3-1-26 図　CFIUS 審査対象案件数推移

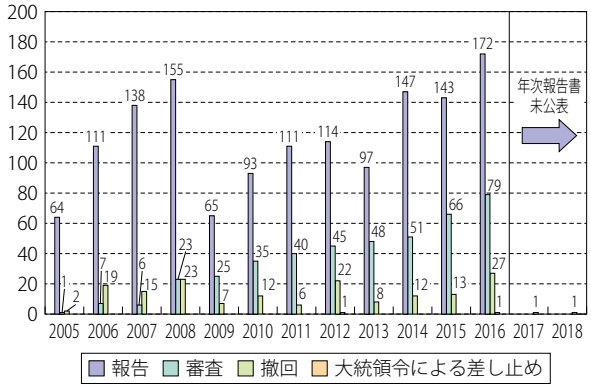

備考：2017 年と 2018 年は年次報告書未公表。
資料：CFIUS 年次報告書等から作成。

第 I-3-1-27 図
日本企業による米国エマージング技術関連 M&A 金額推移（公表ベース）

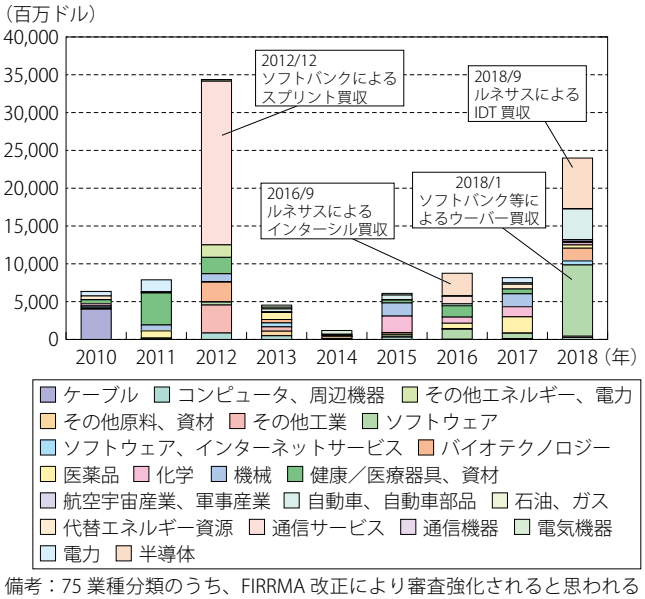

備考：75 業種分類のうち、FIRRMA 改正により審査強化されると思われる業種を抜粋。公表ベース。2018 年 12 月末時点。
資料：Refinitiv EIKON から作成。

58 パイロット・プログラム対象業種を参考に、Refinitiv 業種分類で関連する業種の M&A 案件（公表ベース）を抽出。
59 日経新聞、「中国一の富豪も標的　当局、海外 M&A 企業を締め付け」、2017 年 7 月 4 日、電子版、（https://www.nikkei.com/article/DGXMZO18325510Q7A630C1000000/）
60 AEI、“「Chinese Investment: State-Owned Enterprise Stop Globalizing, for the Moment」、2019 年 1 月 17 日、（http://www.aei.org/publication/chinese-investment-state-owned-enterprises-stop-globalizing-for-the-moment/）

第Ⅰ-3-1-28 図
中国企業による米国エマージング技術関連 M&A 金額推移（公表ベース）

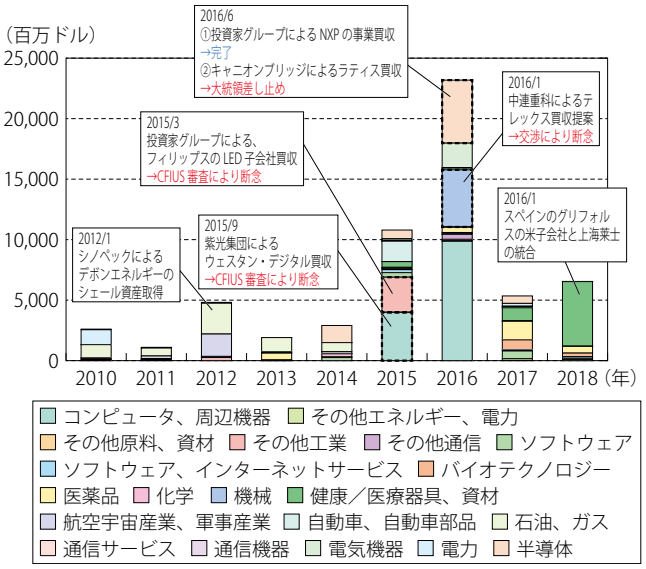

備考：75 業種分類のうち、FIRRMA 改正により審査強化されると思われる業種を抜粋。公表ベース。2018 年 12 月末時点。
資料：Refinitiv EIKON、各種報道から作成。

の技術分野（第Ⅰ-3-1-29 表）を予め公表した上で、パブリック・コメント等を経て規制内容が確定し、投資審査にも反映される見込み。あわせて、国内で規制対象となった技術については、国際輸出管理レジームへの提案が義務付けられている。

また、安全保障上の理由で特定の企業への輸出を禁じる対象企業の範囲を拡大させることで、中国に対抗する動きも出てきている。具体的には、2018 年 8 月に中国の 44 の団体[61]を禁輸対象企業リスト（エンティティ・リスト）[62]に追加し、同 10 月には福建省晋華集成電路（JHICC）、2019 年 5 月にはファーウェイ及び 68 の関連会社も追加した[63]。エンティティ・リストに掲載された者への輸出等は、米国商務省安全保障局（BIS）の許可が必要となっており、多くの場合、全貨物についての輸出が許可されないことから、中国にとって厳しい措置である。

第Ⅰ-3-1-29 表　規制対象候補となる 14 の技術分野

（1） バイオテクノロジー	（8） 補給関連技術
（2） AI・機械学習	（9） 付加製造技術（3D プリンタ等）
（3） 測位技術（Position, Navigation, and Timing）	（10） ロボティクス
（4） マイクロプロセッサー	（11） ブレインコンピュータインターフェース
（5） 先進コンピューティング	（12） 極超音速
（6） データ分析	（13） 先端材料
（7） 量子情報・量子センシング技術	（14） 先進セキュリティ技術（advanced surveillance）

61 中国電子科技集団、中国航天化工集団など半導体や航空宇宙関連企業とその下部機関などが追加された。中国の軍民融合を背景に、技術の軍事活用を懸念したものと見られる。
62 米国の制裁に該当する活動や国家安全保障・外交政策上の利益を害する活動に従事した団体を掲載。
63 JHICC の追加に当たっては、米国商務省より、同社は「DRAM の製造技術を米国から窃盗し、米国のサプライヤー及び国家安全保障を脅かした」とのコメントが発出されたが、従来の安全保障を根拠とした追加理由とは一線を画すとの意見もある。

第２節　欧州

1. ユーロ圏経済

（1）概況

2017年の好景気から一転、ユーロ圏経済は2018年に入り鈍化した。

2018年初頭における経済減速は、悪天候やストライキ等の一時的要因が重なったものであったが、米国による鉄鋼・アルミの輸入関税引上げをきっかけに始まった貿易摩擦が、第２四半期以降、域内経済に影を落としている。

2018年の実質GDP成長率は、通年で1.8％増と前年より鈍化した。鈍化の要因としては、需要項目別では、輸出に加え、家計消費と総固定資本形成の低迷が挙げられる（第Ⅰ-3-2-1図）。

セクター別では、製造業の縮小に加えて、サービス関連セクターにおける勢いの弱まりが見られる（第Ⅰ-3-2-2図）。

製造業の縮小については、自動車セクターにおける新燃費測定基準（WLTP）への対応の遅れや、河川の水位低下による物流遮断といった一時的要因があったと見られているが、新興国経済の減速や、先行き不透明感による企業マインドの低下も影響していると考えられ、こうした要素が引き続き域内経済を下押しする可能性が懸念されている。

ユーロ圏の経済信頼感指数は、前年までの顕著な改善傾向が、2018年に入り、一転して悪化傾向となっている。中でも製造業については2019年に入っても悪化の歯止めがかからず、米国をめぐる貿易摩擦及び英国のEU離脱をめぐる先行き不透明感が、企業の信頼感を下押ししている可能性が指摘されている（第Ⅰ-3-2-3図）。

国別に見ると、ドイツは、自動車の新燃費測定基準への対応の遅れにより生産が縮小したことで、実質GDP成長率は、第３四半期に前期比0.2％減とマイナスを記録した（第Ⅰ-3-2-4図）。経済信頼感については、2018年３月以降、顕著に悪化しており（第Ⅰ-3-2-5図）、貿易摩擦や英国のEU離脱をめぐる先行き不透明感が企業マインドを下押ししている可能性が指摘されている。

フランスについては、実質GDP成長率が第１四半期に大きく鈍化したものの、第３四半期以降、輸出や総固定資本形成の伸びにより緩やかに加速した（第Ⅰ-3-2-6図）。ただし、経済信頼感指数は2018年夏以降、大きく悪化している。特に、燃料税引上げへの反発か

第Ⅰ-3-2-1図
ユーロ圏の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）

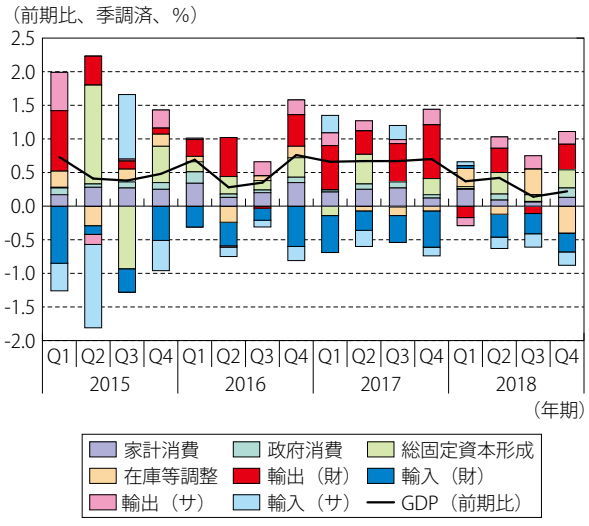

資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-2図
ユーロ圏の実質付加価値成長率（産業別寄与度）

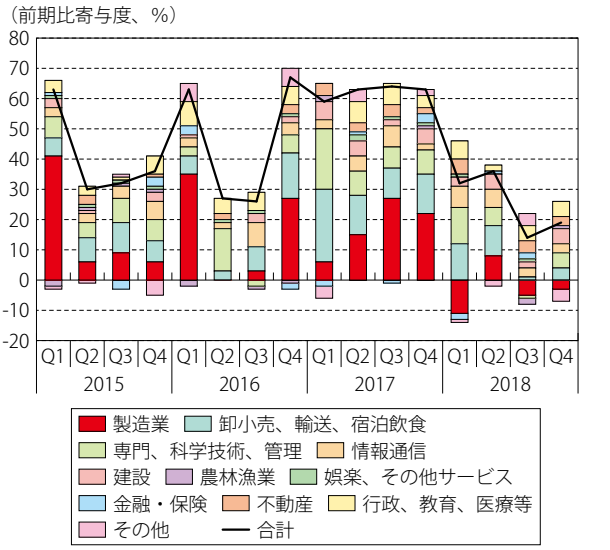

備考：季節調整値。実質付加価値。
資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-3 図　ユーロ圏の景況感（業種別）

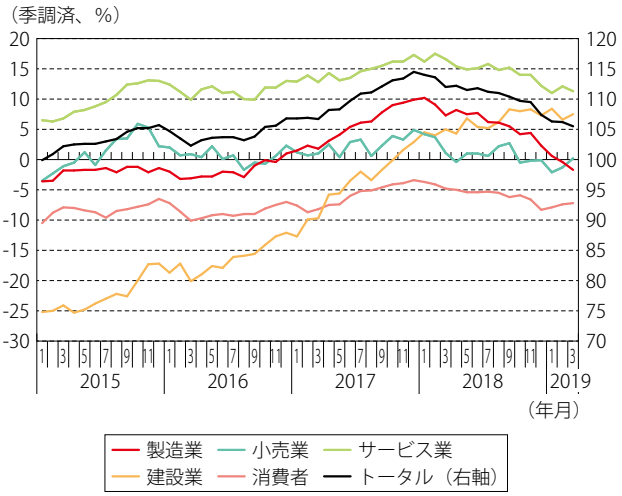

備考：アンケート調査における「改善 / 悪化」（原則、過去 3 か月・今後 3 か月の変化。消費者は、過去 12 か月・今後 12 か月の変化）の回答の割合の差。トータルは、経済信頼感指数（1990 年以降長期平均 =100）。季調済。
資料：欧州委員会「Economic Sentiment Indicator」から作成。

第Ⅰ-3-2-5 図　ユーロ圏主要国の経済信頼感指数

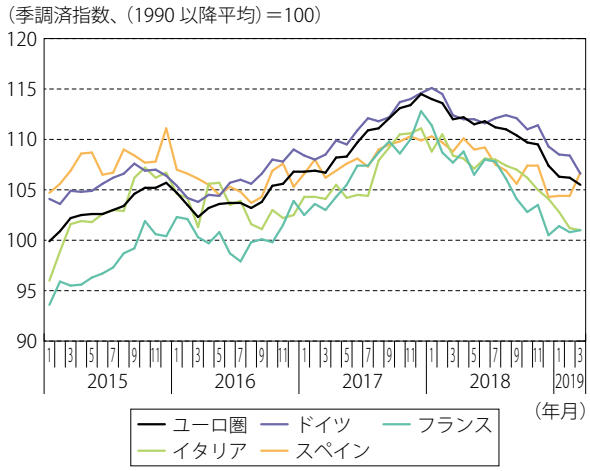

備考：調査は毎月第 1～3 週目に実施。
資料：欧州委員会「Economic sentiment Indicator（ESI）」から作成。

第Ⅰ-3-2-4 図
ユーロ圏諸国と英国の実質 GDP 成長率（前期比）

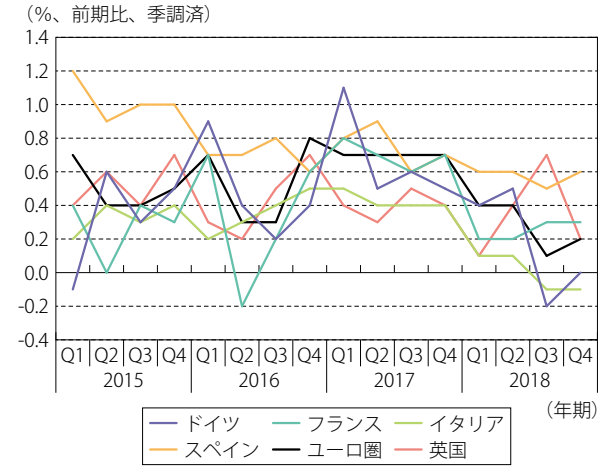

備考：2018Q4 まで。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-6 図
ユーロ圏諸国の総固定資本形成推移

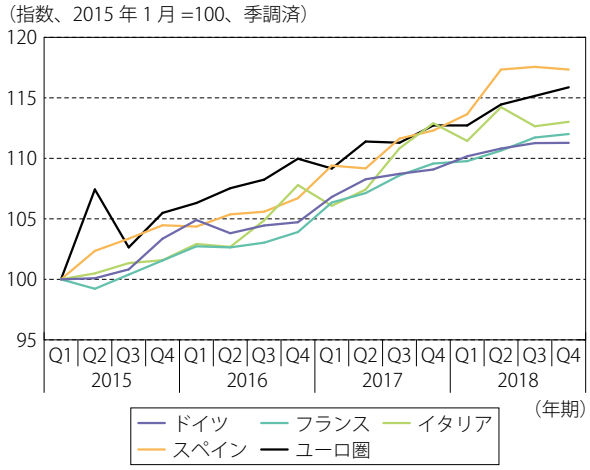

備考：2018Q4 まで。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

ら発生した黄色いベスト運動は、11 月以降、同国の経済信頼感を下押しした可能性がある。

イタリアについては、下半期に景気後退（実質 GDP 成長率が前期比で 2 期連続のマイナス）に陥った。主な輸出相手国の経済減退が輸出に影響したほか、国内の政治的混乱等を背景に企業マインドが幅広いセクターで低迷していると見られている。

スペインについては、2017 年に比べ減速しているものの、実質 GDP 成長率は、通年で 2.6% とユーロ圏平均を大きく上回る成長率を維持している。

（2）生産及び貿易

ユーロ圏の鉱工業生産指数は、2017 年までの拡大傾向から一転、2018 年に入り減少傾向で推移している（第Ⅰ-3-2-7 図）。2018 年年初は寒波やユーロの上昇が影響したと見られるが、8 月以降は、自動車セクターにおける新規制への対応の遅れから、ドイツを中心に自動車製造業の生産が顕著に落ち込んだ（第Ⅰ-3-2-8 図）。さらに、河川の水位低下により物流が遮断されたことで、秋以降は、やはりドイツを中心に、化学品製造業の生産に大きな影響が生じた。

ただし、自動車や化学品製造業以外でも、2017 年までの拡大傾向は既にほとんど見られない（第Ⅰ-3-2-9 図）。輸出受注は 2018 年秋以降、悪化が続いており（第Ⅰ-3-2-10 図）、ユーロ圏域内を含む世界経済の減速による影響が示唆される。

第Ⅰ-3-2-7図　ユーロ圏の鉱工業生産指数

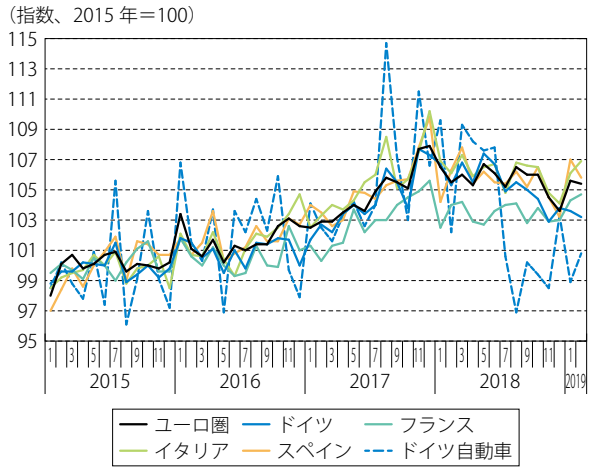

備考：鉱工業生産指数。季節調整値。
資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-9図　ユーロ圏の生産指数（製造業業種別）

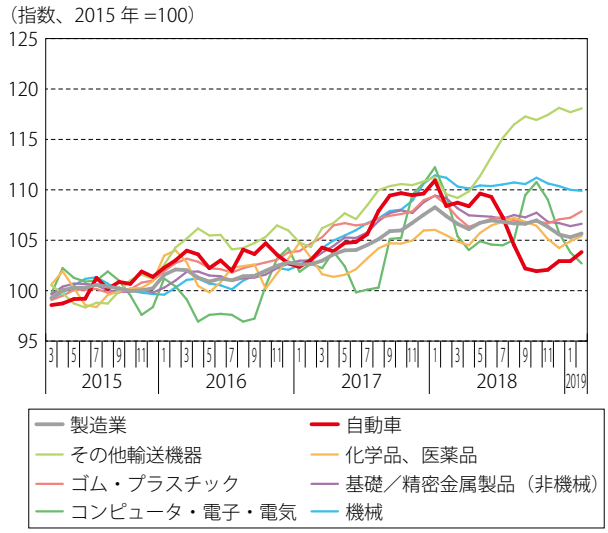

備考：季節調整値の３か月後方移動平均。生産量。
資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-8図　ドイツの生産指数（製造業業種別）

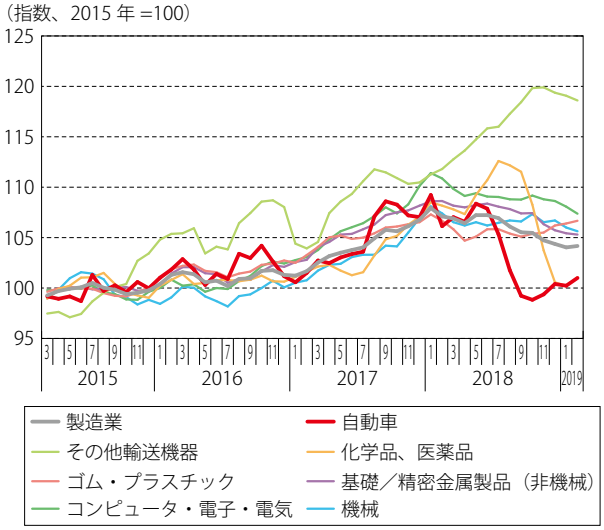

備考：季節調整値の３か月後方移動平均。生産量。
資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-10図　ユーロ圏製造業の景況感

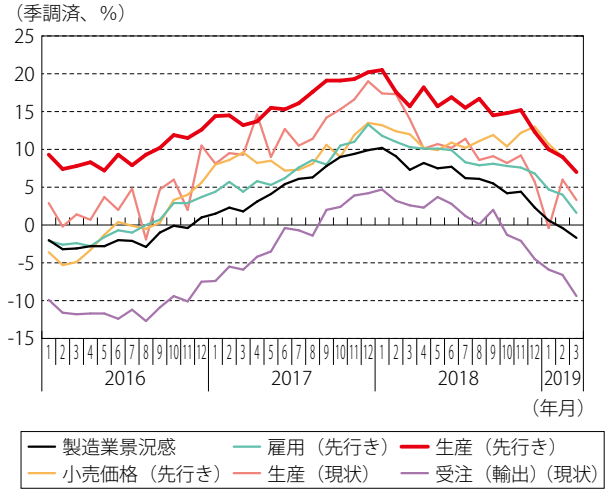

備考：アンケート調査（毎月第１～３週）での「改善（増加）/悪化（減少）」（過去３か月・今後３か月の変化）の割合の差。
資料：欧州委員会「Economic Sentiment Indicator」から作成。

ユーロ圏の輸出を相手国別に見ると、2018年に入り、主要貿易相手国であるトルコ向けの減少と中国向けの伸びの鈍化が顕著である（第Ⅰ-3-2-11図、第Ⅰ-3-2-12図）。

トルコは、８月に生じたトルコ・ショック（通貨リラの大幅な下落による金融市場の動揺）の影響により内需が大幅に悪化した。また中国については、2018年初頭からの景気減速に、米国との貿易摩擦も加わり、2018年は５月以降、生産が減少している。こうした主な貿易相手国における需要の減退が、ユーロ圏の輸出と生産に影響したと考えられる（第Ⅰ-3-2-13図）。

品目別に見ると、ユーロ圏域内向けの輸出は、2018年夏以降の機械・輸送機器の減少が顕著である。また、素材系製造品やその他製造品も伸びが鈍化している（第Ⅰ-3-2-14図）。また、ユーロ圏域外向けについては、2018年初頭に大きく落ち込んだ後は低い伸び率で推移し、秋以降は再び伸びが鈍化した（第Ⅰ-3-2-15図）。

トルコ向けの輸出は、機械・輸送機器が2018年７月以降、大幅に減少したほか、飲食品、化学品、また素材系製造品と幅広い分野で減少しており、産業全体でトルコの需要が減少したことが明らかである（第Ⅰ-3-2-16図）。

中国向けの輸出については、2018年上半期に伸びが大幅に落ちたが、９月以降は中国政府による景気支援策の効果もあり、回復が見られる（第Ⅰ-3-2-17図）。

第Ⅰ-3-2-11 図　ユーロ圏の輸出（相手先別寄与度）

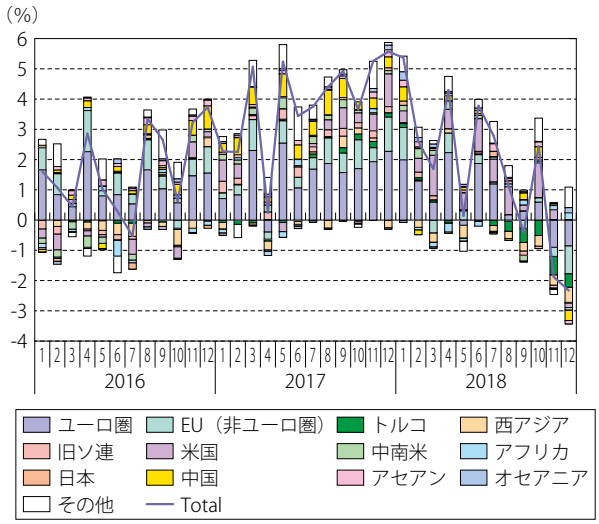

備考：季節調整値。前年比寄与度（数量ベース。2015 年合計額でウェイト付け）。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-12 図　ユーロ圏の輸出伸び率（相手先別）

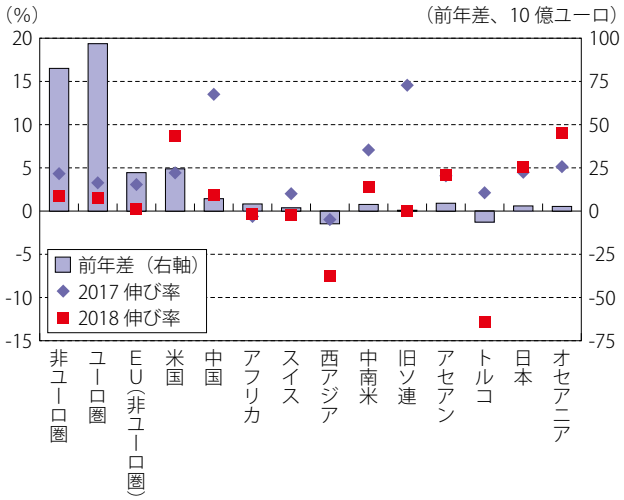

備考：伸び率は数量ベース（2015 年合計金額でウェイト付け）。前年差は 2018 年と 2017 年の差。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-13 図　ユーロ圏の輸出に占める各国の割合

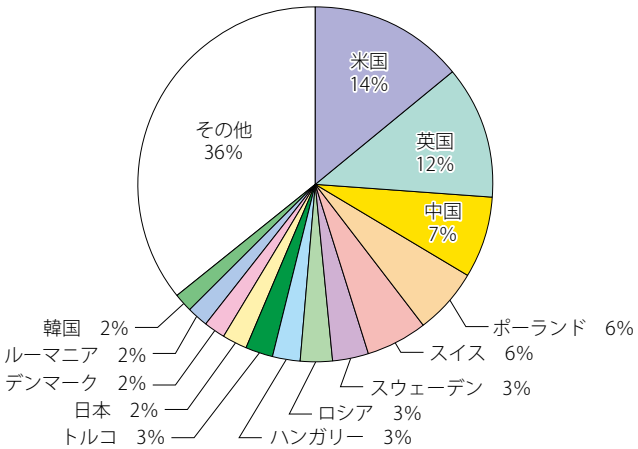

備考：ユーロ圏外向け財輸出に占める割合。2018 年。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-14 図　ユーロ圏の輸出（域内向け・品目別）

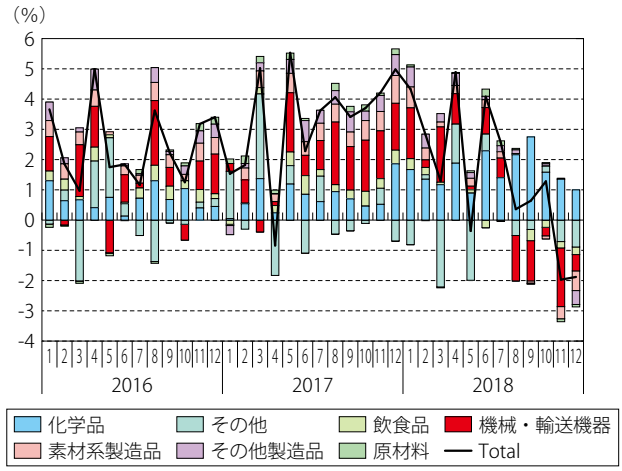

備考：季節調整値。前年比寄与度（数量ベース。2015 年合計額でウェイト付け）。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-15 図　ユーロ圏の輸出（域外向け・品目別）

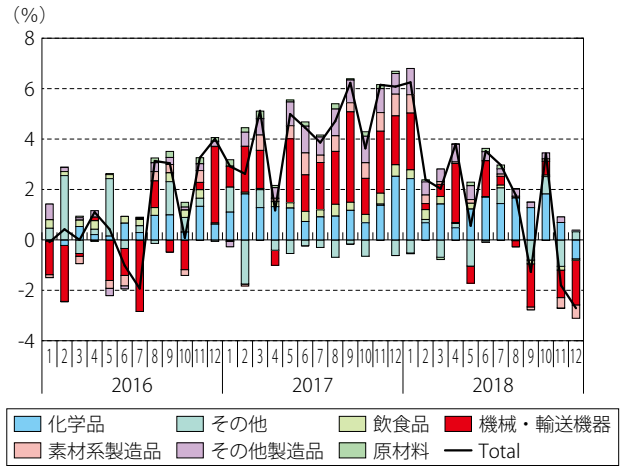

備考：季節調整値。前年比寄与度（数量ベース。2015 年合計額でウェイト付け）。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-16 図　ユーロ圏の輸出（トルコ向け・品目別）

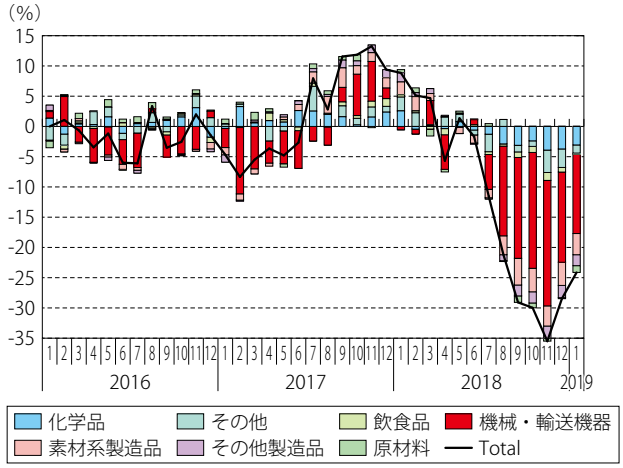

備考：季節調整値。前年比寄与度（数量ベース。2015 年合計額でウェイト付け）。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-17図　ユーロ圏の輸出（中国向け・品目別）

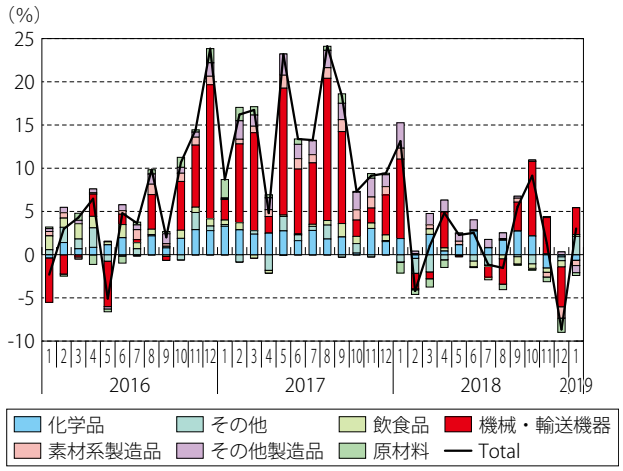

備考：季節調整値。前年比寄与度（数量ベース。2015年合計額でウェイト付け）。
資料：Eurostatから作成。

一方、米国は2018年3月以降、EUを含め世界各国から輸入する鉄鋼・アルミニウムについて関税を引上げた。これに対し、欧州委員会は2018年3月から実施していた鉄鋼に関するセーフガード調査の結果において、米国の輸入関税引上げによって、従来第三国から米国に輸出されていた鉄鋼の一部がEUに流れた結果、EU域内産業への脅威となっていると判断している。これを踏まえ、2019年2月2日から鉄鋼輸入に関わるセーフガード措置の確定措置[64]を発動した。実際に、EUへの鉄鋼輸入は2018年に前年より増加している。

なお、米国との貿易摩擦が関係するセクターとして、他に自動車がある。EUは2018年6月、米国の鉄鋼・アルミニウムの輸入関税率引上げに対する報復関税措置の形で、米国からの輸入品の一部について関税率を引上げたが、米国は、これを受けてさらに、EUが貿易障壁を取り除かない場合、EUからの輸入自動車に対して20%[65]の関税を課すと表明した。

その後、米国トランプ大統領とユンカー欧州委員長による、通商協力を内容とする共同声明[66]（7月25日発出）において、相互の関税撤廃に向けて協力する対象品目から自動車は除外された。さらに2019年2月、米国商務省は、通商拡大法232条に基づく自動車関税に関する報告書をトランプ大統領に提出し、これを受けて2019年5月、トランプ大統領は通商代表に対してEU、日本及びその他通商代表が適切とみなす国との合意の交渉を追求し、180日以内に交渉結果について報告することを指示する大統領令を発出した。トランプ大統領がこの報告書を受けて、自動車の輸入関税を引上げる可能性は不明だが、米国向けの自動車輸出は、特にドイツの自動車輸出における比重が大きく[67]、仮に米国が自動車の関税を引上げた場合には、鉄鋼とアルミニウムに対する関税引上げ以上の大きな経済的影響が生じると見られている。

最大の貿易相手国である米国と中国をめぐる貿易摩擦の悪化は、中国向け輸出の伸びの鈍化という形で、既にユーロ圏製造業に影響を与えているが、さらにEUの米国向け自動車輸出における関税引上げの可能性は、英国のEU離脱と相まって、先行き見通しに関する不透明感を高め、企業のマインドを悪化させている。

（3）雇用

ユーロ圏の雇用は堅調に推移している。2013年に11%に達していた失業率は、欧州債務危機後に経済が回復する中で、スペイン、ギリシャ、ポルトガルを中心に顕著に低下し、2018年11月には8%を下回った（第Ⅰ-3-2-18図）。被雇用者数も、ユーロ圏経済の回復とともに、2013年以降、緩やかに増加している（第Ⅰ-3-2-19図）。

しかし、南欧諸国では、若者を中心に失業率が高い年齢層が見られる（第Ⅰ-3-2-20図）。特に、イタリ

第Ⅰ-3-2-18図　ユーロ圏の失業率推移

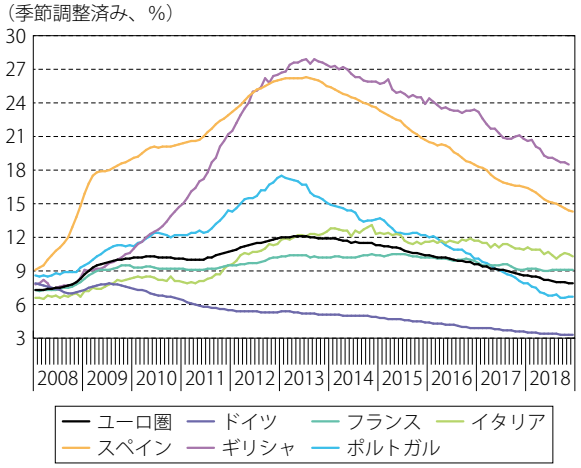

備考：2018年12月（ギリシャは11月）まで。
資料：Eurostat、CEIC Databaseから作成。

64　暫定措置は2018年7月19日から発動されていた。
65　その後、米国トランプ大統領は、通商拡大法232条に基づき、輸入自動車と自動車部品に最大25%の関税を課す可能性を示している。
66　欧州委員会「2018年7月25日プレスリリース」、（http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-18-4687_en.htm）。
67　米国向け自動車輸出は、ドイツの自動車輸出の15%、財輸出の1.6%、名目GDPの0.6%を占める。

第Ⅰ-3-2-19 図　ユーロ圏の被雇用者数推移

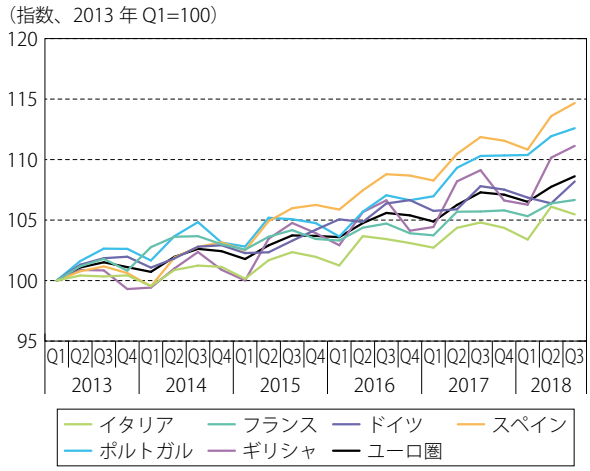

備考：従業者数の推移。2018 年第 3 四半期まで。15～64 才。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-20 図　ユーロ圏諸国の失業率（年齢別）

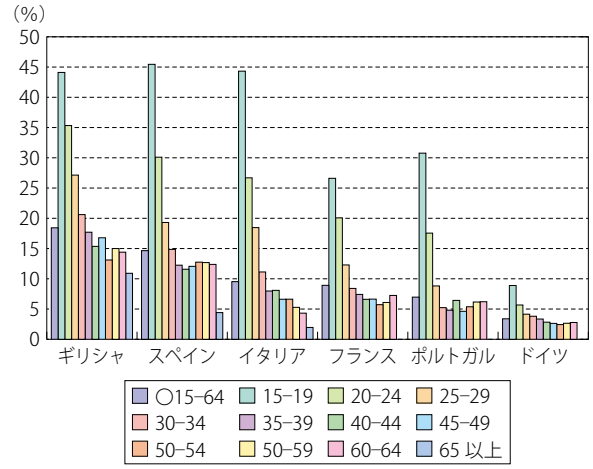

備考：外国人を含む。失業者数が、当該年齢の労働参加者数に占める割合。2018 年第 3 四半期。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-21 図　ユーロ圏諸国の若年失業率の推移

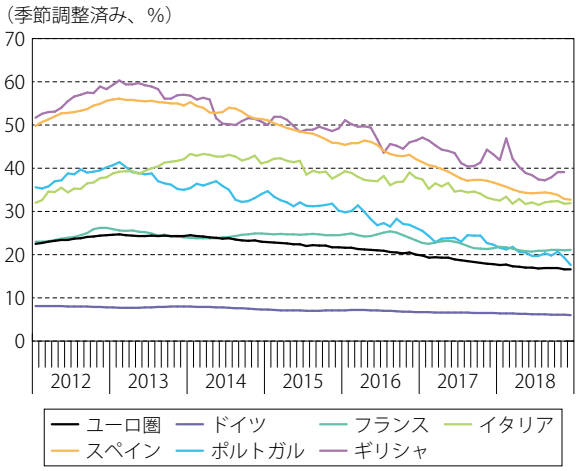

備考：15 才～24 才。2018 年 12 月（ギリシャは 11 月）まで。
資料：Eurostat、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-2-22 図
ユーロ圏諸国の失業率（外国人を除く）

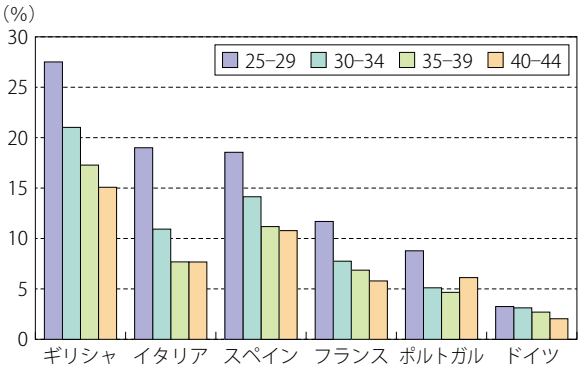

備考：外国人を除く。失業者数が、当該年齢の労働参加者数に占める割合。2018 年第 3 四半期。
資料：Eurostat から作成。

アの若年失業率はなかなか低下せず、2018 年末には、着実に若年失業率を低下させてきたスペインがほぼ同率となった（第Ⅰ-3-2-21 図）。

なお、移民労働者が全体の失業率を押し上げている可能性や、さらに、高等教育課程への在籍期間や学生割合の違いを排除するため、外国人を除き、年齢層を 25 才以上に絞って確認すると（第Ⅰ-3-2-22 図）、ギリシャ（複数の年齢層）に加え、イタリアとスペインの 25～29 才の年齢層において、失業率が 15％を超えている。さらにイタリアは、被雇用者が同年齢層の人口に占める割合において、25～29 才で僅か 54％、30～34 才でも 70％とギリシャと並んで低く（第Ⅰ-3-2-23 図）、貧困率においても EU 平均を大きく上回っている（第Ⅰ-3-2-24 図）。

第Ⅰ-3-2-23 図
ユーロ圏諸国の被雇用者の割合（外国人を除く）

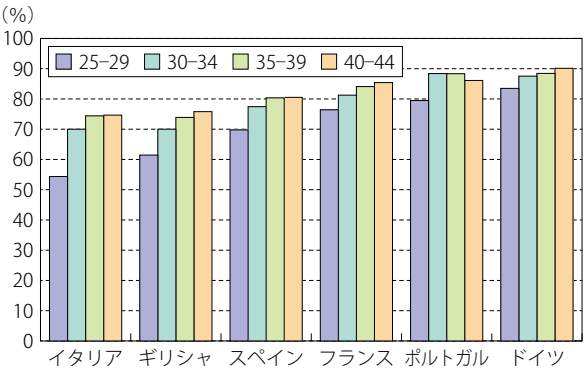

備考：外国人を除く。従業者数が、当該年齢の人口に占める割合。2018 年第 3 四半期。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-24図　EU各国の貧困率（年齢層別）

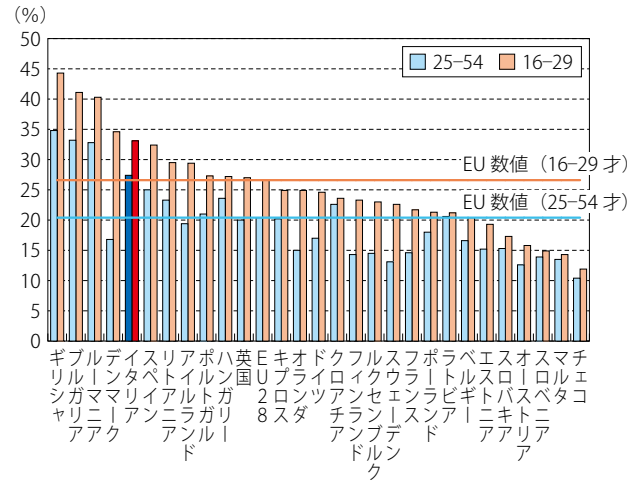

備考：可処分所得（所得移転後）について、国の中央値の60%に満たない者を貧困とする。2016年。
資料：Eurostatから作成。

第Ⅰ-3-2-25図　イタリアの財政収支比率

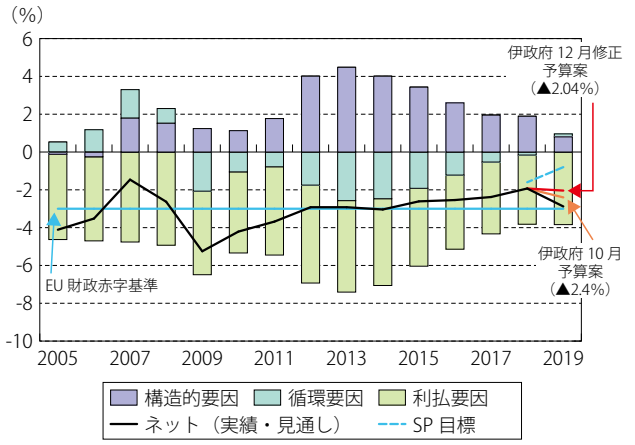

備考：財政収支比率（対GDP）。2019年は目標および見通し。構造的要因はプライマリーバランスの値。SP目標は、EUの安定プログラムにおけるイタリアの目標値。
資料：Rifinitive、欧州委員会「AMECO database」及びその他資料から作成。

第Ⅰ-3-2-26表　ユーロ圏各国の財政赤字目標[68]

	2019年目標値（A）	2019年予算案	2019年経済見通し（B）	目標（A）と見通し（B）のかい離
フランス	-2.4	-2.8	-2.8	0.4
スペイン	-1.3	-1.8	-2.1	0.8
イタリア	-0.8	-2.4	-2.9	2.1
ベルギー	-0.7	-1	-1.1	0.4
ポルトガル	-0.2	-0.2	-0.6	0.4
フィンランド	-0.2	-0.1	-0.2	0
ドイツ	1	1	1.2	-0.2

備考：財政収支比率（対GDP、%）。目標値は、EUの安定プログラムにおける数値。2019年予算案は、2018年11月21日時点（欧州委員会資料）。2019年経済見通しは、2018年11月時点（欧州委員会秋季経済見通し）。
資料：欧州委員会資料から作成。

（4）イタリアとフランスの財政問題

イタリアでは、2018年6月、イタリア・ファーストを掲げる「五つ星運動」及び「同盟」からなる連立政権が誕生した。政権公約では、移民対策のほかに、税制、年金、雇用対策といった財政拡張型の政策が多く盛り込まれた。具体的には、税制に関しては、家計と企業に対する一律の所得税（フラット・タックス）の導入、及び付加価値税の自動引上げの停止、雇用に関しては、失業者の労働市場復帰のための「国民の所得」の導入、年金に関しては、年金受給年齢引上げを定めた「フォルネロ法」の廃止、実年齢と年金保険料支払年数の合計が100に達した時点での需給開始、等である。

政権公約を全て実現した場合、財政赤字は対GDP比で3%を大きく上回ると考えられ、財政を監視する欧州委員会と同国が対立する可能性や、最悪の場合、対立の悪化により同国のユーロ圏離脱につながる可能性が懸念された。

10月に連立政権が欧州委員会に提出した2019年度予算案には、上記「国民の所得」や年金改革といった財政支出が盛り込まれ、財政赤字比率は2.4%となり、EUの財政赤字基準である3%を下回ったが、前政権が約束していた0.8%を大幅に上回った（第Ⅰ-3-2-25図、第Ⅰ-3-2-26表）。

一度修正予算案が提出された後、欧州委員会は、EUの財政規律を大きく逸脱するものであるとして再度差戻し、「過剰財政赤字の是正手続（EDP）」を開始するための報告書[69]を公表するに至った。

一時はEDPに基づく制裁の発動も懸念され、イタリアの国債利回りが上昇するなど金融市場の緊張が見られたが（第Ⅰ-3-2-27図）、12月に入り、同国政府は財政赤字比率を2.04%にまで引下げた再修正予算案を提出し、これをEU側も受入れることで制裁措置の発動は回避された。

ただし、同国の具体的な財政赤字削減策は明らかにされておらず、財政状況に対する懸念は引き続き同国の国債利回りを押し上げている。資金調達環境の悪化

68　イタリアの政府債務比率は132%と、ユーロ圏加盟国の中でギリシャに次いで高く、これ以上の政府債務の拡大を回避するために、厳しい構造財政収支目標が設定されている。フランスの政府債務比率は98.5%とイタリアの水準を大幅に下回っており、構造財政収支目標が相対的に緩い。（European Commission（2018a））。
69　European Commission（2018b）、吉田（2018）。

第Ⅰ-3-2-27図　南欧諸国の国債利回り推移

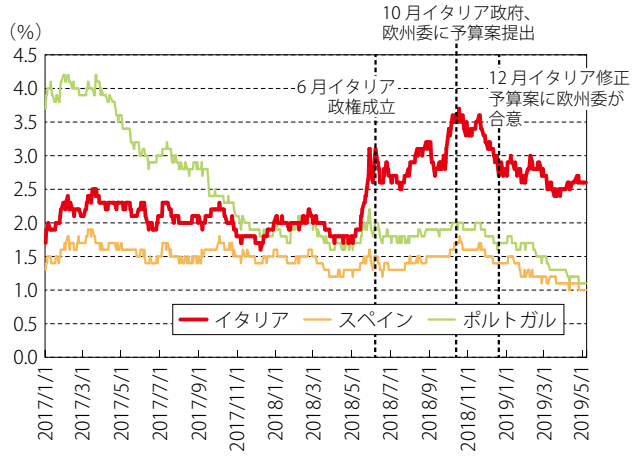

備考：10年物国債利回り。2019年5月7日まで（日次）。
資料：Rifinitive から作成。

第Ⅰ-3-2-28図　欧州主要国の政府債務比率推移

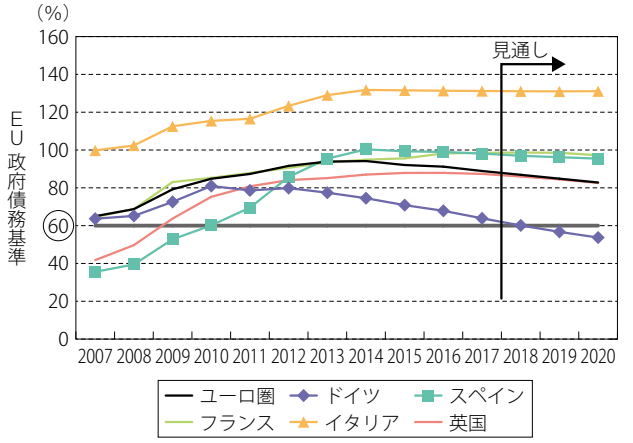

備考：2018年以降は見通し。
資料：欧州委員会「Ameco database」から作成。

を通じて、多くの不良債権を抱える中小規模の銀行の負担が拡大する可能性を懸念する声もある。

EUでは、財政規律の形骸化が欧州債務危機を引き起こした反省から、2011年に、財政規律の厳格化や監視・運営の強化が図られた[70]。ただし、欧州経済の回復が遅れる中で、緊縮財政によるネガティブな側面を回避する必要性が指摘され、2013年以降は、深刻な景気後退に陥った場合や、構造改革などを通じて中期的な財政均衡に向けた措置を取っているといった場合には、例外規定が適用され、緊縮財政のペースは緩められた[71]。

イタリアについても、2013年にEDP対象を外れた後は、高い政府債務比率（第Ⅰ-3-2-28図）を抱えつつも例外規定の適用によりEDPに基づく是正対象国になっていないが、2019年度予算案については欧州委員会から厳しい姿勢が示された。その背景には、予算案に示された財政赤字比率と目標値の大きなかい離に加えて、欧州理事会による勧告[72]に対する深刻な逸脱があったとされたが、その中でも構造改革については、全般的に遅れており、むしろ一部では後退している、との評価が示されている[73]。

具体的には、高い政府債務比率を抱える同国については、財政均衡の達成に向けて、効率的な教育システムや労働市場の構築、あるいは企業の税負担軽減等、様々な構造改革を通じた経済成長が必要であるが、特に、予定される年金開始年齢の引下げについては、政府債務の持続可能性を高める目的で進めてきた年金改革を後退させるほか、労働供給を低下させ潜在成長率を抑制する可能性がある、との懸念が示された。

なお、2019年4月、イタリア政府は2019年の経済成長率を0.2%に下方修正した。これにより、同国の財政赤字比率（対GDP比）が再び2.4%に上昇することから、同国の財政に対する市場の懸念が再び高まる可能性がある。

一方、フランスでは、燃料税の引上げを前に、低・中所得者層を中心とする大規模な抗議行動が勃発した。黄色いベスト運動と呼ばれるこの抗議行動は、燃料税の引上げ反対に加えて、最低賃金の引上げや、年金の増額、富裕税の再導入等を求め、2018年11月から2019年まで継続している。

国民による激しい抗議行動を受けて、政府は2018年12月、燃料税の引上げ中止を決定したほか、ボーナスに関する税・社会保険料の免除[74]、残業代に関する所得税に関する雇用者負担の軽減[75]等を内容とする緊急経済措置を決定した。また、最低賃金の引上げも決定された。

同国の財政赤字比率は、2018年9月に欧州委員会に提出された2019年予算案では2.8%であったが、12

70　2011年12月「安定・成長協定」に基づく財政規律とマクロ経済政策監視メカニズムを強化した「経済ガバナンス強化パッケージ（six pack）」が発効。2013年1月、財政均衡化を憲法等に盛り込むことなどを義務付ける「財政協定（Fiscal Compact）」が、16カ国の批准により発効（2019年4月時点では、署名25か国に加えて、クロアチアとチェコが批准済み）。
71　一定の条件を満たす場合には、安定・成長協定の例外規定が適用され、財政赤字あるいは政府債務に関する閾値を超えても、「予防」のステージにとどまり「是正」のステージに進まない。
72　Council of the European Union（2018）.
73　European Commission（2018c）.
74　対象は、報酬が最低賃金の3倍未満である被雇用者に対して、2019年3月末までに支払われるボーナス。
75　最大5,000ユーロ。

月に決定された緊急経済措置を考慮すると、EU の財政赤字比率の上限である 3%を超える可能性もあると見られている。

欧州委員会は、今のところフランスに対して厳しい姿勢を示していないが、10 月に提出された予算案に対しては、政府予算の削減計画が不透明であるといった懸念を示す等、さらなる財政健全化を求める一方で、経済成長のための構造改革を強く求めている[76]。

EU の財政規律は、欧州債務危機とその後の回復の過程を経て、財政健全化だけでなく経済成長に配慮する方向に変化してきた。イタリアやフランスのように、EU 市民の不満に対応し財政支出の拡大を伴う政策が求められる場面では、欧州委員会の柔軟な対応が歓迎される一方で、放漫財政に対する金融市場の目は厳しく、最近のイタリアの財政懸念の高まりに国債利回りが敏感に反応したことを踏まえても、財政健全化の重要性は低下していない。

なお、EU の財政監視制度については、欧州委員会の勧告に強制力はなく、また、その制裁の有効性を疑問視する声もある。一方で、欧州委員会の裁量の余地が大きすぎるとの批判に加え、債務危機対応により複雑化しすぎており、公共財政の長期的な持続可能性向上のためには、債務削減だけに焦点を当てるべきとの見解も見られる[77]。単一通貨圏としての持続性を確保するためには、各国の財政健全化が必要不可欠だが、財政規律そのものに様々な論点がある中、今後、有効に機能するような枠組みが作られるか見通すことは難しいのが現状と言える。

なお、単一通貨圏における経済の安定化を図るため、各国の財政健全化促進に加えて、経済的なショックに対応するユーロ圏の共通予算の創設[78]も検討されている。ただし、これに関しても、その必要性や規模、制度設計についての考え方には各国に温度差があるとされている。

コラム 1　イタリアとフランスの雇用に関する最近の政策

1. イタリア

イタリアでは、従来、正規雇用労働者の解雇に関する厳しい規制と、有期雇用契約労働者や派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用に関する規制が、新規雇用を抑制することで若年失業率を押し上げ、さらに、同国における企業投資を抑制していると指摘されてきた。そのため、同国では、2012 年から 2015 年まで、労働市場の流動性を高めることを意図した労働市場改革が進められた。

具体的には、モンティ政権下で 2012 年に進められたフォルネロ改革と、「労働市場の弾力化」及び「雇用の活性化」を掲げたレンツィ政権下で制定された労働市場改革法（Jobs Act。2014・2015 年）である。一連の改革によって、解雇に関する金銭解決制度が導入され、2015 年 3 月 7 日以降に雇用された者については、一部の差別的解雇を除き、原則として解雇は金銭で解決できるようになった[79]。また、有期雇用労働と派遣労働に関しては、従来、契約締結に際して「正当事由」が求められていたが、正当事由が不要となった[80]。

これらにより、新たな雇用契約締結に関する柔軟性が高まったが、既存の正規雇用労働者に対する手

76　European Commission (2018d). 政府支出の削減を求めつつも、経済成長のため、政府投資拡大を認め、また、引き続き企業の税負担を軽減する必要性が示されている。
77　欧州委員会の助言機関である欧州財政委員会（EFB）は、EU の財政規律について、複雑すぎる上に、公共財政の長期的な持続可能性向上につながっていないとして、GDP 比 3%以下とする既存の財政赤字目標を廃止し、債務削減だけに焦点を当てることを提言している。（European Fiscal Board(2018)）
78　EU の次期予算枠組み（2021～2027）に、「ユーロ圏の収斂（れん）と競争力のための予算」を設けるための議論が進展している。
79　2012 年フォルネロ改革以前は、解雇が認められない場合には、解雇が無効となり原職復帰が原則であった。2012 年フォルネロ改革によって、解雇が無効の場合、一部のケースにおいて金銭による解決が導入された。2016 年以降、一部の差別的解雇を除いて、原則として解雇は金銭による解決が可能となった。
80　入り口規制としての「正当事由」が不要となり、代わりに、量的制限として、有期契約労働の総件数、及び派遣労働数が、それぞれ、正規雇用の労働力全体の 20%を超えてはならない、との規制が設けられている。

厚い保護は維持された。

2016 年以降、同国では若年失業率が低下したものの、若い年齢層における有期雇用労働割合は同時期に顕著に上昇しており（コラム第 1-2 図）、失業していた若者の多くが、有期雇用契約によって労働市場に参入したことが示唆される。なお、有期雇用労働者の約 7 割は、より安定的な雇用である無期雇用契約労働を希望していることが分かる（コラム第 1-3 図）。

コラム第 1-1 図　有期雇用割合の推移（15～64 才）

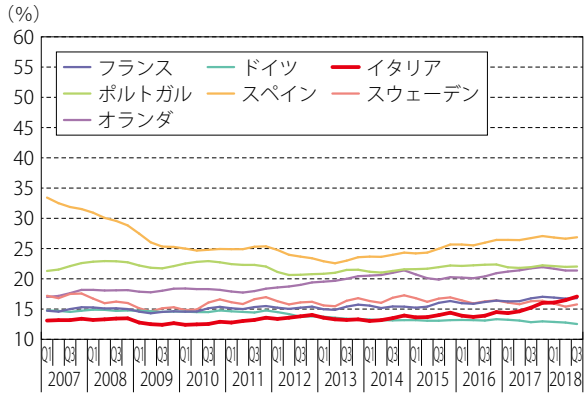

備考：有期雇用契約による被雇用者が被雇用者に占める割合。15～64 才。後方 3 か月移動平均。
資料：Eurostat から作成。

コラム第 1-2 図　有期雇用割合の推移（15～29 才）

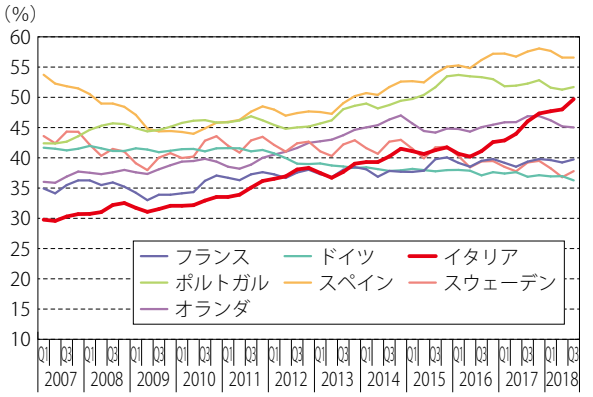

備考：有期雇用契約による被雇用者が被雇用者に占める割合。15～29 才。後方 3 か月移動平均。
資料：Eurostat から作成。

コラム第 1-3 図
希望しない有期雇用契約労働者割合（15～64 才）

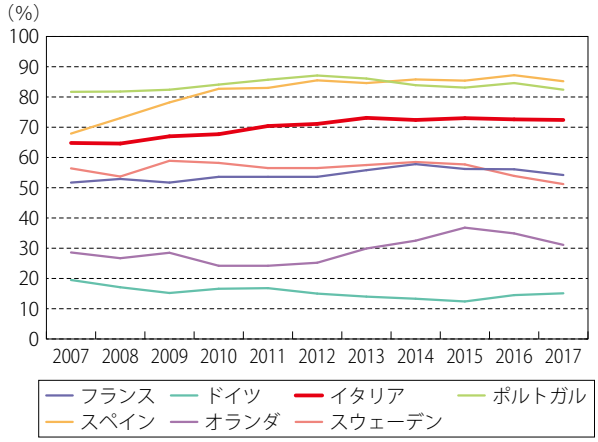

備考：15～64 才。有期雇用労働を行う理由について、無期雇用の職を得られなかったとの回答が、有期雇用労働者全体に占める割合。
資料：Eurostat から作成。

労働市場の流動性を高め、企業負担を軽減することが、結果的に経済成長をもたらすと考えられるが、その恩恵が労働者に波及するまでには時間がかかる。労働者の雇用をより安定的なものとする取組が求められている。

2018 年 6 月に成立した、イタリア・ファーストを掲げる「五つ星運動」と「同盟」による連立政権は、2018 年 7 月、「労働者及び企業の尊厳のための緊急措置」を閣議決定した。同措置には、不安定な雇用への対策として、有期雇用契約の上限期間に関する大幅な短縮[81]や、不当解雇時の補償金額の引上げ[82]等が盛り込まれた。

また、2019 年予算法の目玉の一つである「年金改革（クォータ 100 制度）」では、労働市場の世代交代を図るため、年金制度の受給開始年齢引下げ[83]等が行われた。さらに 2019 年 1 月[84]より稼働した「国

81　最大 36 か月を最大 24 か月（特定の理由がない場合は最大 12 か月）に変更。
82　不当解雇補償金は、月給の 4～24 か月分であったところ、同 6～36 か月分に拡大した。

民の所得」では、職探しを含む一定の条件を満たす失業者に対し、月額最大 780 ユーロが支給されることとなっている。

「国民の所得」や「尊厳政令」で志向されている「貧困と格差の是正」の必要性は、イタリアのみならず各国で意識されているところであり、また、若年失業率を低下させるため労働市場の世代交代を図るという目的についても異論がない。

しかし、一部の施策については、財源の確保に関する問題に加え、労働市場の流動性を高める目的でこれまで進められてきた労働市場改革を後退させるのではないかとの懸念が指摘されている。

不当解雇時の補償額引上げについては、これによって無期雇用契約が回避され有期雇用契約が選択される可能性があり、そのために、有期雇用契約の上限期間が短縮されても[85]、実際に有期雇用契約から無期雇用契約への転換が促進されないのではないかと疑問視する声もある。

また、労働市場の世代交代という目的に対しては、年金開始年齢の引下げによって一定の効果は生じると考えられる。しかし、上記のとおり、解雇規制の厳格化や有期雇用契約への規制等により、雇用に関する柔軟性が大きく低下したことから、企業の新規の雇用意欲が抑制されるのではないかと懸念する声が多く見られる。

また、同国産業界からは、労働市場の硬直性が現状よりもさらに高まることとなれば、企業の投資先として同国が忌避される可能性が高まるとの懸念も示されている[86]。

2. フランス

燃料税の引上げに抗議して 2018 年 11 月に始まった「黄色いベスト運動」は、フランス国民の不満の大きさを象徴的に表したと考えられる。

一方、同国の政権に対する支持率は 2017 年から既に低下している。当時の支持率低下の背景には、マクロン政権下で行われた連帯富裕税の不動産富裕税への改組[87]、また法人税の引下げ[88]に伴う一般社会税の引上げ、また、解雇規制の緩和や、産業協約による影響力の低下等を内容とする労働市場改革もあった。フランスでは、2017 年に労働市場改革の詳細が発表された後、黄色いベスト運動の規模には及ばないものの、全国規模のデモが発生している。

労働市場改革は、マクロン氏が大統領就任以前から取り組んできたものである。

マクロン政権発足後の 2017 年には、硬直的な労働市場が企業の負担となって企業活動を抑制し、対外的な競争力を押し下げ、結果的に失業率の高止まりを招いているとの認識から、解雇規制の緩和と産業部門別労働協約による拘束力の低下等を図る労働法の改正が行われた。解雇規制の緩和については、不当解雇時の補償金額に上限を設定したほか、解雇不服申し立て期間を短縮した[89]。また、グローバル展開する企業が、経営状態の悪化を理由に解雇する場合、フランス国内の事業が悪化すれば解雇可能となった[90]。

代表性を有する労働組合と使用者団体の両者が合意して締結される産業部門別労働協約は、従来、実質的にほとんどのテーマにおいて、企業レベルの労使協定に優先して各企業の労働条件を決定していたが、2017 年の改革では、企業レベルの労使協定が産業部門別労働協約に優先する分野が、勤続手当やボーナスについても拡大された[91]。

83　実年齢（最低 62 才）と年金保険料納付年数（最低 38 年）の合計が 100 となった時点で年金受給を開始する制度。
84　2019 年 1 月 29 日より「緊急政令」が適用され、2019 年 4 月に法律（Decree law）として成立。緊急政令に基づき、2019 年 3 月 6 日より申請の受付が行われている。
85　尊厳政令。
86　イタリア工業連盟（CONFINDUSTRIA）ウェブサイトより。
87　2018 年予算法において、連帯富裕税が改組され、対象は、不動産のみとなった。
88　基本実効税率は、2018 年度の 33.33％から段階的に引下げる。2019 年度は 31％（大企業については、引下げ時期が 1 年延期されることとなった）。なお、一定の条件を満たす中小企業には 15％の軽減税率が適用される。（European Commission（2018d）、財務省（2019））
89　2 年から 1 年に短縮された。（独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）。）
90　従来は、国内だけでなく企業全体の業績が考慮されていた。
91　2016 年には、労働時間の柔軟化に関してのみ、企業レベルの労使協約が産業協約に優先するとする改正がなされた。

マクロン政権の労働市場改革は、企業のビジネス環境を改善することにより、国の競争力向上を促し、結果的に経済成長と雇用の改善を達成することが期待されたものであるが、賃金の引上げに寄与してきた労働組合の力の制限と、解雇規制の緩和は、労働者の権利をはく奪するものであると捉えられ、労働組合と労働者から反発を買うこととなった。

一方で、2018 年に発表されたマクロン政権の政策には、低・中所得者層への配慮を意識したものが多く見られている。

そもそも同国政府の労働政策が目指すところは、企業負担の軽減だけではなく、労働市場の流動性向上と、教育・職業訓練や効率的な給付制度の在り方を通じて労働者の就業可能性の向上を図るという、フランス版フレキシキュリティ（①柔軟で流動性の高い労働市場、②手厚い失業保障、③充実した教育・職業訓練等の積極的な労働市場政策、の３つの柱で雇用の安定を図る労働政策）[92] の実現であり、2013 年以降の主な労働政策には、不当解雇の補償金額に関する下限の適用対象の拡大 [93] といった、解雇規制を強化する内容も含まれるほか、職業訓練に関する制度は継続的に拡充されている。

2018 年 8 月には、「職業における将来を選択する自由のための法律」が成立した。失業保険の給付対象を拡大するとともに職業訓練に関する補助金や税控除の制度が統合されたほか、職業訓練に関しては、カリキュラム作成における労使パートナーの関係強化や、職業訓練校における見習研修の拡大等が含まれており、2019 年より発効している [94]。

また、2018 年 6 月に閣議決定された「企業の成長・変革のための行動計画に関する法案」（通称：PACTE 法）は [95]、戦略的企業への外資規制強化、イノベーション強化と並んで、中小企業の成長促進を図る規制緩和が主な内容となっている。

さらに、黄色いベスト運動が勃発する以前に発表された 2019 年度予算案は、財政再建とともに、エコロジー転換への投資や、最も脆弱な人々に対する支援に対する支援等を図るものとして、低・中所得者向けの減税や、雇用や投資を促すための法人税軽減が盛り込まれており、低・中所得者層が強く意識されていることが確認できる。

イタリアとフランスは、ともに労働市場の硬直性が課題とされ、企業競争力の向上を図るために、労働市場の流動性を高める方向で改革が進められてきた。他の産業政策と合わせて今後の経済成長が期待される一方で、格差や貧困が拡大する中、従来以上に低・中所得者層の雇用あるいは所得の補償に配慮する必要性が高まっている。

92　デンマークが 1990 年代に取り入れた労働政策のモデル。EU も 2005 年に、フレキシキュリティを取り入れた雇用戦略を発表している。（独立行政法人日本貿易振興機構（2018a））
93　適用対象を従業員数 10 人以下の企業にも拡大した。
94　European Commission（2018e）.
95　2018 年 10 月国民議会で可決。2019 年 1 月上院で審議開始。

コラム第 1-4 表　フランスの主な労働関連政策（2013 年以降）

	〈解雇規制〉	〈労使関係〉	〈職業訓練〉	〈給付金〉	〈その他〉
2013 年公布 労働市場の柔軟化と雇用の安定化を図る法律公布	☆集団解雇の手続き簡素化。 ★復職権を伴う転職制度の創設。	★従業員による取締役会参画を義務付け。 ・不況時の雇用確保に向けた労使間の事前交渉の強化。			
2015 年 7 月可決 労使対話に関する法		★従業員取締役の選任を義務付けられる企業規模の下限を引き下げ（従業員数 5000 人以上→ 1000 人以上）。 ・零細企業の労使対話を促進するため、地方圏ごとに労使代表からなる委員会を創設。 ・労使対話のために義務付けられた社内の委員会の統合を可能に（従業員数 50 人以上企業）。	★職歴の中で発生した職業訓練を受講する権利等の保持についてポータビリティを確保。	・従来の「就業手当」と「就業者向けの生活保護」を統合し「活動手当」を創設。 ★ 18～24 才以下の受給制限緩和。就業意欲を高めるため、最低賃金の 1.3 倍以下の賃金であれば受給可能に。 ☆配偶者に一定以上の収入がある場合は、従来と異なり支給対象外。	
2016 年 7 月可決 労働・労使間対話の近代化・職業保障に関する法律（通称：エル・コムリ法）	・経済的解雇の定義を明確化。	☆労働時間の調整について、企業レベルの労使合意が産業協約に優先できる。	★若年者に対する個別指導･研修､金銭的支給。 ★学業終了証を持たない労働者について、職業訓練時間の上限引き上げ。		
2017 年 9 月可決 労働関係の予測可能性と安定性に関するオルドナンス等	☆不当解雇の補償金額に上限を設定。 ★不当解雇の補償金額の下限の適用について、10 人以下の企業まで対象拡大。 ☆解雇不服申し立て期間の短縮（2 年→ 1 年） ・グローバル展開する企業が、経営状態の悪化を理由に解雇する場合、フランス国内の事業が悪化した場合に限り解雇可能（従来は企業全体の業績を考慮）。	☆企業レベルの労使合意を産業協約よりも優先できる対象を、勤続手当やボーナス等の労働条件まで拡大。 ★企業別労使合意による労働条件の変更の拒否を理由に解雇された場合、職業訓練費用のうち 100 時間分を使用者が負担。 ・労使対話のために義務付けられた複数の委員会を「社会経済委員会」に統合（従業員数 50 人以上企業）。			
2018 年 8 月可決 職業における将来を選択する自由のための法律			・労働時間外で受講可能な外部の職業訓練の上限を、時間数から金額に変更。 ・中小企業向けの見習い研修制度に関する複数の補助金等の制度を一本化。	★自主退職者・自由業者にも失業保険を給付。	★国外からの派遣労働者の違法労働に対する罰則強化

備考：☆は、企業側の負担コストの軽減、労働者側の保護・保障の低下が予想される内容。★は企業側の負担コストの増加、労働者側の保護・保障の強化が予想される内容。
資料：労働政策研究・研修機構資料、JETRO 資料から、経済産業省作成。

2. 英国経済

（1）概況

英国は、欧州債務危機以降、他の欧州主要国に比べて高い経済成長率を維持してきたが、EU 離脱に関する国民投票が行われた 2016 年以降は鈍化しており、2018 年の実質 GDP 成長率は通年で 1.4％増にとどまった。

家計消費については、ポンド安の影響で 2017 年にも既に伸びが鈍化していたが、2018 年にはさらに、新興国経済の減速により輸出が減退したほか、EU 離脱をめぐる先行き不透明感を背景に総固定資本形成が鈍化した（第 I-3-2-29 図、第 I-3-2-30 図）。

また、2018 年夏以降、EU 離脱に向けた英国政府と

第Ⅰ-3-2-29 図　英国の実質 GDP 成長率推移

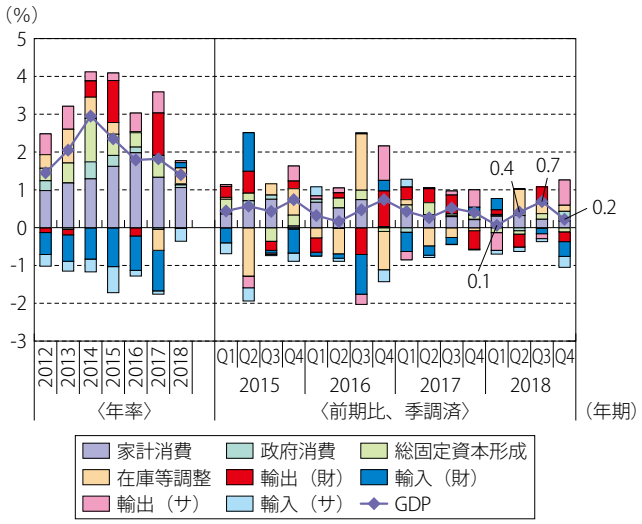

資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-30 図　英国の総固定資本形成推移

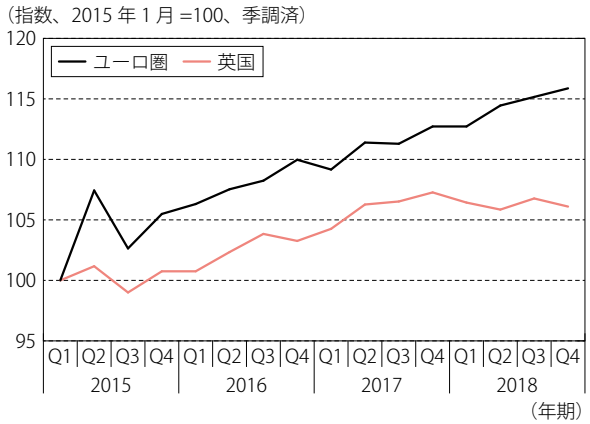

備考：2018Q4 まで。ユーロベース。
資料：Eurostat から作成。

第Ⅰ-3-2-31 図　英国の経済信頼感指数推移

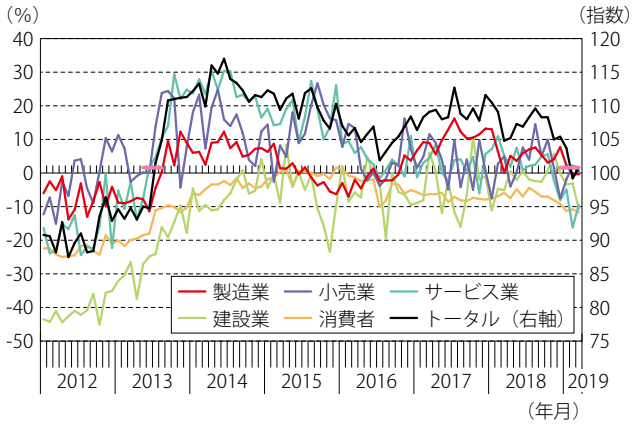

備考：アンケート調査における「改善 / 悪化」（原則、過去 3 か月・今後 3 か月の変化。消費者は、過去 12 か月・今後 12 か月の変化）の回答の割合の差。トータルは、経済信頼感指数（1990 年以降長期平均 =100）。季調済。2019 年 3 月まで。
資料：欧州委員会「Economic Sentiment Indicator」から作成。

第Ⅰ-3-2-32 図　英国のサービス業景況感推移

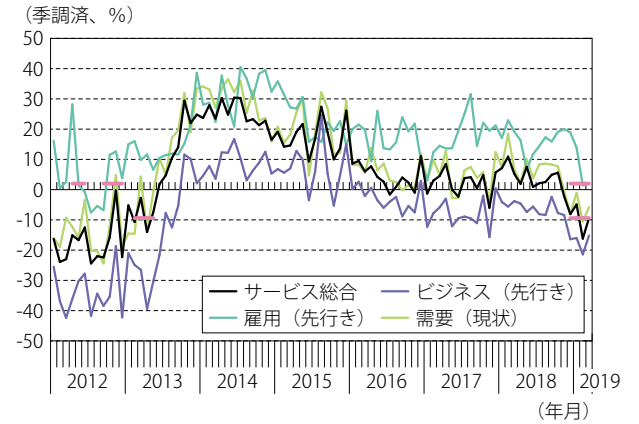

備考：アンケート調査（毎月第 1～3 週）での「改善（増加）/ 悪化（減少）」（過去 3 か月・今後 3 か月の変化）の割合の差。2019 年 3 月まで。
資料：欧州委員会「Economic Sentiment Indicator」から作成。

第Ⅰ-3-2-33 図　英国の製造業景況感推移

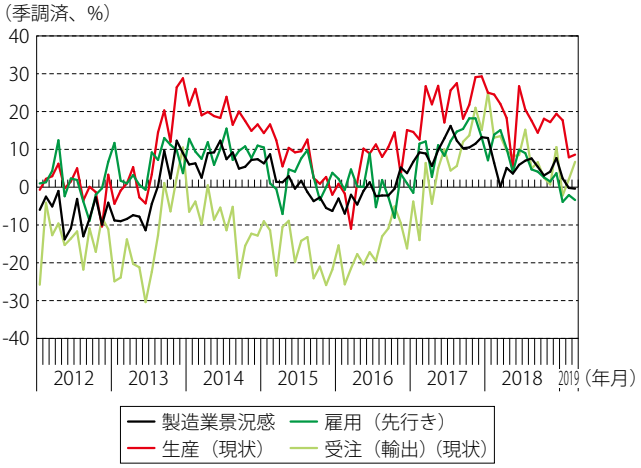

備考：アンケート調査（毎月第 1～3 週）での「改善（増加）/ 悪化（減少）」（過去 3 か月・今後 3 か月の変化）の割合の差。2019 年 3 月まで。
資料：欧州委員会「Economic Sentiment Indicator」から作成。

EU の交渉が難航し、合意なき離脱の可能性が少しずつ意識されていく中で、企業や消費者のマインドは冷え込んだ。経済信頼感指数を見ると、2018 年初めから低水準で推移していた製造業に加えて、2018 年秋以降はサービス業においても顕著に悪化している（第Ⅰ-3-2-31 図）。特にサービス業については、2019 年 2 月時点で、雇用見通しが 2012 年以来、ビジネスの先行き見通しが 2013 年以来の水準まで低下している（第Ⅰ-3-2-32 図）。また、企業の投資意欲については、製造業で 2018 年第 3 四半期から、サービス業では第 4 四半期から低下している（第Ⅰ-3-2-34 図）。

（2）金融市場

2016 年の EU 離脱をめぐる国民投票後、ポンドは対ドルで下落し、その影響で英国のインフレ率は上昇した。インフレ率の上昇に伴い実質賃金も大幅に低下

第Ⅰ-3-2-34図　英国企業の投資意欲推移

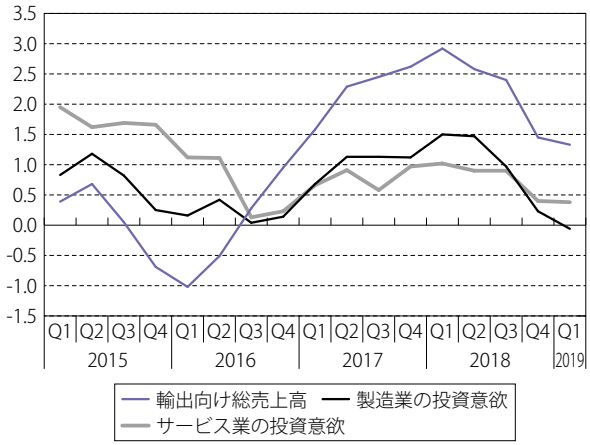

備考：アンケート調査。2019年第１四半期まで。輸出向け売上高は最近３か月と前年同期の比較。投資意欲は、今後12か月。
資料：イングランド銀行「Agents' scores」から作成。

第Ⅰ-3-2-35図　英国の実質賃金とインフレ率推移

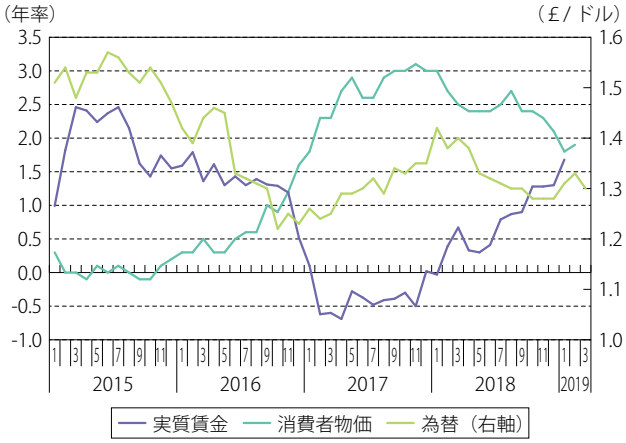

備考：季節調整値（月次）。為替は2019年３月、物価は２月、賃金は１月まで。
資料：英国国家統計局、Rifinitiveから作成。

していたが、インフレ率は2017年末をピークに鈍化しており、2018年の間、実質賃金は上昇傾向で推移した（第Ⅰ-3-2-35図）。

イングランド銀行（英国中央銀行）は、2018年８月、労働コスト等国内要因によるインフレ圧力が高まっているとして、政策金利の引上げを実施した。政策金利は2016年の国民投票直後の８月に引下げられていたが、それ以降２度目の引上げとなった。

2018年夏以降、合意なき離脱の可能性が意識される中で、ポンドは下落し、2018年秋には2017年初頭の水準まで低下した。

（3）BREXITによる企業への影響見通し

①　BREXITをめぐる主な動き

英国のEU離脱期限は、当初2019年３月29日に設定されていたが、2019年３月に入っても、英国議会は「離脱協定案」（英国政府とEUが2018年11月に交渉妥結）を承認できず、EUとの間で何の合意もないままに英国がEUを離脱することになるのではないか、との懸念が高まった。

しかし、合意なき離脱による経済へのダメージは甚大であり回避すべきとの考えの下、EU首脳会議は３週間の間に、同国の離脱期限を、３月29日から４月12日へ、さらに10月31日へと２度に渡り延期した[96]。

経済界が最も懸念していた「合意なき離脱」がひとまず回避されたものの、合意なき離脱となる可能性は排除されておらず、以下では、合意なき離脱となった場合の経済への影響及び対応について概観する。

2018年夏以降、英国政府と欧州委員会は、可能性がゼロではないとして、「合意なき離脱」に向けた準備を行うよう、民間に対し一連の通知を発出しており、民間企業は一定の準備をしてきたと見られる。少なくとも英国においては、2019年３月時点で、企業の３分の２が、「合意なき離脱」に備え、英国とEUの貿易に関係する在庫の拡大や、EUへの拠点設置等、一定の準備を行っていた模様である[97]。

しかし、事前に準備できることには当然ながら限界があり、「合意なき離脱」に陥った場合には、新たな関税コストの発生のほか、貿易手続を行うインフラ制度の不足に伴う港湾手続の混乱、REACH[98]等のEU域内で適用される規制や標準の取扱いをめぐる混乱、クロスボーダーでのサービス提供に関する混乱、さらに、既に英国で労働しているEU市民及びEUで労働している英国民の扱いに関する混乱等、様々なレベルに悪影響が生じると見られている。

96　2019年３月21日のEU首脳会議において、英国議会が３月29日までに離脱協定案を承認しない場合、離脱期限を４月12日とすることが決定された（離脱協定案が議会で承認された場合は、離脱期限を５月22日とするとされた）。
　しかし、３月29日までに英国議会による離脱協定案に対する承認が得られず、かつ新たな方針も提示されない中で、2019年４月10日に開催されたEU首脳会議では、離脱期限を2019年10月31日に延期することが決定された。
　なお、４月10日のEU首脳会議においては、10月31日までの延期が認められたものの、2019年５月22日までに英国議会が離脱協定案を承認せず、かつ５月23日から開始する欧州議会選挙に英国が参加しない場合には、離脱期限を2019年５月31日とすることが決定されていた。英国政府は５月７日、欧州議会選挙への参加を表明した。
97　英国中央銀行の2019年３月の調査（約300社対象）によれば、合意なき離脱に備えて何らかの対応を行っている英国企業は全体の３分の２に上った。
98　EUの「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則」。

なお、関税コストについては、当初の離脱予定日を目前にした３月 13 日、英国政府が、「合意なき離脱」の場合に英国の輸入額の 87％相当の関税の一時的な撤廃を行う旨を発表[99]しており、EU から英国への輸入の多くは関税負担を免れることとなった。ただし、自動車完成品や一部の食料品については、市場環境が厳しい等の理由で、関税撤廃の対象外であり、また、英国から EU への輸入に関しては、新たに関税負担が生じることとなる。

非関税障壁に関しても、多くの影響が生じる。これまで、EU 域内で承認等を受けていれば、EU 内の他の加盟国に自由に上市することが可能であった製品であっても、「合意なき離脱」に陥った場合には、英国において、あるいは EU 域内において、新たに登録や承認をやり直す必要が生じる場合が多い。

例えば、化学品については、既に英国内で登録された化学品を欧州経済領域（EEA）に上市する際には、EEA 域内で登録し直すことが求められる。逆に、EEA 域内で登録されていた化学品を英国で上市する際には、英国内で登録し直すことが求められる[100]。

医薬品については、EU で承認された医薬品は、自動的に英国に受入れられる。しかし、英国で取得した市販承認は、EU 内で自動的に承認されず、EU27 か国のいずれかに所在する市販承認申請取得者に承認を移管する必要がある。

CE マーキング等の製品の認証については、EU 認証機関による認証等を受けた製品は、英国で上市することが可能である（ただし時限付き）が、英国の認証機関による認証は EU 内で無効であり、EU の認証機関で再認証を取るか認証を移管する必要が生じる。

英国にとって、EU は最大の貿易パートナーである。EU にとって、英国は輸入額の４%、輸出額の６%[101]を占めるに過ぎないが、複雑に構築されてきたサプライチェーンでは、その一部が停滞するだけでも、関係する企業に影響が波及していく可能性がある。

「合意なき離脱」によるマクロ経済への影響については、複数の機関が見通しを公表しているが、その中でドイツのハレ研究所は、合意なき離脱により EU からの輸入が 25％減少した場合に起こり得る事態を分析し、60 万人の雇用に影響するとの結果を発表した（第Ⅰ-3-2-36 表）。

第Ⅰ-3-2-36 表　ドイツ　ハレ研究所調査結果[102]

（合意なき離脱による雇用への影響）
・国としては、ドイツに対する影響が最も大きい（10 万人に影響のおそれ）。
　－自動車産業は、生産と貿易双方において最も大きな影響を受ける。
　－ドイツの自動車産業は、労働者の 0.9% が英国向け輸出に直接・間接に関与している。
→そのため、ドイツの自動車産業が、hard BREXIT の後、雇用リスクに最もさらされる。
・EU 域外でも、大きな影響を受ける国もある。
　－中国は、英国向け中間財の輸出によって、間接的な形で影響。（59000 人の雇用に影響のおそれ）。

備考：英国の外需への需要が 25% 減少した場合の影響を分析したもの。
資料：ドイツ ハレ研究所「Potential international employment effects of a hard Brexit」より抜粋。

これによると、最も影響を受けるのはドイツの自動車産業とされている。ドイツの自動車産業は英国産業の中間投入に向けた輸出が非常に多く、サプライチェーンの分断による影響が大きいものと推測される。

また、中長期的には、EU による労働者の流入が減少することで、労働力不足が加速するリスクや、同国のイノベーションを支える高度外国人材の流入が減少するリスクが懸念されている。

英国政府の見通し[103]によれば、「合意なき離脱」が GDP に与える影響は、移民の流入が確保される場合は 15 年間で 7.7％の減少だが、EEA からの労働者流入が制限される場合の減少幅は 9.3％に拡大する（第Ⅰ-3-2-37 表）。

一方、英国議会が 2019 年 10 月 31 日までに「離脱協定案」を承認した場合には、11 月１日から、英国は秩序立った形で EU を離脱することとなる[104]。

その場合の離脱の形、また離脱した後の EU との関係については、当該「離脱協定案」及び同時に公表された「政治宣言案」が指針となっている。

「離脱協定案」は、英国の離脱後から開始する移行期間中の EU における英国の取扱いや、移行期間終了後の市民の権利、また、アイルランドと北アイルランドに関する規定、また離脱清算金等を主な内容とする。

市民の権利については、EU に居住する英国民と英

99 UK Treasury “Temporary tariff regime for no deal Brexit published”, 13 March 2019, (https://www.gov.uk/government/news/temporary-tariff-regime-for-no-deal-brexit-published). 合意なき離脱から最大 12 か月適用される見込み。
100 なお、英国側は、英国内に登録し直す際、既に EEA 内で登録されたものであれば、基本的に承認することを予定している。
101 2017 年。
102 Halle Institute for Economic Research (2019).
103 UK Government (2018).
104 2019 年９月までの間に英国議会が離脱協定案に合意する場合は、離脱日を、合意した日の翌月の１日に前倒しすることも可能である。

第Ⅰ-3-2-37表　英国政府の長期（15年）見通し（GDPに与える影響）

	ノーディール	標準的FTA	EEA型FTA	政府案	準政府案（注1）
移民枠組み変更なし	△7.7（△9.0～△6.3）	△4.9（△6.4～△3.4）	△1.4（△2.4～△0.9）	△0.6（△1.3～△0.1）	△2.1
EEA労働者純流入ゼロ	△9.3（△10.7～△8.0）	△6.7（△8.1～△5.1）	—（注2）	△2.5（△3.1～△1.9）	△3.9

注1：政府案想定よりも非関税障壁が多くなるシナリオ（政府案と標準的FTAの中間点の水準）。
注2：EEA型となる場合、EEA労働者の流入は維持されるため。
資料：英国政府「EU Exit　Long-term economic analysis」（2018年11月28日発表）より、JETRO作成。

第Ⅰ-3-2-38表　イングランド銀行による中期（5年）見通し（GDPに与える影響）

	近接（自由貿易）	準近接（通関・規制有）	ノーディール1（注1）	ノーディール2（注2）
2016年5月予測比	△1.0	△3.75	△7.0	△10.5
2018年11月予測比	1	△0.75	△4.75	△7.75

注1：英国がEUのFTA締結相手との協定を複製するシナリオ。
注2：EUがFTAを結ぶ第三国と英国が協定を締結しないシナリオ。
資料：イングランド銀行「EU withdrawal scenarios and monetary and financial stability」（2018年11月28日発表）より、JETRO作成。

国に居住するEU市民は、いずれも移行期間終了後もそれ以前と同じ権利を有し、さらに、同期間終了時点で5年以上継続して居住していれば、英国民がEUで、EU市民が英国で永住権を持つとされるなど、既存の市民を広めに受入る方向である。ただし、「離脱協定案」については、「最終的に全てが合意されない限りは、何も合意されていないと見なす」との交渉原則があるため、離脱協定全体で合意がなされるまでは、規定されているどの内容も確定しないことに留意する必要がある。さらにアイルランドと北アイルランドに関する規定は、英国議会による「離脱協定案」の否決の主要な要因の一つであり、離脱後の状況を想定するには不確定要素が大きい。

「政治宣言案」は、移行期間終了後の英国とEUの将来関係についての方向性を示している。英国政府とEU当局がともに目指すものという位置づけで法的拘束力はないが、現時点で将来の産業界への影響を考える際には貴重な指針と言える。

具体的には、物品貿易に関しては、関税や数量割当てがなく、原産地規則の検査のない状況が期待されている。また、医薬品、化学、航空等、様々なセクターに関して、EU機関と英国機関の協力等に支えられた、包括的な自由貿易圏が念頭に置かれている。

サービスと投資に関しては、広範な分野において、WTOの取決めを大幅に上回る自由度の確保が期待されている。具体的には、市場アクセス等に関する内外無差別の徹底、また、規制調和の協力枠組みの設置等が記載されている。

また、知的財産権については、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供することが期待されている。

以上を含む、「政治宣言」に記載されたような経済パートナーシップが実現されれば、英国のEU離脱は、産業界の混乱なく行われるかもしれない。ただし、いずれも具体的な交渉は、2020年末までの移行期間の間に行うものとされており、今後の交渉の行方を追う必要がある。

② 企業立地に対するBREXITの影響

EU単一市場から離脱することにより、英国は、これまで享受してきたEU市場への自由なアクセスを失う。最大の貿易パートナーであるEUとの貿易における関税障壁や非関税障壁の発生により、英国企業の環境が従来に比べ悪化することは否定できず、今後、英国への企業投資は縮小するとの見方が多い。

英国に立地していたEUの機関のうち、欧州医薬品庁は既にオランダ・アムステルダムに移転し[105]、欧

105 2019年3月12日より、オランダで正式に稼働。

第Ⅰ-3-2-39 図
英国の EU 離脱に備えた移転・撤退等を決定した拠点（欧州進出日系企業）

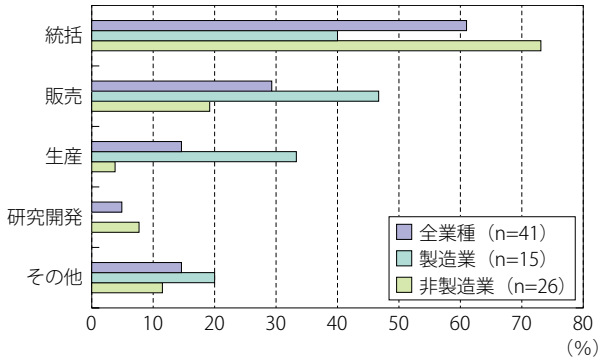

備考：欧州進出日系企業に対するアンケート調査 2018 年（平成 30 年）9 月 27 日～10 月 25 日調査実施）。英国の EU 離脱に備えて移転・撤退等を実施した / 決定した拠点〈複数回答〉。
資料：JETRO「欧州進出日系企業実態調査（2018 年度調査）」から作成。

第Ⅰ-3-2-40 図
英国の EU 離脱に備えた移転・撤退等を予定する拠点（欧州進出日系企業）

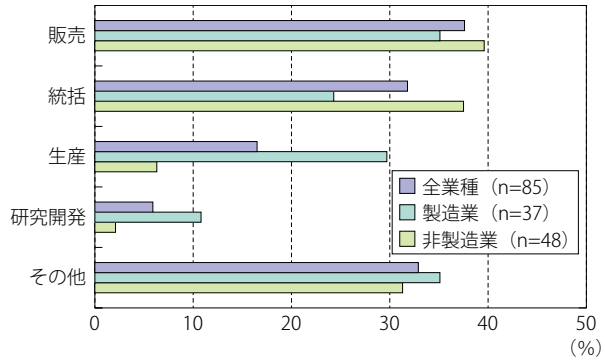

備考：欧州進出日系企業に対するアンケート調査 2018 年（平成 30 年）9 月 27 日～10 月 25 日調査実施）。英国の EU 離脱に備えて移転・撤退等を検討している拠点〈複数回答〉。
資料：JETRO「欧州進出日系企業実態調査（2018 年度調査）」から作成。

州銀行監督庁もフランス・パリへの移転が決定しているが、企業に関しても、非関税障壁による影響が大きいセクターを中心に、拠点を移す動きが見られている。

JETRO の調査によれば、欧州進出日系企業も、生産拠点を有する企業の約 6 割が、移転や撤退等を実施（若しくは決定）した、あるいは検討している、と回答している（第Ⅰ-3-2-39 図、第Ⅰ-3-2-40 図）。さらに、2019 年に入り合意なき離脱の可能性が高まる中で、複数の製造企業が英国拠点の縮小を発表しており、英国の EU 離脱による影響を指摘する声が多い。

一方、同じ JETRO の調査によると、欧州進出日系企業の多くが、今後 1～2 年の間に、英国において、販売、生産（高付加価値品）、研究開発等の機能拡大を予定していると回答している（第Ⅰ-3-2-41 表）。英国の EU 離脱を控え、同国での活動を、価格重視の製品から、品質や技術での差別化を図る製品に軸足を移そうとする姿勢が示唆されていると言える[106]が、拡大するとの回答は、少なくとも秩序だった EU 離脱[107]においては、EU 離脱による影響を重視しないセクターやビジネスの形が存在することが示唆される。

英国企業に対する外国企業による M&A 件数は 2015 年以降 2018 年までほぼ横ばいで推移している（第Ⅰ-3-2-42 図）。また、外国企業による買収先としての順位（件数ベース）は、EU、米国及び日本と比較すると、2014 年以降、米国に次ぐ 2 位を維持しており、EU 離脱を前にしても、外国企業からの魅力が低下しているとは言い難い。

上記 M&A の対象セクターは、ハイテク、卸売、金融、メディア・娯楽、通信等が多い（第Ⅰ-3-2-43 図、第Ⅰ-3-2-44 図）が、ICT セクターを中心とする新し

第Ⅰ-3-2-41 表　今後、機能拡大を予定している国・機能（欧州進出日系企業）

（単位：社）

	ドイツ	英国	フランス	スペイン	オーストリア
販売機能	81	46	27		
生産（高付加価値品）	31	17	13		
生産（汎用品）	20	7	6		
物流機能	18	9	13		
研究開発	23	11	6		
サービス事務機能	7	5	5		
地域統括機能	14	9	2	2	2

備考：欧州進出日系企業に対するアンケート調査 2018 年（平成 30 年）9 月 27 日～10 月 25 日調査実施）。今後 1～2 年の事業展開について「拡大」と回答した企業が、具体的に拡大する機能と国名（上位国のみ）。
資料：JETRO「欧州進出日系企業実態調（2018 年度調査）」から作成。

106 独立行政法人日本貿易振興機構（2018b）。
107 調査が 2018 年秋であり、合意なき離脱の可能性は、ゼロではないが非常に低いとの見方が多かった。

第Ⅰ-3-2-42 図
日米欧企業に対するクロスボーダーM&A（被買収企業の国籍別割合の推移）

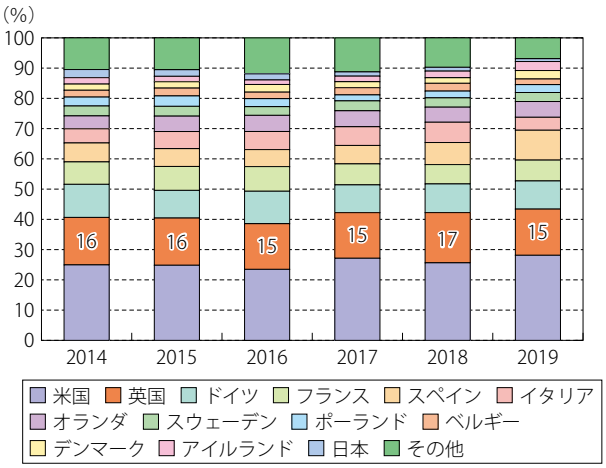

備考：外国による、EU および日米企業に対する M&A 案件数（被買収企業の国籍別割合）。2019 年は 3 月 3 日までのデータ。公表済み、若しくは完了案件。
資料：Rifinitive から作成。

第Ⅰ-3-2-43 図
英国企業に対するクロスボーダーM&A 件数（被買収企業のセクター別）

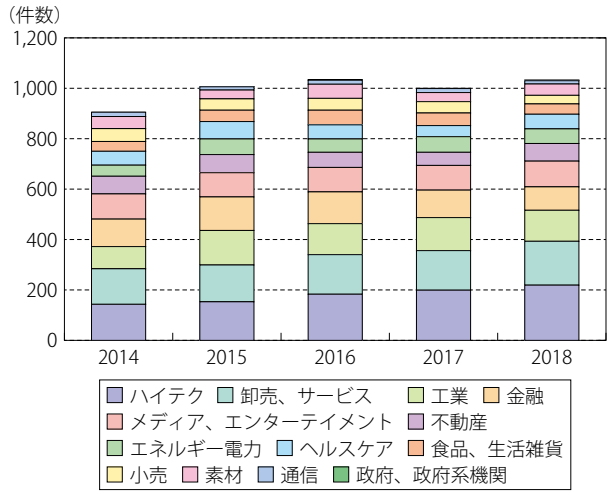

備考：英国企業に対する外国による M&A 案件数。公表済み、若しくは完了案件。
資料：Rifinitive から作成。

第Ⅰ-3-2-44 図
日米欧企業に対するクロスボーダーM&A（被買収企業の国籍×セクター）

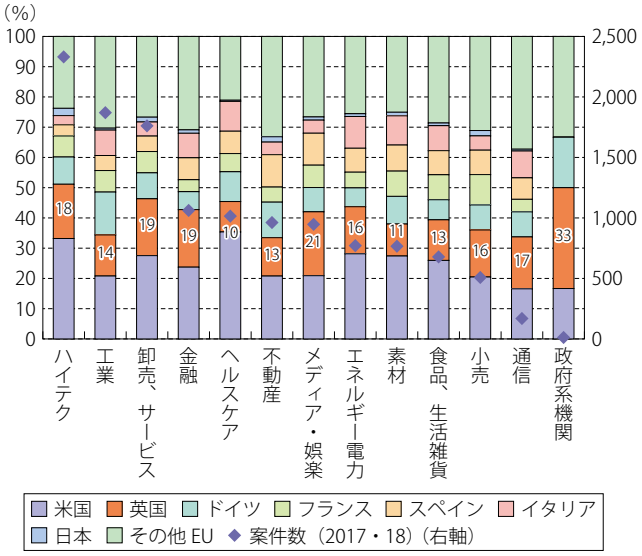

備考：EU、米国および日本の企業に対する、外国による M&A 案件数に占める、各国割合（2017・2018 年の、公表若しくは完了案件）。
資料：Rifinitive から作成。

いビジネスにおいては、製造業に比べて EU 離脱による影響が小さいと考えられ、2018 年にも、米アップルによる、音楽認識アプリのシャザムの買収や、米セールスフォース・ドットコムによるデータセンター建設等の投資等が発表されている。

英国は従来、研究開発の水準が高く、また、近年は企業のイノベーションを育むエコシステムに対する評価も高い。また、EU 離脱を前にして、英国政府は 2017 年 11 月、国内及び世界でチャンスを掴んでいくためとして、同国の強みを活かしつつ、変化する世界経済を志向した「産業戦略」[108] を打ち出した。

同「産業戦略」は、同国の生産性を高めるための「アイディア」「人材」「インフラ」「ビジネス環境」「地域」の 5 つの基盤を設定しているが、そのうちの一つ、「アイディア」は、先進的イノベーション経済国家の構築を図るべく、R&D への投資（対 GDP 比率）の引上げや研究開発費の税額控除率（tax credit）の引上げ等を掲げる。また、「人材」は、優れた技術教育システムの確立や、STEM（Science, Technology, Engineering, and Mathematics）分野の教育への追加投資、デジタル分野等の職業訓練への追加投資等を内容とする。

また、2018 年 12 月には、EEA 市民の優遇を廃し、技能に基づき滞在を許可する新制度を導入する計画を発表した。具体的には、EEA からの移民にも、第三国からの移民と同様にビザを要求する一方で、技能労働者の受入を拡大する、また、留学生ビザについては、卒業後の滞在可能期間を拡大する、といった内容である。EU 離脱によって、EU から流入していた高度人材の流れが低下したとしても、引き続き技術立国としての立場の確保を図る施策といえる。

EU 単一市場へのアクセスにおいて制約を受けることによる経済への悪影響は否定できない。しかし、研

108 2017 年 11 月 27 日公表。（UK Government（2017））

究開発や人材、イノベーションに適したビジネス環境といった強みは、EU 離脱後にそのまま低下するわけではない。むしろ、イノベーションに関する強みを活かし、かつ、高度人材の確保のために対処し、新しい成長分野に資源を投入するというアプローチは、どの国にも求められるものであり、今後の成長性はこれらに対する取組方次第と考えられる。

第３節　中国

1. マクロ経済動向

2018年の中国経済を概観する。中国政府は、前年に引き続き、金融リスクへの対処を重点政策として、企業及び家計債務の圧縮等を進めたが、その過程で経済が減速。2018年年央からは、政策の中心が債務削減から景気支援に切り替わった。その間に米国との間で貿易摩擦から双方が関税引上げの応酬を行う事態に発展し貿易鈍化の動きも見られた。これらの動きを主要経済指標を追いながら見ていく。

(1) GDP

中国の実質経済成長率は、2017年に7年ぶりに上昇したが2018年は再び減速した。2018年の成長率は6.6%と政府目標（6.5%前後）を達成したが、天安門事件のあった翌年1990年（3.9%）以来の低い伸びとなった。また、四半期ベースの推移を見ると2018年年央以降、3四半期連続で減速が続いた（第Ⅰ-3-3-1図）。2019年に入ると第1四半期の成長率は6.4%と4四半期ぶりに伸び率が下げ止まったが、今後の動向については注視していく必要がある。

需要項目別には、2018年は最終消費の寄与度が拡大する一方で、投資は縮小し、純輸出はマイナスに転じた。なお、四半期別に見ると、純輸出は既に第1四半期からマイナスが続いていた。2019年第1四半期は、最終消費、総資本形成の寄与度が縮小した。反対に純輸出については、輸出が伸び、輸入が減少したと見られ、寄与度はプラスに転じた（第Ⅰ-3-3-2表）。

業種別に見ると、2018年は第1次、第2次、第3次産業ともそろって減速した。その中で第3次産業は比較的高い伸びを示し、特に情報通信・情報技術サービスは突出して高い成長率が続いた。なお、2019年第1四半期は、全体の伸びは下げ止まったが、業種別には、製造業など第2次産業が加速する一方で、第3次産業が減速した（第Ⅰ-3-3-3表）。

第Ⅰ-3-3-1図
中国の実質GDP成長率（前年同期比）の推移

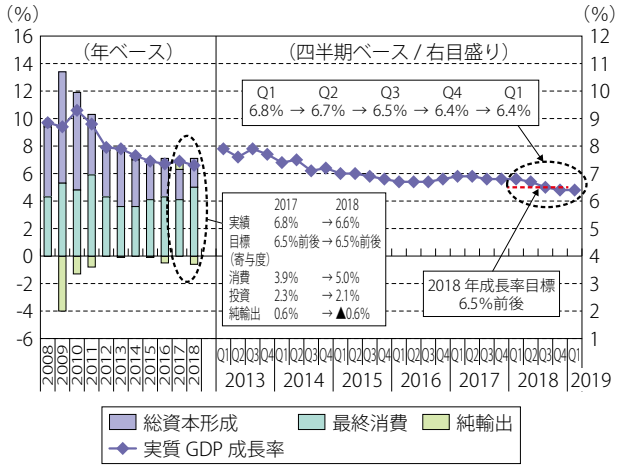

備考：四半期別の需要項目別内訳は発表されていないので伸び率のみ表示した。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

(2) 工業生産

工業生産の伸び率は、数年来、ほぼ横ばいが続いていたが、2018年は年央から伸び率が緩やかに低下を始め、2017年に比べて小幅ながら鈍化した（第Ⅰ-3-3-4図）。業種別には、自動車が大きく伸びを低下させ、年末以降はマイナスが続いた（第Ⅰ-3-3-5図）。また、好調であった電子・通信機器も減速した。なお、2019年に入り3月は高い伸びとなったが、年初は統計が大きく振れることもあるため、今後の動きを見ていく必

第Ⅰ-3-3-2表　中国の実質GDP成長率の需要項目別寄与度

（単位：10億元、%）

	経済規模（2017）		寄与度		寄与度				
	金額	構成比	2017年	2018年	2018/1-3	2018/1-6	2018/1-9	2018/1-12	2019/1-3
GDP	82,075	100.0	6.8	6.6	6.8	6.8	6.7	6.6	6.4
最終消費	43,715	53.6	3.9	5.0	5.3	5.3	5.2	5.0	4.2
総資本形成	36,396	44.6	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	0.8
純輸出	1,415	1.7	0.6	▲0.6	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	1.5

備考：寄与度は年初来累計で公表。2018年の需要項目別の金額は未公表。GDP総額と各需要項目の合計とは若干のずれが生じている。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

第Ⅰ-3-3-3 表　中国の業種別の実質 GDP 成長率

（単位：10 億元、%）

	経済規模（2018）		実質伸び率			
	金額	構成比	2017 年	2018 年	2018/Q4	2019/Q1
全体	90,031	100.0	6.8	6.6	6.4	6.4
第 1 次産業	6,473	7.2	4.0	3.5	3.5	2.7
第 2 次産業	36,600	40.7	5.9	5.8	5.8	6.1
工業	30,516	33.9	6.3	6.1	5.7	6.1
製造業	26,482	29.4	7.0	6.2	5.7	6.5
建設業	6,181	6.9	3.5	4.5	6.1	6.2
第 3 次産業	46,958	52.2	7.9	7.6	7.4	7.0
運輸・郵便業	4,055	4.5	9.4	8.1	8.7	7.3
卸・小売業	8,420	9.4	7.4	6.2	5.5	5.8
宿泊・飲食	1,602	1.8	7.8	6.5	5.8	6.0
金融	6,940	7.7	4.4	4.4	6.3	7.0
不動産	5,985	6.6	6.6	3.8	2.0	2.5
情報通信・情報技術サービス	3,243	3.6	21.8	30.7	29.1	21.2
対事業所サービス	2,443	2.7	9.8	8.9	7.3	8.3
その他	13,922	15.5	7.4	6.3	6.4	5.2

備考：1．工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道を含む。
　　2．2018 年の経済規模は名目ベース。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

第Ⅰ-3-3-4 図
中国の工業生産の伸び率（前年同月比）の推移

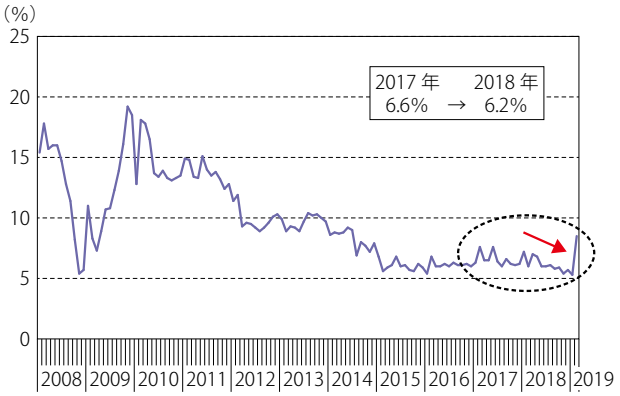

備考：付加価値ベース。１～2 月は合計値で公表されている。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-3-5 図
主要業種別工業生産伸び率（前年同月比）

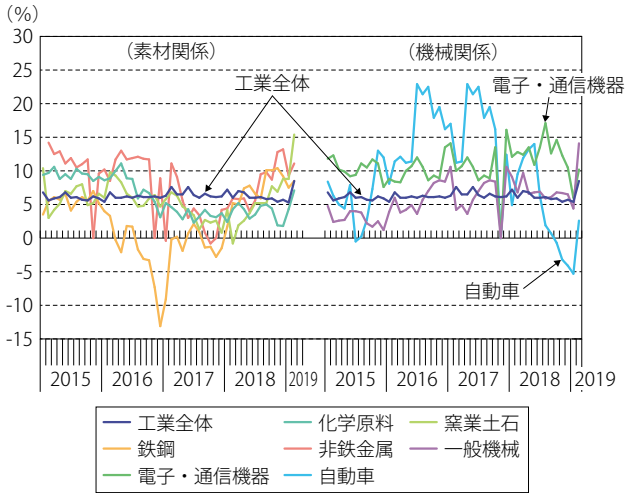

資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

要がある。

（3）消費

2018 年の小売売上額の伸び率は減速した（第Ⅰ-3-3-6 図）。高額商品で小売りの大きなシェアを占める自動車販売がマイナスに転じた影響が大きい（第Ⅰ-3-3-7 図）。なお、ネット販売は、依然として高い伸びを維持しているものの、次第に低下してきている。

第Ⅰ-3-3-6 図
中国の小売売上高の伸び率（前年同月比）の推移

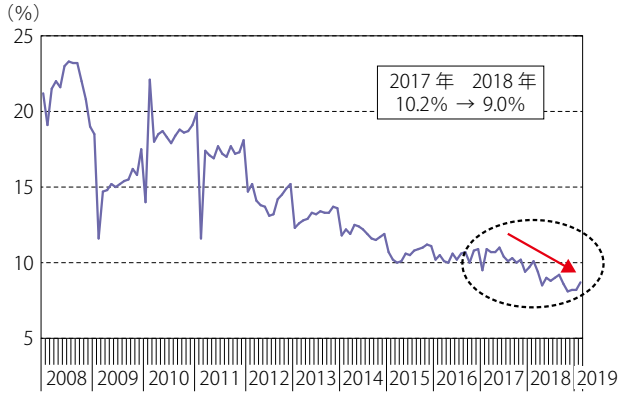

資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-3-7 図
中国の小売売上高の主要品目別伸び率（2017 年・2018 年）

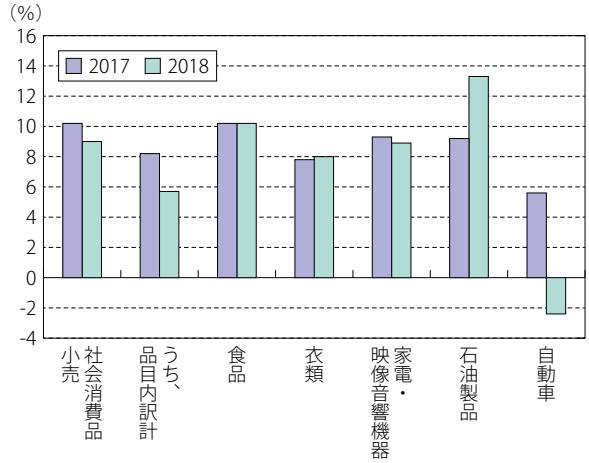

備考：品目内訳は年間売上高が一定規模以上の企業のみで集計。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

(4) 投資

2018 年の固定資産投資の伸び率は、インフラ投資の減速が大きく影響し、年間合計としては 2017 年に比べて減速した（第Ⅰ-3-3-8 図）。しかし、月次の推移を見ると、鈍化が続いていた伸び率は 8 月を底に緩やかながら上昇してきている。業種別には、製造業が 3 月を底に上昇に転じるとともに、政府の景気支援策を受けてインフラ投資も 9 月を底に緩やかながら反転上昇している（第Ⅰ-3-3-9 表）。

第Ⅰ-3-3-8 図
中国の固定資産投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）の推移

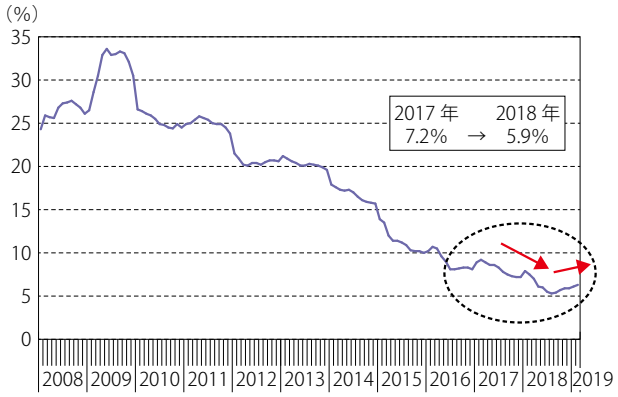

備考：固定資産投資は 1 月からの累計が公表される。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-3-9 表　中国の固定資産投資の主要業種別内訳

固定資産投資の業種別、企業別内訳

（単位：10 億元、%）

	投資額	伸び率									
	2017	2017	2018	1-7 月	1-8 月	1-9 月	1-10 月	1-11 月	1-12 月	1-2 月	1-3 月
固定資産投資	63,168	7.2	5.9	5.5	5.3	5.4	5.7	5.9	5.9	6.1	6.3
うち、											
第 1 次産業	2,089	11.8	12.9	13.7	14.2	11.7	13.4	12.2	12.9	3.7	3.0
第 2 次産業	23,575	3.2	6.2	3.9	4.3	5.2	5.8	6.2	6.2	5.5	4.2
鉱業	921	▲ 10.0	4.1	3.7	5.9	6.2	9.4	8.6	4.1	41.4	14.8
製造業	19,362	4.8	9.5	7.3	7.5	8.7	9.1	9.5	9.5	5.9	4.6
第 3 次産業	37,504	9.5	5.5	6.0	5.5	5.3	5.4	5.6	5.5	6.5	7.5
インフラ	14,001	19.0	3.8	5.7	4.2	3.3	3.7	3.7	3.8	4.3	4.4

備考：2018 年の投資額は公表されていない。
資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

（5）不動産開発

2018 年の不動産開発の伸び率は 2017 年に比べれば上昇した（第 I-3-3-10 図）。しかし、不動産販売の伸び率は次第に鈍化しており、先行きを懸念する見方もある。その背景には家計債務削減の一環として住宅ローンの審査が厳格化され伸びが落ちてきていることを指摘する声もある（第 I-3-3-11 図）。

第 I-3-3-10 図
中国の不動産開発及び販売の伸び率（年初来累計・前年同期比）の推移

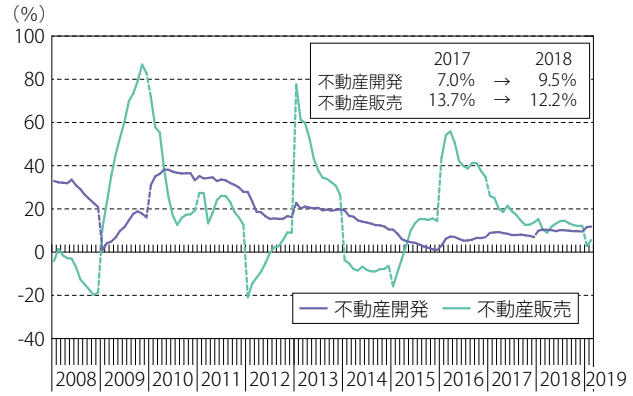

備考：1 月からの累計値に対する伸び率。なお、1～2 月は合計値で公表されている。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

第 I-3-3-11 図　中国の住宅ローン残高の推移

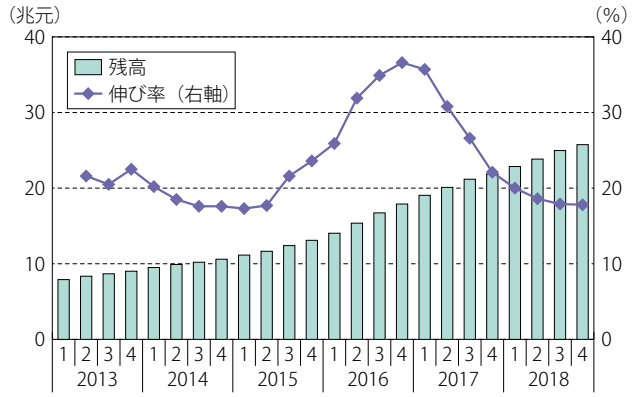

備考：伸び率は前年同期比。
資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

（6）企業の景況感

中国の製造業企業の景況感指数は年央から低下が続いた。特に輸出受注指数が景気の分岐点といわれる 50 を下回って低下が続いている（第 I-3-3-12 図）。また、企業規模では中小企業が厳しい状況に置かれている。この景況感の低下は企業利益の伸び率の鈍化とも符合している（第 I-3-3-13 図）。なお、2019 年 3 月に上昇の動きが見られたが、年初は統計が触れやすいこともあり、今後も回復が続いていくかは注視していく必要がある。

第 I-3-3-12 図
中国の企業景況感指数（製造業 PMI）の推移

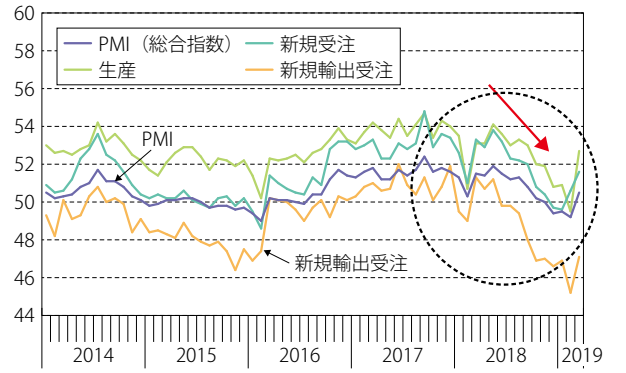

備考：1．企業の購買担当者へのアンケート調査による景気 DI 指数で、50 が景気判断の分岐点となっている。
2．PMI は「新規受注」、「生産」等の 5 つの指数から計算されるが、他に「新規輸出受注」などの項目も質問している。
3．財新・マークイットも PMI を発表しているが、ここに掲載したのは、中国物流購買連合会と中国国家統計局が発表したもの。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

第 I-3-3-13 図
中国の鉱工業分野の企業利益伸び率（年初来累計・前年同期比）

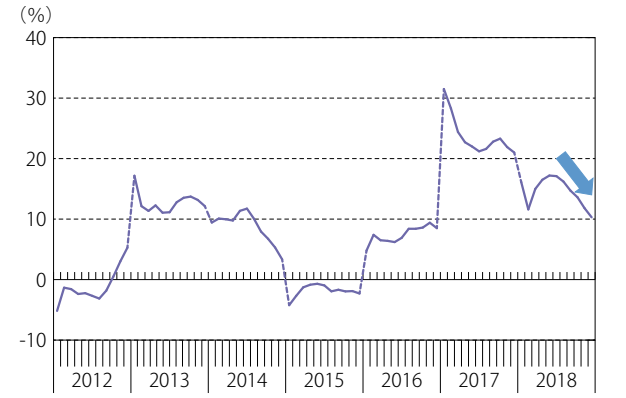

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

（7）雇用

このような中で失業率の推移を見ると、調査失業率で見る限り 7 月に一旦上昇したがその後に低下し、年末から再び上昇を始めるなど、かなり変動している[109]（第 I-3-3-14 図）。貿易や金融関係の経済指標については、次以降の項目の中で見ていく。

109 都市部の調査失業率は 2018 年から公表が開始された。それ以前は都市部登録失業率が公表されていたが、都市に戸籍を有しない農民工が除外されていたことから、実態を反映していないとの指摘があった。

第Ⅰ-3-3-14図　中国の都市部調査失業率の推移

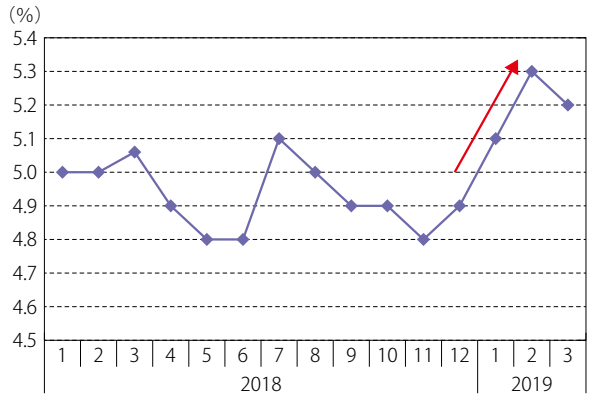

備考：2018年から公表開始。
資料：中国国家統計局、CEIC databaseから作成。

2. 米中貿易摩擦の影響

既に述べたように、2018年、米国は中国に対して追加関税を課し、中国は対抗措置をとるという貿易摩擦が生じている。その影響を考察するが、まず、中国の対世界全体での貿易動向を確認しよう。2018年の中国の輸出は2017年に比べて伸び率が小幅ながら上昇、輸入はほぼ横ばいであった（第Ⅰ-3-3-15図）。しかし、月次の推移を見ると、輸出入とも年末から急速に悪化している。

第Ⅰ-3-3-15図
中国の輸出入の伸び率（前年同月比）の推移

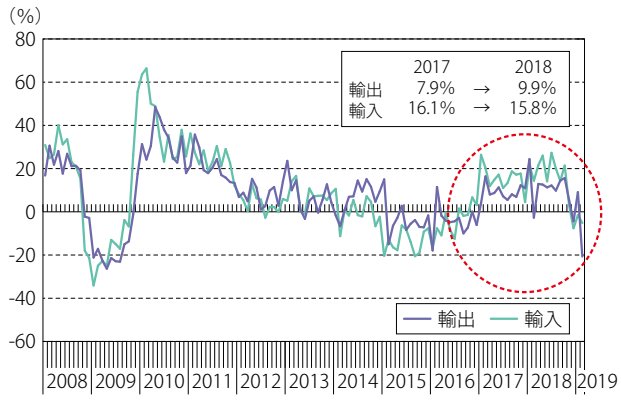

備考：春節が移動する影響を除くため、1-2月合計値で計算した。
資料：中国海関総署、CEIC Databaseから作成。

中国の貿易を米国と主要国で分けて見ると、2018年の米国向け輸出は世界主要国向けとほぼ同様の伸び率を維持していたが、2018年の年末から2019年年初にかけて顕著に落ち込んでいる（第Ⅰ-3-3-16図）。一方、米国からの輸入は年間を通じて世界主要国よりも低い伸びにとどまることが多く、特に2018年後半は米国が突出して悪化している。

第Ⅰ-3-3-16図　中国の主要国別輸出入の伸び率

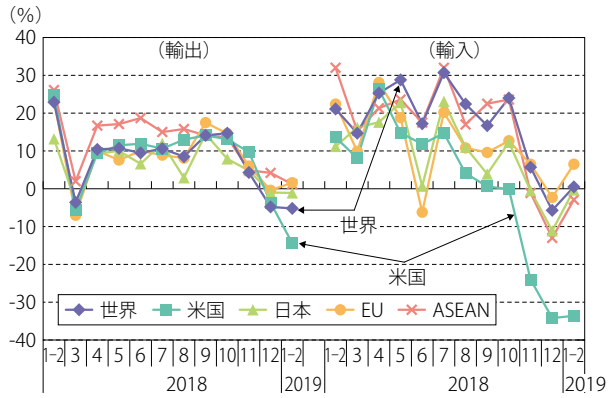

備考：春節が移動する影響を除くため、1-2月合計値で計算した。
資料：GTAから作成。

2018年の中国の対米貿易の動きを米国との貿易摩擦の動きと照らし合わせると、輸出は追加関税が実施された7月以降も高い伸び率を続ける一方で、輸入は翌8月に大きく伸びが低下、9月からマイナスに転落している（第Ⅰ-3-3-17図）。追加関税を受けても輸出が好調を維持していた背景には、将来の関税率引上げを懸念した駆け込み輸出が指摘されており、その輸出も駆け込みが終了したと見られる2018年末から急速に悪化している。今後は駆け込み輸出の反動が顕在化するとの指摘もあり、今後の動きを注視していく必要がある。なお、輸入が輸出よりも大きく低下したため、対米貿易黒字は拡大することとなった。

中国の対米貿易を品目別の伸び率寄与度で見ると、

第Ⅰ-3-3-17 図
中国の対米貿易（前年同月比）の推移

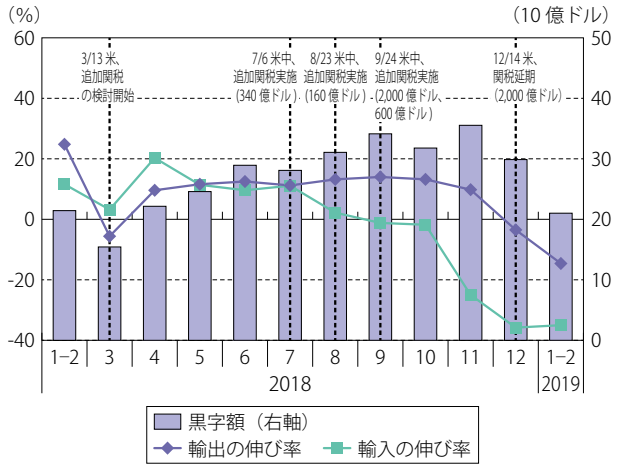

備考：伸び率は前年同月比。1-2 月の貿易黒字額は 1 か月平均とした。
資料：中国海関総署、CEIC database から作成。

輸出においては携帯電話等の電気機器が 10 月まで伸びに大きく寄与していたが年末以降マイナスに転じて推移している（第Ⅰ-3-3-18 図）。輸入においては、大豆などのオイルシード、鉱物性燃料、自動車が 10 月頃から年末にかけて大きくマイナスを拡大している。

2018 年の人民元の対ドルレートは、米国が追加関税の検討を表明した 3 月以降、急速に元安が進行した（第Ⅰ-3-3-19 図）。一般的に元安は輸出促進効果を持つため、米国の追加関税をある程度相殺する効果があったと思われるが、逆に資本の流出、外貨準備の減少等が懸念される。2015 年、人民元切下げを契機として人民元が下落した際には、為替介入の原資に使用された影響もあり、外貨準備が大幅に減少した前例がある。今回の場合を見てみると、外貨準備が若干は減少したものの、当時のような大幅な外貨準備の減少は見られない。なお、2018 年 12 月に翌 1 月からの追加関税の延期を合意して以降、為替レートは元高方向へ戻っている。

第Ⅰ-3-3-19 図　中国の為替レートと外貨準備の推移

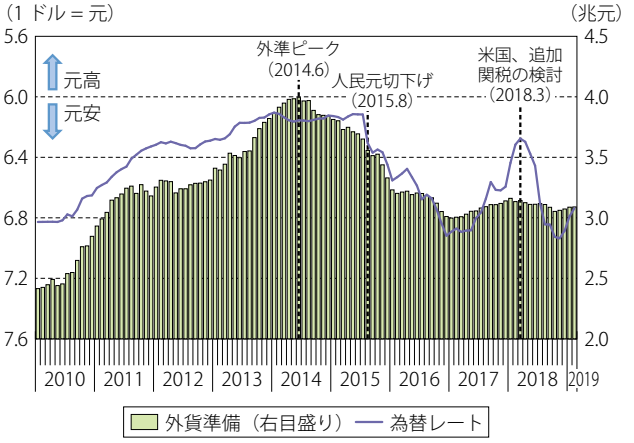

備考：為替レートは月間平均。
資料：中国人民銀行、中国外貨交易センター、CEIC database から作成。

第Ⅰ-3-3-18 図　中国の対米輸出伸び率の品目別寄与度推移

（輸出）

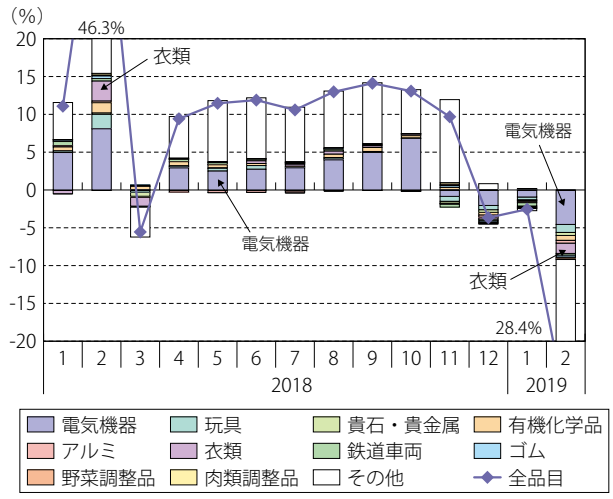

備考：2018 年の HS2 桁ベース輸入額上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

（輸入）

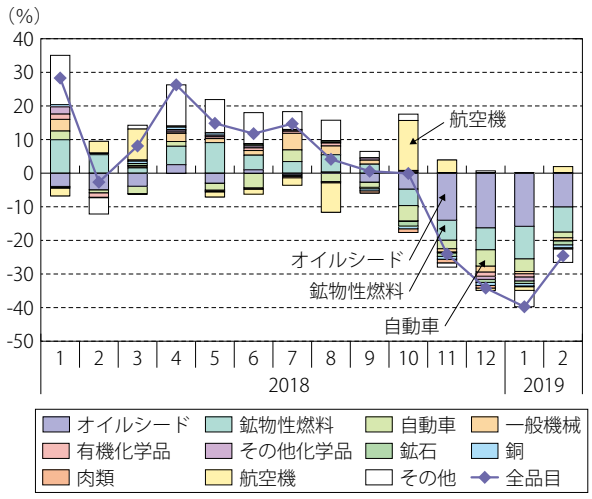

備考：2018 年の HS2 桁ベース輸入額上位 10 品目を表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

3. 構造的課題としての金融リスク

国際決済銀行（BIS）が公表している統計で中国の企業債務を見ると、2016年頃まで経済規模に比べて債務の拡大が続いていた（第Ⅰ-3-3-20図）。この事態を重く見た中国政府が民間債務の削減を重点政策として進めたことから、債務残高は低下に向かったが、依然として高水準にとどまっている。

第Ⅰ-3-3-20図
中国の非金融企業の債務残高の対GDP比

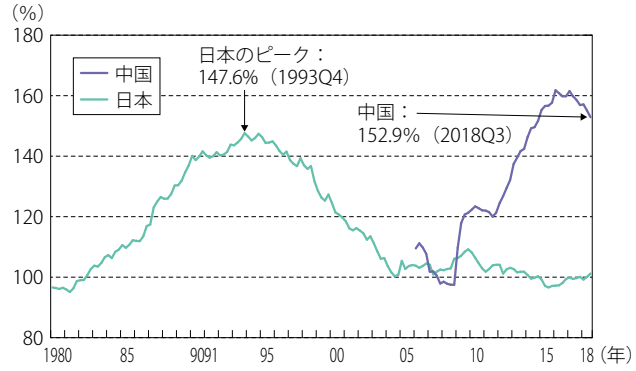

資料：BIS Webサイト「Credit to the non-financial sector data」から作成。

中国の国内統計で債務の動向を見ると、中国人民銀行が公表している社会融資総量の残高伸び率が2017年以降は鈍化傾向にある（第Ⅰ-3-3-21図）。特に2018年は、シャドーバンキングと指摘される委託貸出、信託貸出等の伸びがマイナスとなり残高が減少している[110]。これを見る限り、シャドーバンキング対策がある程度進んできたと見られる。ただし、2019年初めに社会融資総量全体の残高の伸び率上昇の兆しも見え、今後の動きを注視していく必要がある。

第Ⅰ-3-3-21図
中国の社会融資総量の残高の伸び率（前年同月比）の推移

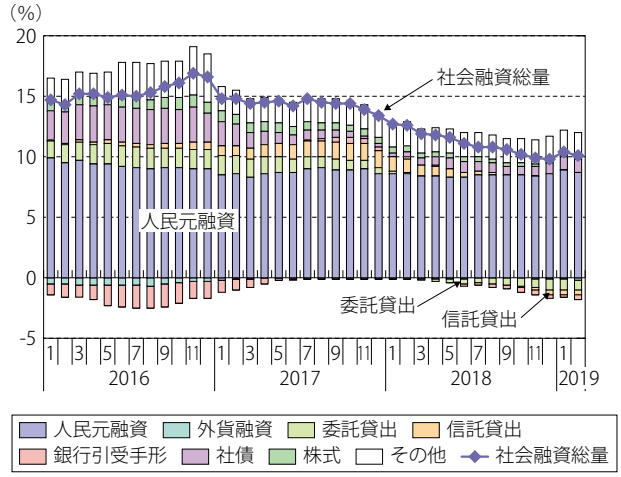

備考：社会融資総量の残高は2015年1月から月次データの公表開始。
資料：中国人民銀行、CEIC databaseから作成。

第Ⅰ-3-3-22図　中国の通貨供給量及び貸出の推移

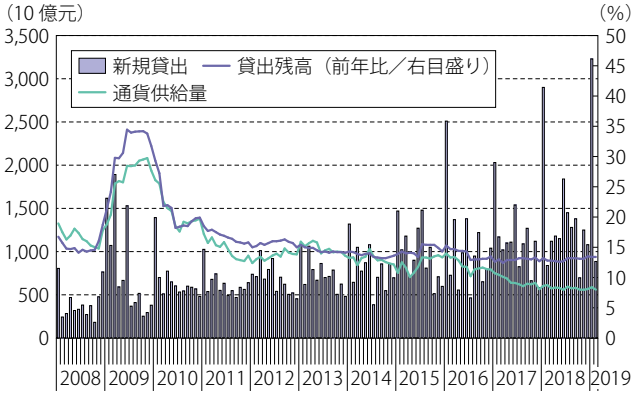

資料：中国人民銀行、CEIC Databaseから作成。

また、シャドーバンキング以外の通常の銀行融資については残高の伸びは安定している（第Ⅰ-3-3-22図）。また、銀行融資における不良債権比率もほぼ安定的に推移している（第Ⅰ-3-3-23図）。

第Ⅰ-3-3-23図　中国の商業銀行の不良債権の推移

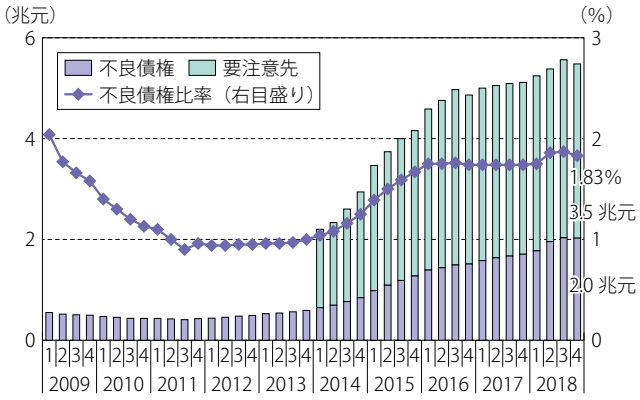

備考：1．不良債権比率は、融資残高に対する不良債権の比率。
2．「要注意先」は2014年からの公表。
資料：中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）、CEIC databaseから作成。

このようにシャドーバンキングを中心とする民間債務の削減は一定の効果を上げつつあったが、シャドーバンキングに頼らざるを得ない民営企業に資金がまわらなくなり、これが景気悪化につながったとの指摘がある。実際に中国人民銀行は約2年ぶりに2018年4

110 委託貸出とは企業間での直接貸出等を意味し、銀行等が仲介して手数料を徴収するが、銀行が融資をするわけではないので銀行の残高とはならない。一方、信託貸出とは理財商品のような資産運用商品が該当する。

月以降、預金準備率を引き下げ、銀行に対して民営中小企業への資金供給を拡大するように指導している（第Ⅰ-3-3-24 図）。

第Ⅰ-3-3-24 図　中国の預金準備率の推移

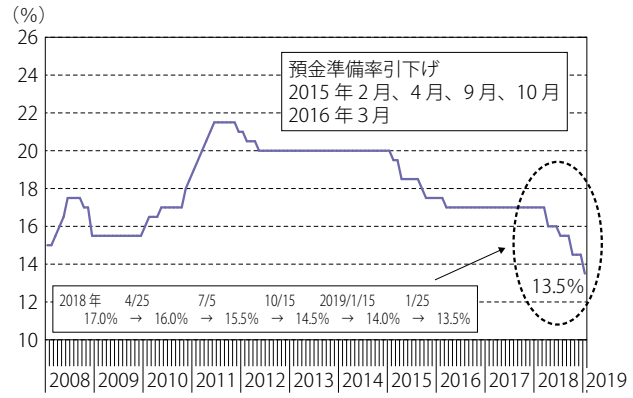

備考：預金準備率は 2008 年半ばまでは全体の預金準備率。
資料：中国人民銀行、CEIC Database から作成。

また、中国人民銀行は、預金準備率の変更以外に、公開市場操作を通じて市場への資金供給をコントロールすることで 2018 年半ばから市場金利を高値誘導から低め誘導に切り替えている（第Ⅰ-3-3-25 図）。

これらは、景気悪化の中で民営中小企業の支援を目指しているが、民間債務削減という観点からは逆行するもので、長期的な金融リスクへの対処が先延ばしになることを懸念する見方もある。

第Ⅰ-3-3-25 図　上海銀行間金利（SHIBOR）の推移

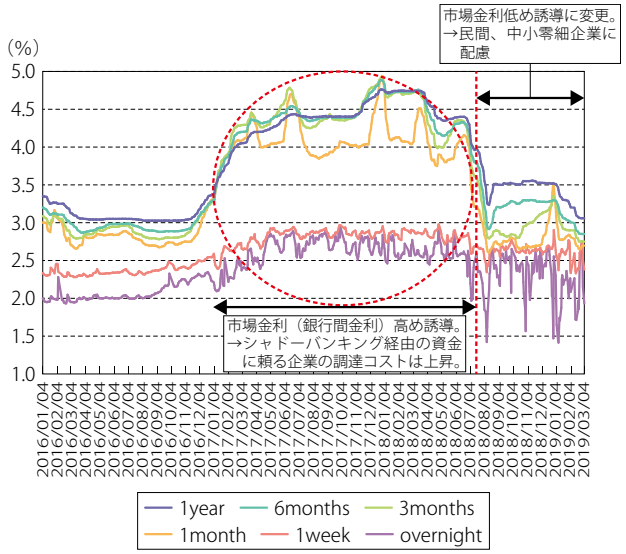

4. 中国政府の景気支援策・構造改革のための政策

このように景気減速の中で、中国政府は政策の中心を債務削減など構造改革から景気支援に切り替えてきた。2018 年半ば、景気下支えのため抑制していたインフラ投資の促進を決定し、減税も実施した。また、すでに述べたように金融面では預金準備率を 2018 年 4 月に約 2 年ぶりに引き下げ、特に中小民営企業をターゲットに市場への資金供給を拡大。それ以降も預金準備率は 7 月、10 月、2019 年 1 月と引下げが続いている。

2019 年 3 月の全国人民代表大会（全人代）では、今年の経済政策の方針が公表された。まず、経済成長率の目標について、6～6.5％と昨年の 6.5％前後から引き下げられた（第Ⅰ-3-3-26 表）。景気支援のために「積極的な財政政策」として、政府財政赤字を昨年

第Ⅰ-3-3-26 表　中国の主要経済目標

	2018		2019
	目標	実績	目標
GDP 成長率（実質）	6.5% 前後	6.6%	6~6.5%
消費者物価	3% 前後	2.1%	3% 前後
財政赤字規模（GDP 比）	GDP 比　2.6% （2 兆 3,800 億元）	GDP 比　4.2% （3 兆 7,600 億元）	GDP 比　2.8% （2 兆 7,600 億元）
歳出規模	21 兆元	22.1 兆元	23 兆元（+6.5%）
マネーサプライ（前年比）	-	8.9%	名目成長率なみ
社会融資総量残高（前年比）	-	9.8%	名目成長率なみ
都市部新規就業者数	1,100 万人以上	1,361 万人	1,100 万人以上
都市部登録失業率	4.5% 以内	3.8%	4.5% 以内
都市部調査失業率	5.5% 以内	4.9%	5.5% 前後

備考：失業率は年末時点。
資料：中国全人代「政府活動報告」、中国国家統計局、CEIC database から作成。

の水準からGDP比でも金額ベースでも拡大した。一方、「穏健な金融政策」は、金融リスクもにらみながら緩和と引締めを適度なものとするとして、マネーサプライ、社会融資総量の伸びを名目GDP成長率とつりあうようにすると定めた[111]。その上で、雇用を重視する方針を強調し、都市部新規雇用者数、登録失業率、調査失業率の目標を昨年と同水準とした。

このような目標のもとに、全人代では2019年の「政府活動の任務」として10項目の重点政策が挙げられている（第Ⅰ-3-3-27表）。その筆頭は、「マクロコントロールを革新・充実させ、経済を合理的な範囲内に保つ」ことで、減税等の景気支援策が並んでいる。例えば、増値税の税率引下げ（製造業16%→13%、運輸建設業10%→9%等）、社会保険料負担の軽減、預金準備率引下げ等を通じた企業の資金繰り問題の緩和や地方政府の債券発行額の引上げによる投資プロジェクトの支援などが挙げられている。2018年の全人代における重点項目の筆頭が、供給側構造改革の推進であり、具体的には、過剰債務、過剰生産能力問題等を取り上げていたことと比べれば、政策の重点が構造改革から景気支援に移行してきていることを示している。なお、その支援総額は2兆元といわれるが、かつて4兆元の景気対策が投資拡大によって過剰生産能力や過剰債務問題等をもたらした反省から、減税を中心として不要な投資や債務拡大に走ることのないようにすることを表明している。

第Ⅰ-3-3-27表　中国の2019年の重点的取組分野

○マクロコントロールの革新と充実
・市場化改革、マクロ政策の調節機能の発揮、大規模な減税による製造業、小・零細企業の負担軽減、社会保険料負担の軽減、企業の資金調達問題の緩和、地方特別債の増額による重点プロジェクトの支援。

○市場主体の活力の刺激、ビジネス環境の改善
・行政簡素化と権限委譲、審査・認可のスリム化、電気料金、道路通行料金等の関連料金の引下げ。

○イノベーションによる発展牽引の堅持、新たな原動力の育成と発展
・在来産業の改造・高度化、新興産業の発展促進、科学技術による支援の増強。

○強大な国内市場の形成促進、内需の潜在力の持続的な発揮
・個人所得税法を通じた減税。良質な製品・サービスの供給増。

○小康社会の全面的完成、貧困脱却と農村振興の着実な推進
・「三区三州」といわれる極度の貧困地区を含め貧困からの脱却、農業生産の強化

○地域間の調和発展の促進、新型都市化の質の向上
・地域間の不均衡・不十分の問題解決。西部開発、東北振興、中部興隆、東部の先行発展。

○汚染対策と生態系整備の強化、グリーン発展の推進
・汚染対策の継続的推進。

○重点分野の改革深化、市場メカニズムの十全化

○全方位の対外開放の推進、国際的経済協力・競争での新たな優位性の育成
・第二回中国国際輸入博覧会、一帯一路共同建設、貿易・投資の自由化・円滑化

○社会諸事業の発展の加速、民生のさらなる保障と改善
・より公平で質の高い教育の発展、基本医療衛生サービスの保障、社会統治の強化・革新

資料：全人代「政府活動報告」から経済産業省作成。

111 マネーサプライについては、2017年までは具体的な数値目標値が定められていたが、2018年から数値設定は見送られている。

第４節　東南アジア・南西アジア

本節では、東南アジア・南西アジア地域の中でも経済規模が大きく、2019年に選挙[112]が行われるインドネシア、タイ、インドの３国を取り上げ、足下の主要マクロ経済指標とともに、政権発足から約５年間の推移、今後懸念されるリスクを概観する（第Ⅰ-3-4-1表）。

第Ⅰ-3-4-1表　東南アジア・南西アジア主要国の主要経済指標

		東南アジア主要国（ASEAN10）										南西アジア主要国			
経済指標	単位	インドネシア	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	インド	パキスタン	バングラデシュ	スリランカ
実質GDP成長率	%	5.2	3.2	4.7	4.1	6.2	7.1	-0.2	7.3	2.1	6.5	7.1	5.2	7.7	3.0
名目GDP	10億USドル	1,022	361	354	487	331	241	14	25	69	18	2,717	313	288	88
一人当たり名目GDP	USドル	3,871	64,041	10,942	7,187	3,104	2,551	32,414	1,509	1,298	2,720	2,036	1,555	1,745	4,068
消費者物価上昇率（年平均値）	%	3.2	0.4	1.0	1.1	5.2	3.5	0.1	2.4	3.5	2.0	3.5	3.9	5.6	4.3
経常収支（対GDP比）	%	-3.0	17.7	2.3	7.7	-2.6	3.0	11.0	-10.5	-4.3	-17.1	-2.5	-6.1	-2.8	-3.2
財政収支（対GDP比）	%	-1.8	4.0	-3.6	-0.3	-1.0	-4.6	-8.4	-2.0	-2.5	-4.6	-6.7	-6.5	-4.1	-5.3
政府総債務残高（対GDP比）	%	29.2	108.3	56.2	42.1	39.6	57.5	2.5	29.4	49.4	63.0	69.8	72.1	34.8	84.1
失業率対労働力人口比	%	5.3	2.1	3.3	1.2	5.3	2.2	9.3	-	4.0	-	-	6.1	-	4.4
総人口	100万人	264	6	32	68	107	95	0.4	16	53	7	1,334	201	165	22
輸出依存度（対GDP比）	%	17.6	114.0	69.9	51.3	20.4	89.2	39.3	50.7	20.8	21.1	11.9	7.6	15.2	13.2
輸出に占める対米依存度	%	10.2	7.4	9.1	11.1	15.6	19.3	0.5	21.4	2.0	0.6	15.9	16.1	19.4	26.4
輸出に占める対中依存度	%	15.1	12.2	13.9	11.9	12.9	16.5	4.8	6.7	38.9	34.2	5.1	7.7	2.3	2.0
輸出に占める対日依存度	%	10.8	4.9	6.9	9.9	14.0	7.8	28.4	7.5	6.5	2.0	1.5	0.9	3.0	1.9

備考：2018年値（国・経済指標によっては推計値）。ただし、輸出に関する経済指標については、ブルネイ、カンボジア、ミャンマー、ラオスは2017年値、バングラデシュは2015年値を利用して計算。
資料：IMF WEO, April 2019、Global Trade Atlas、ASEAN事務局から作成。

1. インドネシア

（1）マクロ経済動向

① GDP

2018年の実質GDP成長率は前年比5.2％と、2017年の5.1％からわずかに加速した。これは３年連続の拡大、現政権における最高値だが、2014年に7％へ引上げることを公約として当選したジョコ・ウィドド大統領の目標はいまだに達成されていない。

需要別では、雇用・所得環境の改善により民間消費が底堅かった[113]ほか、インフラ整備の促進による総固定資本形成、政府消費等の拡大が成長を下支えした。輸出は堅調であるものの、それを上回る輸入[114]により純輸出はマイナスに寄与した（第Ⅰ-3-4-2図）。

産業別では、サービス産業が寄与度ベースで、前年の2.4％から2.5％とわずかに加速した。製造業は４年連続で同0.9％と横ばいで推移している（第Ⅰ-2-4-3図）。

② 生産

2018年の鉱工業生産指数（前年同月比）は、６月、コンピュータ・電子・光学製品等の縮小により▲7.1％と大きく縮小したが、総じて底堅く推移した（第Ⅰ-3-4-4図）。

③ 消費

2018年の小売売上高指数（前年同期比）は、１月、▲1.8％と縮小したが、その後は回復した。事務用品・

112 インドネシアは４月17日に総選挙・大統領選挙、タイは３月24日に総選挙、インドは４月11日から５月19日に７回に分けて下院総選挙が行われる。
113 公務員賞与の増額といった財政支出や、アジア競技大会やIMF世界銀行総会といった大きな国際イベントの開催が個人消費を下支えしたと指摘されている。
114 輸入額が拡大した要因として、2018年夏のいわゆる「トルコショック」に伴う金融市場の動揺が、トルコと同様、経済のファンダメンタルズがぜい弱とされる「フラジャイル・ファイブ」にカテゴライズされている同国にも影響し、通貨ルピア相場が下落、一時約20年ぶりの安値を更新（2018年10月）したことが挙げられる。同国は消費財の多くを輸入していることもあり、通貨安により輸入額が大幅に拡大した。

第Ⅰ-3-4-2図
インドネシアの実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移

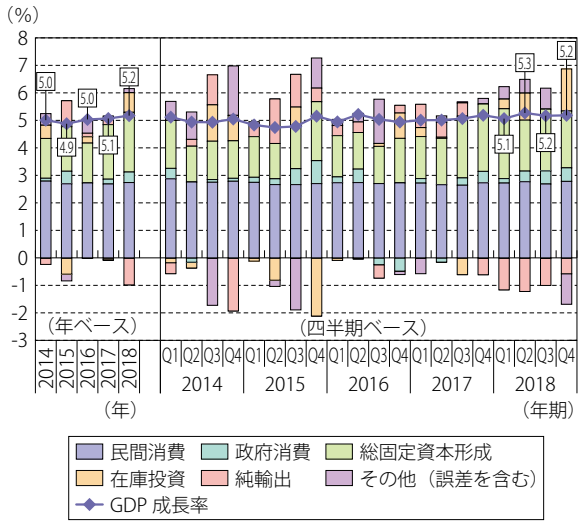

資料：インドネシア中央統計局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-3図
インドネシアの実質GDP成長率（産業項目別寄与度）の推移

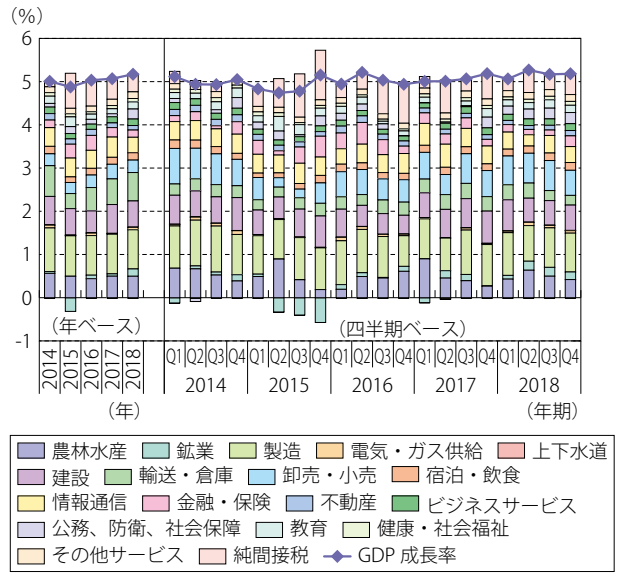

資料：インドネシア中央統計局、CEIC Databaseから作成。

通信は大きく縮小傾向にある一方で、他の品目は拡大傾向にあり、特に燃料、文化・娯楽の伸びが大きい。ただし、総じて2桁で拡大していた2014年から2016年と比較すると鈍化している（第Ⅰ-3-4-5図）。

次に、購買意欲を反映する代表的な指標である自動車・自動二輪車の国内販売台数の推移を見る。自動車については、2014年、2015年と減少したが、それ以降は増加傾向に、自動二輪車については、2015年以降減少していたが、2018年では増加に転じた（第Ⅰ-3-4-6図）。

第Ⅰ-3-4-4図
インドネシアの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移

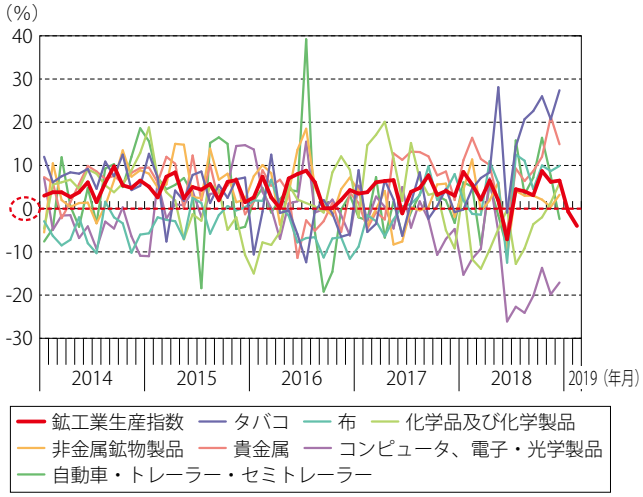

備考：2019年1月、2月は内訳がまだ公表されていない（2019年5月現在）。
資料：インドネシア中央統計庁、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-5図
インドネシアの小売売上高指数（前年同月比）の推移

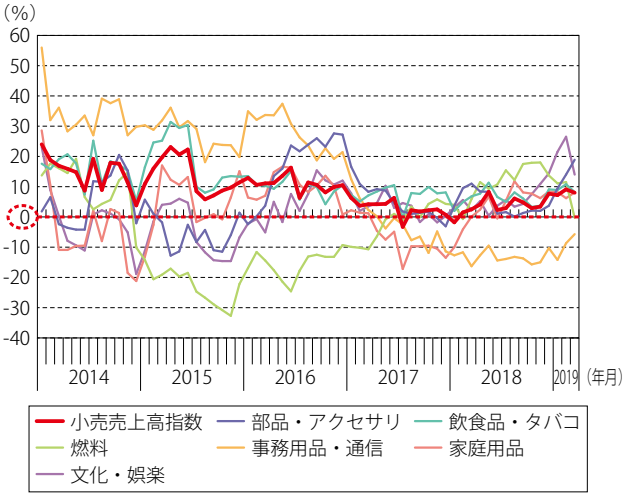

資料：インドネシア銀行、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-6図
インドネシアの自動車・自動二輪車の国内販売台数の推移

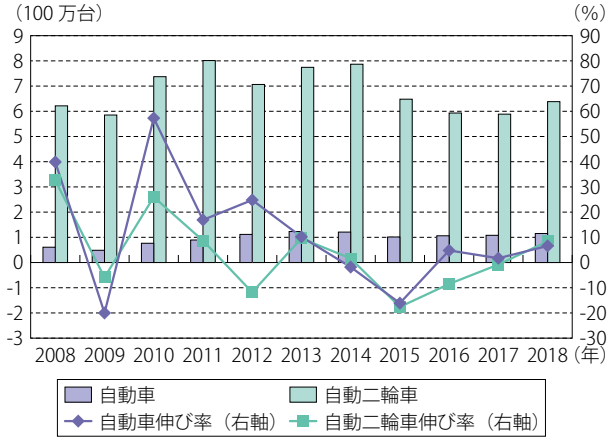

資料：PT Astra、CEIC Databaseから作成。

④ 投資

2018年の固定資本形成（前年比）は9.6％と、2年連続で拡大した。現政権が発足した2014年は、約75％を占める建設が牽引し12.6％と大きく拡大したが、それ以降2年連続で鈍化していた（第Ⅰ-3-4-7図）。

⑤ 経常収支

2018年の経常収支は▲310億ドルの赤字と、前年の▲162億ドルから赤字が拡大した。民間需要の増加、通貨ルピー相場の低下により、輸入額が輸出額を上回り増加したため、貿易収支が赤字に転じたことが要因である。

政府は9月、国産パーム油のバイオ燃料転用促進策や前払い法人税[115]の税率引上げなど、貿易赤字の改善のための施策を相次ぎ行った。

なお、名目GDPに占める経常収支の比率は2014年以降改善傾向にあったが、2018年では▲3.0％と、前年の▲1.6％から5年ぶりに悪化した（第Ⅰ-3-4-8図）。

⑥ 為替・政策金利・消費者物価指数

2018年10月、国際金融市場の動揺を受け、通貨ルピアの対ドル相場は一時約20年ぶりの安値となり、中央銀行は通貨安を阻止するため断続的に政策金利の利上げを実施した。

消費者物価は、政権発足後から総じて下落傾向で推移した。足下では通貨ルピア相場も落ち着いてきたことから、引き続き政府のインフレ目標範囲内で安定的に推移すると期待されている（第Ⅰ-3-4-9図、第Ⅰ-3-4-10図）。

第Ⅰ-3-4-7図
インドネシアの固定資本形成（前年比・寄与度）の推移

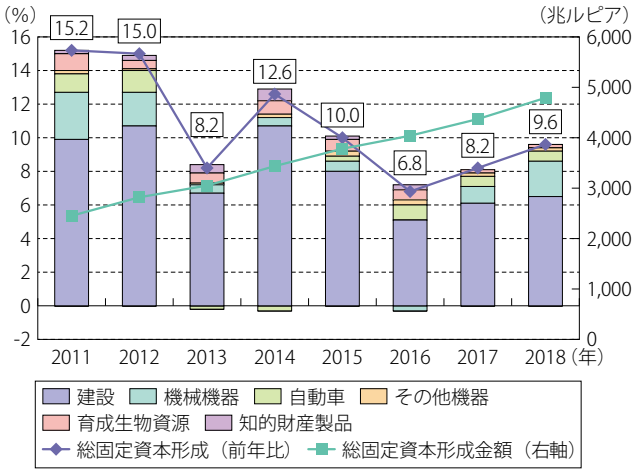

資料：インドネシア中央統計庁、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-8図　インドネシアの経常収支の推移

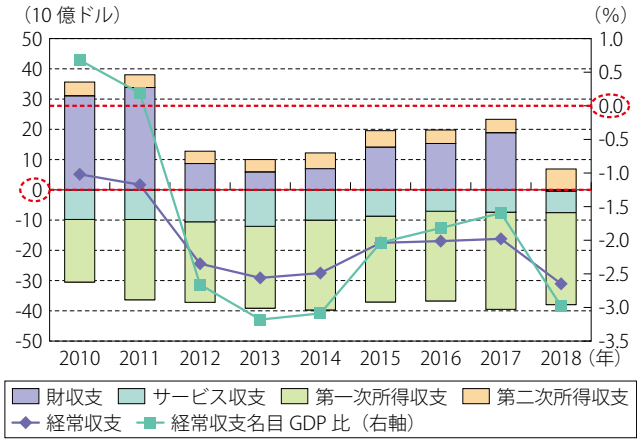

資料：インドネシア銀行、CEIC Databaseから作成。

⑦ 海外直接投資（対内直接投資）

2018年の海外直接投資額（実行ベース）は、293億ドルと、前年の322億ドルから減少した。業種別では、第3次産業が、輸送・交通・通信業、不動産業を中心に増加したものの、第2次産業が、貴金属、食品、化学・医療等多くの分野で減少した他、第1次産業も鉱業を中心に減少した（第Ⅰ-3-4-11図）。なお、国別では、ASEANの8割超を占めるシンガポール[116]、日本、中国[117]の順で投資額が大きく、この順位は

第Ⅰ-3-4-9図
インドネシアルピア相場（対ドル）の推移

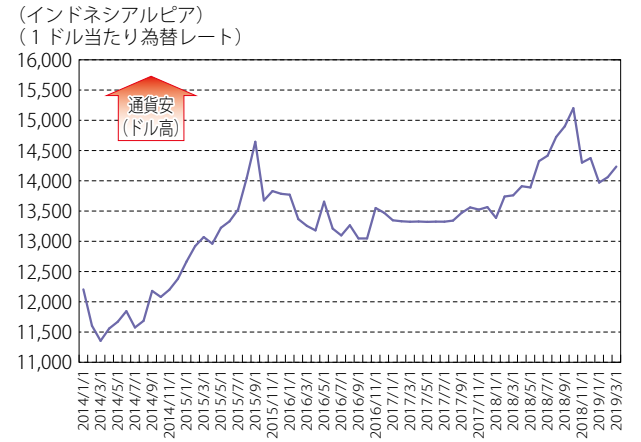

資料：Refinitivから作成。

115 輸入の際に法人税を前払いする制度。原則、還付を受けることができる制度だが、還付条件が複雑なこともあり、還付が受けられない事が多く、事実上輸入税の増税であると不満の声がある。なお、2018年9月から消費財1,147品目を対象に前払い税率を大幅に引上げた。
116 多国籍企業のシンガポール統括拠点からの投資、インドネシア財閥による資金還流を含むと見られている。

第Ⅰ-3-4-10図
インドネシアの消費者物価指数（前年同月比・寄与度）と政策金利の推移

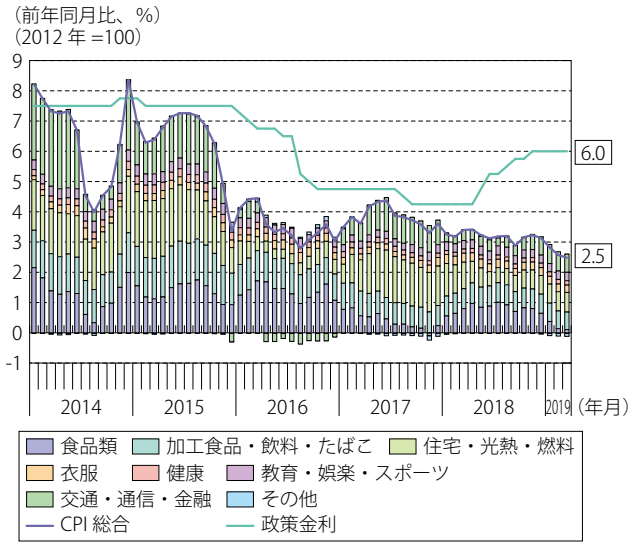

備考：政策金利は、2016年7月まではBI金利、2016年8月以降は7日物リバースレポ金利。
資料：インドネシア中央統計庁、インドネシア中央銀行、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-11図
インドネシアの対内直接投資（業種別）の推移

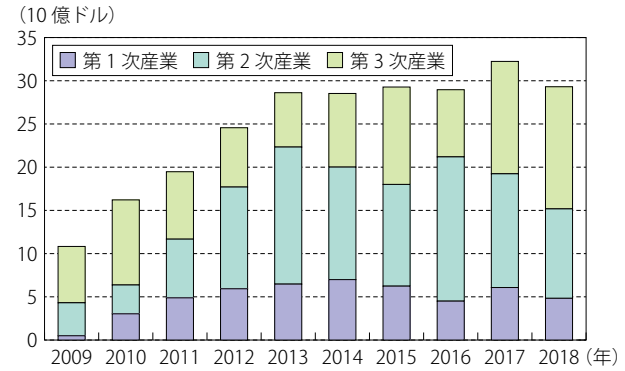

備考：実行ベース。
資料：インドネシア投資調整庁、CEIC Databaseから作成。

2016年から変わっていない（第Ⅰ-3-4-12図）。

現政権の発足当初は、出資規制の緩和や手続の簡素化、経済特区（SEZ）での投資に対する税額控除等を行うなど、海外資本の呼びこみに積極的だったが、足下では、一旦決定したデジタル分野での規制緩和を国内企業の反対により撤回するなど、改革からの逆行も見られ、その影響を受けている。また、選挙前で様子見をする企業行動が反映されたという指摘もある。

第Ⅰ-3-4-12図
インドネシアの対内直接投資（主要国・地域別）の推移

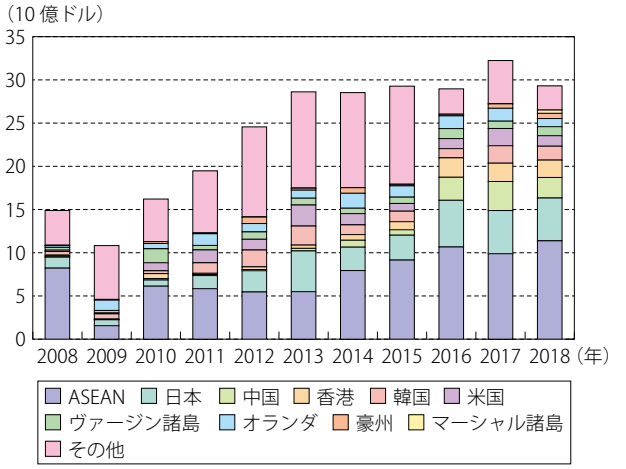

備考：実行ベース。
ASEANの内訳（2018年）は、シンガポール（約81%）、マレーシア（約16%）、タイ（約4%）。
資料：インドネシア投資調整庁、CEIC Databaseから作成。

(2) 懸念されるリスク要因

2019年4月17日、大統領選と総選挙が行われ、ジョコ・ウィドド現大統領の再選が確実視されている[118]。

選挙運動開始日[119]に、日本の全面支援による同国初の地下鉄を含む都市高速鉄道（MRT）の式典で開業宣言をし、現政権でのインフラ整備の功績をアピールしたことに象徴されるとおり、政権1期目はインフラ開発に注力し、安定した経済成長を維持したと言える。

政権2期目に向けた選挙公約では、貧困層や地方への補助金を含む社会保障に注力する方針を表明している。政権1期目でインフラ開発に注力できたのは燃料補助金の廃止を断行したことが大きい。しかしながら、2018年に入って燃料補助金を復活したこともあり、一連の構造改革が失速する可能性がある。なお、財政赤字対GDP比は2018年の▲2.1%から▲1.8%と縮小する目標を設定している。

2014年10月にジョコ政権が発足して以来、底堅い民間消費に支えられ安定した経済成長を維持してきたが、2億6,000人の人口を豊かにするためには7%台の成長率が必要といわれている。

慢性的な財源不足の中、公務員賞与や補助金の増額をする等バラマキ的な財政支出を続けることはできないこと、好調だった対内直接投資が規制強化のために停滞しているなど、今後の持続的な経済成長への懸念材料は少なくない。

117 中国は2016年以降存在感が増大している。
118 選挙管理委員会による最終的な選挙結果は2019年5月22日までに公表される見通し。
119 2019年3月24日、ジャカルタ中心部を南北に結ぶ路線の一部区間（15.7km）が開業した。

2. タイ

（1）マクロ経済動向

① GDP

2018年の実質GDP成長率は前年比4.1％と、2017年の4.0％からわずかに上向き、4年連続の拡大となった。需要別では、米中貿易摩擦に伴う世界経済の減速を主因に、年後半で輸出が伸び悩み、6年ぶりに純輸出がマイナスとなったものの、民間消費、民間投資の拡大が成長を下支えした（第Ⅰ-3-4-13図）。産業別では、7月の観光船事故[120]の影響を受けた観光関連（ホテル飲食業・輸送通信業等）のほか、金融仲介業がわずかに縮小したものの、農業、鉱業、建設業が底堅く推移したことで成長を維持した（第Ⅰ-3-4-14図）。

② 生産

2018年の製造業生産指数（前年同月比）は、米中貿易摩擦に伴う世界経済の減速を主因に9月は▲2.7％と17か月ぶりに縮小した。10月以降はわずかながら拡大に戻ったが、内訳では、ゴム・プラスチック製品、電気機器など主要品が大きく縮小している（第Ⅰ-3-4-15図）。

第Ⅰ-3-4-13図
タイの実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移

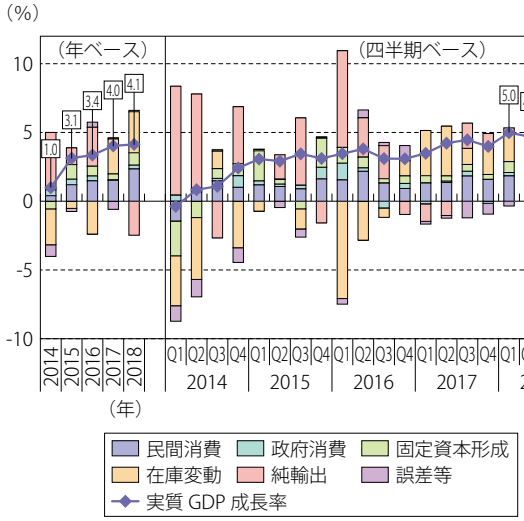

備考：各要素の合計とGDPの差を誤差等として算出。
資料：タイ国家経済社会開発委員会（NESDB）、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-14図
タイの実質GDP成長率（産業項目別寄与度）の推移

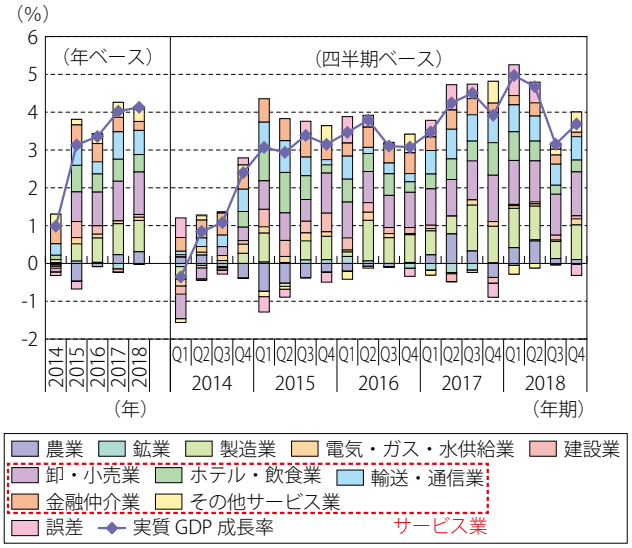

備考：各要素の合計とGDPの差を誤差等として算出。
資料：タイ国家経済社会開発委員会（NESDB）、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-4-15図
タイの製造業生産指数（前年同月比）の推移

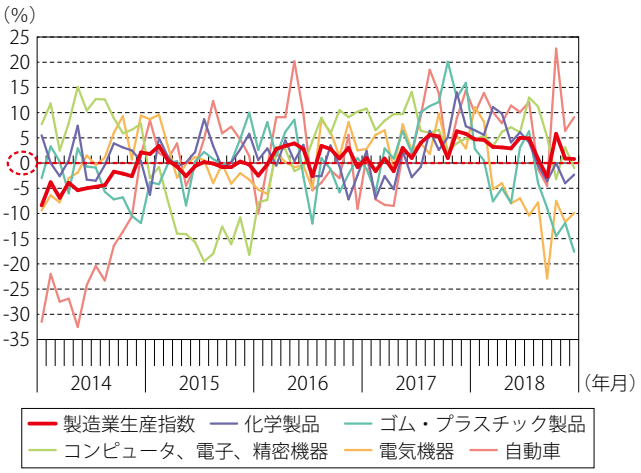

資料：タイ工業省、CEIC Databaseから作成。

③ 消費

2018年の小売売上高指数（前年同月比）の推移を見ると、2018年後半から2桁の伸びを示しており消費の好調さが見て取れる（第Ⅰ-3-4-16図）。特に自動車は、2011～2012年に自動車購入優遇税制を利用した購入の代替需要[121]により好調な売上となった。

120 7月、プーケット沖で中国人観光客を乗せた観光船が沈没した。2017年のタイへの外国人観光客（約3,538万人）のうち中国人は980万人と全体の約3割を占めており、事故後に中国からのキャンセルが相次ぐ等、観光業への影響が懸念された。結果的に、他国からの観光客が堅調だったため、年ベースでは大きく落ち込むことはなかった。なお、タイの国際観光収入は約575億ドルで世界第4位の観光大国である（数値は全て国連世界観光機関の公表値）。

121 2011年9月から2012年末にかけてファーストカーポリシー（自動車の初回購入者に物品税を還付する税制優遇措置）が実施され、低所得者層を中心に自動車の売上が増加した。購入者は自動車を5年間保有する義務があったが、その期間を経たことで買い替え需要が高まっている。

第Ⅰ-3-4-16図
タイの小売売上高指数（前年同月比）の推移

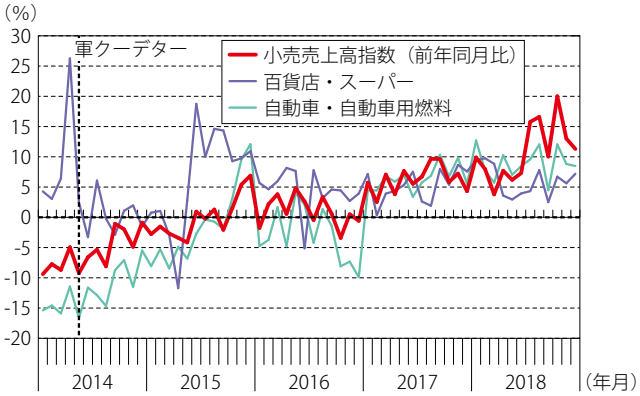

資料：タイ中央銀行、CEIC Database から作成。

④ 経常収支

2018年の経常収支は377億ドルと、貿易黒字の減少が主因で前年の502億ドルから縮小したものの、2014年以降5年連続の黒字となった。なお、拡大傾向にあったサービス収支は横ばいとなったものの、近年の海外観光客の増加により経常収支の黒字に大きく寄与している（第Ⅰ-3-4-17図）。

⑤ 為替・政策金利・消費者物価指数

2018年は米国の利上げ、欧州中央銀行政策委員会の動向、米中貿易摩擦への懸念などにより一時バーツ安が進んだが足下では落ち着いている。タイ中央銀行は同国の高い金融市場の流動性、経済の堅調な推移を踏まえ、通貨安に対抗するための利上げは急がず、2015年4月以来政策金利を1.50％に据え置いていた[122]。しかし、2018年12月、将来の景気後退に備え金融政策の実施余地を確保すること等を理由に1.75％に利上げした。利上げは2011年8月以来7年4か月ぶりであった。

2018年の消費者物価指数（CPI）上昇率[123]は、燃料価格の上昇を背景に運輸・通信の伸びが上昇したものの足下では落ちつき、年平均では1.1％と低位になった（第Ⅰ-3-4-18図、第Ⅰ-3-4-19図）。

⑥ 海外直接投資（対内直接投資）

2018年の海外直接投資額（認可ベース）は2,556億バーツ[124]であり、日本は約37％と最大の割合を占め

第Ⅰ-3-4-17図　タイの経常収支の推移

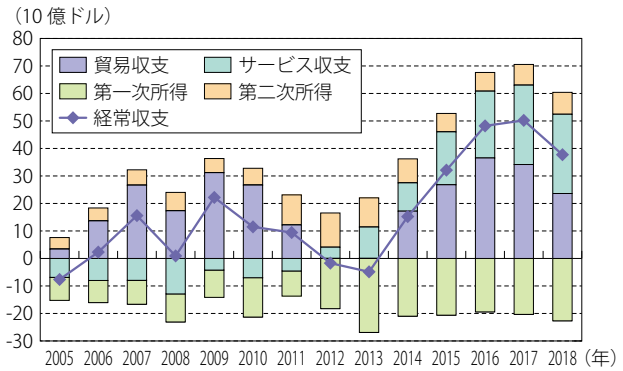

資料：タイ銀行、CEIC データベースから作成。

第Ⅰ-3-4-18図　タイバーツ相場（対ドル）の推移

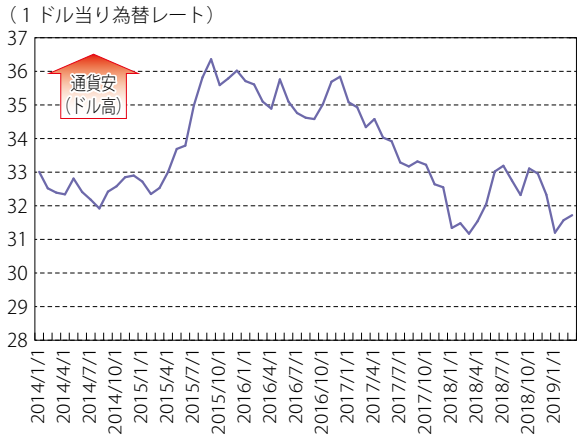

資料：Refinitiv から作成。

第Ⅰ-3-4-19図
タイの消費者物価指数（前年同月比・寄与度）と政策金利の推移

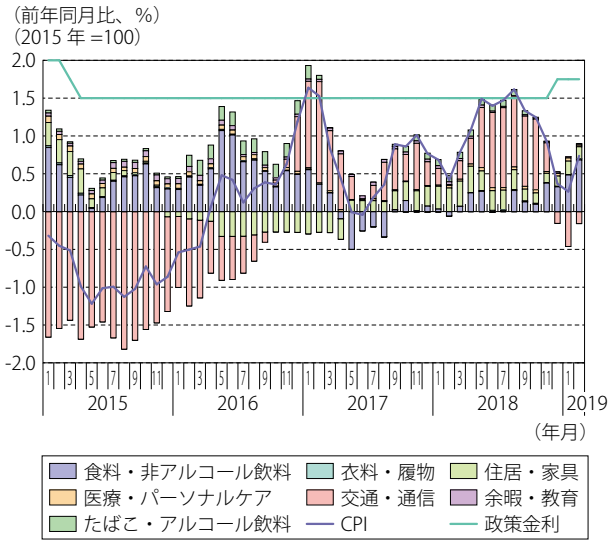

資料：タイ商務省、CEIC Database から作成。

122 タイ中央銀行は、2014年3月から2015年4月にかけ、政策金利を2.25％から1.5％に段階的に引下げ、その後3年8か月の間、1.5％で据え置いていた。
123 タイ中央銀行はインフレターゲットを年平均2.5％（最低1％、最高4％）に設定している。
124 前年2017年の2,308億バーツから約11％増加した。日本は937億ドルであった。

ている（第Ⅰ-3-4-20図）。産業高度化に向けた長期国家戦略である「タイランド4.0政策」の重点地域である東部経済回廊（EEC）の対象3県[125]への投資が同国の海外直接投資を牽引しており、件数ベースではデジタル分野、金額ベースでは次世代自動車が最大の投資先となっている（第Ⅰ-3-4-21図）。

(2) 懸念されるリスク要因

2014年5月の軍クーデター後、事実上の軍事政権下にあったが、2019年3月に民政移管に向けた総選挙が実施された。その結果、選挙管理委員会から親軍政党が最大票を獲得したとの発表があったものの、投票の不正等を指摘する声もあり、政局が不透明となっている。

軍事政権側はプラユット首相のリーダーシップによる5年間の経済成長と安定性の成果を強調しているが、今後の政治動向によっては、海外投資の減少など経済が減速する懸念がある。

同国は、「タイランド4.0政策」に沿って、2036年までに、1人当たりGDPを現在の6,000ドル前後から1万5,000ドルに引上げることを目指している。高齢化が進む中、「豊かになる前に老いる」ことを回避するため、都会と農村の格差是正、人材教育、周辺国との連結性の推進など様々な施策を打つ必要がある。これらの重要課題に対しては、政党問わず継続して取り組まれると想定される。

なお、同国は、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）への新規加入に関心を有しているほか、2019年のASEAN議長国としてASEAN諸国の意見集約や調整を行う役割を担うなど重要な局面にある。同国政治の安定と政策の継続性が内外から期待されている。

第Ⅰ-3-4-20図　タイの対内直接投資（国別）の推移

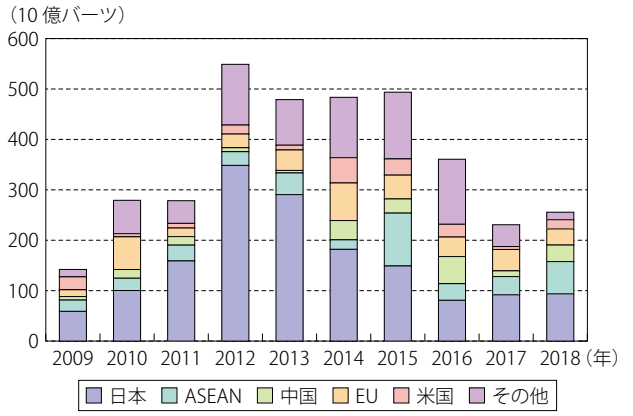

備考：複数国による投資は各国に重複して計上されている。
タイ投資委員会の投資恩恵認可ベースのため投資奨励の対象業種以外は計上されていない。
資料：タイ投資委員会から作成。

第Ⅰ-3-4-21図
東部経済回廊（EEC）への投資額と投資件数（分野別）

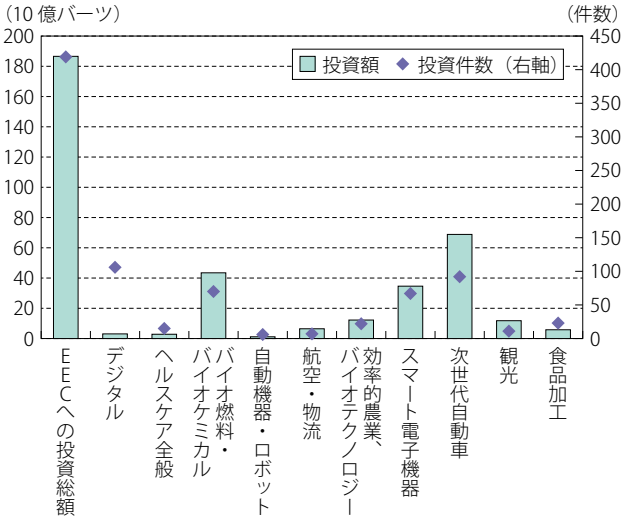

備考：タイ投資委員会の認可ベース。2018年ベース。なお、航空・物流については、第1四半期の公表値がないため、第2～第4四半期を足し上げたもの。
資料：タイ投資委員会、CEIC Databaseから作成。

125 チョンブリ、ラヨーン、チャチュンサオのバンコク東部3県。

コラム 2

政策立案者への貢献を拡大する東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）は、第３回東アジアサミット（EAS）の決議により、調査研究・政策提言を行う国際機関として、2008 年６月、インドネシア・ジャカルタに創設された。ERIA 理事会には、ASEAN 事務総長のほか、ASEAN10 か国及び６か国（日本、豪州、中国、インド、韓国、ニュージーランド）の代表が参加している。日本は、ERIA の構想から創設に主要な役割を果たしたほか、財政はじめ様々な側面からその活動を支えてきた。

創設以来、ERIA は、ASEAN 及び東アジアの公共財として、政策立案プロセスと強固な紐帯を維持しつつ、首脳会合や閣僚会合等において各国の利害から独立した国際機関として政策提言を行っている。ERIA の研究は、①経済統合の深化、②発展格差の縮小、③持続可能な成長を柱とし、ASEAN 及び東アジア地域の経済統合に資する政策に反映されてきた。例えば、ERIA による FTA 比較研究は、RCEP 交渉開始のモメンタム作りに貢献した。この他、経済統合に向け、FTA 網の拡大のみでは解決しきれない課題解決に貢献しうる以下のような分野での取組も活発に行っている。

▶エネルギー

EAS エネルギー協力タスクフォースの要請に従い、ERIA はエネルギー分野を重視してきている。2017 年の EAS エネルギー大臣会合において、ERIA の作成した「EAS 中期エネルギー政策調査研究ロードマップ」が採択された。このロードマップに基づき、EAS のエネルギー見通しや省エネルギーポテンシャル、分散型エネルギーシステムの適用、次世代バイオ燃料及び地熱エネルギーのポテンシャル分析など EAS 各国のニーズに応じたエネルギー調査研究と政策提言を強化している。また、同会合において報告された「東アジアにおける天然ガス（LNG）利用促進のための政策オプション調査」は、日本の提案に基づき ERIA が実施したものであり、日本の LNG 市場戦略にとっても有意義なものとなっている。

▶非関税措置（NTM）、貿易円滑化

ASEAN 域内における関税はそのほとんどが撤廃されたが、ASEAN における非関税措置（NTM）は増加し続けており、NTM の撤廃は、更なる ASEAN 経済統合に欠かせない重要な課題の一つとなっている。一方で、ASEAN における NTM に関するデータや分析は不足しており、各国の政策担当者や貿易交渉官が、NTM に関する十分な情報や分析に基づいた政策の立案や貿易交渉に臨むことができていなかった。そこで ERIA は、国連貿易開発会議（UNCTAD）と共同で、ASEAN 各国における「NTM データベース」の構築を行い公表するとともに、NTM に係る研究を行うことで、ASEAN の経済統合に向けた貢献を行っている。また、ASEAN 各国の貿易円滑化への対応状況を計測するために、「ASEAN シームレス貿易円滑化指標（ASTFI）」を策定し、貿易円滑化措置の実効性の担保にも貢献している。

▶ASEAN 各国や国際機関等とのパートナーシップの強化

ERIA は、ASEAN 及び東アジアの経済統合の推進と ASEAN 事務局及び議長国を支援する機関として、EAS 及び ASEAN 事務局からの要請を受けて、「ASEAN 連結性マスタープラン」の作成、「ASEAN 経済共同体ブループリント 2025」の作成支援等を行ってきた。これらの活動を通じて得られた知見と他機関とのネットワークが ERIA の研究基盤を確固たるものとし、ASEAN からの信頼に繋がっている。最近は、2017 年議長国のフィリピン政府と共同で、ASEAN50 周年を記念する ASEAN の公式出版物として「ASEAN@50（全５巻）」を出版した。2018 年には、2019 年議長国のタイ政府からの要請を受け、

「ASEAN Vision 2040」を策定した。研究成果のアウトリーチという観点では、経済協力開発機構（OECD）や国連などの国際機関との協力体制が重要な要素である。最近では、OECD と共に作成した「ASEAN 中小企業政策インデックス 2018」や UNCTAD と共同構築した「NTM データベース」が政策担当者の関心を集めている。また、2018 年には、日本政府からの要請に基づき、日尼国交 60 周年を記念研究として、国連開発計画（UNDP）と共同で「共通の未来：2 つの海洋民主国家の共同事業（プロジェクト 2045）」を実施した。

また、2016 年には政策デザイン局を立ち上げ、よりきめ細やかに、ASEAN 及び東アジア地域の政策立案者を支えている。

昨年、ERIA は創設 10 周年を迎えた。今後より一層、地域の政策立案者のニーズに合致し、更には時代を先取りした調査研究・政策提言を続けることが期待されている。

3. インド

（1）マクロ経済動向

① GVA[126]

実質 GVA 成長率（年度ベース[127]）は、2014 年 5 月のモディ政権発足後、高額紙幣廃止、物品・サービス税（GST）導入等の構造改革の断行により、一時的混乱、成長鈍化が見られたものの、総じて高水準で推移している。ただし、足下では、GVA の 5 割超を占めるサービス業、2 割弱を占める製造業双方で減速傾向にあり、2018 年に入り 3 期連続で鈍化している（第Ⅰ-3-4-22 図）。

第Ⅰ-3-4-22 図
インドの実質 GVA 成長率（産業項目別寄与度）の推移

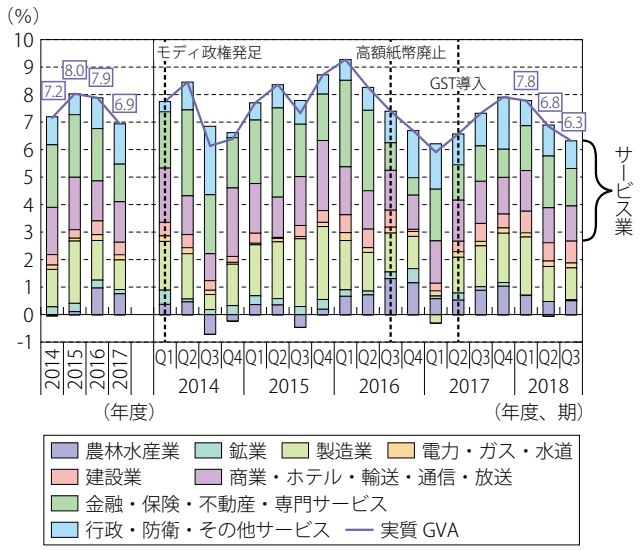

備考：年度は財政年度（4 月～3 月）による。例えば、2018 年 Q3 は 2018 年 10～12 月期を指す。
資料：インド中央統計局、CEIC Database から作成。

② 消費

購買意欲を反映する代表的な指標である自動車の国内販売台数の推移を見る。乗用車、自動二輪車共に、高額紙幣廃止や GST 導入といった一連の構造改革の影響を受けながらも総じて上昇傾向で推移していたが、足下では特に乗用車について横ばいまたは減少しており、民間消費の減速が想定できる（第Ⅰ-3-4-23 図）。

③ 生産

鉱工業生産指数（前年同月比）は、現政権下では、GST 導入直前で企業が在庫抑制に動いた 2017 年 6 月が例外的にマイナスに縮小したものの、総じて底堅く推移したと言える（第Ⅰ-3-4-24 図）。

なお、雇用創出等を目指した外資系製造業誘致キャンペーン「メイク・イン・インディア（インドでものづくりを）」では、2022 年までに製造業の GDP 比率を 15%から 25%に上げる目標[128]を立てているが、未だわずかな上昇に留まっており、今後の推移が注目される。

126 生産側から推計された実質総付加価値。純間接税に左右される GDP より、月次景気指標に近い動きをすると言われている。
127 インドの財政年度は、日本と同様、4 月から翌年 3 月である。
128 なお、名目 GVA 額に占める製造業の割合を見てみると、2014 年度は 16.3%、2018 年度は 16.6%とほぼ横ばいとなっている。

第Ⅰ-3-4-23 図
インドの自動車（乗用車・二輪車）国内販売台数の推移

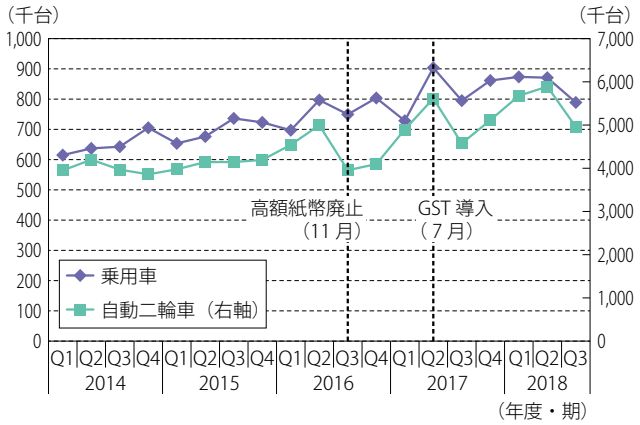

備考：年度は４月～翌年３月。国内販売台数。
資料：SIAM、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-4-24 図
インドの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移

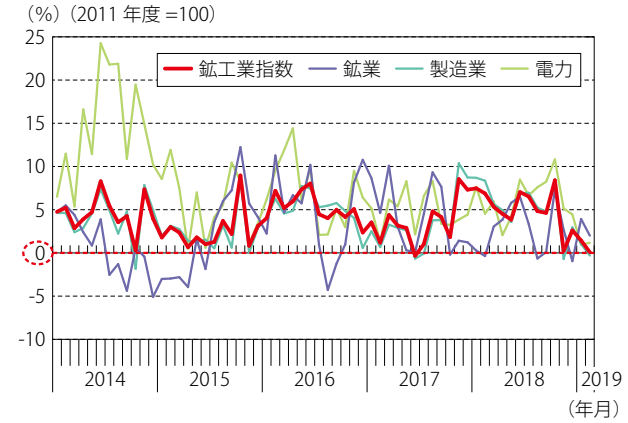

資料：インド中央統計局、CEIC Database から作成。

④ 投資

2017 年度の総固定資本形成（前年比）は 9.7％と、前年度の 4.7％から拡大した。総額の約 18％を占める製造業と、約 2.4％を占める金融サービスへの投資額が増加したことが主な要因である（第Ⅰ-3-4-25 図）。

なお、今後も堅調な投資を継続させるためには、銀行、特に国有銀行の不良債権処理に関する施策[129]の着実な進捗が必要であると指摘されている（第Ⅰ-3-4-26 図）。

⑤ 経常収支

経常収支は 2017 年度に入り貿易赤字の増加が主因で減少傾向にあり、それに伴い名目 GDP に占める経常赤字の比率も大きくなっている。一方、サービス収支、二次所得収支は底堅く推移している（第Ⅰ-3-4-27 図）。

第Ⅰ-3-4-25 図
インドの総固定資本形成（前年比・寄与度）の推移

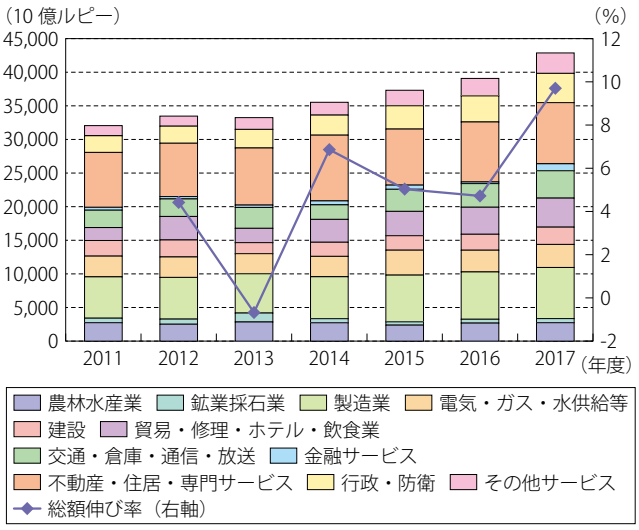

資料：インド中央統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-4-26 図
インドの銀行（国営・民間）債権額と不良債権比率

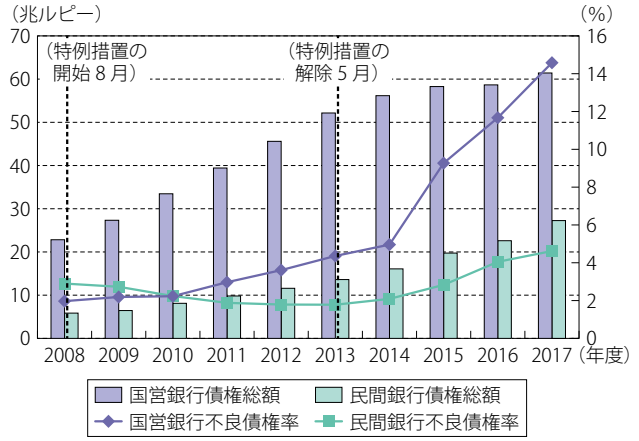

備考：財政年度は４月～３月。
資料：インド準備銀行、CEIC Database から作成。

⑥ 財政収支

財政収支対名目 GDP 比は年々改善しており、財政面での安定性向上が見られる。政府は財政赤字の削減を継続し、2020 年度に 3％に縮小することを目標に掲げている（第Ⅰ-3-4-28 図）。

⑦ 為替・政策金利・消費者物価指数

2018 年は国際金融の不透明性[130]が主因で一時ル

129 国営銀行の与信審査が厳格なものではなく、本来、不良債権と認識すべき融資案件が多かったが、2008 年８月のインド中央銀行の特例措置により、一定の条件のもとで正常債権として分類されることとなった。2013 年５月、この特例措置が解除され、債券分類基準が厳格化したことで、不良債権率が大きく上昇した。

第Ⅰ-3-4-27 図　インドの経常収支の推移

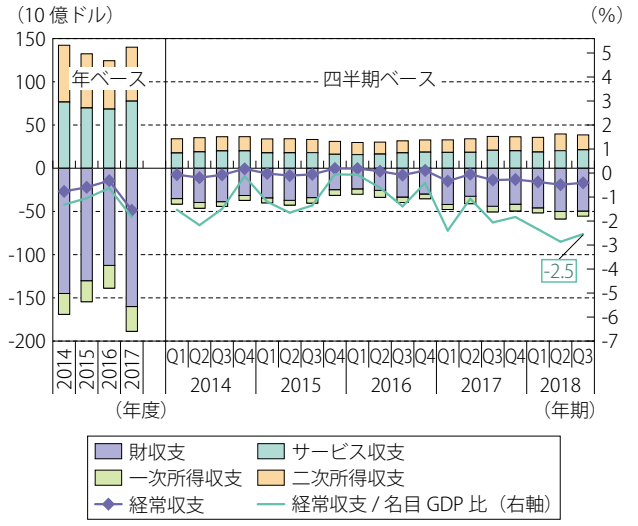

資料：インド中央銀行、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-4-28 図
インドの財政収支と対名目 GDP 比の推移

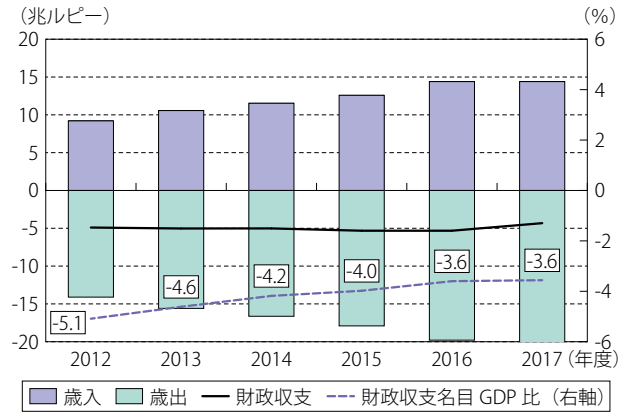

備考：年度は 4-3 月。
資料：インド財務省、中央統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-4-29 図　インドルピー相場（対ドル）の推移

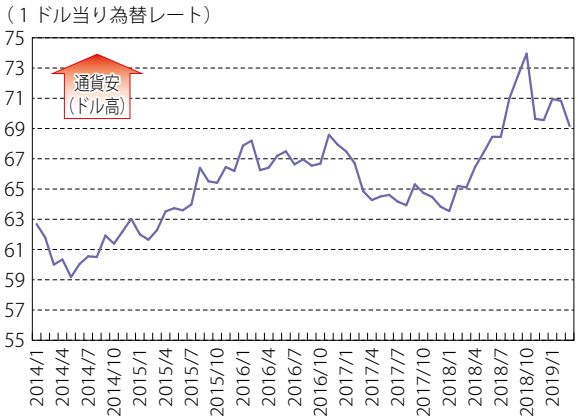

資料：Refinitiv から作成。

第Ⅰ-3-4-30 図
インドの消費者物価指数（前年同月比）と政策金利の推移

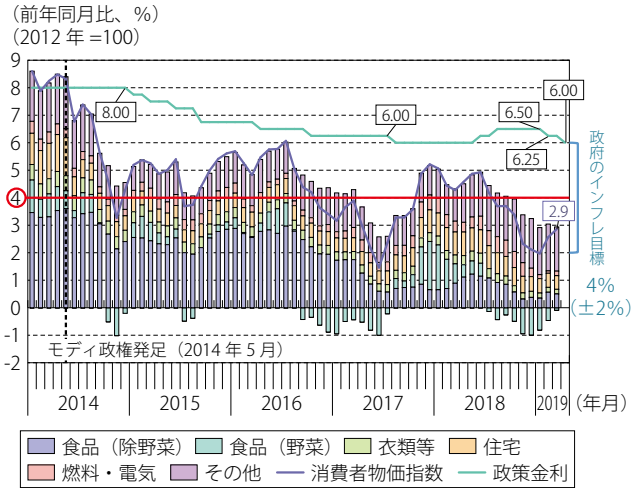

資料：インド中央統計局、インド準備銀行、CEIC Database から作成。

ピー安が進んだものの、足下では持ち直している。中央銀行は 2018 年 6 月、2014 年 1 月以来約 4 年半ぶりとなる利上げ（6.0%→ 6.25%）を、8 月に追加利上げ（6.25%→ 6.50%）を行った。なお、同国の消費者物価指数（CPI）上昇率は食料品価格に大きく左右され、前政権は高いインフレに悩まされてきたが、農作物の買取り価格の引上げ率を低く設定したほか、インフレターゲットを設定するなど現政権の施策が奏功し、中央銀行の目標範囲内（4 ± 2%）で推移した（第Ⅰ-3-4-29 図、第Ⅰ-3-4-30 図）。

⑧ 海外直接投資（対内直接投資）

2018 年[131] の海外直接投資額は 424 億ドルであり、前年の 436 億ドルから減少した。業種別では、サービス分野、貿易、自動車産業は増加したものの、コンピュータ分野（ソフト・ハード）、建設・インフラ分野が減少した。国別では、シンガポールが 38%と最大の割合を占めている（第Ⅰ-3-4-31 図、第Ⅰ-3-4-32 図）。

（2）懸念されるリスク要因

「開発、成長、雇用」を掲げて圧勝したモディ政権が発足して約 5 年間、GST 導入による税制簡素化、高額紙幣廃止によるブラックマネー対策、倒産法整備による事業再生・清算手続きの迅速化、外資規制緩和、

130 2018 年 8 月のいわゆる「トルコショック」を発端に、トルコと同様、慢性的に双子の赤字（経常赤字・財政赤字）国である新興国の通貨安が加速した。
131 暦年ベース。

第Ⅰ-3-4-31図
インドの対内直接投資（業種別）の推移

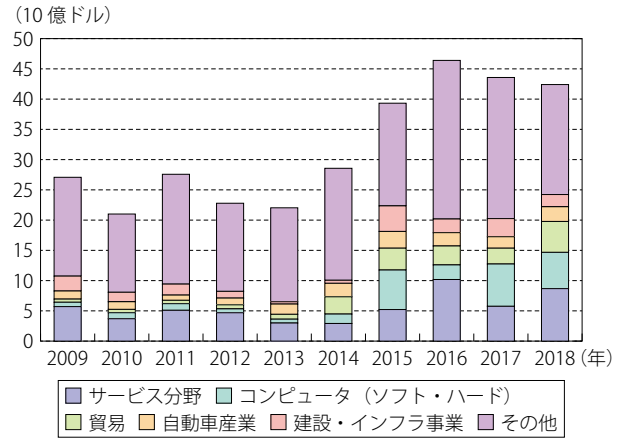

備考：暦年ベース。
資料：インド産業政策推進庁、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-4-32図
インドの対内直接投資（国別）の推移

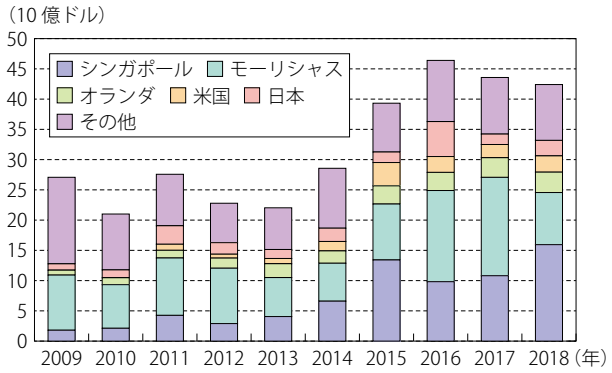

備考：暦年ベース。
資料：インド産業政策推進庁、CEIC Database から作成。

インフラ整備など、様々な構造改革が矢継ぎ早に実行された。その結果、国民からの高い支持率、世界ビジネス環境ランキングの上昇[132]などで示される通り、モディ政権の政策が国内外から高く評価されている。アジア開発銀行（ADB）は、2019年版「アジア経済見通し」の中で、アジア太平洋地域全体の成長率は米中の貿易摩擦等が影響し、2018年の5.9％から、2019年は5.7％、2020年は5.6％に下振れすると予想しているが、インドについては、政策金利の引下げや農民への所得支援などで内需が拡大し、2018年の7.0％から、2019年は7.2％、2020年は7.3％の高成長を予想している。

一方で、同国では、雇用創出の不十分さ、農村と都会の格差問題などが今後の大きな課題とされており、政府は2019年度の予算案において、所得減税や農家への所得支援策を盛り込んでいる。

2019年4～5月に下院総選挙が予定されており、選挙後の同国政策の継続性を国内外が注目している。

132 世界銀行から毎年公表されるビジネス環境ランキングで、インドは総合で2014年の142位から2018年の77位へ大きく浮上した（全190か国中）。なお、評価対象は10項目（起業・建設許可・電力事情・不動産登記・資金調達・少数株主保護・納税・貿易・契約執行・破綻処理）で構成されており、現政権下では、不動産登記以外の全項目で改善している。特に、電力事情、建設許可、貿易、破綻処理は著しく改善した（投資家保護、資金調達は、前政権から高い評価を得ている）。

第５節　中南米

1. 中南米地域の経済動向

中南米地域の実質 GDP 成長率は、2018 年は前年比 +1.0％と 2017 年の +1.3％からやや減速したが、緩やかな回復を続けている。世界経済の減速や政策の不確実性の高まりが、同地域の成長の勢いを弱めており、IMF[133] は 2019 年の GDP 成長率について +1.4％、2020 年は +2.4％と回復を見込んでいる（第 I-3-5-1 図、第 I-3-5-2 図、第 I-3-5-3 図、第 I-3-5-4 表）。

本節では、中南米地域の中で経済規模が大きいメキシコ、ブラジル及びアルゼンチンの三国について、最近の経済の動向について概観する。

第 I-3-5-1 図　中南米地域の実質 GDP 成長率の推移

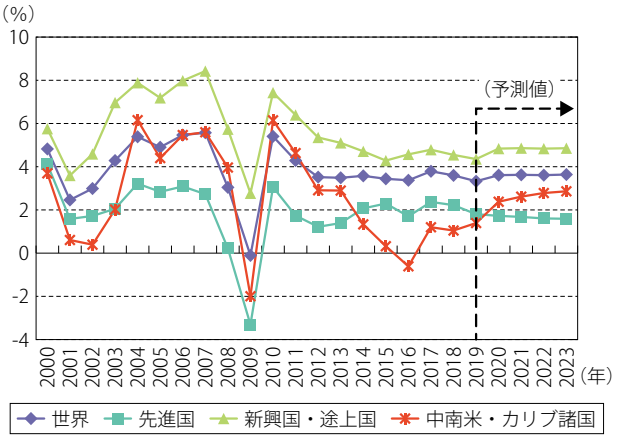

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第 I-3-5-2 図
中南米主要国の実質 GDP 成長率の推移①

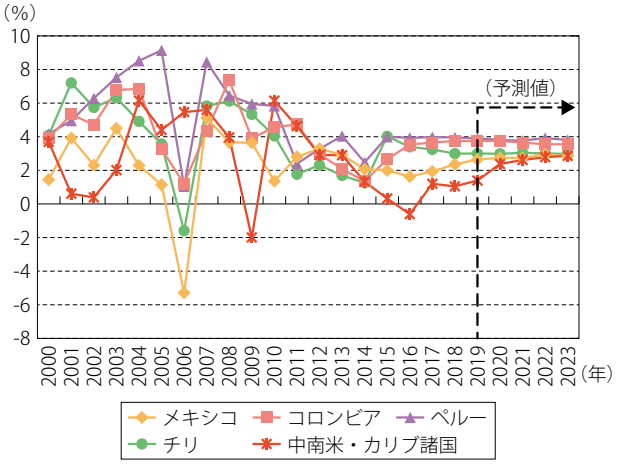

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第 I-3-5-3 図
中南米主要国の実質 GDP 成長率の推移②

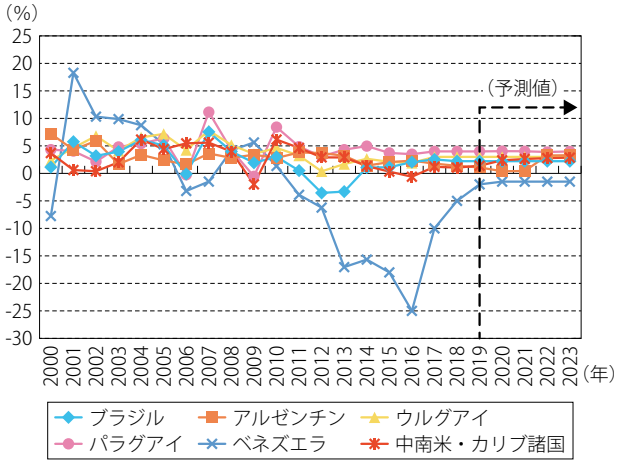

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

133 IMF World Economic Outlook（WEO）, April 2019

第Ⅰ-3-5-4 表　中南米主要国の主要経済指標一覧

	単位	太平洋同盟				メルコスール				〈参考〉
		チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ウルグアイ	ベネズエラ
名目 GDP（2018 年）	US10 億ドル	298	333	1,223	225	518	1,868	42	60	98
実質 GDP 成長率（2018 年）	%	4.0	2.7	2.0	4.0	-2.5	1.1	3.7	2.1	-18.0
一人当たり実質 GDP（2018 年）	US ドル	23,092	13,283	18,313	12,644	18,255	14,360	11,907	20,688	9,487
消費者物価上昇率（2018 年）	%	2.3	3.2	4.9	1.3	34.3	3.7	4.0	7.6	929,789.5
財政収支（2018 年：対 GDP 比）	%	-1.5	-2.2	-2.3	-2.1	-5.2	-6.8	-1.2	-2.7	-29.9
経常収支（2018 年：対 GDP 比）	%	-3.1	-3.8	-1.8	-1.5	-5.4	-0.8	0.5	-0.6	6.0
政府総債務残高（2018 年：対 GDP 比）	%	25.6	50.5	53.6	26.8	86.3	87.9	21.6	70.0	175.6
輸出依存度（2018 年：輸出総額の対 GDP 比）	%	25.3	12.6	36.9	21.0	11.9	12.8	21.7	12.4	2.7
輸出に占める対米依存度（2018 年）	%	14.0	25.4	76.4	16.6	6.8	12.0	1.4	6.0	7.3
輸出に占める対中依存度（2018 年）	%	32.5	9.7	1.6	27.6	6.8	26.8	0.3	20.0	1.6
失業率（各国最新年：対労働力人口比）	%	6.9	9.7	3.3	6.7	9.2	12.3	5.6	8.0	35.0
人口（各国最新年）	百万人	18.5	49.8	124.7	32.2	44.6	208.3	7.1	3.5	29.2

出所：IMF WEO, April 2019, 各国通関統計から作成。

2. メキシコの経済動向

（1）GDP 成長率

メキシコの実質 GDP 成長率は、2018 年は前年比 +2.0％と 2017 年の同 +2.1％からわずかに減速したが、5 年連続で 2％～3％台の緩やかな成長を維持している。燃料窃盗対策によるガソリン供給の混乱や教員組合の鉄道封鎖等により、一時的に景気が減速したが、安定的な雇用や所得環境が個人消費主導の成長を支えている。オブラドール新政権の政策運営の先行きの不透明性[134]が、民間投資を抑制させるリスクとなっている（第Ⅰ-3-5-5 図）。

IMF は、2019 年の GDP 成長率は +1.6％、2020 年は +1.9％と予測している。

（2）生産、消費

メキシコの鉱工業生産指数（総合）は横ばいで推移している。製造業は堅調であるが、鉱物採取は低下が続いている。消費については、小売売上高指数は 2017 年の落ち込みの後、2018 年に回復をみせていたが、足下で低下がみられる（第Ⅰ-3-5-6 図、第Ⅰ-3-5-7 図）。

第Ⅰ-3-5-5 図
メキシコの実質 GDP 成長率の推移（需要項目別寄与度）

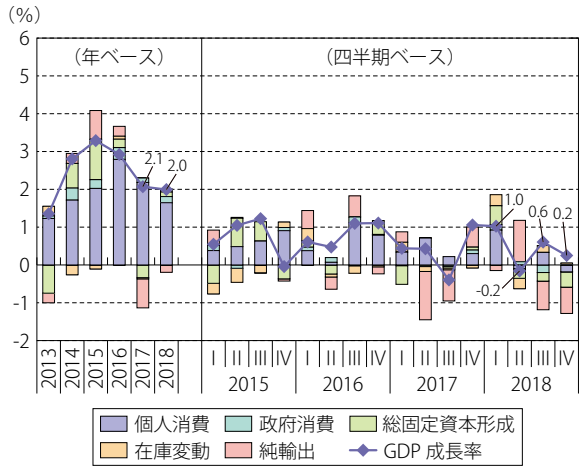

備考：四半期ベースは前期比、季節調整済み。
資料：メキシコ国立統計地理情報院、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-5-6 図　メキシコの鉱工業生産指数の推移

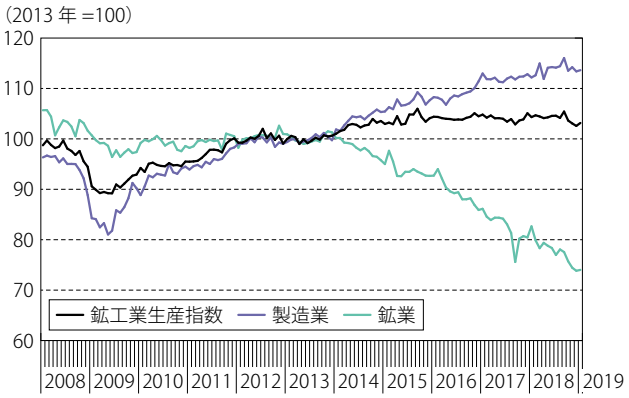

参考：鉱工業生産指数　2013 年 =100　季節調整済み
資料：メキシコ国立統計地理情報院、CEIC Database から作成。

134 前政権が進めてきたメキシコシティの新空港建設計画の中止やエネルギーや教育改革の後退等が指摘されている。

（3）物価、政策金利

メキシコの消費者物価指数は、2018年は国内のガソリン価格高騰等により、インフレ目標値（3%±1%）の上限を超えて推移したため、メキシコ中央銀行は2018年に計4回政策金利を引き上げたが、2019年に入り上昇のペースが鈍化したことから、2月7日の金融政策決定会合で、3会合ぶりに政策金利を年8.25%で据え置いた。米国の利上げ観測の後退や、国内景気の減速懸念が高まっていることを考慮した（第Ⅰ-3-5-8図）。

（4）貿易

2018年のメキシコの貿易収支は、輸出が約4,506億ドル（前年比+10.1%）[135]、輸入が約4,643億ドル（同+10.4%）と輸出入ともに増加し、貿易収支は約137億ドル（+同24.9%）の赤字だった（第Ⅰ-3-5-9図）。

（5）国際収支

メキシコの経常収支は、慢性的な赤字状態であるが、2018年は約250億ペソの赤字（対GDP比▲1.8%）と前年からわずかに悪化した。米国等への出稼ぎ労働者からの送金により、第二次所得収支の黒字が続いている。経常収支の赤字は主に直接投資と証券投資によりファイナンスされている（図Ⅰ-3-5-10図、第Ⅰ-3-5-11図、第Ⅰ-3-5-12図）。

第Ⅰ-3-5-7図　メキシコの小売売上高の伸び率の推移

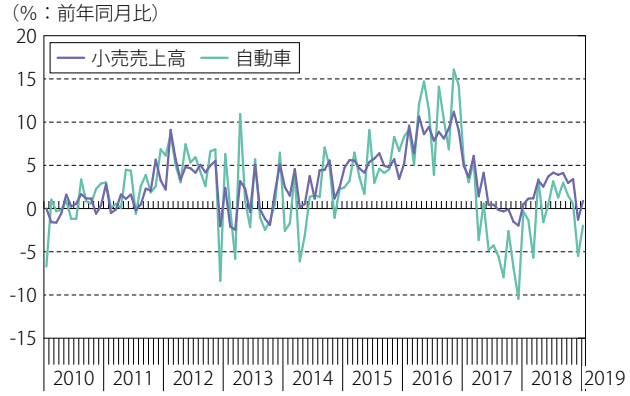

参考：小売売上高指数は、2008年=100　元数値　伸び率は前年同月比。
資料：メキシコ国立統計地理情報院、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-5-9図　メキシコの貿易収支の推移

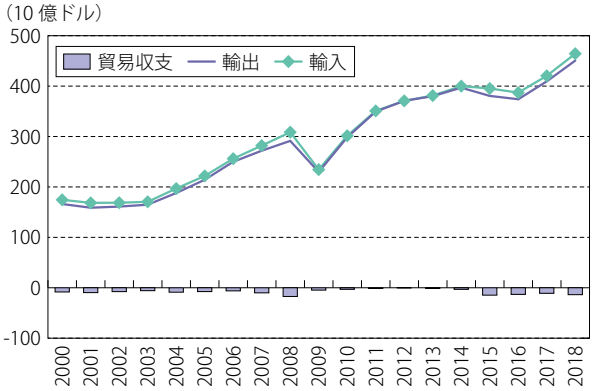

資料：メキシコ中央銀行、Global Trade Atlasから作成。

第Ⅰ-3-5-8図　メキシコの消費者物価の伸び率（前年同月比）と政策金利の推移

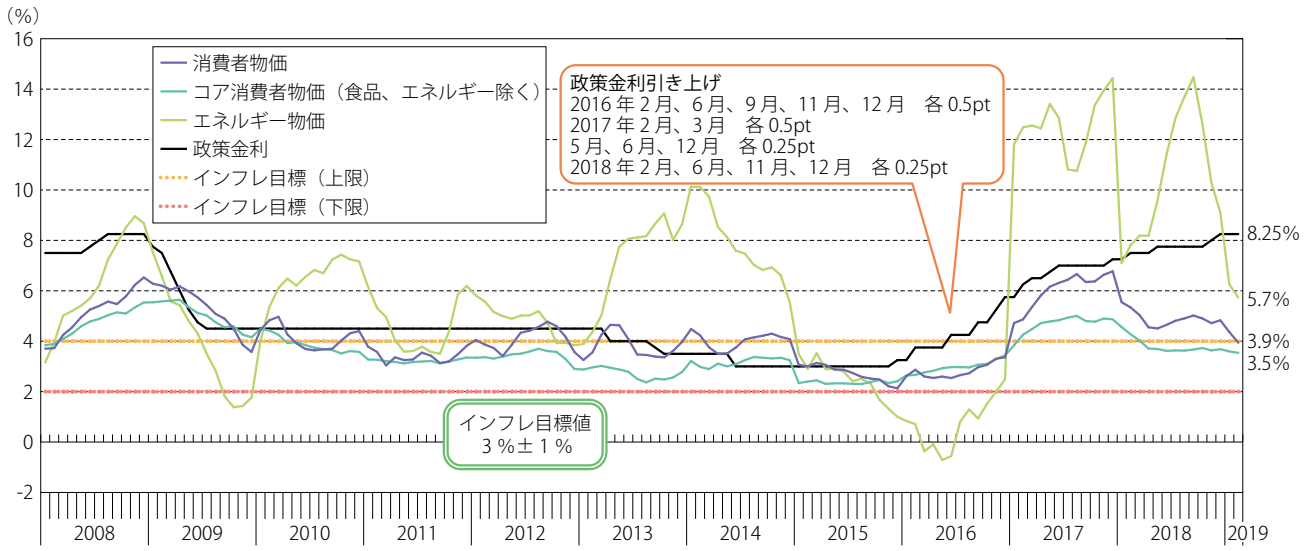

資料：メキシコ中央銀行、メキシコ国立統計地理情報院、CEIC Databaseから作成。

135 メキシコの主な輸出品は、自動車・同部品、電気機器、一般機械、鉱物性燃料（原油）、輸入品は、電気機器、一般機械、自動車・同部品、鉱物性燃料（ガソリン）となっている。中間財や資本財を海外から輸入し、国内で加工・組立を行い、最終財を海外に輸出するという貿易形態を取っている。

第Ⅰ-3-5-10 図
メキシコの経常収支と対 GDP 比の推移と予測

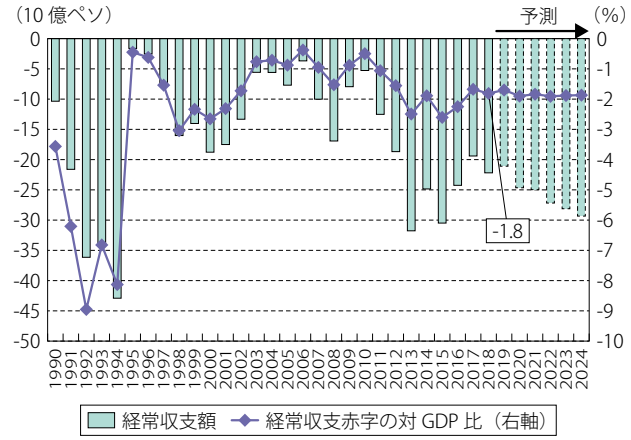

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第Ⅰ-3-5-11 図　メキシコの経常収支の推移

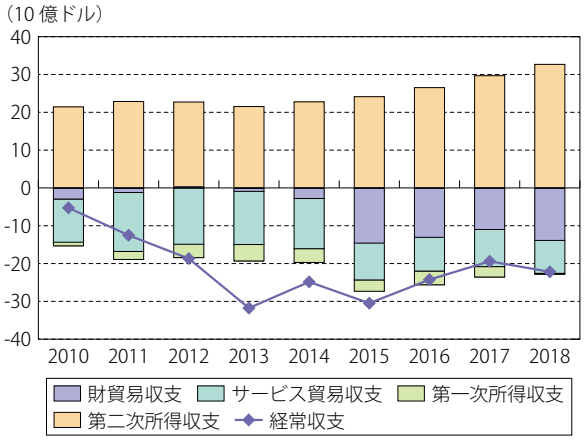

資料：メキシコ中央銀行、CEIC Database から作成

第Ⅰ-3-5-12 図　メキシコの金融収支の推移

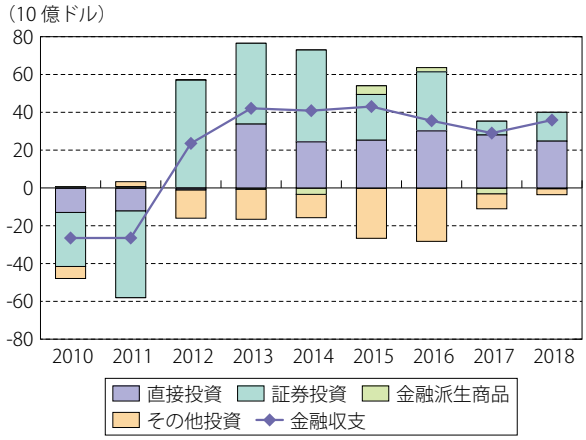

資料：メキシコ中央銀行、CEIC Database から作成

3. ブラジルの経済動向

（1）GDP 成長率

ブラジルの 2018 年の実質 GDP 成長率は前年比 +1.1％と 2017 年の +1.1％から横ばいとなり、2015 年、2016 年の 2 年連続のマイナス成長の後、緩やかな回復を維持している。失業率が依然として高い水準にあり、内需が勢いを欠いている。

2018 年 5 月に発生した燃料費引き上げに対するトラック運転手のストライキによる物流や生産活動への影響や大統領選挙を巡る政治の不透明性により回復のペースが抑制されたが、ボルソナーロ新政権の政策運営への期待を背景に、企業や消費者マインドの回復が期待される。

IMF は、2019 年の GDP 成長率を +2.1％、2020 年を +2.5％と予測している（第Ⅰ-3-5-13 図）。

第Ⅰ-3-5-13 図
ブラジルの実質 GDP 成長率の推移（需要項目別寄与度）

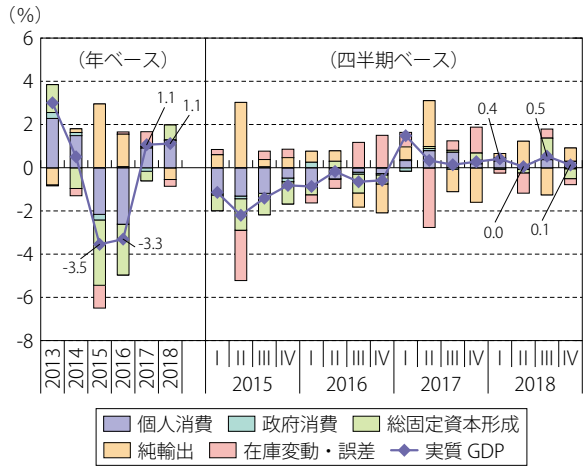

備考：四半期ベースは季節調整済。
資料：ブラジル地理統計院。

第Ⅰ-3-5-14 図　ブラジルの鉱工業生産指数の推移

参考：鉱工業生産指数　2012 年 =100、季節調整済。
資料：ブラジル地理統計院、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-5-15 図
ブラジルの小売り売上高伸び率の推移

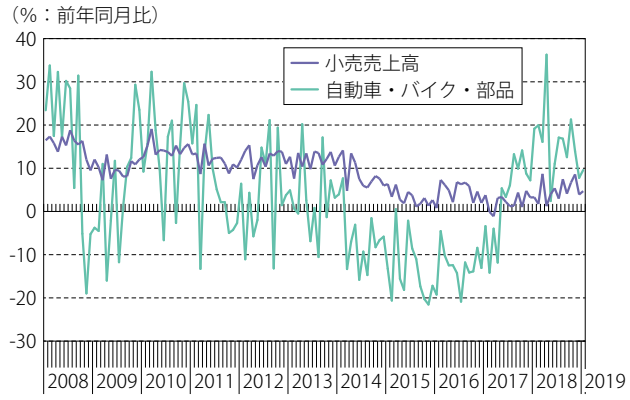

参考：小売売上高指数は 2014 年 =100　元数値、伸び率は前年同月比
資料：ブラジル地理統計院、CEIC Database から作成。

（2）生産、消費

鉱工業生産指数は 2016 年後半以降回復基調にあったが、2018 年 5 月のトラック運転手のストライキによる物流への影響を受け、一時的に大きく落ち込んだ。足下では回復がみられるが、十分な水準には達していない。小売売上高指数の伸び率は長期に渡り横ばいで推移している。自動車・バイクについては 2017 年以降、好転がみられるが変動が激しい（第Ⅰ-3-5-14 図、第Ⅰ-3-5-15 図）。

（3）物価、政策金利

ブラジルの消費者物価指数（IPCA）は、2018 年前半はインフレ目標値（4.25％± 1.5％）の下限を下回り推移していたが、6 月以降はレアル安による輸入物価の昇や燃料価格の高騰により 4％を上回った。その後は原油価格の下落に伴い、2019 年 2 月には前年同月比 3.9％と目標値内で推移している。

ブラジル中央銀行は、インフレ率の低下を背景に 2016 年 10 月から 12 会合連続で政策金利の引き下げを行い、2018 年 3 月以降、過去最低水準の年 6.5％に据え置いている（第Ⅰ-3-5-16 図）。

（4）雇用、所得

ブラジルの失業率は、依然として高い状態にあり、2019 年 1 月末時点で 12％と雇用状況の悪化が続いている。失業率の上昇に加え、インフレによる実質所得の減少や債務負担の増大から家計の購買力が低下していたが、実質所得は 16 年 12 月以降、緩やかに伸びている（第Ⅰ-3-5-17 図）。

第Ⅰ-3-5-16 図　ブラジルの消費者物価の伸び率（前年同月比）と政策金利の推移

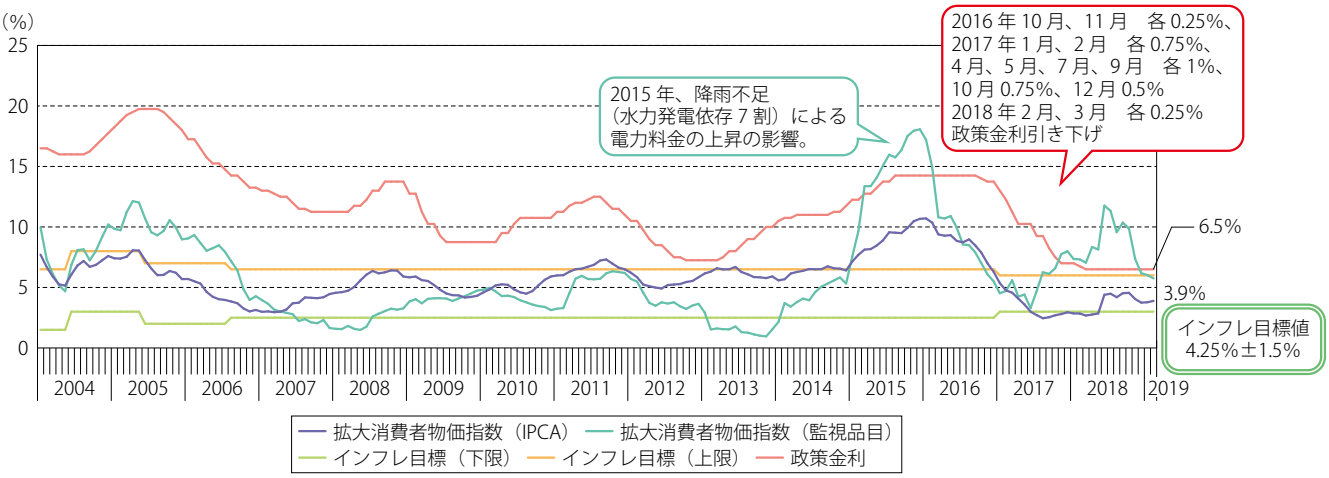

備考：＊ IPCA は前年同月比
　　＊拡大消費物価指数（IPCA）：ブラジル政府の公式インフレ指数。最低給与の 40 倍までの所得を持つ家族を対象。
　　＊＊監視品目：ガソリン価格や電気・通信料金、公共交通機関運賃等が政府による監視の対象となっている。
資料：ブラジル中央銀行、ブラジル地理統計院、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-5-17図
ブラジルの失業率と平均実質賃金の伸び率の推移

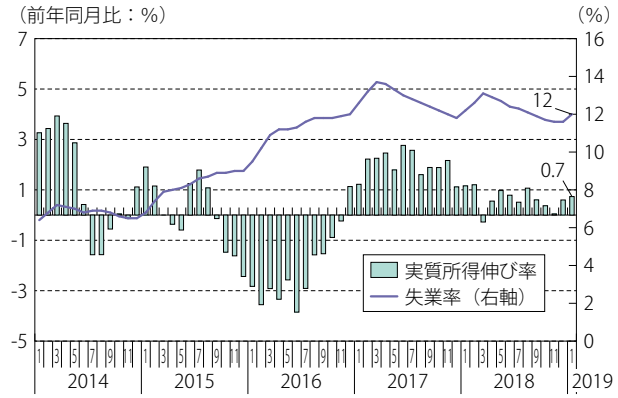

資料：ブラジル地理統計院、CEIC Database から作成。

(5) 貿易[136]

2018年のブラジルの貿易は、輸出が約2,399億ドル（前年比+10.2%）、輸入が約1,812億ドル（同+20.2%）、貿易収支の黒字は約587億（同▲12.4%）ドルで4年連続の黒字となった（第Ⅰ-3-5-18図）。

ブラジルにとって、中国が第一位の輸出相手国（2018年の輸出総額の26.8%）[137]であり、2018年の中国向け輸出額は約642億ドル（前年比+34.6%）だった。主要な輸出品目は、大豆、原油、鉄鉱石となっている。中国が米国産の大豆輸入に関税を課したことから、代わりにブラジルからの中国向け大豆輸出が増加したと言われている（第Ⅰ-3-5-19図、第Ⅰ-3-5-20図、第Ⅰ-3-5-21図）。

第Ⅰ-3-5-18図　ブラジルの貿易収支の推移

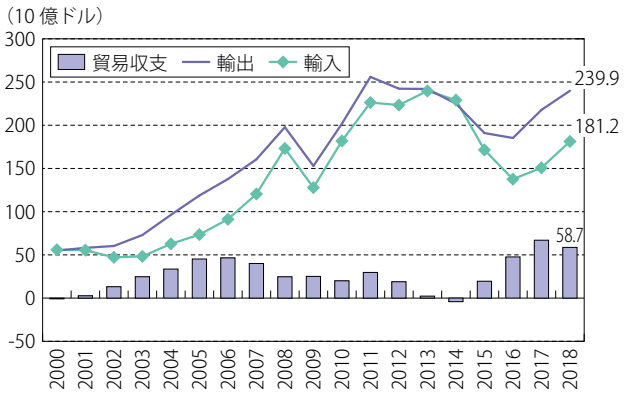

資料：ブラジル中央銀行、Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-3-5-20図
ブラジルの中国向け輸出額の伸び率の推移
（品目別寄与度）

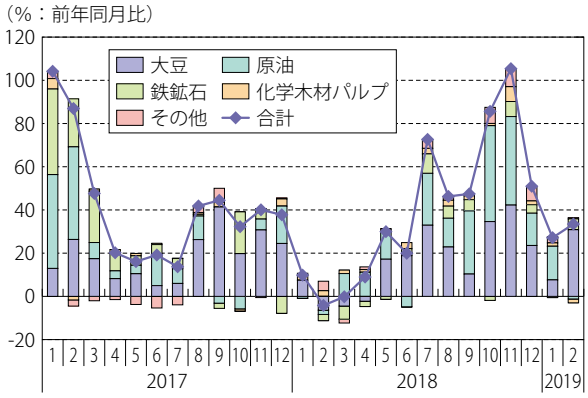

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅰ-3-5-19表　ブラジルの中国向け主要輸出品目（上位10位）

（百万ドル、%）

	2016年	2017年			2018年		
			前年比	割合		前年比	割合
大豆	14,386	20,310	41.2	42.8	27,343	34.6	42.6
原油	3,908	7,351	88.1	15.5	14,334	95.0	22.3
鉄鉱石	7,315	10,393	42.1	21.9	10,929	5.2	17.0
化学木材パルプ	1,809	2,147	18.7	4.5	3,216	49.8	5.0
牛肉	703	929	32.1	2.0	1,487	60.1	2.3
フェロアロイ	475	564	18.7	1.2	913	61.9	1.4
くず肉	859	761	-11.4	1.6	800	5.1	1.2
化学木材パルプ（溶解したもの）	354	421	18.9	0.9	322	-23.5	0.5
牛皮	389	398	2.3	0.8	277	-30.4	0.4
航空機	344	403	17.2	0.8	87	-78.4	0.1
合計	35,133	47,488	35.2	100.0	64,206	35.2	100.0

備考：HS4桁分類による
資料：Global Trade Atlas から作成。

136 ブラジルは、大豆、砂糖、コーヒー、食肉等の農産品や鉄鉱石、鉱物性燃料等の鉱物資源等の一次産品が主要な輸出品目で、全輸出額の5割弱を占める一方で、航空機、自動車・同部品等の工業製品も4割弱を占め、工業生産に必要な原材料・中間材、資本財を輸入している。また、原油の産出・輸出国でありながら、ガソリン等の石油製品や原油も輸入している。
137 第2位が米国で12.0%

第Ⅰ-3-5-21 図
ブラジルの中国向け大豆輸出量の推移

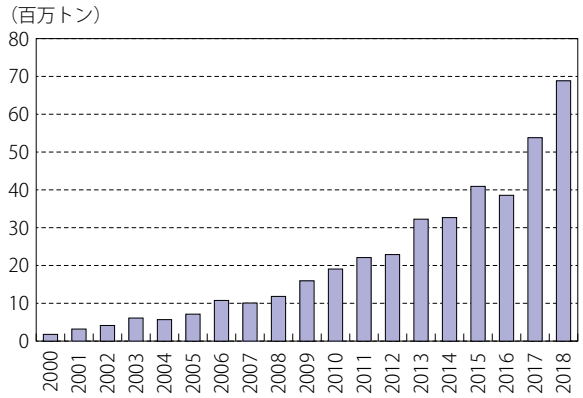

資料：Global Trade Atlas から作成。

（6）国際収支

ブラジルの経常収支は 2008 年以降赤字が続いている。金融、通信、小売等の業種で外国企業のプレゼンスが大きいことから、第一次所得収支は流出超で恒常的に赤字となっている。2018 年の経常赤字は約 145 億レアル（対名目 GDP 比▲ 0.8%）と前年から悪化している。経常収支の赤字は、主に直接投資によりファイナンスされている（第Ⅰ-3-5-22 図、第Ⅰ-3-5-23 図、第Ⅰ-3-5-24 図）。

第Ⅰ-3-5-22 図
ブラジルの経常収支と対 GDP 比の推移と予測

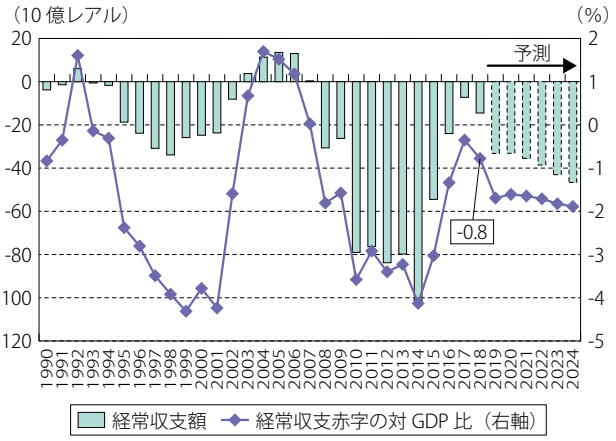

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第Ⅰ-3-5-23 図　ブラジルの経常収支の推移

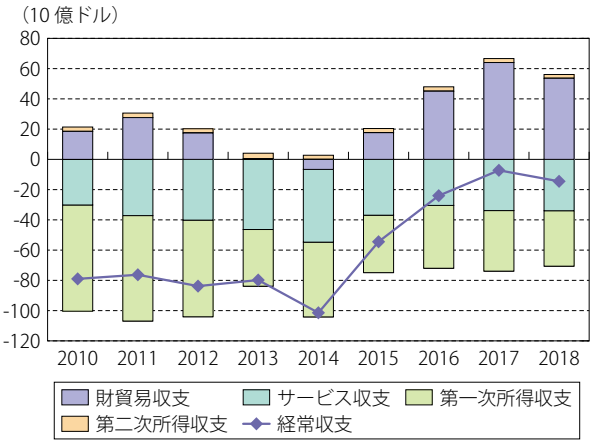

資料：ブラジル中央銀行、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-5-24 図　ブラジルの金融収支の推移

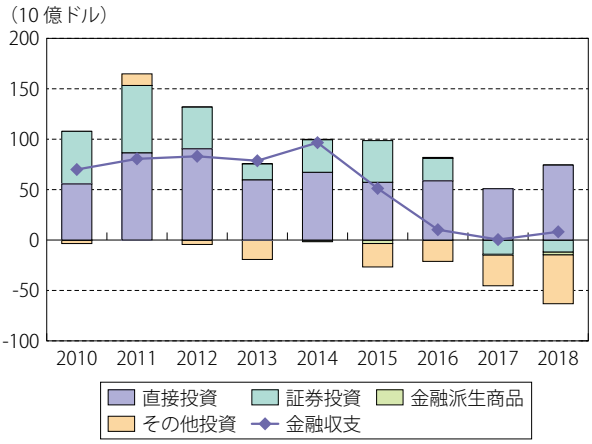

資料：ブラジル中央銀行、CEIC Database から作成。

4. アルゼンチンの経済動向

(1) GDP 成長率

2018年のアルゼンチンの実質GDP成長率は▲2.5%と前年の+2.7%からマイナス成長に転じた。干ばつによる農業生産の落ち込みや輸出の低迷、通貨下落と高インフレが経済成長に打撃を与えた。現マクリ政権は、アルゼンチン経済の信認回復のため、財政[138]・金融政策の引締めにより、物価や為替の安定を優先させる必要があることから、当面景気の低迷は続くものとみられる。2019年10月には大統領選挙が予定されており、現政権の改革路線に対する国民の反発は強く、マクリ大統領再選の可能性は不透明であり、厳しい政策運営を迫られている。

IMFは、2019年のGDP成長率については▲1.2%と2年連続マイナス成長と予測しており、2020年は+2.2%とプラス成長に転じるとしている（第Ⅰ-3-5-25図）。

第Ⅰ-3-5-25図
アルゼンチンの実質GDP成長率の推移
（需要項目別寄与度）

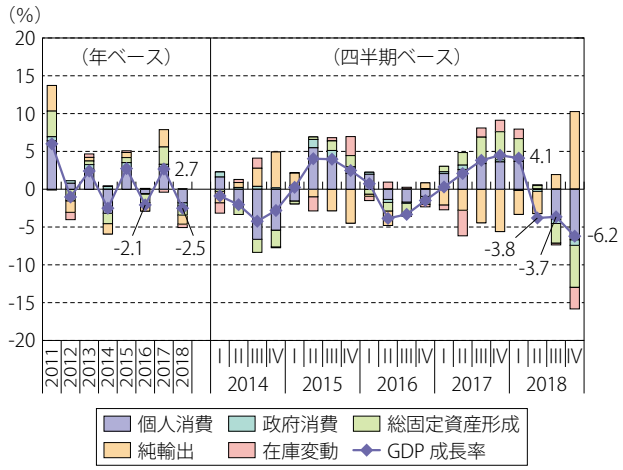

備考：前年比、前年同期比。
資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

(2) 生産

鉱工業生産指数は2017年後半より低下傾向にあったが、2018年12月を底にやや回復を見せている（第Ⅰ-5-3-26図）。

第Ⅰ-3-5-26図
アルゼンチンの鉱工業生産指数の推移

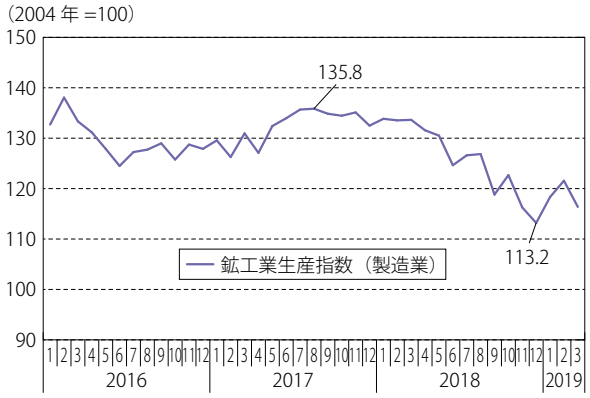

備考：鉱工業生産指数（製造業）2004年=100、季節調整済み。
資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

(3) 物価、政策金利、為替

2018年4月に米国10年国債の金利が3%を超えて以降、通貨ペソの下落が急速に進行したため、アルゼンチン中央銀行は、通貨防衛のため政策金利を4月27日3%、5月3日3%に続き、5月4日に6.75%引き上げ、8日間で累計12.75%、年40%とする緊急の政策金利引き上げを実施した。しかしながら、5月10日にペソは過去最安値（当時）をつけ、外貨準備高も急減したため、アルゼンチン政府はIMFに支援を要請、6月20日500億ドルの融資枠設定で合意した。

IMFの支援合意を受け、ペソの下落は一時的に沈静化したが、8月に発生したトルコ・ショックの影響を受けて再び下落を開始、9月26日にIMFとの追加融資合意をするもペソの下落は止まらず、9月28日に最安値を更新した（第Ⅰ-3-5-27図）。

9月末、アルゼンチン中央銀行は、①マネタリーベース管理を通じたインフレ抑制、②為替バンド制導入による為替管理、③資金需要に応じ政策金利を日々変動させる等の新たな金融政策を発表し、現在ペソは小康状態を保っている。

アルゼンチンのインフレ率は、2019年2月で前年比51.3%と非常に高い水準で推移している（第Ⅰ-3-5-28図）。

138 IMFとの関係では、アルゼンチンは市場の信頼回復のために、2020年までに基礎的財政収支の黒字化を達成する必要があり、2019年には同収支の均衡を達成するよう、大規模な構造調整を求められている。

第Ⅰ-3-5-27 図　アルゼンチンの政策金利と為替レートの推移（2018 年 1 月以降）

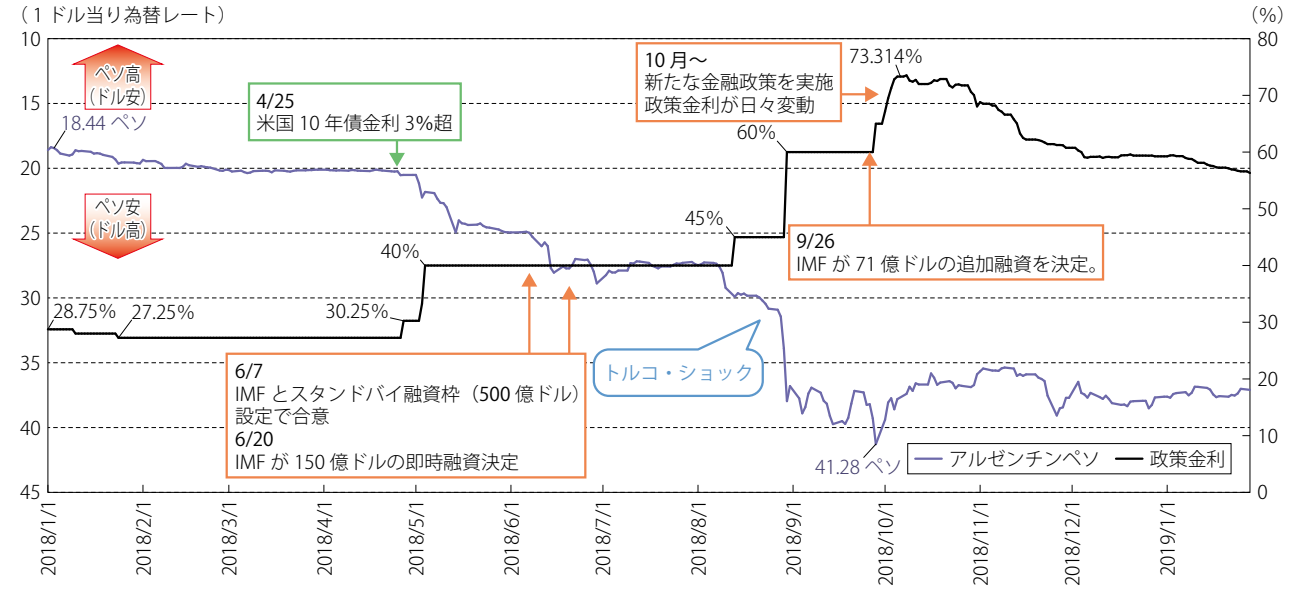

資料：アルゼンチン中央銀行、Refinitiv から作成。

第Ⅰ-3-5-28 図
アルゼンチンの消費者物価伸び率の推移

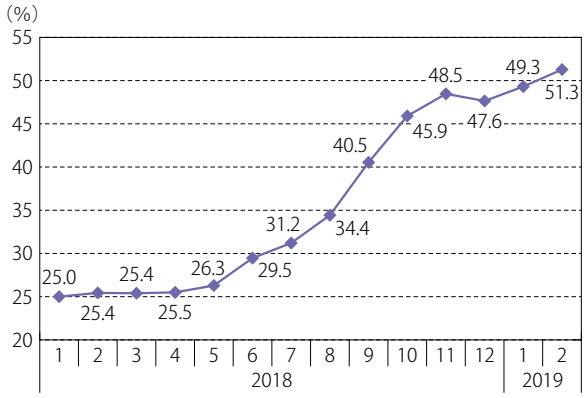

資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

（4）雇用

アルゼンチンの失業率は、18 年末時点で 9.1%と雇用状況の悪化が続いている（第Ⅰ-3-5-29 図）。

第Ⅰ-3-5-29 図　アルゼンチンの失業率の推移

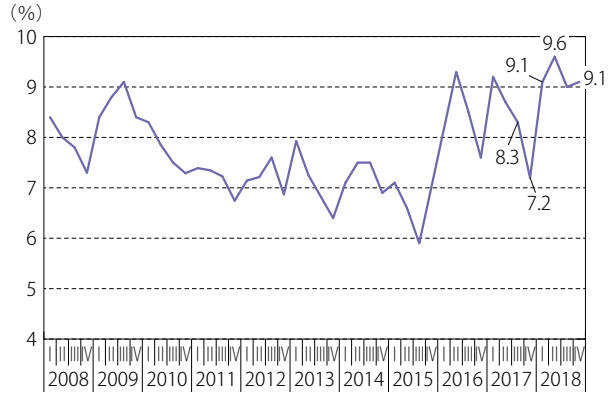

資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

（5）貿易

2018 年のアルゼンチンの貿易は、輸出が約 654 億ドル（前年比 +5.1%）、輸入が約 616 億ドル（同▲2.2%）、貿易収支の赤字が約 38 億ドル（前年比▲54.0%）となっている（第Ⅰ-3-5-30 図）。

第Ⅰ-3-5-30 図
アルゼンチンの貿易収支の推移（年ベース）

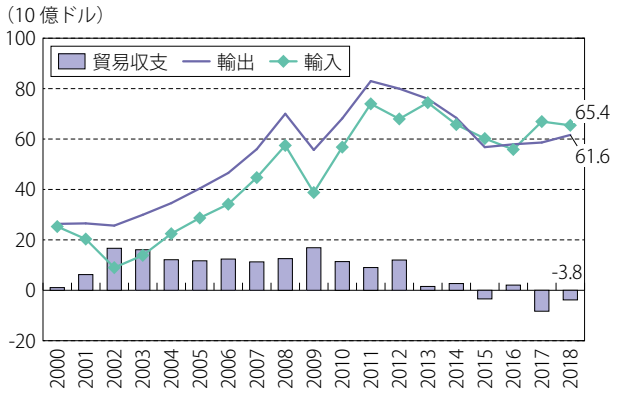

資料：国家統計センサス局、Global Trade Atlas から作成。

しかし、月次データを見ると、ペソ安の恩恵や農作物の豊作で 2018 年 9 月以降、収支が黒字に転じており、2019 年には改善が見込まれている（第Ⅰ-3-5-31 図）。

第Ⅰ-3-5-31図
アルゼンチンの貿易収支の推移（月ベース）

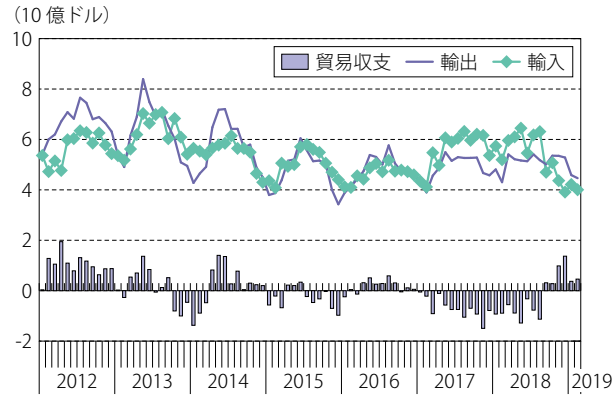

資料：国家統計センサス局、Global Trade Atlas から作成。

（6）国際収支

アルゼンチンの経常収支は2010年以降赤字が続いている。2018年は約277億ペソの赤字（対GDP比▲5.4％）と、大幅に増加した前年に比べて赤字額は減少したものの、依然として高い水準が続いている。第二次所得収支以外、全ての項目で大幅な赤字となっている。

経常収支の赤字については、2016年と2017年は主に証券投資と直接投資によりファイナンスされていたが、2018年については証券投資が大きく減少し、その他投資[139]が増加した（第Ⅰ-3-5-32図、第Ⅰ-3-5-33図、第Ⅰ-3-5-34図）。

第Ⅰ-3-5-32図
アルゼンチンの経常収支と対GDP比の推移と予測

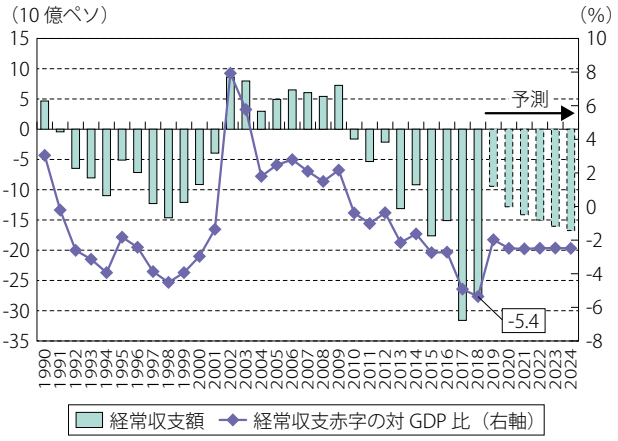

資料：IMF WEO, April 2019 から作成。

第Ⅰ-3-5-33図　アルゼンチンの経常収支の推移

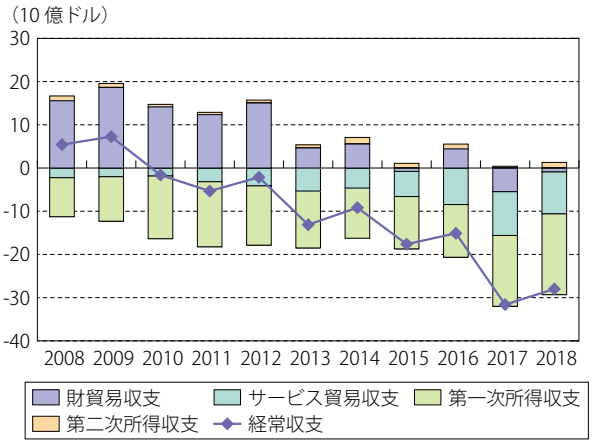

資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-5-34図　アルゼンチンの金融収支の推移

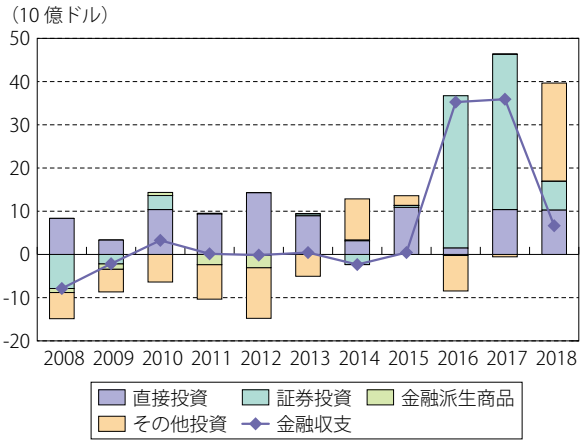

資料：国家統計センサス局、CEIC Database から作成。

139 その他投資は、直接投資、証券投資、金融派生商品、外貨準備のいずれにも該当しない金融取引。具体的には、持分、現・預金、貸付／借入、保険・年金準備金、貿易信用・前払、その他資産／その他負債及び特別引出権（SDR）〈負債のみ〉等。

（7）財政収支

アルゼンチンの基礎的財政収支は、2018年は約3,158億ペソの赤字（対名目GDP比▲2.2%）だった。アルゼンチンは市場の信認回復のため、2020年までに基礎的財政収支の黒字化を達成する必要があり、2019年には同収支の均衡を達成するよう、大規模な構造調整を求められている（第Ⅰ-3-5-35図）。

第Ⅰ-3-5-35図
アルゼンチンの基礎的財政収支の推移

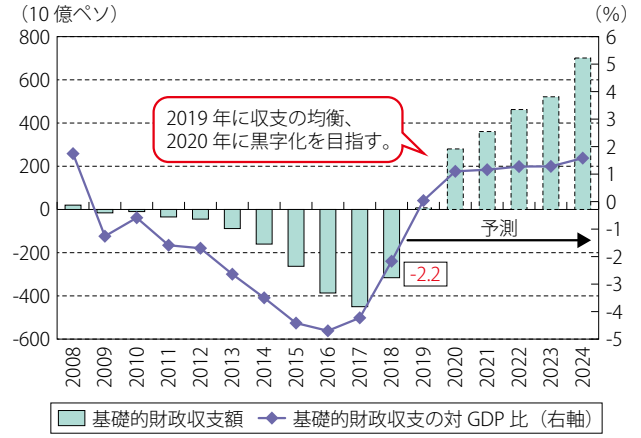

資料：IMF WEO, April 2019から作成。

コラム 3　米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）について

米国・メキシコ・カナダ協定の署名と内容

2018年11月30日、米国、メキシコ、カナダの3か国首脳は、アルゼンチンのブエノスアイレス[140]において「米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA：United States-Mexico-Canada Agreement)）」に署名[141]した。本協定の発効には、3か国の議会手続きを経て批准される必要があり、各国が国内手続完了の旨を他の締約国に文書で通知し、最後に行われた通知の日を起算点に3か月目の1日に協定が発効する[142]。

新協定は、自動車の原産地規則の厳格化、カナダ乳製品市場の一部開放、為替条項の新設（主要な通商協定として初めて為替に関する章を導入)、非市場経済国とのFTA交渉開始前の通知や署名前のレビュー機会提供等、米国が主張していた論点のいくつかが盛り込まれる内容となった。他方で、米国は5年ごとの協定見直しを義務づける「サンセット条項」の導入や、NAFTAに規定されている貿易救済措置における紛争解決規定の除去を求めていたが、前者についてはUSMCAの期限を16年とし、協定発効6年目に各国の延長の意思を確認し、合意されれば更に自動的に期限が延長される旨規定され、後者についてはUSMCAにおいても維持されたため、米国の提案がすべて盛り込まれたわけではない。

再交渉中から特に注目を集めていた自動車関連の域内関税撤廃の条件としては、①完成車の域内原産地比率の62.5%から75%へ引き上げ、②コア部品（エンジン、トランスミッション、電池等）の域内原産地比率を75%に、③時給16ドル以上の労働者による生産割合[143]を乗用車40%、トラック45%に、④鉄鋼・アルミの域内調達率70%を義務化とした。

また、米国向け自動車輸入について、米国がメキシコとカナダの各々とサイドレターを交換。米国はカナダ及びメキシコに対し、年間各260万台の乗用車（トラックは含まない）に対し通商拡大法第232条による追加関税を課さないとした他、米国向け自動車部品の輸入についても、カナダに対し年間324億ドル、メキシコに対し年間1,080億ドルについては通商拡大法第232条による追加関税を課さないと

140 20カ国・地域首脳会議の開催期間中
141 2018年8月27日に米墨間で暫定合意、9月30日に米加間が合意。
142 2020年1月1日を想定
143 労働付加価値割合（LVC：Labor Value Content）

し、今後、生産台数・能力、貿易上の変化に応じ、数量枠の変更等、当事国で議論が可能とした。

メキシコ進出日系企業の動向

メキシコへの日系進出企業数は2017年1,182社（前年比＋6.4%）と前年から71社増加した[144]。業種別では自動車や同部品の製造業が最も多く、商社等の卸売業が続く。現地生産を行う日系完成車メーカーの他にも欧米系メーカーにも部品供給を行う等、メキシコをアメリカ大陸における自動車・同部品の製造拠点と位置付けている[145]。

日本貿易振興機構（JETRO）の中南米に進出している日系企業へのアンケート調査[146]によると、NAFTA再交渉のメキシコ進出日系企業への影響については、調査の時点[147]で協定の内容が確定していなかったため、「分からない」との回答割合が最も高かった（44.4%）が、「プラスの影響」3.7%、「マイナスの影響」19.4%と、ややマイナスの影響とみる向きが多かった。

また、マイナスの影響として懸念される項目としては、「賃金条項への対応」（42.5%）や「品目別原産地規則（PSR）の見直し」（33.8%）、「鉄鋼・アルミの域内調達比率達成義務」（26.0%）等、厳格化される自動車及び同部品関連のPSR等に集中した。また、米国の通商拡大法232条が発動された場合の自動車・同部品への影響については、「分からない」が最も多かった（38.4%）（コラム第3-1図）。

また、NAFTA再交渉結果への対応策としては、「何も変更しない」（42.3%）や「分からない」（36.0%）が大半を占め、具体的な対応はこれからという企業が多かった（コラム第3-2図）。

コラム第3-1図　NAFTA再交渉の影響

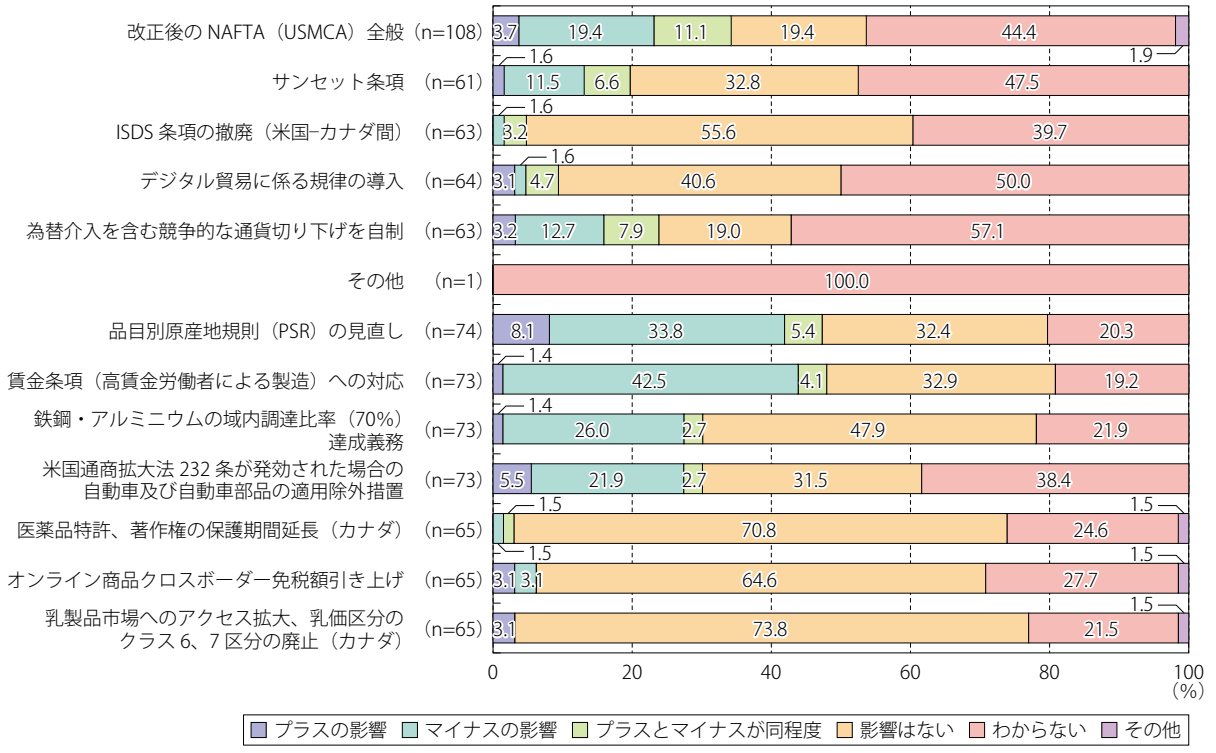

資料：JETRO　2018年度 中南米進出日系企業実態調査

144 平成30年「海外在留邦人数調査統計」（外務省）
145「メキシコ進出企業実態調査」（帝国データバンク）2018年7月
146 2018年度「中南米進出日系企業実態調査」日本貿易振興機構（JETRO）2019年2月
147 調査期間：2018年11月1日～30日

コラム第 3-2 図　NAFTA 再交渉の対応策

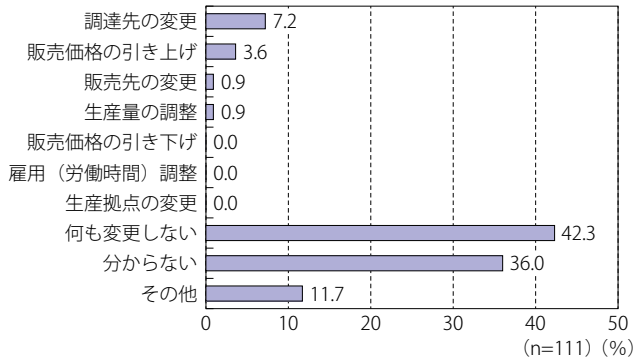

資料：JETRO　2018 年度 中南米進出日系企業実態調査

コラム 4　メキシコ、ブラジルの政権交代について

中南米地域では、2017 年以降、各国で大統領選挙[148] が相次いで実施され、2018 年から 2019 年にかけて、多くの新政権が誕生した。既存の政治体制への反発から大衆迎合的な政党の支持率上昇といった世界的な潮流が中南米地域においてもみられた。

このような中、メキシコでは 2018 年 12 月に左派のアンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール大統領、ブラジルでは 2019 年 1 月に右派のジャイル・メシアス・ボルソナーロ大統領による新政権が発足した。政治的にはメキシコとブラジルはそれぞれ左派と右派と対極にあるが、ポピュリスト（大衆迎合主義）やナショナリスト（国粋主義）とも目され、汚職や治安問題の悪化により既存の政治体制に不満を抱く国民からの支持を獲得したと言われている。

メキシコとブラジルは、二国で中南米地域の約 6 割の経済規模を占め、貿易や投資等、域内外の経済に与える影響力も大きいことから、政権担当経験のない政党に属する新たな大統領による今後の政策運営の方向に注目が集まっている。

メキシコのロペス・オブラドール大統領は、汚職撲滅、格差是正、治安改善等の施策を進め、エネルギー市場への民間参入等、前政権の実施した構造改革の見直す方針を示している。対外的には自由貿易を尊重し、貿易・投資の多角化を推進。民族自決、内政不干渉等の憲法諸原則に基づく外交を主張する一方で、国内政策が最優先と位置付けている。行政府の人件費削減や政府調達の効率化による経常的収支の削減により、テワンペック地峡開発やマヤ観光鉄道計画を含む政府の重視するプログラムの財源とすると発表している。

ブラジルのボルソナーロ大統領は、市場機能や財政規律を重視し、小さな政府を目指す。年金改革、税制改革、国営企業民営化を経済政策の三本柱とし、前政権が進めてきた構造改革路線を継承する。構造改革を担当する経済大臣に元投資銀行家のゲデス氏を登用。対外政策については、国益重視で左派国家を警戒。通商交渉ではメルコスールの枠組みの見直しを示唆し、従来の多国間主義から二国間交渉を志向する等、大幅な方針転換の可能性も見込まれ、EU との FTA 交渉等への影響が懸念される[149]。

中南米地域は政治と経済の重要な転換期にあることから、両国の新たな政権による経済政策運営が、今後の中南米地域の経済に与える影響について注視していく必要がある。

148 2018 年にはコロンビア、メキシコ、ブラジル、ベネズエラ、コスタリカ、パラグアイで大統領選が実施された。
149 メルコスールと EU との FTA 交渉は約 20 年間にわたり、2018 年 9 月に合意されるとの強い期待もあったが、2018 年 9 月のウルグアイにおける交渉は難航し、ウルグアイのニン・ノボア外相は「相違点が多く 2019 年まで進展は見込めない」との見解を示している。

第6節 ロシア

1. マクロ経済動向

本節では、主要経済指標の動向を中心に、2018年のロシア経済を概観する。その中で、通算4期目（2018年5月～2024年5月）となるウラジーミル・プーチン大統領の進める政策にも着目しつつ、政策の背景にあるロシア経済の抱える課題についても見ていく。

経済分析を行う前に着目したいのが、2018年5月にプーチン大統領が発表した「2024年までの国家目標と戦略的成長課題に関する大統領令[150]」である。この中で、以下9つの目標が掲げられた（第Ⅰ-3-6-1表）。

その上で、2019年2月には、9項目をより具体化し、目標の実現に向け、13分野での国家事業が公表された。国家事業には、非資源分野の競争力の向上（6年以内に同分野の輸出額を1.5倍以上に）、対内投資の増加に向けたビジネス環境の改善、経済発展の障壁となるインフラ問題の改善、労働生産性の向上、デジタル技術の加速化などが挙げられた。

（1）GDP

2018年の実質GDP成長率は、＋2.3％と前年から僅かに加速した。要因の一つが原油価格の回復である[151]。原油価格が下落した2015年には、成長率は▲2.5％と大きく落ち込んだ（第Ⅰ-3-6-2図）。その後、油価は2016年には底を打ち、上昇基調で推移してきた。油価の回復に伴い、ロシア経済も緩慢ながらも回復し、2018年には6年ぶりの2％を超える成長となった（第Ⅰ-3-6-2図）。加えて、成長の牽引役となったのが、GDPの過半を占める家計消費と純輸出[152]である。

業種別でみると、第一次産業では前年からマイナスの伸びとなった一方、第二次産業及び第三次産業ではプラスの伸びとなった（第Ⅰ-3-6-3表）。第二次産業では、建設業が前年の▲1.2％から＋4.7％と大幅に回復し、鉱業も＋3.9％の伸びとなった。第三次産業では、宿泊・外食産業、金融・保険業で＋6％を超える伸びとなった。特に、前者はサッカーW杯開催の影響と見られる。

（2）家計部門

2014年のクリミア危機に伴う欧米からの経済制裁や、原油価格の下落によって通貨ルーブルは大きく下

第Ⅰ-3-6-1表　ロシアの2024年までの国家目標

①	持続的な人口増
②	平均寿命の伸長（78歳まで）
③	持続的な実質国民所得の増加。／年金支給水準の伸びをインフレ率以上にする。
④	貧困層の半減
⑤	住宅・都市環境の改善
⑥	技術開発・技術革新
⑦	経済・社会分野におけるデジタル技術の導入加速
⑧	マクロ経済の安定と世界平均を上回る経済成長
⑨	製造業及び農業・食品産業などでも輸出創出

資料：大統領令「2024年までのロシア連邦発展の国家目標と戦略的課題」、外国の立法 No.276-1 より作成。

第Ⅰ-3-6-2図
ロシアの実質GDP成長率及び需要項目別寄与度の推移

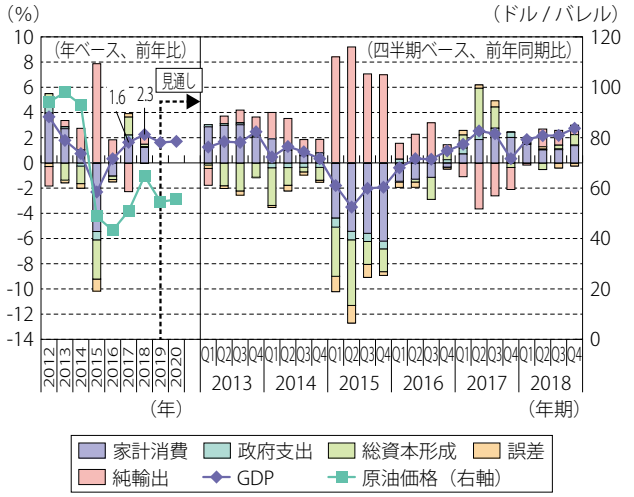

備考：1. 四半期別データは、2014年までは2011年を基準としたデータを使用し、2015年からは2016年を基準としたデータを使用。
2. 家計消費には、非営利活動（家事活動など）は含まない。
資料：ロシア連邦国家統計局、CEIC Database より作成。見通し及びWTI原油価格は、IMF WEO（April 2019）より作成。

150 http://kremlin.ru/acts/news/57425
151 WTI原油価格は、2017年の1バレル50.9ドルから2018年には27.2％上昇して同64.7ドルとなった（IMF WEO April 2019）。
152 2018年は、ルーブル安となったため、数量ベースで石油・ガス以外の輸出が増加し、輸入の増加が抑制された。結果として、純輸出が増加したとされる。田畑（2019）

第Ⅰ-3-6-3 表　ロシアの業種別 GDP の伸び率

（単位：十億ルーブル、%）

		経済規模（2018）		伸び率（前年比）		
		金額	構成比	2017	2018	
第 1 次産業		3,293	4.1	1.5	-2.0	↓
第 2 次産業		26,279	32.7	0.8	2.9	↑
	鉱業	7,911	9.8	2.4	3.9	↑
	製造業	10,628	13.2	1.2	1.6	↑
	電気・ガス・水道	2,592	3.2	-1.5	1.5	↑
	建設業	5,148	6.4	-1.2	4.7	↑
第 3 次産業		50,841	63.2	1.9	2.2	↑
	卸売り・小売業	11,923	14.8	2.5	2.2	↓
	運輸業	5,781	7.2	0.1	3.0	↑
	宿泊・外食産業	767	1.0	3.0	6.2	↑
	情報・通信	1,991	2.5	1.3	1.8	↑
	金融・保険	3,603	4.5	2.6	6.2	↑
	不動産	8,036	10.0	2.1	0.2	↓
	国防・社会保障	6,533	8.1	3.4	3.3	↓
	その他	12,207	15.2	1.3	1.2	↓

備考：データは 2019 年 4 月の改定値を使用。矢印は、前年との伸びの比較を表す。
資料：ロシア連邦国家統計局、CEIC Database から作成。

第Ⅰ-3-6-4 図
ロシアの為替レートと WTI 原油価格の推移

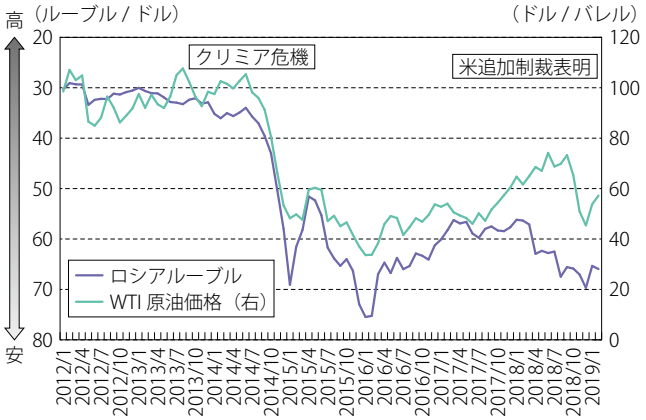

資料：refinitive より作成。

第Ⅰ-3-6-5 図
ロシアの消費者物価指数（前年同月比）と政策金利の推移

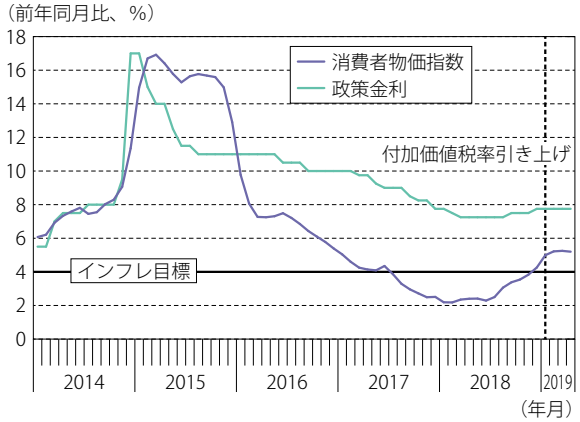

資料：ロシア連邦国家統計局、CEIC Database より作成。

落した（第Ⅰ-3-6-4 図）。通貨安により輸入インフレ圧力が高まったことに加え、欧米からの経済制裁への対抗措置の結果[153]、農産品を中心に物資不足となり、インフレ率が大きく上昇した[154]。原油価格が底を打ちルーブルが安定したことや、輸入代替策によって食料品の価格が低下したことにより、2015 年後半には、インフレ率は低下した（第Ⅰ-3-6-5 図）。インフレ率低下に伴い、実質賃金が増加し小売売上高も緩やかながらも回復し、2017 年央には、前年比でプラスの伸びとなっていた[155]。

2018 年は、油価が上昇したにも関わらずルーブル安が続いた[156]。背景には、クリミア危機や米国大統領選関与の疑いから実施された制裁があると見られる[157]。

ルーブルの減価に伴って、インフレ率は上昇し、実

153 2014 年 8 月、米・EU・加・豪・ノルウェーを原産地とする農産品・食料品の輸入禁止措置を導入。2015 年 8 月にウクライナ、アルバニア、モンテネグロ、アイスランド、リヒテンシュタインを追加。
154 ニッセイ基礎研究所「ロシア経済の見通し」神戸（2018）
155 2018 年 1 月の実質賃金の上昇は、同月の最低賃金引上げに伴う名目賃金の上昇の影響が大きい。金野（2018）
156 エネルギー価格が上昇すると、エネルギー資源の輸出額が増え、貿易収支が拡大する。その結果、経常収支黒字が拡大し、外国為替市場に外貨が流入し、通貨ルーブルが増価しやすい。井上（2019）
157 米国は、2018 年 4 月と 8 月に追加制裁を実施した。

第Ⅰ-3-6-6図
ロシアの実質賃金と小売売上高（前年同月比）の推移

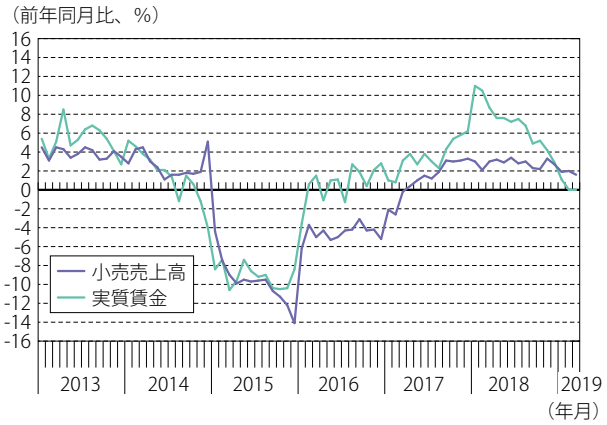

資料：ロシア連邦国家統計局、CEIC Database より作成。

第Ⅰ-3-6-7図
ロシアの鉱工業生産の伸び率（前年同月比）推移

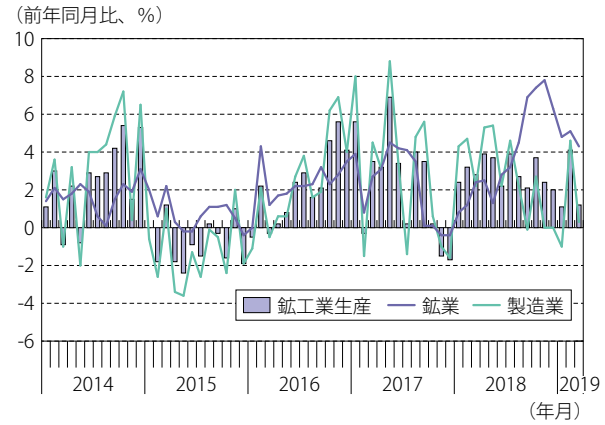

資料：ロシア連邦国家統計局、CEIC Database より作成。

質賃金及び小売売上高ともに伸びが鈍化している（第Ⅰ-3-6-6図）。また、2019年1月より付加価値税率（18%→20%）が引上げられたこともインフレ率上昇の大きな要因とみられ、経済成長のエンジンである家計消費については、今後も注視が必要である。

（3）企業部門

次に、企業部門についてみる。鉱工業生産指数は2018年に入り堅調に推移していたが、2018年後半には、製造業の軟調が生産全体の重荷となった。一方、鉱業は着実な増加基調が保たれていたものの足下では、増勢が鈍化している。これは、2018年央の原油価格上昇を受け、OPECプラスの減産目標が緩和されたが、12月には協調減産が合意され、再び増産に歯止めがかかっていることが影響していると考えられる（第Ⅰ-3-6-7図）。

景況感は、景気判断の基準となる50を上回って推移しているものの、2018年末頃から頭打ちとなっており、付加価値税の引上げや年金改革など内需への影響懸念、世界経済の減速など外需の影響懸念等が起因していると考えられる（第Ⅰ-3-6-8図）。

（4）貿易

ロシアは、輸出の過半を石油・ガスを中心とした鉱物性燃料が占め、一般機械や電子機器等の高付加価値

第Ⅰ-3-6-8図　ロシアの景況感の推移

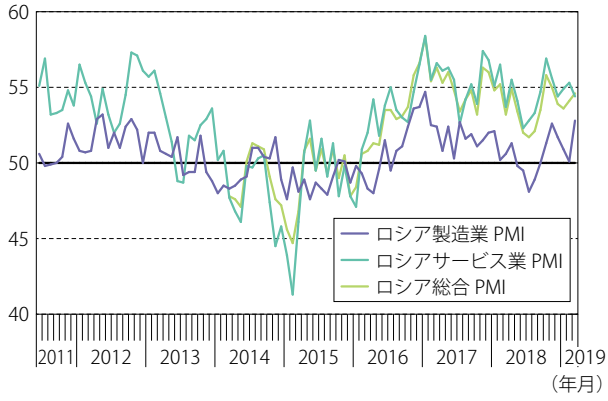

資料：Refinitiv より作成。

製品を輸入する貿易構造であり、貿易構造の多角化が目下の課題となっている。前述の国家目標においても言及されており、「今後6年間で非原料･非エネルギー輸出[158]を年間2500億ドル」に拡大する[159]という目標が示されている。しかし、2018年時点で、非原料・非エネルギー輸出額は、約1,350億ドル程度となっており、未だ目標達成までは乖離があり、今後の行方が注目される（第Ⅰ-3-6-9図）。政府は、輸出促進を目的に公的企業であるロシア輸出センター[160]を設立し、輸出企業への支援を行っている。具体的には、輸出に関する情報提供から輸出手続きのサポート、資金調達など金融面の支援まで幅広く支援している。

次に、主要な貿易相手国をみると、依然としてEU諸国が最も大きい割合を占めている一方、EU諸国の

158 ロシア輸出センターのHPに分類品目とHSコードの対応表が公表されている。ウェブサイト閲覧は、2019年3月時点。https://www.exportcenter.ru/international_markets/classification/
159 ロシアが非原料・非エネルギー輸出を増やしたい動機の一つとして、原料・エネルギー輸出に特有の価格乱高下に影響されたくない為であるとの見方もある。服部（2019）
160 2018年9月の時点では、約9,000社の輸出企業がロシア輸出センターの支援を受けたとされている。2018年には、中国、ウズベキスタン、インドに拠点が開設された。2021年までには、外国に50程度の拠点を設ける予定となっている。服部（2019）

第Ⅰ-3-6-9 図　ロシアの輸出構造の推移

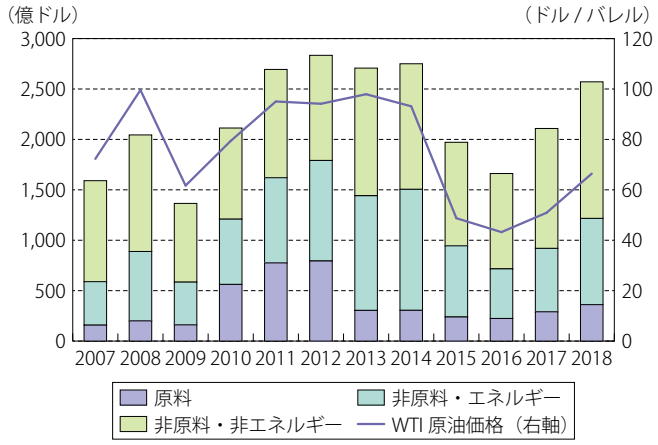

備考：1. 分類項目は、ロシア輸出センターの公表する項目にて算出したもの。ただし、ここではデーターベースで取得可能であった品目データを集計したため、公表総額値と若干の差異が生じる。
2. 原油価格は WTI 原油価格を使用。
資料：Global Trade Atlas より作成。原油価格は、IMF WEO（Oct 2018）より作成。

第Ⅰ-3-6-10 図　ロシアの輸出相手国のシェアの推移

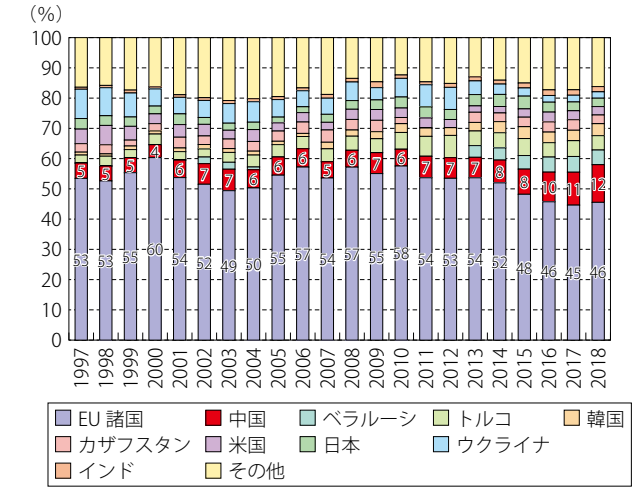

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅰ-3-6-11 図　ロシアの輸入相手国のシェアの推移

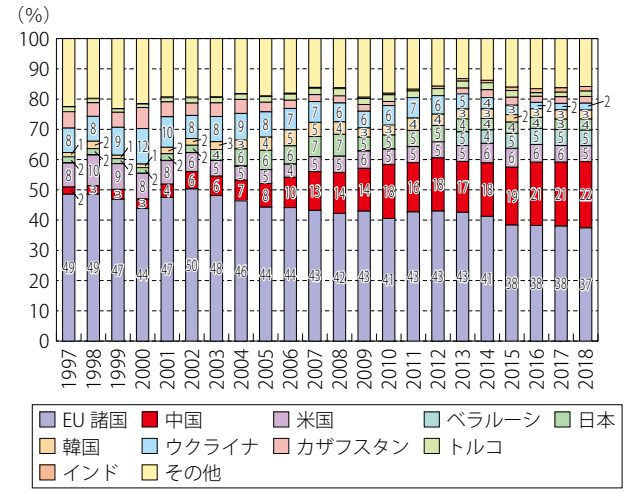

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅰ-3-6-12 図
ロシアの中国からの品目別輸入額の推移

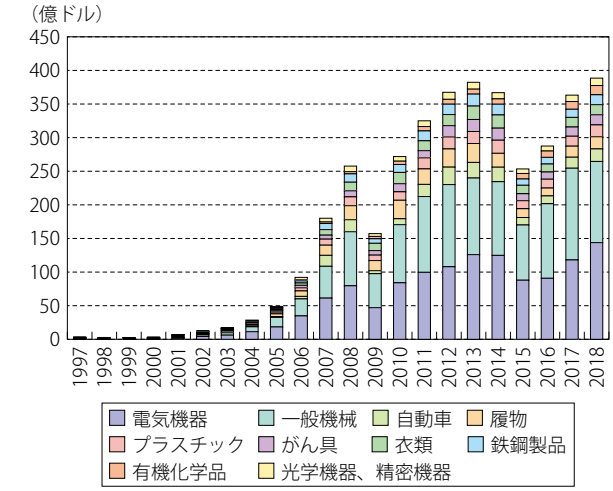

資料：Global Trade Atlas より作成。

占める割合は逓減しており、中国の占める割合は、徐々に大きくなっている。直近（2018 年）では、輸出入ともに、中国の占める割合が過去最大となり、輸出総額に占める割合は約 12%、輸入総額に占める割合は、約 22％となった。輸出総額に占める中国への輸出割合は、クリミア危機のあった 2014 年以降から堅調に増加している。主な輸出先である EU 諸国に代わる販路としての中国の存在感の高まりが示唆される（第Ⅰ-3-6-10 図）。

直近（2018 年時点）と 1998 年時点で、輸入相手国のシェアを比較すると、EU 諸国やウクライナ、カザフスタンなどの旧ソ連諸国の占める割合が逓減していることが分かる。他方、中国の占める割合は、継続して増加しており、20 年前の 1998 年には、約 3%のシェアにすぎなかったが、直近では約 22％と約 7 倍を超える割合となっている（第Ⅰ-3-6-11 図）。

中国から輸入されている品目をみると、電気機器及び一般機械が輸入の大半を占めている。資源を始めとする原料を輸出し、高度な製品を輸入するという貿易構造は、対中国においても当てはまると言えよう（第Ⅰ-3-6-12 図）。

（5）投資

また、経済成長の加速化に向けた優先課題として、対内直接投資の増加に向けたビジネス環境の改善が挙げられている。近年、ロシアのビジネス環境は大幅に改善しており、世界銀行が公表しているビジネスしやすさランキングでは、2019 年には 31 位と 2011 年の 123 位から大きく上昇した。項目別では、電力事情や不動産登記などのランクが上昇し、ほぼ全ての項目で

第Ⅰ-3-6-13 図　ロシアのビジネス環境

	2011	2019	
	ロシア	ロシア	日本
総合	123	31	39
法人設立	108	32	93
建設許可	182	48	44
電力事情	* 83	12	22
不動産登記	51	12	48
信用給与	89	22	85
少数投資家保護	93	57	64
納税	105	53	97
越境取引	162	99	56
契約履行	18	18	52
破綻処理	103	55	1

備考：* 印は、2012 年の順位。（2011 年は項目になし）
資料：世界銀行　DoingBussiness2019 より作成。

第Ⅰ-3-6-14 図
ロシアの対内直接投資額の推移（業種別、ネット、フロー）

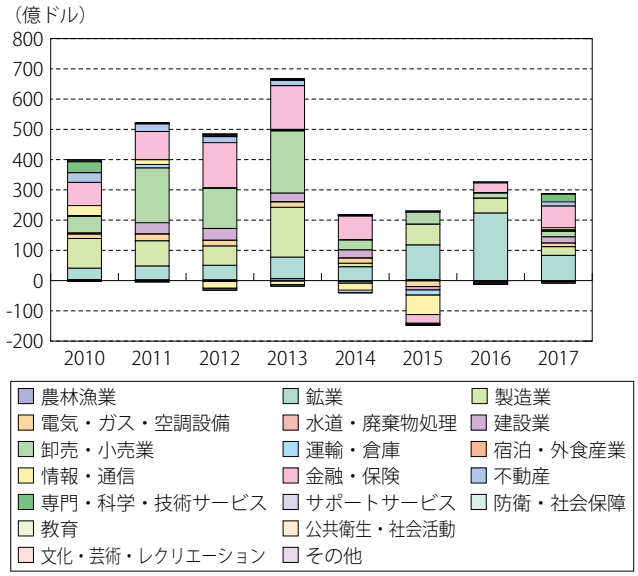

資料：ロシア中央銀行より作成。

日本を上回る結果であった（日本は総合で第 39 位）（第Ⅰ-3-6-13 図）。このように、ビジネス環境は改善しているという見方がある一方、対内直接投資は伸び悩んでおり[161]、2017 年は前年比 12％減の 285 億ドルとなった。業種別では、鉱業、金融・保険業への資本流入が大きく、投資面でも資源分野への依存が見られる（第Ⅰ-3-6-14 図）。

2. 年金改革と付加価値税率引上げの背景

2019 年 1 月、年金受給開始年齢の延長を柱とした法案[162]が施行された[163]。背景には、人口減少や少子高齢化に伴う現役世代への負担の増加、ひいては財政逼迫の懸念がある。我が国と同様、ロシアも少子高齢化が大きな課題となっており、特にソビエト連邦崩壊後に生まれた 20 歳以下の人口が少ないと指摘されている。総人口に占める高齢者割合[164]は、上昇基調で推移しており、2018 年時点では 4 人に 1 人が高齢者となっている。今後、さらに少子高齢化が進み、人口は減少していくと予想されており、2030 年には、1 億 4,500 万人まで減少すると予想されている[165]。（第Ⅰ-3-6-15 図・第Ⅰ-3-6-16 図）

また、財政上の課題も年金改革を後押しした。同国の歳入の約 4 割は、石油・ガス関連の収入で賄っている[166]（第Ⅰ-3-6-17 表）。そのため、原油価格の動向によっても国家の財政運営が左右される側面がある。実際に、原油価格が大きく下落した年には、歳入が前年より減少し、財政収支が赤字になっている[167]（第Ⅰ-3-6-18 図）。プーチン大統領は、原油価格の下落や石油埋蔵量の減少からも、石油やガスの輸出による歳

161 日系企業がロシアへ投資する際のリスクとしては、不安定な為替、行政手続の煩雑さ、税制・税務手続の煩雑さ等が挙げられている。JETRO「ロシア進出日系企業調査 2017」
162 年金給付開始年齢は、男性は 60 歳から 65 歳に、女性は 55 歳から 60 歳に引上げるとする。その他、年金の早期給付（一定期間年金保険料を納付したものには、規定より 2 年早く給付する等）、極北地域や専門職、多子家庭の母親、農業従事者、公務員、それぞれの年金給付条件の変更や失業手当の引上げなどが含まれている。
163「年金給付及びその決定に関する個々の連邦法令の改正に関する法律（2018 年 10 月 3 日成立 連邦法第 350 号）」（外国の立法 No278-1）
164 ここでは、ロシア連邦国家統計局の公表に倣い、60 歳以上の男性及び 55 歳以上の女性を高齢者とした。
165 2010 年代半ば以降には、ロシアで出生率が極めて低い水準にあった当時（1993 年～2000 年代半ば）に生まれた世代が成人し、出産年齢を迎える。その為、ソ連崩壊直後から見られた出生率の劇的低下が影響を表すのは、2010 年代半ばと指摘されている。その後、2005・2006 年のプーチン大統領（当時）による年次教書演説でも出生率が低迷している問題は触れられ、2006 年 12 月に育児手当等の増額、さらに「母親基金」と称する育児支援制度が定められた。その後、2007・2008 年には、出生率はソ連崩壊後最も高い値を示したものの、出生率が上昇してから、国レベルの人口動態に影響を与えるのは、出生率上昇によって拡大した層が成年を迎えて、出産年齢に達する 20～30 年後と見られる。雲（2014）
166 石油・ガス関連収入は、石油・ガスの採掘税や輸出関税を指す。

第Ⅰ-3-6-15 図　ロシアの年齢階層別人口の推移

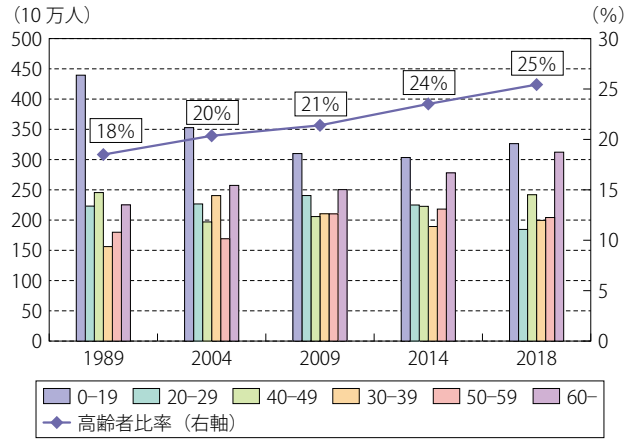

備考：高齢者比率は、60 歳以上の男性及び 55 歳以上の女性の合計人口が総人口に占める割合。
資料：ロシア連邦国家統計局より作成。

第Ⅰ-3-6-16 図　ロシアの人口予測の推移

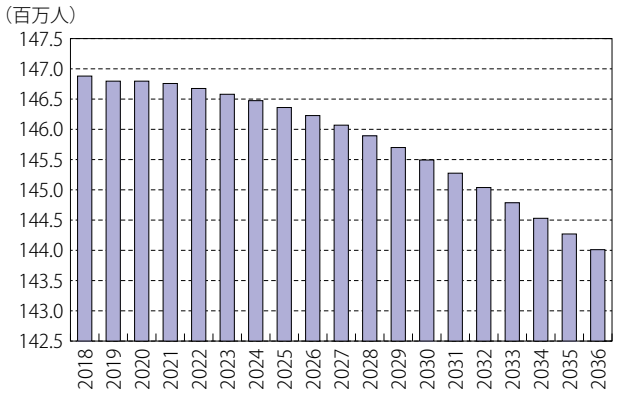

備考：人口予測は、中央推計値を使用。
資料：ロシア連邦国家統計局より作成。

第Ⅰ-3-6-17 表　ロシア連邦財政（歳入）の推移

（単位：10 億ルーブル）

	2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018*	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
歳入	12,856	-	13,020	-	14,497	-	13,659	-	13,460	-	15,089	-	19,455	-
石油・ガス関連収入	6,453	50%	6,534	50%	7,434	51%	5,863	43%	4,844	36%	5,972	40%	9,018	46%
非石油・ガス関連収入	6,402	50%	6,486	50%	7,063	49%	7,797	57%	8,616	64%	9,117	60%	10,437	54%
国内関連	2,604	20%	2,681	21%	3,114	21%	3,468	25%	3,781	28%	4,742	31%	5,431	28%
輸入関連	2,446	19%	2,418	19%	2,474	17%	2,404	18%	2,540	19%	2,729	18%	3,204	16%
その他	1,353	11%	1,386	11%	1,475	10%	1,925	14%	2,296	17%	1,646	11%	1,802	9%

備考：2018 年データは、試算値。
資料：ロシア財務省より作成。

第Ⅰ-3-6-18 図　ロシアの連邦財政収支推移

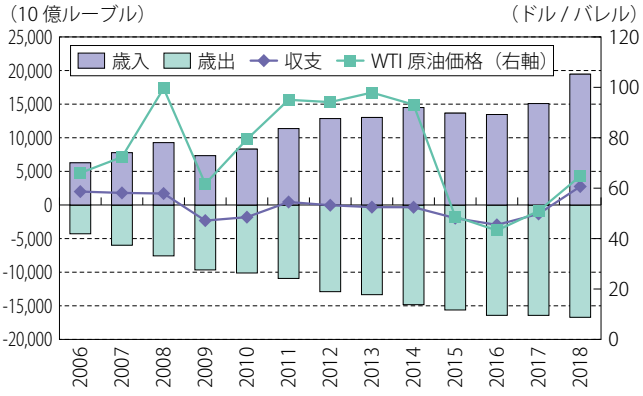

備考：2018 年は、試算値。
資料：ロシア財務省より作成。WTI 原油価格は、IMF WEO（2019, April）より作成。

入に依存することに警鐘を鳴らしていた。その上で、長期的な財政の運営の為にも、年金制度改革の必要性を訴えた。

それらを背景に、2019 年 1 月より付加価値税率が引上げられ、先述の大統領令で示された国家目標を達成するためにも、政府は財政の健全化を進めようとしている。

167 原油価格が基礎原油価格を下回った場合、歳入の不足分は国民福祉基金の取り崩しによってファイナンスされるため、歳出総額は削減されない。また、原油価格が基礎原油価格を上回った場合、追加石油ガス収入の金額が国民福祉基金に繰り入れられ歳出増には回されない。

3. 今後の展望

2019年のロシア経済については、財政改善に向けた年金制度改革や付加価値税率の引上げに伴い、実質所得が減少することが見込まれ、個人消費を中心に成長の鈍化を懸念する見方が多い。

さらに、クリミア危機や米国大統領選への関与の疑いから実施されている経済制裁が解除される見込みは現時点では低い。制裁は、ロシア経済の不透明感とリスクを高め、ロシア内外からの投資の抑制要因となりうる。長期的にみると、エネルギー分野等においても投資資金や技術の不足が懸念されている。

また、前述のとおり、政府は2024年迄の国家目標達成に向け、成果目標を掲げており、加えて、予算構成などを公表している[168]（第Ⅰ-3-6-19表）。国家事業の個別予算編成をみると、人的資本分野では、「人口動態」や「保健」、生活環境分野では「安全で高品質な自動車道路」、経済成長分野では「基幹インフラの更新」、「デジタル経済」などに予算が多く注ぎ込まれる予定となっている。しかし、多額の資金投下が予定されている分野でも、外部資金を元に予算を組まれているものもある。民間資金が呼び込まれず、目標実現が困難になる可能性もあり、今後の実現性には注視が必要である。

第Ⅰ-3-6-19表　ロシアの2024年までの国家事業の予算編成

（単位：10億ルーブル）

		連邦予算	地方予算	政府基金	外部資金（民間資金など）	合計
人的資本	保健	1,366.7	265.0	94.0	0.1	1,725.8
	教育	723.3	45.7	-	15.4	784.5
	人口動態	2,973.4	78.1	53.7	-	3,105.2
	文化	109.7	3.8	-	-	113.5
快適な生活環境	安全で高品質な自動車道路	440.9	4,139.1	-	199.7	4,779.7
	住宅・都市環境	891.0	167.8	-	7.4	1,066.2
	環境保護	701.2	133.8	-	3,206.1	4,041.0
経済成長	科学	404.8	-	-	231.2	636.0
	中小企業支援	416.2	11.4	-	53.9	481.5
	デジタル経済	1,099.6	-	-	535.3	1,634.9
	労働生産性・雇用支援	45.7	0.8	-	5.6	52.1
	国際協力・輸出	956.8	-	-	-	956.8
	基幹インフラの更新に向けた総合計画	3,028.8	58.7	-	3,260.6	6,348.1

資料：ロシア連邦政府ウェブサイト公表資料より作成。

168 http://government.ru/news/35675/
ウェブサイト閲覧日は、2019年4月10日時点。

第７節　中東・アフリカ

本白書の第１部第２章では、新興国の金融リスクについて分析をした。2018年は、トルコやアルゼンチンを始めとする一部の新興国で通貨の大幅な下落が起こるなど、新興国発の金融危機への懸念が大きく取り上げられた年であった。本節では、新興国の金融リスクで話題となったトルコ、南アフリカを中心に経済動向について見ていきたい。

1. 中東

(1) 中東諸国のGDP

まず、中東諸国[169]の経済を概括する。2017年の中東諸国のGDPの構成を見ると、1位のトルコ、2位のサウジアラビア、3位のイランの3か国で中東諸国のGDPの58%と過半数を占めている（第Ⅰ-3-7-1図）。

中東主要国の実質GDP成長率の推移を見ると、ITバブルが崩壊した2001年に伸びが減速又は縮小し、世界金融危機の2009年には縮小する国が相次いだ（第Ⅰ-3-7-2図）。2018年の実質GDP成長率は、2.0%と2017年の1.8%から緩やかに加速しており、2018年のトルコ・ショックともいわれるトルコ発の金融市場の動揺による他の中東諸国への影響は限定的であったと考えられる。

第Ⅰ-3-7-1図
中東諸国におけるGDPシェア（2017年）

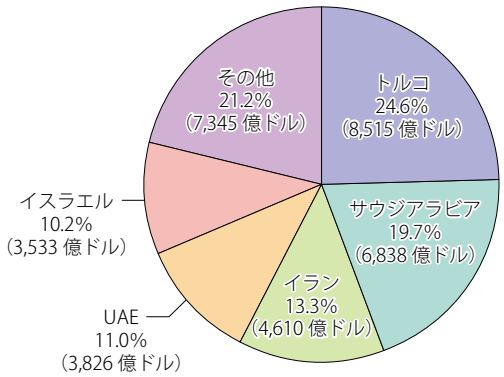

資料：国際連合「Nation Accounts Main Aggregates Database」から作成。

第Ⅰ-3-7-2図　中東主要国の実質GDP成長率の推移

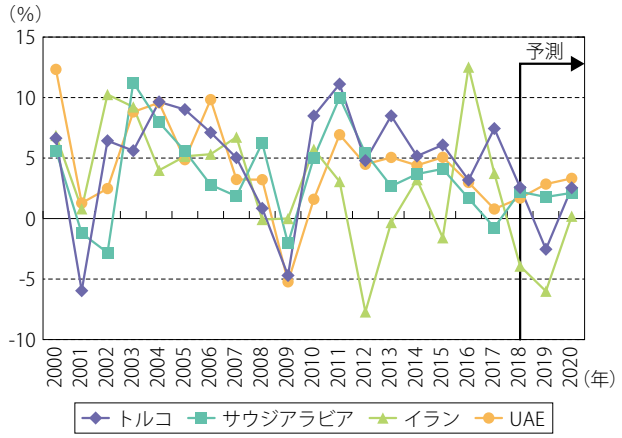

備考：サウジアラビアのみ予測は2017年から。
資料：IMF WEO, April 2019から作成。

(2) トルコの経済動向

① GDP

トルコの2018年第4四半期実質GDP成長率（前年同期比）は、トルコ軍のクーデター未遂事件でマイナス成長となった2016年第3四半期以来、9四半期ぶりにマイナス（▲3.0%）に転じた（第Ⅰ-3-7-3図）。2018年8月に米国がトルコに制裁を課したことを契機にトルコ・リラが暴落、8月13日には6.859リラ/ドルの底値をつけ、年初来の下落率は81%となった[170]。この急激な通貨下落はトルコ・ショック[171]といわれ、その後のトルコ経済に大きな打撃を与え、GDP成長率は2018年第1四半期の7.4%から第4四半期には▲3.0%まで下落した。トルコ経済を牽引してきた民間消費や固定資産形成が大きく減少し、それぞれ▲5.8%、

169 本項では中東を外務省のHPに併せて、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノンの15か国を指す。
170 通貨下落の詳細については第1部第2章第1節を参照。
171 トルコ・ショックによる金融市場への影響については、第1部第2章第1節新興国の金融リスク4.(2)を参照のこと。

第Ⅰ-3-7-3図
トルコの実質GDP成長率と需要項目別寄与度

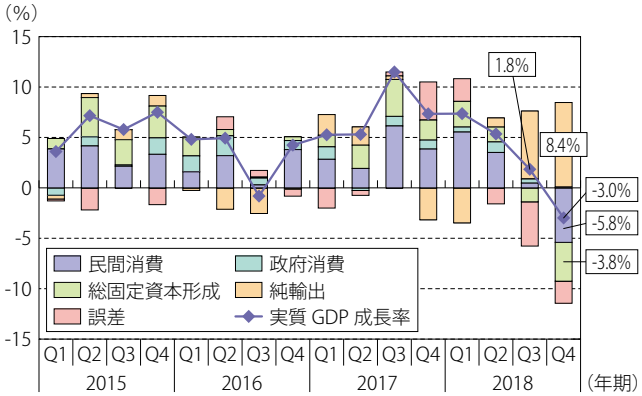

資料：トルコ統計局、CEIC Databaseから作成。

▲3.8%とGDP成長率の減少に大きくマイナス寄与した。一方、純輸出が同年第2四半期からプラスに寄与しており、第4四半期には8.6%とプラス寄与度が拡大している。この純輸出の拡大は、通貨安が輸出にプラスに寄与することも大きな要因と考えられる。

② トルコ・ショックによる影響

トルコ・ショックによる通貨の大幅下落の影響は、消費者信頼感指数や雇用にも広がった。消費者信頼感指数は、同年7月をピークに大きく下落し、12月には58.2まで下落した。また、失業率は、同年4月頃から上昇に転じており、12月には13.5%まで上昇した（第Ⅰ-3-7-4図）。このように、トルコ・ショックによる金融市場の動揺はトルコの実態経済にまで大きく影響を及ぼしたといえる[172]。

③ 経常収支

次にトルコの経常収支の推移を見ていく（第Ⅰ-3-7-5図）。トルコの経常収支は、恒常的に赤字が続いており、中でも貿易収支の赤字が経常収支の赤字の大半を占めている。

一方、サービス収支は黒字が続いている。サービス収支の中でも旅行収支が黒字を牽引しており（第Ⅰ-3-7-6図）、トルコの大きな収入源になっている。旅行収支は、2016年、クーデター未遂事件が要因で落ち込んだが、その後は回復し、2018年はサービス収支も事件以前の2015年の水準まで戻っている。

訪トルコ外国人数及び観光収入の四半期ごとの伸び率を見ていく。トルコを訪れる外国人の人数と観光収入の前年同期比の伸び率は2018年を通じてプラスで推移しており、トルコ・ショック下でも伸び率は鈍化

第Ⅰ-3-7-5図　経常収支の推移

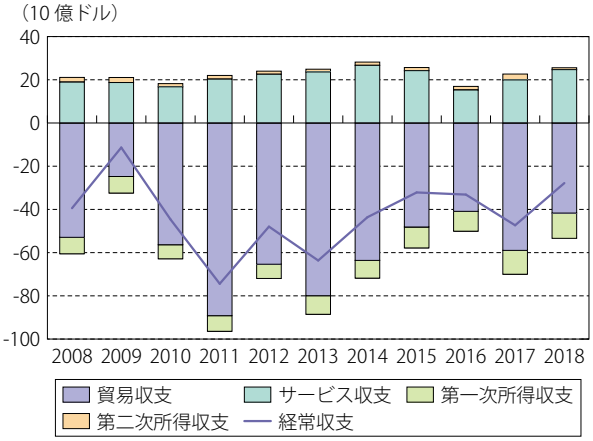

資料：IMF Dotsから作成。

第Ⅰ-3-7-4図　失業率と消費者信頼感指数

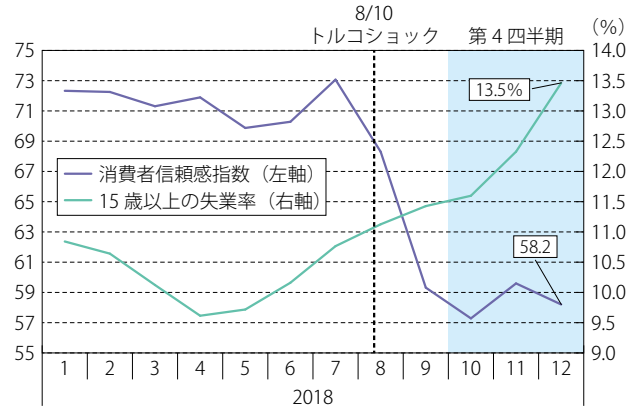

資料：トルコ統計局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-7-6図　サービス収支の推移

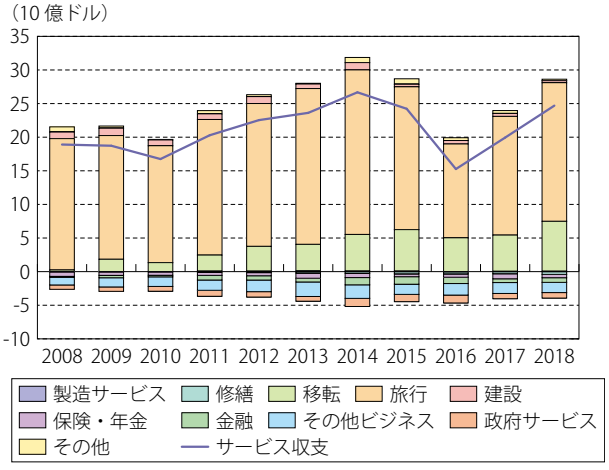

資料：トルコ統計局、CEIC Databaseから作成。

172 http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/nishi190312turkey.pdf

したものの、外国人観光客の人数、観光収入とも増加しており、悪影響は限定的である。逆に通貨安が割安感に繋がり、旅行客の増加にはプラスに寄与したものと考えられる。他方で、トルコ国籍の旅行者（国内旅行）の観光収入の伸び率は、2018年の第３四半期は▲19.9%とマイナスとなっており、通貨下落による雇用悪化など経済悪化が影響していると思われる（第Ⅰ-3-7-7図）。

④ 貿易動向

トルコの財貿易収支を見ると、2018年１月までは、旺盛な内需を背景に貿易赤字が拡大傾向にあった。しかし、トルコ・リラが対ドルで下落し始めた2018年２月から次第に輸入（前年同月比）の伸び率が鈍化し始め、2018年12月には同▲28%まで落ち込み、輸出は微増で推移したため、貿易収支の赤字幅は大きく縮小した（第Ⅰ-3-7-8図）。この背景には、通貨下落による輸入単価の上昇、雇用悪化や物価高騰等による内需の大きな落ち込みがあると指摘されている。

次に、トルコの主要輸出入品目を見ていく。主要輸出品目は、自動車、自動車の部分品、衣類などである。欧州にも近く地理的条件に恵まれるトルコには世界の自動車メーカーの工場が進出しており、現地組み立てを行い自動車の完成車輸出を行っている。また繊維産業はトルコ経済を牽引しており、多くの衣類が輸出されている。その他主要輸入品目としては、天然資源や自動車部品が挙げられる（第Ⅰ-3-7-9表）。

貿易相手国では、ロシア、中国、ドイツの３か国からの輸入が輸入全体の約３割を占める。地域別に前年同月と比較した輸入額の推移（第Ⅰ-3-7-10図）を見ると、多くの地域からの輸入が減っているが、特にEUとアジアからの輸入が大きく減っている。輸出については、ドイツ、英国、イタリアを始め欧州に多く輸出しており、地理的に近い欧州との関係の強さがうかがわれる。なお、日トルコ間については、現在、経済連携協定（EPA）の協議が続いており、日トルコEPAが発効されることになれば、日トルコ間貿易の一層の活発化の他、同協定のもとビジネス環境の整備が進められ、二国間ビジネスの円滑化・投資の活発化が期待される。

第Ⅰ-3-7-7図
訪トルコ外国人数、観光収入（全体・外国人・トルコ国籍）の前年同期比の伸び率

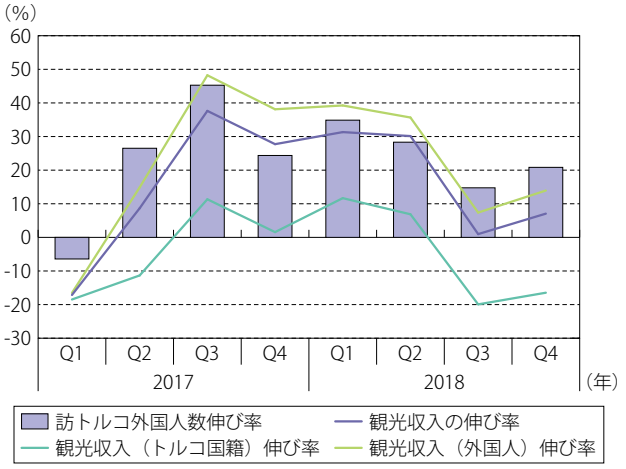

資料：トルコ文化統計省、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-7-8図
トルコの貿易収支、輸出・輸入の前年同月比の伸び率

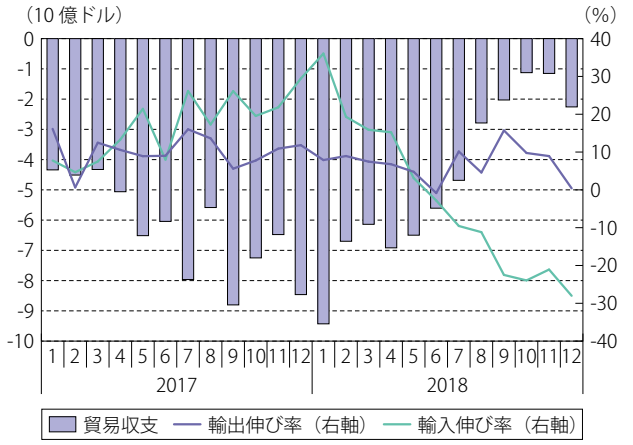

資料：トルコ統計局、CEIC Databaseから作成。

第Ⅰ-3-7-9表　輸出入内訳　上位品目別及び上位国別・品目別（2018年）

輸出品目

品目	輸出額（10億ドル）	シェア（%）
乗用自動車その他の自動車	12.4	7.4
貨物自動車	5.3	3.2
自動車の部分品及び附属品	4.5	2.7

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸入品目

品目	輸入額（10億ドル）	シェア（%）
石油および歴青油（原油を除く）、これらの調製品ならびに廃油	12.7	5.7
金	11.3	5.1
鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	7.1	3.2

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸出国別・品目別

輸出相手国	輸出額（10億ドル）	シェア（%）	主な輸出品目（HSコード）
ドイツ	16.1	9.6	乗用自動車その他の自動車（8703）、自動車の部分品及び附属品（8708）、ピストン式火花点火内燃機関のエンジンに専ら又は主として使用する部分品（8409）、Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（6109）、ジャージー、プルオーバー、カーディガン等（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）（6110）
英国	11.1	6.6	貨物自動車（8704）、乗用自動車その他の自動車（8703）、金（7108）、電気絶縁をした線、その他の電気導体及び光ファイバーケーブル等（8544）、モニター及びプロジェクター並びにテレビジョン受像機器（8528）
イタリア	9.6	5.7	乗用自動車その他の自動車（8703）、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（7208）、貨物自動車（8704）、ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット以外のナット（0802）、自動車の部分品及び附属品（8708）

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸入国別・品目別

輸入相手国	輸入額（10億ドル）	シェア（%）	主な輸入品目（HSコード）
ロシア	22.0	9.9	石油および歴青油（原油を除く）、これらの調製品ならびに廃油（2710）、石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（2701）、フェロアロイ（7207）、小麦及びメスリン（1001）、鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（7208）
中国	20.7	9.3	電話機及びその他の機器（8517）、自動データ処理機械並びにこれを構成するユニット等（8471）、合成繊維の長繊維の糸（5402）、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、レーダー、プロジェクター等の機器に専ら又は主として使用する部分品（8529）、気体ポンプ、真空ポンプ等（8414）
ドイツ	20.4	9.1	乗用自動車その他の自動車（8703）、自動車の部分品及び附属品（8708）、金（7108）、ピストン式圧縮点火内燃機関（8408）、医薬品（3004）

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

第Ⅰ-3-7-10図
トルコの地域別輸入額の前年同月との差の推移

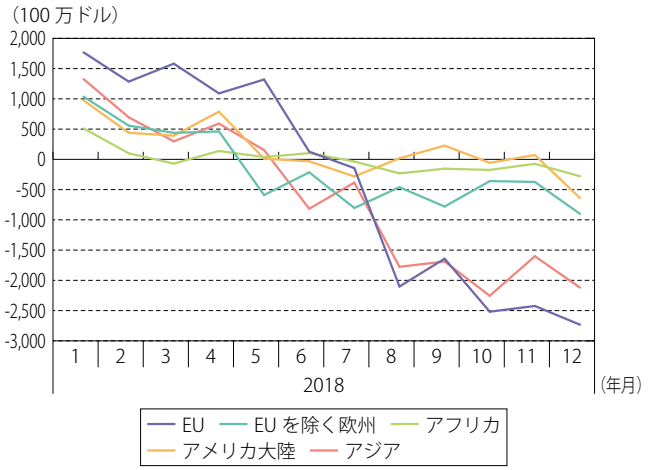

資料：トルコ統計局、CEIC Database から作成。

2. アフリカ

（1）サブサハラ・アフリカ地域のGDP

サブサハラ・アフリカ地域[173]では、人口の急速な増加とともに、潤沢な鉱物性資源が確認され資源開発が進むなど、経済規模も拡大している。

実質GDP成長率は、2009年の世界金融危機後に一時急減速したものの、2015年までは年によって多少の変動はあれど5～7%と総じて高い成長率を維持してきた。2015年、2016年には、原油価格など一次産品価格の下落により[174]大きく減速し、その後、2017年には回復基調に戻ったが、2018年にかけては再び足踏みをしており2018年のGDP成長率は3.0%と推計されている（第Ⅰ-3-7-11図）。

サブサハラ・アフリカ地域の名目GDPのシェアを見ると、高い順に、ナイジェリア、南アフリカ、アンゴラ、エチオピア、ケニアと続き、ナイジェリアと南アフリカで約半分を占めている（第Ⅰ-3-7-12図）。

第Ⅰ-3-7-12図
サブサハラ・アフリカ地域の名目GDPシェア（2017年）

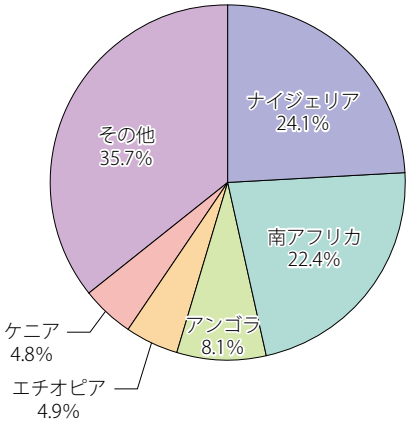

資料：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」から作成。

（2）南アフリカの経済動向

① GDP

南アフリカの実質GDP成長率を見ると、2000年から2008年にかけて平均4.2%と高成長が続き、2009年の世界金融危機では一時的にマイナスに転じるも、翌年には3.0%と再びプラス成長に戻った。しかし、その後は総じて鈍化傾向になり、2010年から2018年にかけては平均1.9%と低成長となっている（第Ⅰ-3-7-13図）。

第Ⅰ-3-7-11図
サブサハラ・アフリカ地域の実質GDP成長率の推移

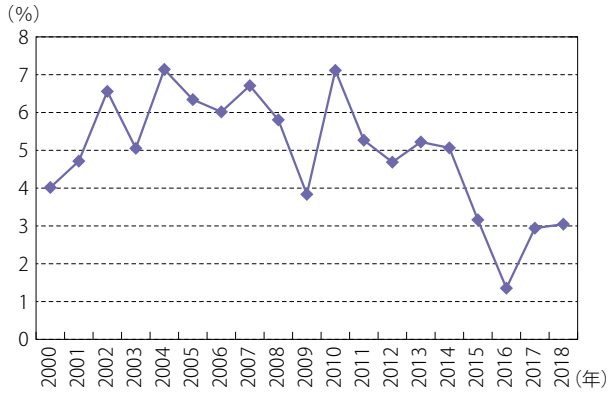

資料：IMF WEO, April 2019から作成。

② 産業構造

南アフリカの産業構成を産業別粗付加価値額（GVA[175]）比率で見ると、2018年には第三次産業の割合はおおよそ70%であり、先進国並みの割合となっている。産業別では、「金融業、不動産業及び業務サー

第Ⅰ-3-7-13図　南アフリカの実質GDP成長率の推移

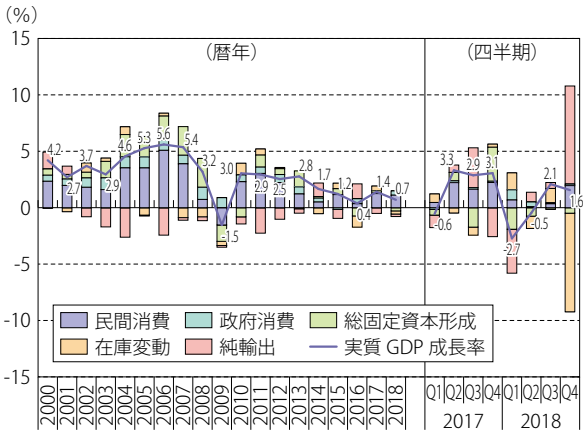

備考：南アフリカは、主に国内総支出（Gross Domestic Expenditure）にて需要項目別の詳細を公表しており、GDP総額と多少誤差が生じる。
資料：CEICdatabase、南アフリカ統計局から作成。

173 本項ではサブサハラ・アフリカ地域を外務省のHPに合わせて、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソトの49カ国を指す。

174 2014年から2016年にかけて原油価格が半値以下に下落したことにより域内産油国であるナイジェリアやアンゴラの国内総生産が減少した。「アフリカの経済成長は急激な減速から回復基調に」（世界銀行2017年4月）では、（原油価格を含む）一次産品価格の下落によって域内主要国のナイジェリア、南アフリカ、アンゴラの経済が停滞したとしている。

ビス」（以下、金融業とする）22.4％が最も高く、「卸小売業及び外食宿泊業」15.1％、「政府サービス」16.7％、「製造業」13.5％と続き、「鉱業」は6位の8.1％しかない（図Ⅰ-3-7-14図）。

南アフリカはこれまで鉱業で稼いだ資金を製造業や金融業の発展のために投資してきた。製造業は、成長軌道に乗れなかったものの[176]、金融業はアフリカの金融センターとも言われるほど成長してきた[177]。鉱業、製造業、金融業の成長について、GVAに占める割合の推移で見ていく。1950年と2018年時点で比較すると、金融業は、GVAに占める割合が右肩上がりで推移しており、同期間8.9％から22.4％まで上昇した。製造業は1981年にピークの22.5％となり、その後おおよそ横ばいで推移していたが、1990年代後半から減少している。鉱業は1980年にピークの19.4％まで上昇したが、その後は低下が著しく、2018年に8.1％まで落ち込んでいる。なお、南アフリカの白金、クロム、チタンの生産量は世界第1位であり、鉱物資源の輸出額が全品目の輸出総額の半分を占めており、鉱業はいまだ主要な産業の一つである[178]（第Ⅰ-3-7-15図）。

③ 経常収支

南アフリカの経常収支の推移について見ると、2003年以降赤字が続いている。2016年以降は貿易収支が

第Ⅰ-3-7-14図
南アフリカの産業別粗付加価値額（GVA）比率（2018年）

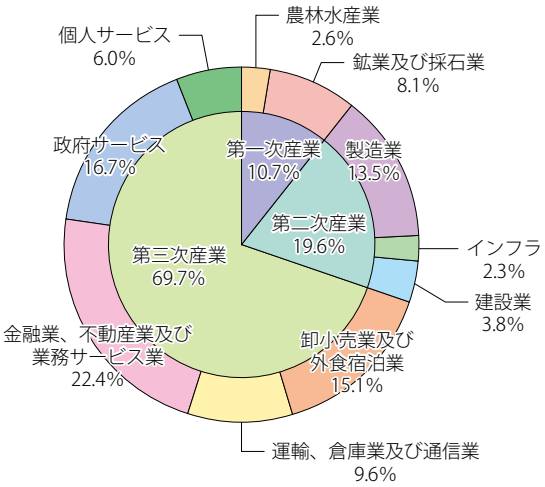

資料：南アフリカ統計局、CEIC databaseから作成。
備考：第一～三次産業の分類は南アフリカ統計局の分類による。

第Ⅰ-3-7-15図
鉱業、製造業、金融業のGVAに占める割合の推移

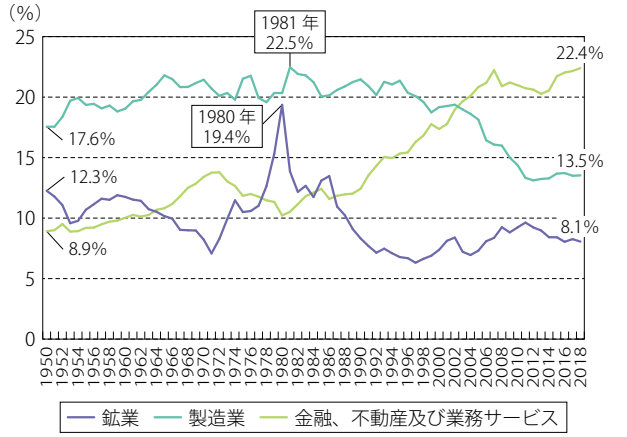

資料：2014年まではSouth African statistics 2015から、2015年以降は南アフリカ統計局、CEIC Databaseから作成。

黒字に転じているが、所得収支が経常収支の赤字幅を拡大させており、2018年には経常収支の赤字額の約9割を所得収支が占めている（第Ⅰ-3-7-16図）。継続した外貨流入がなければ、経常収支の赤字は改善されないが、南アフリカにおいては、実質GDP成長率の需要項目別寄与度における固定資本形成が低調である（第Ⅰ-3-7-13図）ことの背景ともなっているが、外国からの直接投資額が十分でない状況がある。南アフリカ準備銀行によると、非居住者による投資がより多様化し、大きな増減がないことから、赤字が固定化していると指摘する。配当金や利子といった所得支払い

第Ⅰ-3-7-16図　南アフリカの経常収支の推移

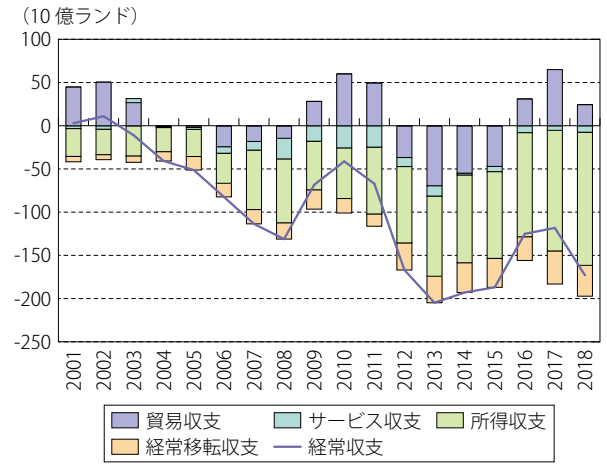

資料：南アフリカ統計局、CEIC Databaseから作成。

175 生産側から推計された実質総付加価値。純間接税に左右されるGDPより、月次景気指標に近い動きをすると言われている。
176 例えば、ケープタウン大学（2017）によれば、南アの製造業セクターはGDP成長率と雇用創出の両面において成果が乏しい“the manufacturing sector has performed poorly, both in terms of GDP growth and job creation.”とされている。（http://www.dpru.uct.ac.za/sites/default/files/image_tool/images/36/Publications/Working_Papers/DPRU%20WP201702.pdf）
177 野村総合研究所「アフリカの金融セクター」2011年　https://ab-network.jp/wp-content/uploads/2013/12/f2557ddfa5d469d682051b684a0c8910.pdf
178 http://mric.jogmec.go.jp/wp-content/uploads/2018/12/trend2018_za.pdf

が近年大幅に増えている理由は、南アフリカ政府が負債を高い利率で大量に借りていることが要因としている[179]。

④ 貿易動向

南アフリカの輸出入について見ていく。白金、クロム、チタン、ダイヤモンドといった鉱物資源に恵まれる南アフリカは、これらの鉱物資源が主な輸出品目となっている。しかし、資源国でありながら石油に乏しいため、石油を多く輸入している。石油の他には機械類を輸入している。

輸出品目の上位を鉱物資源が占める中、自動車も多く輸出している。南アフリカの自動車産業は1995年9月に始まった自動車産業開発プログラム（Motor Industry Development Programme）により発展し、生産や輸出を伸ばした。MIDPは2012年まで行われ、プログラム実施期間である1995年から2012年までの間に生産台数は37.6万台から50.4万台まで増加し、輸出台数は1.2万台から27.7万台まで伸びた[180]。南アフリカは2013年には、2020年までの次の自動車政策である自動車生産発展プログラム（Automotive Production Development Programme）を、2018年には2021年から2035年までの更なる計画（South African Automotive Masterplan 2035）を発表し、2035年までに世界の自動車生産高の1%に達すること等を目標に掲げている。貿易の相手国では、輸出、輸入とも上位3か国は中国、ドイツ、米国となっている（第Ⅰ-3-7-17表）。中国へは鉄鉱などの鉱物資源を多く輸出しているが、欧米諸国や日本、ボツワナ、ナミビアには完成車も輸出している。

第Ⅰ-3-7-17表　輸出入内訳　上位品目別及び上位国別・品目別（2018年）

輸出品目別（2018年）

品目	輸出額（10億ドル）	シェア（%）
白金	7.8	8.2
石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	6.2	6.6
乗用自動車その他の自動車	6.1	6.5

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸入品目別（2018年）

品目	輸入額（10億ドル）	シェア（%）
石油および歴青油（原油に限る）	10.8	11.6
石油および歴青油（原油を除く）、これらの調製品	4.5	4.9
乗用自動車その他の自動車	3.9	4.2

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸出国別・品目別（2018年）

輸出相手国	輸出額（10億ドル）	シェア（%）	主な輸出品目（HSコード）
中国	8.7	9.2	鉄鉱（2601）、マンガン鉱（2602）、クロム鉱（2610）、フェロアロイ（7202）、羊毛（5101）
ドイツ	7.1	7.5	乗用自動車その他の自動車（8703）、白金（7110）、遠心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機（8421）、貨物自動車（8704）、貨幣（7118）
米国	6.4	6.8	白金（7110）、フェロアロイ（7202）、乗用自動車その他の自動車（8703）、アルミニウムの塊（7601）、アルミニウムの板、シート及びストリップ（7606）

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

輸入国別、品目別（2018年）

輸入相手国	輸入額（10億ドル）	シェア（%）	主な輸入品目（HSコード）
中国	17.1	18.3	電話機及びその他の機器（8517）、自動データ処理機械等（8471）、印刷機、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ等（8443）、その他の履物（6402）、履物（6404）
ドイツ	9.2	9.9	乗用自動車その他の自動車（8703）、自動車の部分品及び附属品（8708）、医薬品（3004）、遠心分離機並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機（8421）、コック、弁その他これらに類する物品（8481）
米国	5.5	5.9	その他の航空機並びに宇宙飛行体及び打ち上げ用ロケット（8802）、自動車の部分品及び附属品（8708）、医療用又は獣医用の機器（9018）、医薬品（3004）、航空機等の部分品（8803）

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。

179 https://www.resbank.co.za/Lists/News%20and%20Publications/Attachments/8886/05Crowding%20out%20%E2%80%93%20diagnosing%20South%20Africa%E2%80%99s%20stubborn%20current%20account%20deficit%20%E2%80%93%20January%202018.pdf
180 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000785.pdf

南アフリカの貿易の地域別のシェアを2001年と2018年で比較すると、2001年では輸出、輸入ともにEU加盟国とその他先進国で約7割を占めていた。ところが2018年には4割ほどまでに低下し、その代わりCIS諸国やASEAN5、サブサハラ・アフリカ、その他新興・途上国のシェアが上昇しており、南アフリカの貿易相手地域が広まったことがうかがえる（第Ⅰ-3-7-18表）。

第Ⅰ-3-7-18表　輸出内訳　地域別（2018年）

輸出内訳　地域別

	2001年シェア（%）	2018年シェア（%）
EU加盟国	32.9	20.3
CIS諸国	0.1	0.6
ASEAN5	1.9	2.6
中南米カリブ諸国	2.2	1.4
中東・北アフリカ	2.3	3.4
サブ・サハラアフリカ	14.7	24.5
その他新興・途上国	4.0	16.0
その他先進国	37.7	21.8
その他	4.1	9.5

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。
備考：国・地域の分類はIMFの分類による。

輸入内訳　地域別

	2001年シェア（%）	2018年シェア（%）
EU加盟国	39.2	27.6
CIS諸国	0.2	0.6
ASEAN5	3.0	6.2
中南米カリブ諸国	4.0	3.2
中東・北アフリカ	12.3	9.6
サブ・サハラアフリカ	2.7	10.4
その他新興・途上国	5.6	23.5
その他先進国	30.0	15.5
その他	3.0	3.0

資料：International Trade Center「International Trade Statistics」から作成。
備考：1．国・地域の分類はIMFの分類による。
2．輸入相手国に南アフリカがあったが、再輸入とみなされるためシェアからは除外。

第Ⅱ部

グローバル経済の現状と揺らぐ自由貿易体制

第1章 国を超えて密接に結びつくグローバル経済の現状

第1節 各国・各地域間で深まる経済関係の実態

第2節 米中という二大経済国と各国・地域の経済関係

第1章
国を超えて密接に結びつくグローバル経済の現状

第1節 各国・各地域間で深まる経済関係の実態

自由貿易拡大に支えられたグローバル化の進展

グローバル化は、一般的に資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることを意味する[1]とされている。また、経済学的には、製品とサービスの貿易を通じた市場の統合、直接投資や資本取引の統合、アイデアの国境を跨いだ移動がグローバル化を意味しているという[2]。

グローバル化は、まず蒸気機関の発明による輸送費の大幅な低減により進展し、生産と消費の場所が切り離された（第1次アンバンドリング）ことで貿易が活発に行われるようになった。次にICTの普及により組織化コストが激減したことで、先進国の企業がコストを削減するため、労働集約的な生産工程の一部を切り離した（第2次アンバンドリング）。これにより、①部品の貿易、②生産施設、主要な技術者・管理職、研修、技術、国際的な投資の移動、③生産分散化を調整するためのサービス需要、が生じ伝統的な製品の貿易に留まらない複雑で多様な21世紀型貿易が出現したと言われている[3]。

さらにヒトを移動させるコストが下がれば、労働サービスが労働者から物理的に切り離され、歴史に残るようなインパクトになるかも知れないとされる（第3次アンバンドリング）。例えば、途上国の労働者が遠隔でロボットを使って先進国の警備業務や家事代行業務を行う、先進国の技術者が途上国の資本設備を遠隔で修理する等の「バーチャル移住」が先進国と途上国間で進み、第2次アンバンドリングが製造業にもたらした長短の結果がそのままサービス分野に引き継がれ、豊かな国の労働者が、貧しい国の賃金労働者と直接、賃金競争することになる可能性が指摘されている[4]。このように現在のグローバル化は、モノだけでなく人や知識も自由に世界中を移動するようになっている（第Ⅱ-1-1-1-1表）。

第Ⅱ-1-1-1-1表　グローバル化の変遷

		グローバリゼーション以前の世界	第1のアンバンドリング	第2のアンバンドリング	第3のアンバンドリング
3つの分離コスト	貿易コスト	高	低		
	通信コスト	高		低	
	対面コスト	高			低
移動制約が解消されるもの		―	モノ	アイデア	ヒト
国際分業		自給自足	産業単位 ※生産と消費の分離	タスク単位 ※生産工程の分離	労働サービス単位
時代		～1820年	1820～1990年	1990年～現在	未来

資料：木村（2018）[5]から作成。

1 内閣府（2004）、p. 149
2 Frankel（2006）
3 ボールドウィン（2018）、Richard Baldwin（2012）「21世紀型貿易と21世紀型WTO」RIETI（https://www.rieti.go.jp/jp/special/p_a_w/014.html）
4 ボールドウィン（2018）、p. 364

1. 財・サービスのグローバル化

(1) 貿易の拡大と経済発展

まずモノについて、貿易が経済に与える影響はマクロ経済学とミクロ経済学の両面から、経済のパイ拡大、輸入による購買力向上、国レベルでの全要素生産性の上昇、企業レベルでの生産性向上等のメリットがあると分析がされてきた。この点、WTOによれば多くの研究が国際貿易量と経済成長には正の関係があるとしている[6]。

貿易が行われる理由は、生産技術の相違に要因があるとするリカードの比較優位理論や生産要素賦存[7]の相違に要因があるとするヘクシャー＝オリーン・モデル、規模の経済と製品種類の多様化による消費者利益が先進国間や企業内で貿易が行われる要因であるとするクルーグマンの新貿易理論を基礎として考えられてきた。さらに、生産性が高い企業だけが輸送費を伴うコストが上乗せされる貿易を行うとしたメリッツの「新」新貿易理論にまで至っている。

他方で、貿易を行う動機や必要性が存在したとしても、自由貿易[8]が行える環境が整っていることに加え、企業が貿易や更に広い意味でのグローバル化に伴う活動を行うに際して、その取引コストを上回る便益がなければ、貿易を含むグローバル化は進展しないため、取引コスト低減を図らないと世界の国々は貿易やグローバル化により発生する成長機会を逃してしまう可能性がある。

貿易を制限する伝統的な手段としては関税がある。関税自体が各国の貿易収支に与える影響はマクロ経済的には小さいものの、長期間、大規模かつ持続的な関税引下げは、企業の対内及び対外直接投資や生産構造を調整するため、企業のGVCへの参加も含め、国際分業を形成する可能性があると言われている[9]。この点、先進国、新興・途上国とも1995年にWTOが設立された以降の関税率は低下傾向が続いており、特に新興・途上国の平均関税率は1995年の24.2%から2017年には6.7%へ低下した。この間、世界の貿易額は約3.5倍、世界の名目GDPは2.6倍に増加し、世界経済は貿易自由化の進展とともに成長してきたといえる（第Ⅱ-1-1-1-2図）。

第Ⅱ-1-1-1-2図　世界の貿易額と関税率の推移

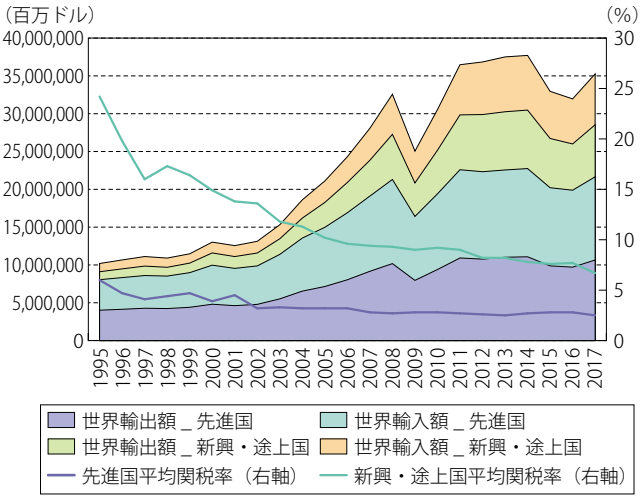

資料：IMF DOTS、世銀WDIから作成。

関税の他にも近年では、公正かつ必要不可欠な貿易制限的措置であるか否か外形上は容易に判断し難い技術基準や投資規制等の導入による非関税障壁によって企業の自由貿易を含むグローバルな活動が阻害されるケースが増大してきている[10]。

また、貿易に欠かせない輸送費の推移を1990年から見ると、2015年までの間に大幅に低下してきたことが分かる（第Ⅱ-1-1-1-3図）。

第Ⅱ-1-1-1-3図
世界の国際輸送コスト指数の推移（1990年＝100）

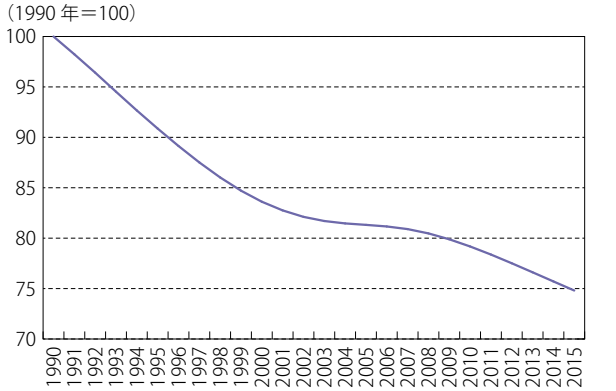

資料：Yvan Guillemette and David Turner（2018）「The Long View: Scenarios for the World Economy to 2060」OECD Economic Policy Paper July 2018 No. 22

5　木村（2018）、p. 8-14
6　経済産業省（2017）、p. 176-179
7　各国は、労働力、資本力、技術力等で相対的に比較優位を持つ生産要素を集約的に用いて生産される財を輸出入する。
8　「自由貿易」とは、一般に国家が、貿易に対して制限を加えないことをいう。
9　IMF（2019）, p. 115-116.
10　第Ⅱ部第2章4節参照。

なお、関税や輸送コストも含んだ貿易の取引コストについては、国連アジア太平洋経済社会委員会（以下、ESCAP）が推計しており[11]、時系列の分析では以下のとおりとなっている。

これによれば、異なる地域間の組合せにより貿易コストに差異があることが分かる。

以下、輸入する地域ごとに貿易コストの変化を見ると2009年以降に各地域の貿易コストは総じて低下傾向にあるものの、アフリカ、中南米、ロシアCISの貿易コストは高めになっており、これを低下させることで更に貿易拡大をする余地が大きいと考えられる（第Ⅱ-1-1-1-4図）。

第Ⅱ-1-1-1-4図
輸入地域ごとの貿易コスト指数の推移

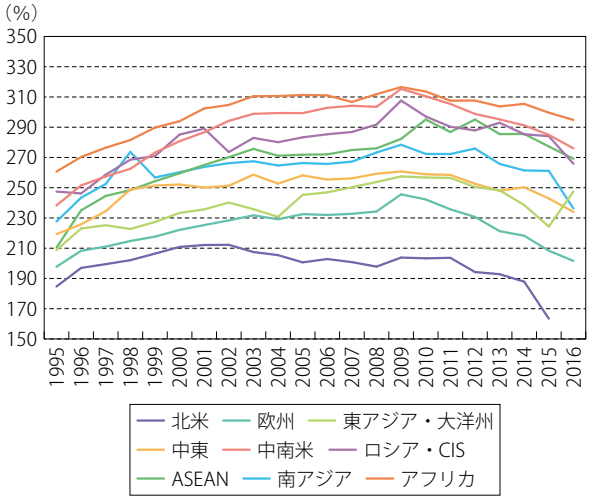

備考：輸入国における製造業の貿易コストを地域ごとに単純平均して算出。本貿易コストには、関税、輸送費、言語等の要素が含まれている。
資料：ESCAP-World Bank Trade Cost Databaseから作成。

ここでWTOが設立され貿易の自由化が進展した1995年以降の世界における財、サービスの輸出額の推移を見てみる。先進国、新興・途上国の両方において財、サービスとも増加しているが、その中でも新興・途上国の財輸出が急激に増加していることが分かる。

また、サービス輸出についても財輸出に比べて金額は小さいものの先進国、新興・途上国とも着実に増加しており、1995年から2017年にかけて3.8倍となった。新興・途上国全体は増加していないように見えるが、サービス貿易はデータが財輸出ほど整備されておらず、現時点では欠損値が多いためである。そこで、データが存在するBRICSのサービス輸出に限って見て見ると、1995年から2017年にかけて14.7倍となっており、新興・途上国においてもサービス輸出が拡大してきていることがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-1-5図）。

第Ⅱ-1-1-1-5図　世界の財、サービス輸出額の推移

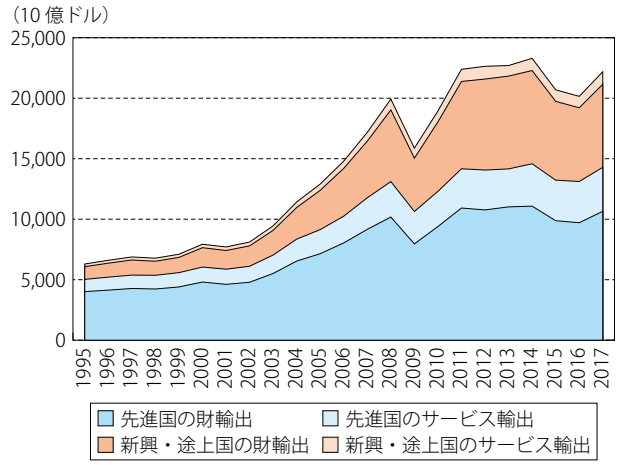

備考：2013年以降のサービス輸出額のうち、中国、インド、ブラジル、インドネシア等については、EBOPS2010の数値が無いため、BOPの数値を使用。また、同期間の新興・途上国の数値は欠損値が多いため参考値である点に留意。
資料：財はIMF DOTS、サービスは1995-2012年がOECD-WTO Balanced Trade in Services（BaTIS）、2013-2017年がOECD ITSS EBOPS 2010OPS2010）から作成。

次に主要国・地域において貿易が自国経済にとってどれほどの意味があるのかを、OECDが国際産業連関表を基に算出した付加価値貿易のデータ（OECD TiVA）から見てみる。従来の貿易統計は生産物（財）を対象としているのに対し、付加価値貿易は製品やサービスができあがるまでに、どの国でいくらの価値が加わったかを推計したものである[12]。各国の国内生産に占める付加価値輸出の割合は、2005年から2015年にかけて一部の国を除き高まっており、各国において輸出は自国の経済成長にとって不可欠なものとなっている（第Ⅱ-1-1-1-6図）。

米国、EU28、中国、インドといった国内・域内市場が大きな国・地域は、生産に占める付加価値輸出の割合が低めになる傾向はあるものの、製造業においては生産に占める付加価値輸出の割合は10％を超えており、国内生産を維持して雇用を確保して消費に結びつけるためにも世界市場との繋がりが不可欠になっていることがうかがわれる。

また、ドイツ、英国の付加価値輸出割合が他の主要国・地域より高いのは、EU域内での貿易が多いためと考えられる。EU28の生産に占める付加価値輸出の割合を見ると、製造業においては米国とほぼ同じであ

11　ESCAP（2017）.
12　猪俣（2014）、広田（2017）。

第Ⅱ-1-1-1-6 図
主要国の生産に占める付加価値輸出割合（産業別）

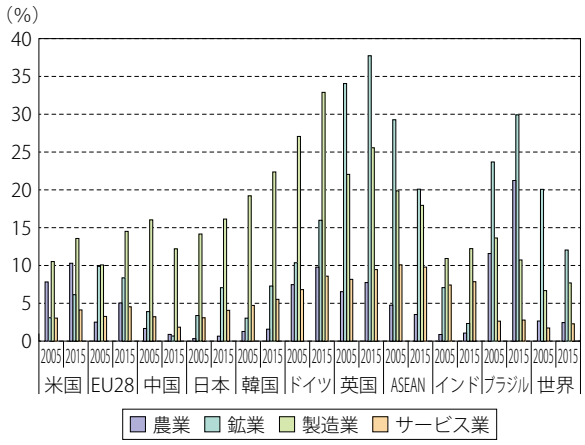

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-1-1-7 図　主要国の産業構造の変化（2005 年）

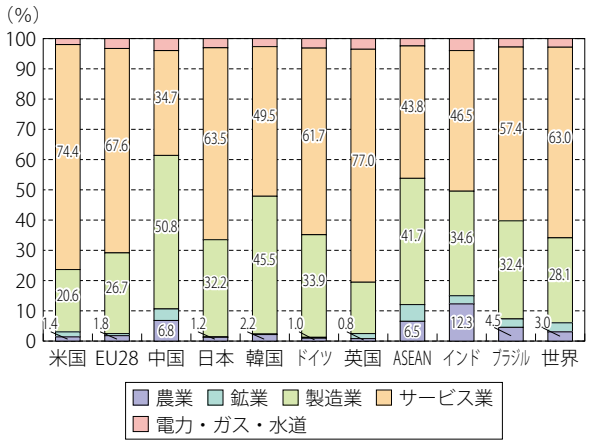

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-1-1-8 図　主要国の産業構造の変化（2015 年）

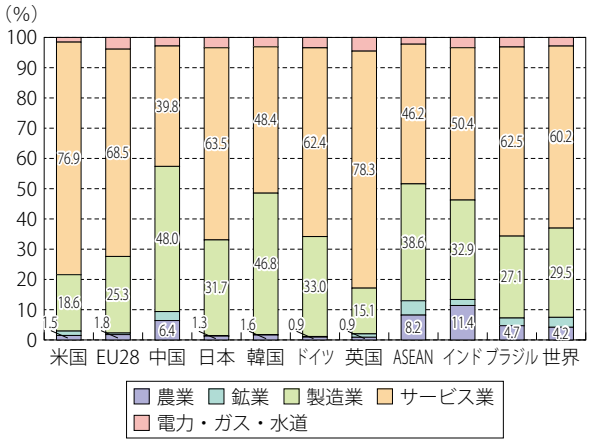

資料：OECD TiVA から作成。

り、各国の生産を域内市場で消費しているものと思われる。

さらに、世界の生産に占める付加価値輸出の割合を見ると鉱業を除いて主要国より低い傾向にあり、国内生産したものを輸出せずに国内でのみ消費している国々が多い可能性があり、今後も各国間の貿易が成長する余地があると推察される。

主要国における産業構造を国内生産の産業別割合から見ると、中国においては 2005 年、2015 年とも製造業の国内生産割合が約 50％となっており、生産に占める付加価値輸出の割合が 2005 年で 16.0％、2015 年で 12.2％と近年では国内生産の輸出依存が縮小傾向ではあるものの、国内生産の 10％超が海外での消費に向けられるため、貿易が国内経済に与える影響が大きいことがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-1-7 図、及び 8 図）。

また、中国に次いで国内産業に占める製造業の割合が高い韓国においては、生産に占める付加価値輸出の割合が 2005 年で 19.2％、2015 年で 22.4％となっており、中国以上に製造業の輸出に国内経済が依拠しているといえる。同様に日本においても生産に占める付加価値輸出の割合が 2005 年の 14.2％から 2015 年の 16.1％と高まり、外需の重要性が高まっているように見える。他にドイツ、英国等の EU 加盟国において、生産に占める付加価値輸出の割合が高いが、これは EU 域内貿易が活発に行われているためと推察される。

なお、米国、EU28、日本、韓国、ASEAN、インドとも、製造業においては国内生産に占める付加価値輸出の割合が 2005 年より 2015 年のほうが高まっており、海外市場との繋がりが強くなってきたことを示している。

次に世界貿易で大きな割合を占めている主要国間の貿易を見ることで、貿易の主軸となっている国がどのように変化してきたかを見てみる[13]。ここでは、世界貿易（輸出額と輸入額の合計）に占める二国間貿易（輸出額と輸入額の合計）の割合が 0.1％以上を占める取引を地図上に表記した。

世界貿易に占める割合が 0.1％以上の二国間貿易取引は、2000 年では米国が 25ヵ国（うち先進国 15ヵ国、新興・途上国 10ヵ国）、ドイツが 19ヵ国（うち先進国 14ヵ国、新興・途上国 5ヵ国）、日本が 16ヵ国（うち先進国 10ヵ国、新興・途上国 6ヵ国）、中国が 6ヵ国（うち先進国 5ヵ国、新興・途上国 1ヵ国）との間で 0.1％以上となっていた。中国の新興・途上国の貿易相手はサウジアラビアで資源取引が中心と考えられ、2000

13　加藤、永沼（2013）。

年時点では、米国、ドイツ、日本が世界貿易の主要なハブになっていた。

また、世界貿易において金額の大きい貿易取引は主に先進国間 55 組[14]、先進国と新興・途上国間 25 組で、新興・途上国間は中国とサウジアラビア、及びブラジルとアルゼンチンの２組のみだった（第Ⅱ-1-1-1-9 図）。

2000 年から 2017 年にかけては、貿易のハブとなる国に大きな変化が生じることになった。世界貿易に占める２国間貿易の割合が 0.1％以上の貿易取引は、中国が 25ヵ国（うち先進国 12ヵ国、新興・途上国 13 か国）、米国が 19ヵ国（うち先進国 12ヵ国、新興・途上国７か国）、ドイツが 18ヵ国（うち先進国 14ヵ国、新興・途上国４ヵ国）、日本が７ヵ国（うち先進国５ヵ国、新興・途上国２ヵ国）となり、中国が米国に代わって最も多くの国と規模の大きな貿易を行うようになった。しかしながら、中国が大規模貿易の相手国数を先進国、新興・途上国の双方で大幅に増やしているのに対して、米国、ドイツ、日本とも貿易相手国、相手国数、及び先進国を中心とした貿易構造という点では、ほとんど変化が見られない。このことは、2017 年では先進国間 41 組、先進国と新興・途上国間 25 組、新興･途上国間は 14 組となっており、先進国間では 0.1％以上の割合を占める貿易取引が減少したのに対し、新興・途上国間の貿易比率が高まっていることからもうかがわれる。

なお、先進国と新興・途上国間の貿易の組合せのうち、中国が含まれるものは 2000 年には 25 組中５組だったが、2017 年には 25 組中 12 組となった他、2000 年には名前の挙がっていなかったベトナムが米国、韓国との貿易で世界シェア 0.1％以上となっている。その他の新興・途上国と先進国の組合せでは変化はほとんど見られない。

2017 年時点では中国を中心とした新興・途上国間の貿易ネットワーク（地図中の赤線）が主に ASEAN、インド、中南米との間で進展していることがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-1-10 図）。

第Ⅱ-1-1-1-9 図　世界貿易額の 0.1% 以上を占める二国間貿易（2000 年）

備考：１．青い枠の〇は先進国、赤い枠の〇は新興・途上国。〇の赤塗りつぶしは世界貿易シェア 0.1% 以上の二国間貿易の合計額が１兆ドル以上、青塗りつぶしは同５千億ドル以上、緑塗りつぶしは同１千億ドル以上。青線は先進国同士、赤線は新興・途上国同士、緑線は先進国と新興・途上国の繋がりを示している。また、二国間の線は太い順に貿易総額が２千億ドル以上＞１千億ドル以上＞５百億ドル以上＞５百億ドル未満とした。
２．香港と各国の貿易は除いている。
資料：IMF DOTS から作成。

14　地図の表記と同様に香港を除いた数でカウント。

第Ⅱ-1-1-1-10 図　世界貿易額の 0.1% 以上を占める二国間貿易（2017 年）

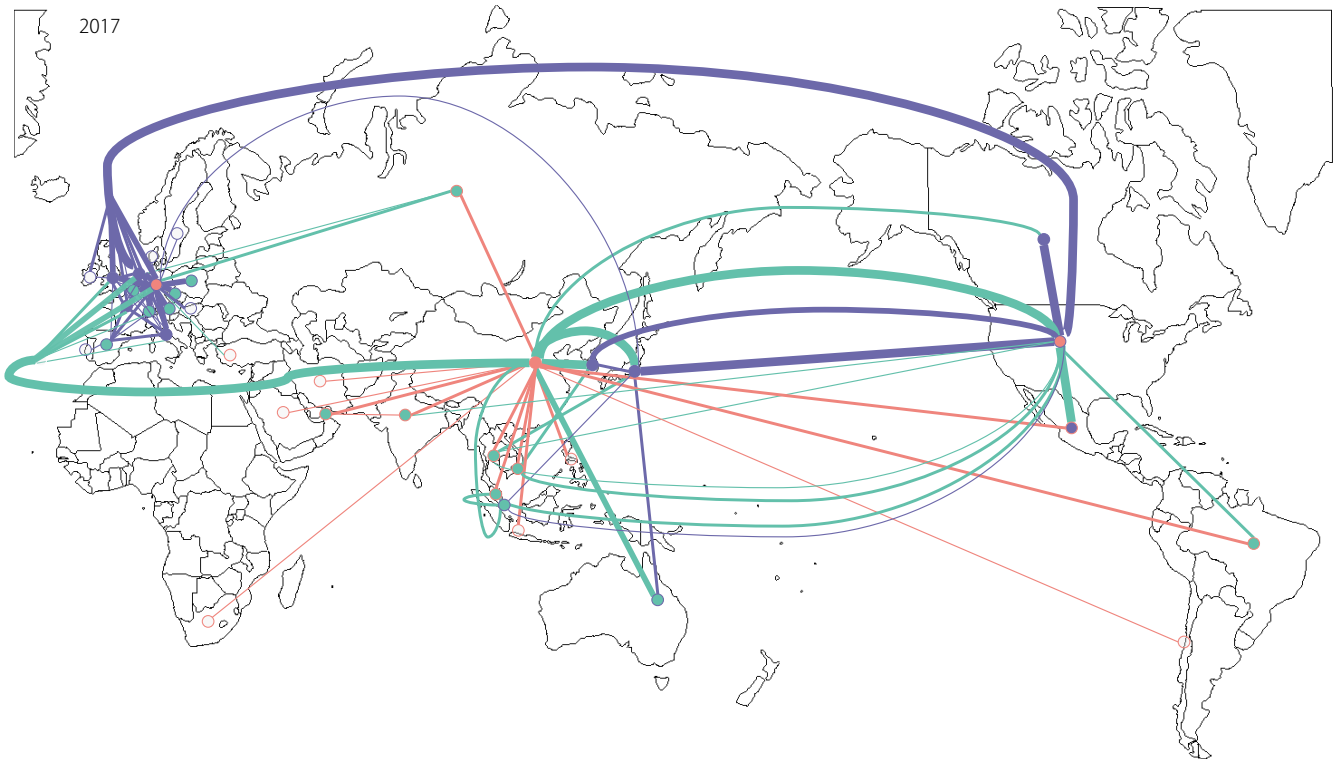

備考：1．青い枠の〇は先進国、赤い枠の〇は新興・途上国。〇の赤塗りつぶしは世界貿易シェア 0.1% 以上の二国間貿易の合計額が 1 兆ドル以上、青塗りつぶしは同 5 千億ドル以上、緑塗りつぶしは同 1 千億ドル以上。青線は先進国同士、赤線は新興・途上国同士、緑線は先進国と新興・途上国の繋がりを示している。また、二国間の線は太い順に貿易総額が 2 千億ドル以上＞ 1 千億ドル以上＞ 5 百億ドル以上＞ 5 百億ドル未満とした。
2．香港と各国の貿易は除いている。
資料：IMF DOTS から作成。

(2) グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の深化

既に見てきたように、関税の引下げを始めとする貿易の自由化に支えられて、世界的に貿易額が拡大してきた。その過程で量的な拡大だけでなく、中間財を中心とする貿易構造への変化があり、その背景に国際的な生産分業が指摘されている（第Ⅱ-1-1-1-11 図）。

貿易自由化によって貿易コストが低下すれば、生産活動を工程間で分割して複数の国で行うことが可能となる。単純な国際的生産分業のモデルとしては、まず、基幹部品など付加価値の高い中間財を資本・技術の豊かな地域で生産する（第Ⅱ-1-1-1-12 図）。次にその中間財を賃金の安い国に輸出して組立工程を行うことで生産工程の最適化を行うことができる。最終生産物は消費地に送られるが、生産国内に十分な市場がない場合は、中間財の生産国に輸出されることも、大きな市場を有する第三国に輸出されることもある。この第三国へ輸出されるケースが「三角貿易」と呼ばれるものである。生産分業の複雑化に伴って、中間財が生産拠点間を次々に移動していくことになり、中間財貿易が拡大していく。[15]

第Ⅱ-1-1-1-11 図　世界の財別輸出の推移

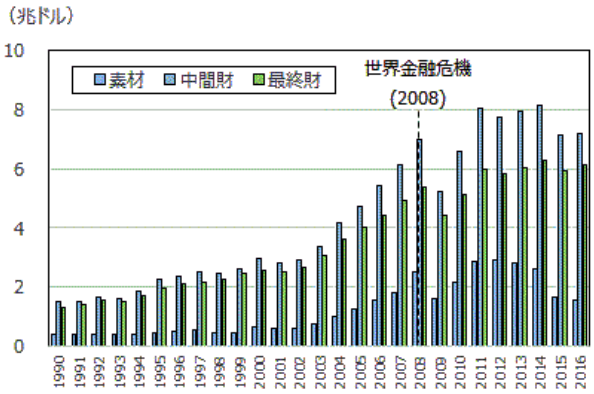

資料：RIETI-TID から作成。

15　このような国際的な生産の連鎖、それに伴う財・サービスの流れは、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）、グローバル・サプライ・チェーン（GSC）などと呼ばれる。両者については、必ずしも明確な定義があるわけではないが、いわゆる製品のスマイルカーブにおいて、企画、研究開発、生産、販売、メンテナンス等の全工程を広く意味する場合はグローバル・バリュー・チェーン、その中で特に生産工程に焦点を当てて、資材の供給網という意味で用いる場合はグローバル・サプライ・チェーンを使うことが多い。本白書においては、主として生産工程における財の流れに焦点を置きつつも、後で説明する付加価値貿易のように、財の中に体化されているサービス部分も含めて広く分析することから、グローバル・バリュー・チェーンを使い、GVC と略して表記する。

第Ⅱ-1-1-1-12 図　国際的な生産分業のモデル

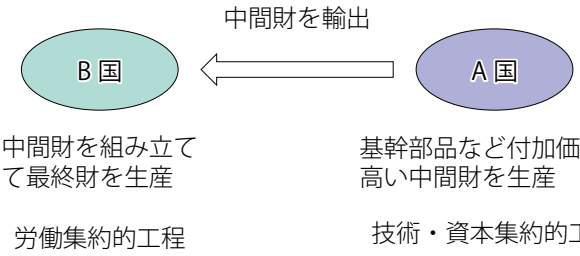

このような国際的な生産活動の連鎖は、一つの製品を各国が協力して次々に仕上げていくということに他ならない。各国における生産活動は相互補完的であり、各国経済も相互依存関係を深めることになる。もし、国際的な生産活動の連鎖のどこかに障害が生じれば１国の問題にとどまらず全体のシステムに影響が及ぶ可能性がある。

2010 年代、中間財を始めとする貿易額の拡大が停滞しているとの指摘がある。特に 2015 年、2016 年は中間財が最終財に比べて大きく減少しているように見える。

中間財の貿易額は、構造的には国際的生産分業が拡大する過程で増加していくと考えられる。例えば、直接投資によって海外に生産拠点が移転する場合には、国内から新たな生産拠点向けに中間財の輸出が増加する。多くの企業が次々に海外移転をしていけば、それに応じて中間財貿易は一層拡大する。しかし、個々の生産拠点において操業年数とともに、部品供給業者の現地進出や現地地場企業の技術水準の向上等によって現地で中間財が生産されるようになれば、本国からの中間財輸出は減少する可能性もある。例えば後で見るように日系製造業は ASEAN で現地調達が拡大し、最近の日本からの調達額はほぼ横ばいとなっている（第３章第３節参照）。こうしたバランスによって中間財輸出額の増減も変わってくるので、必ずしも中間財が最終財に比べて早いペースで拡大するとは限らない。いずれにしても、依然として中間財の貿易額が高水準であり、各国間の自由な貿易が重要であることには変わりがない。なお、2015 年及び 2016 年については、そのような構造的要因とともに、資源価格の低下という特殊な要因の影響も考えられる。両年とも素材・中間財が減少しているが、2014 年前半をピークに原油を始めとする資源価格が低下している（第Ⅱ-1-1-1-13 図）。主要業種別に素材・中間財の貿易額を見ると、資源価格の影響を受けやすい石油・石炭が大きく落ち込み、化学、鉄鋼等も減少している。一方、電気機械、輸送機械等の中間財（機械部品等）は必ずしも減少していない（第Ⅱ-1-1-1-14 図）。

第Ⅱ-1-1-1-13 図　資源価格の推移

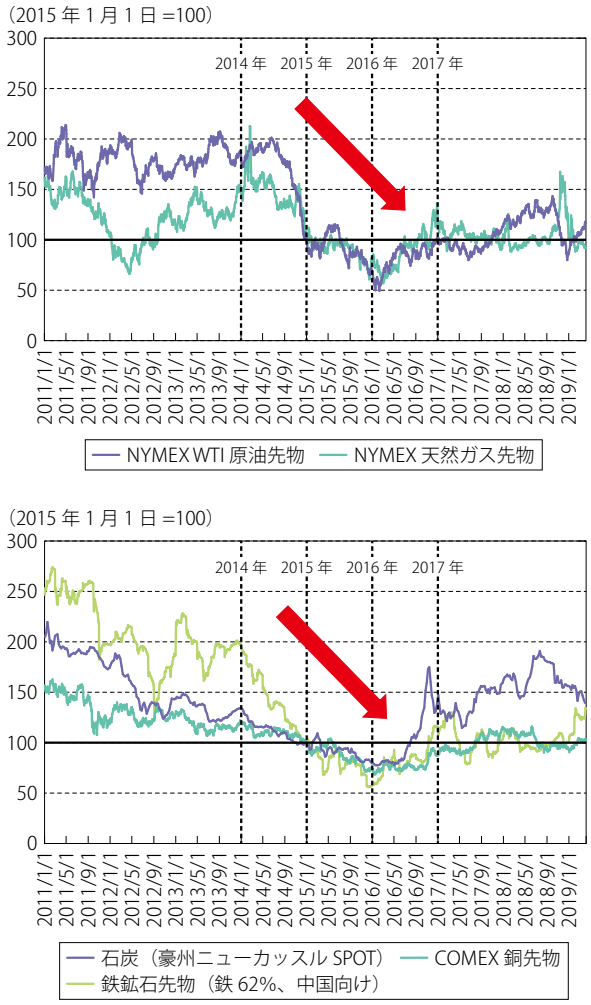

資料：トムソン・ロイターから作成。

第Ⅱ-1-1-1-14 図
素材及び中間財輸出の主要業種別内訳

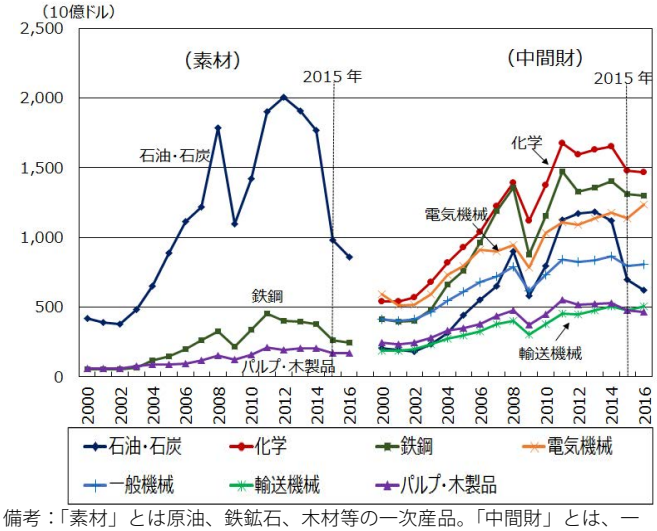

備考：「素材」とは原油、鉄鉱石、木材等の一次産品。「中間財」とは、一次産品を加工した精製油、粗鋼、パルプ等。
資料：RIETI-TID から作成。

世界の中でも特に日本を含む東アジアは、機械産業を中心に中間財のシェアが高く、国際的生産分業の展開が指摘されている（第Ⅱ-1-1-1-15 図）。

第Ⅱ-1-1-1-15 図　東アジアの域内輸出の推移

（全業種）

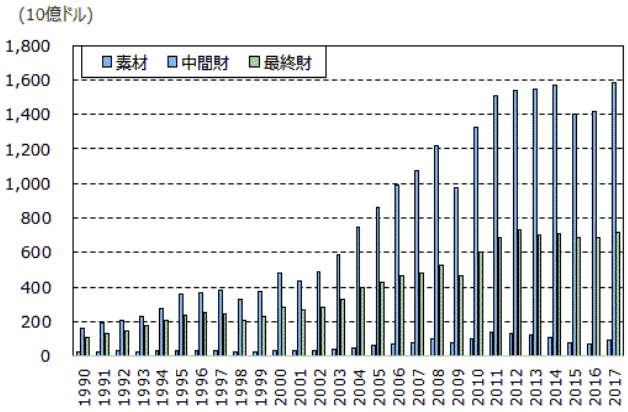

（うち、機械産業）

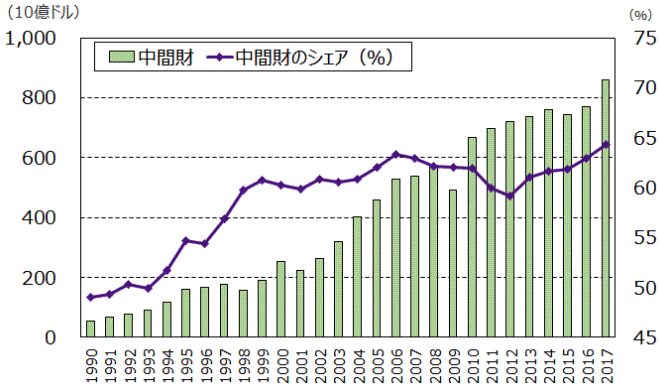

備考：一般機械、電気機械、家庭用電気機器、輸送機械、精密機械を対象に集計。
資料：RIETI-TID から作成。

東アジアでは、資本・技術が豊かな先進国と、低廉な労働力に恵まれた新興国という２つの異なるタイプの国が存在し、国際的な生産分業が展開しやすい環境にあった。上記のモデルで言えば、日本、韓国で基幹部品など中間財を生産し、中国、ASEAN で組立工程を行う。最終製品は、現地国内での販売、日本・韓国への逆輸出とともに、域外の欧米諸国へ輸出される。この欧米諸国への輸出がいわゆる三角貿易といわれる形態である。

東アジアの域内貿易を他の地域と比較すると、中間財、特に部品のシェアが高いことが目を引く（第Ⅱ-1-1-1-16 図）。国際的な生産分業は他の地域でも見られたものの、東アジアが最も顕著に域内で国際的生産分業を展開した。特に中国は「世界の工場」といわれるほど輸出を拡大した。

東アジアの貿易構造は、域内貿易と域外貿易（特に欧米等先進国向け）では財別構成が異なる。域内貿易においては中間財（機械部品や鉄鋼・化学品などの加工品）が中心であった。また、最終財の中では、消費財よりも資本財（工作機械、建設機械、パソコンなど）の方が貿易額が大きく、生産のための貿易の色彩が濃い。反対に、域外への輸出では域内で組み立てられたと見られる最終財のシェアが高い。なお、東アジア域内でも、日本、韓国等の先進国へは最終財の輸出シェアが高い。

第Ⅱ-1-1-1-16 図　主要地域の域内貿易

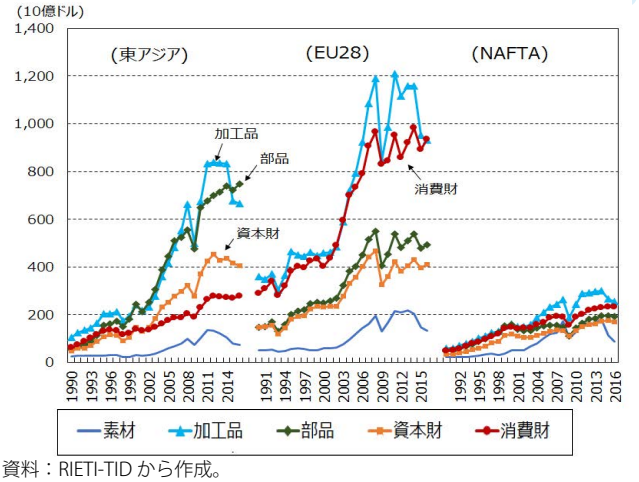

資料：RIETI-TID から作成。

このような東アジアと世界主要地域との貿易フローを俯瞰したのが第Ⅱ-1-1-1-17 図である。矢印は貿易フローで、大きさが大きいほど貿易額が大きく、色が濃いほど中間財比率が高い。

1990 年と 2016 年を比べてみれば、まだ 1990 年にはアジアにおける中間財貿易は限られていたが、2016 年には矢印がより大きくより濃くなっており、中間財貿易が拡大していることを示している。アジアの中で、日本・韓国から中間財が中国・ASEAN に輸出されるとともに、ASEAN 域内、中国・ASEAN 間においても相互に中間財が輸出されている。一方、中国・ASEAN から欧米向けには最終財中心に輸出がされており、地場の輸出品とともに、輸入中間財等をもとに組み立てられた完成品が第三国に輸出される、いわゆる三角貿易の存在を示唆している。このようにアジアでは、多くの国がより深くグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に参加し、より複雑な依存関係を構築している。

(3) 次にくるグローバル化

今後、GVC が更に世界中で拡大するか否かについては、見解が分かれている。この点、GVC に加わり

第Ⅱ-1-1-1-17 図　世界的な貿易フロー

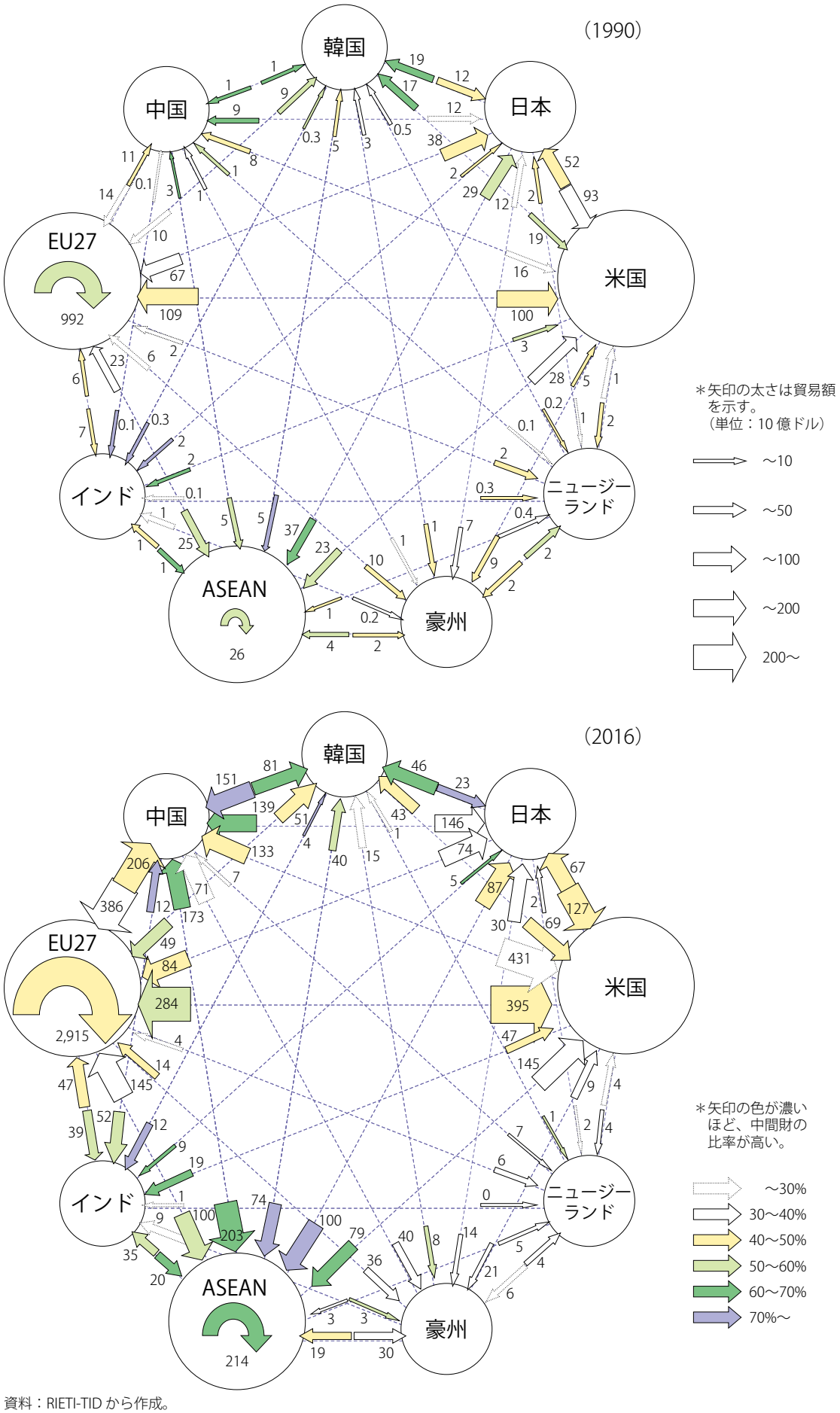

資料：RIETI-TID から作成。

たいと考えている低コスト労働者が世界中に何十億人も存在し、そうした国の政府の多くがGVCに加わる努力をしおり、高賃金の先進国から低賃金の発展途上国へと製造業の仕事が流入し続け、流入先となる発展途上国はますます広がり続けるという見方がある[16]。また、世界金融危機から回復した2011年以降に世界全体の貿易がほぼ横ばいの中、東アジアのGVCを介した一般機械産業の部品貿易が東アジア域内貿易において復活していることを理由に、東アジアの同産業についてはGVCが今後も成長し続けるとの見方がある[17]。

他方で、2011年をピークにGVCの拡大ペースは減速しており、その背景にはアジアにおける人件費上昇や企業のデジタル経済化、自動化、サービス化の戦略が存在しているとの見方も存在しており[18]、世界の総輸出額増加の鈍化と合わせてGVC関連輸出の総輸出に占める割合が停滞しているようにも見える（第Ⅱ-1-1-1-18図）。

第Ⅱ-1-1-1-18図
総輸出に占めるGVC関連輸出の割合

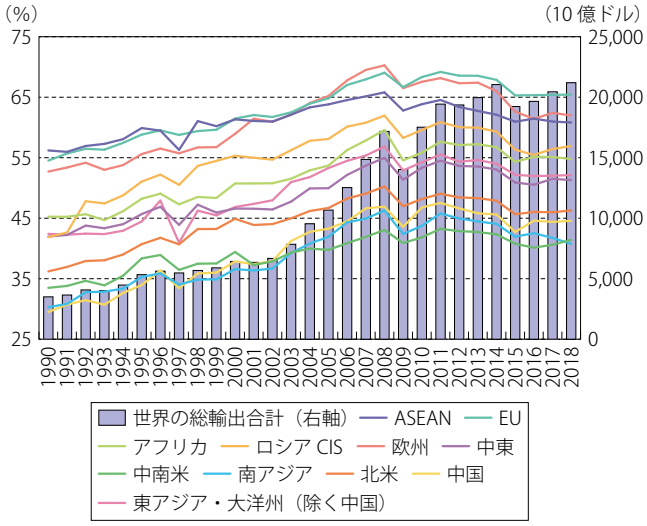

備考：GVC輸出とは、各国・地域の総輸出に含まれる海外付加価値と外国から輸出される各国・地域の付加価値を指し、これは外国の付加価値を国内で利用して輸出し、自国の付加価値を外国が利用して輸出しているものであることから、本金額の大きさはや伸びはGVCへの関与度合いを示しているものと推察される。
資料：UNCTAD-Eora GVC Databaseから作成。

2000年以降の世界的な貿易額の急増が鈍化している中、今後、更なる企業のグローバル化が広がるか否かは、GVCが新興・途上国に広がった理由が主に生産の効率化を目的として、安価な労働力のある途上国へと生産工程の一部を分散したことから、企業が節約できるコストと新規に増加するコスト（輸送費、投資、人材教育等のコスト）を比較したうえで、得られる全体のベネフィットの大小により工程間分業が進展するか否かが決まるとの指摘が参考になる。

現在の中国の賃金は上昇しており、これはGVCにとっては抑制要因となるが、まだ賃金の低い取り残された後発途上国にGVCが広がる可能性は高まるとされる。さらに、生産工程に新しい技術が導入されて、途上国で得られるコスト優位性を考慮する必要がなくなれば、生産拠点が輸送費等の必要のない国内に回帰する誘因になり、他にも資源価格高騰による輸送コストの上昇、各国における規制の導入や災害の発生もGVCの形成に影響を与えることになるという[19]。この点、例えば世界の生産年齢人口に占める地域別の割合を見ると、南アジア、中国、アフリカの占める割合が高く、労働力を多く必要とする産業においては、これらの地域に引き続きGVCが展開していく可能性はある（第Ⅱ-1-1-1-19図）。

第Ⅱ-1-1-1-19図
世界の生産年齢人口に占める地域・国別の割合

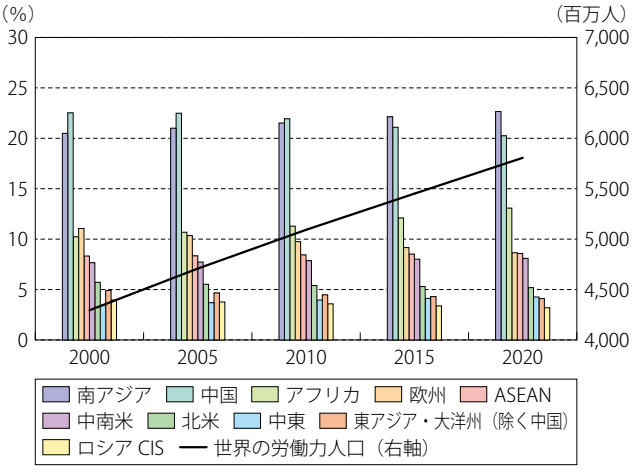

資料：ILO Employment-to-population ratio, Nov 2018から作成。

また、GVCの広がりは、海外直接投資やM&Aの動向を見ることによっても、ある程度の状況を確認することができると考える。必ずしも全ての直接投資が企業のGVCに繋がるものではないとの認識の下、世界の対内直接投資残高伸び率を見ると、2000年代前

16 ボールドウィン（2018）、pp 358
17 Obashi, A.and Kimura, K（2018）、小橋（2018）、pp 22-47。
18 OECD（2018）.
19 黒岩（2019）。

半に比べて 2010 年以降はほとんどの地域で鈍化しており、OECD の見解のとおり 2011 年をピークに GVC が停滞していることがうかがわれる。他方で、南アジアを筆頭に北米、ASEAN、東アジア・大洋州では世界の対内直接投資残高伸び率と比較して高い伸びとなっている。また、南アジアの対内直接投資残高の名目 GDP に占める割合は、その規模に比して他の地域より低いこともあり、今後、対内直接投資の増加により外国企業との繋がりが拡大し、同地域が GVC に大きく関与していくことにある可能性もある（第Ⅱ-1-1-1-20 図）。

第Ⅱ-1-1-1-20 図
地域ごとに見た対内直接投資残高の伸び率

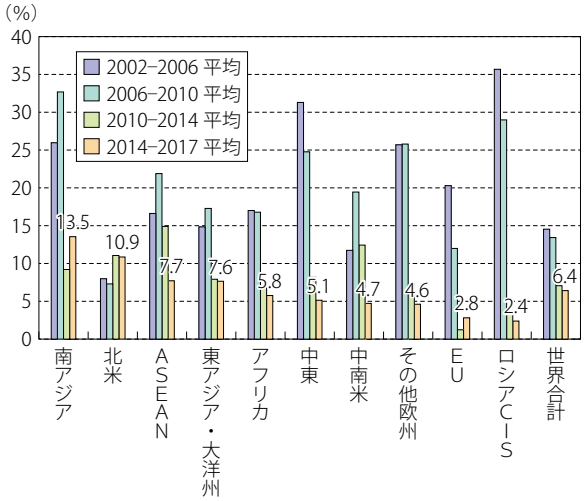

備考：毎年の前年比伸び率を 2002–2006 年、2006–2010 年、2010–2014 年、2014–2017 年の期間で単純平均して同期間の伸び率を算出。
資料：UNCTAD（2018）から作成。

コラム 5　付加価値貿易による考察

国際的生産分業に基づく GVC が発達したため、貿易統計だけでは実態が把握できないとの指摘がある。ここでは、OECD が開発した付加価値統計（OECD TiVA）を利用して日本の GVC を別の視点から分析することを考える[20]。

OECD TiVA を利用することで、これまでの貿易統計では把握が困難だった内容を分析することができる。既に本項では国内の付加価値生産に占める輸出のシェアを見たが、その他にも例えば、①各国の輸出入の中に含まれている付加価値額を原産国別に区分することができる、②特に二国間貿易ごとに原産国別の付加価値額が分かれば、仮にある二国間で貿易制限措置が導入された場合に影響を受ける各国の付加価値額の目安をつけることができる[21]、③自国付加価値輸出の最終需要地を分析することができる、④これらを組み合わせると、各国の付加価値輸出の経路、最終需要国、最終需要の内容（最終消費か総固定資本形成か）等について、おおよその全体像を描くことができる、等である。本章第 2 節では、①②を利用して米国・中国間で貿易制限措置が導入された場合の影響を考察する。また、第 3 章第 2 節では③④を利用して、日本を中心とした GVC を考察する。

本コラムでは、各パートの分析に入る前に、付加価値統計の見方を整理する。例えば、日本から米国への輸出を考えると、従来の統計では 1370 億ドル（2015 年）となる[22]。しかし、日本の輸出の中には他国から輸入した中間財を利用している場合もあり、OECD TiVA では、日本の付加価値と他国の付加価値を分けることができる。それによれば日本の対米輸出の中で日本で生産された付加価値は 1201 億ドル（外国の付加価値成分が 169 億ドル）となる。

他方で、国際的生産分業の中で、日本国内の企業が海外現地法人等に中間財を輸出し、海外で加工組

20　日系海外現地法人のデータは、日本からの調達と相手先別売上の両面が同時に分析できたが、その反面、日本からの中間財輸入を受けた外国企業の動向は分析から外れることになる。そして、日本の製造業輸出の約半分は資本関係のない会社向けであることも既に見ている。その意味で日本国内で生産された付加価値に着目し、国際的にどう移動していくかを見ることで、補完的に企業国籍に関わらない国際的な結びつきについて分析することができる。ただし、その場合は日系海外現地法人が生み出した付加価値は立地国の付加価値と見なされる点には注意が必要。
21　OECD TiVA は、国際産業連関表をもとに一定の仮定をおいて推計した結果であり、一つの目安に過ぎない点には注意が必要。
22　ただし、OECD TiVA は、財とともにサービスも対象に含むため、財だけを対象とする通関統計よりは大きな値となる。

立が行われて米国に輸出された場合は、第三国経由で日本の付加価値が米国に輸出されることになる。日系海外製造業現地法人はアジアに多く展開しており、日本の付加価値は中国に913億ドル、ASEANに839億ドル、韓国に401億ドル、台湾310億ドルが輸出されている[23]（コラム第5-1図）。これらの国・地域からの対米輸出にも日本の付加価値が含まれ、その額は中国83億ドル、ASEAN46億ドル、韓国23億ドル、台湾15億ドルと推定されている。同様に米国の隣国のメキシコ、カナダ、EUからも日本の付加価値が米国に輸出されている。

なお、第三国を経由する場合は、生産活動でその国の財・サービスを使うことが多いため、日本から直接輸出する場合に比べて、輸出額に占める日本の付加価値額のシェアは低い水準となる。例えば、日本の対世界輸出額に対する日本の付加価値額シェアは86.8%であるが、中国、ASEAN、韓国、台湾の対世界輸出額に占める日本の付加価値額は、それぞれ、1.6%、3.3%、2.9%、4.1%となる。

コラム第5-1図　日本の対米付加価値輸出と主要経由国・地域（2015年）

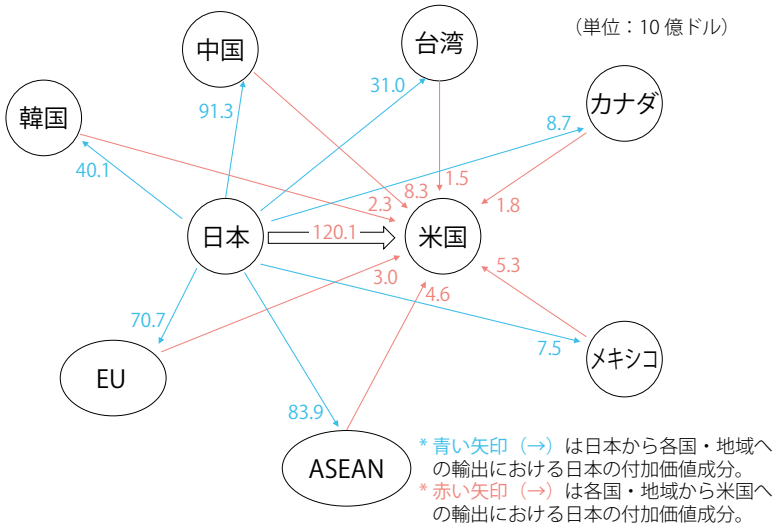

資料：OECD TiVAから作成。

ここまでを整理すると、米国の日本からの輸入はこれまでの統計では1370億ドル、そのうち、日本の付加価値は1201億ドル（コラム第5-2図）。これが日本からの直接輸入であり、この他に第三国を経由した間接輸入における日本の付加価値は291億ドルある。直接・間接を含めた米国が輸入する日本の付加価値は合計1493億ドルとなる。ただし、この全額が米国で需要されるわけではない。米国で加工組立が行われて、さらに第三国に輸出されるものもあり、米国を最終需要地とする日本の付加価値は1390億ドルとなる。

日本の付加価値はGVCを通じて世界を巡っており、様々な視点から統計を取ることができる。どの数値が正しく、どれが間違っているわけではないが、持つ意味合いが変わってくるので注意が必要である[24]。仮に貿易制限措置が取られた場合は、その経路によって対象になるかどうかが変わってくる可能性がある。

コラム第5-1図のような中で、仮に米国と中国との間で貿易制限的措置が導入された場合、中国を経由した日本の付加価値輸出（例えば、スマートフォンに組み込まれる電子部品等）にも影響が及ぶ可能性があり、それは同時に日本の中国向け輸出にも影響する。日本の中国向け輸出の中には、米国向けに再輸出される付加価値のほかに、中国国内で最終需要される付加価値（例えば、設備投資に利用される工作機械等）もあり、そちらにも影響が及ぶ可能性がある。

23　日本から各国向け輸出に含まれている付加価値額。なお、ここでは説明のわかりやすさを考えて「輸出」という表現を使ってきたが、正確にはコラム第5-1図の数値は、OECD TiVAのデータ上、二国・地域間の「輸入」に占める付加価値額を表示している。
24　日本の対米付加価値輸出額としては、直接輸出の付加価値1201億ドルか、米国を最終需要地とする付加価値1390億ドルが分かりやすい。

コラム第 5-2 図　米国の日本からの輸入

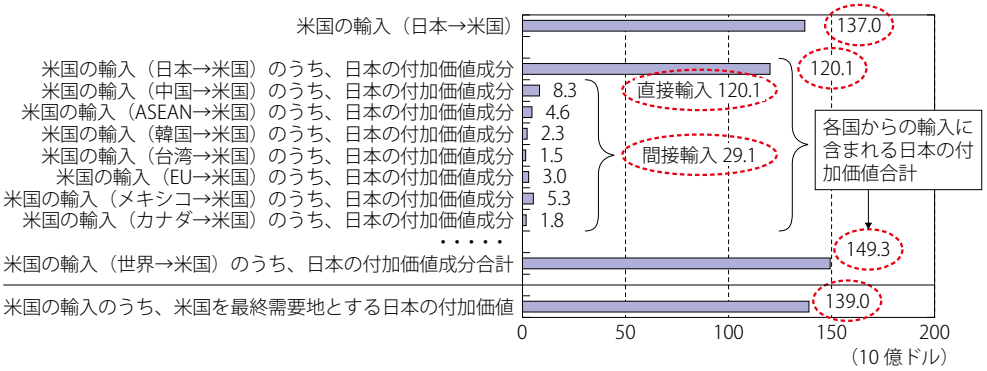

資料：OECD TiVA から作成。

また、この説明は、日本から第三国、その第三国から米国という単純な図式に基づいているが、実際には更に第三国同士での日本の付加価値の流れがあるのでより複雑である。例えば、日本から一旦韓国に輸出された付加価値成分の一部が中国に輸出され、それが最終完成品として米国に輸出されることもあり得、この場合は日本から韓国への輸出にも影響が及ぶ可能性がある。

2. 資本のグローバル化

前項では、財・サービスの観点からグローバル化がいかに進展してきたかを確認した。本項では、資本（カネ）の観点からグローバル化の進展を見ていきたい。

（1）直接投資の動向

世界のカネの流れを直接投資残高の面から見ると、世界全体の金額は増加しているものの、地域別に分類すると、その金額の多くは EU28、北米に向けられている。2000 年以降、東アジア、ASEAN、ロシア CIS、中南米等が世界の直接投資残高の伸びに大きく寄与した時期もあったが、2017 年では米国と EU28 の寄与度が高くなっており、投資金額規模としては先進国が引き続き大部分を占める投資先となっていると考えられる（第Ⅱ-1-1-2-1 図）。

直接投資残高の金額全体で見ると北米と EU28 が多いものの、他の地域においても直接投資残高は着実に増加してきており、経済規模の大きくない新興・途上国にとっては、海外からの対内直接投資の増加が自国

第Ⅱ-1-1-2-1 図　地域別対内直接投資残高と同伸び率の地域別寄与度

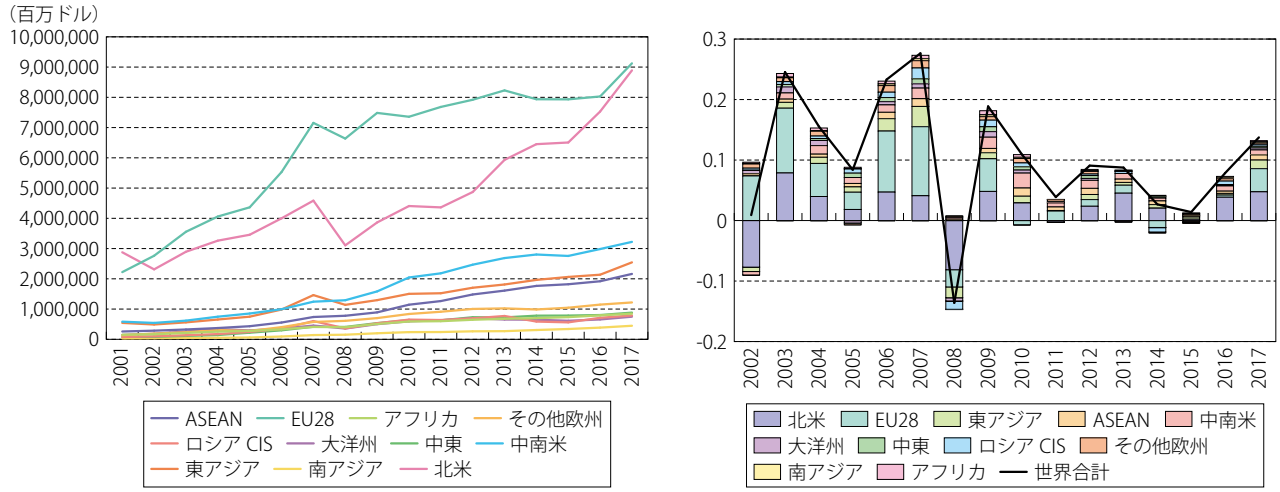

資料：UNCTAD（2018）から作成。

の経済成長に一定程度の影響を与えるようになってきていると考えられる。対内直接投資残高の各地域名目GDPに占める割合の変化を見ると、各地域ともその割合は2001年から2017年にかけて増加しており、ASEAN、EU28、その他欧州、中南米が2017年時点で50%を超えている。他方で、南アジア、東アジア・大洋州、中東は、GDP規模に比べて対内直接投資の占める割合が相対的に低くなっており、経済規模から考えると投資の受け入れ余地が他の地域に比べて大きいように思われる（第Ⅱ-1-1-2-2図）。

第Ⅱ-1-1-2-2図
名目GDPに占める対内直接投資残の割合の変化

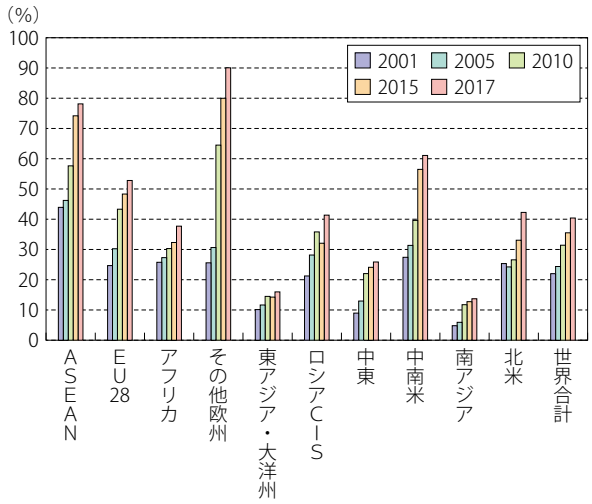

資料：UNCTAD（2018）から作成。

地域ごとに名目GDP、同伸び率、及び対内直接投資残高伸び率の2009年から2017年の変化を見てみる。2002年から2009年にかけて新興・途上国が構成する地域の名目GDPは、金額規模では先進国に及ばないものの、GDP平均伸び率は10%超、対内直接投資残高平均伸び率も概ね15%を超えるなどは先進国を大幅に上回る成長をしていた。他方で、2010から2017年にかけては、新興・途上国が構成する地域の名目GDPと対内直接投資残高の平均伸び率は、ASEANと南アジアが比較的高い水準を維持しているものの、先進国と同じ水準まで低下した（第Ⅰ-1-2-3図）。

次に海外直接投資の主要な資金供給元である米国、日本、中国、及びドイツがどの国・地域に重点的に投資を行い、緊密度を高めているのか否かについて、各国の投資残高上位25ヵ国・地域を抽出して緊密度、投資残高伸び率、投資残高の変化を2009年から2017年にかけて見てみる。

グラフの縦軸は、主要国がどの国・地域を投資先と

第Ⅱ-1-1-2-3図
名目GDP、同伸び率及び対内直接投資残高伸び率の変化（2009、2017）

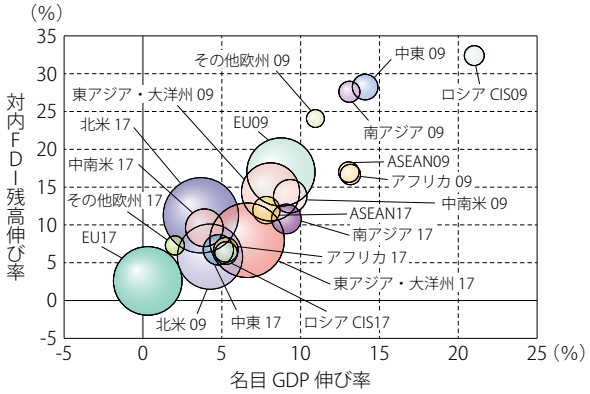

備考：「国名09」、「国名17」の名目GDP伸び率及び対内直接投資残高伸び率は、それぞれ2002-2009年及び2010-2017年の前年比伸び率の平均値、バブルの大きさは2009年及び2017年の名目GDP金額。
資料：UNCTAD (2018)、世銀WDIから作成。

して重視し、重点的に投資を行っているかを比較するため、「(X国のY国への投資／X国の世界への投資)÷(世界のY国への投資／世界の世界への投資)」で算出した指数を表している。下図にある米国を例にすると、米国は日本に対して、世界全体が日本に対して行う投資より3.8倍も多く投資をしていることを表している。すなわち米国は、世界平均よりも多くの金額を日本に投資をしており、米国にとって日本が相対的に重点的な投資相手国であることを意味している。

米国は、2009年と2017年のいずれもEU28向けの投資残高が最大となっている。また、残高の規模は及ばないものの、カナダ、日本も相対的に残高が大きく、緊密度が高い重点的な投資先となっている。他に緊密度が高い国・地域としては、バミューダ、ルクセンブルク、英領ヴァージン等のタックスヘイブンが多いことが特徴となっている。

2009年から2017年にかけては、ASEANへの投資残高伸び率が高くなっており、緊密度は相対的に高くはないものの、米国と同地域の結びつきが強くなっていることがうかがわれる。他、投資残高の上位25ヵ国・地域の伸び率では、イスラエル、UAE、インド、中国向けが高くなっている（第Ⅱ-1-1-2-4図）。

さらに、中国の投資関連数値の変化を見てみる。中国は、2009年と2017年とも香港への投資残高が突出しており、世界全体と比較すると10倍以上の比率で重点的に投資を行っている。香港以外ではケイマン、英領ヴァージンへの投資残高が相対的に大きく、タックスヘイブン向けに重点的に投資を行ってきたことが分かる。

第Ⅱ-1-1-2-4 図　米国の重点的な投資先国・地域

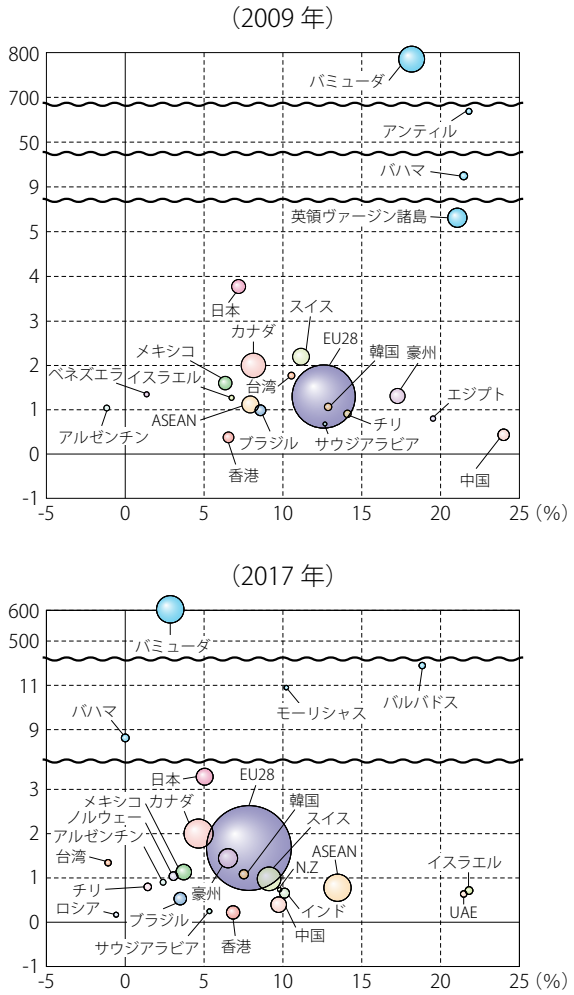

備考：2001-2011 は UNCTAD、2012-2017 は IMF CDIS の数値を使用。縦軸は 2001-2009 年、及び 2010-2017 年の投資先の緊密度＝「（X 国の Y 国への投資／X 国の世界への投資）÷（世界の Y 国への投資／世界の世界への投資）」の平均値、横軸は同期間のそれぞれの対前年比直接投資残高伸び率の平均値、バブルサイズは 2009 年、及び 2017 年の米国から当該国・地域への直接投資残高。以下、日本、ドイツも同じ。

資料：UNCTAD（2018）、UNCTAD（2014）「Bilateral Investment Statistics」、IMF CDIS から作成。以下、日本、ドイツも同じ。

中国は 2009 年から 2017 年にかけて、米国、日本、ドイツと比べると対世界への投資残高を大幅に増加させ、投資先も多様化してきたことがグラフからも見てとれる。同期間における中国の上位 25ヵ国・地域に対する投資残高伸び率は、いずれの国、地域においても 10%超の水準を維持し続けている。2017 年時点での投資残高上位 25ヵ国・地域においては、ASEAN、米国、EU28、豪州への投資残高が増加している他、先進国では上位の投資先として挙がらないカザフスタン、コンゴ民主共和国、パキスタン、ベネズエラ等へ積極的に投資が行われていることが特徴となっており、特定の新興・途上国に加え、米、EU 等の先進国・地域とも多様性に富んだ関係が投資を通じて構築されつつあることが推察される。また、中国の投資残高が 10 億ドル以上で、かつ緊密度が高い国・地域は、ラオス、ジンバブエ、タジキスタン、キルギスタン、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、パプアニューギニア、ザンビアが挙げられ、世界による投資の 5 倍以上の緊密度合いとなっている（第Ⅱ-1-1-2-5 図）。

第Ⅱ-1-1-2-5 図　中国の重点的な投資先国・地域

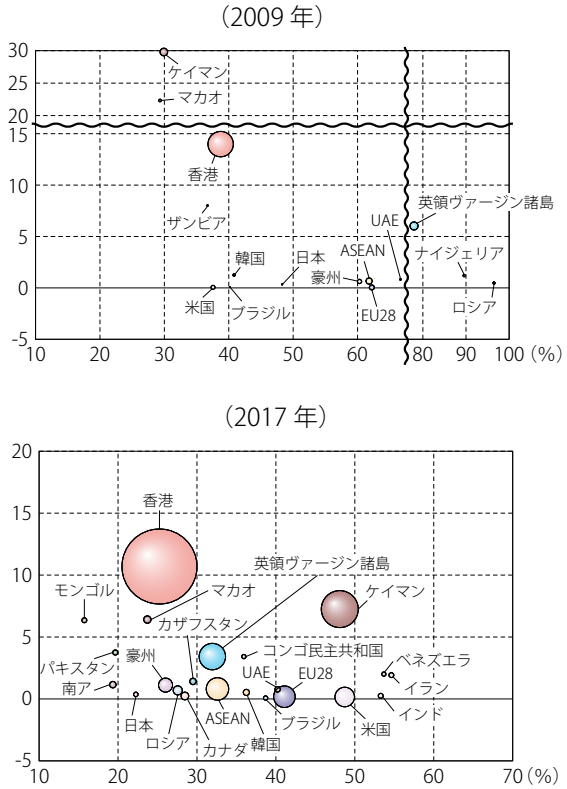

備考：2003-2011 は UNCTAD、2012-2017 は中国対外直接投資統計公報の数値を使用。縦軸は 2003-2009 年、及び 2010-2017 年の投資先の緊密度＝「（X 国の Y 国への投資／X 国の世界への投資）÷（世界の Y 国への投資／世界の世界への投資）」の平均値、横軸は同期間のそれぞれの対前年比直接投資残高伸び率の平均値、バブルサイズは 2009 年、及び 2017 年の中国から当該国・地域への直接投資残高。なお、中国の対日投資残高は 26 位であるが参考値として図に掲載した。

資料：UNCTAD（2018）、UNCTA（2014）「Bilateral Investment Statistics」、及び中華人民共和国商務部（2018）から作成。

日本の投資残高を見ると、2009 年時点では中国、ブラジル、インド等の新興・途上国・地域向けの伸び率が 20%超と高かったが、2017 年時点で 20%を超えるのはメキシコ、スイス、UAE のみで海外直接投資残高伸び率は緩やかになった。同期間においてはメキシコ向けの投資残高が 6.1 倍と最も大きく増加した他、UAE 5.2 倍、英国 4.8 倍、ベトナム 4.7 倍となっている。

また、2010-2017 年における投資の緊密度を見ると、日本は、フィリピン 5.7、タイ 5.6、ケイマン 4.9、台湾 4.0、韓国 3.5 と世界全体に比べて重点的に投資をしており、さらに他の ASEAN 加盟国、豪州、中国とも緊密度が高く、アジア・太平洋地域が重点的な投

資先になっている（第Ⅱ-1-1-2-6 図）。

第Ⅱ-1-1-2-6 図　日本の重点的な投資先国・地域

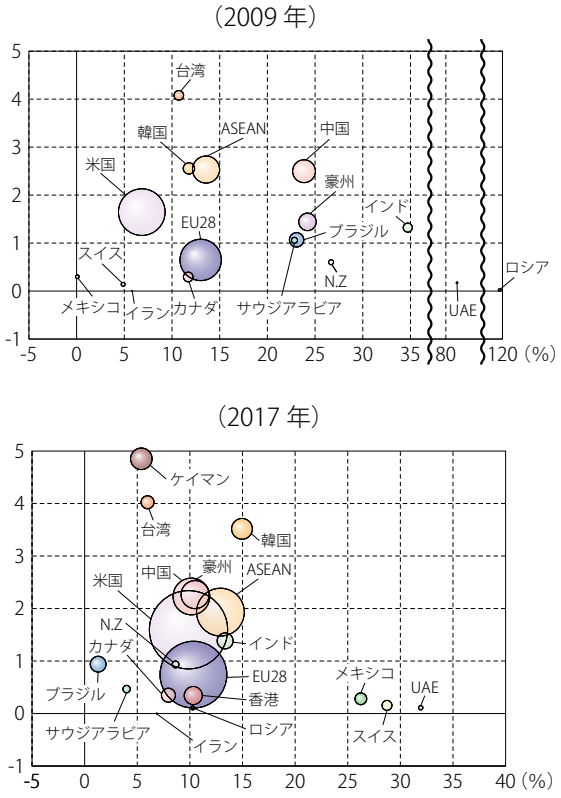

ドイツは、EU28（除くドイツ）への投資を重点的に行ってきており、投資残高伸び率は 2001-2009 年時に比べて 2010-2017 年時には低下したものの、緊密度は高まった。ドイツの投資残高伸び率は、米国、日本、中国に比して 2017 年まで大幅に低下しているが、中国、インド等の新興・途上国・地域に対する投資残高は、それぞれ 2.7 倍、3.2 倍となり、活発に行われている。他、ドイツが投資で緊密度の高い国・地域は、2002-2009 年、2010-2017 年ともバミューダが 13.7 と最も高いが投資残高は 20 億ドル程度と大きくはない。2017 年時点で投資残高が 100 億ドル超で 2010-2017 年の期間に緊密度の高い国・地域としては、ルクセンブルク 13.7、オーストリア 5.2、ギリシャ 3.4、ハンガリー 3.3、チェコ 3.1、オランダ 3.0 となっており、これらの国以外も EU 域内国が上位を占めている。ドイツは、米国、日本、中国に比してアジアとの緊密度が低くなっている（第Ⅱ-1-1-2-7 図）。

各国の投資残高の規模を比較できるよう、米国、中国、日本、ドイツの投資残高上位 5ヵ国・地域を以下の図に表した。2017 年時点で、中国がタックスヘイブンを中心に重点的かつ急速に投資を行っている様子がうかがわれる（第Ⅱ-1-1-2-8 図）。

第Ⅱ-1-1-2-7 図　ドイツの重点的な投資先国・地域

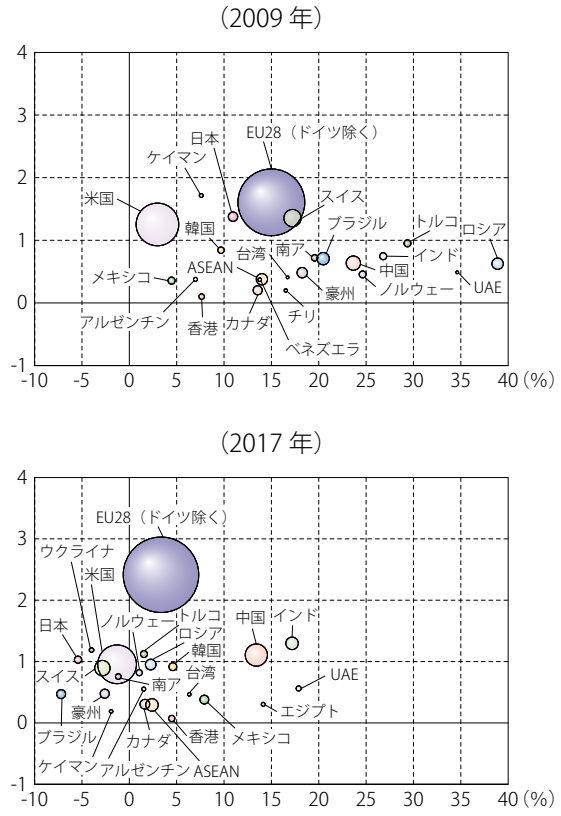

第Ⅱ-1-1-2-8 図　米中日独の主要な投資先国・地域

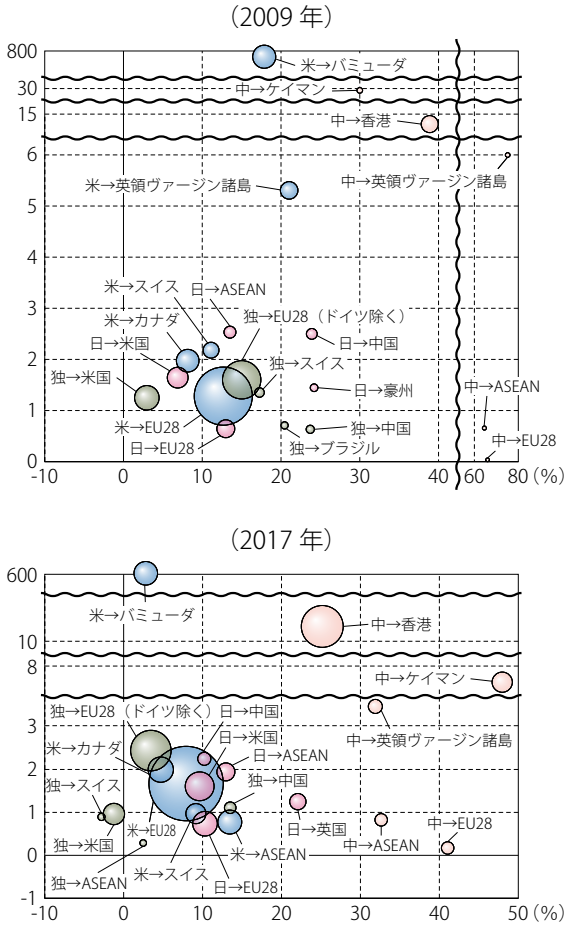

備考：2000 年、2017 年の米中日独の対外直接投資残高上位 5ヵ国･地域を比較。
資料：UNCTAD（2018）、UNCTA（2014）「Bilateral Investment Statistics」、IMF CDIS、及び中華人民共和国（2018）から作成。

（2）グローバル企業の資本ネットワークによる海外展開

① 資本ネットワークの概観

先進国の製造企業は、生産コストの低い地域、あるいは市場規模の大きい地域を求めて、海外に拠点を拡大してきた。日本の場合、地理的に近いアジアに生産拠点を設け、日本から一部の部品を調達して生産した上で、現地あるいは第三国に輸出するパターンや、主要市場である米国やその近辺の地域で生産するパターンが多い。他の主要国はどのように展開しているのだろうか。また、近年では、先進国企業のみならず、新興国の企業による海外展開も多く見られている。海外におけるビジネスの内容は、生産や販売を中心としつつも多様化している可能性がある。

本項では、主要国製造企業のグローバル展開について、地域やセクターによる違いを概観するとともに、製造業企業のビジネスに占める海外の比重について、可能な範囲で確認していく。

ここでは、各国企業による海外展開を確認するため、ビューロー・ヴァン・ダイク社（Bureau van Dijk）の ORBIS データベース[25] を用いる。同データベースは、世界の 160 のデータプロバイダを通じて世界 207ヵ国の企業情報をカバーする。企業数が約 3 億社と非常に多く、また、株主情報が収録されているため、全世界の企業間の資本関係ネットワークを捉えることが可能という点が特徴的である。ただし、地域により企業の捕捉率や財務情報の収録の度合いが異なることに注意する必要がある。

はじめに、主要国の企業がどの地域に強いのか、企業の分布を概観する。

第Ⅱ-1-1-2-9 図は、日本、米国、中国、及び EU に所在する企業が出資する[26] 海外の製造企業について、出資元企業の所在国別の割合（当該 4 つの国・地域の合計に対する割合）を表す[27]。

新興国への進出を見ると、中東、アフリカ、ロシアでは、製造業・サービス業ともに EU が特に大きな割合を占めている。データベースに収録された企業に限定されるものの、これらの地域では EU 系の企業が外

第Ⅱ-1-1-2-9 図　日米中・EU 企業が出資（25% 以上）する海外企業の分布（製造業）

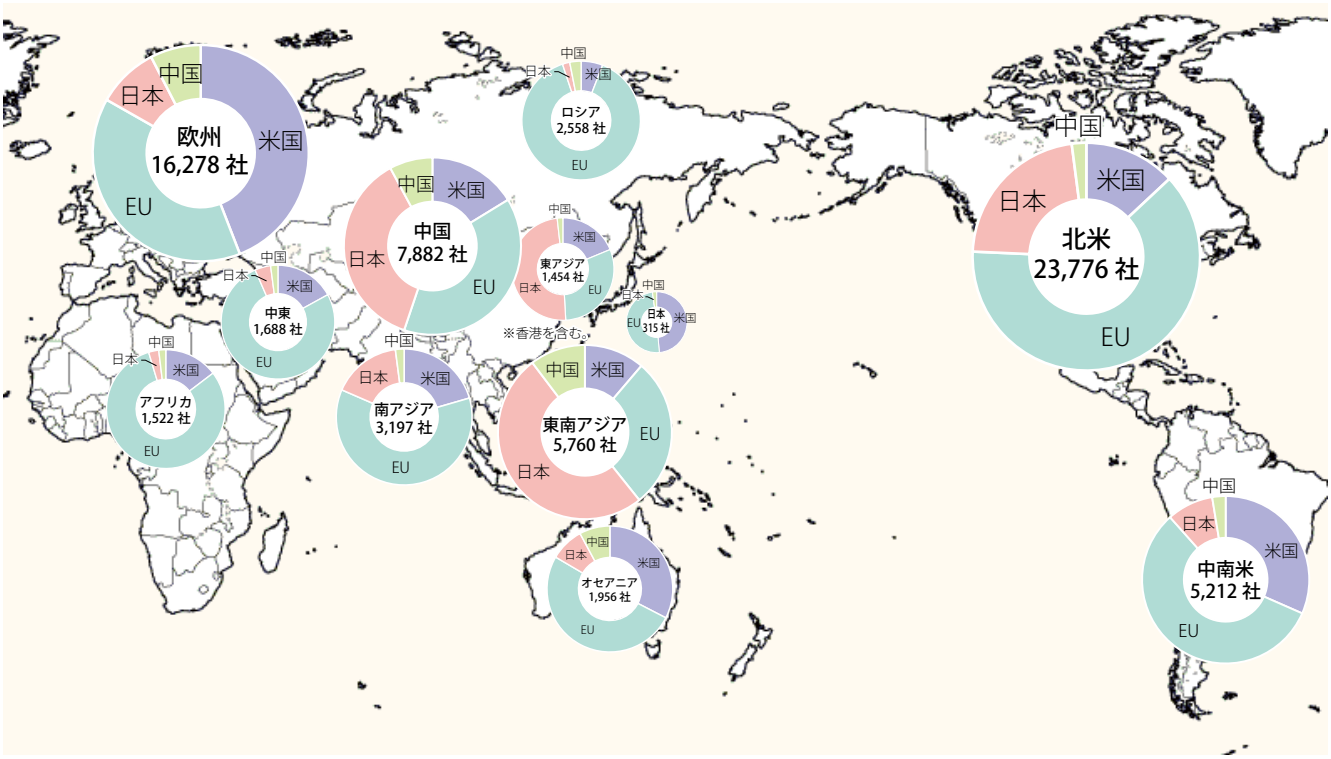

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業が 25% 以上出資する、海外（当該国・地域以外）の企業の分布（企業数ベース）。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

25　図表中では、ビューロー・ヴァン・ダイク社を「BvD」と略記する。
26　出資比率 25%以上。子会社は、事業活動中であり、かつ、ORBIS に①～③（① 2015 年以降の財務データ、②住所と電話番号、③住所とメールアドレス）のいずれかがある企業。
27　円グラフの大きさは、今回確認した 4 か国・地域を最終親会社とする海外子会社の合計数を踏まえている。しかし、企業収録率の低い地域も含まれるため、地域別の合計企業数と円グラフの大きさは、あくまで参考である。

資系企業の 7～8 割に上っている。

日本と中国を比較すると、製造業に関しては、全体的に日系企業が中国系企業を大きく上回るが、ロシアでは中国系企業の方が日系企業を上回っているほか、欧州とオセアニアでは同等の割合である。サービス業に関しては、中国系企業の方が多い地域、日系企業の方が多い地域が分かれる。中国系企業が日系企業を上回るのは、欧州とロシアのほかに、オセアニア、中東である。東アジア、南アジア、北米、アフリカでは日系企業の方が多い。

日本と EU を比較すると、製造業に関しては、EU 系企業は、北米で日系企業の約 3 倍、南アジアで約 4 倍、中南米とオセアニアで約 6 倍、中東とアフリカでは 10 倍以上と、EU 系企業が日系企業を大きく上回る。一方、中国・香港ではほぼ同等、東南アジアと東アジアは日系企業が EU 系企業の 2 倍近くあり、強みのある地域といえる。サービス業に関しては、東アジアを除いて、全て EU 系企業が日系企業を上回る。ロシア、中東、中南米及びアフリカでは EU 系企業が日系企業の 10 倍以上と差が顕著であるが、他にも、オセアニアで約 9 倍、北米と南アジアで約 5 倍以上、東南アジアと中国（香港含む）で 2 倍弱となっている。

米国と EU を比較すると、全体的に EU 系企業が米国系企業よりも大きな割合を占めているが、日本においては、米国の割合が他の地域におけるよりも大きく、製造業では EU と同等の割合であり、サービス業でも EU との差が他の地域に比べ小さい。その他、南アジアと東アジアのサービス業、またオセアニア、東アジアと中南米の製造業においては、他の地域に比べて差が小さく、米国がより強みを持つ地域であると考えられる。

以上より、日本については、製造業に関しては、東南アジア、東アジア及び中国・香港では他国に比べても多く進出しているといえるが、それ以外の地域における存在感は大きくない。サービス業に関しては、東南アジアと東アジア及び中国・香港における割合が比較的大きいが、それ以外の地域では、製造業での進出をさらに下回る割合となることが確認された。

なお、EU 系製造企業については、北米が進出先として最大であるが、かつて宗主国として支配した地域が世界に広がっており、多くの地域において EU が占める割合は非常に大きいことが確認された。

中国と米国系企業の最大の進出先は、製造業・サービス業ともに欧州となっている。

第Ⅱ-1-1-2-10 図　日米中・EU 企業が出資（25% 以上）する海外企業の分布（サービス業）

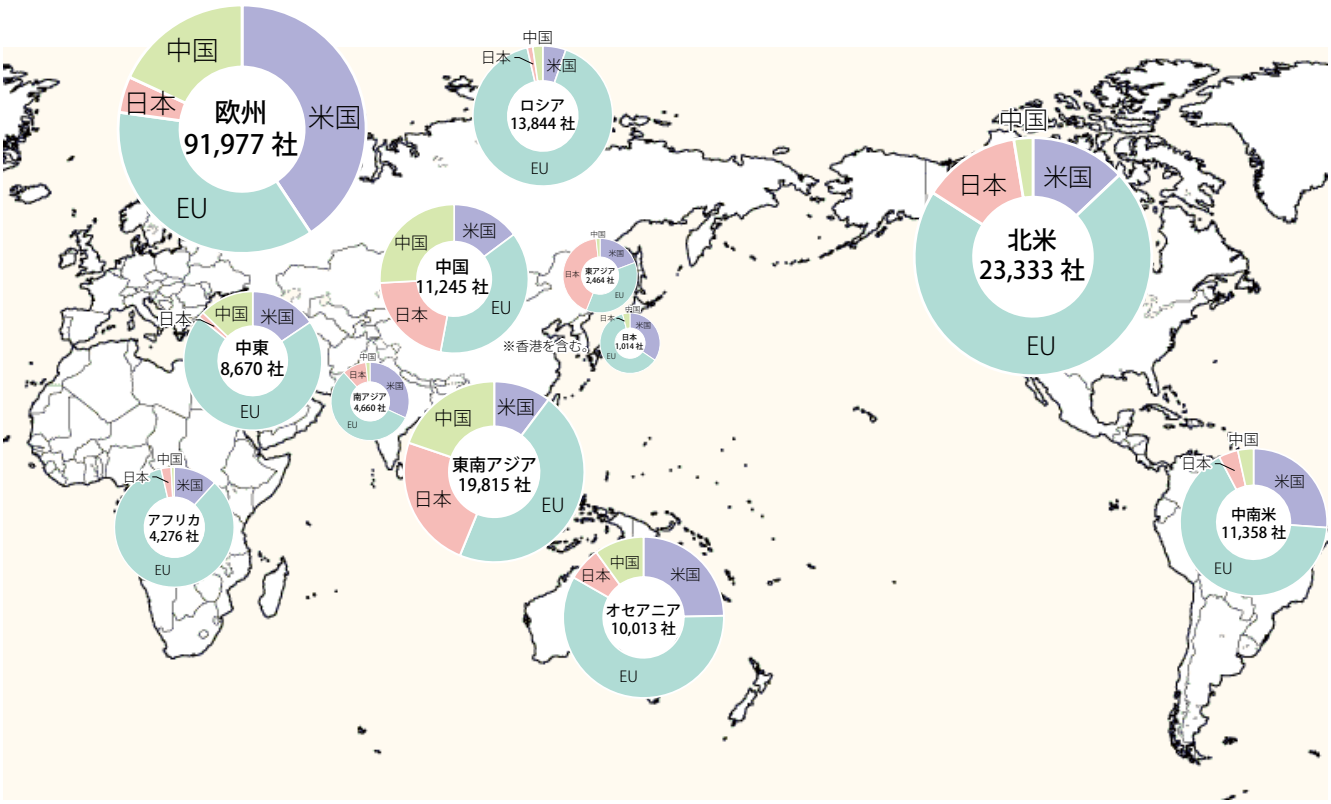

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業が 25% 以上出資する、海外（当該国・地域以外）の企業の分布（企業数ベース）。金融・保険を除く。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

４か国・地域による合計進出企業数（参考値）[28]を進出先別に確認すると、欧州と北米が受け入れる企業数が、製造業・サービス業ともに非常に多い。それに対して日本が受け入れる企業数は、製造業・サービス業とも顕著に少ない。外資系企業の受入という点で、国内におけるグローバル化が主要国に比べ抑制的である可能性がある。

次に、親会社を製造業に絞り、主要国からどのようなセクターで海外に展開しているのかを確認する。

中国、ドイツ、米国及び日本の製造業企業の海外子会社について、その数と売上高をセクター別に確認すると、親企業と同じ製造業と並んで、生産したものを販売する卸小売業が多い（第Ⅱ-1-1-2-11図、第Ⅱ-1-1-2-12図）。

一方、日本を除く３か国については、卸小売以外の非製造業も多く、専門技術サービスが5%以上見られるほか、中国と米国については、管理等サービスも5%以上、金融・保険セクターが10%以上見られる。

親会社が製造業であるにも拘わらず、ビジネスの拡大や事業内容の高度化を目的として、製造と販売以外の分野に進出する流れは国内でも見られているが、同様の流れが海外子会社との関係にも現れているといえる。

製造業に関しては、その内訳は、化学品、自動車、コンピュータ・光学製品、その他機械製品、金属・金属製品、食品関連等、各国とも多様である。国別に見ると、ドイツ、日本、及び米国は、化学品が2～3割と大きい。また、その他機械製品、電気機器、及びコンピュータ・光学製品を合わせた機械関連製造業は、中国が5割弱、日本が4割、米国とドイツが3割前後といずれも大きい。日本とドイツについては、自動車が1割以上を占めている。中国については、コンピュータ・光学製品が最も大きく、製造業の2割を占めている。

次に、地域別・セクター別に確認していく。

まず日本の製造企業の海外子会社を見ると、どの地域でも卸売業と製造業の割合が大きいが、英国等の欧州を中心に、専門技術サービスが一定数、また、英国と南アジアでは管理等サービスが5%程度見られる。情報通信も、企業数は少ないが各地に進出している様子が確認できる（第Ⅱ-1-1-2-13図、第Ⅱ-1-1-2-14図）。

製造業の内訳は、自動車、化学品、金属関連、食品関連、電気機器、コンピュータ・光学製品、その他機械等、多様である。

ドイツ製造企業の海外子会社は、日系企業と同様に、製造業と卸売業の割合が非常に大きいが、英国など一部の国においては、専門技術サービスの割合が高い（第Ⅱ-1-1-2-15図、第Ⅱ-1-1-2-16図）。製造業の内訳では、化学、機械、自動車等が多い。

中国製造企業の海外子会社は、オセアニア、アフリカ、南アメリカに鉱業が見られるほか、日本とロシアでは卸売業の割合が5割を超える。また、欧州、米国及び南アジアでは専門技術サービスが1割以上を、東アジアでは管理等サービスが3割以上を占める。製造

第Ⅱ-1-1-2-11図
製造企業の海外子会社のセクター内訳（企業数ベース）

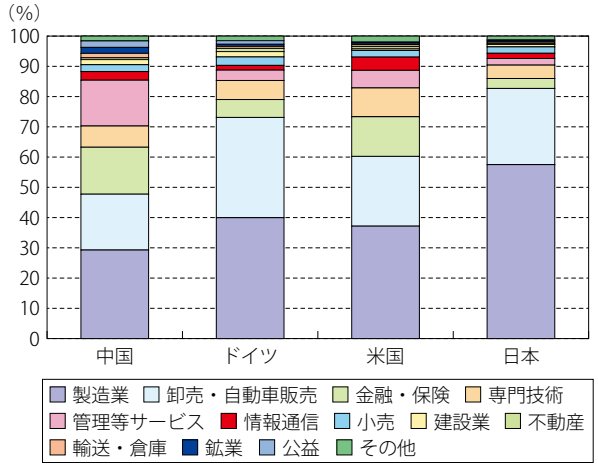

備考：各国の製造企業の海外出資先（25%以上）企業の業種区分（企業数ベース）。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-12図
製造企業の海外子会社の製造業内訳（企業数ベース）

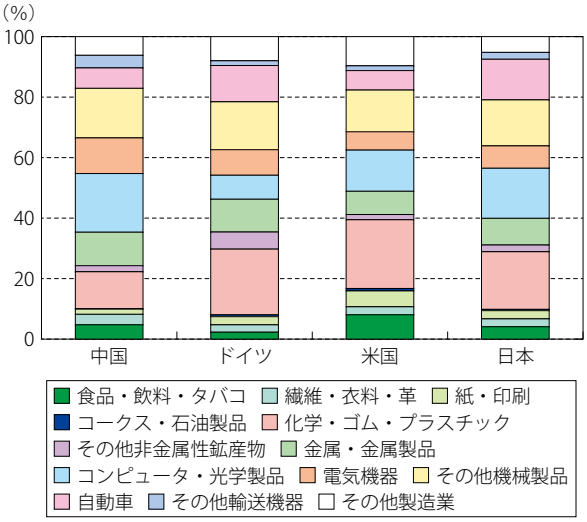

備考：各国の製造企業による海外出資先（25%以上）企業（製造業）の業種区分。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

28　ORBISでは、地域ごとに企業収録率が異なる。主に新興国では収録率が低いことに留意する必要がある。

第Ⅱ-1-1-2-13図
日本製造企業の海外子会社数（産業内訳）

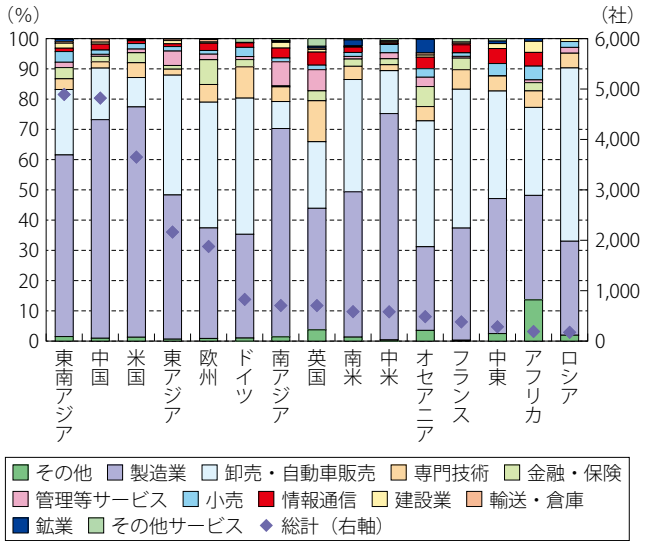

備考：在日本製造企業による25%以上出資先企業。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-15図
ドイツ製造企業の海外子会社数（産業業内訳）

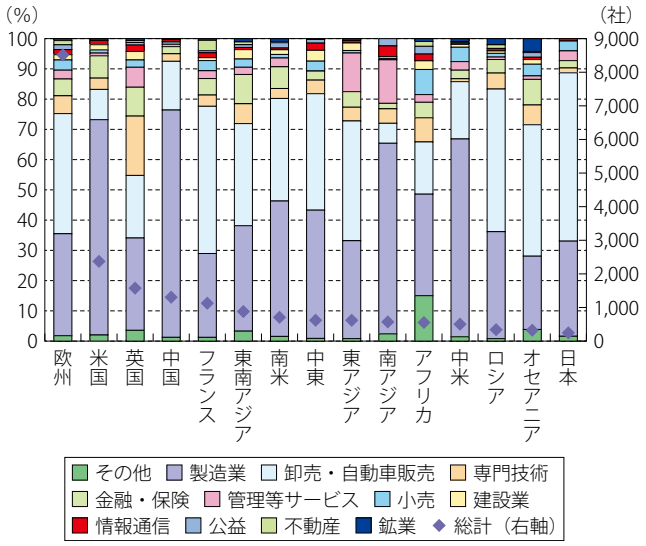

備考：在ドイツ製造企業による25%以上出資先企業。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-14図
日本製造企業の海外子会社数（製造業内訳）

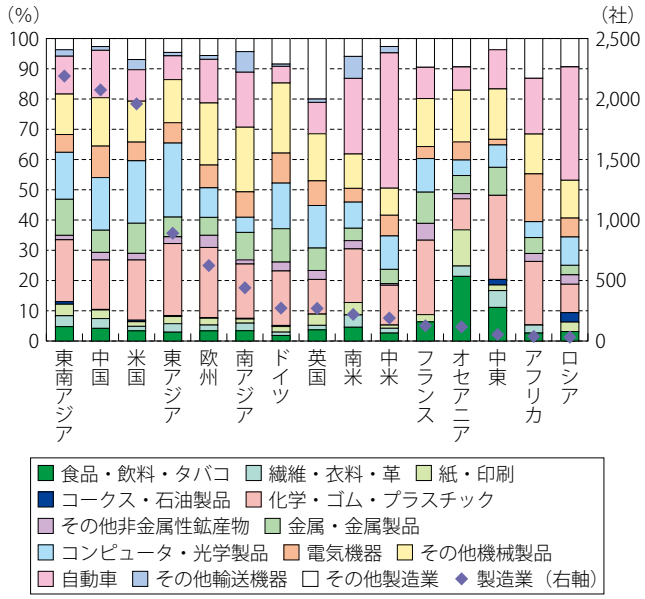

備考：在日本製造企業による25%以上出資先企業（製造業）。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-16図
ドイツ製造企業の海外子会社数（製造業内訳）

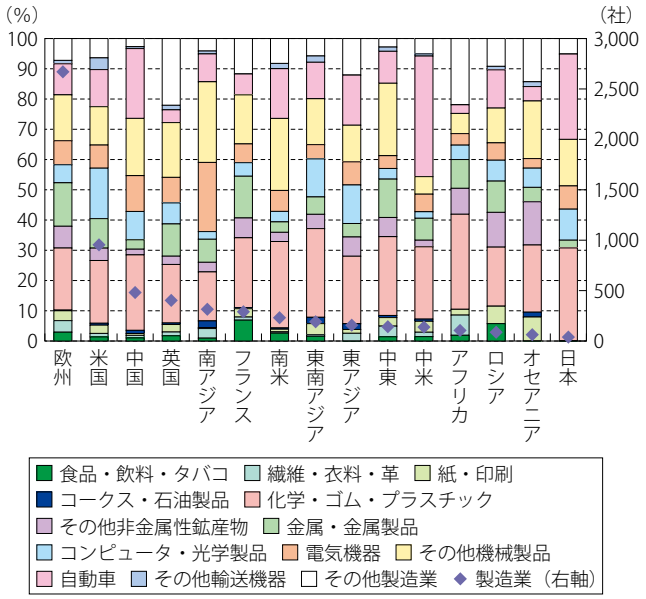

備考：在ドイツ製造企業による25%以上出資先企業（製造業）。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

業の中では、コンピュータ・光学製品製造業が、米国と東アジアを始め、多くの地域で大きな割合を占める。その他機械製品については、南アジア、欧州及び中東で大きな割合を占める（第Ⅱ-1-1-2-17図、Ⅱ-1-1-2-18図）。

米国製造企業の海外子会社は、中国系企業と同様に、製造業と卸売業以外のセクター割合が大きい。専門技術サービスは欧州で多く、情報通信は英国、南アジア及び中東で割合が大きい（第Ⅱ-1-1-2-19図）。製造業では、化学品が各地域で2～3割を占める。また、コンピュータ・光学製品やその他機械製品が各地域に見られる（第Ⅱ-1-1-2-20図）。

ここまで、製造企業の海外展開に関して主要国の特徴を確認してきた。日本は、東南アジアでは他の主要国に比べシェアが高いが、それ以外の地域におけるシェアは大きくなく、中にはごく僅かのシェアにとどまる地域もある。サービス業に関しては、地理的に近いアジア地域においてもEU系企業の割合を下回る。

第Ⅱ-1-1-2-17図
中国製造企業の海外子会社数（産業内訳）

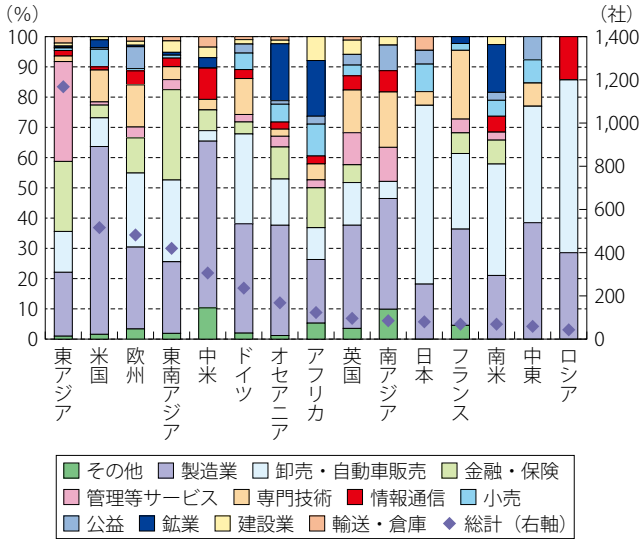

備考：在中国製造企業による 25% 以上出資先企業。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-18図
中国製造企業の海外子会社数（製造業内訳）

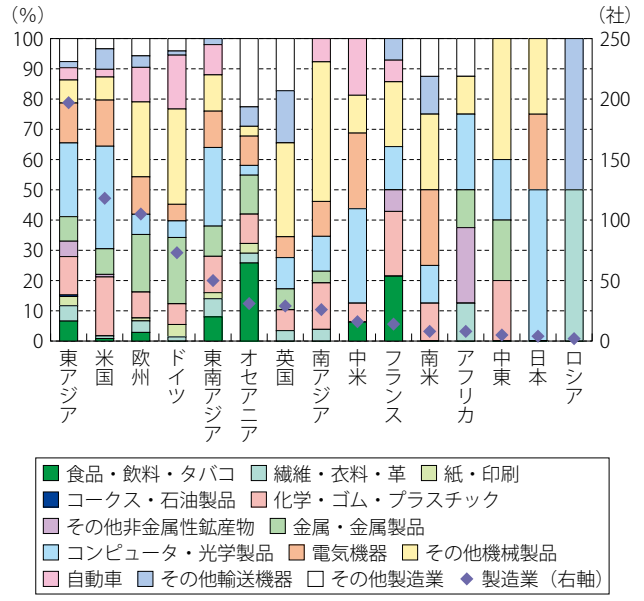

備考：在中国製造企業による 25% 以上出資先企業（製造業）。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-19図
米国製造企業の海外子会社数（産業内訳）

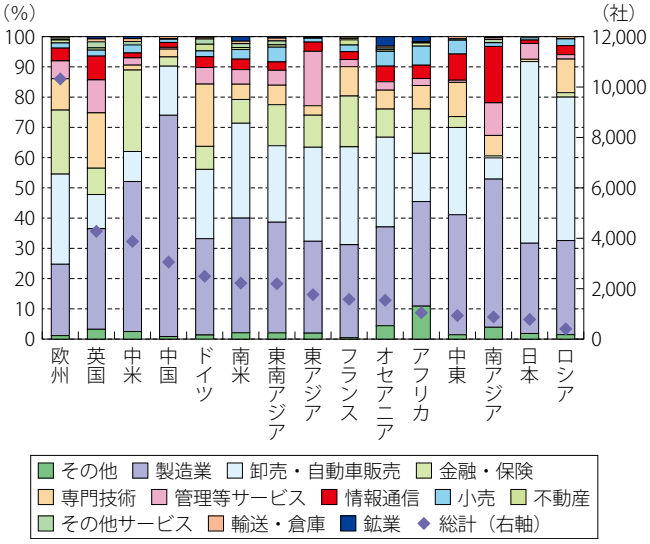

備考：在米国製造企業による 25% 以上出資先企業。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-20図
米国製造企業の海外子会社数（製造業内訳）

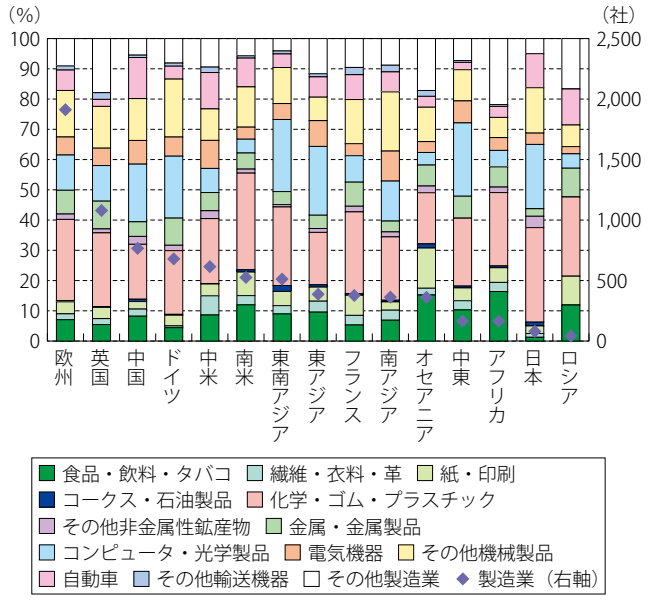

備考：在米国製造企業による 25% 以上出資先企業（製造業）。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

また、海外展開の多くが製造業と卸売業であり、業種としての広がりは弱い。

もちろん、国内ビジネスの活性化が重要であり、我が国企業が強みを持つ分野をさらに伸ばし、かつ成長性の高い新しい分野に挑戦していくことが必要であるが、同時に、上記の結果は、我が国企業について、引き続き、グローバルにビジネスを拡大する余地を示唆するものである。

② 新興国における外資系企業

次に、日本製造企業の子会社が多く拠点を有している東南アジア地域における、外資系企業の展開を確認する。

アセアン 10 か国における外資系企業について、親会社の所在国・地域別に割合を確認すると、日本が全体の約 2 割と最大である。国単位では、米国と英国が続くが、欧州全体では約 3 割と日本を上回る（第Ⅱ-1-1-2-21 図）。

第Ⅱ-1-1-2-21図
アセアンにおける外資系企業の親会社所在国・地域別割合（全産業）

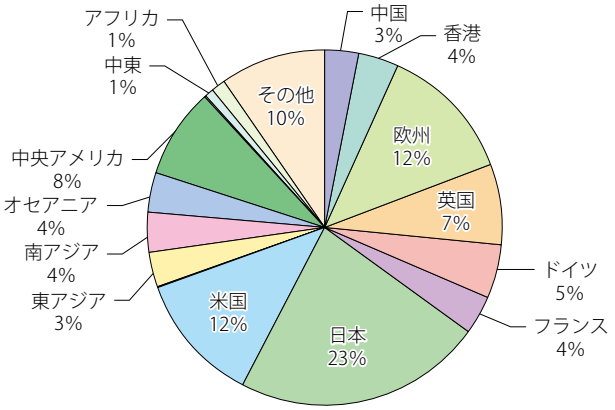

備考：海外からの出資比率25%以上の、アセアン企業（全産業）。企業数ベース。親会社の所在国別。親会社の所在国不明を除く27,392社。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-22図
アセアンにおける外資系企業の親会社所在国・地域別割合（製造業）

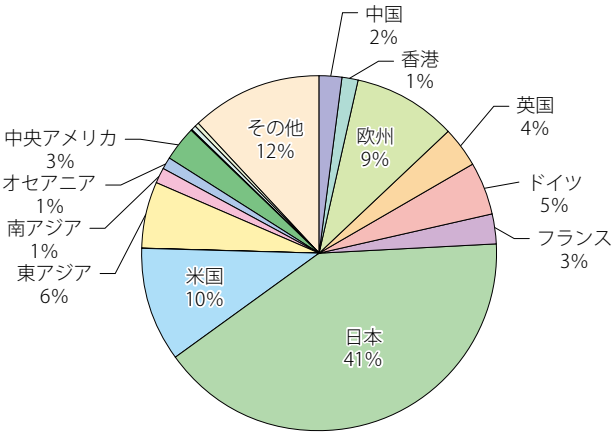

備考：海外からの出資比率25%以上の、アセアン企業（製造業）。企業数ベース。親会社の所在国別。親会社の所在国不明を除く5,591社。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-23図
アセアンにおける外資系企業のセクター内訳（企業数ベース）

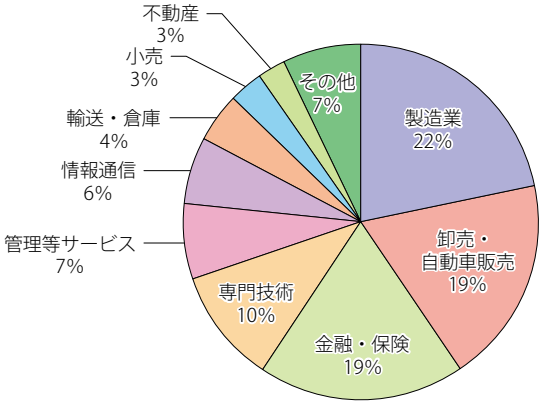

備考：海外からの出資比率25%以上の、アセアン企業。業種別（業種不明を除く）。企業数ベース。業種不明を除く25,870社。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-24図
アセアンにおける外資系企業の製造業内訳（企業数ベース）

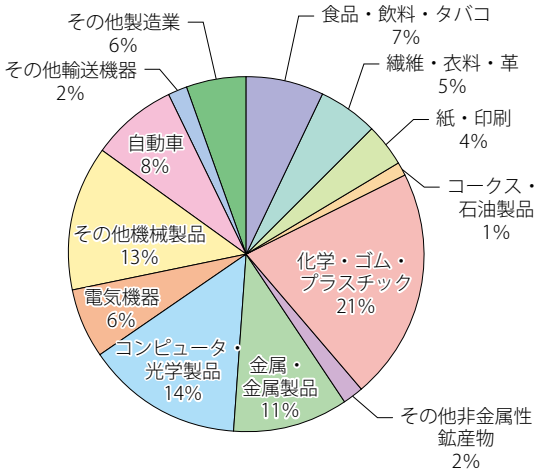

備考：海外からの出資比率25%以上の、アセアン企業（製造業）。製造業の業種別（業種不明を除く）。企業数ベース。5,622社。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

なお、製造業に限定すると、日本のシェアは4割強に拡大する。（第Ⅱ-1-1-2-22図）。

アセアン地域における全ての外資系企業の展開をセクター別に見ると、製造業、卸売業、及び金融・保険がそれぞれ約2割を占めるほか、専門技術サービスや管理等サービスも一定数見られている（第Ⅱ-1-1-2-23図）。

製造業の中では、化学品が2割を占めるほか、機械関連[29]は合計すると約4割に達する（第Ⅱ-1-1-2-24図）。

次に、親会社の所在国・地域別に業種展開を確認すると、ほとんどの国が、卸売と製造業を中心とするが、特に日本と東アジア系の企業の製造業割合は大きく、4割前後に達する。また、専門技術サービスに関しては、欧州、米国、オセアニア系の企業がそれぞれ1割以上となっている（第Ⅱ-1-1-2-25図）。

製造業については、多くの国・地域による進出において化学品が2～3割を占めている。また、コンピュータ・光学製品や電気機器、その他一般機械も多い。日本とドイツ系の企業については、自動車が1割前後と比較的大きい（第Ⅱ-1-1-2-26図）。

29　コンピュータ・光学製品、電気機器、その他機械製品、自動車、その他輸送機器。

第Ⅱ-1-1-2-25 図
アセアンにおける外資系企業のセクター内訳（企業数ベース）

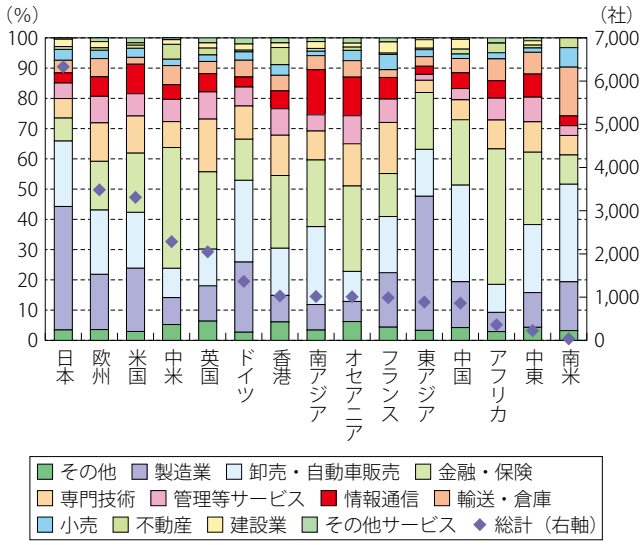

備考：海外からの出資比率 25% 以上の、アセアン企業。最終親企業の所在国別。業種不明分を除く。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-26 図
アセアンにおける外資系企業の製造業業種内訳（企業数ベース）

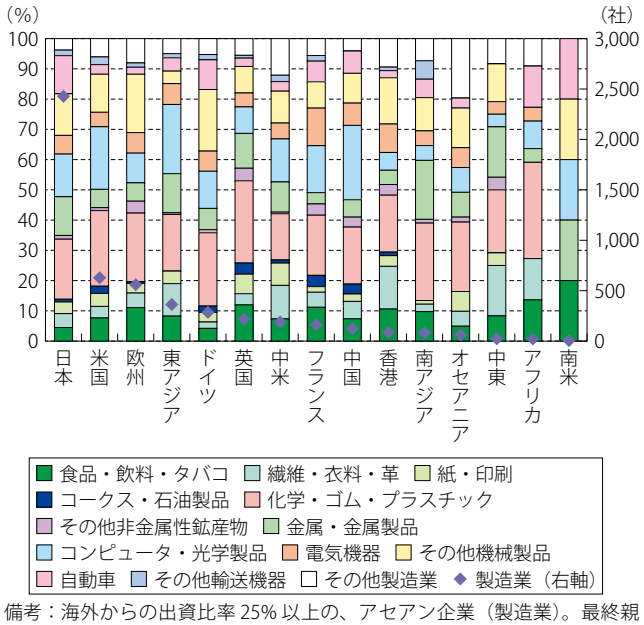

備考：海外からの出資比率 25% 以上の、アセアン企業（製造業）。最終親企業の所在国別。
資料：BvD「ORBIS」から作成。

③ 製造企業の売上高における海外の比重（試算）

次に、製造業に関する、海外子会社と国内におけるビジネスの規模について、売上高での比較を試みる。

これまでと同様にビューロー・ヴァン・ダイク社の ORBIS を使用するが、企業売上高が連結財務データのみであるケースが多いため、一定の仮定の下、連結データを合計することによる同一企業売上高の重複を排除した。

財務情報収録率に関する地域ごとの違いに関しては、日本に関してのみ、経済産業省「海外事業活動基本調査」（以後、「海事」）を使用して、財務情報収録企業数が少ない地域について調整を行った。具体的には、「海事」の売上高を基礎とした上で、ORBIS の方が「海事」よりも売上高の数値を有する企業数が多い地域の、売上高に関する両データベースの差を踏まえて推計した（日本推計③は、企業数が増えず、売上高のみ増えるとした場合、日本推計④は、売上高に加えて企業数も拡大するとした場合。詳細は「補論」に記載した。）。

なお、米国は財務情報収録率が顕著に低いため、国内と海外の比較を行わない。

まず ORBIS のみで試算すると、国内製造業を 1 とした場合、その海外子会社（製造業）の売上高は、日本は 2 割弱[30]、ドイツは 4 割弱、中国は 1% であった。海外子会社の業種を産業全体（金融・保険以外）とすると、日本は約 3 割、ドイツは 7 割弱、中国は 4% であった（第Ⅱ-1-1-2-27 図）。

次に、ORBIS で試算した日本の数値について、海事を用いて推計すると、海外割合は、製造業が最大約 4 割、産業全体で最大 7 割弱まで拡大した[31]。

推計は日本についてしか行っていないが、ドイツは、日本と同様に ORBIS における国内企業の財務情報収録率が高いため、同図における試算結果よりも海外割合が拡大する可能性が考えられる。

これらはあくまで試算であるが、先進国における製造業の生産が伸び悩む中、企業が海外に生産・販売拠点を拡大してきたことや、国内よりも海外ビジネスの比重が大きい企業も多く見られることに鑑みれば、あ

30 米国を始めとして、一部の国の財務情報が他国に比べて顕著に少ないため、日本の海外子会社については、経済産業省「海外事業活動基本調査（2017 年調査）」（2016 年度実績）を用いて財務情報を補足し推計を行った。
31 別途、①「海外事業活動基本調査（2017 年調査）」（2016 年度実績）に基づく海外現地法人売上高（製造業）を、②財務省「法人企業統計」（2016 年度実績）の国内企業売上高（製造業）で割ると、23.8% となる。①の回答率は 74.1%。そのうち海外現地法人（製造業）に関する売上高回答率は 82%。海外現地法人（製造業）の回答率も 74.1% と仮定すると、調査対象の海外現地法人のうち、売上高を回答した割合は 61%。先の 23.8% を、単純に同回答率で割り戻すと、39% となり、本項の推計値と近似する。

第Ⅱ-1-1-2-27 図
各国製造企業の国内売上高と海外子会社の売上高比率（試算）

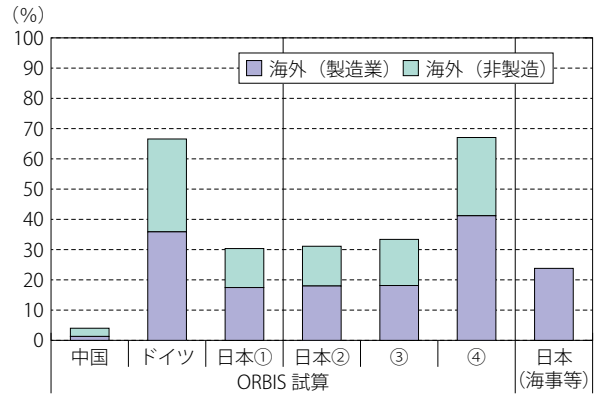

備考：1．各国に所在する製造企業の国内売上高を 100% とした場合の、海外子会社（非金融・保険。親会社は製造業。）による売上高比率。主に 2017 年度の数値。
2．ORBIS 試算については、日本②を除き、最終親会社も当該国。
3．日本②、および日本推計③④は、最終親会社の所在国を問わない。
4．日本②は、ORBIS 数値に、一部、海外事業活動基本調査の数値を当てはめた値。
5．日本推計③④は、日本②を、さらに、海外事業活動基本調査を用いて補正した推計値。
6．日本（海事等）は、国内売上高に財務省「法人企業統計」（2016 年度実績）、海外売上高に「海外事業活動基本調査」（2016 年度実績）を用いた。
7．「日本（海事等）」を除き、海外子会社の親会社は製造業。
資料：BvD「ORBIS」、経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計」から経済産業省試算。

り得る数値である。

ビジネスにおける海外の比重の大きさは、海外の政治・経済情勢が影響しやすくなる一つの要因であると同時に、成長市場をつかむ重要な要素である。日本企業については、これまでに見てきたように、グローバルな企業展開が弱く、引き続き、海外展開の環境を整えることが必要である。

一方、新興国における労働コストの上昇に加えて、主要な海外展開先である中国と米国をめぐる貿易摩擦は、製造企業の海外投資計画に影響を与えている。我が国の製造企業の認識を見ると[32]、近年、海外拠点を第三国に移転させるケースや、日本国内に戻すケースが見られていたが、米中貿易摩擦がそうした動きの要因の一つに加わる形となっている。厳しいコスト競争の中で、海外に拠点を設けて生産・販売を行うような企業の中には、関税により影響を受ける企業が少なくない。貿易摩擦が加速し、あるいは長期的なものとなれば、大きなコストを負担しても拠点を移動せざるを得ない企業が増加する可能性が懸念される。

④ M&A による企業ネットワークの拡大

グローバル企業の海外展開は、新たに自社拠点を設置する場合と、現地企業に対する出資や買収による場合に分かれるが、以下では、出資や買収による海外展開について確認していく。

一般に、企業の買収、あるいは出資は、規模のメリットの追求や、仕入れコストの削減、また、販売網の獲得、新規事業の獲得、新しい技術の獲得といった様々な目的のもとに行われているとされるが、その中でも国境をまたぐ M&A は長期的に増加傾向にある（第Ⅱ-1-1-2-28 図）。また、セクター別では、欧米、日本及び中国企業による案件としては、情報通信関連の案件数が多い（第Ⅱ-1-1-2-29 図）。

以下では、近年の M&A の中でも特に案件数が多い情報通信セクターと、製造業の中で案件数の多い機械セクターにおける M&A や出資による海外展開を、企業データベース[33]により確認していく。なお、米国、EU、中国、日本に親会社を持つ企業による M&A を対象として見ていくこととする。

機械セクターにおける M&A は、欧州と北米において活発である。オセアニア、南アジアと中南米では、米国と EU 企業による M&A 案件（M&A の買収先・出資先[34]）数が同等であり、日本、中国・香港、東アジア及び中東では米国企業による案件が EU 企業よりも多い。一方、ロシアとアフリカでは、EU 企業による案件が 4 分の 3 以上を占める。日本は、アジア地域

第Ⅱ-1-1-2-28 図　クロスボーダーM&A の推移

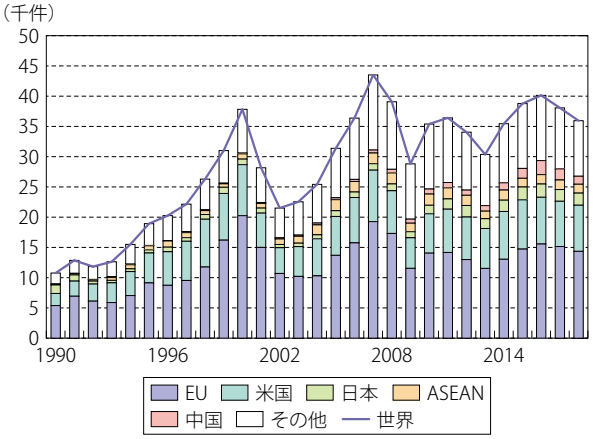

備考：クロスボーダーM&A（完了案件）の件数。国名は買収企業の最終親会社国籍。2018 年まで（公表年ベース）。
資料：Rifinitive から作成。

32　経済産業省（2019）。
33　ビューロー・ヴァン・ダイク（Bureau van Dijk）社の「Zephyr」を使用した。図表中では企業名を「BvD」と略記する。
34　M&A の案件の数ではなく、M&A の対象企業の数（複数の M&A 案件に同一の企業が含まれる場合があるが、そのような企業の重複を排除した）。また、Zephyr における M&A のうち、取引タイプが獲得、統合、合弁、minority 出資であり、かつ、親企業（米国、EU、日本、中国）による出資比率が 10%以上の企業を抽出した。

第Ⅱ-1-1-2-29 図
クロスボーダーM&A のセクター別伸び

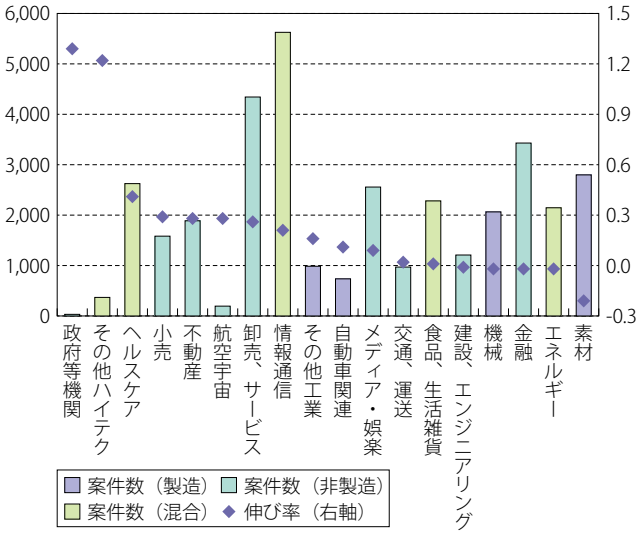

備考：買収側企業の最終親会社が日本、米国、中国、EU 所在であるクロスボーダーM&A 案件数（2014-2018 年完了分）。2004-2008 年合計から、2014-2018 年合計の伸び率。
資料：Rifinitive から作成。

では比較的割合が大きいが、東南アジアを除いては、EU あるいは米国を下回る。また、欧州と北米においては、中国企業と日本企業による割合はほぼ同等であり、中南米と中東においては、中国企業による割合が日本企業による割合を上回っている（第Ⅱ-1-1-2-30 図）。

情報通信セクターにおける M&A の買収先・出資先地域は、最も多いのが北米、次いで欧州である。

同セクターでは、米国企業による案件の割合が多く、欧州では約 8 割、中国と南アジア、日本では約 4 分の 3、と多くの地域で非常に大きな割合を占めている。日本企業は、東南アジアでは他の地域におけるより割合が大きいが、米国をやや下回る（第Ⅱ-1-1-2-31 図）。

M&A による海外展開と、子会社の海外保有による海外展開とでは、どのような違いがあるのだろうか。

まず、機械セクターについて、① M&A による案件（M&A による買収先・出資先。出資比率 10%以上。）数と、②親会社として保有する（ここでは、50%以上出資を基準とする）海外企業の数[35] について、その比率（①÷②）を確認したものが、第Ⅱ-1-1-2-32 表であるが、ほとんどのカテゴリーが、100%を下回る（同図において、同比率が 100%を超える場合は黄色、200%を超える場合は赤色とした）。つまり、親会社と

第Ⅱ-1-1-2-30 図　日米中・EU 企業によるクロスボーダーM&A を通じた出資先企業の分布（機械セクター）

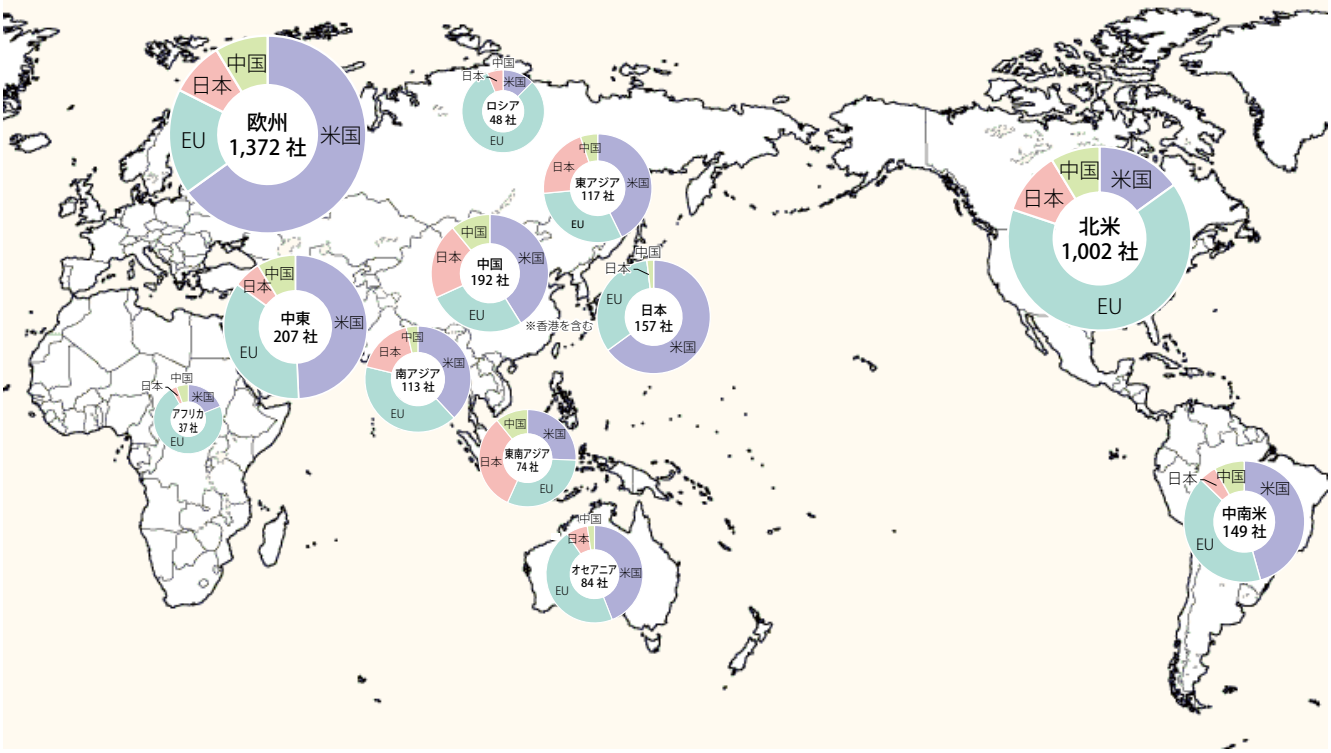

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業による M&A 出資先（出資比率 10% 以上）である海外（当該国・地域以外）企業の分布（企業数ベース）。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

35　50%以上出資の M&A については、①②どちらにも含まれる。

第Ⅱ-1-1-2-31 図　日米中・EU 企業によるクロスボーダーM&A を通じた出資先企業の分布（情報通信セクター）

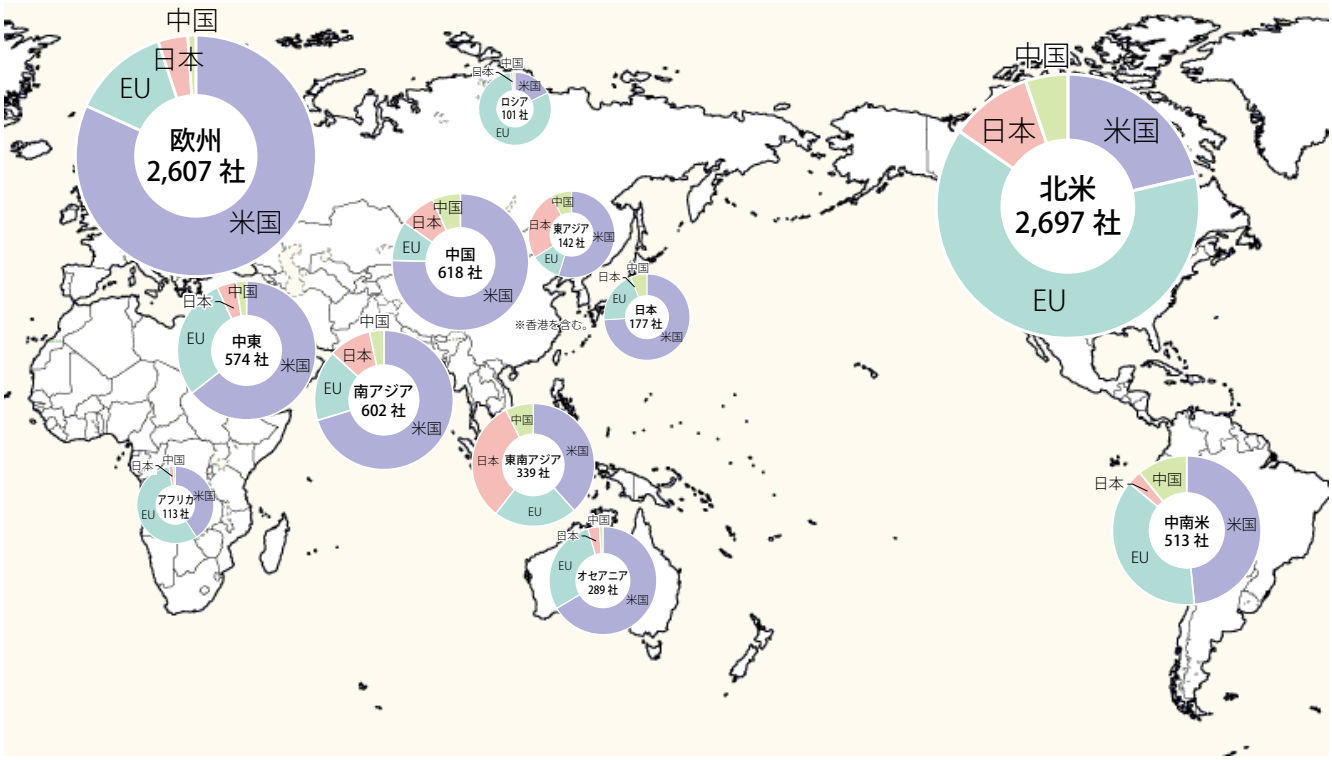

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業による M&A 出資先（出資比率 10% 以上）である海外（当該国・地域以外）企業の分布（企業数ベース）。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-32 表　海外子会社と M&A のバランス（機械セクター）

		M&A 比率（出資元）				出資元（4 か国・地域）計		
		米国	EU	日本	中国	M&A 比率	M&A 数	子会社数
出資先	欧州	39%	20%	23%	22%	30%	1,372	4,590
	ロシア	23%	10%	25%	—	11%	48	426
	北米	10%	9%	4%	32%	8%	1,002	11,890
	中南米	17%	9%	8%	33%	12%	149	1,203
	日本	283%	116%	—	27%	171%	157	92
	中国・香港	15%	5%	4%	8%	6%	192	3,022
	東アジア	49%	31%	9%	60%	23%	117	505
	東南アジア	9%	5%	3%	8%	5%	74	1505
	南アジア	17%	6%	11%	12%	9%	113	1,200
	オセアニア	24%	16%	14%	10%	18%	84	462
	中東	113%	27%	65%	900%	53%	207	390
	アフリカ	17%	13%	8%	67%	14%	37	268
出資先計	M&A 比率	27%	11%	6%	22%	14%	3,558	25,562
	M&A 数	1,559	1,342	374	283			
	子会社数	5,720	12,599	5,934	1,309			

備考：1．①米国、EU、日本、中国の企業が 50% 以上出資する海外子会社数（2019 年 3 月）、および②米国、EU、日本、中国によるクロスボーダーM&A（2007 年～2018 年。マイノリティ出資含む）対象企業（企業の重複は排除）としたときの、②に占める①の割合。
2．ORBIS データベースにおいて BvDsector「Industrial, Electric & Electronic Machinery」に区分される企業。
資料：BvD「ORBIS」「Zepher」から作成。

して海外に保有する企業の数が、近年の M&A による出資先の数を上回る。例えば、米国企業による欧州への出資において、M&A を通じた出資先の数は、親会社としての出資先数の 39%、また、EU 企業による北米への出資は、M&A による出資先数が親会社としての出資先数の 9%にとどまる。

M&A による出資先数が親会社としての出資先数を上回るのは、今回確認した中では、米国と EU 企業による日本への出資、及び米国と中国企業による中東への出資のみであった。

以上より、機械セクターにおいては、海外企業との資本ネットワークの多くは、海外企業との親子関係であるといえる。

機械セクターではM&Aの割合が低いことが確認できたが、さらに、M&Aの取引タイプ[36]の中でマイノリティ出資がどの程度含まれているのかを確認すると、多くのケースで4割未満にとどまった（第Ⅱ-1-1-2-33表）[37]。例えば、米国企業によるアフリカへの出資や、EU企業による中南米への出資、日本企業による東南アジアへの出資を始めとして、多くのカテゴリーが4割未満（黄色）となっている。

つまり、機械セクターにおいては、M&Aが海外子会社保有より少ないだけでなく、M&Aの内容そのものも、強い出資関係を締結するケースが多いといえる。

同様に情報通信セクターについても、M&Aによる海外展開と、子会社保有による海外展開の比率を確認すると、機械セクターとは異なり、多くのカテゴリーで、M&Aを通じた出資先の数が、親会社としての出資先数を上回っている（第Ⅱ-1-1-2-34表）。具体的には、EU企業による北米への出資や、米国企業による日本、中国（及び香港）及び中東への出資や、中国企業による北米、中南米、日本、中東への出資等において、色のついたセルが見られる。

第Ⅱ-1-1-2-33表
M&Aにおけるマイノリティ出資割合（機械）

		出資元			
		米国	EU	日本	中国
出資先地域	欧州	31%	32%	23%	29%
	ロシア	0%	35%	0%	—
	北米	40%	42%	54%	70%
	中南米	28%	10%	29%	46%
	日本	83%	83%	—	0%
	中国・香港	72%	28%	22%	14%
	東アジア	55%	69%	32%	50%
	東南アジア	47%	30%	17%	13%
	南アジア	62%	33%	22%	50%
	オセアニア	30%	26%	50%	0%
	中東	69%	50%	62%	94%
	アフリカ	14%	25%	100%	50%
	全地域	41%	39%	34%	45%
合計数		1,588	1,371	387	288

備考：1．2007～2018年の情報通信セクターにおけるM&A案件のうち、マイノリティ出資が占める割合。（マイノリティ出資案件内、およびそれ以外（買収・合弁）の案件内における対象企業の重複は排除した。）
2．対象セクターは、BvDセクター分類のうち、Industrial, Electric & Electronic Machinery。
資料：BvD社「ORBIS」「Zephyr」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-34表　海外子会社とM&Aのバランス（情報通信セクター）

		M&A比率（出資元）				出資元（4か国・地域）計		
		米国	EU	日本	中国	M&A比率	M&A数	子会社数
出資先	欧州	40%	15%	29%	3%	30%	2,607	8,755
	ロシア	12%	11%	25%	11%	11%	101	913
	北米	135%	104%	33%	286%	92%	2,697	2,936
	中南米	95%	46%	52%	311%	71%	513	727
	日本	485%	135%	—	1,100%	328%	177	54
	中国・香港	431%	38%	40%	53%	131%	618	470
	東アジア	110%	28%	65%	92%	72%	142	197
	東南アジア	102%	31%	71%	37%	57%	339	593
	南アジア	91%	30%	118%	167%	70%	602	859
	オセアニア	77%	37%	26%	43%	55%	289	523
	中東	213%	76%	371%	280%	143%	574	402
	アフリカ	148%	40%	20%	33%	55%	113	204
出資先計	M&A比率	65%	45%	42%	32%	53%	8,809	16,664
	M&A数	4,831	2,930	694	354			
	子会社数	7,443	6,452	1,666	1,103			

備考：1．①米国、EU、日本、中国の企業が50%以上出資する海外子会社数（2019年3月）、および②米国、EU、日本、中国によるクロスボーダーM&A（2007年～2018年。マイノリティ出資含む）対象企業（企業の重複は排除）としたときの、②に占める①の割合。
2．ORBISデータベースにおけるBvDsector「22 - Computer Hardware, 23 - Communications, 30 - Computer Software, 36 - Information」に区分される企業。
資料：BvD「ORBIS」「Zephyr」から作成。

36　今回M&Aとしているのは、取引タイプのうち、買収（acquisition）、統合（merger）、合弁（joint venture）、及びマイノリティ出資（minority stake）（2007年から2018年の公表案件）。
37　同図では、4割未満を黄色、6割以上を緑色とした。

情報通信セクターでは、親子関係ではなく、より低い出資関係によって海外企業と提携する形が取られるケースが多いといえる。

念のため、機械セクターと同様に、M&Aにおけるマイノリティ出資案件の割合を確認すると、ほとんどのケースにおいて6割以上（緑色）と高い数値であった（第Ⅱ-1-1-2-35表）。

マイノリティ出資は、相手先企業に対する経営権がない分、相手企業を思うように活用することができないというデメリットがある反面、提携先企業との相乗効果を期待することができ、さらに、相乗効果の様子次第で買収に向けたステップに進むことも可能というメリットが見られる[38]。また、被買収企業にとっての「買収される」ことに対する抵抗感に比べて、マイノリティ出資による「資本提携」は受け入れられやすい面があるという。

今回確認したデータより、我が国製造業による海外展開の典型の一つといえる機械セクターに関しては、海外子会社を保有する形を取ることが多い一方で、情報通信セクターでは、子会社を支配的に保有するというよりは、資本提携でとどまるケースが多いことが確認できた。本項(2)①（第Ⅱ部第1章第1節2(2)①）において、製造企業が、海外で情報通信セクターを含むほかの業種に展開している様子を確認したが、製造業が情報通信セクターに展開するといった場合に、相手先企業との相乗効果について様子を見ながらの企業提携、あるいは、相手先企業のビジネスをより活かした形での企業提携といった形が、より好まれている可能性が考えられる。

第Ⅱ-1-1-2-35表
M&Aにおけるマイノリティ出資割合（情報通信）

		出資元			
		米国	EU	日本	中国
出資先地域	欧州	46%	39%	54%	61%
	ロシア	89%	63%	100%	0%
	北米	52%	67%	78%	93%
	中南米	78%	69%	76%	88%
	日本	86%	80%	—	45%
	中国・香港	97%	84%	82%	44%
	東アジア	80%	75%	79%	91%
	東南アジア	86%	62%	72%	88%
	南アジア	83%	71%	92%	80%
	オセアニア	39%	27%	80%	100%
	中東	79%	77%	92%	86%
	アフリカ	59%	51%	0%	100%
	全地域	62%	63%	75%	81%
合計数		4938	2970	703	355

備考：1．2007～2018年の情報通信セクターにおけるM&A案件のうち、マイノリティ出資が占める割合。（マイノリティ出資案件内、およびそれ以外（買収・合弁）の案件内における対象企業の重複は排除した。）
2．対象セクターは、BvDセクター分類のうち、Computer Hardware, Communications, Computer Software, Information Services。
資料：BvD「ORBIS」「Zephyr」から作成。

M&Aの目的は、先に述べたように多様であるが、最近は、自らにない技術の獲得を目的とした新興国企業によるM&Aが注目されていることから、以下では、特許データ[39]を使用して、M&A等による特許保有の違いについて確認していく。

M&Aによる出資先企業が保有する特許は、どのような分野で多いのだろうか。①自国企業が保有する特許と、②M&Aを通じた海外出資先が保有する特許を比較すると、後者が前者より多い分野が複数見られる。

②÷①の比率をセクター別に比較すると、日本については、特に目立つのはデジタル通信、電気通信である。逆にその比率が低い分野としては光学、高分子化学・ポリマー、工作機械等が見られ、我が国が技術に強みのある分野と考えられる（第Ⅱ-1-1-2-38図、第Ⅱ-1-1-2-39図）。反面、先に見たデジタル通信や電気通信といった分野は、我が国にとってまだ技術的に弱い分野であり、海外企業の技術に対して出資によってアクセスを拡げようとしている可能性が示唆される。

特許金額に関する同比率と、特許件数に関する同比率について、その傾向を確認すると、EUと米国に関しては、件数に関する同比率が全体的に高い。M&Aを通じて資本ネットワークを大きく拡大し、多くの特許へのアクセス可能性を高めているといえる。

一方、中国と日本については、件数よりも金額の同比率が高い傾向がある。さらに1件あたり金額に関する同比率を見ると、中国が顕著に高いセクターが多く、M&Aによって質の高い特許にアクセスしているといえる（第Ⅱ-1-1-2-40図）。中国にとっては、M&Aを通じてアクセスする技術の重要性が高く、他国と比較しても、より技術獲得目的でM&Aを行っている可能性が示唆される。

38　経済産業省（2018）等参照。
39　ビューロー・ヴァン・ダイク（Bureau van Dijk）社のORBIS Intellectual Propertyデータベース。図表中では、企業名を「BvD」、データ名を「ORBIS-IP」と略記する。

第Ⅱ-1-1-2-36 図　（参考）日米中・EU 企業が出資（出資比率 25% 以上）する海外企業の分布（情報通信セクター）

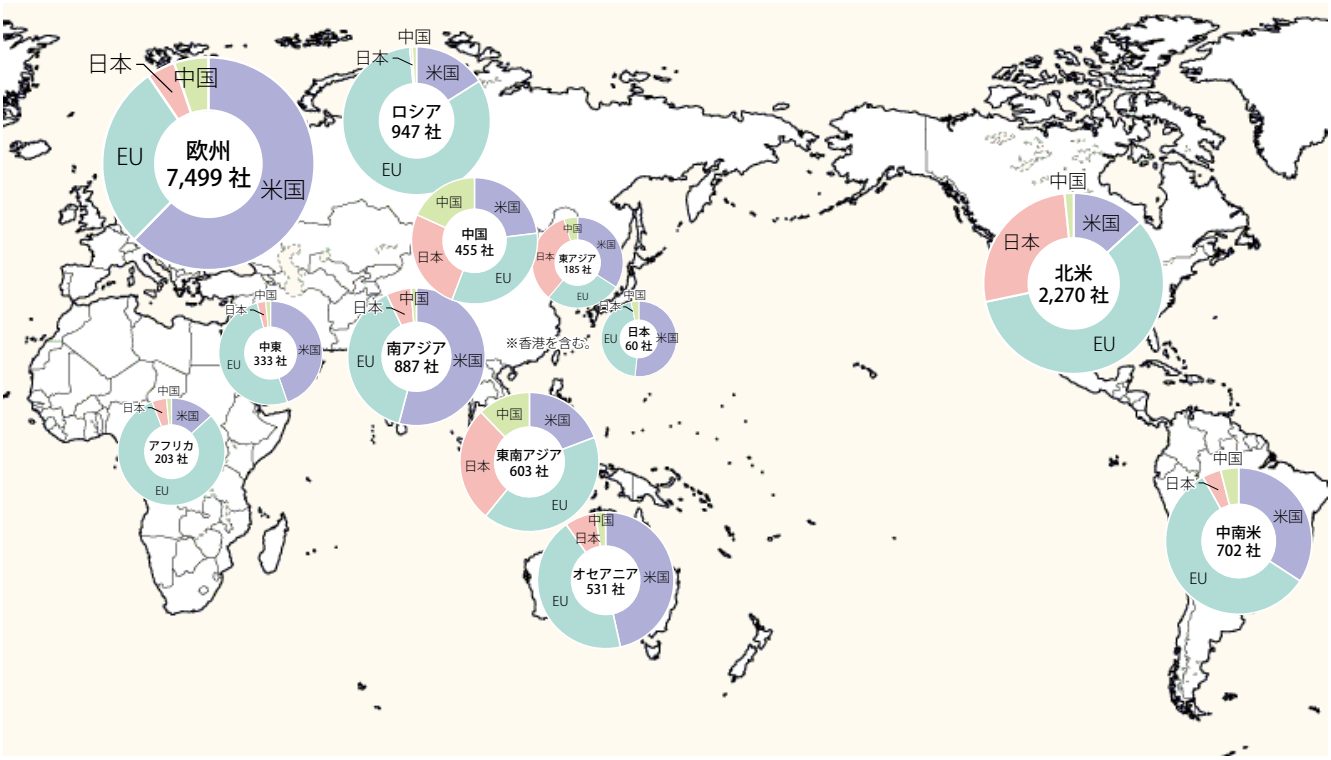

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業が 25% 以上出資する、海外（当該国・地域以外）の企業の分布（企業数ベース）。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-37 図　（参考）日米中・EU 企業が出資（出資比率 25% 以上）する海外企業の分布（機械セクター）

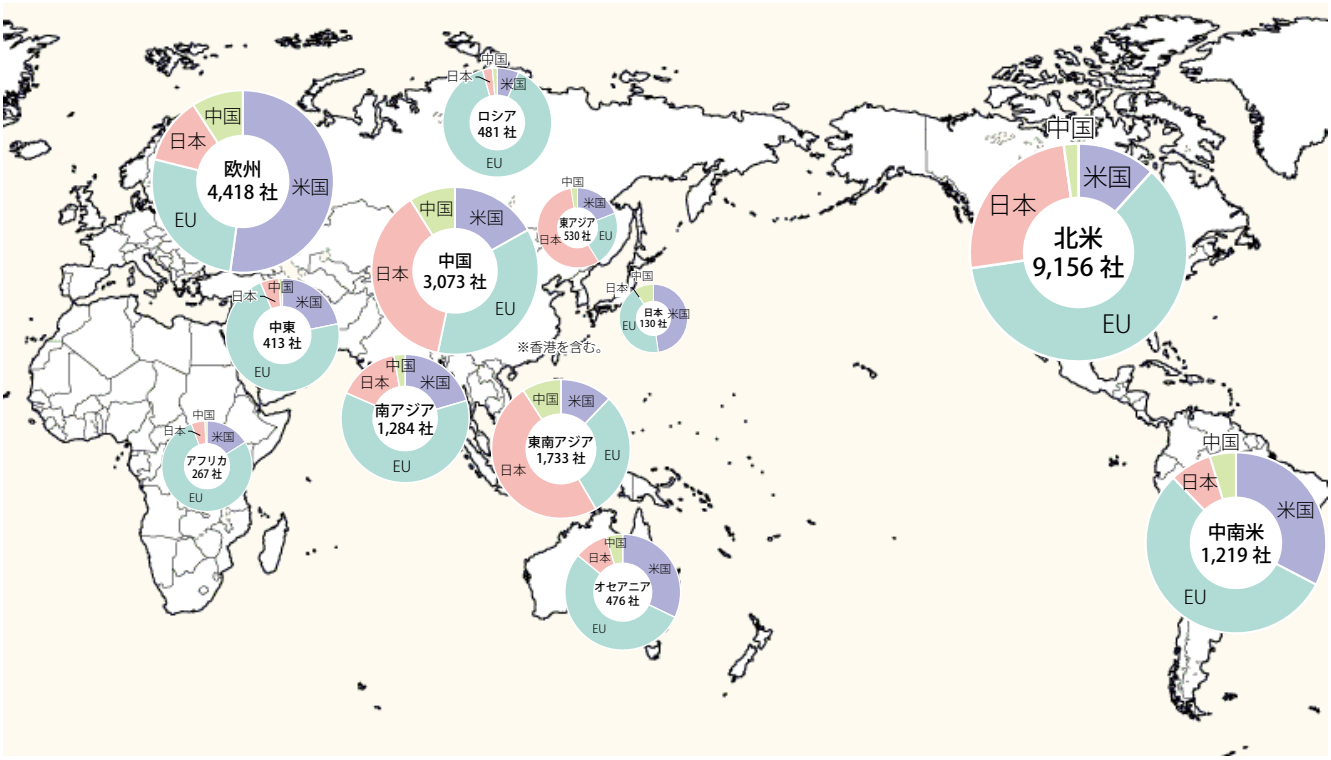

備考：日本、米国、中国、EU に所在する企業が 25% 以上出資する、海外（当該国・地域以外）の企業の分布（企業数ベース）。
資料：BVD「ORBIS」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-38 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の割合（対自国企業が保有する特許金額[40]）

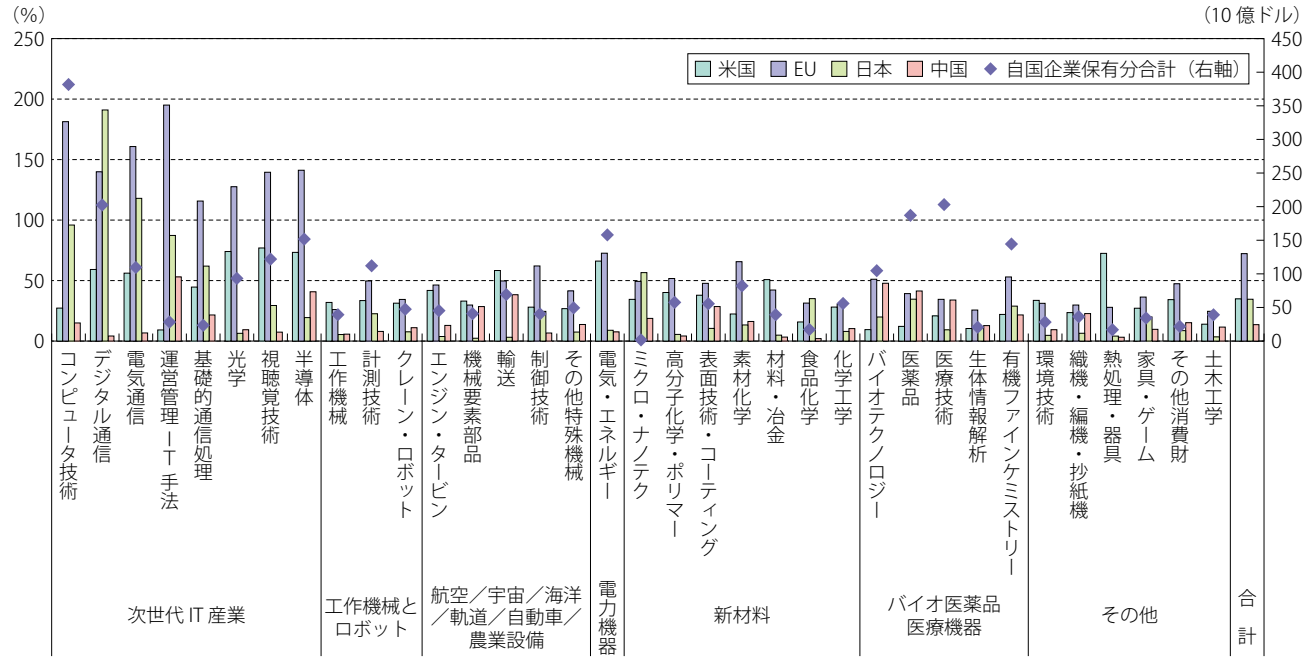

備考：１．①クロスボーダーM&A（2007～2018）による出資先企業（10% 以上出資）が保有する特許と、②自国企業（外資系を除く）およびその海外子会社（50% 以上出資）が保有する特許の比率（①÷②）。2007 年から 2015 年の出願特許（中国は 2012 年まで）。
２．金額は、ORBIS-IP 掲載値を使用。
資料：BvD「ORBIS-IP」「Zephyr」から作成。

第Ⅱ-1-1-2-39 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の割合（対自国企業が保有する出願特許数）

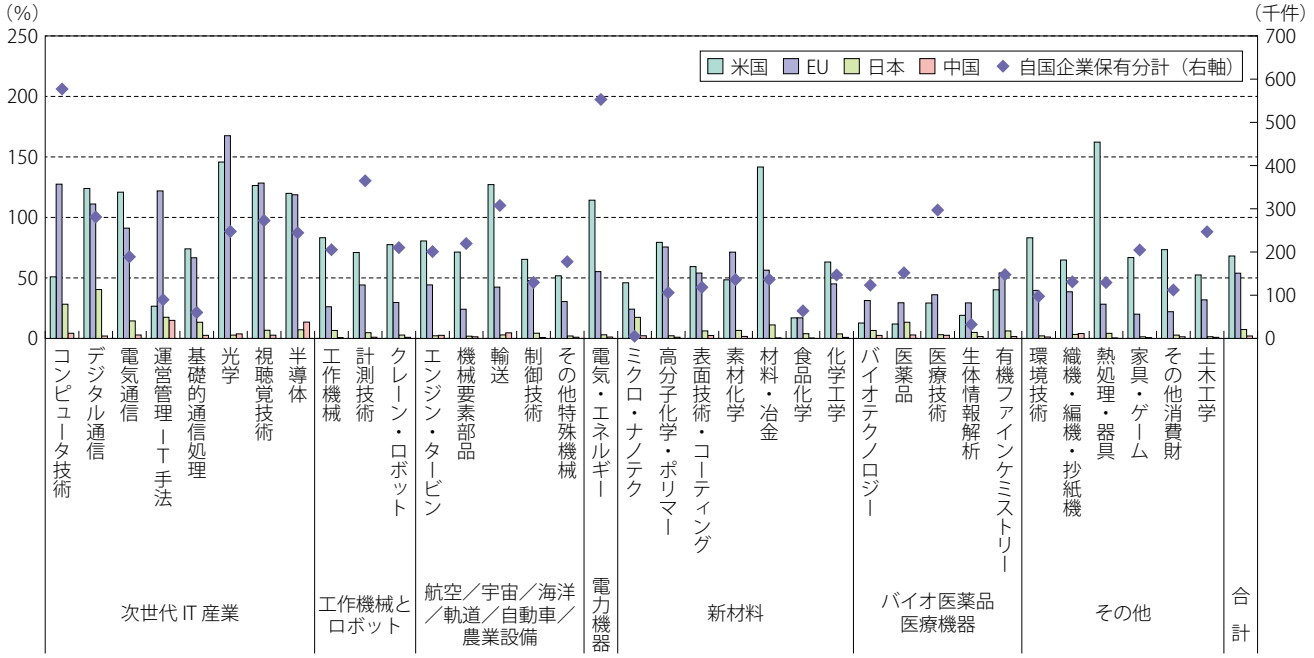

備考：①クロスボーダーM&A（2007～2018）による出資先企業（10% 以上出資）が保有する特許と、②自国企業（外資系を除く）およびその海外子会社（50% 以上出資）が保有する特許の比率（①÷②。特許数ベース。ファミリーを構成する特許についてはそのうち最も代表的とされる特許。）。2007 年から 2015 年の出願特許（中国は 2012 年まで）。
資料：BvD「ORBIS-IP」「Zephyr」から作成。

40　金額は、ビューロー・ヴァン・ダイク社の ORBIS Intellectual Property データベース掲載の推計値を使用した。

第Ⅱ-1-1-2-40 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の推計単価[41] 比率（対自国企業が保有する出願特許）

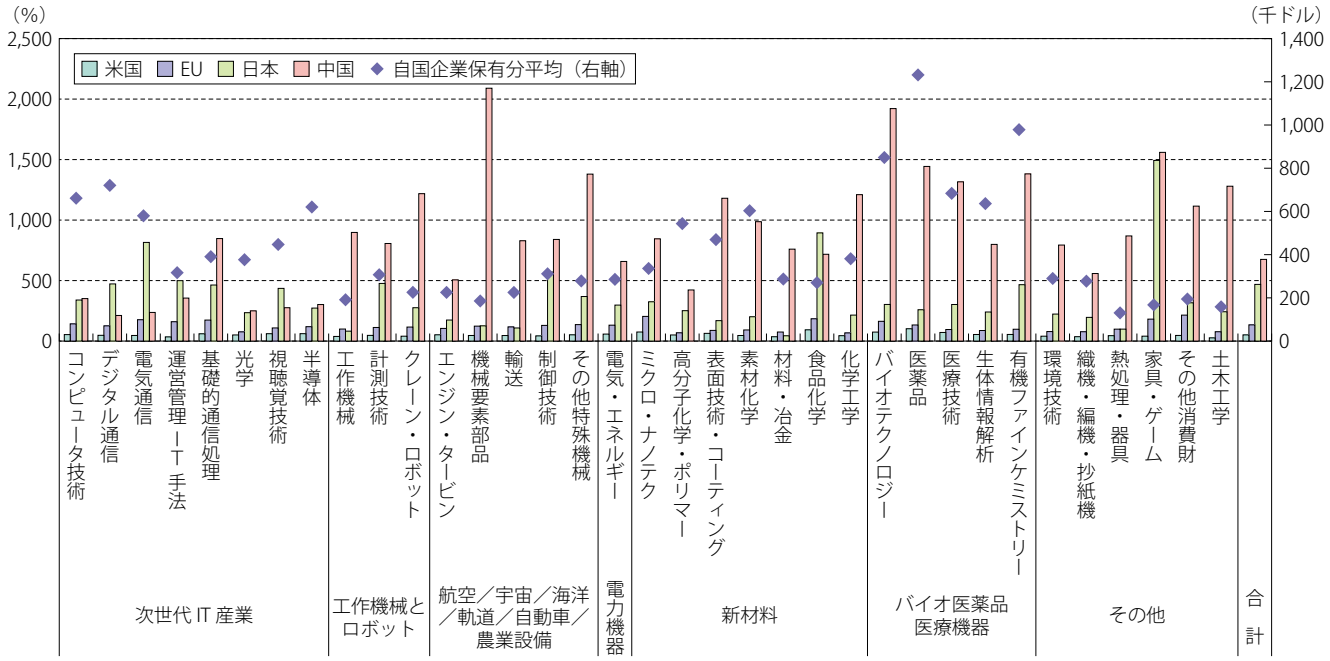

備考：１．①クロスボーダーM&A（2007～2018）による出資先企業（10% 以上出資）が保有する特許と、②自国企業（外資系を除く）およびその海外子会社（50% 以上出資）が保有する特許の、１件（特許ファミリーベース）あたりの金額の比率（①÷②）。平均（右軸）は、米国、EU、日本、中国の自国企業が保有する特許全体の、１件（特許ファミリーベース）あたり金額。2007 年から 2015 年の出願特許（中国は 2012 年まで）。
２．金額は、ORBIS-IP 掲載値を使用。
資料：BvD「ORBIS-IP」「Zephyr」から作成。

3. 知のグローバル化

（1）海外における研究開発の拡大

これまで、資本関係による企業のグローバルネットワークを確認してきたが、知識や技術に関しても、企業のグローバル展開が進んでいる。海外拠点の機能は、かつては生産と販売が主体であったが、近年は、研究開発の重要性が増している。日本企業に対するアンケート調査[42] によると、海外拠点で拡大する機能として、生産と販売を回答する割合が依然として最も大きいが、新製品開発を目的とする研究開発との回答割合は 2017 年度まで徐々に増加している（第Ⅱ-1-1-3-1 図）。

製造業の日系海外現地法人の研究開発費は、2000 年代以降大きく伸びており、日本国内よりも伸び率が高い国が多い（第Ⅱ-1-1-3-2 図）。地域別に見ると、アジアでは売上高とともに研究開発費も大きく伸びている。特に中国やインド、韓国、タイは、研究開発費の伸び率が売上高の伸び率を上回る。研究開発費の規模の面でも、中国は米国に次いで大きく（第Ⅱ-1-1-3-3 図）、海外現地法人に占める割合では、2002 年度の 2% から、2016 年度には 18% にまで拡大している[43]（第Ⅱ-1-1-3-4 図）。台湾や韓国、ASEAN 等と合わせたアジアの割合は、同期間に約 3 倍に拡大している。

では、海外ではどういったセクターで研究開発が行われているのだろうか。日系海外現地法人の研究開発費における製造業の割合[44] を見ると、2000 年代に一貫して低下している。2010 年代にやや回復したものの、2016 年度の水準は 2000 年代初頭に比べ 20% ポイントも低い（第Ⅱ-1-1-3-5 図）。

金額規模で見ると、自動車部品製造業、医薬品製造業、卸売業が大きい（第Ⅱ-1-1-3-6 図）。また、情報通信業や医薬品製造業は、売上高に比して研究開発費が大きい（第Ⅱ-1-1-3-7 図）。

一方、近年の伸び率が特に高いのは、専門・技術サー

41　第Ⅱ -1-1-2-38 図と同様、単価を算出する際に使用した特許金額は、ビューロー・ヴァン・ダイク社の ORBIS Intellectual Property データベース掲載の推計値を使用した。
42　独立行政法人日本貿易振興機構（2019）。
43　米ドル（円ベースから年平均レートで換算）。
44　「経済産業省企業活動基本調査」の対象産業全体。

第Ⅱ-1-1-3-1 図
日系海外現地法人が今後拡大予定の機能

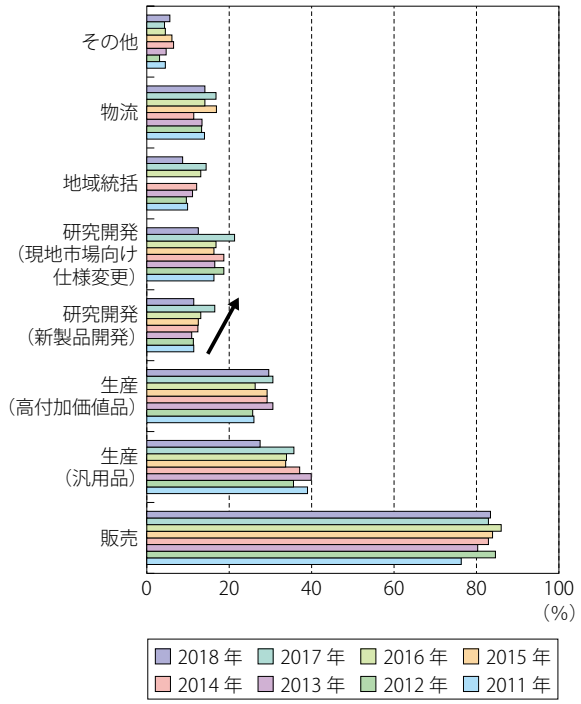

備考：日本の海外現地法人に対するアンケート調査。「現在、海外に拠点があり、今後さらに海外進出の拡大を図る」と回答した企業のうち、拡大を図る国・地域について回答があったもの（複数回答）。
資料：JETRO「2018 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

第Ⅱ-1-1-3-2 図
日系海外現地法人（製造業）の研究開発費（実質値）

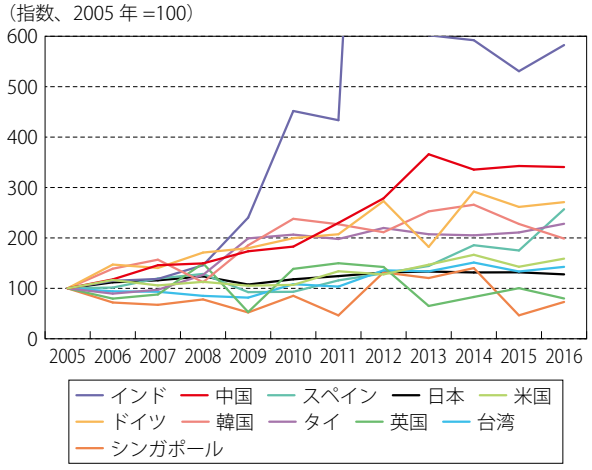

備考：日本国内企業と日本の海外現地法人（製造業）の研究開発費（海外現地法人は所在地別。2015-2016 年度金額上位 10 か国）。各国通貨換算後、GDP デフレーターで実質化。
資料：「経済産業省企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」、IMF 統計から再編加工。

ビス、情報サービス業、卸売業、半導体等製造装置製造業等であるが、ほとんどのセクターにおいて、売上高の伸びを研究開発費の伸びが大きく上回っている（第Ⅱ-1-1-3-8 図）。海外拠点において知識生産活動が活発化していることが示唆される。

海外現地法人における研究開発費は、海外進出企業の

第Ⅱ-1-1-3-3 図
日系海外現地法人（製造業）の研究開発費と売上高の実質伸び率

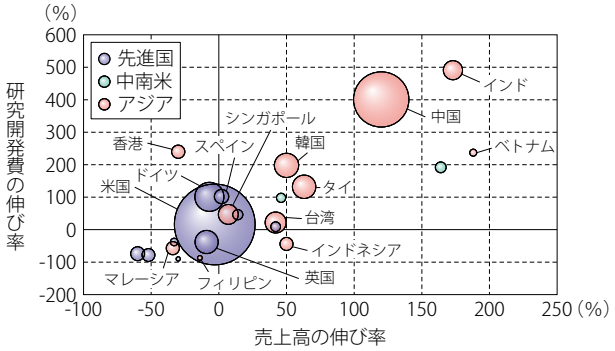

備考：バブルの大きさは R&D 費（2013-2016 年度平均、ドルベース）。伸び率は 2013-2016 年度合計の、2002-2005 年度の合計に対する伸び率（各国通貨換算後に GDP デフレーターで実質化）。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-1-1-3-4 図
日系海外現地法人の研究開発費（製造業）に占める各国割合

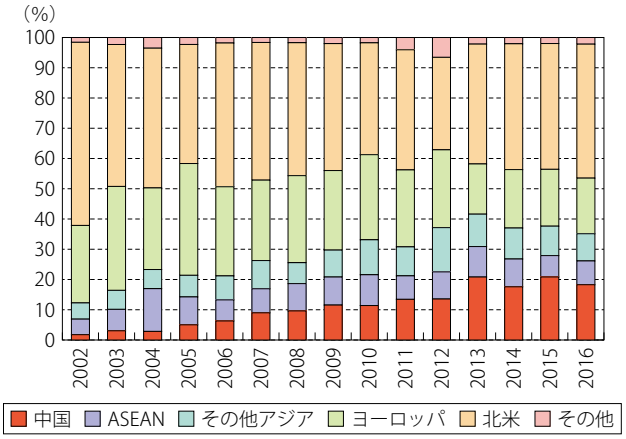

備考：日本の海外現地法人の研究開発費（製造業）に関する所在国別割合。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-1-1-3-5 図
日系海外現地法人の研究開発費に占める製造業の割合

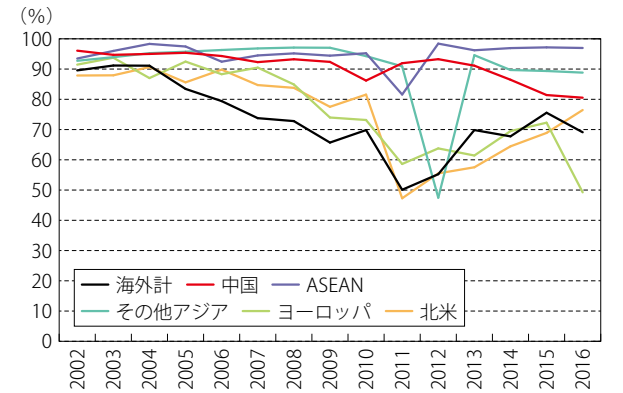

備考：日本の海外現地法人の研究開発費に関して、製造業が全産業に占める割合（所在地別）。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-1-1-3-6 図
日系海外現地法人の研究開発費の規模と伸び率（セクター別）

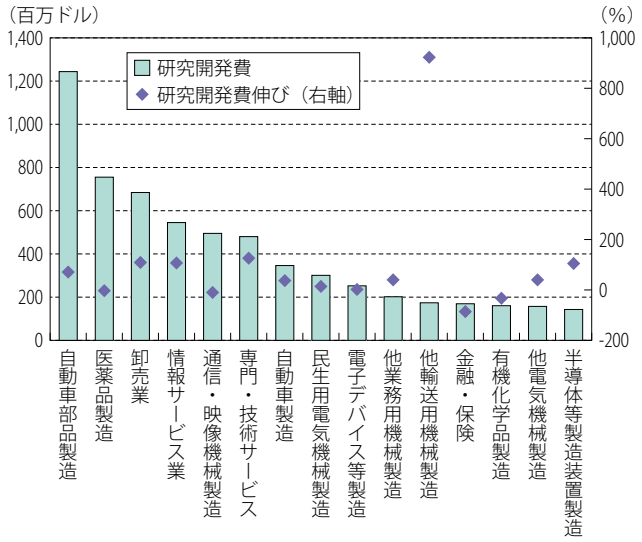

備考：日本の海外現地法人の研究開発費（2015-2016 年度平均。円ベースから米ドル換算）。研究開発費の上位 15 業種（標準産業分類小分類）。伸びは 2010-2011 年度平均からの伸び率。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-1-1-3-8 図
研究開発費と売上高のセクター別伸び率（日系海外現地法人）[45]

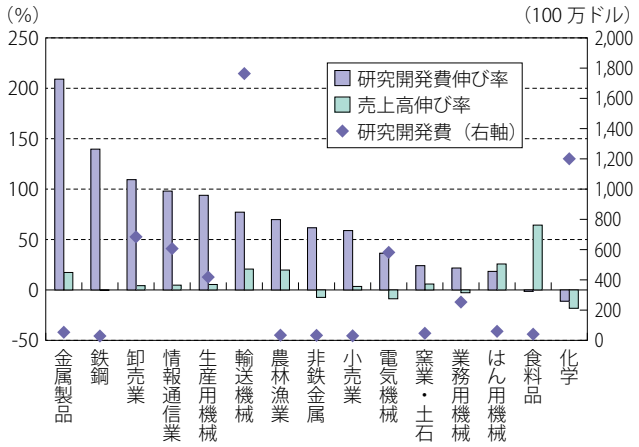

備考：日本の海外現地法人の研究開発費（2015-2016 年度平均。円ベースから米ドル換算）と、2010-2011 年度平均からの伸び率）。研究開発額が多い 15 業種。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から再編加工。

第Ⅱ-1-1-3-7 図　日系海外現地法人の研究開発費に関するセクター別割合（2015-2016 年度）

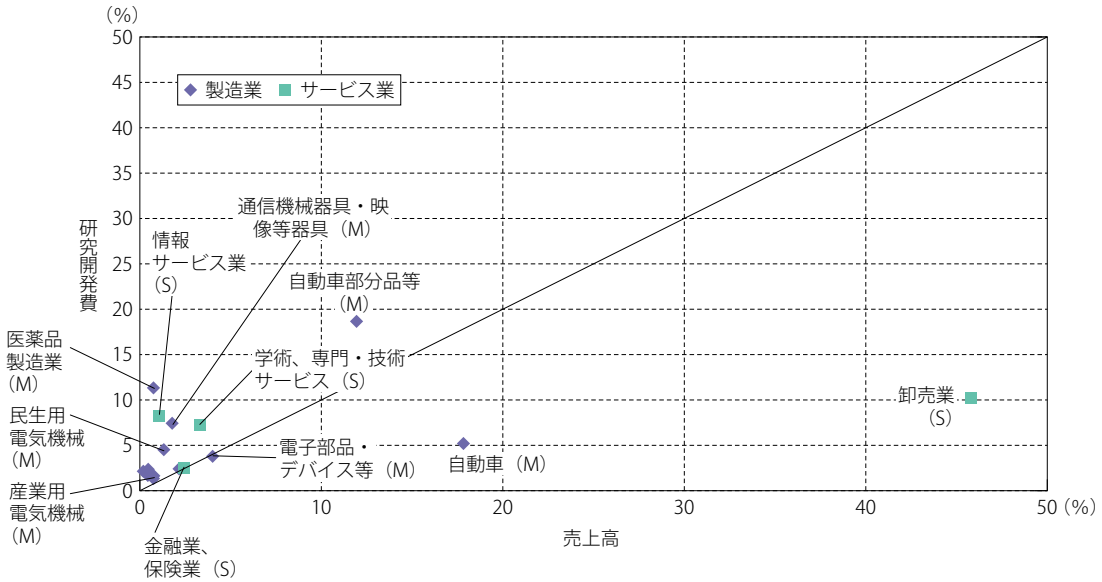

備考：各セクター（標準産業分類小分類）が合計に占める割合。2015-2016 年度の平均（米ドル換算）を使用。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

増加や規模の拡大とともに伸びた。しかし、売上高を大きく上回る研究開発費の伸びは、進出先である新興国におけるイノベーション環境の向上や、市場に合わせた製品開発の必要性等を背景に、海外現地法人の研究開発の重要性が高まっていることを示唆している。

（2）新興国への技術波及[46]

新興国の発展において、先進国の技術的知識の導入・活用はキャッチアップに非常に重要な役割を果たす。特に、経済発展の過程で、研究開発集約度の低い産業から高い産業へと産業構造が徐々に変化していくパターンが、典型的なキャッチアップ型工業化と言えるだろう。日本

45　第Ⅱ-1-1-3-8 図の業種分類は、標準産業分類の小分類を、今回の分析において独自に整理したもの。
46　本項（2）における主な文章及び全ての図表は、飯野、占部、齊藤、山内（2019）（「新興国における知識生産活動とグローバルネットワーク」、経済産業研究所）を参照、あるいは引用した。

においても、戦後の急成長は海外技術を積極的に導入することにより実現したと考えられている。

知識・技術の波及については、その経路として、貿易（財・技術）や外国直接投資（以下、FDI）の重要性が指摘されている。

知識・技術の波及経路のうち、1）貿易による経路については、輸出される製品に技術情報が組み込まれていることから、製品を使用し分析したり、使用するための指導を受けたりすることで技術波及を生じる[47]。また、貿易パートナーとの人的コンタクトもイノベーションのきっかけとなり得る[48]。

2)FDIによる経路については、企業進出先において、同一セクターの地場企業による観察・模倣や、部材の供給企業に対する技術提供、買収先企業に対する技術提供等によって技術波及が生じるとされている[49]。なお、FDIについては、Fosfuri et. al.[50]が、外資企業の現地雇用者が国内企業に転職することによる技術波及を、またRodriguez-Clare[51]が、多国籍企業と現地企業との密な取引関係が技術情報を波及させることで、途上国の企業にプラスに働くことを示している。

飯野等（2019）[52]は、このような先進国企業の海外進出に伴う新興国への知識の波及の影響を明らかにするため、外国への特許出願を、海外進出の代理変数とみなして、その動向を確認した。

特許出願先別に見ると、2000年以降、日本やドイツの特許庁に対する特許出願数が緩やかに減っているのに対して、中国特許庁への出願が伸びており、シェアで見ると、日本やドイツの低下が顕著である（第Ⅱ-1-1-3-9図、第Ⅱ-1-1-3-10図）。

しかし、中国特許庁への出願が伸びていると言っても、出願企業の構成はどのようになっているのだろうか。

各国・地域特許当局に対する出願に占める出願企業の所在国[53]の順位により、新興国における出願企業の所在国別の動向を確認すると、韓国特許庁への出願件数で見た韓国企業の順位は、1980年代に、3位から1位に上昇した。すなわち、技術的に進んでいる外国からの出願件数に、自国からの出願件数がキャッチアップし、追い抜いたことになる。次に、中国特許庁への出願件数における中国企業の順位は、1990年代に緩やかに上昇し、2005年以降は1位を確保している。同様に台湾及びブラジルも、自国・地域における出願件数の順位が徐々に上昇していることが確認された（第Ⅱ-1-1-3-11表）。

第Ⅱ-1-1-3-9図
各国・地域特許当局への特許出願件数の推移（所在国・地域が明らかな出願人のみ）

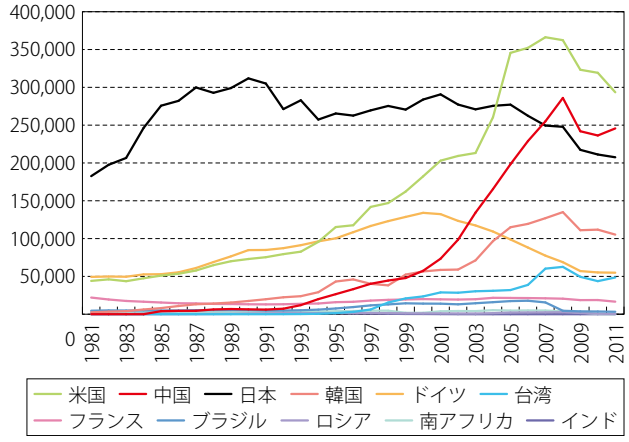

備考：所在国・地域が明らかな出願人による特許出願のみを対象。従って個人出願人による特許出願は含まれない。
資料：「飯野、占部、齊藤、山内（2019）」から引用。

第Ⅱ-1-1-3-10図
各国・地域特許当局のシェア（国・地域別特許当局向け出願件数の合計に占めるシェア）の推移

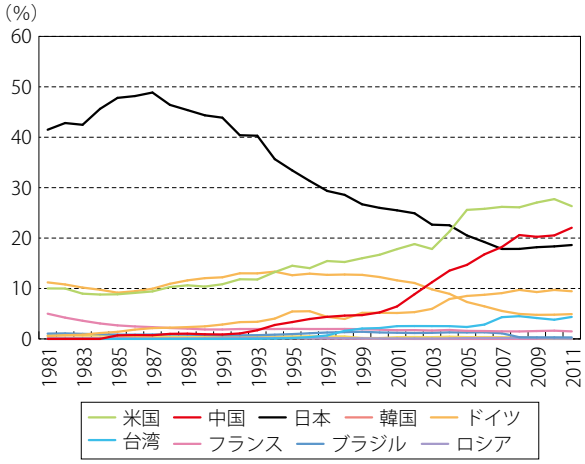

備考：所在国・地域が明らかな出願人による特許出願のみを対象。従って個人出願人による特許出願は含まれない。分母である各国・地域特許当局向け特許出願件数の合計には、WIPO及び欧州特許庁向けの特許出願を含まない。
資料：「飯野、占部、齊藤、山内（2019）」から引用。

47 Eaton and Kortum（1996）.
48 Kiriyama（2012）.
49 Kiriyama（2012）.
50 Fosfuri, Motta, and Rønde（2001）
51 Rodriguez-Clare（1996）.
52 飯野、占部、齊藤、山内（2019）。
53 第Ⅱ-1-1-3-11表及び第Ⅱ-1-1-3-12図では、特許出願人企業の本社住所の所在地により集計したが、その企業を50%以上保有する企業の住所の所在地により集計しても、分析結果に大きな違いはない。

第Ⅱ-1-1-3-11 表
自国・地域の特許当局に対する出願件数における出願国・地域別順位

	1981	1996	2011
日本	1	1	1
米国	1	1	1
ドイツ	1	1	1
韓国	3	1	1
中国	-	5	1
台湾	-	4	1
ブラジル	3	3	1

備考：自国・地域の特許当局に対する出願件数における、企業の所在国・地域別順位。
資料：「飯野、占部、齊藤、山内（2019）」から引用。

第Ⅱ-1-1-3-12 図
中国の特許出願件数と被引用件数順位の推移

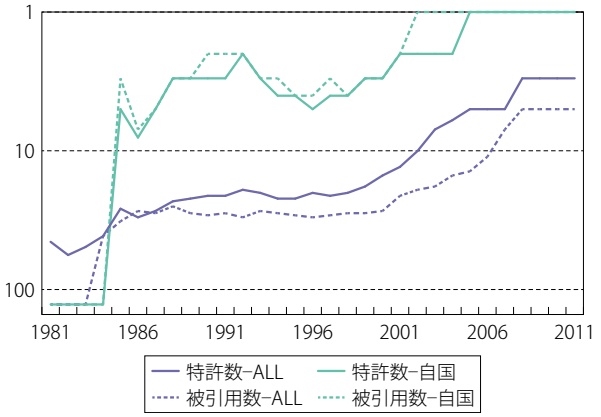

備考：特許出願件数と被引用件数（出願先機関別）に関する、中国に所在する企業の順位。ALL は、自国を含む世界の合計数に占める順位。自国は、自国への出願件数に占める順位。
資料：「飯野、占部、齊藤、山内（2019）」から引用。

自国への出願件数における順位だけでなく、自国への出願を含む世界の合計出願件数における順位を合わせて見ると、中国については、1980 年代に自国への特許出願件数と自国における被引用件数が上昇し、その後に、自国を含む世界への出願件数及び被引用件数が上昇している。韓国及び台湾についても、同様に、まず自国・地域の特許当局に対する出願件数順位が上昇した後で、自国・地域を含む世界の特許当局に対する出願件数順位が上昇していることが確認できる。

すなわち、新興国の知識生産活動が発展する初期段階においては、自国よりも海外からの特許出願が大きいが、特許出願とともに海外から技術・知識が流入することで、国内の技術力が向上し、その技術知識を活用して海外進出が活発になるという、ある種共通した流れの存在が示唆される。新興国の知識生産活動の発展において、海外の技術知識の流入が寄与している可能性がある。

（3）特許申請と企業の海外展開の連動性[54]

外国への特許出願は、本項（2）のとおり、新興国への技術波及に寄与する面があり、知識・技術の海外への広がりの一端を表すと考えることができるが、基本的には、自社の技術の保護や事業領域の確保を目的として行われるものである。

グローバル化が進む中で、海外展開と特許出願先との関係は、どのように変化しているのだろうか。飯野等は、財貿易及び FDI について、外国への特許出願との連動性の確認を行った。

分析対象は、米国、ドイツ、フランス、日本、ブラジル、中国、韓国、台湾、ロシア、インド、南アフリカの 11 か国・地域に関する、相互の、特許出願、貿易及び FDI データである。

第Ⅱ-1-1-3-13 図と第Ⅱ-1-1-3-14 図は特許の外国への出願、第Ⅱ-1-1-3-15 図と第Ⅱ-1-1-3-16 図は対外 FDI、第Ⅱ-1-1-3-17 図と第Ⅱ-1-1-3-18 図は輸出のネットワークである。線の色は、線の端にある円の色と同じであり、それぞれ、特許出願、対外 FDI、輸出の主体の国・地域を表している。つまり、線の端にある円は、同じ色の線の起点（from）である。また、線の太さは量を表している。

外国特許庁への出願状況を確認すると、多くの線は 2001 年より 2010 年の方が太くなっており、技術知識のやり取りが活発になっているように見えるが、中でも日本をはじめ、各国・地域から米国へ向かう線と、米国から中国へ向かう線が顕著に太くなっている（第Ⅱ-1-1-3-13 図、第Ⅱ-1-1-3-14 図）。

また、対外 FDI のネットワークは、欧州や日本から米国へ向けた線が、2001 年より 2010 年の方が太くなっている。貿易（輸出）ネットワークの線については、中国から米国をはじめ各国・地域に向かう線と、米国や日本をはじめ、各国・地域から中国へ向かう線が太くなっている。

特許出願の流れを、FDI や貿易の流れと重ね合わせて見ると、日本について言えば、特許の出願先は米国に向けて太くなったが、対外 FDI の向かう先としても米国が太くなっている。米国について言えば、特許の出願先と貿易（輸出）の向かう先として中国が太

54　本項（3）における主な文章及び全ての図表は、主に、飯野、占部、齊藤、山内（2019）を参照、あるいは引用した。

第Ⅱ-1-1-3-13 図　特許出願ネットワーク（2010）[55]

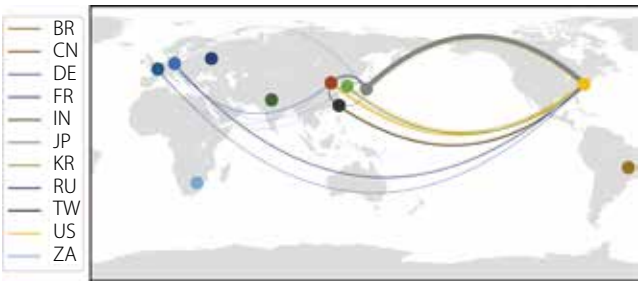

第Ⅱ-1-1-3-14 図　特許出願ネットワーク（2001）

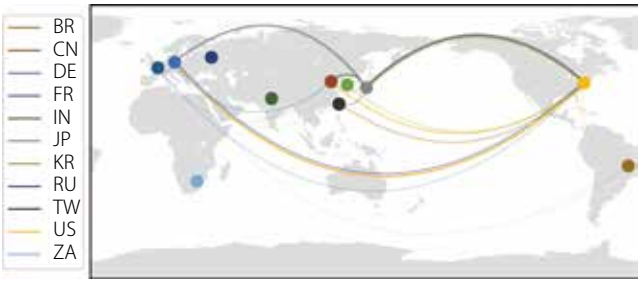

第Ⅱ-1-1-3-15 図　対外 FDI ネットワーク（2010）

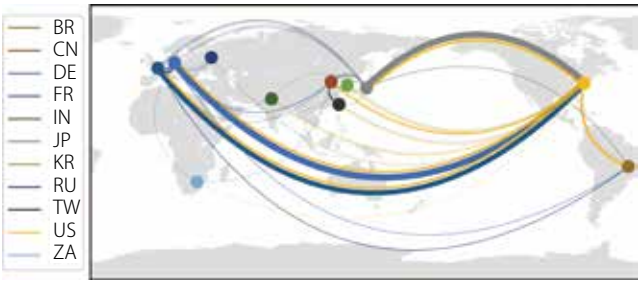

第Ⅱ-1-1-3-16 図　対外 FDI ネットワーク（2001）

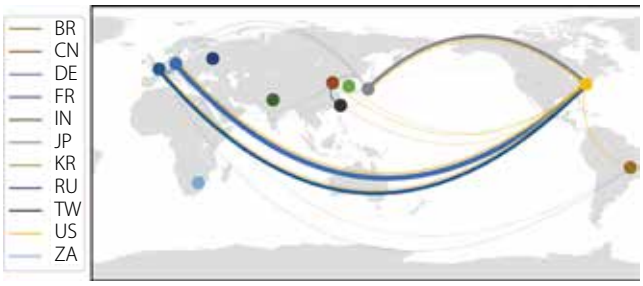

第Ⅱ-1-1-3-17 図　貿易（輸出）ネットワーク（2010）

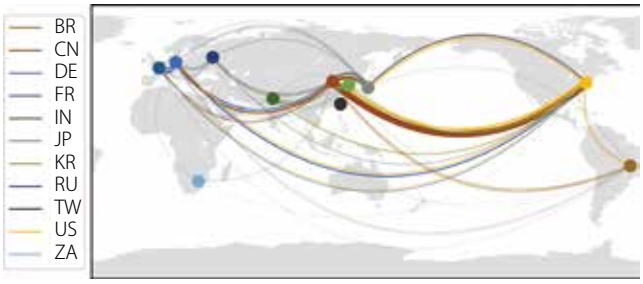

第Ⅱ-1-1-3-18 図　貿易（輸出）ネットワーク（2001）

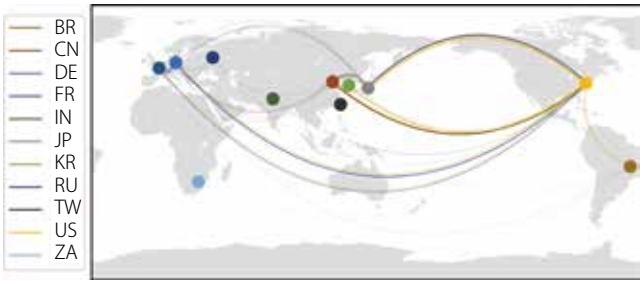

くなっている。ドイツとフランスについて見れば、特許出願、対外 FDI、貿易（輸出）の全てが向かう先として米国が太くなっている。これらを踏まえると、少なくとも先進国については、特許出願の流れは、FDI や貿易の流れと近いように見える。

次に、これら主な先進国（米国、ドイツ、フランス、日本）企業の特許出願先と、FDI 進出先あるいは輸出先との相関性を確認すると、特許出願先と輸出先との相関性は緩やかに低下しており、逆に、特許出願先と FDI による進出先との相関性が高まっていることが確認された（第Ⅱ-1-1-3-19 図）。先進国企業の海外売上高の割合が徐々に拡大する中で、FDI の重要性が高まり、相対的に輸出の重要性が低下していることが示唆される。

ただし、先進国における貿易と特許の相関性は、低下してはいるものの、FDI と特許の相関性を上回る。海外拠点を有する企業は輸出企業のうち一部にすぎないことを踏まえれば、工業品の輸出国にとって、輸出先と特許申請先の連動性の高さは自然であり、引き続きその重要性が示されているといえる。

一方、FDI と貿易の相関性については、先進国では緩やかに低下している。先進国企業による FDI 進出は生産目的が多いが、そこで生産に必要な中間財の調達が、当該先進国からの輸入から、現地調達に切り替わってきたこと等により、FDI 進出先と輸出先の相関性が低下した可能性が考えられる。

以上より、国を越えた特許申請、すなわち、技術・知識の広がりは、FDI 及び貿易と連動していること、また、その連動性は変化しており、FDI に伴う技術・知識の広がりが従来よりも大きくなっている一方で、貿易に伴う広がりは、その重要性がやや低下している可能性が確認できたと言える。

55　第Ⅱ-1-1-3-13 図から第Ⅱ-1-1-3-18 図における記号は、線の起点となる国・地域名を表す。（BR：ブラジル、CN：中国、DE：ドイツ、FR：フランス、IN：インド、JP：日本、KR：韓国、RU：ロシア、TW：台湾、US：米国、ZA：南アフリカ。）

第Ⅱ-1-1-3-19図　特許と貿易・FDIの連動性（先進国）

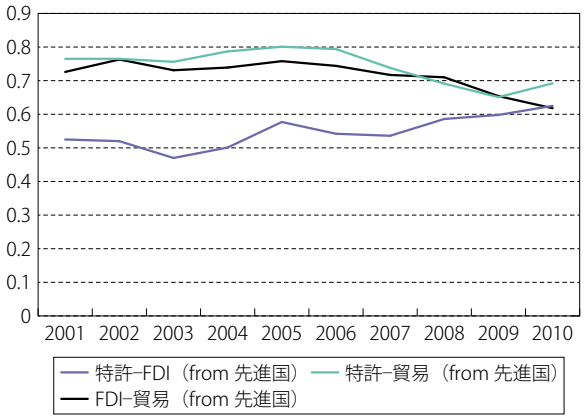

備考：特許とFDI, 特許と貿易、FDIと貿易、のそれぞれの相関係数の推移。主な先進国（日本、米国、ドイツ、フランス）から国外（当該先進国と、新興国・地域（ブラジル、中国、韓国、台湾、ロシア、インド、南アの合計11か国・地域）に向かうもの（輸出、対外FDI、外国向け特許申請）。
資料：飯野、占部、齊藤、山口（2019）から引用。

さらに、特許と貿易に関する連動性は先進国だけでなく新興国でも高まっており、技術・知識の広がりの方向性が多様になっている可能性が考えられる。

一方、FDIの進出先及び特許出願先は、中国や米国等、一部の国・地域に偏り、進出元あるいは出願元の国への流入が小さいケースが多く見られるなど、その流れは非対称であった。日本をはじめとして、FDIや特許出願の流入が非常に弱い場合は、海外からの技術・知識の流入も弱い可能性が考えられる。

(4) イノベーションに関する企業のグローバルなネットワーク[56]

異なる知識の結合は大きなイノベーションを引き起こす重要な要素であると言われている。特に、地理的に離れた人々は異なる知識を有することが多く[57]、その意味で国際的な知識や技術の伝播は、国内のイノベーションに大きく影響する可能性がある。

国際知識伝播の経路には、貿易（財・技術）、対外直接投資のほかに、国際共同研究があるが、飯野等[58]は、特に企業間の国際共同研究に焦点を当て、それが知識伝播を促して企業のイノベーションの質に与える効果を、企業間の特許の共同出願を共同研究とみなすことで、実証的に検証した。

飯野等によると、国際共同特許は、特許の質（被引用件数）を高める効果がある。

同研究では、主要6か国（日本、ドイツ、フランス、米国、中国、韓国）[59]について、特許の共同出願を行ったことがある企業と、国際共同研究を行ったことがある企業を抽出し、共同出願あるいは国際共同出願と、被引用件数との相関関係を分析している[60]。その結果、共同出願あるいは国際共同出願のネットワークに入っている企業の方が、そうでない企業に比べて特許の被引用数が多いこと、また、被引用件数に与える効果の度合いは、多くの場合、共同出願ネットワークよりも、国際共同出願ネットワークの方が大きいことが明らかにされた（第Ⅱ-1-1-3-20表）。すなわち、国際的なネットワークを有することが、企業の研究の質を高めるということである。

主要国の国際共同特許の割合を見ると、中国とフランスが2000年代に大きく伸びている一方で、日本の国際共同出願比率は世界平均を下回っている（第Ⅱ-1-1-3-21図）。

戸堂、柏木（2017）[61]によると、特許の共同所有により表される共同研究ネットワークにおいて、日本企

第Ⅱ-1-1-3-20表　国際共同研究と特許の質の相関（回帰分析）

	米国	日本	ドイツ	韓国	フランス	中国
共同出願	0.104***	0.114***	0.130***	0.100***	0.088***	0.711***
国際共同出願	0.169***	0.155***	0.229***	0.307***	0.253***	0.627***
観測数	188,400	45,016	67,794	38,465	18,648	51,019

備考：1．被説明変数は、1990-2010年に申請された特許の被引用件数（申請年ごとの被引用数平均値で規格化）。総出願特許数、企業年齢、産業分類でコントロール。共同出願には、国際共同出願、国内共同出願どちらも含む。
2．***: p < 0.01, **: p < 0.05, *: p < 0.1。
資料：「Iino, Inoue, Saito, and Todo (2018)」から引用。

56　主に、経済産業研究所分析（①、②）を引用・参照した。（①Iino, Inoue, Saito and Todo (2018) “How Does the Global Network of Research Collaboration Affect the Quality of Innovation?”、②戸堂、柏木（2017）「グローバルな企業ネットワークから見た日本企業の現状」）
57　Todo, Matous, and Inoue (2015).
58　Iino, Inoue, Saito and Todo (2018).
59　2000～2010年に出願された、特許出願人が企業である特許総数の8割を当該6か国が占める。
60　総出願特許数、企業年齢、産業分類でコントロール。1991～2010年まで。

第Ⅱ-1-1-3-21 図
国際共同特許の割合（全ての特許に占める割合）の推移

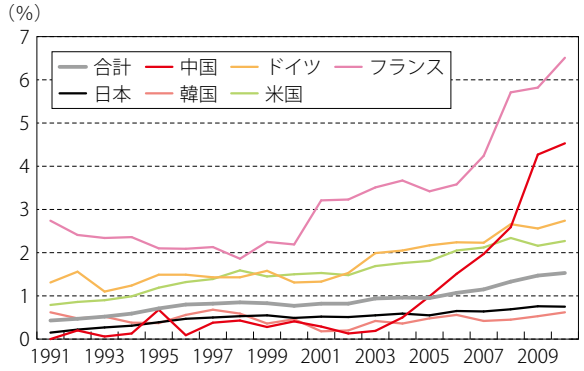

備考：ORBIS 特許データベースにおいて、出願企業の所在国が判明している特許に占める、国際共同特許数の割合（企業所在国別）。2010 年まで。
資料：「Iino, Inoue, Saito and Todo（2018）」から引用。

第Ⅱ-1-1-3-22 図
世界企業の共同研究ネットワーク（2011-2013 年）

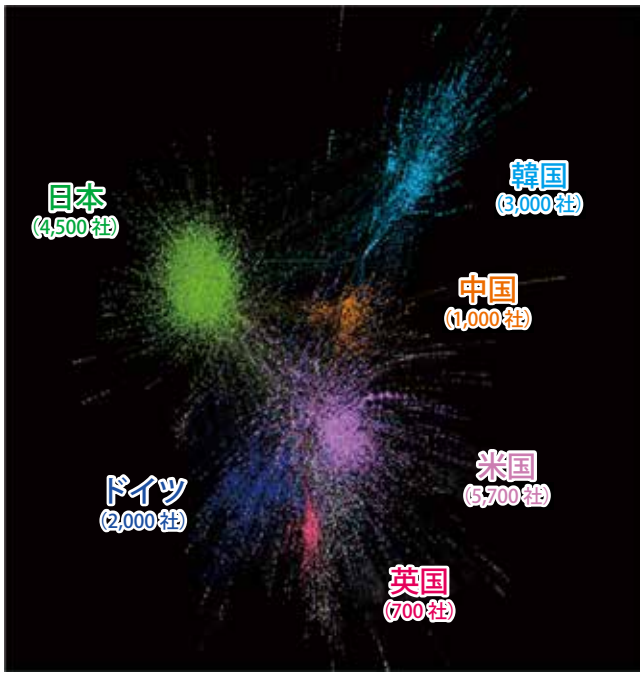

資料：戸堂・柏木（2017）から引用。

業は、国内では密なつながりを持っているが、世界の企業と十分につながれていない。特許の共同所有ネットワークを可視化した図（第Ⅱ-1-1-3-22 図）からは、欧米や中国に比べて、日本企業のクラスターは、主要国の企業ネットワークの中心から外れて独立していることが確認でき、他国と比べて国際化が貧弱であると言う。

日本企業が国内に閉じる傾向については、国内に研究パートナーが十分存在することが背景とも言われており[62]、そうだとすれば、海外企業との繋がりが弱いことによるイノベーションに関する問題は小さい可能性もある。しかし、国際共同特許と特許の質の相関性は 1990 年代よりも 2000 年代に高まっており[63]、さらに、技術・知識の進歩のスピードが求められる中で、外国企業を含めた企業ネットワークの拡充や、外国からの技術・知識の流入については、その重要性が増しているのではないだろうか。

4. ヒトの移動

世界のヒトの移動がどのように変化してきたかを移住者、留学生、観光客の側面から見てみる。

まず移住者については、中南米、中東、アフリカから米国や EU15 への流入は 2000 年から 2016 年にかけて引き続き多く、特に中東から OECD 加盟国への移住は 3.5 倍になり、中でも EU15 は 4.1 倍と最も高い伸びとなった他、米国も 2.3 倍となっている。

また、中国、南アジアから先進国への流入も増加しており、中国は豪州で 2000 年から 2016 年にかけて 3.6 倍、EU15 で同 2.3 倍になった。南アジアは豪州で同 7.8 倍、EU15 で同 2.4 倍、北米で同 1.6 倍と増加した。

各国・地域における移住者の出身国・地域別の割合を見ると、北米においては中南米からの移住者が 2000 年 37.0％から 2016 年 34.9％と若干低下し、南アジアが同 10.7％から同 12.1％、ASEAN が同 9.0％から同 11.6％、アフリカが同 6.0％から同 10.1％と割合を高めた。EU15 は欧州からの移住者が引き続き多くを占めているものの、中東が 2000 年 8.1％から 2016 年 16.2％となり、それまで欧州以外で最大の割合だったアフリカの同 13.7％から同 10.9％を上回り最大の勢力となった。日本は ASEAN が 2000 年 34.1％から 2016 年 35.3％と高くなり、中国が同 27.2％から同

61　戸堂、柏木（2017）。
62　また、戸堂、柏木（2017）は、共同研究ネットワークにおける多様性の分析により、日本企業が、国内では多様な相手と共同研究を行っていることを示唆している。
63　飯野、井上、齊藤、戸堂（2018）。

24.2％と割合を下げた。また、2017 年には南アジアが 7.1％と上位 3 位に入り、当該地域との繋がりが高まっていることがうかがわれる。他、豪州においても 2000 年 6.7％から 2016 年 26.6％と南アジアからの移住者の存在が高まっている。以上のことから移民の面からは、中東と南アジアが急速に先進国とのヒトの交流を拡大していることがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-4-1 図）。

次に、主要国における高等教育レベル[64]における各国インバウンド留学生数の推移を見ると、新興・途上国や地域から先進国への留学生が大幅に増加し、各地域間の人の流れが太くなり世界各国・地域の高度人材の結びつきが広がってきたことが分かる。

OECD 加盟国への留学生は 2000 年から 2016 年にかけて、約 152 万人から約 350 万人と 2.3 倍になった。中でも中国から留学生は、約 11 万人から約 79 万人となり 7.3 倍もの大幅な増加となった。これにより OECD 加盟国への留学生のうち中国人が占める割合は、2000 年の 7.1％から 2016 年には 22.4％となり、2000 年時点で 23.3％と最大の割合を占めていた EU15 の留学生（2016 年時点で 13.3％）を上回るようになった。

また、北米における中国人留学生の割合は同 10.5％から 31.9％、EU15 においては同 2.4％から同 11.3％まで高まった。日本においても中国人留学生の割合が同 47.0％から同 53.4％になった。他方で、中国人留学生は日本より EU15、豪州を留学先に選択するようになっており、OECD 加盟国における中国人留学生数の国・地域別に見た割合は、日本が 2000 年 25.9％から 2016 年 9.7％と低下したのに対し、豪州が同 4.6％から同 14.2％へ、EU15 が同 16.6％から同 21.1％へと高まった。

なお、日本においては、ASEAN（2000 年から 2016 年にかけて 5.3 倍）、南アジア（同 7.4 倍）からの留学生が増加しており、特に ASEAN 留学生が日本へ留学する割合は、2000 年の 4.8％から 2016 年には 12.7％と高まり、以前と比べて ASEAN 留学生が日本を選好するようになったことがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-4-2 図）。

なお、中国のインバウンド留学生は数の増加に比して質も高まっており、上述の留学生に占める学位取得コースに留学している割合は 2000 年の 26.3％から 2016 年には 47.4％へ高まっており、中国の高等教育機関が海外から高度人材を惹きつけるようになったことを示している。

また、高等教育に限定しない短期・長期の留学生も大幅に増加してきている。中でも ASEAN、南アジア、アフリカからの留学生を惹きつけており、中国とこれら新興・途上国を有する地域との結びつきが深まっていることがうかがわれる（第Ⅱ-1-1-4-3 図）。

また、世界の人の移動（出国、入国ベースでの人の動きであって、目的が旅行か否かを問わない）を見ると、アウトバウンドでは東アジア・大洋州の伸びが大きい。また、インバウンドでは 2017 年に ASEAN が北米を超えている。他方で、東アジア・大洋州と ASEAN を除く新興国地域では、大きな変化は起きていないように思われる（第Ⅱ-1-1-4-4 図）。

64　“Tertiary（第 3 期教育）”レベルの留学生数。第 3 期の教育は、国際標準教育分類でレベル 5（研究・職業技能資格、技術的・職業的スキル）、6（Ph.D 等の高度な研究者）に分類される。

第Ⅱ-1-1-4-1 図　先進国における新興・途上国からの人の流入者数の変化

（2000 年）　（単位：万人）

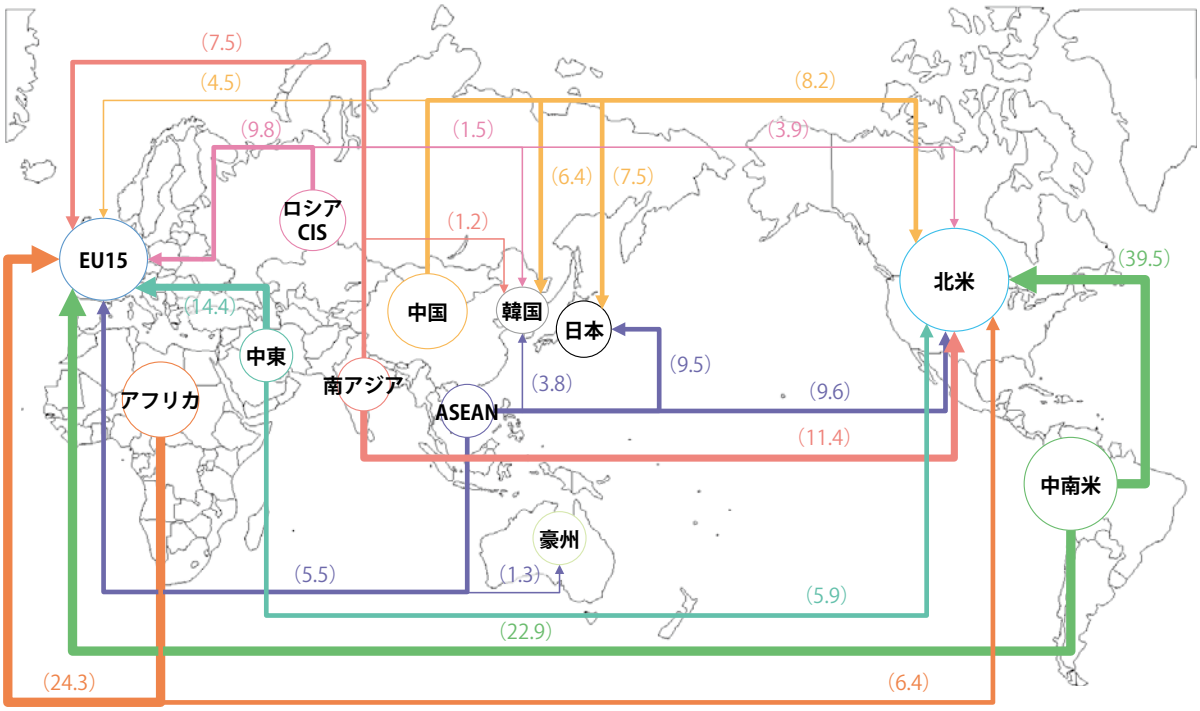

（2016 年）　（単位：万人）

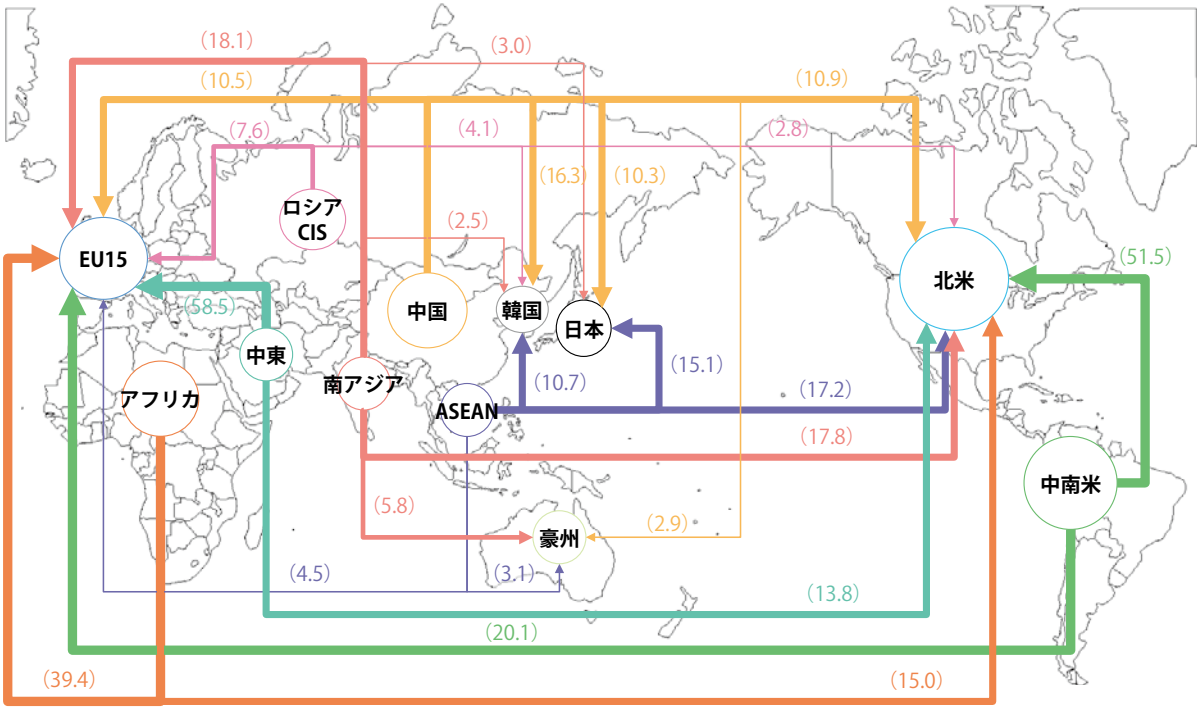

備考：１．各年で２万人以上の流出入のある地域・国のみ表示。新興国から先進国への人の移動。
　　２．移住者は各国の住民基本台帳を基に算出された数値で、日本への移住者は「有効なビザを保有し、90 日以上在留予定の外国人」が計上されている。
資料：OECD International Migration Database “Inflows of foreign population by nationality” から作成。

第Ⅱ-1-1-4-2 図　先進国及び中国における高等教育レベルに属する留学生の流入者数の変化

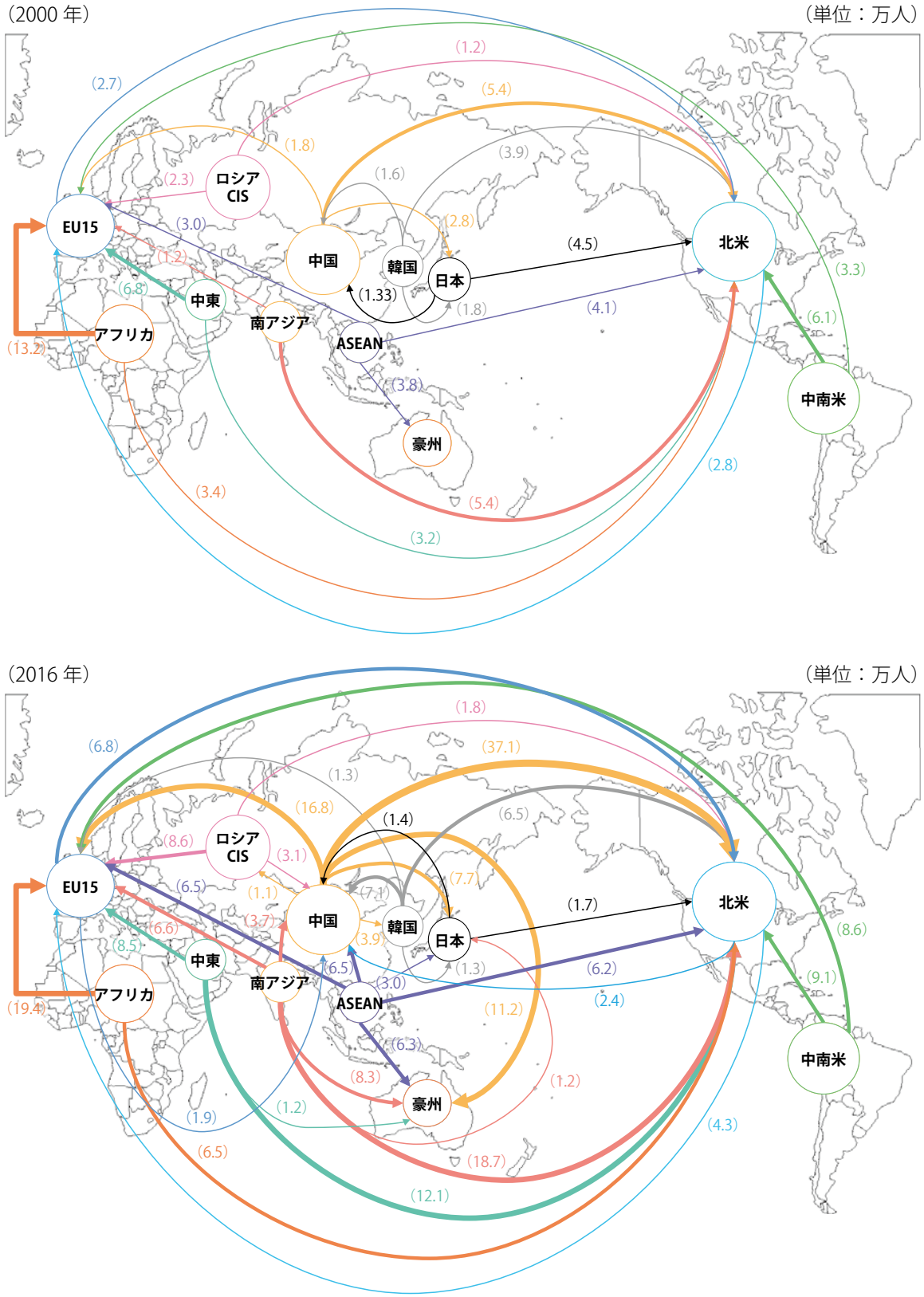

備考：１．OECD 加盟国への留学生数は「Tertiary」レベル（第 3 期の教育）に該当し、国際標準教育分類でレベル 5（研究・職業技能資格、技術的・職業的スキル）、6（Ph.D 等の高度な研究者）に分類されるのに対し、中国への留学生は高等教育機関や研究所の留学生であって語学留学を含み OECD データベースの「Tertiary」レベルとは一致していない点に留意。
２．中国の地域別インバウンド留学生数は、中国政府の公表資料にデータが存在する国の合計値とした。地域の内訳は、2000 年の北米は米国。EU は英独仏。ASEAN はベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ラオスの 7ヵ国。ロシア CIS はロシア。南アジアはパキスタン。また、2016 年の北米は米国。EU は独仏。ASEAN はタイ、インドネシア、ベトナム、ラオス、マレーシアの 5ヵ国。ロシア CIS はロシア、カザフスタン。南アジアはパキスタン、インド。
３．各年で 1 万人以上の流出入のある地域・国のみ表示。線は 2016 年の留学生数を太いものから順番に、20 万人以上＞ 10～20 万人＞ 5～10 万人＞ 1～5 万人として表した。小数点第二位以下は四捨五入。
資料：OECD 加盟国への留学生数は、OECD. Stat より作成。中国への留学生数は、戦略国際問題研究所（CSIS）の「China Power」web（https://chinapower.csis.org/china-international-students/）にある中華人民共和国教育部「Inbound International Students in China, 2005-2016」、及び同教育部が公表している各年の国ごとの資料から作成。

第Ⅱ-1-1-4-3 図　中国の出身地域別留学生数の推移

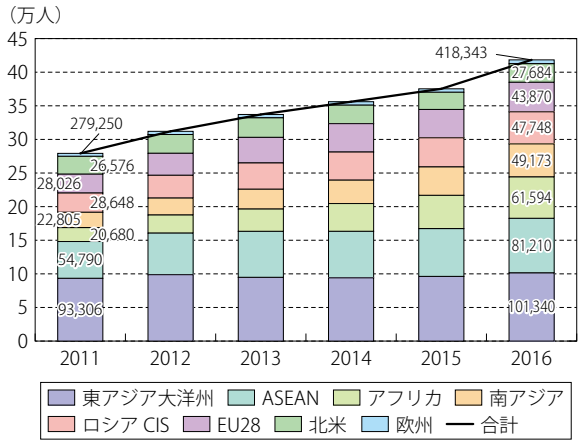

資料：戦略国際問題研究所（CSIS）の「China Power」web（https://chinapower.csis.org/china-international-students/）にある中華人民共和国外交部「Inbound International Students to China, 2011-2016」から作成。

第Ⅱ-1-1-4-4 図
世界の地域別に見たインバウンド、アウトバウンド旅行者数の変化

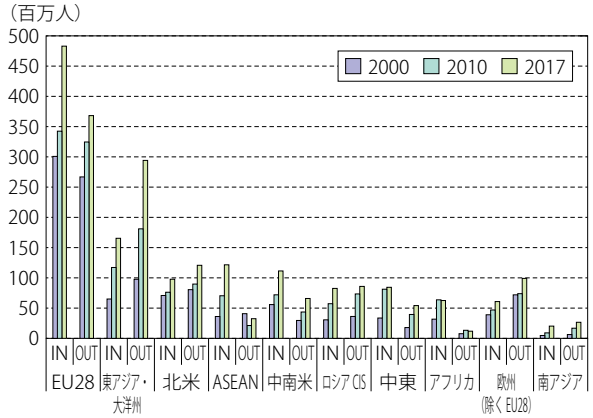

備考：International tourism, number of arrivals、及び departures の数値を使用し、個別国データを積算。データ中の指標 World と各国の値全ての合計とは差異があることに留意。また、EU28、ASEAN 等の各地域においては域内国間の出入国も含んでいる。
資料：世銀 WDI（原典：World Tourism Organization, Yearbook of Tourism Statistics, Compendium of Tourism Statistics and data files）から作成。

コラム 6　経済政策不確実性指数

近年、英国の EU からの離脱を問う国民投票や、米国大統領選におけるトランプ大統領の勝利など、世界経済を取り巻く不確実性が増してきている。本来、そういった「不確実性」を定量的な形で示すことは困難ではあるが、米国の研究者によって[65]、主要新聞における経済政策の不確実性に関する報道件数を元に、「経済政策不確実性指数（Economic Policy Uncertainty Index）」が作成されており、各国でも同様の指標が作成されている[66]。ここでは、経済政策不確実性指数を用いて、経済指標との相関や、各国の指数との相関を述べ、各国が直面する「不確実性」が、他国と密接に結びついている現状を見ていく。

（1）経済政策不確実性指数と経済の相関

まず、世界の経済政策不確実性指数の推移を見ていく（コラム第 6-1 図）。経済規模の大きい米国やその他先進国の不透明感は世界の経済政策不確実性指数にインパクトを与えやすい。実際に、同指数は、世界的に注目された英国の EU 離脱を問う国民投票や米国の大統領選挙などが実施された 2016 年には大幅に上昇した。その後、トランプ政権が発足した 2017 年 1 月にはさらに高い指数を記録し、それ以降は、低下基調となっていた。これには、経済的影響力の大きい米景気が大幅減税等により、拡大するのではないかとの安心感の強まり等が背景にあると見られる。しかし、2018 年に入り、世界の経済政策不確実性指数及び我が国の経済政策不確実性指数は、上昇基調で推移してきた。特に、2018 年 12 月には、世界の経済政策不確実性指数は、過去最大の数値となった。米中貿易摩擦の激化や中国経済の減速懸念、イタリア予算案を巡る同国と EU の対立、英国の EU からの合意なき離脱等への懸念から、不透明感が増したと推測される。

65　Scott R. Baker, Nicholas Bloom, Steven J. Davis
66　米国、カナダ、ブラジル、チリ、英国、独、伊、スペイン、仏、蘭、豪州、露、印、中、韓、日、メキシコ、アイルランド、スウェーデン、ギリシャの計 20 以上の国・地域に指数がある。

コラム第 6-1 図　世界と我が国の経済政策不確実性指数の推移

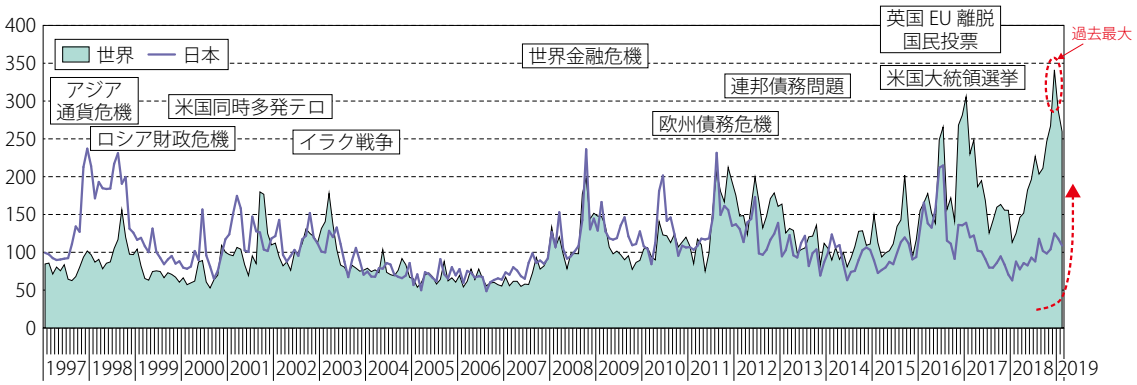

資料：Davis（2016）を参考。Economic Policy Uncertainty Project の HP（http://www.policyuncertainty.com/global_monthly.html よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）
Arbatli et al.（2017）を参考。Economic Policy Uncertainty Project の HP（hhhttp://www.policyunceratinty.com/japan_monthly.html よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

そういった不確実性の高まりは、投資家にとって「リスク」と捉えられ、金融市場にも影響が生じる可能性がある。そこで、我が国の経済政策不確実性指数と VI 指数[67]の相関を見てみると、両指数が異なる動きをとることもあるものの、少なからず相関を有していることが確認できる（コラム第 6-2 図）。特に、日本の VI 指数と政策不確実性指数の相関は、米国や英国、仏国のそれよりも高い（コラム第 6-3 図）。

コラム第 6-2 図　VI 指数（日経 225）と日本の経済政策不確実性指数

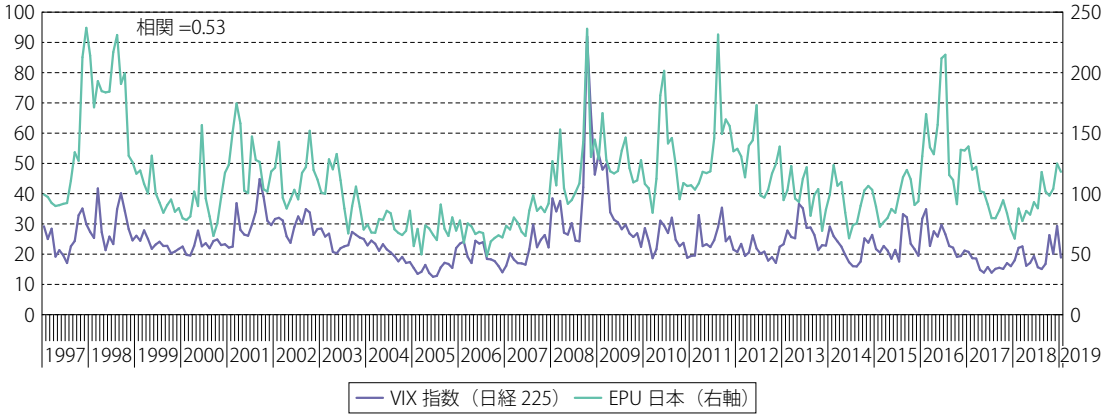

資料：経済政策不確実性指数（EPU）は、Arbatli et al（2017）を参考。
Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）
VIX 指数（日経 225）は Refinitiv より作成。

コラム第 6-3 図　VIX 指数（米 S&P500）と米国の経済政策不確実性指数

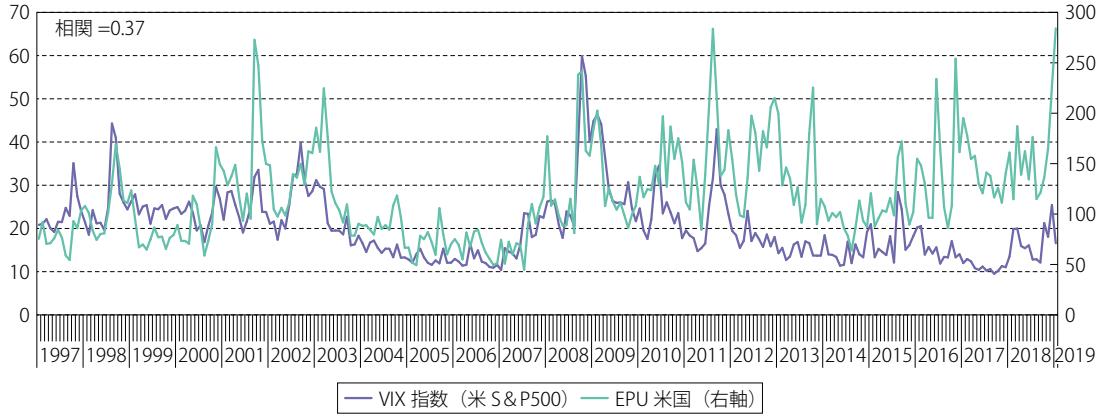

資料：経済政策不確実性指数は Baker, Bloom and Davis（2016）を参考。
データは Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード（2019 年 5 月 13 日時点）
VIX 指数（S&P500）は、Refinitiv より作成。

また、企業活動を取り巻く環境に不透明感が増すと、企業は設備投資を先送りする。特に、機械設備など不可逆性の高い投資ほど、「不確実性」を考慮した意思決定がなされるとの指摘もある[68]。

（2）各国の経済政策不確実性指数の相関

次に、各国の経済政策不確実性指数が、どの程度、他国と結びついているかについて述べる。

世界のグローバル化は、自由貿易拡大に支えられ発展してきた。その自由貿易拡大の一つの契機となったのが、2001 年の中国の WTO 加盟である。そこで、ここでは中国の WTO 加盟前後において、各国の相関が如何に変化してきたか言及していく。

コラム第 6-4 表　各国・地域の経済政策不確実性指数の相関（中国の WTO 加盟前後）

		日本	米国	欧州	中国	グローバル指数
日本	WTO 加盟前		0.38	0.21	0.05	0.50
	WTO 加盟後		0.44	0.27	0.38	0.40
米国	WTO 加盟前			0.43	0.40	0.70
	WTO 加盟後			0.80	0.70	0.88
欧州	WTO 加盟前				0.37	0.57
	WTO 加盟後				0.55	0.81
中国	WTO 加盟前					0.30
	WTO 加盟後					0.67

備考：1. WTO 加盟前の標本期間は、1997 年～2000 年末迄とし、WTO 加盟後の標本期間を 2001 年～2004 年末迄とした。
2. グローバル指数は、自国を除いたその他 19 カ国の指数。
3. 欧州は、英・仏・独・伊・スペインの 5 カ国。
資料：Arbatli et al（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）、Davis（2016）, を参考。
データは Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 3 月時点）
自国を除くグローバル指数については、IMFWEO（2018.Oct）で公表している GDP のウエイトを使用し算出。

まず、我が国と各国の相関をみていく。WTO 加盟前後で比較すると、グローバル指数との相関が低下した一方で、米国、欧州、中国と相関が強まった。その他、WTO 加盟を果たした中国を含め、全体的に各国とも他国との相関が高まった（コラム第 6-4 表）。

さらに、金融危機前後で見ても[69]、各国の相関の高まりが確認できる。特に、日本は米国、欧州、中国、いずれの国・地域とも繋がりが大きく増していると言えよう。このことからも、日本を始め、各国は他国の政策を巡る不確実性に左右されやすい状況になってきていることが分かる。

ただし、米国の経済政策不確実性指数は、日本を除く各国及びグローバル指数との相関が低下してきている（コラム第 6-5 表）。これは、米国の経済政策不確実性指数の発生源となる、個別政策[70]の記事数の割合に起因する。記事数の割合で見ると、財政政策が 46％と経済政策不確実性指数全体に与えるインパクトが最も大きい[71]。実際、米国の財政政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数の相関を金融危機前後で比較してみると、金融危機前には中国や欧州とも相関が高かったが、金融危機後には相関は大きく低下した。他方で、日本の経済政策不確実性指数と米国の財政政策不確実性指数の相関を見ると、金融危機前後で相関が高まっている。米国の財政政策不確実性指数との相関の強弱が、米国の経済政策不確実性指数全体との相関に大きく影響しているといえよう。

続いて、我が国の個別政策の不確実性指数の記事件数の割合、すなわち、全体に与える個別政策のインパクトの推移を見てみる。1987 年から 2018 年の期間の平均で見ると、財政政策、金融政策、通商政策、

67 VI 指数は取引価格を元に、投資家が予想する将来の株価変動の大きさを数値化した指数であり、一般に投資家の不安心理を表すと言われている。
68 公益財団法人 日本経済研究センター（2017）
69 ここでは、金融危機前を 1997 年～2006 年末迄とし、金融危機後を 2007 年～2016 年末迄とした。リーマン・ショックの発端となったパリバショック（2007）を金融危機後に含めた方が妥当と考えたため。
70 米国の個別政策の不確実性指数には、通商政策や金融政策、財政政策の他、安全保障、医療、規制改革なども公表されている。
71 Scott R. Baker（2016）

コラム第 6-5 表　各国・地域の経済政策不確実性指数の相関（金融危機前後）

		日本	米国	欧州	中国	グローバル指数（自国を除く）
日本	金融危機前		0.34	0.22	0.10	0.37
	金融危機後		0.63	0.58	0.45	0.63
米国	金融危機前			0.76	0.66	0.84
	金融危機後			0.62	0.41	0.59
欧州	金融危機前				0.56	0.76
	金融危機後				0.70	0.82
中国	金融危機前					0.59
	金融危機後					0.63

備考：1. 金融危機前を 1997 年から 2006 年末迄とし、金融危機後を 2007 年から 2016 年末までとした。（其々9 年）
2. グローバル指数は、自国を除いたその他 19 カ国の指数。
3. 欧州は、英・仏・独・伊・スペインの 5 カ国。
資料：Arbatli et al.(2017)、Baker, Bloom and Davis（2016）、Davis（2016）を参考。
データは Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード（2019 年 3 月時点）
自国を除くグローバル指数については、IMFWEO（2018.Oct）で公表している GDP のウエイトを使用し算出。

コラム第 6-6 図　米国の財政政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数の相関（金融危機前後）

	日本		中国		欧州	
金融危機前	0.19		0.61		0.70	
金融危機後	0.38	↑	0.13	↓	0.33	↓

備考：1. 金融危機前を 1997 年～2006 年迄とし、金融危機後を 2007 年～2016 年迄とした。
2. 欧州は、英・仏・独・伊・スペインの五カ国。
資料：Arbatli et al（2017）、Baker, Bloom and Davis（2016）を参考。
データは Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-7 図　我が国における経済政策不確実性の発生源

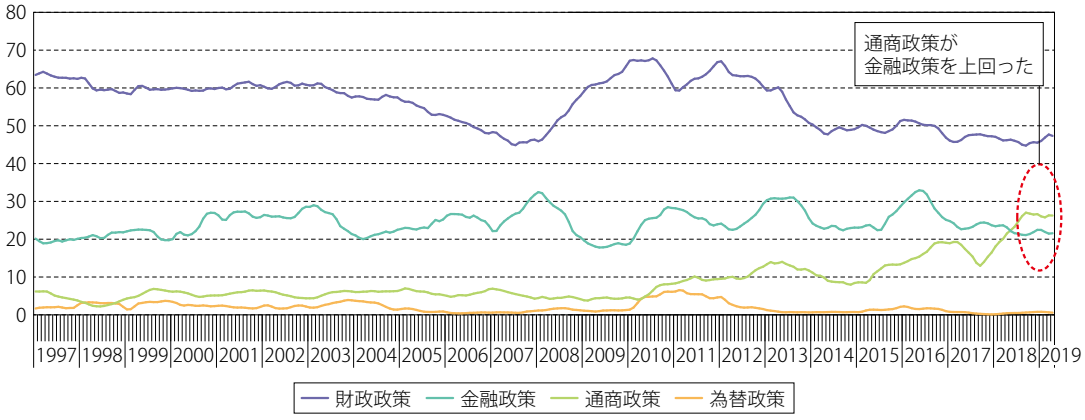

備考：12 か月中心化移動平均。
資料：Arbatli et al.（2017）を参考。
データは Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

為替政策の順に多い。しかし、足元では、通商政策が金融政策を上回っている（コラム第 6-7 図）。

次に、我が国の個別政策の不確実性指数の推移を見てみる。アジア通貨危機に端を発するロシア財政危機や東日本大震災の時には、為替政策不確実性指数が大きく上昇していることが分かる。近年では、為替政策よりも、通商政策の不確実が高まっている（コラム第 6-8 図）。

また、米国の個別政策の不確実性指数の推移を見ると、米同時多発テロやイラク戦争の起こった 2000 年代には、金融政策の不確実性が大きく上昇していた。その後、連邦債務の上限引上げが議論されたこともあり、財政政策の不確実性の高まりが大きくなった。しかし、足下では英国の EU 離脱を問う国民投票やトランプ政権発足等があり、財政政策や金融政策を大きく上回り、通商政策の不確実性が大きく上昇した。長期的にみると、日米両国とも通商政策の不透明感が増していると言えよう（コラム第 6-9 図）。

コラム第 6-8 図　我が国の個別政策の不確実性指数の推移

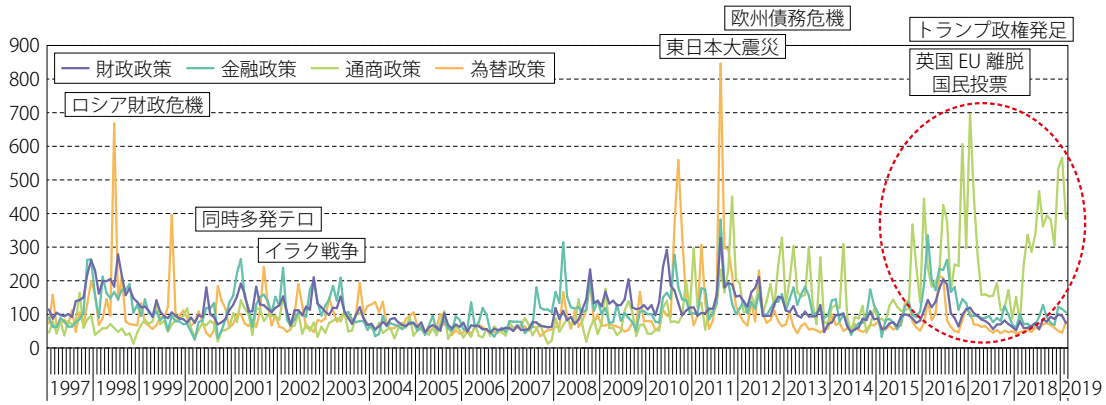

備考：各指標は、1987 年から 2015 年までの平均値を 100 とし指数化したもの。
資料：Arbatli et al（2017）を参考。Ecomic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-9 図　米国の個別政策の不確実性指数の推移

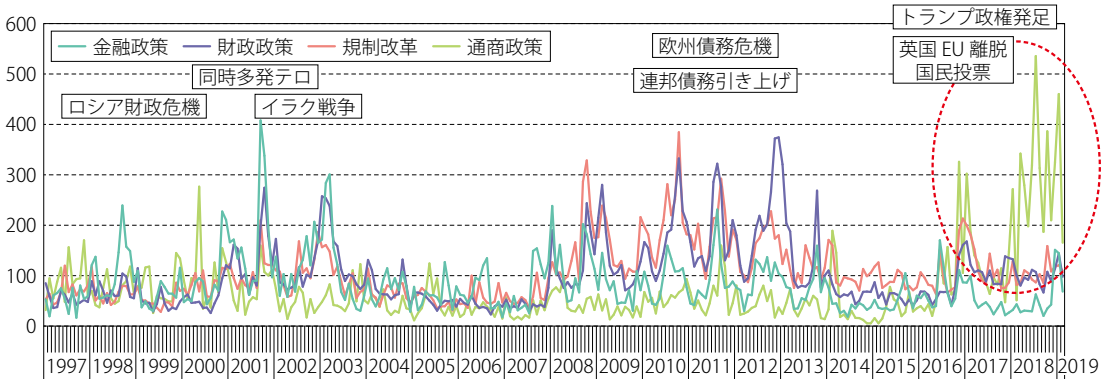

備考：米国の個別政策不確実性指数には、上記指数の他、安全保障、医療、債券・為替、政府支出、給付金規制改革などが公表されている。
各指標は、1987 年から 2015 年までの平均値を 100 とし、指数化したもの。
資料：Baker, Bloom and Davis（2016）を参考。Ecomic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード（2019 年 5 月 13 日時点）

さらに、それぞれの個別政策の不確実性指数がどれほど日米間で相関を持っているか見てみると、日米共に最も記事数の割合が多い財政政策の不確実性指数との相関が最も低く、通商政策の不確実性指数の相関が最も高いことが分かる（コラム第 6-10、6-11、6-12 図）。

日本の通商政策の不確実性指数と米国の通商政策の不確実性指数との相関を、年単位で算出し、相関係数

コラム第 6-10 図　我が国と米国の財政政策不確実性指数の推移

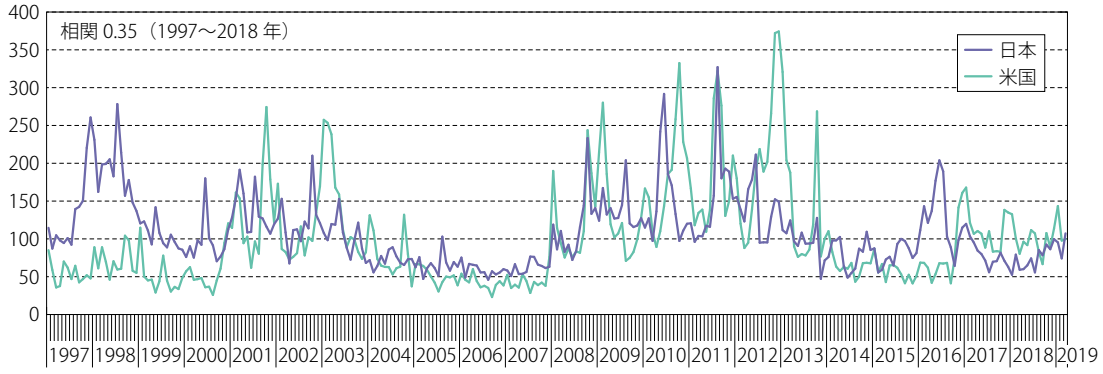

資料：Arbatli et al.（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）を参考。
Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-11 図　我が国と米国の金融政策不確実性指数の推移

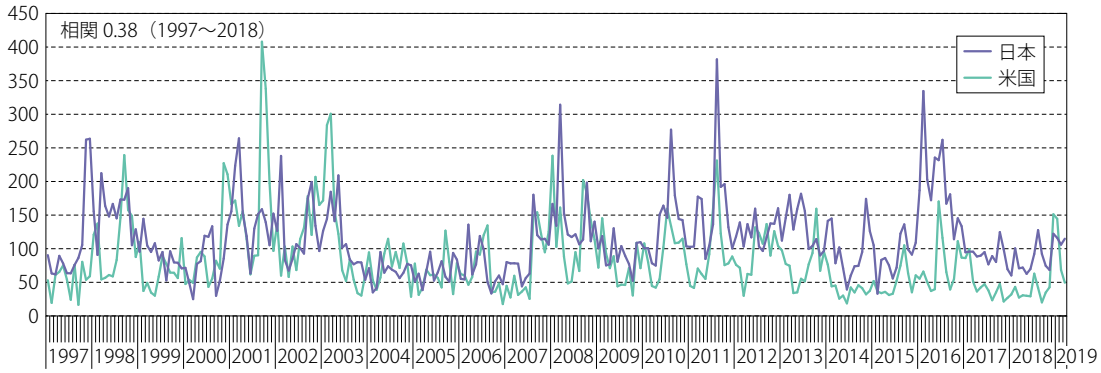

資料：Arbatli et al.（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）を参考。
Economic Polcy Uncertainty Project よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-12 図　我が国と米国の通商政策不確実性指数の推移

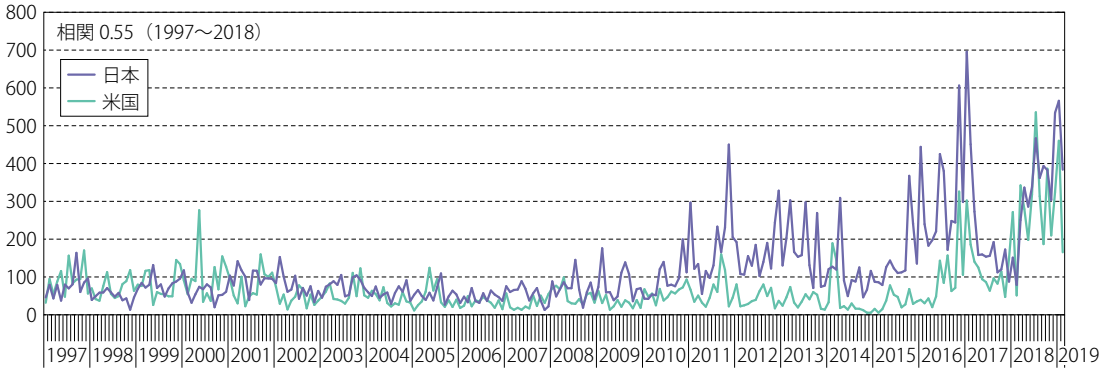

資料：Arbatli et al.（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）を参考。
Economic Policy Unceratinty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-13 図　我が国と米国の通商政策不確実性指数の相関推移

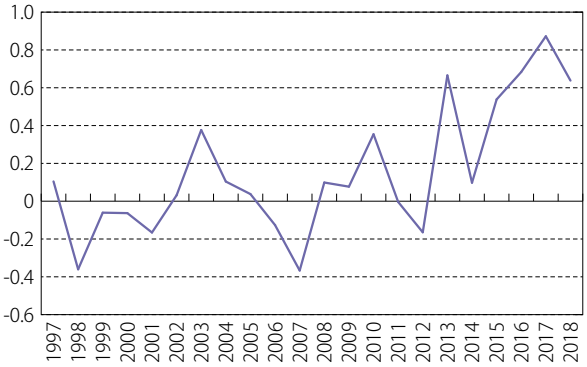

備考：1 年ごとの相関係数を算出。
資料：Arbatli et al.（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）を参考。
Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。
（2019 年 5 月 13 日時点）

の推移を表したのが（コラム第 6-13 図）である。長期的にみると、相関の強弱はあるものの、2014 年以降、基本的には相関は上昇基調で推移しており、日米の通商政策の相関が強まっていることが見て取れる。

更に、我が国の通商政策の不確実性と各国の経済政策の不確実性の結びつきをみるため、我が国の通商政策の不確実性指数と各国の政策不確実性指数の相関を表したのがコラム第 6-13 図である。

ここでは、前述の（コラム第 6-4 表）と同様、1997 年から 2006 年迄と 2007 年から 2016 年迄の期間に分けて分析する。1997 年から 2006 年迄の期間においては、相関が 0.5 を上回る国はなかった。しかし、2007 年から 2016 年の期間において相関が大きく上昇した国が多く、とりわけ中国との相関が非常に強くなっている（コラム第 6-14 図）。

コラム第 6-14 図　我が国の通商政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数との相関

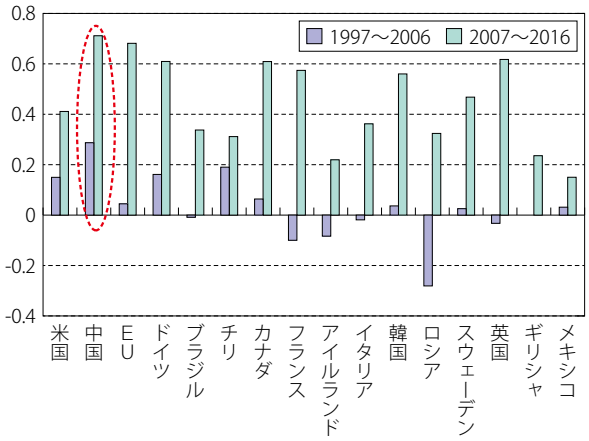

備考：1997 年からデータが取得できなかった国及び 2016 年までのデータがない国は除く。
資料：Arbatli et al.（2017）、Baker,Bloom and Davis（2016）を参考。Economic Policy Uncertainty Project の HP よりダウンロード。（2019 年 5 月 13 日時点）

コラム第 6-15 図　我が国との貿易総額（1997 年～2018 年合計値）

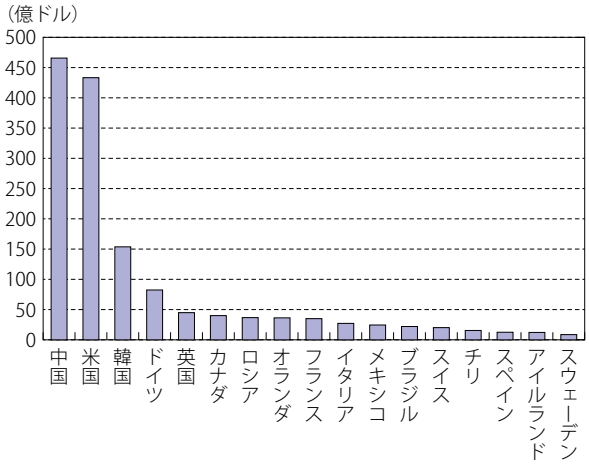

資料：Global Trade Atlas より作成。

更に、我が国と各国の貿易総額をみてみると、必ずしも貿易総額の大きさと不確実性指数が比例しているわけではない。ただし、我が国との相関が急激に高まった中国と我が国との貿易総額は他国と比較して非常に大きいことが分かる（コラム第 6-15 図）。

近年、我が国の通商政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数は、以前よりも結びつきが強くなってきており、我が国の通商政策は、他国の政策に左右されやすい環境になりつつあると言えよう。また、日米の通商政策不確実性の相関は強まってきており、米中貿易摩擦の今後の行方にも注視が必要である。

第２節　米中という二大経済国と各国・地域の経済関係

中国は、GDP に代表される経済規模の拡大とともに、諸外国との貿易・投資も拡大し、関係を強めている。昨年の通商白書は主として中国の側から貿易・投資の動向や特徴を論じた。一方で、GDP 世界首位の米国は従来から諸外国と強い関係を有している。ここでは次章で検討するような米中間の保護主義的な動きを念頭に、世界の主要地域・国の側から、GDP 第１位・第２位の米国・中国との貿易・投資等の面での関係について両国を比較するような形で考察してみる。

1. 貿易面における結びつき

まず、貿易面での関係から見ていく。現在、世界の各国・地域にとって米国・中国は二大貿易相手国として、強い結びつきを有している。IMF の統計によれば、2017 年の世界の総貿易額 35.3 兆ドルのうち、世界の貿易相手国の順位を見ると、僅かな差で第１位は中国 4.1 兆ドル（シェア 11.6％）、第２位が米国 3.8 兆ドル（同 10.6％）となっている（第Ⅱ-1-2-1 表）。しかし、輸出と輸入に分けてみると状況は異なり、輸出相手国としては米国（同 12.8％）が最大であり、中国（同 9.4％）が第２位となっている。反対に輸入相手国としては、中国（13.7％）は米国（8.5％）を大きく上回っている。これは中国が世界の工場として各国に輸出をする一方で、依然としてマーケットとしては米国の持つ意味が大きいことを示している。

第Ⅱ-1-2-1 表　世界の貿易相手国（2017 年）

（単位：10 億ドル、％）

相手国	貿易総額		輸出		輸入	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
中国	4,086	11.6	1,659	9.4	2,427	13.7
米国	3,754	10.6	2,254	12.8	1,501	8.5
世界	35,307	100.0	17,556	100.0	17,751	100.0

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

一方、このような関係を時系列で見ると、2000 年代初頭、貿易総額で見て米国と中国は３倍の開きがあった。しかし、次第に米国のシェアが低下する一方で、中国のシェアが上昇してきた（第Ⅱ-1-2-2 図）。両国の貿易総額は 2010 年にほぼ拮抗し、それ以降は米国のシェアもやや上昇の動きも見える。現在、世界にとって、両国とも重要な貿易相手国であり、両国とも無視することのできない存在となっている。特に、

第Ⅱ-1-2-2 図　世界の貿易相手国の推移

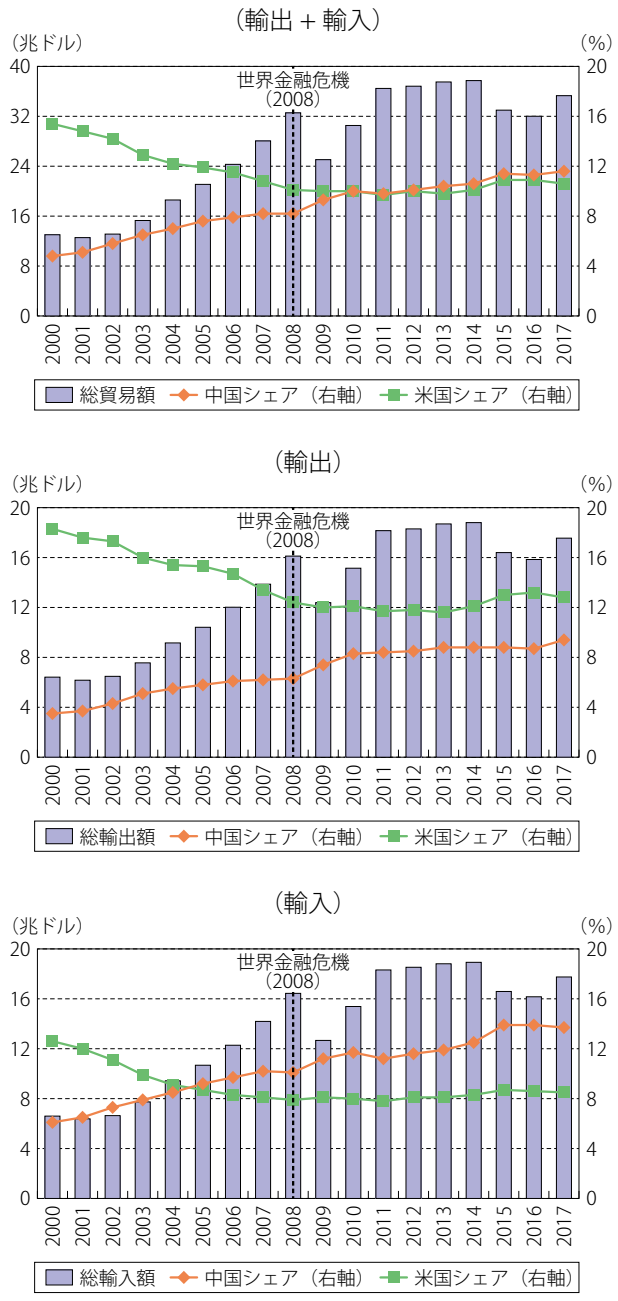

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

依然として米国が最大の輸出先である点は重要であり、世界のマーケットとしての米国への依存が高いと言える。輸入における結びつきも重要ではあるが、ここでは、各国の米国・中国への依存という趣旨から、主として各国の対米・対中向けの輸出に焦点を当てて見ていく。

国・地域別に対米国・対中国向け輸出シェアの変化（2000 年→ 2017 年）を見てみると、総じて中国向けシェアが大きくなっている（第Ⅱ-1-2-3 図）。ただし、地域によって程度の相違があり、日本は米国向けシェアがやや低下する一方で、中国向けシェアが上昇し、現状では米国・中国向けがほぼ等しくなっている。これに対して、韓国、台湾は中国向けシェアが大きく拡大して、中国向けシェアが米国向けを大きく上回っている。ASEAN も中国向けシェアが拡大しているが、ASEAN 全体としては中国向けシェアが米国向けをやや上回る程度でとどまっている。

この動きを製品の生産工程で分けて中間財・最終財別に表示すると、これらの国の中間財輸出では中国向けシェアがより大きく上昇しており、日本、韓国、台湾、ASEAN は中国とつながる GVC に組み入れられたことを示唆している。

それに対して、最終財輸出では、依然として米国向けシェアの方がわずかに高い。これは最終需要地として依然として米国の存在が大きいことを示している。しかし、その差は縮まってきており、米国・中国がほぼ拮抗してきているといえる。

なお、ASEAN の中を国別に見ると相違があり、シンガポール、マレーシア、インドネシアは中国向けシェアの方が大きく、フィリピンは米国向けが大きい。タイは米中向けがほぼ等しい。ベトナムは全く異なる動きをしており、米国向けが急速に拡大している。

総じて中国向けシェアの高いアジアの中で、インドは例外的に中間財においても最終財においても中国向けが低い。インドは現状では必ずしもアジアの GVC の中に組み込まれているわけではないことを示している。

ほかの地域に目を向けると、ドイツを先頭に、フランス、英国などの欧州諸国が緩やかに中国向けシェア

第Ⅱ-1-2-3 図　主要地域の輸出に占める米国・中国のシェア（2000 年→ 2017 年）

（全体）

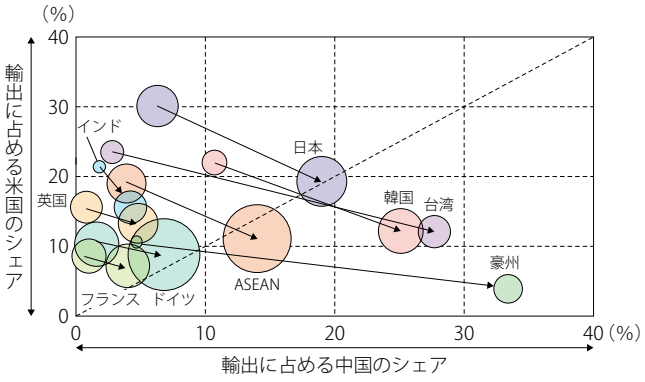

（中間財）

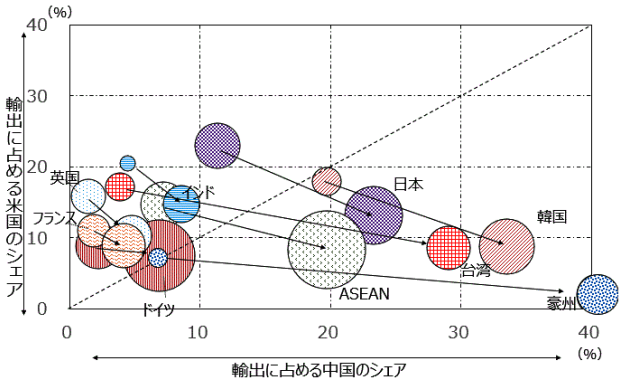

（最終財）

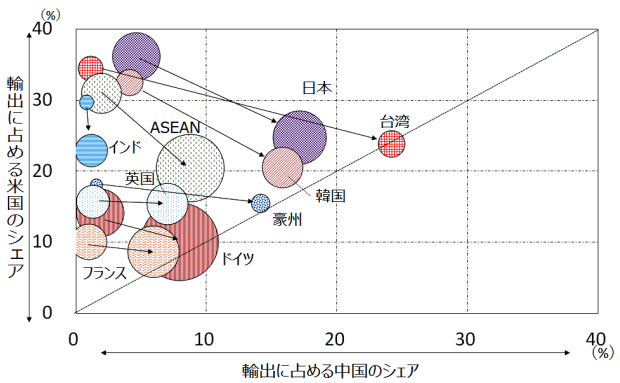

（ASEAN）

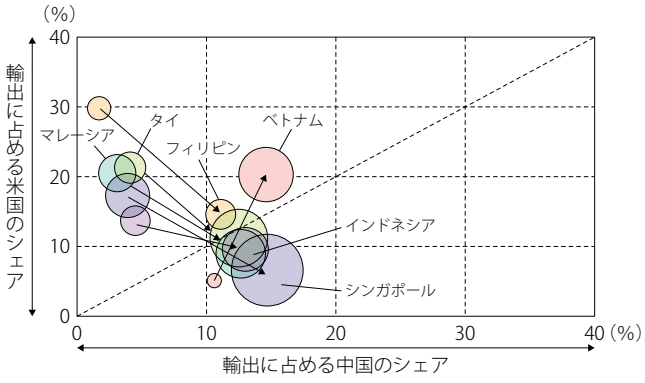

備考：2000 年→ 2017 年の変化。円の大きさは世界に対する輸出総額を反映。
資料：RIETI-TID から作成。

を高めている。ただし、欧州の場合は欧州域内向けシェアが輸出の過半を占めるため、米国・中国向けシェアはそれぞれ１割以下であり、ドイツにおいてさえ依然として米国向けシェアの方が高い。

豪州は、中間財において大きく中国向けシェアが拡大しており、中国に鉄鉱石、石炭等の資源輸出が拡大していることを裏付けている。

これらの相違は、GVC に組み込まれているかどうか、所属する地域における域内統合の程度、地理的な近接性等が影響していると考えられる。アジアの日本、韓国、台湾、ASEAN は GVC に組み込まれており、中間財輸出を通じて中国と強い結びつきを有している。仮に米中間で貿易制限措置が導入された場合は、欧州やインドなどに比べてより大きな影響を被るおそれがある。

なお、米国・中国との経済関係の強さは輸出に占めるシェアとともに、そもそも各国の経済が輸出にどの程度依存しているかにも関係している。そこで経済規模（GDP）に対する輸出の比率（輸出依存度）を見ると、輸出主導型の経済成長を遂げてきたといわれるアジア諸国に輸出依存度の高い国が多い。ASEAN は全体として GDP に対する輸出依存度が 47.0%。その中でも特にシンガポールが 100%を超えるほか、ベトナムが 90%台、マレーシアが約 70%、タイが約 50%と高い国が続く。これらの国々は米中向け輸出を通じて大きな影響を受けると考えられる（第Ⅱ-1-2-4 表）。

第Ⅱ-1-2-4 表　主要国・地域の輸出依存度（2017 年）

（単位：%）

国・地域	輸出依存度
シンガポール	113.0
ベトナム	95.3
マレーシア	69.7
タイ	51.8
台湾	51.0
（ASEAN）	47.0
ドイツ	39.1
韓国	36.5
メキシコ	35.6
（EU）	34.1

国・地域	輸出依存度
ロシア	22.6
フランス	20.7
フィリピン	20.1
中国	19.0
（中南米）	17.7
英国	16.8
インドネシア	16.6
日本	14.3
インド	11.4
米国	7.9

備考：輸出依存度＝輸出 / GDP。
資料：IMF「WEO」「DOT」から作成。

（1）ASEAN

ここからは主要地域・国ごとに貿易動向や輸出品目構成を見ていく。

①　主要輸出相手国の推移

現在、ASEAN の輸出相手国は ASEAN 域内が 1/4 を占め、域外では中国、米国、日本が上位にきている（第Ⅱ-1-2-5 表）。ASEAN は域内向けの輸出が大きいこともあって米国・中国への輸出シェアは日本や韓国よりも低い。過去からの推移を見ると 2000 年代初頭、米国と中国のシェアには大きな差があったが、中国のシェアが次第に拡大し、世界金融危機後に米国シェアを追い抜くことになった（第Ⅱ-1-2-6 図）。ただし、GVC を考慮すると、単純に中国のシェアが高まっているとも言い切れない。その点について ASEAN の輸出品構成を見て考察する。

第Ⅱ-1-2-5 表
ASEAN の主要輸出相手国・地域（2017）

（単位：100 万ドル、%）

	相手国・地域	輸出額	シェア
1	中国	181,257	14.0
2	米国	143,873	11.1
3	日本	104,936	8.1
4	香港	87,715	6.8
5	マレーシア	64,905	5.0
6	シンガポール	60,205	4.6
7	韓国	54,509	4.2
8	タイ	45,632	3.5
9	インド	45,213	3.5
10	インドネシア	41,801	3.2
—	（EU）	149,263	11.5
—	（ASEAN）	302,937	23.4
—	世界計	1,297,029	100.0

資料：IMF「DOT」から作成。

第Ⅱ-1-2-6 図　ASEAN の輸出の推移

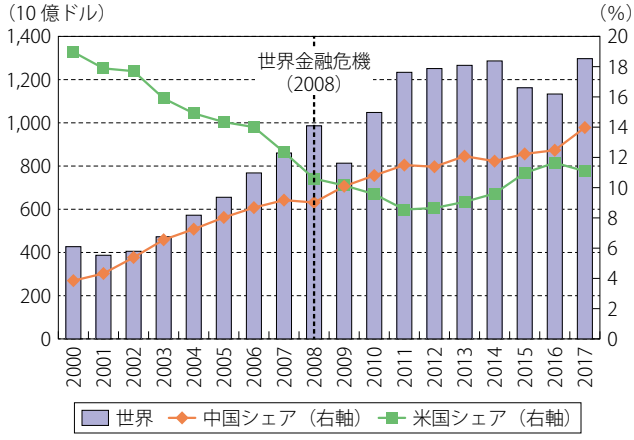

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

②　主要輸出品目

統計の便宜上、ASEAN から米国・中国への輸出品

構成を中国のASEANからの輸入で見てみると[72]、鉱物性燃料など資源のほか、集積回路、半導体デバイスなど電気機器を中心とした、GVCに利用される品目（GVC関連品）が多い（第Ⅱ-1-2-7図）。これらの中間財は、最終的には米国向けに輸出され、仮に米中間で貿易制限措置が課された場合はASEANも影響を受けるおそれがある。一方の米国のASEANからの輸入は、集積回路等の中間財もあるが、パソコン、プリンターのほか、衣類、履き物、家具などの軽工業関係の消費財が多く、これらの輸入品は米国内で消費される部分が多いと思われる（第Ⅱ-1-2-8図）。

中国の米国向け輸出において、どの程度ASEANから輸入した中間財が利用されているかは、通常の貿易統計からでは見えにくい。そこでOECDの付加価値統計を利用して考察してみることにする。

第Ⅱ-1-2-7図　中国のASEAN諸国からの輸入（2017）

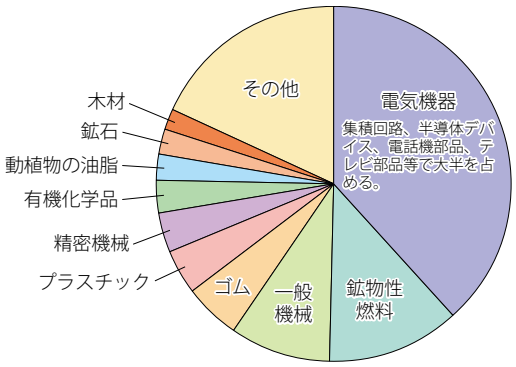

資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-1-2-8図　米国のASEAN諸国からの輸入（2017）

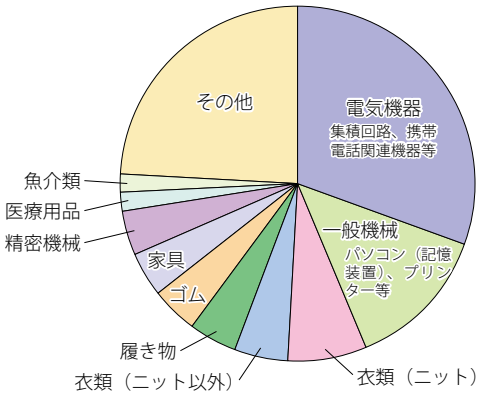

資料：Global Trade Atlasから作成。

③ 付加価値貿易から見た米中との関係

まず、ASEANの輸出先を通常の貿易で見た総輸出と付加価値統計で見た最終需要地向け付加価値輸出で比較してみる（第Ⅱ-1-2-9表）[73]。中国は総輸出で見た場合に比べて、最終需要地向け付加価値輸出で見た場合の方がシェアは低下し、米国は反対に高くなっている。これは中国でASEANから輸入された中間財が加工され、米国に輸出されて最終的には米国で需要されていることを示唆している。

第Ⅱ-1-2-9表
ASEANの輸出相手国別シェア（総輸出及び最終需要地向け付加価値輸出／2015）

（単位：%）

	総輸出	付加価値
中国	21.1	18.3
米国	13.9	16.7
日本	10.3	10.3
ASEAN	19.6	21.9
EU	14.0	14.3
世界計	100.0	100.0

備考：サービス業を含む全産業。
資料：OECD TiVAから作成。

次に、どの程度のASEANの付加価値が中国経由で米国に輸入されているか、言い方を変えれば、どの程度、中国の米国向け輸出にASEANの付加価値が含まれているかを考察する。

第Ⅱ-1-2-10図はASEANで生産された付加価値が主要経由国・地域別に米国・中国に輸出される様子を示している[74]。ASEANの世界全体に対する付加価値輸出額は7,098億ドル。そのうち、直接・間接に中国に輸出されるのが1,207億ドル[75]、更にそのうち、中国の米国向け輸出に含まれるのは94億ドル（この額をAとする）である。一方、ASEANから直接・間

72　ASEAN10か国の中で、国によっては品目内訳など詳細データが取得できない国もあるため、ここでは相手側の米国・中国統計で考察する。
73　総輸出の対象産業はサービスを含む全産業。対象を製造業だけに限定しなかったのは、通関統計に計上される財の中にはサービス業から投入された付加価値も含まれているため。ただし、製品に体化されたサービス業付加価値のほかに、純然たるサービスの形で輸出されるものもある。
74　ASEANの付加価値輸出額は、視点により様々な集計方法があるが、ここでは経由国に焦点を当てた分析をするため、二国間貿易におけるASEANの付加価値成分を表示した。ASEANから複数の第三国を経由して米国・中国に輸出される場合は米国・中国に至る直前の輸出国・地域を示している。データとしては特に記載がない限りOECDが公表しているTrade in value added database（OECD TiVA）を利用する。数値は国際産業連関表に基づいてOECDが推計したものであり、必ずしも実測と一致するとは限らない。なお、視点の相違による様々な付加価値貿易額の取り方については第1章第1節コラムにおいて詳しく述べる。
75　ここでは中国の各国・地域からの輸入におけるASEANの付加価値額を表示した。これ以降の主要経由国・地域別の付加価値輸出のグラフにおいても同様。一方、OECD TiVAではASEANの中国への輸出におけるASEANの付加価値額も推計しており、その額はより大きな額となっている。このように中国側の輸入における数値の方が小さくなる点はASEANに限らず日本など他国でも同様に見られる。

第Ⅱ-1-2-10 図　ASEAN の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）

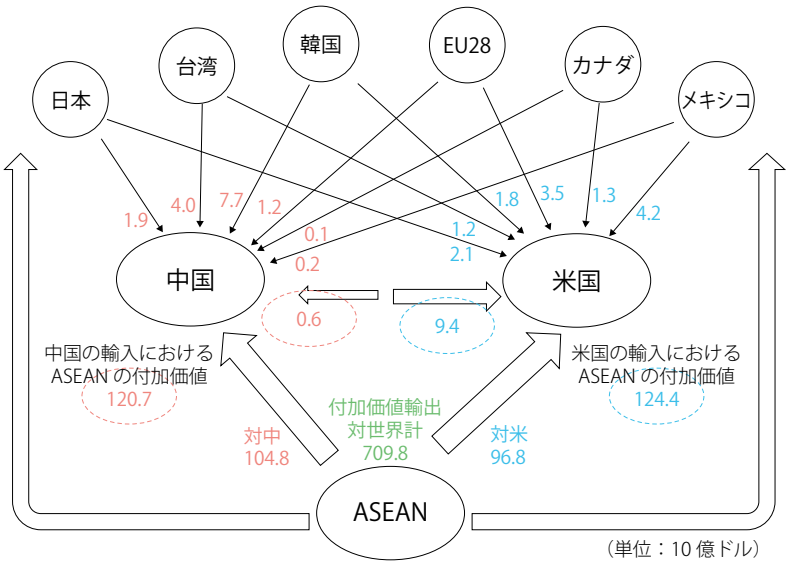

資料：OECD TiVA から作成。

接に米国に輸出される付加価値は 1244 億ドル（同 B）。したがって、中国経由で米国に輸出される付加価値の全体に対するシェアは（A）/（B）で 7.6％である。

ASEAN からの輸出を経由国という視点で見ると、米国向けは ASEAN からの直接輸出が 77.8％であり、中国を経由した間接的な輸出のシェアが 7.6％となる（第Ⅱ-1-2-11 図）。仮に米中間の貿易に制限が課された場合、ASEAN にとってはこの中国を経由した米国向け付加価値輸出が影響を受ける。なお、反対に中国向け輸出は直接輸出のシェアが高く、米国を経由したシェアは 0.5％にとどまっている。

他に第Ⅱ-1-2-10 図から気づくこととして、ASEAN の中国向け付加価値は、中国に直接輸出されるだけでなく、東アジアの中で日本、台湾、韓国を経由して中国に届くものもある。このように付加価値の経路が網の目のように入り組んでいるため、仮に米中間で貿易制限措置が課された場合は、ASEAN の中国向けの付加価値輸出に影響が生じるだけでなく、日本、韓国、台湾向け等の付加価値輸出にまで影響が及ぶ可能性もある。さらに ASEAN と同様に、日本、韓国、台湾等の中国を経由した付加価値輸出にも影響が生じると見られる。

（2）インド

①　主要輸出相手国の推移

インドについても ASEAN と同様の考察をしてみる。インドの最大の輸出相手国は米国であり、第 3 位

第Ⅱ-1-2-11 図　ASEAN の主要経由国・地域別の対米・対中付加価値輸出

中国の ASEAN からの付加価値輸入
（直接の相手国・地域）

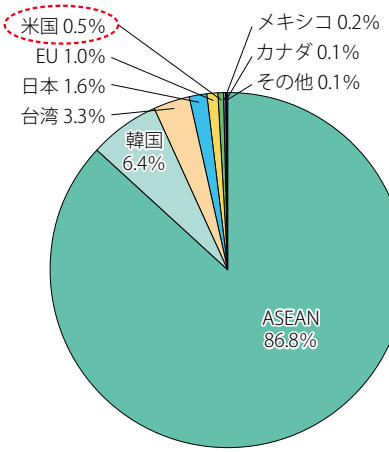

資料：OECD TiVA から作成。

米国の ASEAN からの付加価値輸入
（直接の相手国・地域）

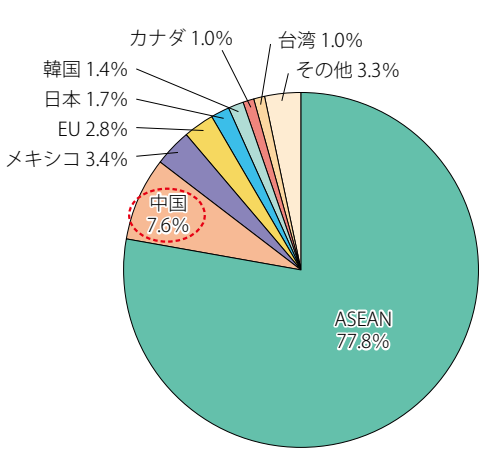

資料：OECD TiVA から作成。

の中国とは３倍の開きがある（第Ⅱ-1-2-12表）。過去からの推移を見ても、一時期、米中の差が縮まったものの再び開いている（第Ⅱ-1-2-13図）。

第Ⅱ-1-2-12表
インドの主要輸出相手国・地域（2018年）

（単位：100万ドル、%）

	輸出額	シェア
米国	51,419	15.8
UAE	28,726	8.8
中国	16,529	5.1
香港	13,274	4.1
シンガポール	10,365	3.2
英国	9,806	3.0
バングラデシュ	9,103	2.8
ドイツ	8,973	2.8
オランダ	8,659	2.7
ネパール	7,754	2.4
世界計	324,632	100.0

備考：上位10か国・地域を表示。
資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-1-2-13図　インドの輸出の推移

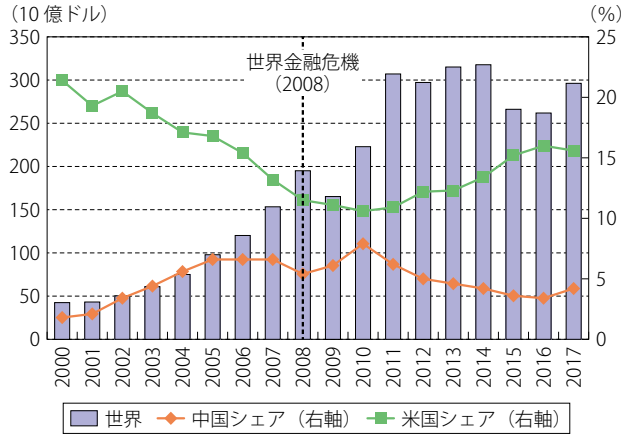

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

② 主要輸出品目

インドから中国向け輸出品は、貴石・貴金属、綿、銅、鉱石、鉱物性燃料など資源関係が多い（第Ⅱ-1-2-14図）。既に見たASEANがアジアのGVCに組み込まれ、中国向けに集積回路、半導体デバイス等を輸出しているのとは異なる。インドから米国向け輸出は貴石・貴金属、鉱物性燃料など資源のほか、医薬品、一般機械、自動車、衣類などのシェアが高い（第Ⅱ-1-2-15図）。

第Ⅱ-1-2-14図　中国のインドからの輸入（2018年）

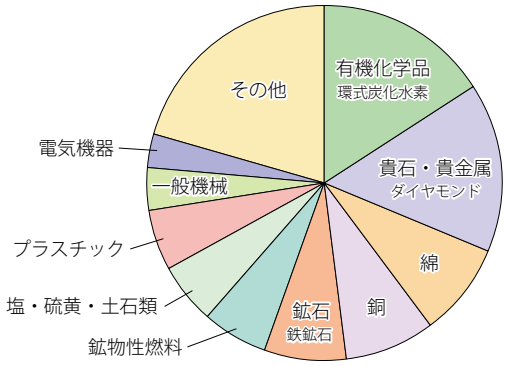

資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-1-2-15図　米国のインドからの輸入（2018年）

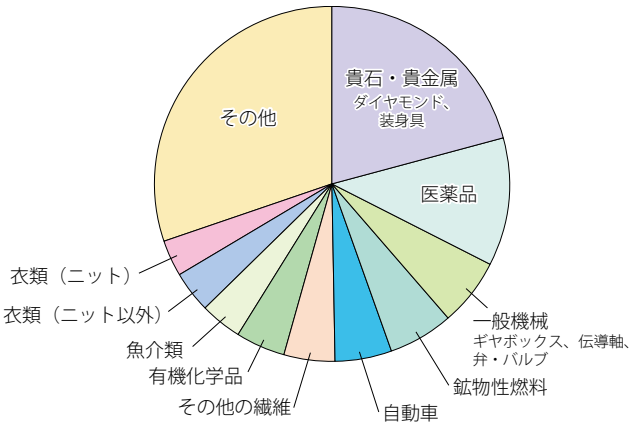

資料：Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-1-2-16 図　インドの米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）

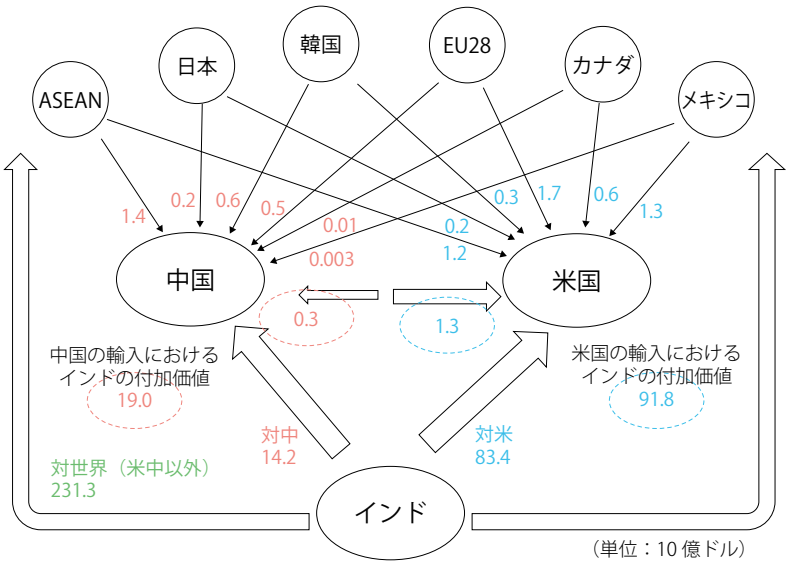

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-17 図
中国のインドからの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

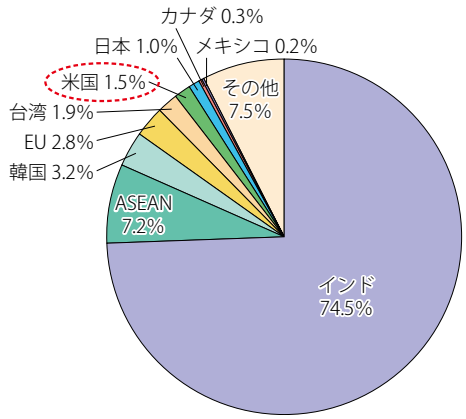

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-18 図
米国のインドからの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

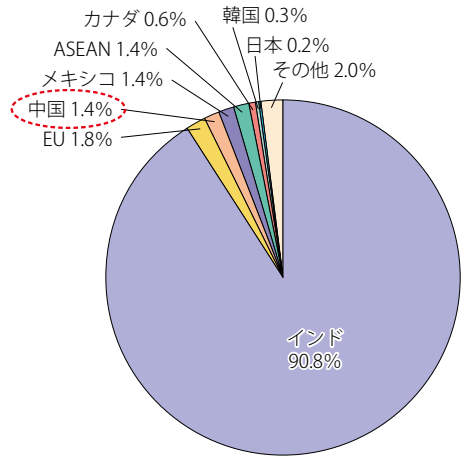

資料：OECD TiVA から作成。

③　付加価値貿易から見た米中との関係

インドについても ASEAN と同様の考察を行うと、直接・間接を含めた米国向け付加価値輸出のうち、中国を経由するものは 1.4％と限られている（第Ⅱ-1-2-16 図、17 図、18 図）。

（3）韓国

①　主要輸出相手国の推移

韓国にとっては、中国が最大の輸出国であり、第 2 位の米国の 2 倍以上の規模となっている（第Ⅱ-1-2-19 表）。過去からの経緯で見ても 2000 年代中頃には中国向け輸出が米国向けを追い抜いて推移している（第Ⅱ-1-2-20 図）。

第Ⅱ-1-2-19 表
韓国の主要輸出相手国・地域（2018 年）

（単位：100 万ドル、%）

順位	輸出相手国・地域	輸出額	シェア
1	中国	162,125	26.8
2	米国	72,720	12.0
3	ベトナム	48,622	8.0
4	香港	45,996	7.6
5	日本	30,529	5.0
6	台湾	20,784	3.4
7	インド	15,606	2.6
8	フィリピン	12,037	2.0
9	シンガポール	11,782	1.9
10	メキシコ	11,458	1.9
―	世界計	604,860	100.0

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-20 図
韓国の輸出（うち、米中向けシェア）の推移

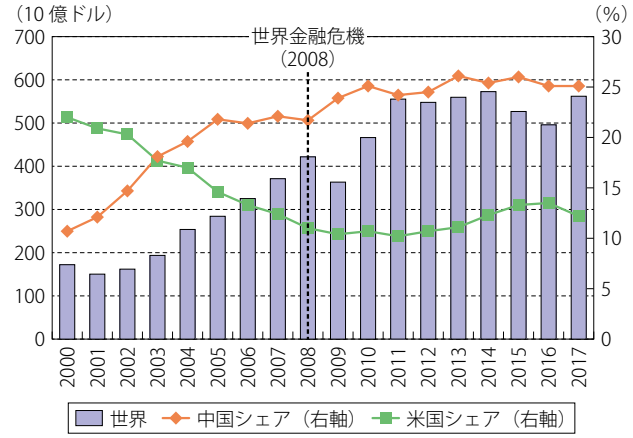

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

②主要輸出品目

韓国は、中国向けに集積回路、半導体デバイスなどを輸出しており、GVC を通じて、米国に完成品が輸出されている可能性がある（第Ⅱ-1-2-21 図）。その点で韓国の貿易構造は ASEAN に近い。

③ 付加価値貿易から見た米中との関係

韓国の場合は、ASEAN の場合と同様に、米国に直接・間接に輸出される付加価値の 12.8%までが中国を経由している（第Ⅱ-1-2-22 図、23 図、24 図）。

第Ⅱ-1-2-21 図　韓国の米中向け輸出（2018 年）

（中国向け）

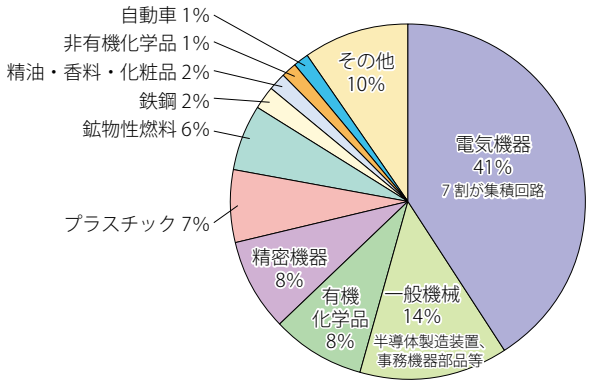

資料：Global Trade Atlas から作成。

（米国向け）

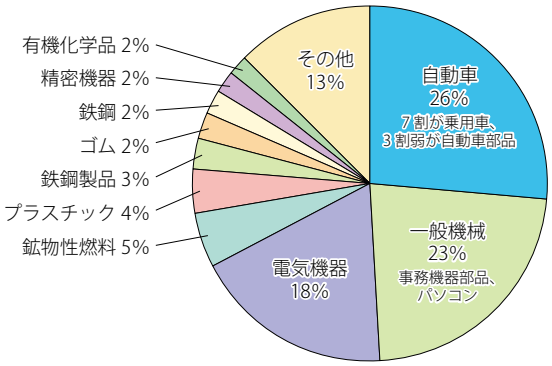

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-22 図　韓国の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）

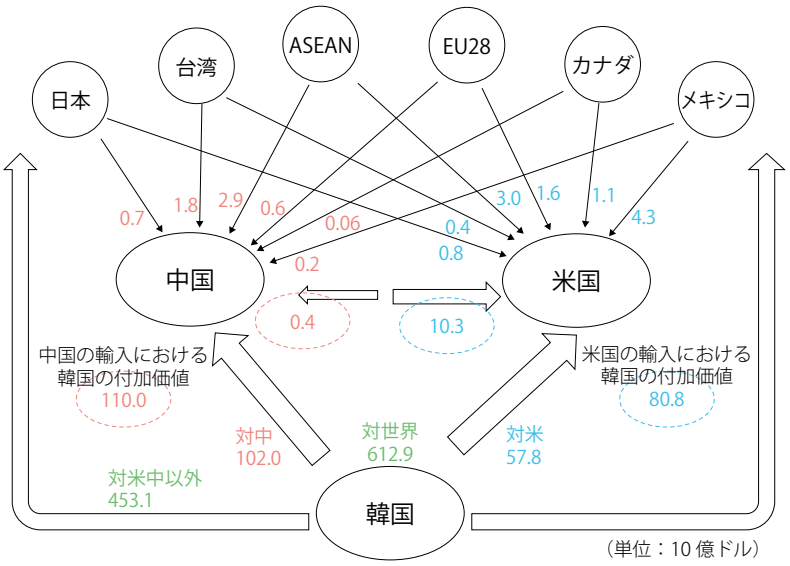

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-23 図
中国の韓国からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

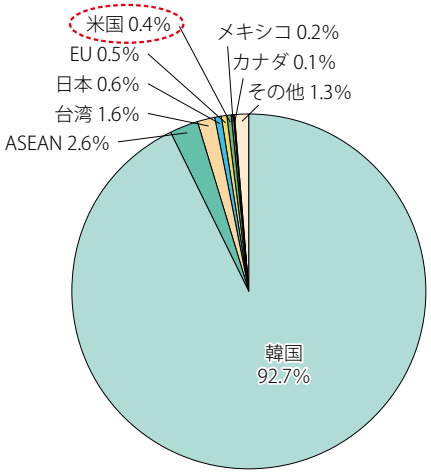

資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-24 図
米国の韓国からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

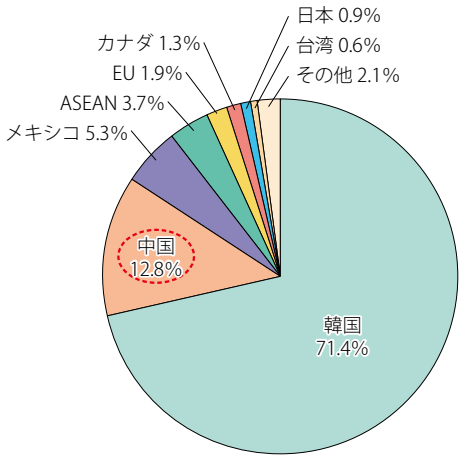

資料：OECD TiVA から作成。

（4）日本

①　主要輸出相手国の推移

日本を中心としたGVCについては第３章で詳しく述べるが、ここでは米国・中国向けの輸出について簡単に触れる。

日本にとって、米国、中国は二大輸出相手国で規模的にはほぼ拮抗している（第Ⅱ-1-2-25 表、26 図）。

第Ⅱ-1-2-25 表　日本の主要輸出相手国・地域（2018）

（単位：100 万ドル、%）

順位	輸出相手国・地域	輸出額	シェア
1	中国	143,962	19.5
2	米国	140,100	19.0
3	韓国	52,500	7.1
4	台湾	42,382	5.7
5	香港	34,695	4.7
6	タイ	32,261	4.4
7	シンガポール	23,419	3.2
8	ドイツ	20,887	2.8
9	豪州	17,108	2.3
10	ベトナム	16,412	2.2
—	世界計	738,143	100.0

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-26 図　日本の輸出の推移

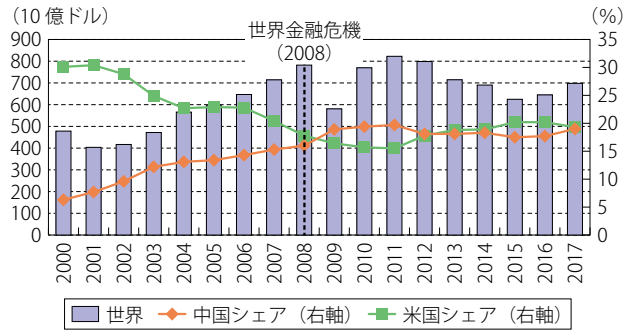

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

②　主要輸出品目

日本もアジアにおけるGVCに関わっており、中国向けに集積回路等の中間財とともに、半導体製造装置等の生産設備を輸出している（第Ⅱ-1-2-27 図）。一方、米国向けには乗用車を中心とした自動車、土木機械、プリンター、エンジン等の一般機械を輸出している（第Ⅱ-1-2-28 図）。

第Ⅱ-1-2-27 図　日本の主要輸出品目（中国向け）

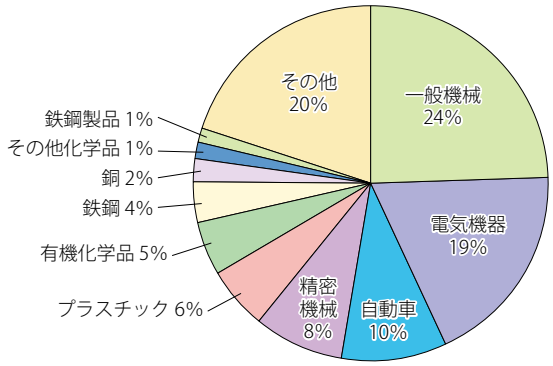

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-28 図　日本の主要輸出品目（米国向け）

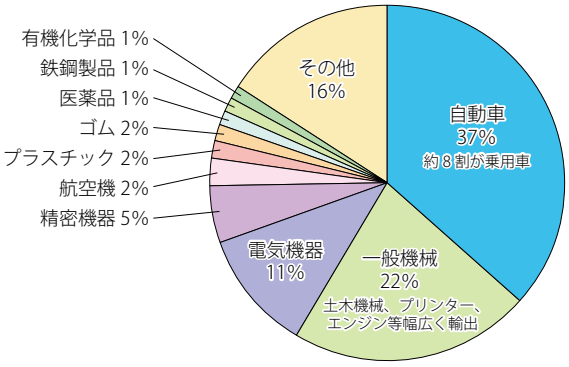

資料：Global Trade Atlas から作成。

③ 付加価値貿易から見た米中との関係

付加価値統計で見ると、日本から直接・間接の付加価値輸出のうち、中国を経由するものは5.5％にあたる（第Ⅱ-1-2-29図、30図、31図）。この数値は、韓国、ASEANよりは低い。

これまでの考察で出てきた、各国の対米付加価値輸出における中国を経由国とするシェアをアジア以外の地域についても含めてまとめると第Ⅱ-1-2-32表のようになる。台湾、韓国、ASEAN、日本は直接・間接の対米付加価値輸出のうち、かなりの部分を中国経由で輸出している。特に台湾が約20％と高いシェアとなっており、韓国が続いている。その背景にはアジアにおけるGVCの存在が示唆される。

一方、同様の考察をメキシコ、カナダについて行うと、両国の直接・間接の対中国付加価値輸出の一定の割合が米国経由で輸出されている。米国、メキシコ、カナダの間にもGVCの存在が示唆される。

EUについては、米国・中国を経由して米中に輸出されている付加価値は、ある程度は存在するものの、必ずしも高いシェアとはいえない。なお、アフリカの南アフリカ共和国について同様の作業をすると、中国経由で米国に輸出される付加価値が1割近くあるが、これは同国が天然資源に恵まれ、様々な製品に利用され得る貴金属、鉱石、鉄鋼、銅など資源を中国に輸出していることに関係していると考えられる。

このように台湾、韓国を始め、アジア諸国・地域は中国につながるGVCに組み込まれている。東アジア諸国から中国を経由して米国に輸出される付加価値の

第Ⅱ-1-2-29図　日本の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015年）

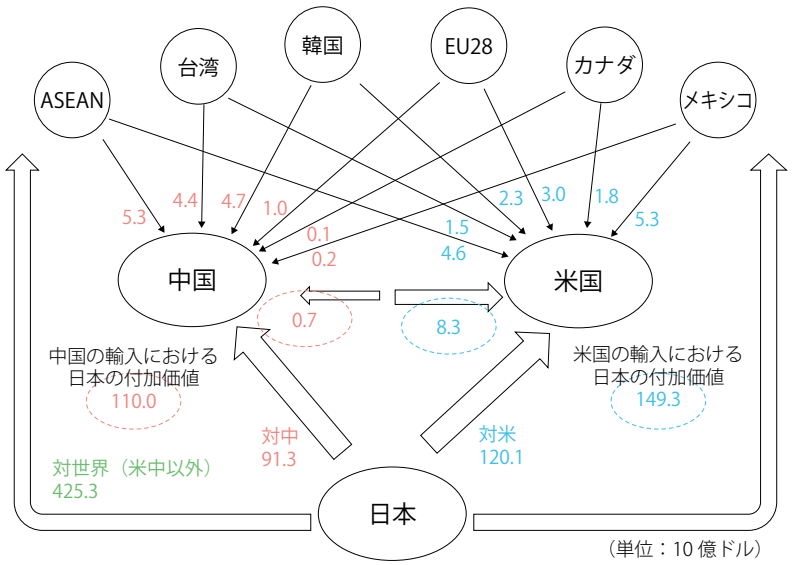

資料：OECD TiVAから作成。

第Ⅱ-1-2-30図
中国の日本からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

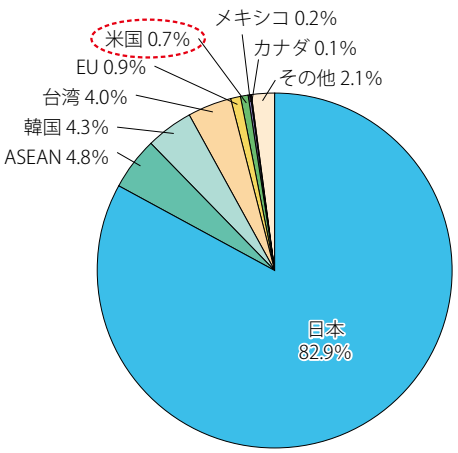

資料：OECD TiVAから作成。

第Ⅱ-1-2-31図
米国の日本からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）

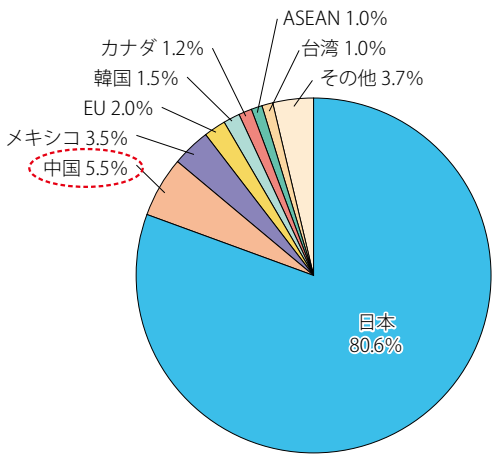

資料：OECD TiVAから作成。

第Ⅱ-1-2-32 表　主要国・地域の米中間の直接輸入における付加価値成分（2015）

（単位：10 億ドル、%）

		付加価値輸入国					
		中国			米国		
		総輸入（A）	うち、米国から（B）	シェア（B）/（A）	総輸入（A）	うち、中国から（B）	シェア（B）/（A）
付加価値輸出国・地域	アジア						
	台湾	77.9	0.2	0.3	38.3	8.3	21.6
	韓国	110.0	0.4	0.4	80.8	10.3	12.8
	ASEAN	120.7	0.6	0.5	124.4	9.4	7.6
	日本	110.0	0.7	0.7	149.3	8.3	5.5
	インド	19.0	0.3	1.5	91.8	1.3	1.4
	南北アメリカ						
	メキシコ	8.5	1.0	12.0	177.2	0.6	0.4
	カナダ	25.4	2.1	8.1	247.0	1.4	0.6
	欧州						
	EU	190.3	2.8	1.5	572.7	11.9	2.1
	アフリカ						
	南アフリカ	13.7	0.1	0.4	8.6	0.8	8.8

資料：OECD TiVA から作成。

シェアを機械産業に焦点を当てて時系列で見ると、次第に拡大していることが分かる（第Ⅱ-1-2-33 図）。例えば、東アジア諸国の対米付加価値輸出の最終経由国を 2005 年と 2015 年で比較して見ると、2 時点とも自国から直接輸出するシェアが最も高いが、それに次いで中国のシェアが高く、そのシェアは上昇している（第Ⅱ-1-2-34 図）。この 10 年間に中国のほか、メキシコのシェアも上昇しており、東アジアからメキシコを経由して米国に至る GVC の存在も示唆される。

中国の米国向け輸出における付加価値の原産国・地域を見ると、中国が 82%を占めるが、残りの 18%については、EU、韓国、米国、ASEAN、台湾、日本がほぼ同水準で寄与している（第Ⅱ-1-2-35 図）。米

第Ⅱ-1-2-33 図
東アジア（日・韓・台・ASEAN）の米国向け付加価値輸出（機械産業）に占める中国経由のシェア

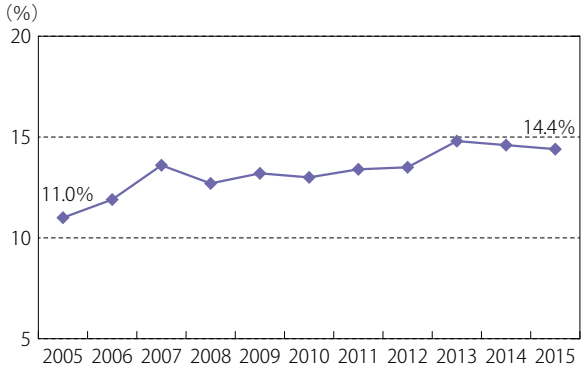

備考：輸出国の機械産業を対象に集計。機械産業は、一般機械、電気電子機械、輸送機械。
資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-34 図　東アジア（中国以外）の米国向け付加価値輸出（機械産業）の最終経由国・地域

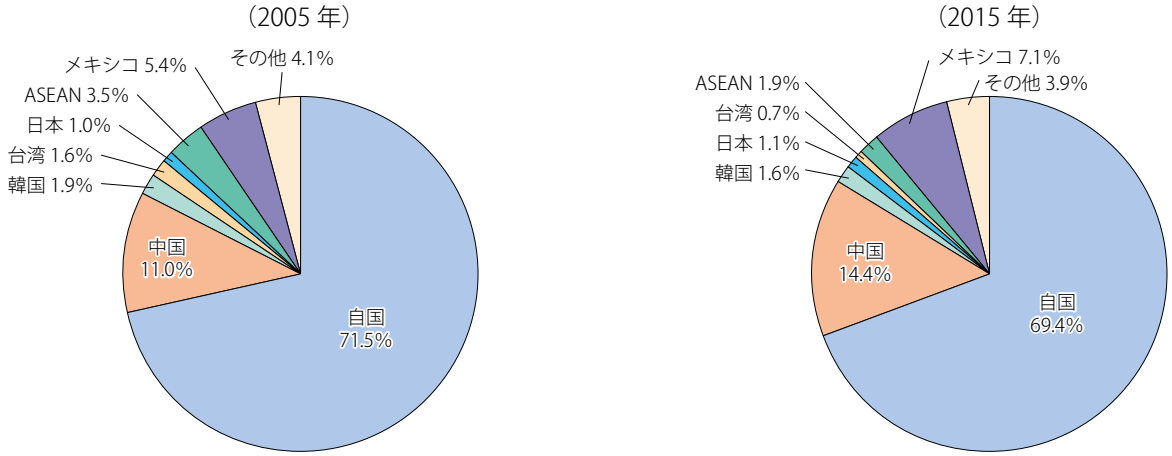

備考：東アジアとは、日本、中国、韓国、台湾、ASEAN のことを示す。
また、ASEAN は 1 つの地域と見なして、ASEAN の ASEAN 経由による輸出は「自国」に入れた。
資料：OECD TiVA から作成。

第Ⅱ-1-2-35 図
中国の米国向け財・サービス輸出に占める各国・地域の付加価値割合（中国を除く、2015 年時点）

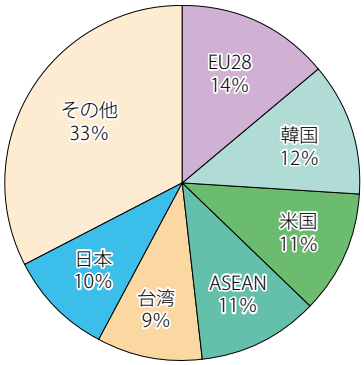

備考：中国の付加価値の占める割合は 82% であり、図は海外付加価値（18%）の内数。額としては約 860 億ドル（約 10 兆円）。
資料：OECD TiVA から作成。

国の付加価値も中国経由で自国へ再輸入されている。仮に米中両国間で貿易が制限された場合は、米国を含むこれらの国が影響を受けることになる。

2. 投資面における結びつき

貿易と同様に直接投資についても主要国と米国・中国との結びつきを見てみる。

まず、米国・中国の側から対外直接投資の動向を見る。中国は、2000 年頃まで外貨準備も限られており、むしろ対内直接投資の受入によって経済振興を図ってきた。中国が対外直接投資を活発化させたのは 2000 年代に入ってからで、その後は急速に対外直接投資を拡大している。米国・中国の対外直接投資残高の推移を比べてみると、現状では米国が圧倒的に大きいが急速に差が縮まっている（第Ⅱ-1-2-36 図）。その地域別構成を見ると、中国の場合は、アジア、ラテンアメリカが多いが、その実態は香港、バージン諸島、ケイマン諸島など金融センター向けで全体の 75％を占め、これらの地域から第三国に再投資されていると思われる（第Ⅱ-1-2-37 図）。米国の場合は、欧州向けが全体の 59％と大きく、中南米の 17％が続いている（第Ⅱ-1-2-38 図、39 図）。

次に投資受入国の側から、対内投資残高に対する米国・中国のシェアを見てみる。アジア・太平洋地域においては中国のシェアが高く、他の地域は総じて米国のシェアの方が高い（第Ⅱ-1-2-40 図）[76]。例えば、欧州は米国が突出して高く、中南米は中国もある程度シェアがあるものの、米国シェアの方が高い。なお、アフリカは両国ともシェアが比較的低くほぼ同程度となっている。

第Ⅱ-1-2-36 図
米国・中国の対外直接投資残高の推移

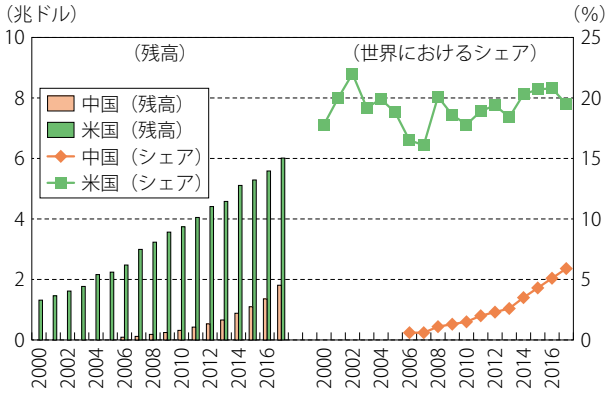

備考：中国のデータは 2006 年から公表。シェアは世界の投資総額に対するシェア。
資料：中国商務部、米国商務省経済分析局、CEIC database から作成。

76 各地域の対内直接投資残高は UNCTAD の受入国側統計、米国・中国の残高は米国・中国側の対外直接投資統計から計算。データの出典が異なるため、一部の国については、統計の整合性がとれない場合が出てくることには注意が必要。例えば、計算上、米国はオランダの残高のほぼ全額、ルクセンブルクの残高の 4 倍を有していることになる。このような理由から、国別シェアを表示した第Ⅱ-1-2-41 図においては、オランダ、ルクセンブルクは表示から除外した。

第Ⅱ-1-2-37 図　中国の対外直接投資残高

（推移）

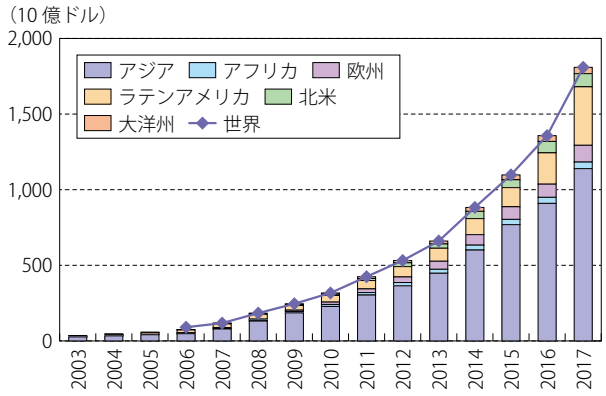

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

（2017 年）

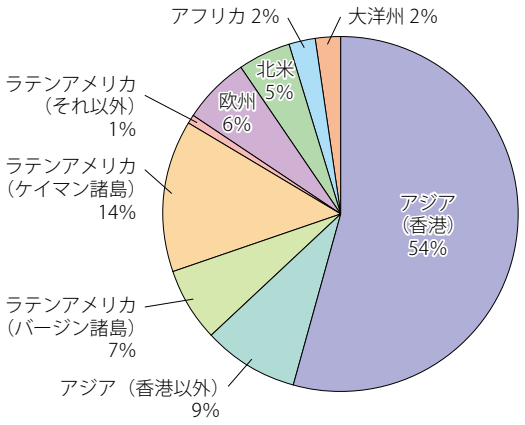

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-38 図　米国の対外直接投資残高の推移

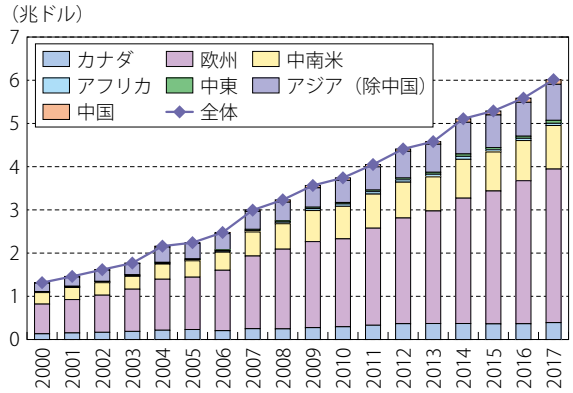

資料：米国商務省経済分析局、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-39 図
米国の対外直接投資残高（2017 年）

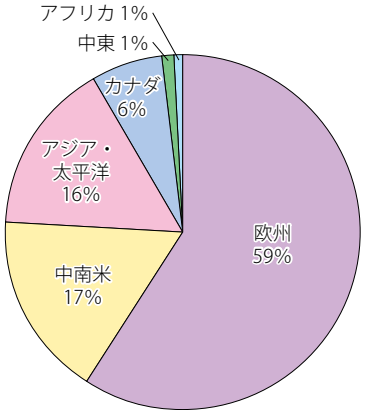

資料：米国商務省経済分析局、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-40 図
対内直接投資残高に占める米中のシェア（地域別）

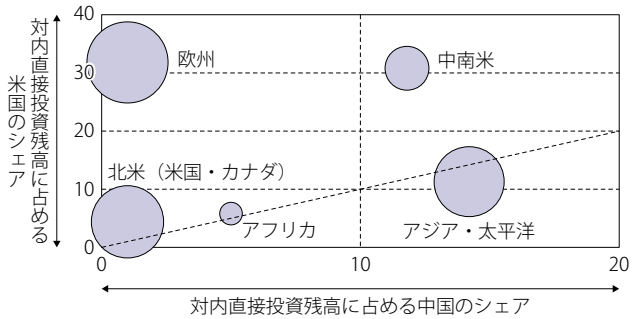

備考：１．円の大きさは総対内直接投資残高を反映。
２．各地域の対内直接投資残高は UNCTAD の受入国側統計、米国・中国の残高は米中側の対外直接投資統計から計算。
資料：UNCTAD、米国商務省経済分析局、中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-41 図
対内直接投資残高に占める米中のシェア（国・地域別）

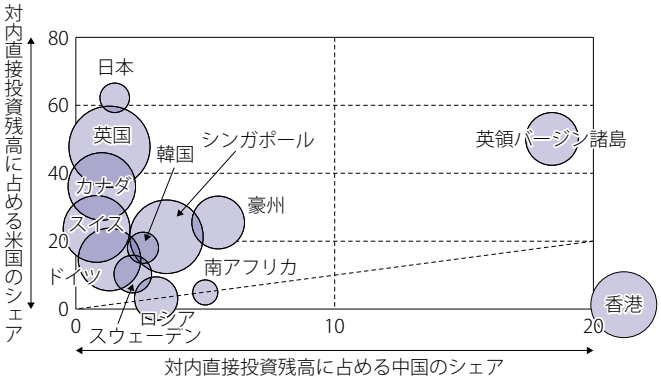

備考：１．円の大きさは総対内直接投資残高を反映。
２．各地域の対内直接投資残高は UNCTAD の受入国側統計、米国・中国の残高は米中側の対外直接投資統計から計算。
３．米国・中国両国の統計がとれた主要な国・地域を表示。香港（座標 49.8、4.1）は極端に大きな数値となるため枠外に表示。
資料：UNCTAD、米国商務省経済分析局、中国商務部、CEIC database から作成。

国別に見ると、主要国では米国のシェアが高いが、既に見たように中国は、香港、バージン諸島、ケイマン諸島等の金融センター向けが多いため、必ずしも実態を反映していない可能性はある。なお、ロシア、南アフリカでは米国・中国がほぼ拮抗している（第Ⅱ-1-2-41 図）。

3. 中国の一帯一路と経済協力

中国は、古代のシルクロードになぞらえた「一帯一路（新シルクロード）」構想を提唱している[77]。この構想は沿線地域の道路、鉄道、港湾、通信等のインフラを整備し、人、モノ、資金、情報等の流れを拡大して、中国から欧州に至る広い地域の経済圏の構築を目指すもので、その対象国に明確な規定はないが、中国は各国に広く参加を呼びかけている。インフラ整備のための資金的裏付けとしては、中国輸出入銀行や開発銀行など既存金融機関のほか、シルクロード基金が創設された。また、中国はアジアにおけるインフラ投資を推進するため、アジアインフラ投資銀行の設立も主導した。

中国は、一帯一路構想を提唱する以前から、アジア、アフリカ諸国を中心にインフラ整備などのプロジェクトを経済協力として実施してきている[78]。その金額は次第に増加しており、対象国は金額ベースでアジアが約半分を占めるが、アフリカのシェアが拡大している（第Ⅱ-1-2-42図、43図、44図）。これらの地域で、中国の資金を利用してインフラ整備が進めば、中国との人、モノ、資金、情報の流れが活性化して経済関係の強化につながる可能性がある。ただし、一方ではプロジェクトのための借款となるため、返済能力以上の借入れによる債務問題を懸念する指摘もある。

第Ⅱ-1-2-42図
中国の経済協力（プロジェクト完成額）の推移

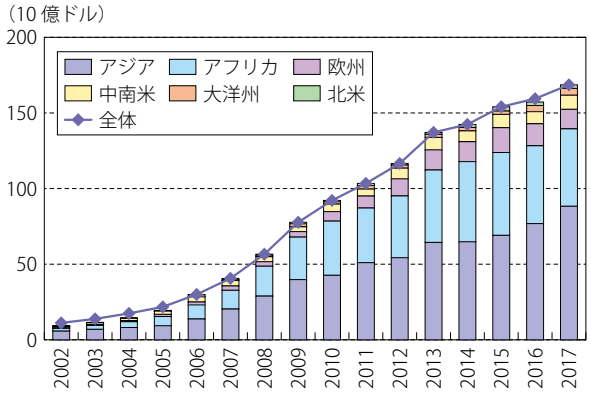

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-43図
中国の経済協力の地域別シェア（プロジェクト完成額 / 2017年）

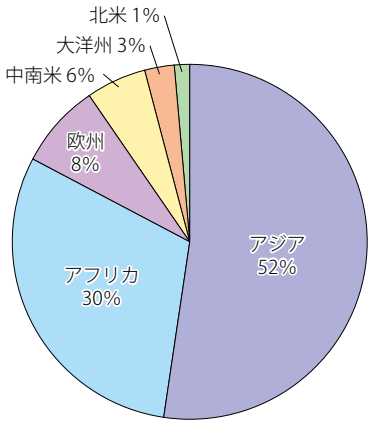

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第Ⅱ-1-2-44図
中国の経済協力（プロジェクト出完成額 / 2017年）

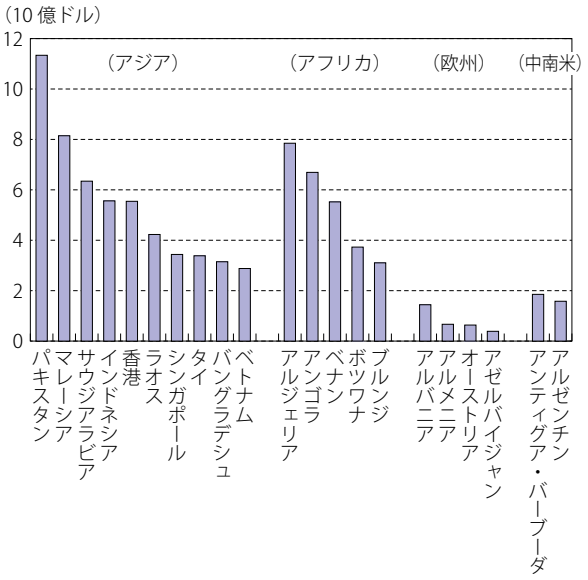

資料：中国商務部、CEIC database から作成。

77 中国の習近平国家主席が2013年9月にカザフスタン訪問中に「新シルクロード経済ベルト」構想（陸路）を、翌10月にインドネシア国会で行った講演の中で「21世紀海上シルクロード」構想（海路）を提唱。この2つのシルクロードをあわせて「新シルクロード（一帯一路）」構想と呼んでいる。2017年5月には、北京で「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム」が開催され、世界100余の国と国際機関が参加した。今年2019年も5月にハイレベルフォーラムが開催された。

78 中国の「対外経済合作」は「Economic Cooperation with Foreign Countries or Regions」（中国国家統計局「中国統計年鑑」）と英訳されるが、中国はOECDに加盟しておらず、日本で考えられるODA等による開発途上国への協力とは異なる可能性はある。「対外経済合作」は「対外工事請負」と「対外労務協力」を包括する概念とされている。

4. 米国と中国の関係について

ここまで、世界の主要地域の米国・中国との経済的結びつきを考察してきたが、米国と中国の直接の経済関係を考えてみる。米国は中国との貿易不均衡を問題としているが、両国の貿易・投資を見ていくと、経済的に強く結びついている様子がうかがわれる。

(1) 貿易面

まず、貿易面では、中国の対米輸出額が拡大しているだけでなく、米国から見ても対中輸出額は年々拡大し、現在、中国はカナダ、メキシコに次ぐ第３位の輸出相手国となっている（第Ⅱ-1-2-45 図、46 表）。

また、米中間の貿易を付加価値という観点から見ると、GVC を反映して、第三国も巻き込んで複雑に関係している。例えば、米国の中国への付加価値の輸出は直接輸出だけでなく、第三国を経由して輸出される分もある（第Ⅱ-1-2-47 図）。中国が輸入する米国の付加価値は、中国国内で需要されるだけでなく、中国国内で製品に組み込まれて世界に再輸出される部分もある。そのうちの一部は米国に輸出されており、通常の貿易統計で、中国からの輸入と認識されているものの中には米国の付加価値が逆輸入されている場合がある。米国の輸出の中には中国の付加価値が一定の割合で組み込まれている。特に輸出にお互いの付加価値が含まれているという事実は、輸出のために相互に中間財を輸入しあって生産活動を行っていることを意味する。

第Ⅱ-1-2-45 図　米国の主要相手国別の輸出の推移

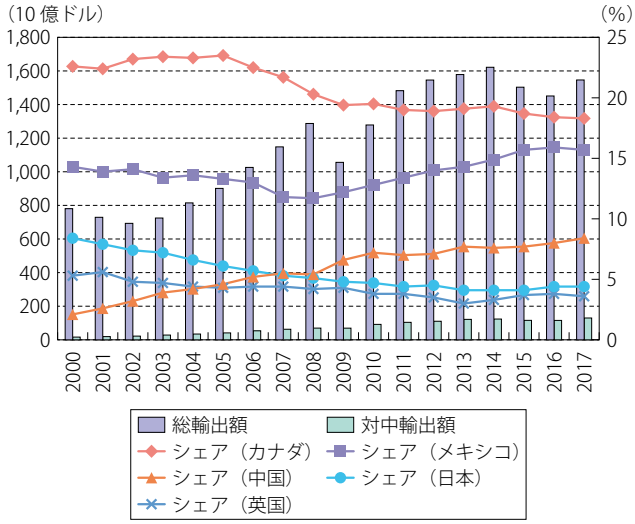

備考：2017 年の主要相手国上位 5 か国のシェアを過去に遡及して表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-46 表
米国の主要輸出先上位 10 か国・地域（2017）

（単位：10 億ドル、%）

順位	相手国・地域	輸出額	シェア
1	カナダ	282.3	18.3
2	メキシコ	243.3	15.7
3	中国	129.9	8.4
4	日本	67.6	4.4
5	英国	56.3	3.6
6	ドイツ	53.9	3.5
7	韓国	48.3	3.1
8	オランダ	41.5	2.7
9	香港	39.9	2.6
10	ブラジル	37.2	2.4
—	世界計	1,546.3	100.0

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-1-2-47 図　米国・中国の直接・間接の付加価値輸出（2015）

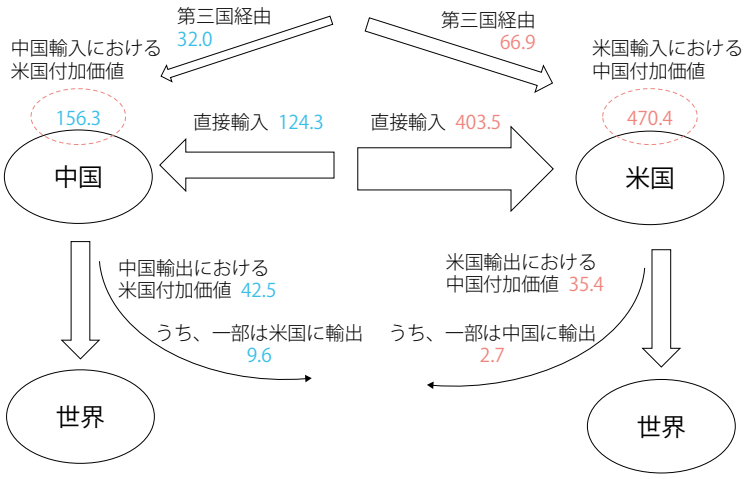

備考：朱字は中国の付加価値額、青字は米国の付加価値額（単位：10 億ドル）。
資料：OECD TiVA から作成。

（2）投資面

米国の対中直接投資に目を向けると、中国に立地して活動する米国企業は多い。米国商務省経済分析局が公表している米国多国籍企業の統計で、世界に展開する米国系海外子会社の活動における中国の重要度を見てみる。海外子会社の立地国別売上額においては、中国はカナダに次ぐ第２位で、第３位のドイツ、第４位の英国を上回っている（第Ⅱ-1-2-48表）。米国企業にとって全海外子会社の売上額の約１割弱を中国立地子会社があげていることになる。利益額においては、アイルランド、オランダ、シンガポールなど金融センターが上位に挙げられているが、中国も上位10か国に入り、ドイツとほぼ匹敵する規模の利益を計上している。付加価値額においても中国は同様に第７位と重要な拠点となっている。このように中国は米国多国籍企業にとって重要な経済活動の舞台となっているのが現状である。

第Ⅱ-1-2-48表　米国企業の海外子会社の活動実績（2015年）

（売上）

（単位：10億ドル、%）

No	国名	売上額	シェア
1	カナダ	236	9.2
2	中国	221	8.6
3	ドイツ	218	8.5
4	英国	206	8.0
5	シンガポール	175	6.8
6	アイルランド	138	5.4
7	メキシコ	131	5.1
8	オランダ	116	4.5
9	フランス	107	4.2
10	ブラジル	96	3.7

（利益）

（単位：10億ドル、%）

No	国名	利益額	シェア
1	アイルランド	33	14.9
2	オランダ	31	13.8
3	シンガポール	19	8.6
4	カナダ	19	8.3
5	英国	14	6.1
6	ドイツ	12	5.2
7	中国	12	5.2
8	スイス	11	5.1
9	メキシコ	6	2.8
10	日本	5	2.3

（付加価値）

（単位：10億ドル、%）

No	国名	付加価値額	シェア
1	英国	60	10.4
2	カナダ	54	9.3
3	ドイツ	48	8.3
4	アイルランド	41	7.2
5	中国	39	6.7
6	メキシコ	26	4.5
7	フランス	25	4.3
8	ブラジル	21	3.6
9	シンガポール	20	3.5
10	オランダ	18	3.2

資料：米国商務省経済分析局（BEA）から作成。

（3）その他

米国は経常収支の赤字を計上しているが、国際収支上、経常収支の赤字は金融収支でファイナンスする必要がある。米国の国際的な資金調達の重要な手段のひとつである米国債の国別保有額を見ると、中国、日本が突出して大きな残高を有し、2018年末時点で中国が最大の保有国となっている（第Ⅱ-1-2-49図）。過去からの推移を見ると、2000年代初頭は日本が第一位の保有国であったが、世界金融危機直後の2009年に逆転し現在に至っている（第Ⅱ-1-2-50図）。

このように米国にとって中国は、貿易面では重要な輸出先であり、投資面では米国海外子会社の活動の舞台であり、金融収支面では米国債の最大の引受国となっている。

第Ⅱ-1-2-49図
米国債保有残高の上位国・地域（2018年12月末）

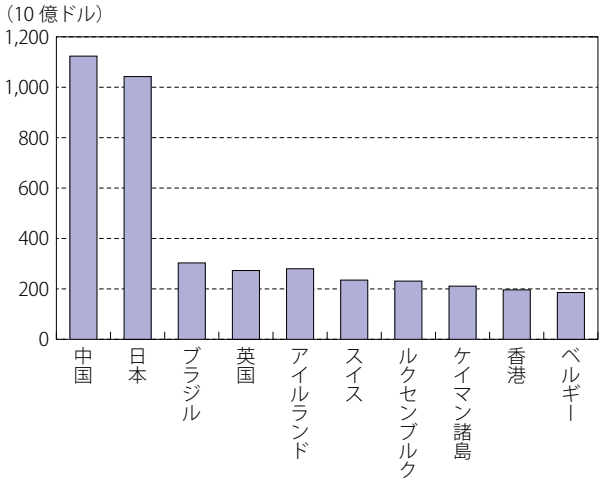

資料：米国財務省Webサイトから作成。

第Ⅱ-1-2-50図　日本・中国の米国債保有額の推移

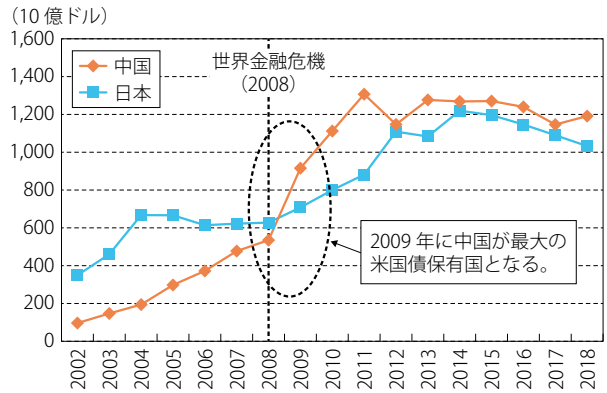

備考：各年の６月末時点の保有残高。
資料：米国財務省Webサイトから作成。

第2章 自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の必要性

第1節 保護主義の歴史とそれを乗り越え進展した自由貿易

第2節 貿易制限的措置発動の背景

第3節 貿易制限的措置の弊害

第4節 新たな国際秩序構築の必要性

第2章
自由貿易に迫る危機と新たな国際秩序の必要性

第1節 保護主義の歴史とそれを乗り越え進展した自由貿易

1. 歴史の俯瞰

前章で論じてきたように、世界経済は自由貿易の拡大とともに大きく発展を遂げてきた。しかし、歴史を振り返ると、自由貿易は度重なる保護主義的思想・措置とのせめぎあいの中、拡大してきたといえる。ここでは、歴史的な保護主義思想や懸念の高まりと、それを受けた保護主義抑止のための国際協調の動きを俯瞰的に捉えてみたい。

その手法として、新聞報道における保護主義に関連する記事割合の長期的な推移に着目する。明確な因果関係を述べることは難しいものの、世の中の関心を反映するともいえる新聞報道における保護主義関連の記事割合の変動は、世界における保護主義的な動きと一定程度連動するものと想定できる。

第II-2-1-1図における保護主義指標①は、日・米・欧の6紙[79]について、1960年～2018年の期間において「保護主義」に相当する単語が記載されている記事の割合について、期間平均を100となるように指数化したものである。なお1960年代以前については、「保護主義」という言葉がまだ報道上浸透していなかったことにより、大幅に記事数は減少する。そのため1960年以前のトレンドについて観察するために、日本の主要2紙（日経新聞・読売新聞）に絞った上で、保護主義を具体的に指し示す措置[80]についての記事割合指数化したものが、保護主義指標②となる。

これらの2つの指標より、①世界恐慌後、②1980年代の日米間を代表とする貿易摩擦期、そして③米国トランプ政権の誕生以降の足下の2～3年において、特に保護主義思想・動きが高まったと考えられる。一方で2009年の世界金融危機時においては、世界的な景気後退によって、保護主義の高まりが懸念されたに

第II-2-1-1図　新聞報道における「保護主義」に関連する記事割合の推移

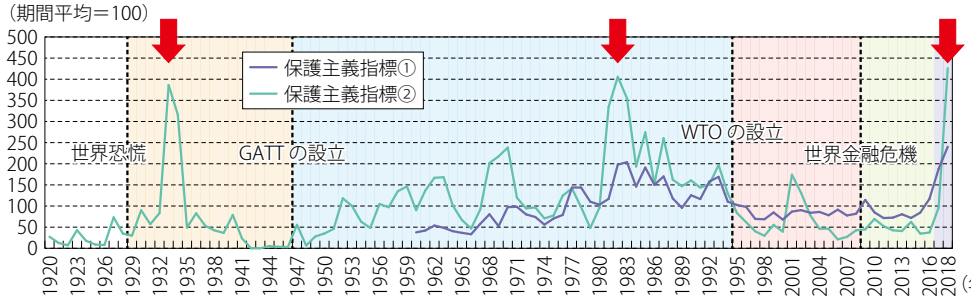

保護主義指標①：The Washington Post（米）、The New York Times（米）、日経新聞（日）、読売新聞（日）、Le Monde（仏）、The Guardian（英）における、「保護主義」に相当する単語が出てくる記事の割合を統合し、期間平均を100となるように指標化したもの
保護主義指標②：日経新聞、読売新聞の2紙について、各年における次の語句を含む記事数割合を指数化した上で、統合したもの
関税引上げ OR 関税の引き上げ OR 輸入管理 OR 輸入の管理 OR 輸出管理 OR 輸出の管理 OR 輸入制限 OR 輸入の制限 OR 輸出制限 OR 輸出の制限 OR 関税障壁 OR 管理貿易 OR 輸出自主規制 OR 追加関税 OR 追加の関税 OR 関税追加 OR 関税の追加

79 日経新聞（日経テレコンよりデータ取得）、読売新聞（ヨミダス歴史館よりデータ取得）、The Washington Post（LexisNexisよりデータ取得）、The New York Times（The New York Times HPよりデータ取得）、Le Monde（Le Monde HPよりデータ取得）、The Guardian（(The Guardian HP及びLexisNexisよりデータ取得)）の6紙。英字新聞は「protectionism」、仏字新聞は「protectionnisme」、邦字新聞は「保護 AND（貿易 OR 通商）」で検索した割合。

80 具体的には次の語句：関税引上げ OR 関税の引上げ OR 輸入管理 OR 輸入の管理 OR 輸出管理 OR 輸出の管理 OR 輸入制限 OR 輸入の制限 OR 輸出制限 OR 輸出の制限 OR 関税障壁 OR 管理貿易 OR 輸出自主規制 OR 追加関税 OR 追加の関税 OR 関税追加 OR 関税の追加。

も関わらず、関税率の観点からも新聞報道数の観点からも大きな動きは見て取れず、保護主義の蔓延は回避されたと見られる。

以上の結果及び国際的な多角的自由貿易体制の動向を踏まえ、①世界恐慌以降、②GATTの設立以降、③WTOの設立以降、④世界金融危機以降、⑤トランプ政権の成立以降、の５つの時代区分ごとに保護主義と国際協調の歴史を振り返ることとする。

2. 保護主義と国際協調の歴史

① 世界恐慌後～第二次世界大戦

1929年10月24日の「暗黒の木曜日」に起きたウォール街の株価大暴落を契機として、世界経済は連鎖的な不況に陥っていった。1930年に米国が自国農業保護のための高関税や輸入制限などを導入する「スムート・ホーレイ関税法」を成立させたことを契機とし、各国は、自国産業を守るための関税引上げ、輸入数量制限や輸入割当の導入、輸出補助金の交付による輸出促進、為替制限による輸入の抑制、金本位制からの離脱による平価の切り下げなど、あらゆる保護主義的措置を打ち出した[81]。こうした保護主義的措置の応酬により、世界貿易は阻害され、1932年の主要75ヵ国の総輸入は1929年の4割以下にまで減少した（第II-2-1-2図、第II-2-1-3表）。

こうした中、各主要国は自国の植民地や海外領土との間では特恵関税を設定することで市場・資源を確保する一方で、圏外諸国に対しては高い関税を設ける排他的な経済圏を構築していく。共通通貨を用いた排他的な貿易体制の構築による世界的なブロック経済化である（第II-2-1-4表）。ブロック経済は、自由貿易を阻害し、不況を長期化させただけではなく、各国の経済ナショナリズムの台頭、ブロック相互間の政治的・経済的な摩擦を強め、第二次世界大戦を引き起こす一つの要因となった。

② GATT時代（1948年～）

1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇（GATT第1条）・内国民待遇（同第3条）を大原則とするGATT（関税及び

第II-2-1-2図　日米英独仏の貿易額推移

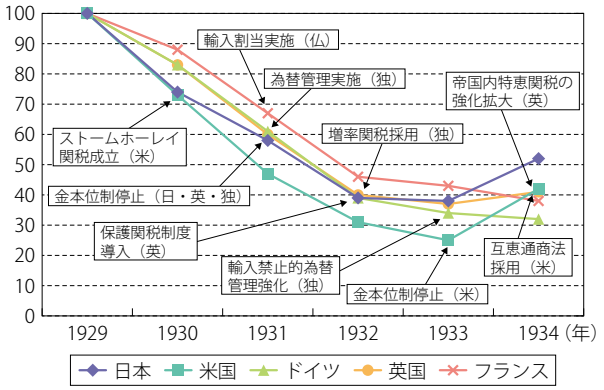

資料：経済産業省「通商白書2009年版」から作成。

第II-2-1-3表　1929～1932の世界貿易額の推移

	1929年	1930年	1931年	1932年
月平均（百万ドル）	2,868	2,327	1,668	1,122
1929年比	－	81.1%	58.1%	39.1%

備考：75ヶ国の輸入総額。
資料：Kindleberger（1984年）「The World in Depression 1929-1939」から作成。

第II-2-1-4表　列強のブロック経済化

米国 ドルブロック	1930年のスムート・ホーレイ関税法により、輸入品への平均関税率を38.5%（1925年）から59%（1932年）に引き上げ。ラテン・アメリカ諸国とともに、ドルブロックを形成。
フランス フランブロック （金ブロック）	フランスは、金の比較的潤沢な保有国としてポーランド、ベルギー、オランダ、スイス等とともに金の自由な輸出を維持する「金ブロック」を構築。その後、1929年よりアフリカなどの植民地諸国を含めたフランを基軸通貨とする排他的経済圏を形成。
日本 円ブロック	1932年に満州国を樹立、台湾、朝鮮、満州とともに、円を基軸通貨とした日満支円圏（円ブロック）を設立。域内国における為替制限を実施。
ドイツ マルクブロック	排他主義を掲げるナチス党の政権掌握の下、第一次世界大戦の戦後賠償を打切り、東南ヨーロッパ諸国と双務的な清算協定を締結。
英国 スターリンブロック （ポンドブロック）	1932年に「保護関税法」を制定。同年にオタワで開催された英国連邦経済会議では、本国と自治領問の特恵関税制度を基礎として、関税ブロックを形成。その後、ポンドを基軸とした通貨ブロックを形成。

81　渡辺（2011）、p. 69。

貿易に関する一般協定）が発効した。

GATT 体制においては、数次の「ラウンド」と呼ばれる大規模な交渉を含む 8 度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現した。代表的なラウンドとしては、工業品関税の大幅引下げに貢献したケネディ・ラウンド（1964-67 年）、非関税障壁の軽減に功のあった東京ラウンド（1973-79 年）、サービス、知的財産、投資の 3 つの新分野にルールの枠組みを導入したウルグアイ・ラウンド（1986-94 年）が挙げられる[82]。特に、関税の大幅な引下げは、GATT が成しえた最大の貢献であり、1945 年に 40～50％であった先進国の平均関税率は 3％前後にまで引下げられた[83]。GATT 体制の下、貿易自由化が進展し、1951 年、1955 年にそれぞれ GATT に加盟したドイツや日本は、貿易拡大を通じて驚異的な経済的発展を遂げた。

しかし、関税水準は大きく低下した一方、関税以外の貿易障壁である非関税措置が関税引下げの効果を損なうものとして増加していく。以下、代表的な事例として米国の管理貿易を取り上げる。

上述したとおり、GATT 体制の下、日本やドイツなどの経済的な躍進により、世界経済における米国の優位が絶対的なものから相対的なものに変わりつつあった[84]。日本の対米輸出は急増し、米国は対米貿易黒字を増大（第 II-2-1-5 図）させる日本に対し、保護主義的な圧力を強めていった。

1950 年代には、繊維製品を皮切りに、国際競争力を失った個別産業の求めに応じ、貿易相手国に輸入数量制限や輸出自主規制などの貿易制限的措置を要求した。1962 年には、輸入増大による国内産業への影響を緩和する権限などを米国大統領に与える通商拡大法を成立させ、さらに 1974 年には、外国の貿易政策を不公正慣行であると一方的に認定し貿易制裁を課す権限を大統領に与える 1974 年通商法（301 条）を成立させた[85]。こうした動きも背景に、1970 年代には、カラーテレビ、鉄鋼、工作機械などの分野へ輸入制限措置の対象を拡大していく。さらに、1980 年代には、拡大する対日貿易赤字を問題視し、半導体や自動車分野において、輸入数量制限以外に個別分野の非関税障壁、市場の構造問題是正など要求をエスカレートさせていった。このような日米摩擦を始めとする貿易摩擦の交渉に際して、特に通商法 301 条は、米国が相手国からの譲歩を引き出すための交渉カードとして多用された（第 II-2-1-6 図）。巨大な市場を抱える米国に自国市場から締め出すことをちらつかされ、日本は米国からの外圧に屈する形で、輸出自主規制（VER）の導入により対応していくこととなった（第 II-2-1-7 表）。

米国は、貿易赤字拡大に伴い、EC、カナダなど他国・地域とも貿易摩擦を激化させ、301 条は、日本の他、EC、カナダ、韓国等も対象に発動された[86]。

さらに、GATT 体制が目指す貿易自由化を阻害する動きの一つとして、発展途上国の保護主義の動きが挙げられる。先進諸国における急速な経済発展の結果、これら先進諸国と発展テンポの相対的に遅い発展途上国との間の格差が拡大した（南北格差）。発展途上国は、

第 II-2-1-5 図　米国の対日貿易収支

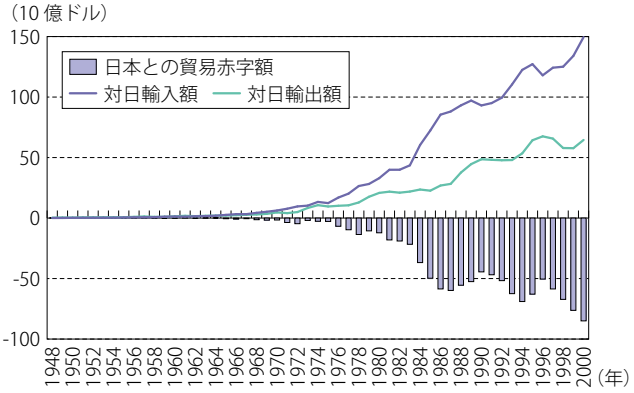

資料：IMF DOTS より作成。

第 II-2-1-6 図
米国による一方的措置（通商拡大法 232 条、通商法 301 条）に関する調査開始件数（年間）

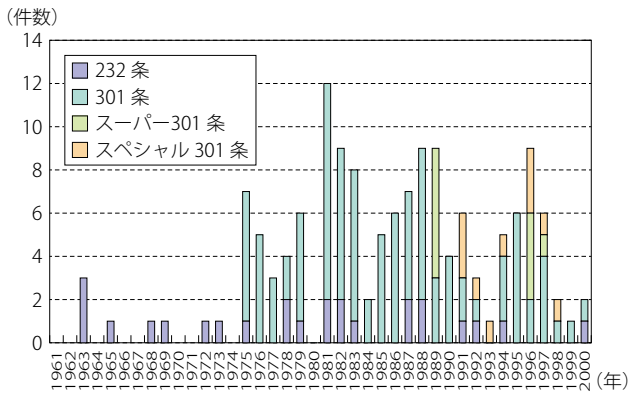

82　渡辺（2012）、p. 30。
83　田村（2006）、p. 13　樋口（2006）。
84　外務省（1969）、第 12 章参照。
85　経済産業省（2012）、p. 423。
86　日本貿易振興会（1986）、p. 55。

第Ⅱ-2-1-7 表　日米貿易摩擦の歴史

年	協定名	内容
1957 年	日米綿製品協定	輸出自主規制（製品毎数量枠）
1972 年	日米繊維協定	毛・化学合成繊維の年間輸出伸び率を 5% に制限
1977 年	カラーテレビ対米輸出自主規制	完成品・半完成品を年 175 万台に制限
1981 年	自動車対米輸出自主規制	年間 165 － 230 万代に制限
1985 年	日米鉄鋼協定	日本製シェアを米消費量の 5.8% に制限
1986 年	第一次日米半導体協定	
1986 年	工作機械対米輸出自主規制	マシニングセンター・NC 旋盤等 6 品目を自主規制
1991 年	第二次日米半導体協定	輸入目標未達として 301 条発動が検討される
1995 年	日米自動車交渉	北米製部品購入額・完成車生産台数をとりまとめ

第Ⅱ-2-1-8 表　WTO の特徴

国際機関としての地位	・協定上明確な設置根拠を持つ貿易に関する正式な国際機関として設立
貿易ルールの強化	・特定の物品（農業、繊維）の貿易に関する協定を作成 ・アンチ・ダンピングやセーフガード等の貿易ルールを拡充
新しい分野のルール策定	・物品貿易に加え、サービス貿易、貿易関連の知的所有権や投資措置など、より広範な分野を網羅
紛争解決手続の強化	・ネガティブ・コンセンサス方式（全会一致で反対しない限り決定・採択される）の導入 ・WTO の紛争解決手続によらない一方的措置発動の禁止 ・手続の迅速化・円滑化のための実効性強化 ・パネル（小委員会）報告の法解釈について再審査を行う常設の上級委員会を設置
加盟国の権利義務	・物品貿易、サービス貿易、紛争解決等の WTO 諸協定を一括受諾の対象とし、統一的な運用を確保

不安定な一次産品輸出に依存するところが大きく、強い競争力を有する先進諸国との間の貿易の不均衡が恒常化するに至った。こうした中、ラテン・アメリカやアジアにおける多くの発展途上国では輸入代替型工業政策が取られ、高関税や数量制限等の保護主義的措置が導入された。

以上のように、GATT は戦後の世界貿易の拡大を支える多国間自由貿易体制を確立した一方で、米国の管理貿易を始めとする保護主義的措置の高まりを回避できなかった。その一つの要因としては、GATT が貿易自由化のための国際機関（国際貿易機関、ITO）の設立を目指す過程で暫定的に締結・発効された多国間協定に過ぎず、強い規制力を持つ基盤がなかったことが挙げられる。結局、ITO は設立に至らず、GATT は 50 年近く、脆弱な基盤なまま戦後の国際貿易の基本的な法的枠組みを提供する役割を担うこととなった。特に、紛争処理手続における迅速性・実効性の無さが、結果的に GATT の枠外で独自に設けた一方的措置による紛争解決を図る動きにつながっていったのである[87]。

③ WTO の設立（1995 年～）

「自由・無差別・多角主義」を原則にした GATT 体制は関税水準の低下に大きな貢献をしたが、紛争解決手続を始めとする問題点も背景に、貿易摩擦や保護主義的な措置が増加し、その体制の弱さを露呈することとなった。1995 年 1 月に発足した WTO は、こうした GATT の問題点を改善し、発展的な多角的貿易体制を構築するための枠組みである。GATT 体制の機能強化を図り、ウルグアイ・ラウンドの成果を統一的に実施する国際機関であり、物品、サービスの新しい貿易ルールや知的所有権、貿易関連投資措置といった新しい通商ルールを管理するとともに、国際紛争の解決の場として重要な役割を担う[88]（第 II-2-1-8 表）。

このように、GATT 体制から大幅に機能強化された WTO 体制により、多国間における「自由貿易」への枠組みが強化されたといえる。GATT 時代に行われた一方的措置による紛争解決も明示的に禁止され、ルールに基づく紛争解決の信頼性が高まった。実際に、WTO 体制下での紛争案件数（紛争処理手続を開始するための協議要請が行われた件数）は、GATT 時代と比較し、年平均で約 4.2 倍まで増加した（GATT 下の 1948～94 年までの 47 年間で 314 件[89]、WTO 下の 1995～2008 年までの 14 年間で 388 件[90]）。

この時代の貿易制限的措置の一つの特徴として、WTO 協定上認められた貿易救済的措置について触れておきたい。具体的には、アンチ・ダンピング関税措置（AD）、相殺関税措置（CVD）、セーフガード措置

87　佐藤（2003）。
88　日本貿易振興会（1995）、p. 29。
89　経済産業省「WTO の紛争解決」（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/31_about/ds.html）。
90　WTO Integrated Trade Intelligence Portal（I-TIP）より算出。

（SG）の３つの措置をいう。不公正な貿易取引や輸入の急増などによって国内産業に生じる損害を防止・救済する貿易上の措置であり、WTO 協定上認められた正当な措置である。しかし、合法的に追加関税を課したり、輸入数量を制限したりできることから、本来の目的を逸脱した保護主義的措置として濫用される懸念が常に存在する。世界金融危機以降に WTO が約半年に１回報告している G20 各国の貿易制限的措置のモニタリングレポートにおいても、2017 年報告以前においては、貿易救済措置を貿易制限的措置の主要な要素として位置づけ、当該措置の濫用に警鐘を鳴らしてきた。

最も頻繁に活用されてきたのは AD 措置である。WTO によれば、1995 年から 2008 年末までの 14 年間に 1,947 件の発動実績がある。これに対し、CVD 措置は 111 件、SG 措置は 89 件[91] となっている（第 II-2-1-9 図）。

繰り返しになるが、これらの貿易救済措置はあくまで WTO 協定上認められた正当な措置であり、保護主義的措置として取り扱うことには議論がある。しかし、AD 措置が濫用されれば、貿易自由化の努力が無効化される懸念がある。ウルグアイ・ラウンド交渉後の時点では AD 協定に曖昧な点があったという認識を踏まえ、ドーハ・ラウンド交渉においても、日本が主導する形で AD 措置の濫用を防ぐための規律強化に関する議論が進められた。

④ 世界金融危機直後（2008 年）～トランプ政権誕生以前

2008 年 9 月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことに端を発し、連鎖的に金融不安が世界に波及し、世界規模の金融危機が発生した。危機は実体経済にも影響し、世界同時不況を引起し、各国で多数の失業者が溢れた。世界金融危機発生前後の世界貿易量の推移をみると、危機が表面化した直後には大幅に減少したものの、2009 年の後半からは緩やかに回復し、2010 年末には危機発生以前と同水準まで回復し、その後も拡大傾向が続いた（第 II-2-1-10 図）。

世界金融危機直後には、各国は連鎖的な同時経済不況に陥ったため、国内産業保護のために貿易制限的措置が頻発され、世界的に保護主義が蔓延することが懸念された。しかし、一部の国では自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置を導入する傾向が高まった[92] が、その影響は、限定的なものに留まったと考えられる。その背景としては、多角的貿易体制を体現する WTO や、加盟国の経済規模が世界の GDP の約 8 割以上を占める G20[93] の場を活用しながら、各国が国際協調を前提として行動した結果、保護主義の抑止が実現したことが大きいと考えられる[94]。以下、保護主義の抑止に寄与したと思われる、国際的な動向を取り上げたい。

リーマン・ブラザーズの経営破綻を契機に発生した経済・金融危機に対処するため、2008 年 11 月に主要

第 II-2-1-9 図　AD 措置件数推移（1995 年～2008 年）

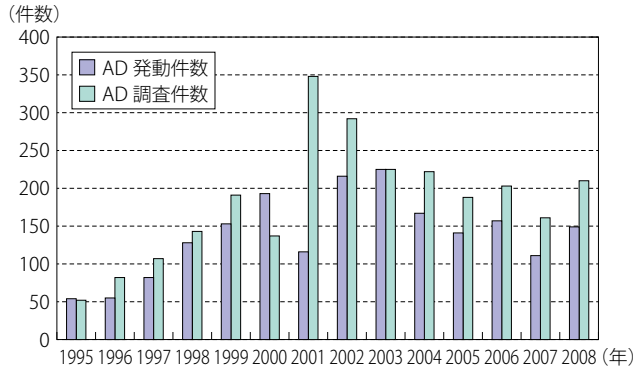

資料：WTO I-Tip から作成。

第 II-2-1-10 図
世界金融危機前後の世界の貿易量の推移

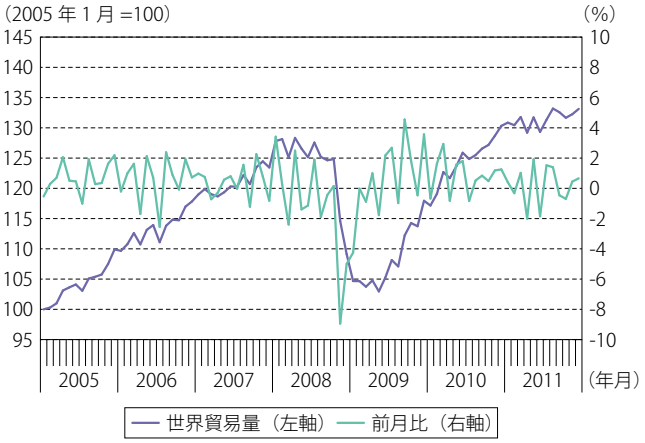

資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis（CPB）公表データから作成。

91　WTO Integrated Trade Intelligence Portal（I-TIP）より算出。
92　経済産業省（2009）、第２章第３節参照。
93　外務省「G20 サミットに関する基礎的な Q&A」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_001040.html）。
94　経済産業省（2011）、p. 72。

先進国・新興国の首脳が参画するフォーラムとして、従来のG20財務大臣・中央銀行総裁会議を首脳級に格上げした第1回G20サミットがワシントンDCで開催された。保護主義的措置による負の連鎖を防ぎ、世界経済の安定的な成長を図ろうと、反保護主義を共同声明でうたい、主要国が足並みをそろえて保護主義に歯止めをかける役割を果たした[95]。また、同年11月にリマで開催されたAPEC首脳会議でも同様のコミットメントが首脳レベルから出された（第II-2-1-11表）。これらのG20やAPECにおける保護主義抑止の政治宣言では、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントにより、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。加盟国は、WTO協定を順守する義務を負うが、政治合意により保護主義抑止に関し協定以上のコミットが表明されるという意義がある。

また、WTOでは、2008年末から各国の貿易措置の監視と四半期ごとの報告を行い、2009年9月以降は、WTO、UNCTAD、OECDの三機関が共同で、G20各国の貿易制限的措置の動向をモニタリングし、約半年に一回の頻度で報告書にまとめてきた。報告書の目的は措置の可視化にあり、特段、措置の是正を求めるものでも、法的な効果を持つものでもない。しかし、このプロセスは各国・地域の貿易慣行の透明性向上に寄与し、貿易制限的措置発動をチェックするWTOの「監視機能」に一定の光を当てたものと評価できる[96]。

以上のように、WTOによる貿易制限的措置のモニタリング強化や、G20やAPECの場における主要国の国際的に高いレベルの政治コミットメントを通じて、世界的な経済不況期においても保護主義の蔓延を回避することが可能となったと考えられる。

第Ⅱ-2-1-11表　G20・APEC首脳同声明

2008年11月15日 G20ワシントンDC・サミット	我々は金融が不確実な時期において、保護主義を拒否し内向きにならないことの決定的な重要性を強調する。この観点から、今後12ヶ月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合的でない輸出刺激策をとらない。
2008年11月22日 リマAPEC首脳会議	我々は、ワシントン宣言を強く支持し、投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けること、新たな輸出制限を課すこと、あるいは輸出刺激措置を含む全ての分野における世界貿易機関（WTO）整合的でない措置を実施することを、今後12ヶ月の間控える。
2009年4月2日 G20ロンドン・サミット	我々は、ワシントンにおけるコミットメントを再確認し、投資および物品・サービス分野に対する新たな障壁を設け、輸出規制を課し、WTOに整合的でない輸出促進措置を講じることを自制する。
2009年9月25日 G20ピッツバーグ・サミット	保護主義との闘いにおいて我々が結束することは極めて重要である。我々は2500億ドルの貿易金融イニシアティブの迅速な実施を歓迎する。我々は市場の開放と自由を維持し、ワシントン及びロンドンで採択されたコミットメントを再確認する。
2010年6月27日 G20トロント・サミット	開かれた市場は、成長と雇用創出を支え、強固で持続可能かつ均衡ある成長のためのG20の枠組みの下での目標達成に、極めて重要な役割を果たす。
2010年11月12日 G20ソウル・サミット	我々の保護主義に対抗するという決意は、危機を引き起こした根底の原因に我々が対応し、回復を守ることを可能にした。
2011年11月4日 G20カンヌ・サミット	保護主義を防止し内向きにならない方途として多角的貿易体制の価値を強調することは重要である。我々は、トロントで合意されたように、2013年末までスタンドスティルのコミットメントを再確認し、新たな輸出規制及び輸出を刺激するためのWTO非整合な措置を含む、既にとられた可能性もある、いかなる新たな保護主義的措置も是正することにコミットし、WTO、OECD及びUNCTADに対し、状況を監視し続けるとともに半年ごとに公に報告を行うことを求める。
2012年6月19日 G20ロスカボス・サミット	我々は、持続的な世界経済の回復、雇用及び発展にとって必要条件である、開かれた貿易及び投資、市場の拡大並びにあらゆる形態の保護主義の抑止に強くコミットする。 我々は、世界中で増加している保護主義の事例を深く憂慮している。カンヌにおいて成された我々のコミットメントをフォローアップしつつ、我々は、貿易及び投資に影響する措置に関するスタンドスティルのコミットメントを2014年末まで再確認するとともに、新たな輸出規制及び輸出を刺激するためのWTO非整合的な措置を含め、既に採られた可能性があるいかなる新たな保護主義的措置も是正するとの我々のプレッジを再確認する。
2012年9月8日 ウラジオストク APEC首脳会議	我々は、保護主義的措置を是正し、WTOの規定と整合的であるとしても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の実施を最大限抑制することを継続するとのコミットメントを再確認する。
2014年11月11日 北京APEC首脳会議	我々は、WTOの規定に適合しうるが重大な保護主義的効果を有す措置の実施において最大限の自制を行い、かかる措置が実施された際には速やかに是正することに引き続きコミットする。

資料：外務省公表資料から作成。

95　外務省「金融・世界経済に関する首脳会談　宣言（仮訳）」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/sks.html）。
96　ジェトロ「地域・分析レポート「特集：世界の貿易自由化の潮流　コラム　WTOが「貿易制限的措置」を再定義」」（https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2017/10/3c0756aa16380baf.html）。

⑤ トランプ政権誕生以降

世界金融危機後の保護主義の高まりはWTOなどを通じた各国の協調により抑制することができたが、近年、経済危機が生じていないにもかかわらず保護主義的な動きが高まっているといわれている[97]。実際に、2017年以降、G20諸国が新規に適用した貿易制限的措置件数（月平均数）は増加している。WTOが公表している「G20諸国の貿易及び投資措置に関する報告書（第20版）」によると、2018年5月16日から2018年10月15日の期間において、G20諸国が新規に適用した貿易制限的措置は40件であり、月平均では約8件であった。前回調査期間（2017年10月16日から2018年5月15日）の月平均約6件よりさらに増加した（第Ⅱ-2-1-12図）。

貿易制限的措置には、関税の引上げ、より厳格な通関手続及び輸出税の賦課などが含まれ、中でも輸入関税の引上げが最も多く、約6割を占めた。加えて、WTOは、G20諸国がとった輸入制限的措置の対象となる貿易額を約4,810億ドルと試算しており、前回報告の約740億ドルからおよそ6倍近くとなり、大幅に拡大した。これは、本調査が開始された2012年以降において過去最大となっており、G20諸国の商品輸入額（merchandise imports）の約3.5%、世界の商品輸入額の約2.7%であると報告している。米中が双方に追加関税を課したことや、インドネシアの輸入税率引上げ[98]、カナダの米国からの輸入への付加税引上げなどが影響した。他方、輸入税・輸出税の撤廃、引下げを含む貿易促進措置数は、33件と報告されている。これには、中国の自動車関税引下げやブラジルの情報通信機器の関税引下げ等が含まれている。また、輸入促進措置の対象となる貿易額は、約2,162億ドルと試算しており、対象となる主要品目は、自動車（HS87）が約40%、一般機械（HS84）、電気機器（HS85）がそれぞれ約10%と報告されている。

第Ⅱ-2-1-12図
G20諸国の貿易制限的措置の月別平均件数と輸入制限的措置対象金額の推移

（※件数は月別平均、対象金額は報告期間別累積）

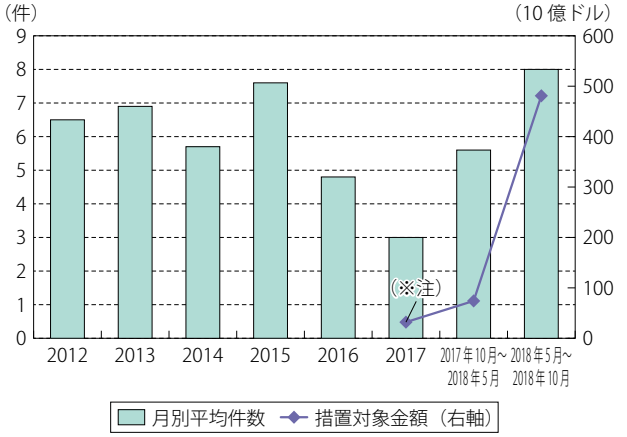

備考：1．貿易救済措置（AD, SG, CVD）を除く。
2．件数は、2017年までは年毎の月平均、2017年10月以降はモニタリングレポート発表期間の月平均
3．金額はモニタリングレポート発表期間の累積金額
（※）2017年の対象金額は、2017年5月～2017年10月の累積金額
Source：Report on G20 Trade measures, WTOより作成。

このように、関税引下げ措置を始めとする貿易促進措置も適用されてはいるものの、輸入促進措置の対象となる貿易額は、輸入制限的措置が及ぼす貿易額の半分にも満たない額となっている。本期間の月別の貿易促進措置を見ても、貿易制限的措置の月別件数を下回っている。足下では、貿易制限的措置のもたらす影響がより大きくなってきているといえよう。

各国の通商政策を巡る報復措置の応酬が過熱したことが、足下で貿易制限的措置件数が増加している背景にあると見られる。そういった動きの契機の一つとして世界的に注目が集まっているのが、米国発の通商政策の動きである。そこで、以下では、米国のトランプ政権が実施した主な貿易措置と各国の対応を概観していく。

ア．安全保障への脅威を理由にした措置（1962年通商拡大法232条）

トランプ政権は、2018年3月23日、鉄鋼やアルミニウムの輸入が米国の安全保障に重大な影響を与えるとして、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼及びアルミニウムへの追加関税（それぞれ、25%と10%）の賦課を開始した。当初は、一時免除国・地域（EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、韓国、豪州）を除く、鉄鋼・アルミニウムの対米輸出国・地域に対する102億ドル相当（2017年度の実績）の追加関税措置であったが、さらに同年6月には、一時免除国のうち豪州[99]を除く6カ国・地域にも、131

97　2017年以降、G20、主要国首脳、IMF、WTO等で保護主義や貿易摩擦の緊張の高まりに懸念が示されるようになってきた。
98　インドネシア財務省は、消費財に対する輸入時の前払い所得税の税率引上げを決定した。（2018年9月財務大臣規定2018年第110号公布）インドネシアは、輸入金額に対して、品目により原則2.5%～10%の所得税の納付義務がある。今回の税率引上げは、輸入障壁を高めて消費財輸入を削減する狙いがある。背景には、インドネシアの貿易赤字削減や消費下支えにつなげ、経済ファンダメンタルを強固にしようとする政府の狙いがあると見られる。
99　鉄鋼・アルミニウムともに除外国となったのは豪州のみ。

億ドル相当の追加関税措置と55億ドル相当の輸入割当措置を発動した。米国が措置の対象とした品目は、2017年の米国の輸入額ベースでみると、鉄鋼（HS72類～73類）全体の45.0%、アルミ（HS76類）全体の76.8%を占めている[100]。

この措置に対して、EU、カナダ、メキシコ、中国、ロシア、トルコの6カ国・地域が関税賦課による対抗措置[101]を発動している。米国及び対抗措置国6カ国の措置概要は第II-2-1-13表のとおりである。また、報復関税に加えて、WTO協定に基づく紛争解決手続きの活用も併せて行われており、EUやカナダは鉄鋼輸入に対するセーフガード措置の発動[102]も行っている[103]。

イ．通商協定の違反等を理由にした一方的措置（1974年通商法301条）

トランプ大統領は2018年3月22日、1974年通商法301条に基づく、中国に対する制裁措置を命ずる大統領覚書に署名した。これは、2017年8月からのUSTRの調査結果[104]において、米国企業の知的財産や技術を中国企業に移転するために中国政府が不当に介入しているとされたことを受け、対中制裁措置の発動を命じたものである。具体的には、中国からの対象品目輸入に対する追加関税の賦課、WTO紛争解決手続きを通じた中国の差別的な技術ライセンス慣行への対処、米国のエマージング技術等に対する中国の投資にかかる規制強化[105]の提案などが含まれる。追加関税賦課については、2018年に3回にわたって発動されており、第1弾が7月6日、第2弾が8月23日、第3弾が9月24日に発動されている。この対抗措置として、中国も米国からの輸入について米国側の措置の発動日とそれぞれ同日に、追加関税の賦課を開始している（第II-2-1-14図）。

第II-2-1-13表　米国232条措置と対抗措置の内容

			米国232乗措置	
			鉄鋼	アルミニウム
米国	関税賦課		25%の追加関税	10%の追加関税
	輸入割当	アルゼンチン	2015年～2017年平均の135%が上限	2015年～2017年平均の100%が上限
		ブラジル	2015年～2017年平均の半製品100%、製品70%が上限	—
		韓国	2015年～2017年平均の70%が上限	—
			対抗措置	
報復国	関税賦課	EU	182品目に追加関税25%（6月20日発動）	
		カナダ	229品目に追加関税10~25%（7月1日発動）	
		メキシコ	71品目に追加関税7~25%（6月5日発動）	
		ロシア	79品目に追加関税25~30%（8月6日発動）	
		中国	229品目に追加関税15~25%（4月2日発動）	
		トルコ	22品目に追加関税5~40%（6月21日発動）（WTO通報ベース）	

第II-2-1-14図　米中関税の規模

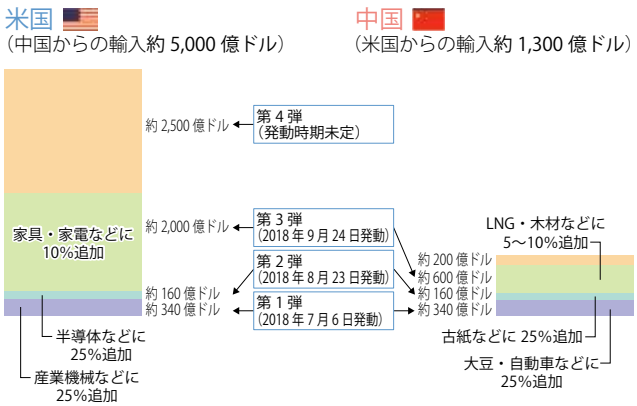

備考：輸入額は米国貿易統計（2017年値）に基づく試算。2019年4月末時点で把握可能な情報で整理。

100 GTAより作成。なお、鉄鋼・アルミの合算値では53.2%に上る。
101 セーフガード協定第8条2項の「譲許その他の義務であって同理事会が否認しないものの適用を停止することができる」との解釈を巡っては、米国と貿易相手国の間で意見の相違がある。なお、我が国では、(1)WTO協定に基づいて我が国の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、(2)ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合などに、指定された貨物の課税価格と同額（従価換算税率100%）以下で割増関税を課す制度が設けられている（関税定率法（第6条））。なお、報復関税は、原則として、WTOの承認を受けて、課されることとされている。
102 EUは、米国側の措置の発動を受けて、2018年3月に鉄鋼輸入に関するセーフガード調査を開始し、7月に暫定セーフガード措置を発動、翌2月には確定措置を発動している。また、カナダも、2018年10月から鉄鋼輸入に対するセーフガード措置を発動している。なお米国は、本措置はセーフガードではないと主張し、対抗措置を行った国・地域へWTO協議要請を行っている。
103 トルコは本対抗措置以外にも、国内産業の保護や貿易赤字の縮小を目的に、追加関税措置を実施している。
104 Office of the United States Trade Representative Executive Office of the President “Findings of the Investigation into China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation Under Section 301 of the Trade Act of 1974”（2018/3/22）（https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF）、アップデート版（2018/11/20）（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/301%20Report%20Update.pdf）。
105 投資審査の強化については、第Ⅰ部第3章第1節米国を参照。

第２節　貿易制限的措置発動の背景

足下において、貿易制限的措置が増加している背景としては、自由貿易への懐疑の高まり、市場歪曲的措置と疑われる政策・慣行の存在、ハイテク分野での覇権争い等が考えられる。

1. 自由貿易への懐疑

現在、世界的な保護主義的思想・行動の広がりの背景として、各国において自由貿易への懐疑、とりわけ貿易によって経済格差がもたらされているのではないか、との不満・不安が高まっていることが指摘されている。

米国のシンクタンクが行ったアンケート調査によると、「貿易が自国経済にとって良いと考えるか否か」という質問に対して「良い」と考える割合が2018年時点においてほとんどの国で８割を超えている。また2010年に行われた同調査結果と比較しても、アルゼンチン・ブラジルを除き、同水準ないしは上昇しているのが分かる（第Ⅱ-2-2-1-1図）。以上のことから各国において大多数の人々が、貿易が自国経済全体にとって有益であると今もなお認識していると考えられる。

一方で、同アンケート調査における「貿易が給与を増加させると考えられているか否か」という質問に対しては、先進国においては、給与を増加させるよりも減少させると考えている人が多い傾向にある。これとは逆に、新興・途上国においては、貿易は給与を増加させると考える割合が高い。ただし、新興・途上国においても2014年と2018年を比べると、給与が増加すると回答した割合は一部の国を除いて減少又は横ばいとなっており、新興・途上国において貿易が生活を良くするとの期待が減速していることも考えられる（第Ⅱ-2-2-1-2図）。

このように、先進国の人々は貿易が経済に有益であることを認めつつ、給与の増加には繋がらないと考える割合が多く、貿易に懐疑的な見方が存在しているといえる。

第Ⅱ-2-2-1-1図
各国において貿易が自国経済にとって良いと考えられているか否か

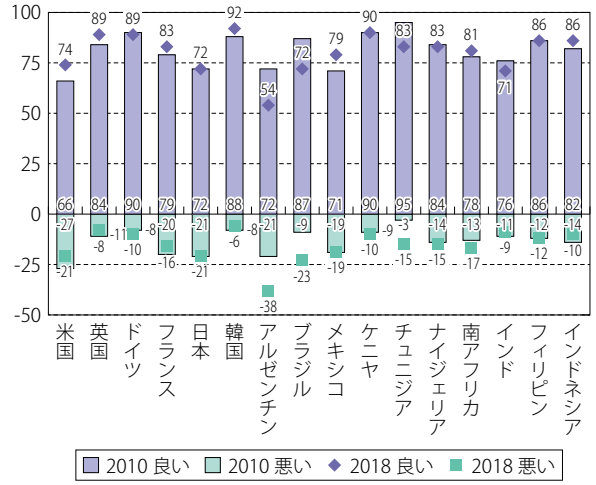

注：”Q26. Does trade with other countries lead to an increase in the wages of（survey country nationality）workers, a decrease in wages, or does it not make a difference?”
資料：Pew Research Center（2018）「Global Attitudes & Trends」から作成。

第Ⅱ-2-2-1-2図
各国において貿易が給与を増加させると考えられているか否か

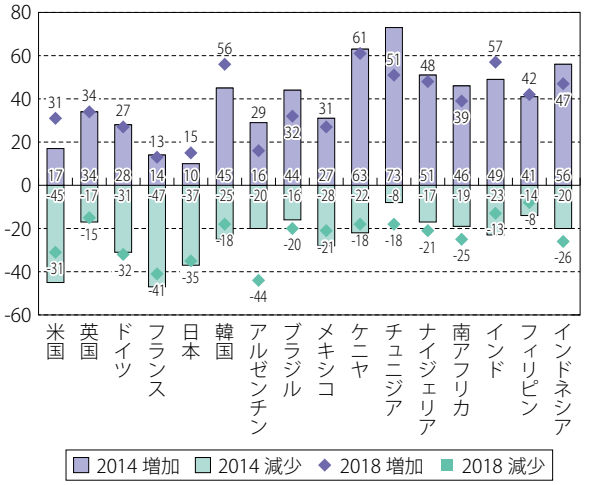

注：質問項目は ”Q25. What do you think about the growing trade and business ties between（survey country）and other countries - do you think it is a very good thing, somewhat good, somewhat bad, or a very bad thing for our country?”
資料：Pew Research Center（2018）「Global Attitudes & Trends」から作成。

（1）世界の経済格差の現状

グローバル化が最も進展したといわれている1988年から世界金融危機が起こった2008年までの20年間における、世界の全人口における所得階層別の所得増加率を示した図は、その形状から「エレファントカーブ」と呼ばれている。世界銀行のエコノミストであるLaknerとMilanovicによって2013年に考案されたものであるが[106]、本書においては、Corlett（2016）がLankerとMilanovicの図に対して指摘されていた問題点[107]を修正したものを取り上げる（第Ⅱ-2-2-1-3図）。図の横軸は、世界の全人口における所得分位層を表しており、左であるほど所得が低く、右に進むほど高所得層を示す。図の縦軸は、2008年時点の該当所得分位層の所得が、1988年時点の該当所得分位層の所得と比較し、どれほど上昇したかをパーセンテージで示している。

Corlett（2016）の図からは、いずれの所得分位層においても賃金は上昇しているものの、特に①新興国の中間層に該当する50％～70％の所得階層、及び、②先進国の富裕層に該当する最上位層、の２つの階層において上昇が著しく、特に新興国の中間層がグローバルな格差の縮小に貢献したことが考えられる。一方で、先進国の中間層を示す80％～90％前後の層は上昇率が相対的に低く、この間に一部の先進国においては所得の上位層と中間層の間で、格差が拡大した可能性があると考えられる。

第Ⅱ-2-2-1-3図　Corlettによるエレファントカーブ

資料：Corlett（2016）から引用。

（2）国家間格差の現状

国家間の経済格差については、1990年から一貫してジニ係数が低下傾向にあり、格差は縮小し続けている（第Ⅱ-2-2-1-4図）。

各国別の１人当たりGDPと世界人口に占める割合について、1990年と2017年の２時点間を比較すると、特にアジアNIESや中国等の世界人口の多くを占める新興国の所得上昇が著しく、前述したエレファントカーブにおける50％～70％の所得階層のピークの要因となっていると考えられる。また、新興国が著しい成長を遂げた一方で、サブサハラアフリカ、南アジアの国々は取り残されている（第Ⅱ-2-2-1-5図、第Ⅱ-2-2-1-6図）。

第Ⅱ-2-2-1-4図　国家間ジニ係数の推移

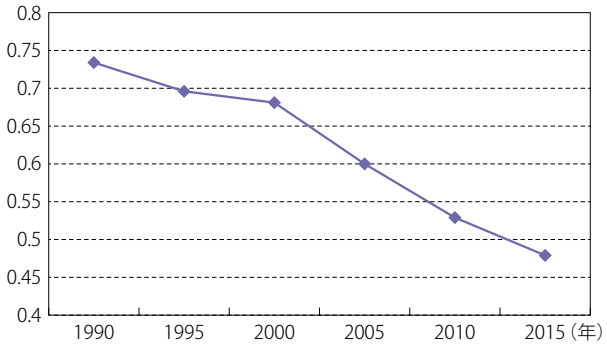

François Bourguignon（2015）P.42 Table1から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-2-1-5図　世界のGDPヒストグラム（1990年）

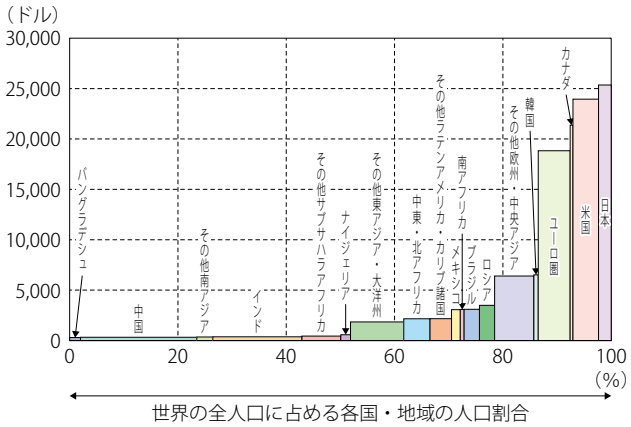

資料：世銀「World Development Indicators」から作成。

106 Lakner and Milanovic（2013）。
107 Corlettは、LankerとMilanovicの当初のエレファントカーブの問題点として、①1988年と2008年の所得分位層を整理するにあたって異なる国をサンプルとして抽出していること、②人口増加率が国・地域によって異なること（新興・途上国の人口増加率が先進国のものに比べて高いため、全体的にカーブが押し下げられていること）、③一部の国特有の事情（日本における「失われた10年」、ソ連諸国の経済低迷）によって全体が押し下げられていること、の３点を挙げ、それによるバイアスを調整した新たなエレファントカーブを2015年に発表した。

第Ⅱ-2-2-1-6 図　世界の GDP ヒストグラム（2017 年）

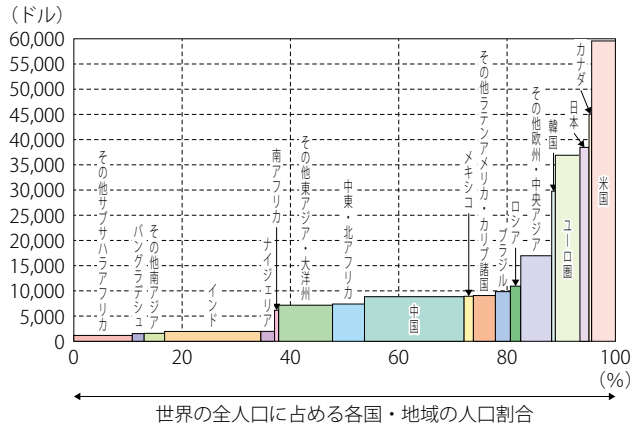

資料：世銀「World Development Indicators」から作成。

（3）国内格差の現状

各国内における経済格差においては、先進国と新興・途上国において状況が異なる。新興・途上国においては、格差が縮小している一方で、多くの先進国においては、2000 年頃を境に格差が拡大傾向に転じている。例えば米国におけるジニ係数は 2000 年から 2016 年にかけて 0.36 から 0.39 まで上昇した。一方で、ジニ係数の絶対値に着目すると、先進国では直近においても 0.3～0.4 程度であるのに対して、新興・途上国では 0.35～0.5 程度であり、総論としては新興・途上国の方が未だ格差が大きいことが分かる。以下、特に先進国における格差の拡大要因について、グローバル化による影響及び技術革新による影響に着目し、分析を行う。

① 貿易による労働市場への影響

貿易による労働市場への影響については、古くは 1941 年に Stolper-Samuelson が、貿易当事国間で貿易財の相対価格が等しくなることによって、賃金についても均等化することを理論上示した（Stolper-Samuelson 定理）。その後、財の貿易開放度[108]を用いた分析は数多くなされたものの、あくまでも財を中心とした製造業等に限定されたものであり、サービス業も含めた一国内の労働市場全体への影響を測ることは困難であった。

Spence and Hlatshwayo（2011）は、Jensen and Kletzer（2005）によって考案された産業の貿易度を計測する手法[109]を用いることで、米国のサービス業も含めた国内の全業種について貿易産業・非貿易産業に分類し、1990 年から 2008 年にかけての労働市場への影響を分析した。その結果、米国内で増加した 2,730 万人の雇用全体において、97.7％が医療セクターや政府セクターを中心とする非貿易産業によるものだと示した。また貿易産業においては、マネジメント・コンサルティング業、金融・保険業、システムデザイン業等の給与水準が高い産業において、雇用数が増加したものの、その増加分が主に製造業による雇用減少によって打ち消されたとしている。

同様な分析は近年にフランスにおいても Philippe and Giraud（2017）によって行われており、1990 年から 2015 年にかけて、貿易産業に含まれる製造業・農業において合わせて 100 万人以上の雇用が失われ、貿易産業全体おいては雇用が 5.8％減少したと示した。

これらの結果をもって、貿易が直接の原因となって雇用が喪失しているとの因果関係を導き出すことはできないものの、先進各国における貿易産業の雇用減少が、自由貿易への懐疑の広がりの要因になっていることが推測される（第Ⅱ-2-2-1-7 図）。

② 技術革新よる労働市場への影響

IMF（2007）[110]や OECD（2011）[111]による格差拡大要因分析においては、グローバル化よりも技術革新が国内格差拡大の大きな要因であると結論づけられている。通商白書においても、2017 年版において、IMF（2007）の手法を用いることで、近年においても、技術革新が依然として格差拡大の主要因であることを示した[112]（第Ⅱ-2-2-1-8 表）。

技術革新が労働市場に与える影響について、OECD（2017）[113]は定型業務の占める割合の多い、中技能労働者が技術によって代替されることによって、格差が拡大していると説明している。

各国の労働者の職能レベル別の雇用変化率に着目すると、先進国においては、高技能労働者・低技能労働者が増加している一方、中技能労働者については減少、

108 一般的な定義は次のとおり。貿易開放度＝（輸出額＋輸入額）/ 国内総生産。
109 Jensen と Kletzer は、貿易産業・非貿易産業に区分するための方法として、各産業における労働者の地域集約度に着目した。ある特定の地域に生産者が集約している産業は、集約による規模の経済や必要な原材料等の制約消費活動に至るまでの移動コストよりも、貿易統計からは観察できないサービス産業における影響を分析する手法を考案した。
110 IMF（2007）。
111 OECD（2011）。
112 経済産業省（2017）。
113 OECD（2017）。

第Ⅱ-2-2-1-7 図　貿易産業及び非貿易産業における雇用者数の変化（仏米）

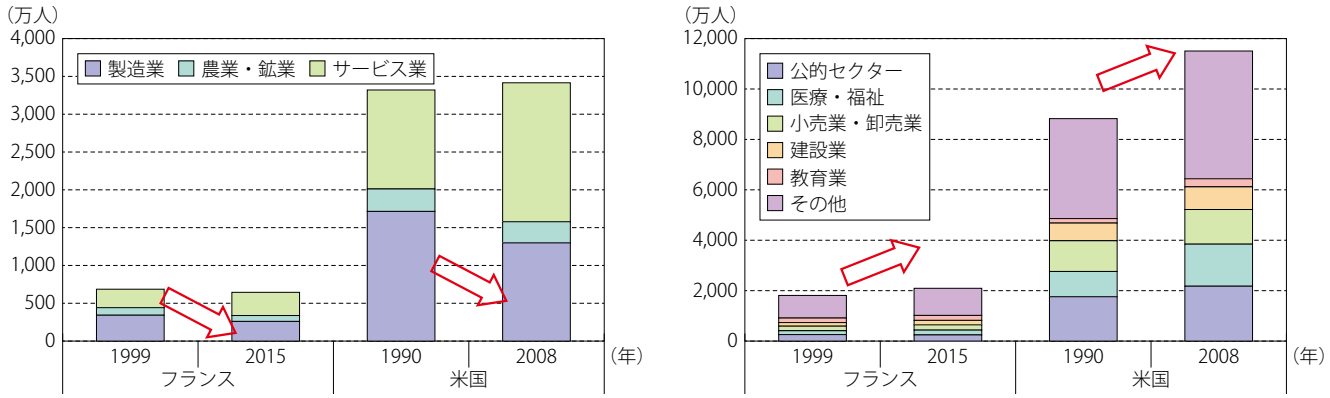

備考：フランスについては Philippe and Giraud（2017）より、米国については Spence and Hlatshwayo（2011）より再現したもの。

第Ⅱ-2-2-1-8 表　格差拡大の要因に関する先行研究

	IMF（2007）	OECD（2011）	経済産業省（2017）
期間	1980 年～2006 年	1980 年代前半～2008 年	2001 年～2014 年
対象国	先進 20 か国、新興・途上 31ヶ国	OECD 加盟 22 カ国	OECD 加盟 23ヶ国
被説明変数	ジニ係数	労働賃金上位 10% と 90% の比率	ジニ係数
説明変数	グローバル化：対内直接投資／GDP 技術革新：ICT／総資本蓄積	グローバル化：輸入浸透度・密度の加重平均 技術革新：民間 R&D 支出／GDP	グローバル化：対内直接投資／GDP、貿易額 技術革新：ICT／総資本蓄積
結論	格差に関する影響が最も強いのは技術革新 ただし、先進国だけに限ると、グローバリゼーションの影響が技術革新の影響よりも高い	貿易は賃金格差の拡大に有意な影響を及ぼしていない一方、技術革新については賃金格差を有意に増加させる	先進国の格差拡大の要因は技術革新であり、貿易額についてはむしろ教育政策等と共に格差縮小要因

ないしは微増程度にとどまっている（第Ⅱ-2-2-1-9 図）。

また、新興・途上国に関しても、韓国・タイ等の一部の国を除き、中技能労働者が減少、ないしは高技能・低技能労働者よりも低い増加率であることが分かり、技術による労働の代替は途上国のみならずグローバルな現象であることが分かる（第Ⅱ-2-2-1-10 図）。

第Ⅱ-2-2-1-9 図
先進国の技能レベル別雇用変化率（1995 年から 2015 年）

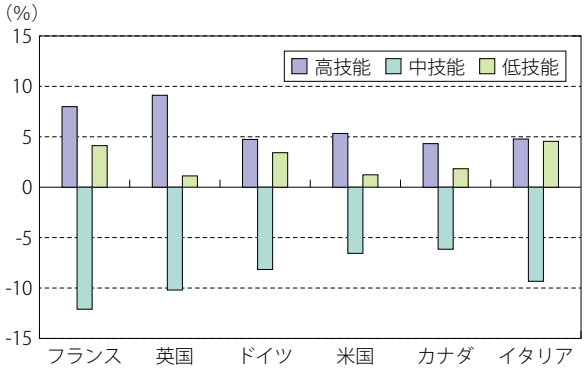

資料：OECD「Employment Outlook 2017」Figure 3.A1 から作成。

第Ⅱ-2-2-1-10 図
新興・途上国の技能レベル別雇用変化率（2005 年から 2016 年）

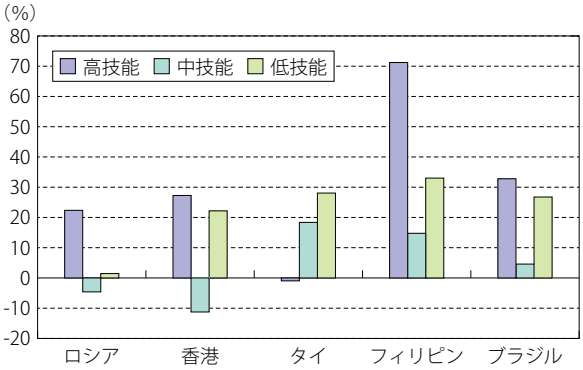

資料：国際行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較」から作成。
備考：OECD（2017）の分析に従い、高技能は ISCO88 分類 1～3、中技能は同分類 4・7・9、低技能は同分類 5・9 を統合したもの。

2. 市場歪曲的措置と疑われる政策・慣行の存在

貿易制限的措置は、これまでは主に自国の産業保護を目的に用いられてきたが、近年では、相手国で行われている市場歪曲的な措置・慣行・政策の改善を行うことを目的として発せられているケースも存在する。その一例としては、足下で激化しつつある米中貿易摩擦における米国の通商法 301 条に基づく中国への追加関税発動措置が挙げられる。WTO に基づく多角的自由貿易体制の下では、特定国で WTO 協定の規律に違反するような市場歪曲的措置が行われている場合、WTO ルールに則り是正が図られていくべきものであるが、足下のケースでは、WTO の機能への懐疑の広がりなども背景となり、相手国の政策や慣行の是正を求めるために一方的な措置が使われる状況になっているものと考えられる。

ここでは、足下の米中貿易摩擦を事例として取り上げ、米国が問題視する中国の政策・慣行を一つの例として見ていきたい。米国によって、市場歪曲的であると疑われている中国の産業支援は、大きく分けて中国企業を優遇するものと、外国企業に対して様々な制限や規制を加えるものがあると考えられる。前者に関連する措置としては、補助金、優遇的融資、政府系ファンド等を介した資金供給や税制優遇などの金融支援に加えて、政府調達における中国企業の優遇[114]などがある。後者に関連する措置としては、技術等にかかる中国独自の基準、対内投資について業種ごとに設けられた制限区分[115]、投資スキームに関する制限[116]などで外資の参入を阻止している実態があるとされる。さらに、米国の指摘によると、強制技術移転[117]や海外で経験を積んだ人材の活用、先進国における産業スパイ活動による機微情報の不正な入手[118]により、技術水準の底上げを図っているとされている[119]。

(1) 金融支援の全体像

以上のように、産業支援には様々なものが挙げられるが、ここでは特に、中国の国有企業や民営企業に対する金融支援策に着目する。

「中国製造 2025」の公布に関する国務院の通知[120]には、「金融分野の改革を深め、製造業の融資ルートを広げ、融資コストを引下げる。政策金融・開発金融・商業金融の特徴を積極的に発揮させ、次世代情報技術やハイエンド設備、新材料などの重点分野に対する支援を強化する。」とある。より具体的には、中国輸出入銀行による製造業の海外進出支援や、国家開発銀行の融資増加に加え、国内外での債券発行による資金調達のための支援や、ベンチャー・キャピタルやプライベート・エクイティによる支援など、あらゆる金融支援ツールを総動員する趣旨が記載されている。補助金、融資、政府系ファンドのそれぞれの金融支援の内容については後述するが、おおよその規模の概観を示したのが、第 II-2-2-2-1 図のグラフ[121]だ。政府補助金は、

114 USTR の「中国の WTO 整合性にかかる報告書」において、中国の政府調達条件は自国優遇的であると批判。USTR（2018）, “2018 Report to Congress On China’s WTO Compliance”, *February 2018*.（https://ustr.gov/sites/default/files/ 2018 -USTR-Report-to-Congress-on-China%27s-WTO-Compliance.pdf）p. 16, 36。

115「外商投資産業指導目録」においては、業種ごとに、「奨励」、「許可」、「制限」、「禁止」の分類を定めている。同目録において外商投資が「奨励」されている分野については、海外の高度な新技術を保有する投資会社や先進製造業企業を強化する投資を奨励するとともに、中国企業が生産能力や設備面、技術水準において世界レベルで優位に立てるよう、海外展開を後押しする目的の投資を奨励している。一方で、成熟した分野については、それらを制限することで、国内企業の保護を図っているとされる。例えば、自動車セクターについては、1994 年～2010 年にかけては「奨励」であったところ、2011 年～2014 年には「許可」に変更され、2015 年には「制限」された。同趣旨の内容については、米中経済安全保障調査委員会（USCC）の報告書にも言及あり。USCC, “2017 Annual Report”, *November 15 2017*.（https://www.uscc.gov/sites/default/files/Annual_Report/Chapters/Chapter%204%2C%20Section%201%20-%20China%27s%20Pursuit%20of%20Dominance%20in%20Computing%2C%20Robotics%2C%20and%20Biotechnology.pdf）

116 例えば、自動車セクターについて、外資進出の条件として国有企業との合弁会社を設立することを求めるなど。

117 例えば、USTR や EU は、強制技術移転問題に関して批判しており、「技術導入契約管理条例」（1985 年 5 月公布）に見られたライセンス契約期間にかかる規定など一部の問題については、「技術輸出入管理条例」（2002 年 1 月施行）により解決されたものの、「中外合弁経営企業法実施条例」に、引き続き従来からの問題点が残っているとしていた。但し、2019 年 3 月 18 日に公布・施行された「国務院令第 709 条」により、当該条例の第 43 条（3）（契約期間）、（4）（技術の継続使用）に関する規定は削除されている。

118 海外で経験を積んだ人材の活用、先進国における産業スパイ活動による機微情報の不正な入手については、例えば前述の USCC の報告書に言及あり。

119 USTR は、2018 年 3 月 22 日に公表された「1974 年通商法第 301 条に基づく中国の知的財産とイノベーションに関する法、政策及び慣行にかかる調査報告書」において、中国の問題点について指摘している。第一に、中国は米国企業の中国における活動について、不透明で裁量的な許認可プロセスや外資による出資規制などの各種政策ツールを通じて、制限及び干渉していること、第二に、中国の法律や政策や商慣行によって、米国企業が許認可やその他技術関連の交渉において、市場原理に沿った条件を設定できないように制限していること、第三に、中国政府が、先進技術や知的財産を保有する米国企業への中国企業による出資や M&A を指示し、不公正な方法で促進していること、第四に、知的財産や営業秘密等に関するサイバー窃盗について言及しており、これら 4 つの手法を通じて、米国の技術や知的財産等を不正に入手している疑いがあるとしている。USTR（2018）, “Findings of the Investigation into China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974”, *March 22 2018*.

120「中国製造 2025」の公布に関する国務院の通知の全訳（https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2015/FU/CN20150725.pdf）。

第Ⅱ-2-2-2-1 図
2017 年の政府誘導ファンド、国家開発銀行による融資、政府補助金額の概観

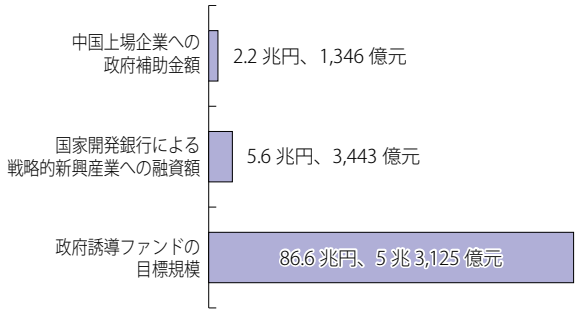

資料：投中研究院、国家開発銀行年次報告書、Wind データベースから作成。

上海及び深圳証券取引所に上場されている 3,703 社[122]への補助金のうち、財務諸表上確認できる 3,612 社分を積み上げると 2017 年 1 年間で 1,346 億元（約 2.2 兆円）に上る。補助金の中には、財務諸表上に表れないものもあり、実態としてはさらに多額の補助金が支給されているものと思われる。また、中国製造 2025 の対象とも重なる戦略的振興産業への国家開発銀行の融資規模は 2017 年時点で 3,443 億元（約 5.6 兆円）[123]に上り、中国企業の産業育成策として特に近年急速に増加している政府誘導ファンドの目標規模は 2017 年時点で 5.3 兆元（約 87 兆円）[124]に上るとされる。

次に、それぞれの金融支援について見ていく。

（2）補助金

中国政府は WTO 整合的と主張している[125]ものの、中国政府による補助金（低利の融資、税制優遇、債務免除等を含む広義の補助金）を巡っては、先進国を中心とした複数の国から様々な指摘がなされている。例えば、WTO の TPRB（貿易政策検討機関）での議論においても、補助金その他の支援が市場を歪曲させ、過剰生産能力問題の原因となっているといった指摘がなされている。更に、個別の産業分野における補助金については、例えば、鉄鋼グローバルフォーラムや、半導体政府当局会合（GAMS）においても議論がなされている。

ここで、WTO 協定において規律される補助金を整理しておく。WTO ルール上、あらゆる場合に禁止されるレッド補助金と言われるものと、他国の国内産業に悪影響を与えた場合には撤廃等を求められるいわゆるイエロー補助金の 2 種類があると考えられる。前者のレッド補助金には、輸出補助金や国内産品優先使用補助金が該当する。後者のイエロー補助金には、補助金の交付対象が明示的に特定の企業・産業に限定されている場合、及び、明示的ではなくとも、事実上、補助金が特定の企業・産業に利用されていると判断される場合に該当するとされる。レッド補助金に該当するとされた場合、対抗措置として相殺関税を課すことができ、また、イエロー補助金に該当するとされた場合には、補助金による悪影響を除去するための適当な措置を講ずるか、あるいは廃止されなければならない、とされている。また、補助金の交付の形態としては、必ずしも名目上補助金と判断されない場合でも、例えば、市場金利と乖離した低利の融資や、企業債務の直接免除、出資転換[126]等の企業再編にかかる利益供与も補助金に該当する。

中国の政府補助金（狭義の補助金）には、大きく分けて、資産と関係する補助金と収益に関係する補助金がある。前者は、企業が工場等の建設用途のために給付される補助金であり、貸借対照表上の資産（工場等）から直接控除される性質を持つものに代表される[127]。収益に関係する補助金は、原価費用や損失の補償に使用することを想定して給付されるものである[128]。例えば、資産の購入について、政府補助金が支給されるとすれば、その分だけ安い価額を貸借対照表上に計上することが可能になるため、単に資産の購入負担を減らすことができるメリットがあるだけでなく、計上する固定資産の圧縮により、固定資産の使用

121 1 元を 16.3 円で計算（2019 年 3 月 24 日時点の為替レート）。
122 中国国内投資家のみが取引できる A 株と外国人投資家も取引可能な B 株を Wind データベースに基づき集計。
123 国家開発銀行の年次報告書参照。
124 投中研究院（2018）、「2018 年政府引導基金特題研究報告」。
125 中国国務院新聞弁公室、“The Facts and China's Position on China-US Trade Friction”, *September 2018*,(https://www.scio.gov.cn/zfbps/.../201809251638289_336183.doc).
126 民間投資者が同様の条件では出資または出資転換しないと考える状況で債務の出資転換を行う場合。
127 資産と関係する補助金は、関係する資産の帳簿価額を相殺するかまたは繰延収益として認識する。資産と関係する政府補助金を繰延収益として認識した場合は、関係する資産の使用寿命内で合理的、系統的な方法で期間に分けて損益に計上する。当該金額で測定した政府補助金は当期損益に直接計上する。
128 収益と関係する補助金は、①企業のその後の期間の関連原価費用または損失の補償に使用する場合は繰延収益として認識し、かつ認識した関連原価費用の期間において当期損益に計上するかまたは関連原価と相殺する。②企業に既に発生した関連原価費用または損失の補償に使用する場合は、当期損益に直接計上するかまたは関連原価と相殺する。

に伴う減価償却費も小さくなるため、結果として、製品の製造コストが下がる効果も生じていると考えられる。一方、収益に関係する補助金は、企業のコストダウンや損失の補償に使用されることで、利益を大きく見せることが可能であると考えられる。

Wind データベースにより、中国において上場されている企業[129]の年次報告書に記載されている政府補助金額を分野別に集計し、「製造 2025」における重点 10 分野の内訳を示したのが、第 II-2-2-2-2 図である。これによれば、政府補助金額は過去 10 年間で着実に増加しており、2017 年時点で 2009 年の 3.7 倍に当たる 1,346 億元（約 2.2 兆円）が支給されている。このうち、「製造 2025」関連補助金は 2017 年時点で全体の 4 割以上を占めており、中でも次世代情報技術産業（全体に占める割合：12.8％）、省エネルギー・新エネルギー自動車（同 9.1％）、新材料（同 6.1％）への支給割合が高い。

また、上場企業を業種別に分類し、「製造 2025」における重点 10 分野企業の営業収入、営業利潤、政府補助金、短・長期借款、研究開発費、減価償却費のそれぞれについて、2009 年から 2017 年の年平均成長率を比較したのが第 II-2-2-2-3 表である。政府補助金の年平均成長率は、13.5％～43.2％といずれの分野も高い水準となっている。また、全分野に共通していえるのは、研究開発費と減価償却費の伸び率が営業収入

第 II-2-2-2-2 図
企業財務データに基づく政府補助金総額及び「製造 2025」関連補助金内訳推移

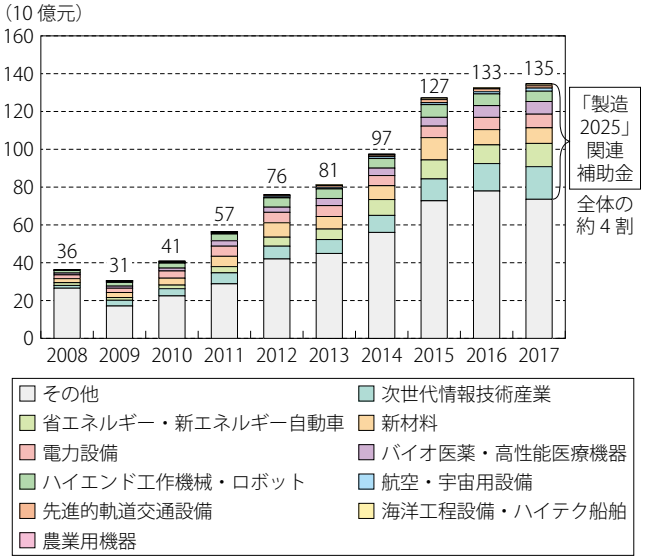

備考：Wind データベースから、中国の上場企業（上海 / 深圳取引所の A 株・B 株）の財務データを取得の上、集計。上場企業数は、2019 年 4 月 16 日時点で合計 3,703 社（上海：1,510、深圳：2,193）。うち、Wind の財務分析対象は、3,612 社。
資料：Wind データベースから作成。

第 II-2-2-2-3 表　「製造 2025」重点 10 分野財務項目の年平均成長率（CAGR：2009 年～2017 年）

	年平均成長率（2009 年→ 2017 年）					
	営業収入	営業利潤	政府補助金	短・長期借款合計	研究開発費	減価償却費
次世代情報技術産業（493 社）	23.5%	24.0%	24.5%	25.1%	40.4%	28.7%
ハイエンド工作機械・ロボット（242 社）	7.4%	6.2%	13.5%	10.3%	68.6%	18.0%
航空・宇宙用設備（48 社）	20.2%	19.5%	16.5%	18.5%	84.4%	24.7%
海洋工程設備・ハイテク船舶（8 社）	6.3%	-	20.2%	15.8%	36.4%	16.7%
先進的軌道交通設備（11 社）	18.5%	15.4%	18.1%	26.6%	27.1%	14.8%
省エネルギー・新エネルギー自動車（150 社）	18.9%	20.6%	33.2%	22.2%	117.5%	20.0%
電力設備（152 社）	16.0%	17.1%	17.4%	11.8%	85.6%	20.3%
農業用機器（3 社）	-1.7%	-16.2%	43.2%	41.7%	5.8%	17.3%
新材料（276 社）	10.3%	28.9%	15.3%	8.4%	60.8%	10.6%
バイオ医薬・高性能医療機器（255 社）	17.2%	19.2%	25.0%	14.7%	82.8%	21.8%
全体（3,612 社）	15.3%	19.7%	21.4%	13.1%	48.7%	17.4%

備考：営業利益がマイナスの場合は異常値として除外。
資料：Wind データベース、BvD「ORBIS」から作成。

129 上海 / 深圳取引所の A 株・B 株を集計（3,703 社）。

の伸び率を上回っている点である。また、分野別で特に注目すべきなのは、次世代情報技術産業、省エネルギー・新エネルギー自動車であり、営業収入以下全ての項目において、全体の成長率を上回っている。一方で、農業機器は、営業収入（▲1.7%）や営業利益（▲16.2%）の項目はいずれもマイナス成長となっているにも関わらず、補助金成長率（43.2%）が全体（21.4%）の２倍近くとなっている。

Windのデータベースから取得した中国の全上場企業[130]の政府補助金受取額を集計すると、補助金受取額の多い企業には、自転車（完成車）、鉄道車両、半導体等の「製造2025」の重点、10分野企業が多い（第Ⅱ-2-2-2-4表）。

なお、中国において企業に対して交付されている補助金には、自動車セクターの新エネルギー車（NEV）補助金のような、購入補助金も含まれていることに留意する必要がある。すなわち、NEV補助金は、NEV消費を喚起するための補助金制度であり、一義的には消費者のための購入補助金としての性格を有するが、補助金の交付先は消費者ではなく、販売側の企業となっている。

（3）融資

次に融資について見ていきたい。国家開発銀行は、「製造2025」を受け、同行の５か年計画において、「中国製造2025」の実施に対して融資を少なくとも3,000億元以上行う方針としている。同行の年次報告書によれば、2015年からの３年間で戦略的新興産業への融資規模は着実に増加し、2017年時点で融資全体の6.15%を占める3,443億元（5.6兆円）[131]に上っている（第Ⅱ-2-2-2-5図、第Ⅱ-2-2-2-6図）。

中国企業は、政策銀行である国家開発銀行だけでなく、国有の商業銀行など各種金融機関から融資を受けている。ここで、中国における融資が市場金利よりも低利で貸付がされている可能性についても注目したい。先にも述べたように、低利の融資は広義の補助金とも捉えられ、問題視されている。中国において、市場メカニズムに基づいた貸出金利での融資がなされていない可能性については、米国商務省のレポート[132]等においても指摘されている。現代的な金融政策が実

第Ⅱ-2-2-2-4表　2017年の政府補助金受取額上位企業

2017年

順位	業種	補助金額（百万元）	営業収入	営業利潤	補助金/営業収入	補助金/営業利潤
1	石油天然ガス	4,783	2,360,193	86,965	0.2%	5.5%
2	自動車（完成車）	2,659	857,978	54,110	0.3%	4.9%
3	自動車（完成車）	1,613	80,012	7,152	2.0%	22.6%
4	家電	1,332	240,712	21,628	0.6%	6.2%
5	自動車（完成車）	1,276	105,915	5,411	1.2%	23.6%
6	海運	1,172	90,464	4,957	1.3%	23.6%
7	家電	1,159	111,577	4,113	1.0%	28.2%
8	アパレル	1,155	25,440	99	4.5%	1162.3%
9	鉄道車両	1,118	211,013	14,743	0.5%	7.6%
10	石油天然ガス	1,099	2,015,890	57,769	0.1%	1.9%
11	半導体	962	93,800	9,674	1.0%	9.9%
12	半導体	906	5,995	44	15.1%	2072.8%
13	化学材料	902	53,123	16,959	1.7%	5.3%
14	家庭消費財	880	148,286	26,127	0.6%	3.4%
15	加工食品	849	67,547	7,116	1.3%	11.9%
16	半導体	799	39,071	2,883	2.0%	27.7%
17	メディア	736	12,014	7,244	6.1%	10.2%
18	投資銀行	728	23,804	13,459	3.1%	5.4%
19	化学製品	717	1,830	-617	39.2%	-116.1%
20	電力	713	152,459	4,095	0.5%	17.4%

資料：Windデータベースから作成。

130 上海・深圳証券取引所に上場されているA株（中国国内投資家のみが取引可能な企業）とB株（外国人投資家も取引可能な企業）について集計。
131 国家開発銀行年次報告書参照。
132 U.S. Department of Commerce (2017), "Review of China's Financial System Memorandum," *Docket C-570-054* (*August 1, 2017*), p. 8, 12-16 (noting that even though the government nominally removed the last remaining control on lending and deposit rates at the end of 2015, an analysis of interest rate dynamics suggests that interest rates are not yet market-determined) ("DOC Financial System Report") (Exhibit USA-3).

第Ⅱ-2-2-2-5 図
国家開発銀行戦略的新興産業への融資推移（2015-17年）、融資セクター内訳（2017年）

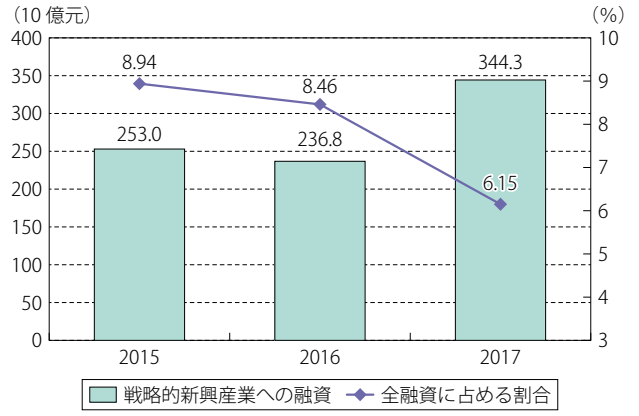

資料：国家開発銀行年次報告書（2015年～17年）から作成。

第Ⅱ-2-2-2-6 図　国家開発銀行の融資セクター内訳

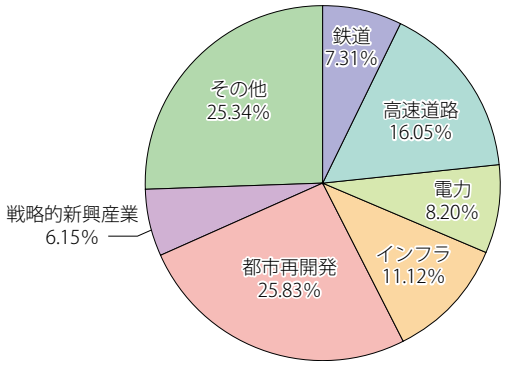

資料：国家開発銀行年次報告書（2017年）から作成。

体経済に影響するプロセスは、中央銀行が公開市場操作を通じて短期金利を調整し、それが市場メカニズムに基づいて長期金利に波及し、最終的に実体経済に影響を及ぼしていると考えられる。しかし、中国では、短期金利のボラティリティが長らく高い状況にあったため、預金・貸出金利の上限または下限に関する規制が既に撤廃[133]されているにも関わらず、商業銀行が貸出金利を設定する際には、中国人民銀行が公表している基準金利をベンチマーク金利としているのが実態のようだ[134]。

こうした中、この中国人民銀行の貸出基準金利を参照したレートを下回る低利の融資がなされている可能性が否定できないのではないかと考えている。ここでは、中国が戦略的に支援を行う産業のうち、6業種（二次電池、半導体、有機EL、鉄道車両、自動車（部品、完成車））における売上規模の大きい主要上場企業[135]について、実際の支払金利を試算した。これら企業の財務諸表に記載されている有利子負債に占める支払利息の割合（利払率）をグラフに表示したものが、第Ⅱ-2-2-2-7図である。中国人民銀行の発表している貸出基準金利に固定マージンとして1%をプラスした利率を比較基準金利として示している。2019年2月時点の中国人民銀行の貸出基準金利は、1年以内の貸出は4.35%、1～5年で4.75%、5年以上で4.9%であるが、図7においては、過去5年間（2014年2月～2019年2月）の各貸出基準金利の最小値と最大値を抽出し、固定マージン1%を加え、それらの最小値5.4%（1年以内）と最大値7.6%（5年以上）を示している[136]。これを見ると、業種によって多少のばらつきはあるものの、分析対象企業の多くが、比較基準金利よりも低い結果となった。なお、これら分析対象企業の過去5年間（2013～17年）の借入金（短期・長期）の増加率を見ると、企業・業種によりばらつきはあるものの、業種別年平均増加率が38～96%となるなど、急速に借入を増加させていることが分かる（第Ⅱ-2-2-2-8表）。

一方で、参考として日本の大手完成車メーカー3社についても、2017年度（2017年3月～18年3月期）有価証券報告書の連結附属明細表に記載の有利子負債額及び利率を元に、各負債額の規模に応じてそれぞれの利率を加重平均し、利払率を試算した。日本の自動車メーカーについては、ドル建てによる資金調達割合が多いことを勘案し、比較基準金利としてレンジの最小値を日本のCIRRである0.83%（年限に関わらず一律）、レンジの最大値を米国のCIRR（8.5年超～）である3.57%を参照している[137]。これによれば、日本

133 2013年7月に貸出金利の下限規制が撤廃され、2015年10月に預金金利の上限規制も廃止された。
134 みずほ総合研究所調査本部アジア調査部（2017年）、「新しくなる中国の金融政策枠組み」、2017年3月29日、（https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as170329a.pdf）。
135 対象企業の抽出に当たっては、「製造2025」対象業種のうち、売上高規模及び伸び率や補助金等金融支援の大きさ等を参考に業種を選定し、二次電池、半導体、有機EL、鉄道車両、自動車（部品）、自動車（完成車）の各業種において売上高規模の上位5社を対象とした。
136 一方で、中国の月刊誌である『管理世界』で掲載された企業家向けアンケート（2017年時点）によれば、企業の平均融資コストは全体で8.15%程度とされており、全体としてみれば、貸出基準金利に手数料やリスクプレミアムを加算した相応の額で貸し出されているとされる。これを、企業の属性別にみると、外資企業で6.49%、国有及び国有コントロール企業で6.9%、民営企業で8.17%となっている。
137 OECD輸出信用アレンジメント第20条に基づく最低貸出金利。日本のCIRRは年限に関わらず0.83%、EUは0.48%（～5年以内）～0.88%（8.5年超～）、米国は3.48%（～5年以内）～3.57%（8.5年超）。国際協力銀行ホームページ（2019年3月15日現在：https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/cirr.html）を参照。

第Ⅱ-2-2-2-7図　対象６業種　利払率の比較

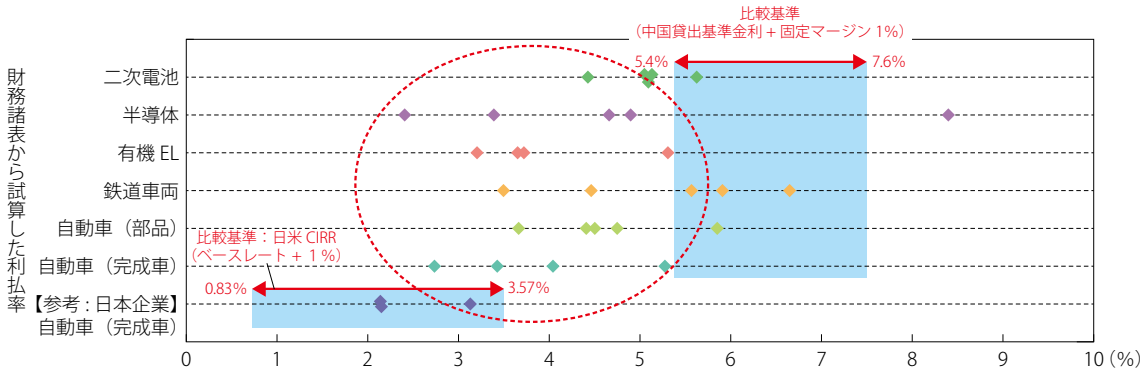

備考：１．各社財務諸表から、A：2017 年の支払利息、B：有利子負債等（長短借入金、社債、一年以内に満期を迎える非流動負債、長期未払金の合計）の期中平均残高を抽出。A/B を推定利払率とした。A の支払い利息には短長期借入、社債の利払いに加え、CP やリース債等全ての有利子負債を原因として発生するコストを含む。B の有利子負債等については、返済義務のある負債の合計であり、必ずしも利息を含まない負債を含む。
２．分析対象中国本土に上場している企業のうち、業種毎に売上規模の上位 5 社までの企業を分析対象とした。ただし、資金の動きがみられないといった明らかな異常値を示す企業（自動車（完成車）企業 1 社、有機 EL 企業 1 社）は排除して表示した。
３．「貸出基準金利＋固定マージン 1%」は 2014 年 2 月～2019 年 2 月に中国人民銀行が発表した貸し出し基準金利の最大値（償還期間 5 年以上）と最小値（償還期間 1 年）に、OECD 輸出信用アレンジメントで規定する最低貸出金利の算出方法に準じ、固定マージン 1% を加算したもの。商業銀行による貸し出しは記載の基準金利にリスクプレミアムや銀行の利益を加算して算出される。
４．【参考】日本の主要自動車（完成車）メーカー３社について、各社の 2017 年度（2017 年 3 月～18 年 3 月期）有価証券報告書の連結附属明細表から利払率を試算。比較基準金利として、日本の CIRR（年限に関わらず、0.83%）と米国の CIRR（最大値である、8.5 年超：3.57%）を参照。ベースレートは各国の国債流通利回りを参照している（3 月 15 日時点）。
資料：各社年次報告書、中国人民銀行、CEIC Database から作成。

第Ⅱ-2-2-2-8表
対象６業種　借入金（短期・長期）の年平均増加率（2013～17 年）

二次電池	96%
半導体	39%
有機 EL	38%
鉄道車両	76%
自動車（部品）	49%
自動車（完成車）	42%

備考：第Ⅱ-2-2-2-7 図における利払率試算の対象企業（中国企業）について試算。
資料：各社年次報告書から経済産業省作成。

の大手完成車メーカー3 社は全て比較基準金利の範囲内に収まる結果となった。

（4）政府系ファンド

近年特に注目されているのが、中国の政府系ファンドを通じた金融支援である。中国の政府系ファンドには様々な種類があるが、シルクロード基金のように、中国政府が特定の政策目的の下、直接出資し、投資対象案件について具体的に指示する「政策ファンド」と呼ばれるものや、政府の指導の下、企業の出資者を募り、成長分野に投資する「政府誘導ファンド」など様々なファンドがある[138]。また、「政府誘導ファンド」と呼ばれるものの中でも、中央政府が主導して設立されたものと、地方政府主導の下設立されたもの[139]とで大まかに分けられると考えられる。第 II-2-2-2-9 表は、各種報道やレポート等から、主要な政府系ファンドを一覧化したものである。

中国企業の産業育成策として、特に注目を集めているのが、近年急速に増加している「政府誘導ファンド」である。2017 年時点で 1,166 社のファンドがあり、その目標規模は 5.3 兆元（約 87 兆円）に上るとされる（第 II-2-2-2-10 図）。「政府出資産業投資基金管理暫行弁法」[140]に定められる「政府誘導ファンド」の投資対象分野は 6 つあり、①非基本的公共サービス、②インフラ、②住宅保障、③生態環境、④地域発展、⑤戦略的新興産業及び先進製造業、⑥ベンチャーイノベーションとされている。こうした分野における資金需要を満たすことが、政府誘導ファンドの重要な役割であり、特に、各地域の新興ハイテク企業の規模拡大を図ることで先端技術への研究開発投資を促進し、ひいては投資対象企業が M&A により外国企業から技術を獲得

138「政府誘導ファンド」は、ベンチャー投資等を目的としたファンドなど、政府支援を間接的なものにとどめ、企業の出資者を募る場合が多いとされているが、後述の「産業投資誘導ファンド」など、特定の産業育成を目的として政府が直接の資本支援を行う場合もあるとされる。
139 投中研究院のアンケート（「投中研究：2019 政府引導基金調研報告」）によれば、ほとんどの政府誘導ファンドが、地元への投資比率を 4 割以上設けることが要求されているとされる。
140 創業投資企業管理暫行辦法（http://big5.gov.cn/gate/big5/www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-11/15/content_99008.htm）

第Ⅱ-2-2-2-9表　中国主要政府系ファンド一覧

分類		#	名称	総額		産業	設立
				10億人民元	10億円		
間接出資	国	1	国家科技成果転化引導基金	-	-	科学成果の転化など	2014年9月
		2	シルクロード基金	265	4,320	一帯一路関連産業及びプロジェクト	2014年
		3	国創投資誘導基金	150	2,445	高速鉄道、原子力、航空宇宙、クリーンエネルギー、3Dプリンティング、新エネ車、ロボティクス、量子ネットワーク	2017年5月
		4	全国中小企業開発基金＊	60	978	新産業、中国の特色ある企業	2015年9月
		5	国家開発投資公司（SDIC）創合国家新興産業VC誘導基金	18	285	IT、バイオテクノロジー、健康、医療、新エネルギーなど	2017年5月
	省	6	新疆ウイグル自治区PPP政府誘導基金＊	-	-	-	2015年
		7	揚子江産業基金	1,000	16,300	情報技術、先進製造、新素材、ヘルスケア、クリーンエネルギー	2015年
		8	江西省開発アップグレード誘導基金	300	4,890	イノベーション産業、新興産業、伝統産業のアップグレード、サービス産業	2017年
		9	山東プライベートエクイティ投資誘導基金＊	300	4,890	-	2014年
		10	吉林省産業投資誘致基金＊	50	815	戦略的新興産業、モダン農業、サービス産業	2015年
		11	湖北省長江経済帯産業基金	40	652	湖北省の戦略性新型産業	2015年12月
	市	12	深圳福田地区誘導基金＊	数十億	数百億	新エネルギー、新素材、航空、ヘルスケア、情報技術、消費者のアップグレード	2015年
		13	アモイ産業誘導基金＊	20-30	326-489	ディスプレイ、コンピュータ＆テレコム、デバイス、ヘルスケア、新素材、観光展示会、ロジスティクス、ソフトウェア、金融、カルチャー	2015年
		14	揚中スマート揚子江誘導基金＊	-	-	不動産、スポーツ、文化、農業、観光、先端製造業、革新産業、交通、公共サービス	2016年
		15	海河産業誘導基金江西省開発アップグレード誘導基金＊	500	8,150	ヘルスケア、新エネルギー、カルチャー、先端製造、TMT、モバイル	2015年
		16	深圳誘導基金＊	249	4,059	情報技術、ヘルスケア、スマートデバイス、環境保護	2010年
		17	成都前海産業誘導基金＊	200	3,260	インフラストラクチャ、戦略的新興産業、先進製造業、イノベーション産業、公共サービス	2016年
		18	徐州産業発展誘導基金＊	100	1,630	-	2016年
		19	天津産業革新誘導基金＊	80	1,304	ヘルスケア、新エネルギー、カルチャー、先進製造業、TMT、モバイルインターネット	2015年
		20	重慶市産業導引エクイティ投資基金	3	41	農業、現代サービス、文化、科技、観光	2014年5月
直接出資	国	21	国家新興産業創業投資誘導基金＊	200	3,260	産業革新、イノベーションなど	2015年8月
		22	国有企業構造調整基金	350（第一フェーズは131）	5,705（2,135）	中央企業の発展、中央企業の業種統合、専門化再編、生産能力調整等	2016年9月
		23	中国国有資産ベンチャー投資基金	200	3,260	革新技術、産業アップグレード	2016年
		24	国新国同投資基金	150	2,445	中国企業が「一帯一路」建設に参加し、国際的な生産能力と装備製造の協力及び国際的な投資買収などを促進するために人民元の資金と専門的な支援を提供する	2016年11月
		25	国家集積回路産業投資基金	139（第一フェーズ）	2,266	半導体製造、チップ設計、チップ材料、チップ試験、組み立て	2014年9月
		26	中国インターネット投資基金	100	1,630	インターネット	2017年1月
		27	国華軍民融合産業発展基金	30	492	軍工の企業・事業単位の制度改革、軍工装備。軍工資産証券化、軍民融合技術、軍工国有企業改革	2016年9月
		28	中国文化産業投資基金	20	326	文化、メディア、娯楽、パフォーマンスアート、データ	2011年7月
		29	先進製造産業投資基金	20（第一フェーズ）	326	「製造2025」重点産業：鉄道輸送、ハイエンド船舶および海洋工学機器、産業用ロボット、新エネルギー車、近代農業機器、先進医療機器、新材料	2016年6月
		30	中国開発基金	50	815	先進製造、次世代自動車、ロボティクス、ITなどの主要セクター	2015年8月
	省	31	河南産業集積地域開発投資基金＊	-	-	先進製造、サービス	2017年
		32	広東省集積回路産業投資基金＊	-	-	集積回路、先進製造、材料デバイス	2016年
		33	浙江省政府産業基金	20	326	IT、環境保護、健康、観光、金融、先進製造、ファッション、農業	2014年5月
	市	34	中国ビッグデータ産業開発基金	20-30	326-489	貴陽市のビッグデータ産業	2016年
		35	上海集積回路産業投資基金	50	815	半導体製造、チップ設計、チップ材料、チップ試験、組み立て	2017年
不明	省	36	中原シルクロード基金＊	-	-	空港建設、空港産業、ロジスティクス、貿易と金融、文化と観光	2017年
	市	37	深圳国有資産改革開発基金＊	-	-	環境保護、先進製造	2016年
		38	北京技術革新基金	1,000	16,300	オプトエレクトロニクス技術、ビッグデータ、新素材、クリーンエネルギー、人工知能、先進の製造、ヘルスケア、情報技術、量子コンピューティング	2017年
		39	北京ビッグデータ産業投資基金	10（第一フェーズ）	163	ビッグデータトランザクションプラットフォーム、センサー、チップ、データリソース、データ技術	2016年
		40	広州IoT産業基金	1.2	20	IoT	2017年8月

備考：間接出資・直接出資の分類については、各ファンドHP等において確認できるものについては、HP等より確認。一方で、HP等から確認の出来ないものについては、有識者の意見を総合し、ファンド名に「引導」が入っているものについて、間接出資、入っていないものは直接出資と推定した。
1元＝16.3円（2019年3月24日時点）で換算。＊印のファンドについては、ファンド・オブ・ファンズ（FoF）による出資が行われているとの情報がある。
資料：投中網、Bloomberg、各ファンドHP等から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-2-2-10 図　政府誘導ファンドの目標規模推移

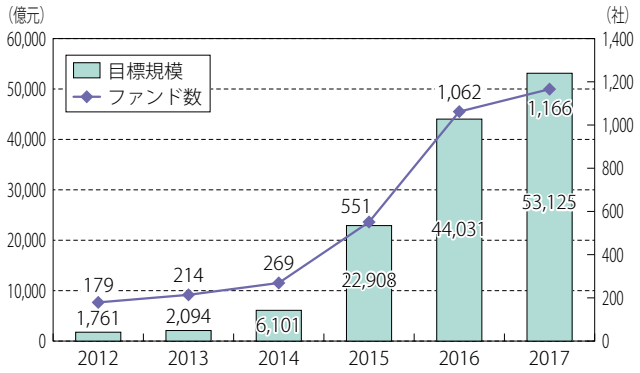

資料：投中研究院「2018 年政府引導基金専題研究報告」から作成。

第Ⅱ-2-2-2-11 図　政府誘導ファンドの仕組み

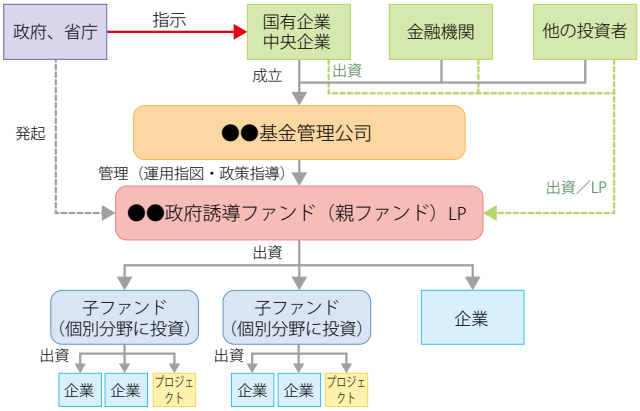

備考：一般的な政府誘導ファンドの概念図であり、各主体の関与方法は実際と異なる場合もある。
資料：ファンドの HP、各種レポート、有識者ヒアリングにより作成。

することも意図しているとの指摘もある[141]。

第 II-2-2-2-11 図は、基本的な政府誘導ファンドの仕組みを図示したものである。まず、中央または地方政府が国有資産主管部門及び国有資本を後ろ盾とした基金管理会社に対して親ファンドの設立を指示する。国有企業等は金融機関やその他の投資家と共同して管理会社を設立する。この管理会社は親ファンドに対して投資判断などの運用指図や政策指導を行う役割を有している。親ファンドは管理会社の運用指図に従って出資者から資金を集めて管理し、リミテッド・パートナー（LP）として実際に投資対象への出資や運用を行うのが一般的だ。親ファンドの出資対象は、個別企業の場合もあるが、多くの場合は特定の分野への投資を行う子ファンドへの出資としてなされる。子ファンドに対する出資比率が 15～30％の政府誘導ファンドが全体の 9 割近くを占めているとされる[142]。

第Ⅱ-2-2-2-12 図
政府誘導ファンドの各分類の割合（複数回答）

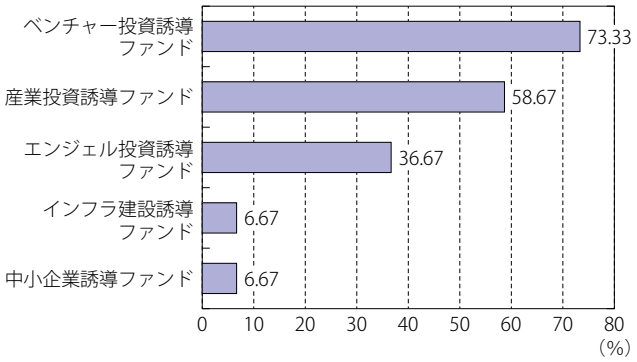

備考：政府誘導ファンドは複数の性質を持つことが多いため、複数回答。
資料：投中研究院「2019 年政府引導基金調研問巻」から作成。

投中研究院のアンケート[143]では、政府誘導ファンドの属性を五つに分類している（第 II-2-2-2-12 図）。これによれば、複数回答で最も大きな割合を占めるのが、ベンチャー投資誘導ファンド（73.3％）であり、3 位のエンジェル投資誘導ファンド（36.7％）も勘案すると、創業時や創業後間もない企業の支援を目的としたファンドが最も多いことが分かる。2 位は、次世代の産業育成を主眼とした産業投資誘導ファンド（58.7％）[144]であり、例えば、半導体企業の支援で有名な「国家集積回路産業投資基金（通称、大基金）」、産業革新やイノベーションの支援を主眼とした「国家新興産業創業投資誘導基金」、「製造 2025」に関連し、新エネ車･省エネ車等の戦略的新興産業に投資する「先進製造産業投資基金」などがある。

また、前述のアンケートにおいては、政府誘導ファンドの過去 3 年間の出資先および今後 3 年間の出資先の見込みについても調査を行っている（第 II-2-2-2-13 図）。これによれば、医療健康（93％）、TMT（テクノロジー・メディア・テレコム）（93％）、資源エネ

141 Malkin, A.（2018）. “Made in China 2025 as a Challenge in Global Trade Governance”, *August 15 2018,*（https://www.cigionline.org/publications/made-china-2025-challenge-global-trade-governance-analysis-and-recommendations）
142 投中研究院（2019）、「投中研究：2019 政府引導基金調研報告」。
143 同上。
144 2016 年に中投顧問産業研究センターが公表した「2016 年～2020 年中国産業投資基金業界深度分析及び発展計画諮詢建議報告」によれば、「産業投資基金（※産業投資誘導ファンドと同義と解釈）」が政府の産業政策に基づくものであるため、直接資本支援を提供することが基本であり、一般的な VC や PE 投資基金に比べて、基金の収益要求が高くなく、基金の期間が長いとされている。さらに、「産業投資基金」の特徴として、①投資対象は主に非上場企業（または上場企業の非公開株式）、②一般的に投資期限が長めであり、通常 3～7 年（もっと年数の長いものもある）、③投資を受けた企業のマネジメントに関与（出資規模により、会社の重大決定権を有する。企業の付加価値向上のため、財務管理や経営資源の提供、企業統治などを支援）、④投資の狙いは企業の潜在価値に基づき、投資を通じて企業発展を促進すると同時に、タイミングを図って各種の退出により資本の増値収益を確保。退出方法として、IPO、M&A、協議譲渡、買い戻しがある、とされる。

第Ⅱ-2-2-2-13 図
政府誘導ファンドの出資先（複数回答）

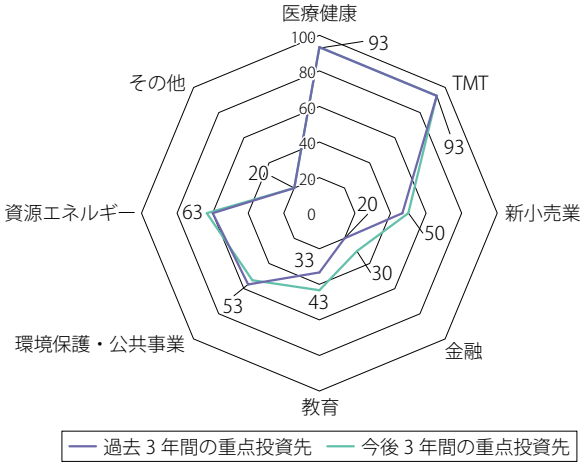

備考：政府誘導基金へのアンケート調査。TMT ＝テクノロジー・メディア・テレコム、新小売＝ジャックマーが提唱したインターネット通販と実店舗の融合を指す用語。
資料：投中研究院「2019 年政府引導基金調研問巻」から作成。

第Ⅱ-2-2-2-14 図
集積回路産業発展投資基金「第一期」のプロセス別投資割合

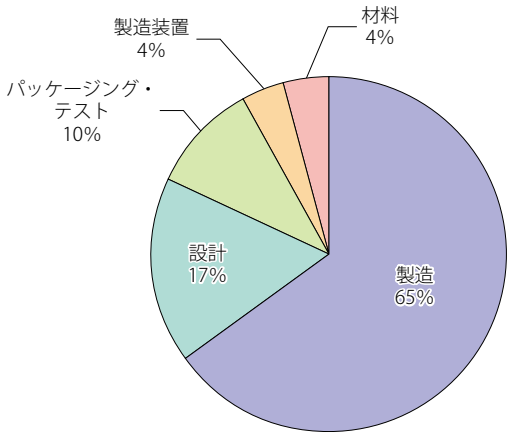

資料：経済産業省「平成 29 年度製造基盤技術実態等調査（中国製造業の実態を踏まえた我が国製造業の産業競争力調査）」より抜粋。

ルギー（63%）、新小売業（50%）が上位の投資先となっている。政府による金融支援策という側面からは、公共性の高い分野への投資が多く、また、TMT や新小売業など、次世代産業に注力していることが分かる。

ここで、政府誘導ファンドの具体的な支援プロセスについて概観するため、前述の「国家集積回路産業投資基金（大基金）」を例にとり説明したい。大基金は、2014 年に発表された政府文書「国家集積回路産業発展推進要綱」によって、中国における戦略産業である半導体産業の強化のための国家基金の設置が規定され、2014 年 9 月に集積回路（IC）産業チェーンをサポートするために設立された。IC 産業は、政府誘導ファンドの資金規模が最大の分野である。企業の資金、IC 産業への投資のエコシステムをサポートすることを主眼とし、IC の設計、製造、包装、検査、機器、材料、アプリケーションの各セグメントをリードする 2～3 社に投資をしているとされる。投資先としては、特にチップ製造を重視しており、第一期の投資割合をみると、製造（65%）、設計（17%）、パッケージング・テスト（10%）、製造産業（4%）、材料（4%）となっている（第 II-2-2-2-14 図）。大基金は、投資先企業における企業ガバナンスへの関与を強めるなどの特徴もあると言われ[145]、集積回路という先端産業の主要企業に対し、基金を通じた政府の影響力強化が図られている可能性も示唆される。また、大基金から支援を受けた企業は、国家開発銀行等、政府系金融機関や国有銀行からも融資等の金融支援を受けて、大規模な M&A や工場等の投資を行っているとされる。例えば、大手半導体グループの紫光集団は、2013 年に企業買収により IC 産業に参入後、わずか 5 年程度で IC 分野で 10 兆円規模の大型設備投資を行う企業に成長した。大基金による第一期の投資段階から多額の出資を受け取るとともに、国家開発銀行からも支援を受け、企業買収や大規模工場建設を繰り返し、短期間で設計から製造（前工程・後工程）まで幅広くカバーする半導体グループとなった。（第 II-2-2-2-15 図）。また、中国で最大規模かつ最先端技術を誇る IC 受託製造（ファウンドリ）企業[146]である中芯国際も、大基金や上海などの中核都市を基盤としたファンド等からの支援を受け、1 兆円近くに上る傘下企業への投資や工場設備投資を繰り返し、生産規模を急速に拡大している（第 II-2-2-2-16 図）。

なお、日本の IC 産業振興期（1970 年代以降）における IC 産業への政府支援と現在の中国政府による同産業への支援の規模を比較すると、中国政府の支援規模の方が大きいことは注目すべき点である。1970 年代の日本では、当時の通商産業省が「大型コンピュータ開発で活用していた「大型技術研究開発制度」を用い、「超 LSI 技術研究組合」が発足した（1976～79 年

145 国家集積回路産業投資基金の丁総経理に「中国電子報」が行ったインタビュー記事（2017 年 10 月）によれば、投資の特徴として、「基本的に各カテゴリーの業界 3 位までの企業に投資する」、「設計、製造、設備の中で、特にチップ製造業を重視し、全投資総額の 60% を下回らない」とされ、また、投資後の行動として、「会社のガバナンスを高めるために、基金から投資先企業に董事と監事を送り込む」、「投資先企業の勧める統合再編、構造改革を進める」、「重点プロジェクトに対しては、大基金の参加度合いを強化し、戦略決定、資金使途、企業ガバナンスなどで大基金が十分関与するようにする」、「投資した企業に有利な政策措置を勝ち取る」といった特徴が挙げられている。
146 IC 受託製造で世界第 5 位。

第Ⅱ-2-2-2-15 図　半導体関連企業への政府金融支援（紫光集団の例）

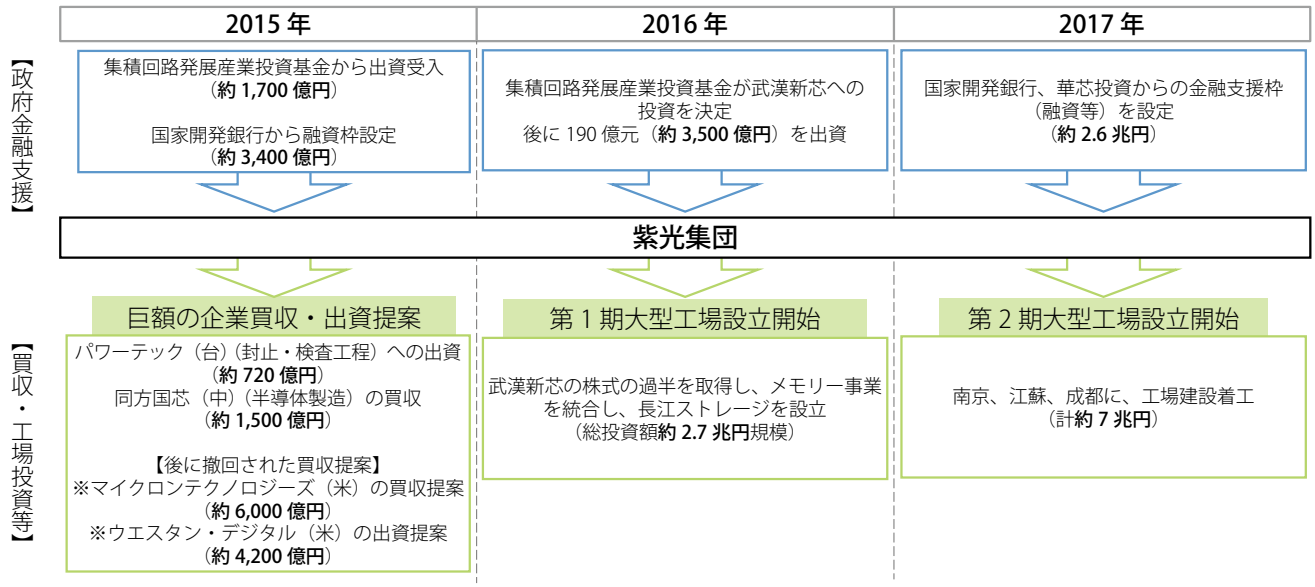

資料：経済産業省「平成 29 年度製造基盤技術実態等調査（中国製造業の実態を踏まえた我が国製造業の産業競争力調査）調査報告書」、BvD「Zephyr」、各種報道等から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-2-2-16 図　半導体関連企業への政府金融支援（中芯国際の例）

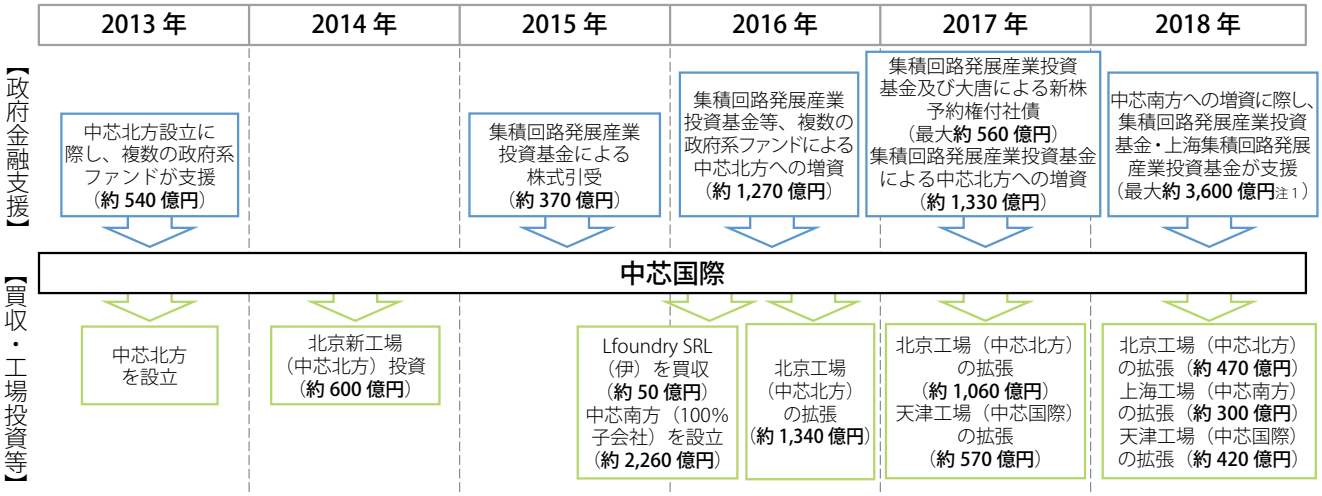

注 1：3,600 億円の増資には、中芯国際グループ会社からの出資も含まれる。
資料：中芯国際プレスリリース資料、経済産業省「平成 29 年度製造基盤技術実態等調査（中国製造業の実態を踏まえた我が国製造業の産業競争力調査）調査報告書」、BvD「Zephyr」から経済産業省作成。

の 4 年間の国家プロジェクト）。同組合には日本政府から 4 年間で 290 億円が拠出されている[147]。一方で、中国政府による支援について述べれば、大基金の第 1 フェーズにおける資金規模だけで、1,387 億元（約 2.3 兆円）に上り、前述のとおり、政府補助金等その他の金融支援も含めると莫大な規模である。ここで、2018 年通商白書で分析した IC 産業関連企業への政府補助額規模の日中比較をグラフ化して再掲したい（第 II-2-2-2-17 図）。足下の中国政府の IC 産業関連企業への政府補助額は、対売上高で約 2～4%規模[148]であるのに対し、日本の IC 産業振興期における日本政府の企業への補助額の対売上高比率[149]は多く見積もっても 0.7%にも満たず、中国の同産業への政府補助はかつての日本の政府支援と比較し規模が大きいといえる。

147 奥山幸祐（2011）、「半導体の歴史―その 20　20 世紀後半　超 LSI への道―超エル・エスアイ技術研究組合（1）」、SEAJ Jornal 2011. 9 No. 134 を参照。
148 中国上場集積回路関連企業のうち、時価総額上位 19 社の年度報告書および中泰證券股份有限公司「证券研究报告」から作成。2018 年通商白書 P 179 参照。

第Ⅱ-2-2-2-17 図
集積回路産業振興期における財政補助の日中比較（政府補助 / 売上比率）

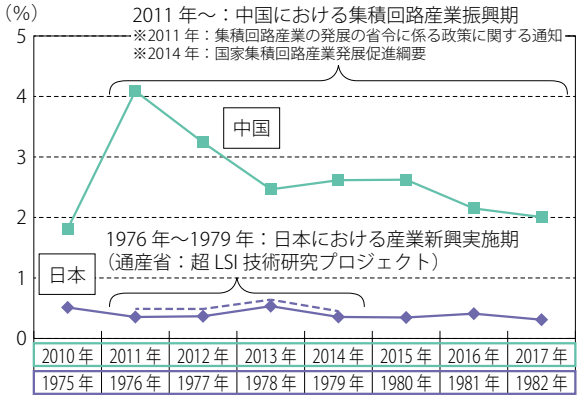

備考：１．中国の値に関しては、中国上場集積回路関連企業のうち時価総額上位 19 社について、各年における政府補助金総額を総売上高で割ったもの。
２．日本の青実線の値に関しては、超 LSI 技術研究組合参加企業（合弁会社を除く）５社（東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機）の各年における雑収入（その他）の総額（当時の日本の会計基準では慣例的に補助金は営業外収益の雑収入（その他）の内数として計上されていた。）を総売上高で除した値。青破線の値に関しては、分子として雑収入（その他）の総額に加えて、超 LSI 技術研究組合の政府出資総額（290 億円）を組合事業実施期間の４年で均等に割った値を追加し、分母として総売上高で除して試算したもの。
資料：中国については該当 19 社の年度報告書及び中泰證券股份有限公司「証券研究報告」から、日本については該当５社の有価証券報告書から経済産業省作成。

（5）多様な金融支援の影響

以上のように、中国では補助金、融資、ファンドと多様なツールを用いて一部の産業に対する金融支援を行っており、それらは経年で見ると増加傾向にあることが確認された。また、数字に表れない補助金や市場金利より低利での融資の可能性、政府系ファンドの出資や巨額の融資が集中する企業の存在などが確認された。

これら補助金その他の金融支援の増加により起こりうる影響として、以下の三点を指摘しておきたい。第一に、大基金の例でも見られたように、半導体や通信といった先端産業の主要企業（特に民営企業）に対し、政府金融支援を通じて政府の影響力が強化されている可能性。第二に、政府支援が呼び水となり民間からの資金調達を集中させることとなり、特定産業に大量の資金が流れ込んだ結果として過剰生産を招く可能性。そして第三に、高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性である。

3. ハイテク分野での覇権争い

（1）ハイテク技術開発の重要性の高まり

保護主義思想の高まりの一つの背景として、各国が技術開発競争でしのぎを削るハイテク分野における技術覇権争いも指摘されるところである。

人工知能、ロボット、半導体など、先端的技術分野は今後の成長が見込まれる産業であり、各国が戦略的に技術開発、産業育成に取り組んでいる。中でも、最先端技術の一つである通信分野における次世代通信規格（第５世代移動通信規格／5G）技術は、今後の社会インフラ、産業、生活、教育等の様々な分野に大きな変革をもたらし、かつ、巨大な経済効果ももたらす可能性を秘めるものとして、世界的に大きな注目を浴びている。

5G は、第４世代と比較すると、最高通信速度が100 倍という超高速・大容量、遅延時間が 10 分の１という超低遅延、基地局当たりの接続機器数が 100 倍という多数同時接続が主要な性能目標といわれており[150]、加えて、低コスト、低消費電力等も目指されている。技術的に大きな飛躍ともいえ、5G は、従来の通信規格の重要な役割である無線アクセス技術の向上という意味合いだけではなく、IoT（Internet of things）や M2M（Machine to machine）等をキーワードとした情報通信技術（ICT）を活用した新規応用分野が急速に拡大する中、様々な応用分野を支える通信インフラとして中心的な役割を果たすものと捉えられている[151]。現在のインターネット接続デバイス数は数百億個ともいわれており、2020 年にはさらに倍増すると見られている[152]。5G の普及により、人工知能

149 超 LSI 技術研究開発組合参加企業５社（合弁会社を除く）を対象に調査。該当企業の有価証券報告書損益計算書から推計。日本の会計基準において、政府補助金を記載する根拠法令はないが、慣例的に政府補助金は営業外収益の雑収入（その他）に計上されるため、政府補助 / 売上比率として、雑収入（その他）/ 売上高比率を参照した。雑収入（その他）は損益計算書の営業外収入欄を参照。超 LSI 技術研究組合事業実施期間の４年間（1976～79 年）については、政府補助 / 売上比率として、同期間における政府補助総額 290 億円を同年数で割った値に対する５社の総売上高比率を、各社の雑収入（その他）/ 売上高比率に足し上げた値も併せて試算し、政府補助を最大限見積もった場合として参照している。
150 特許庁（2017）『平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書　LET-Advanced 及び 5G に向けた移動体無線通信システム』、P. 5。
151 特許庁（2017）『平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書　LET-Advanced 及び 5G に向けた移動体無線通信システム』、P. 4。
152 特許庁（2017）『平成 28 年度特許出願技術動向調査報告書　LET-Advanced 及び 5G に向けた移動体無線通信システム』、P. 5。

第Ⅱ-2-2-3-1 図　5G を特徴づける技術的変化

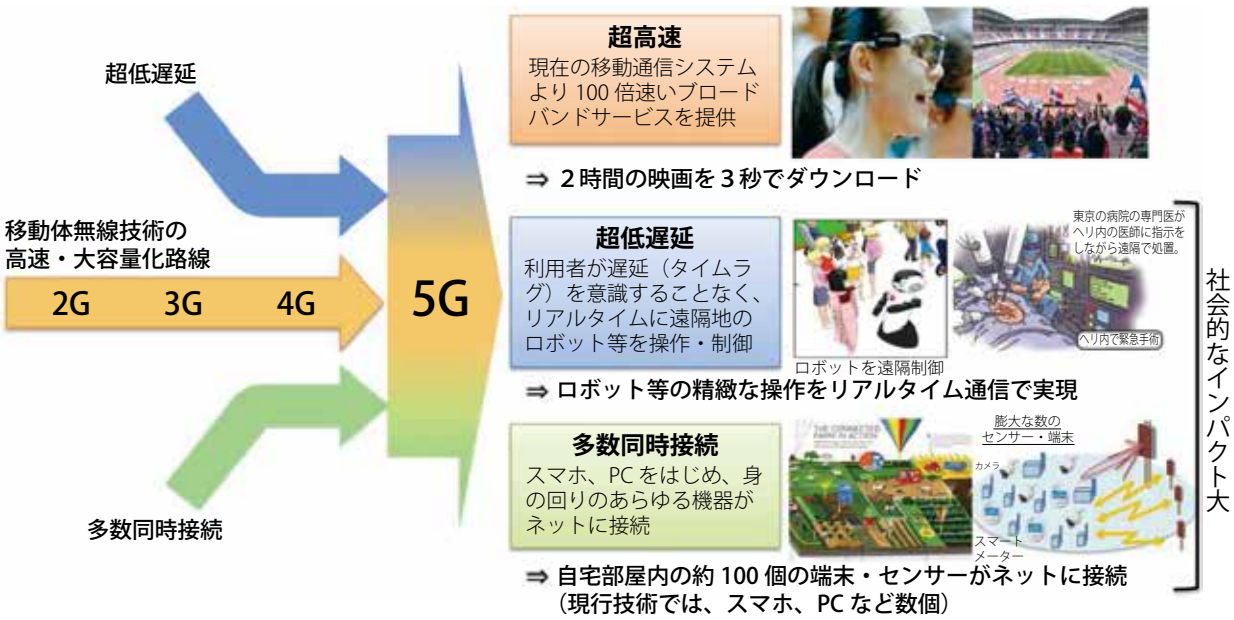

資料：総務省 2016 年 11 月 IoT 時代に向けた移動通信政策の動向。

（AI）、自動運転、ロボット技術、遠隔治療など、様々なサービスの実用化が加速し、既存産業の在り方にも大きな変革をもたらすと考えられる。IHS マークイットの試算によると、5G 技術のもたらす世界経済への経済効果はあらゆる分野に及ぶ非常に大きく持続的なものとなり、2035 年までに 12.3 兆ドルにも達するとされる[153]。

一方で、その応用範囲の多様性から、5G 技術の覇権を特定の国が握ることとなると、今後の様々な新規成長産業がその国の影響力のもとに置かれかねないという経済的側面に加え、5G ネットワークを介した情報漏洩やスパイ行為への悪用、自動運転などの重要な社会インフラへの攻撃など、国家安全保障面においても脅威となるとの懸念が一部の国で指摘されている。このため、5G を巡る技術競争は、経済的観点だけではなく、安全保障の観点からも重要性が増しており、国を挙げての覇権争いの種、競争の激化を呼んでいる。

（2）ハイテク分野の技術開発競争

ハイテク分野の技術開発競争において、足下の特筆すべき特徴はこの分野における中国の台頭である。中国では、国務院が 2015 年に「中国製造 2025（Made in China 2025）」を発表し、5G を含む次世代情報技術、新材料、バイオ医薬など、10 の戦略ハイテク分野で有意性のある中国国内産業の発展を加速するとしている（第 II-2-2-3-2 表）。そうした姿勢は技術開発費の増加においても見てとれる。各国ごとの R&D 支出額の推移を見ると、中国が世界第一位の米国に近づく勢いで大きく支出額を増大させているのが分かる（第 II-2-2-3-3 図）。

次に、主要なハイテク技術毎に、各国の技術獲得の状況を見ていきたい。

第Ⅱ-2-2-3-2 表　「中国製造 2025」の重点 10 分野

1	次世代情報技術
2	先端デジタル制御工作機械・ロボット
3	航空・宇宙関連設備
4	海洋建設機械・ハイテク船舶
5	先進的軌道交通設備
6	省エネ・新エネルギー自動車
7	電力設備
8	新材料
9	バイオ医薬・高性能医療機器
10	農業用機械設備

153 HIS Economics/HIS Technology（2017）, “The 5G economy: How 5G technology will contribute to the global economy”.

第Ⅱ-2-2-3-3 図　各国の研究開発費支出額の推移

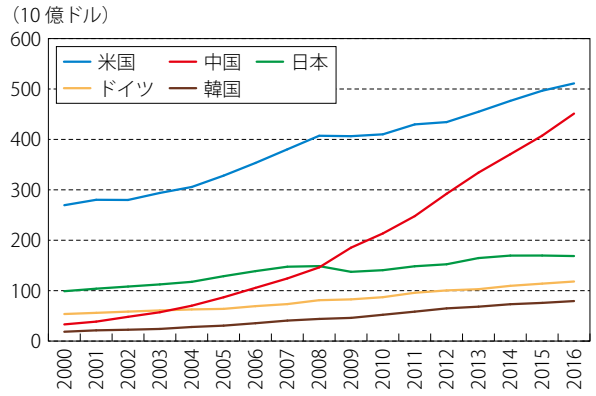

資料：OECD.Stat データベースから作成。

① 5G 関連特許

ビューロー・ヴァン・ダイク社の Orbis Intellectual Property データベースを用いて 5G に関連する特許出願件数[154]を国別に時系列（2008 年から 2017 年の 10 年間）で見てみると（第 II-2-2-3-4 図）、特許権者（最終親会社、以下同様）が中国企業等である特許出願件数が、特許権者が米国企業等の出願件数を大きく引き離して急増している。一方、特許の評価額[155]で見ると（第 II-2-2-3-5 図）、特許権者が中国企業等である特許の評価額は件数に比して増えてはおらず、特許権者が米国企業等である特許の評価額が第 2 位の日本以下を引き離して高くなっている。

第Ⅱ-2-2-3-4 図
5G 関連特許　国別・累積出願特許件数（上位 5 か国）

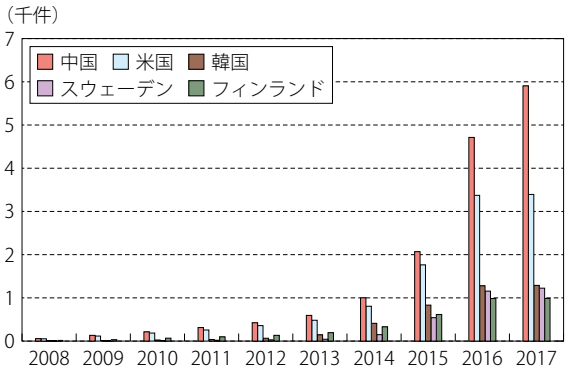

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。ファミリーを構成する特許群は 1 特許ファミリーを 1 件として集計（2019 年 2 月 4 日時点）。出願中の特許を含む。2016 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

第Ⅱ-2-2-3-5 図
5G 関連特許　国別・累計特許評価額（上位 5 か国）

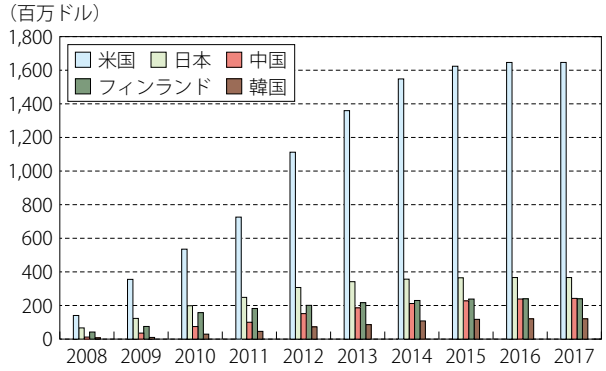

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。評価額は特許または特許ファミリー毎に BvD 社が提供する推計値を集計（2019 年 2 月 4 日時点）。出願中の特許を含む。2016 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

また、5G に関連する特許の出願件数及び評価額を企業（最終親会社、以下同様）別ランキング（2019 年 2 月 4 日時点）で見てみると（第 II-2-2-3-6 表）、特許出願件数では上位 10 位に中国企業等が 4 社、米国企業は 2 社のランクイン。一方、評価額では米国企業 3 社が上位に位置し、中国企業は 5 位に 1 社（ファーウェイ）がランクインするのみである。また、日本企業は件数では 10 位、評価額では 9 位、10 位と 2 社がランクインしている。

企業別に研究開発費支出を見てみると、5G 関連特許の出願件数第一位のファーウェイは、過去 10 年間の研究開発費が 3,940 億人民元（約 6 兆 8,123 億円）に上り、今後も年間 150～200 億ドル（約 1 兆 6,650 億円～2 兆 2,200 億円）の研究開発予算を計画していると公表している[156]。また、第二位、第三位であるインテル、エリクソンの 2017 年度の研究開発費はそれぞれ約 130 億ドル、約 5 億ドル[157]とされる。特許出願上位企業はいずれも巨額の研究開発費の裏付けを有するともいえ、このことからも、先に述べた中国の研究開発費支出の増大が中国のハイテク分野における存在感の増加に繋がっていることが示唆される。

一方で、これらの特許の出願件数と評価額のデータ比較からは、5G の分野において、中国は関連特許の出

154 足下までの動きを把握するため、認可前の出願数も含む。また、特許売買や M&A 等により保有するに至った特許数も含む。（Orbis IP より、次の①から④の全ての条件に該当する特許を抽出［2019 年 2 月 4 日時点］。①出願年または優先年が 2008 年以降である。②認可済みまたは申請中である。③ IPC 分類が H04 である。④公報に “5G” の記述を含む。）
155 特許または特許ファミリー毎に BvD 社が提供する推計値（IP ビジネス・インフォメーション社がマーケットアプローチにより算出した特許価値推計値）を集計。
156 Huawei Japan ウェブサイト、（https://www.huawei.com/jp/about-huawei/publications/huawave/31/hw31_exploration_lights）
157 BvD Orbis データベースより抽出。

第Ⅱ-2-2-3-6表　5G関連特許　出願件数・評価額上位企業

出願件数上位企業		
	企業名	国籍
1	ファーウェイ	中国
2	インテル	米国
3	エリクソン	スウェーデン
4	サムスン電子	韓国
5	ノキア	フィンランド
6	クアルコム	米国
7	ZTE	中国
8	中国国有企業等	中国
9	オッポ	中国
10	ソニー	日本

特許の総評価額上位企業		
	企業名	国籍
1	インテル	米国
2	クアルコム	米国
3	ノキア	フィンランド
4	アップル	米国
5	ファーウェイ	中国
6	フレクストロニクス	シンガポール
7	サムスン電子	韓国
8	エリクソン	スウェーデン
9	パナソニック	日本
10	ソニー	日本

備考：国籍は特許権者（最終親会社）の属する国。ファミリーを構成する特許群は、１特許ファミリーを１件として集計。総評価額は特許または特許ファミリー毎にBvD社が提供する推計値を集計。（2019年２月４日時点）出願中の特許を含む。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

第Ⅱ-2-2-3-7図
携帯通信インフラ市場シェア（2017年）

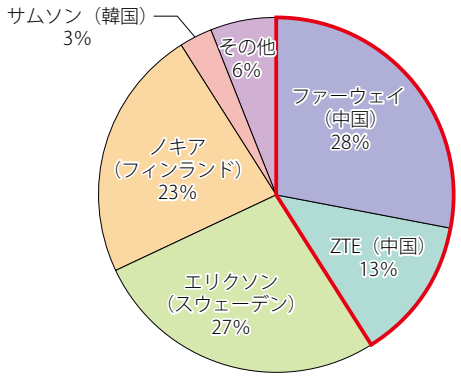

資料：IHSマークイットから作成。

願件数を大幅に増やしているものの、特許の評価としては、米国にいまだ大きな差をつけられていることが見て取れる。ただし、中国の研究開発費支出の増大に鑑み、今後特許の質の面でも存在感を増してくる可能性は否定できない。なお、特許の評価額は評価時点、評価目的、評価主体等によって大きく異なり得るものであり、本項における評価額分析はあくまで一つの参考値として捉えるべきものであることに留意が必要である。

5Gを巡る競争において、特許とは異なる側面として、通信インフラ市場の勢力図についても触れておきたい。5Gが実用化されるにあたっては、携帯基地局などの中核設備や無線接続ネットワーク等の通信インフラは必要不可欠であり、携帯通信インフラ市場の獲得も極めて重要な要素である。IHSマークイットの調査によると、2017年の携帯通信インフラ市場（2G、3G、LTE、5Gを含む）では、中国企業が全体の約4割のシェアを占め、国別では最大となっている（第Ⅱ-2-2-3-7図）。

② リチウムイオン電池

5Gと同様に、最先端技術として各国が技術開発競争を繰り広げる技術として、リチウムイオン電池を取り上げ、国別の特許出願件数、評価額、及び企業別ランキングを以下に見てみる。リチウムイオン電池関連[158]では、2014年頃までは日本が特許出願件数では世界一であったが、その後中国に抜かれ、中国が大きく件数を増加させている（第Ⅱ-2-2-3-8図）。一方、評価額で見ると、中国はこの分野においても件数に比して評価額は増加させておらず、いまだ日本が他国を引き離して世界一を維持している（第Ⅱ-2-2-3-9図）。企業別ランキングでは、出願件数では、10位以内に中国企業等が4社入っているが、評価額では1社もランクインしていない。なお、日本企業は件数では4社だが、評価額では7社がランクインしている（第Ⅱ-2-2-3-10表）。

このように、リチウムイオン電池関連の特許においても、中国は出願件数では大幅に伸ばしているものの、評価額では大きくは伸ばしておらず、いまだ質の面では伸び悩んでいることが示唆される。一方、リチウムイオン電池市場において、過半のシェアを占め、かつ特に伸びが著しい車載用電池の分野で市場シェアを見

158 足下までの動きを把握するため、認可前の出願数も含む。また、特許売買やM&A等により保有するに至った特許数も含む。（Orbis IPより、次の①から④の全ての条件に該当する特許を抽出［2019年1月30日時点］。①出願年または優先年が2000年以降である。②認可済みまたは申請中である。③IPC分類がH01、H02、C01、C08、B60のいずれかである。④公報に“lithium ion battery”または“li ion battery”の記述を含む。）

第Ⅱ-2-2-3-8 図
リチウムイオン電池関連特許　国別・累積特許出願件数（上位５か国）

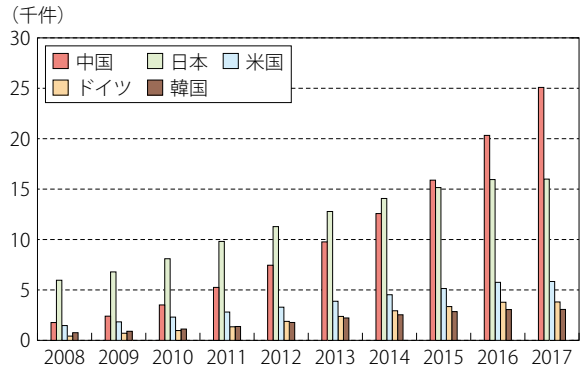

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。ファミリーを構成する特許群は１特許ファミリーを１件として集計（2019 年１月 30 日時点）。出願中の特許を含む。2016 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

第Ⅱ-2-2-3-9 図
リチウムイオン電池関連特許　国別・累積特許評価額（上位５か国）

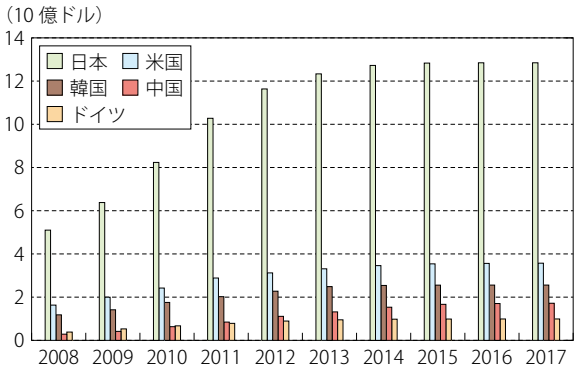

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。評価額は特許または特許ファミリー毎に BvD 社が提供する推計値を集計（2019 年１月 30 日時点）。出願中の特許を含む。2016 年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全出願データを反映していない可能性がある。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

第Ⅱ-2-2-3-10 表　リチウムイオン電池関連特許出願件数・評価額　上位企業

出願件数上位企業

	企業名	国籍
1	トヨタ	日本
2	ボッシュ	ドイツ
3	中国国有企業等	中国
4	パナソニック	日本
5	サムスン SDI	韓国
6	TDK	日本
7	BYD	中国
8	リーシェン・バッテリー	中国
9	国軒高科	中国
10	日産	日本

特許の総評価額上位企業

	企業名	国籍
1	トヨタ	日本
2	LG 化学	韓国
3	サムスン SDI	韓国
4	パナソニック	日本
5	半導体エネルギー研究所	日本
6	日産	日本
7	ソニー	日本
8	東レ	日本
9	GM	米国
10	日立	日本

備考：国籍は特許権者（最終親会社）の属する国。ファミリーを構成する特許群は、１特許ファミリーを１件として集計。総評価額は特許または特許ファミリー毎に BvD 社が提供する推計値を集計。（2019 年１月 30 日時点）出願中の特許を含む。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

ると、中国企業はリチウムイオン電池関連の特許評価額のシェアに比して車載用電池における供給量シェアが大きいといえる（第 II-2-2-3-11 図）。

③ 人工知能（AI）

2017 年、中国国務院は「次世代 AI 発展計画」で、2030 年までに AI の理論、技術及び応用面で世界をリードするとともに、１兆元（約 16.5 兆円）[159] 規模の AI 産業形成を狙うと発表。同計画によれば、2020 年には 1,500 億元（約 2.5 兆円）[160] を超える市場規模が見込まれ、2025 年にはその倍以上となる 4,000 億元の AI 産業が目標となっている。大学や研究機関と企業、軍関係の研究連携、AI 専門家や科学者の育成、既存学問と AI との学際研究の推進を掲げる。

世界知的所有権機関（WIPO）の AI レポート [161] によると AI 関連特許出願件数の企業別ランキングでは、上位２社を米国企業が占め、上位 10 社中６社を日本企業が占める（第 II-2-3-3-12 表）。中国企業は上位 20 社まで見ても１社もランクインしていない。

一方で、AI 関連特許出願件数を大学・公的研究機関のランキングで見てみると、上位 10 機関中８機関を中国の機関が占め、残り２機関は韓国の機関となっ

159 １元を 16.5 円で計算。
160 １元を 16.5 円で計算。
161 WIPO, Technology Trends 2019, “Artificial intelligence”.

第Ⅱ-2-2-3-11 図
車載用リチウムイオン電池の市場シェア（2016 年）

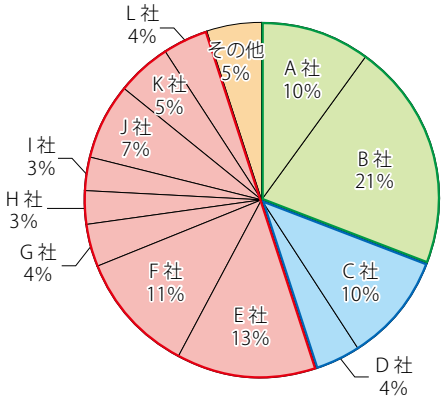

緑枠：日本企業、青枠：韓国企業、赤枠：中国企業

資料：経済産業省（2018）「自動車新時代戦略会議（第１回）資料」から引用。

第Ⅱ-2-2-3-12 表　AI 関連特許出願件数　上位企業

	企業名	国	件数
1	IBM	米国	8,290
2	マイクロソフト	米国	5,930
3	東芝	日本	5,223
4	サムスン	韓国	5,102
5	NEC	日本	4,406
6	富士通	日本	4,303
7	日立	日本	4,233
8	パナソニック	日本	4,228
9	キャノン	日本	3,959
10	アルファベット	米国	3,814

資料：WIPO Technology Trends 2019 から作成。

第Ⅱ-2-3-3-13 表
AI 関連特許出願件数　上位大学・公的研究機関

	機関名	国	件数
1	中国科学院	中国	2,652
2	韓国電子通信研究院	韓国	1,936
3	西安電子科技大学	中国	1,423
4	浙江大学	中国	1,394
5	IACF	韓国	1,281
6	北京工業大学	中国	1,190
7	清華大学	中国	1,172
8	北京航空航天大学	中国	1,026
9	重慶大学	中国	996
10	天津大学	中国	922

資料：WIPO Technology Trends 2019 から作成。

ている（第 II-2-3-3-13 表）。さらに AI 関連特許出願件数において上位 500 出願人のうち、米国・韓国の大学・公的研究機関はそれぞれ 20 程度を占めるが、中

第Ⅱ-2-2-3-14 図
AI 関連特許出願件数上位 500 出願人における国・地域別の大学・公的研究機関数

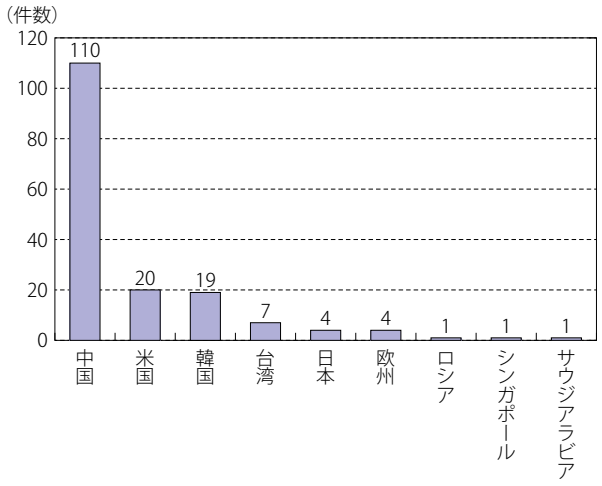

資料：WIPO Technology Trends 2019 から作成。

国の大学・公的研究機関は 100 以上と圧倒的な数となっている。研究機関の AI 特許出願においては中国機関の独壇場となっていることが分かる（第 II-2-3-3-14 図）。

（3）日米中のハイテク技術

上述のとおり、ハイテク分野の特許出願、及び、マーケットシェアにおいて中国の存在感が増してきている。その背景として、中国はハイテク産業の育成強化のための国家戦略として「中国製造 2025（Made in China 2025）」を発表し、国を挙げてハイテク分野の技術獲得・産業育成に取り組んでいる。米国はこうした中国の国家戦略に対し、経済面のみならず安全保障にも関わる先端技術分野で、自国の優先的地位を脅かす試みと位置づけ、危機感を募らせている。米国国防総省は、2018 年 9 月に出した報告書[162]において、中国は半導体、チップ素材、衛星等の軍民デュアルユース可能な先端基礎産業において主導的な地位を確立することに焦点を当てているとし、幅広くデュアルユース可能な人工知能、ロボット、自動運転車等の先端的基礎技術に投資を行っていると指摘している。また、同年 11 月に米中経済安全保障再考委員会（USCC）が出した年報レポートでは、中国政府によるイノベーションや技術に関する一連の政策が、中国がその分野で世界的な中核的地位を確立することを意図したものであり、米国の産業競争力や国家安全保障に大きな影響を与えるものであると警告を発している。

上述（2）では、5G 関連、リチウムイオン電池関連、

162 米国国務省（2018. 8）“Assessing and strengthening the manufacturing and defense industrial base and supply chain resiliency of the United States”.

AI 関連の個別ハイテク技術について特許出願状況を見てきたが、ここでは、「中国製造 2025」の重点分野に沿って、日米中の出願特許件数、評価額を比較してみたい。ビューロー・ヴァン・ダイク社のデータベースを用いて 2012 年から 2016 年の 5 年間に日米中各国企業（最終親会社）が WIPO に出願した特許件数、及びその特許評価額をそれぞれ比較してみた[163]。（第 II-2-2-3-15 図、第 II-2-2-3-16 図）。これを見ると、中国製造 2025 の重点分野についても、中国は総じて件数では存在感を増してきているが、評価額ではいまだ日米に大きく後れを取っていることが見て取れる。また、中国は件数、評価額ともに次世代 IT 産業分野へ一極集中しており、特に次世代 IT 産業分野に注力していることが分かる。一方、日本については、米中と比較し、件数に比して評価額が高いことが分かる。また、各国の件数、評価額の伸び率を確認するため、第 II-2-2-3-15 図、第 II-2-2-3-16 図では、2007 年から 2011 年の 5 年間の出願特許数、評価額に比して 2012 年から 2016 年の件数、評価額がどの程度伸びているか、倍率も表示した。いずれの分野においても、件数、評価額ともに、伸び率は中国が日米を上回っており、今後、中国が件数のみならず、評価額についても日米をさらに追い上げてくる可能性が示唆される。また、今後デジタル技術とリアルの産業の一体化がますます進むと見られる中、次世代 IT 産業でより強みを持ちつつある中国の台頭は、他分野にも急速に波及していく可能性もある。

第 II-2-2-3-15 図
日米中企業（親会社で集計）の WIPO への特許出願件数比較（2012 年～2016 年累計）

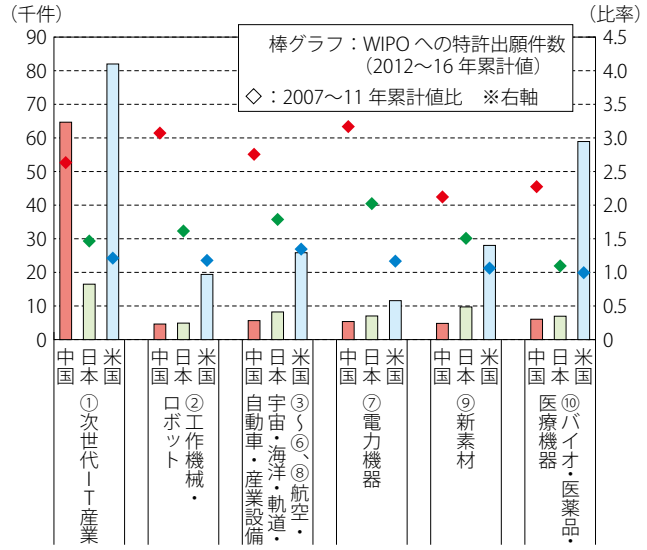

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。評価額は、特許毎に BvD 社が提供する推計値（2019 年 3 月 15 日時点）を集計。出願中の特許含む。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

第 II-2-2-3-16 図
日米中企業（親会社で集計）の WIPO への特許評価額比較（2012 年～2016 年累計）

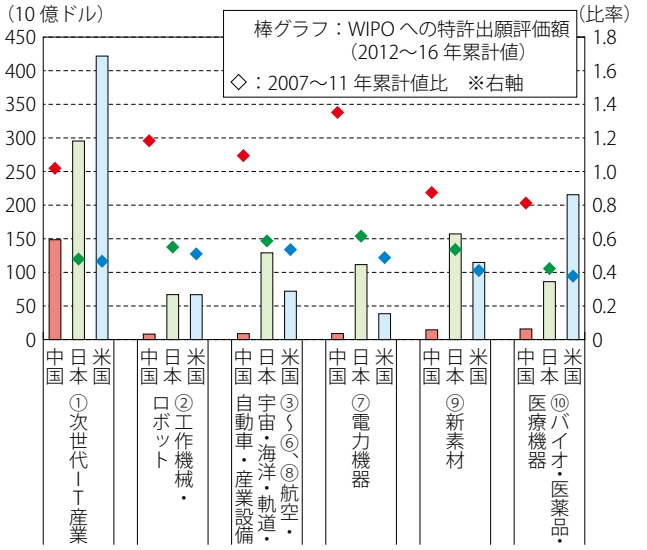

備考：国は特許権者（最終親会社）の属する国。評価額は、特許毎に BvD 社が提供する推計値（2019 年 3 月 15 日時点）を集計。出願中の特許含む。
資料：BvD「Orbis-IP」から作成。

163 Orbis IP より、次の①及び②の条件に該当する特許について、WIPO 技術分類別に集計した［2019 年 2 月 4 日時点］。①優先年が 2008 年～2017 年である。②認可済または出願中である。

第３節 貿易制限的措置の弊害

前節までは、貿易制限的措置について、歴史やその背景を考察してきたが、本節においては貿易制限的措置が当事国やその他の国の経済に与える影響について考察する。すでに先に見てきたように、貿易制限的措置には様々な態様があるが、本節では特に、関税引上げが貿易赤字や世界経済にどのような影響を与えるのかについて分析を行う。

1. 貿易赤字の影響についての経済学的な視点

まず、貿易収支や関税引上げの影響を経済学や先行実証研究でどのように把握・分析しているのかを確認する。

(1) 貯蓄・投資（IS）バランス論

マクロ経済学の考え方では、貿易収支は貯蓄と投資のバランスで決定される。以下、詳しく見ていく（第Ⅱ-2-3-1-1 図）。国内総生産（GDP）は、供給面から見ると「国内で生産されたものの儲けの合計」であり、逆に需要面から見ると「国内で支出されたものの合計」とされる。ここで、GDP（Y）を需要面で分解すれば、消費（C）と投資（I）と政府支出（G）と純輸出（輸出－輸入）（EX－IM）に分けられる（以下①の恒等式）。さらに、租税（T）を組み込んで式を変換し、民間貯蓄（国内総生産－租税－消費）（Y－T－C）と政府貯蓄（租税－政府支出）（T－G）の合計を貯蓄（S）とすると、純輸出、つまり貿易収支は、貯蓄と投資のバランスと等しくなることが分かる（以下②の恒等式）。

つまり、投資が貯蓄（民間・政府）を上回れば貿易収支は必然的に赤字となることとなり、貿易収支のみを切り取って一国の経済にとっての良し悪しを判断することはできないということである。この点、一般的に「赤字」という言葉の持つマイナスイメージは、必ずしも経済学的な貿易赤字に当てはめるべきではないともいえる。

なお、貯蓄・投資バランスは経常収支と誤差等を除くと一致する。日本と米国の例を見ると、米国は、政府の貯蓄投資バランス（財政収支）が大きな赤字であり、これが民間貯蓄（家計と企業の合計）を上回り、経常収支は赤字となっている。日本は、財政赤字があるが、企業貯蓄が高い水準にあるため、経常収支は黒字となっている（第Ⅱ-2-3-1-2 図）。

以上のように、国、家計、企業の経済主体の経済活動の結果が、経常収支を決めているともいえ、経常収支をバランスさせるために、関税引上げのみの手法では片手落ちであるといえよう。

第Ⅱ-2-3-1-1 図
国内総生産と需要項目及び貯蓄・投資バランスと純輸出の恒等式

$$Y = C + I + G + (EX - IM) \cdots\cdots ①$$

（Y：GDP　C：消費　I：投資　G：政府支出　EX：輸出　IM：輸入　EX－IM：純輸出）

$$(Y - T - C) + (T - G) - I = (EX - IM)$$

（Y－T－C：民間貯蓄　T－G：財政収支（政府貯蓄）　I：投資　EX－IM：純輸出）

$$S - I = (EX - IM) \cdots\cdots ②$$

（S：貯蓄　I：投資　EX－IM：純輸出）

資料：各種資料より経済産業省作成。

第Ⅱ-2-3-1-2 図
日本の貯蓄・投資バランス（対 GDP 比）の推移

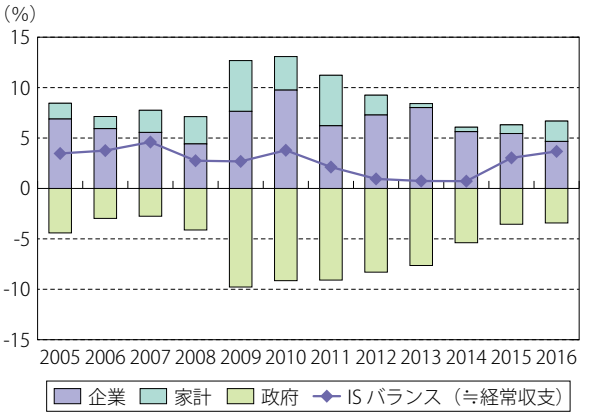

資料：OECD, Net Lending / Borrowing by Sector から作成。

第Ⅱ-2-3-1-3 図
米国の貯蓄・投資バランス（対 GDP 比）の推移

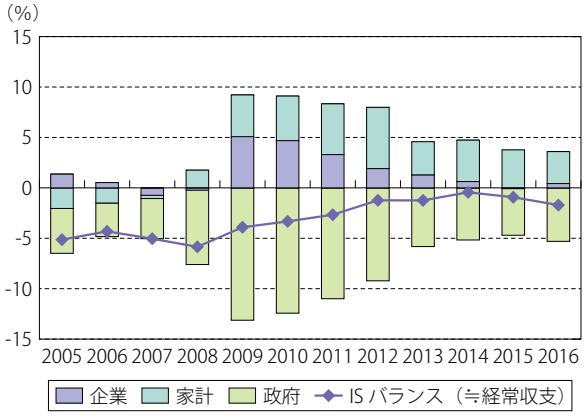

資料：OECD, Net Lending / Borrowing by Sector から作成。

（2）自由貿易下の需給曲線と関税引上げによる社会的総余剰の減少

次に、ミクロ経済学的観点から自由貿易及び関税引上げの影響を見てみたい。

ミクロ経済学では、社会的余剰は、需要曲線と供給曲線の交わる均衡点を基に見ることができるとする。貿易を全くしていない国の国内では、均衡点は第Ⅱ-2-3-1-4 図の①となる。一方、自由貿易の下では、均衡点①の均衡価格より国際価格が安価な場合、当該製品は輸入され、新たな均衡点②が生まれる。その結果、消費者はより安価な国際価格で輸入品を入手でき、消費者余剰が高くなるが、国内製品は輸入品に代替されるため国内生産者余剰は減少する。しかし、国全体の余剰の変化を見ると、消費者余剰の増加が生産者余剰の減少を上回り、自由貿易により国全体の社会総余剰（生産者、消費者、関税収入を合算したもの）は増加する。また、均衡点①の均衡価格が国際価格より高価な場合は、国内生産者は供給を増やし当該製品を輸出し、新たな均衡点②’が生まれる。この場合、生産者余剰は増加するが、国内価格の上昇に伴い消費者余剰は減少する。そしてこの場合もまた、国全体の社会総余剰は増加する。

次に、輸入国が輸入関税の引上げを行った場合、輸入品の価格が上昇し、自由貿易下とは異なる新たな国内需要、国内供給、輸入量の均衡点③が決定される。新たな均衡点③では、保護された国内の生産者余剰は増加するが、消費者余剰が減少し、国全体の社会総余剰は減少する。

このように、ミクロ経済学で見た場合、自由貿易下では、輸入国、輸出国双方にとって、国全体の余剰が増加するのに比べ、関税引上げは関税発動国（輸入国）にとっても国全体の余剰を減少させることとなる。

第Ⅱ-2-3-1-4 図
自由貿易下の需給曲線と関税引上げによる社会総余剰の減少

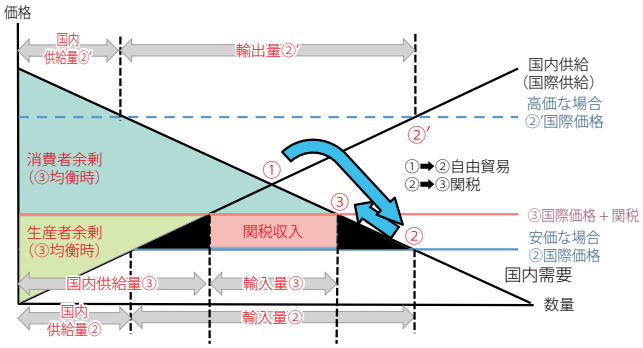

※　黒塗り部分が関税による余剰の減少

資料：各種資料から経済産業省作成。

（3）貿易による技術伝播効果

リカルドの自由貿易の比較優位論[164]に対して、一時的には工業化を進める過程で輸入を制限し、潜在的に成長の可能性のある産業を育てる方が良いという考え方（幼稚産業保護論）がある。このような考え方は、1960 年代に UNCTAD の事務総長であったラウル・プレビッシュらによって強く主張され、実際にラテンアメリカ諸国で実行された。しかし、幼稚産業保護政策による関税引上げは、貿易や対内直接投資を通じた活発な海外技術の流入を減らし、技術伝播を減少させて経済成長を鈍化させる可能性がある。そもそも貿易は、自国では得られない知識を持つ外国人と触れる機会をもたらす[165]。輸出者は、外国の求める品質水準や安全基準に適合するために外国の技術を学習・習得しようと努力する[166]。なお、幼稚産業保護策の場合は、前段の外国人に触れる機会が減り、輸出者の努力は変わらないものの、技術伝播効果が減少すると考えられる。

以下、２つの例を見る。1960 年～80 年代に幼稚産業保護政策をとったラテンアメリカ諸国は、低い関税率で国を開いたシンガポールや韓国と比べて、一人当たり経済成長率が低い状態にとどまったとの実証研究

164 リカルドは、自由貿易によって各国が比較優位のある財の生産に特化して輸出し、そうでない財を輸入することで、規模の経済が働きより効率的な生産ができるだけでなく、消費者はより価格の安い財を入手できる等と主張した。
165 第Ⅱ部第１章第１節第３項の知のグローバル化（2）新興国への技術波及において、貿易や外国直接投資による技術伝播が新興国の経済発展にもたらした影響をより詳細に述べている。
166 戸堂康之（2015）。

がある[167]。シンガポールや韓国など東アジアの高度経済成長の成功事例と対照的に、高い関税率によってラテンアメリカ諸国では経済が停滞したと考えられる。

また、ブラジルは1980年代に自国のパソコン産業に対して保護貿易政策をとったが、その間、ブラジルのパソコンは、国際的な技術進歩から大幅に遅れた。価格が高く性能の劣るパソコンに対して消費者からの反対の声があがり保護政策は撤回された[168]。このケースは、外国製パソコンをほぼ禁輸し、輸出や対内直接投資を通じた活発な外国技術の流入が減り、技術伝播が起こらなくなったケースととらえられる。

以上のように、関税引上げなど貿易保護政策を取れば、外国技術の流入を減らし、経済成長を阻害すると考えられる[169]。

（4）実証分析（米国国際貿易委員会（2017年）等）

関税引上げが貿易収支にどのような影響を与えるのかについては、これまでもいくつもの実証分析や経済モデル分析が試みられている。Ostry等[170]は1992年に関税引上げが米国の貿易赤字を縮小するのではないかとの議論に対して、米国の貿易データを用いて統計的な有意な影響の有無を分析した。米国と主要貿易相手国の過去約20年分の貿易額等5つのデータセットを作成し、関税が貿易収支に与える影響が統計上有意ではなかったと示した。しかしUNCTAD[171]は1999年に、さらにSantos-Paulino等[172]は2004年に、発展途上国のデータを用いて貿易自由化が貿易収支を悪化させるとの分析結果を発表した。これらの先行研究に対してIMFは2008年[173]に、先行調査よりもより長期間かつ多くの発展途上国のデータを用いて、貿易自由化が輸出入を増加させることは確かだが、経常収支を悪化させるかどうかは手法によって結果が異なり、頑強なエビデンスは得られなかったとしている。このように、実証分析の分野においては結果が一概にはいえず、関税が貿易収支に影響を及ぼすというコンセンサスは得られていない（第Ⅱ-2-3-1-5表）。

ここで、米国国際貿易委員会（USITC）が、トランプ政権が誕生後の2017年10月に公表したモデル分析[174]を紹介する。モデルには、米国が10%の追加関税をした場合の長期均衡分析と30年間経過分析があり、それぞれ対象国は中国のみのケースと全世界のケースがある。

まず中国を対象とした長期均衡分析（第Ⅱ-2-3-1-6表）では、米国の課税賦課が、米国の対中国輸入を減少させ、これが米中及びその他世界（以下ROWという。）の生産者物価へ波及する。特に中国の生産者物価が大きく減少（▲1.4%下落）し、中国輸出産品の国際競争力を相対的に高め、逆に割高になった米国輸出産品、ROW輸出産品が中国市場への輸入量を減少

第Ⅱ-2-3-1-5表　関税引上げの影響に関する先行研究

Ostry and Rose（1992）	・Ostryは IMF 調査副局長。 ・主として OECD のデータを用い、関税の変化が貿易収支に及ぼす影響を分析。 ・関税の及ぼす影響は、**統計的に有意ではなかったと結論**。
UNCTAD（1999）	・発展途上国15か国の1970-1995年のデータを用い、貿易自由化が貿易収支に及ぼす影響を分析。 ・**貿易自由化は貿易収支を悪化させ**、その効果は**統計的に有意**であると結論。
Santos-Paulino and Thirlwall（2004）	・Santos-Paulino は UNCTAD のエコノミスト。 ・発展途上国22か国の1972-1997年のデータを用い、貿易自由化が輸出、輸入、貿易収支に及ぼす影響を分析。**貿易自由化は**、輸出入双方を増加させ、全体として**貿易収支を悪化させると結論**。
IMF Staff Paper（2008）	・より長期かつ多くの発展途上国のデータを用い、貿易自由化が輸出、輸入、貿易収支に及ぼす影響を分析。 ・**貿易自由化は**、輸出入を増加させることは確かだが、**経常収支を悪化させるかどうかは、手法によって結果が異なり、頑健なエビデンスは得られなかったと結論**。

資料：IMF（2008）を基に経済産業省作成。

167 戸堂康之（2015）は、1960年代に高い関税率であったチリ（工業製品に対する実効保護率217%）は、1960-80年代の一人当たりの成長率において1.69%に留まった。逆に、低い関税率であったシンガポール（同0%）や韓国（同▲17%）では、同期間に一人当たり成長率においてシンガポールは6.58%、韓国は7.19%を達成した。
168 戸堂康之（2015）は、Luzio and Greenstain(1995)を引用し、ブラジルとアメリカのパソコン価格の推移を比較してブラジル製パソコンが国際競争力を持つことがなかったとした。
169 戸堂康之（2015）は、理論的には貿易保護政策が経済成長を促す場合があることを否定できないが、自由貿易がより経済成長を促すことが研究でかなり実証されており、特に第2次世界大戦後のデータでは、技術伝播の影響が大きくなったため、その傾向が顕著であるとしている。
170 Jonathan D. Ostry and Andrew K. Rose（1992）.
171 UNCTAD（1999）.
172 Amelia Santos-Paulino and A.P. Thirlwall（2004）.
173 IMF（2008）.
174 USITC（2017）.

第Ⅱ-2-3-1-6 表
米国が中国に対して 10% 関税を引上げた場合のモデル分析

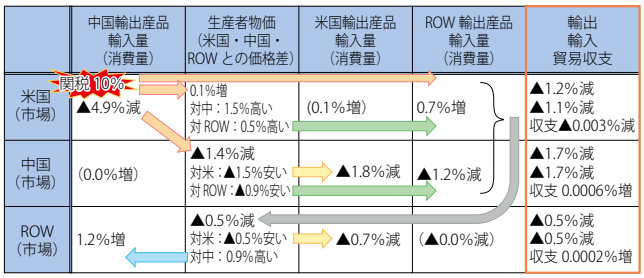

備考：矢印は、主な波及経路を示す。オレンジ色が 10% の関税賦課による生産者物価や各市場での輸入量の増減。黄色が米国の輸出産品が相対的な生産者物価の上昇による各市場への輸入量の減少。同じく緑色は ROW の、青色は中国の輸出産品の輸入量の増減。灰色は ROW の輸出産品がトータルで輸入量を落とすこと（ROW の輸入は▲ 0.5% 減）による生産者物価の下落。
資料：USITC（2017）“Can Protectionism Improve Trade Balance?”

させる。また、ROW は米国市場で増加するが中国市場で相対的に競争力を失い減少し、ネットで輸出が減少する。結果として、関税賦課によって、全ての国で輸出入ともマイナスになり、収支は米国のみマイナスとの結果となった。

次に対世界の 30 年間にわたる経過分析を見る。初期に貿易収支は一時的に改善するが、発動後 13 年以降には▲ 0.02％程度の押し下げ効果が継続するとの結論となった。また、初期の最も改善が見込まれる時期であっても対 GDP 比は 0.05％程度の改善効果しかなく、米国の貿易赤字は 2018 年に対名目 GDP 比で▲ 4.3％ [175] であり、黒字化にはほど遠いことが分かる。なお、対中国の場合は、全輸入品を対象とした場合の約 10 分の 1 程度の影響しかないが、▲ 0.003％程度の押し下げ効果が継続する結果となった。

（5）国際機関による関税引上げの影響分析

IMF、OECD、世界銀行などいくつかの国際機関は、2018 年の貿易摩擦が世界経済に与える影響試算を発表 [176] している。いずれの分析も関税発動国や被発動国に限らず、他の国々や世界経済に少なからず悪影響を与えるとの分析結果となっている。ここでは、それらの分析のうち、より詳細なシナリオ分析を行っている IMF の分析（2018 年 10 月公表）[177] を取り上げる（第Ⅱ-2-3-1-7 表）。レポート発表時点で米国が発動及び検討する全ての追加関税が賦課され、対象国も報復措置を行うとの前提で、企業活動やマーケットの反応を織り込んで、世界経済に与える影響を試算している。関税発動国、被発動国に関わらず、全ての国、世界経済にとってもマイナスの影響が出るとの結果となって

第Ⅱ-2-3-1-7 表　IMF「貿易摩擦の影響シナリオ分析」（2017 年からのかい離）（2018 年 10 月 9 日）

・IMF は、2018 年 10 月に「貿易措置が激化した場合の世界経済に与える影響分析」（同年 7 月公表）を改訂し、世界、米国、中国、日本、欧州、NEFTA（加・墨）、G20 先進国、G20 新興国、の 8 地域に分類し、5 つのシナリオごとに、GDP 成長率への影響を試算した（今後 5 年間、長期）。
シナリオ 1：米国による 232 条（鉄鋼、アルミニウム）及び 301 条に基づく関税措置と、これに対する米国の貿易相手国及び中国の報復措置を想定。（米中間のいわゆる第 3 弾の措置を含む。）
シナリオ 2：米国が、中国に対して 2,670 億ドル相当の追加関税を課し、中国も米国からの輸入の全量（1,300 億ドル）について報復関税を課すことを想定。
シナリオ 3：米国が自動車及び同部品に対して 25% の関税を賦課し、これに対し、米国の貿易相手国が同程度の報復措置を実施することを想定。
シナリオ 4：貿易戦争による不安から企業が投資計画を変更することを想定。（リーマンショック時の 1/6 程度の投資への下押し影響を試算）。
シナリオ 5：米中貿易戦争が最悪の事態に至った場合には、企業収益が▲ 15% 下押しされるとの推計を基に市場への影響等を試算。

国・地域		世界	米国	中国	日本	欧州	NAFTA（加・墨）	G20 先進国	G20 新興国
GDP への影響（%）	今後 5 年最大値 シナリオ 1～3 合計	▽ 0.4%	▽ 0.7%	▽ 1.0%	▽ 0.2%	＋ 0.1%	▽ 1.2%	▽ 0.3%	▽ 0.4%
	今後 5 年最大値 シナリオ 4～5 合計	▽ 0.5%	▽ 0.3%	▽ 0.6%	▽ 0.5%	▽ 0.5%	▽ 0.4%	▽ 0.4%	▽ 0.7%
	短期	▽ 0.8%	▽ 0.9%	▽ 1.6%	▽ 0.7%	▽ 0.5%	▽ 1.6%	▽ 0.7%	▽ 1.1%
	長期	▽ 0.4%	▽ 0.9%	▽ 0.6%	▽ 0.2%	▽ 0.1%	▽ 1.4%	▽ 0.5%	▽ 0.4%

備考：2018 年 10 月時点の分析であり、2018 年 9 月末に妥結した USMCA（新 NAFTA）の内容は本シナリオに反映されておらず、NAFTA への影響が大きく出ている点に留意が必要。
資料：IMF WEO, October 2018 から作成。

175 米国の 2018 年貿易赤字の▲ 8,790 億ドルを名目 GDP（推計値）205,130 億ドルで割り戻した値。
176 本文で述べる IMF の他には、例えば、OECD が 2018 年 11 月に影響試算を公表した。米中双方が全ての輸入品に 25％の追加関税を発動し、企業の投資計画に悪影響を及ぼすと仮定し、最大で米国に▲ 1.1 ポイント、中国に▲ 1.3 ポイント、世界に▲ 0.8 ポイントの下押し圧力がかかるとした。
177 IMF WEO, October 2018.

おり、先にみた経済学理論やコラム７と同様、関税の掛け合い、貿易戦争ではどこの国も勝つことがないことを端的に示している。

(6) まとめ

以上、本項で見てきたように、経済学的には貿易収支のみを取り上げ、良し悪しを論じることには意味がない。また、ミクロ経済学では、関税引上げは一部の生産者には余剰増加につながるものの、消費者余剰を減少させ、国全体の社会的総余剰を減少させることを確認した。また、貿易のもたらす技術伝播効果を考慮すれば、関税引上げなど貿易制限的措置を取れば、外国からの技術伝播を減らし、経済成長を阻害する可能性が高いことを示した。さらに、実証分析においては、関税引上げの貿易収支への影響は一概にはいえないものの、関税引上げが発動国にも結果的に悪影響を及ぼし、ひとたび世界を巻き込んだ貿易戦争に発展すれば、世界全体に悪影響が及び、「どの国も勝つことがない」負の連鎖となることを確認した。

コラム 7　貿易赤字に関する誤解（米国のシンクタンクレポート）

米国ピーターソン国際経済研究所(Peterson Institute for International Economics)は、2018 年に貿易赤字に関する世間一般にある認識の誤りについて指摘するレポート[178]を発表した（コラム第 7-1 表)。このレポートは、貿易赤字に関する一般的な誤解を訂正することを目的としている。まず、貿易赤字は「国家間の金銭の貸し借りそのもの」と指摘し、貿易黒字や赤字は単なる「勝ち」や「負け」ではないと主張する。また、関税を含めた貿易障壁が最も低いグループ国（シンガポールやスイス）は最も大きな対 GDP 比貿易黒字を持つと指摘し、実際に関税引上げた過去のケースをみても、対象品目で輸入が減少するが、対象品目以外や対象国以外で輸出減少や輸入増加が生じて相殺され（貿易収支を元に戻し)、関税は貿易赤字を減少させないと主張する。さらに、世界的な貿易戦争は、貿易の全般的な減少、インフレ、生産性の低下を引き起こし、全ての国を貧しくさせ、どの国も勝つことがないと主張する。

コラム第 7-1 表　米国シンクタンクによる貿易赤字に関する 5 つの認識の誤り

1. 貿易赤字は「負け」ではない	○貿易の赤字や黒字は国家間の金銭の貸し借りそのものである。貿易赤字を個人レベルで例えるのであれば、家を買うための借金と同じである。 ○もし貿易赤字がない（無理やり生じさせない）とすれば、好景気時にインフレが生じ、海外からの直接投資が減少して、長期的な経済成長の芽をつみとり、結果として経済成長は早く終わる。
2. 貿易赤字は「無害」でない	○貿易赤字国のアメリカは、多くの貿易赤字を持つ先進国と同様に、海外から借金しても、（経済成長につながる）工場建設やインフラ整備ではなく、連邦政府の財政赤字を支払っている。アメリカの対外債務増加率は、経済成長率を上回るスピードで増大。この悪循環から抜け出すのが早ければ早いほど、アメリカ経済には良い影響がある。 ○貿易黒字は、不況時の経済にとって命綱のような働きをするとの認識が、多くの国、特にアジアの政策立案者の間に広がっており、自国の輸出に有利なように通貨の価値を低くする。バーナンキ FRB 前議長はこのような他国の為替政策によって米国経済の回復が遅れていると指摘する。
3. 関税は貿易赤字を減少させない	○関税など貿易障壁は本質的に貿易赤字とは何の関係がなく、貿易障壁が最も低いグループのシンガポールやスイスは最も大きな貿易黒字を持つグループでもあるし、逆に貿易障壁が最も高いグループのブラジルやインドは最も大きな貿易赤字を持つグループである。 ○関税が上がれば輸入は減り一国の貿易収支を一時的に改善する。しかし輸入が減った分、自国通貨の為替市場への供給が減少し、自国通貨の為替レートを押し上げる。これは輸入品がより安価に、輸出がより高価になり、貿易収支をもとに戻す。実際に、ほとんど全ての関税賦課は、その対象品目以外での輸出減と輸入増が起こったり、対象以外の国との収支を悪化させたり、生産性を落とし、物価を上げたりして、自国の貿易収支に影響を及ぼさない。世界的な貿易戦争が起これば、貿易の全般的な減少、インフレ、生産性の低下によって、全ての国を貧しくさせ、どの国が勝つこともない。
4. アメリカは輸出産品がないわけではない	○アメリカ人の多くは、世界的に有名な消費財はすでに海外生産されており、アメリカには輸出産品がないと考えている。しかし実際には、アメリカは世界第 2 位の輸出国であり、2017 年に財サービス輸出は 2.3 兆ドルとなり、第 1 位の中国（2.4 兆ドル）をわずかに下回っただけである。輸出が 10%増加し、輸入が 10%減少すれば、輸出入が逆転し貿易黒字に十分に転換する。
5. アメリカが貿易赤字を減らすには貿易戦争だけではない	○各国政府には国際法上許された貿易収支に影響を与える政策がある。例えば、財政政策や為替介入、外国資本への課税及び管理などである。経済規模に比して巨大な貿易黒字を持つノルウェーやシンガポールは財政黒字で膨大な為替介入をしている。 ○アメリカの 2017 年の財政赤字は、貿易赤字を拡大させた主要な要因だが、米国金融市場が魅力的で外国資本が流入すること、そしていくつかの貿易相手国の重商主義的な政策も影響している。アメリカは（現在の貿易戦争をはじめるよりは）自国通貨安誘導のためのあらゆる措置へ毅然とした対応をとり、外国為替介入や外国資金流入課税など金融政策で適切に対処すべきである。

資料：PIIE（2018）"The Debate on Trade Deficits Is Littered with Misconceptions" から作成。

178 Joseph E. Gagnon, PIIE（2018）.

2. 貿易制限的措置の影響（ケーススタディ分析）

本項[179]では、過去に発動された関税引上げ措置について、貿易、物価、雇用、当事国の経済への影響、世界への波及効果についてケーススタディ分析を試みる。関税引上げ措置の影響を分析するために、対象事例は、WTO 上級委員会で敗訴又は我が国の不公正貿易報告書において不公正な措置として掲載された事例を扱うこととする。具体的には 2002 年の米国鉄鋼 SG 措置、米国太陽電池セル・モジュールへの 2012 年及び 2015 年の AD 措置・CVD 措置並びに 2018 年の SG 措置の 2 ケースとする。

（1）2002 年　米国鉄鋼セーフガード（SG）措置

① 措置概要

米ブッシュ政権は誕生して間もない 2001 年 6 月に、構造的不況に苦しむ米国鉄鋼産業に対する包括的な救済策を求める声の高まりを受けて、「鉄鋼に係る多国間イニシアティブ」[180]を発表して鉄鋼 SG 措置の調査に入った。その後、世界で過剰に生産された鉄鋼が還流し、国内の鉄鋼業界に深刻な影響を与えているとして、2002 年 3 月に鉄鋼 14 品目に対して 3 年間 8～30％の追加関税を賦課する SG 措置を発動した。当該措置発動は、各国からの連鎖的な WTO 協議要請や対抗（補償）措置を招くことになった。WTO 上級委員会は 2003 年 11 月に協定に定める発動要件の十分な説明がないとして当該措置の協定違反を認定した。それを受け、米ブッシュ政権は同 12 月に措置を撤回するに至った（第Ⅱ-2-3-2-1 表）。

② 当時の鉄鋼産業の状況

20 世紀前半には世界をリードしていた米国鉄鋼産業は、1970 年代から国際競争力を低下させ徐々に衰退の道を辿っていた[181]。そうした中、当時の米国鉄鋼産業は国際競争力の低下だけでなく、高炉メーカーと新興電炉メーカーによる国内競争の激化、2001 年の IT バブル崩壊による国内景気の悪化に伴う需要減といった複合的な要因による不況下にあった[182]。発動前の米国内の鉄鋼需給の状況を見ると、IT バブル崩壊前の 2000 年までは、97 年のアジア通貨危機の影響で一時的な減少が認められるものの見かけ消費量[183]の増加に支えられ、粗鋼生産量はわずかながら増加傾向に

第Ⅱ-2-3-2-1 表　米国の 2002 年鉄鋼 SG 措置概要

経緯	2001 年 6 月 28 日に米国国際貿易委員会（USITC）が、過剰生産された鉄鋼が米国へ輸入急増し国内の鉄鋼業界に深刻な影響を与えているとして、通商法 201 条に基づき調査を開始。翌 2002 年 3 月 5 日にブッシュ政権は鉄鋼 SG 措置の発動を発表し、同月 20 日に発動した。 当初 3 年間の措置であったが、各国による連鎖的な対抗措置を招き、また、2003 年 11 月には同措置が WTO 協定違反であるとの認定がなされ、米国は同年 12 月に 3 年の期限を待たず措置を撤回した。ブッシュ政権は SG 措置によって国内産業は業績を回復したため措置を取下げたと説明した。 **請願者**：業界（USWA）が米国政府に支援を要請。ブッシュ大統領は、2000 年の大統領選挙期間中に鉄鋼業への支援に言及した。
概要	**対象品目**：鉄鋼・鉄鋼製品等を対象に米国政府が WTO に登録した HS コードベースで 169 品目が対象。主な品目に熱間圧延・冷間圧延・合金鋼のフラットロール製品等、鉄の棒・形鋼、シームレス管、鉄鋼製の管などがある。 **措置内容**：計 14 品目に初年度は 490 万トン（次年度は 535 万トン、最終年度は 581 万トン）を超える輸入に対して 8～30%（次年度は 7～24%、最終年度は 6～18%）の追加関税が賦課された。 **適用除外品目リスト**：2002 年 6～7 月に適用除外品目リスト（第 1～5 弾）が公表され、SG 発動時に米鉄鋼・鉄鋼製品輸入量の約 29%が対象だったが 25% に下落した。（Hufbauer and Goodrich（2003）） **対象国・適用除外**：NAFTA 加盟国であるカナダ、メキシコに加え、ヨルダン、イスラエルの 4 カ国が適用除外。また途上国（輸入シェア 3% 未満に限る等）も適用除外。その他の国が対象国となる。

資料：米国公表資料等から作成。

179 本項は、経済産業省が実施した委託調査「平成 30 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（事業環境・市場動向等の調査（AD 等の貿易制限的措置が世界経済に与える影響に関する調査））」を基に再構成したものである。なお資料は原出典を表示する。
180 本イニシアティブは、①世界的な供給過剰問題への取組、②鉄鋼貿易、国内補助金に関する国際的なルール作りとともに、③国内鉄鋼産業への一時的なセーフガード措置の検討を内容とするもの。
181 米国の 2001 年の生産量は、中国、日本に次いで世界第三位（約 90 百万トン（世界シェア 10.6%））、消費量においても中国について世界第二位（約 114 百万トン（同 13.4%））であり主要な鉄鋼生産・消費国であった。数値は World Steel Association。
182 Gary Clyde Hufbauer and Ben Goodrich（2003a）によれば、雇用者数が減少した主な理由は、新興電炉メーカー（ニューコア社やスチールダイナミクス社など）の台頭が指摘されている。これら新興電炉メーカーは、原価の安い鉄くずを使った小規模な電炉を持ち、比較的少ない雇用者数で安いコストを実現し、既成の高炉メーカー（US スチール社や AK スチール社など）の販売シェアを奪っていた。
183 見かけ消費量とは、粗鋼生産量＋純輸入量（輸入量 - 輸出量）で算出される値で、ある国の鉄鋼の需要量を表す。

あった（第Ⅱ-2-3-2-2図）。しかし、ITバブル崩壊を契機として、2001年に米国の国内景気が悪化すると、粗鋼生産量及び粗鋼純輸入も減少した。それに伴い雇用者数の減少も拡大し、2000年から2年間で約2割の減少となった。こうした状況の中、米鉄鋼業界団体からの救済要請を受け、米国政府はWTO協定に基づく救済措置を多発するようになり、ピークの2001年には1年間で31件もの救済措置を発動し、翌2002年3月に職権調査に基づき本鉄鋼SG措置を発動するに至った（第Ⅱ-2-3-2-3図）。

第Ⅱ-2-3-2-2図
米国粗鋼の生産、消費、純輸入、雇用者数の推移

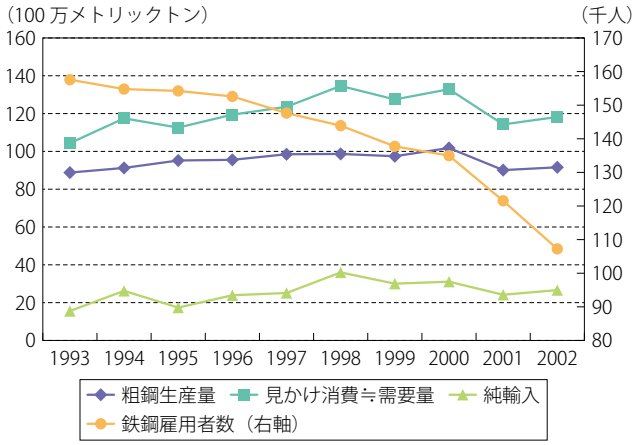

備考：見かけ消費量とは、粗鋼の生産量と純輸入量を合計した値。雇用者数は、米国労働省の製鉄所（iron and steel mills and ferroalloy production）とした。
資料：世界鉄鋼連盟、米国労働省から作成。

第Ⅱ-2-3-2-3図
米国の鉄鋼・鉄鋼製品への救済措置発動件数の推移

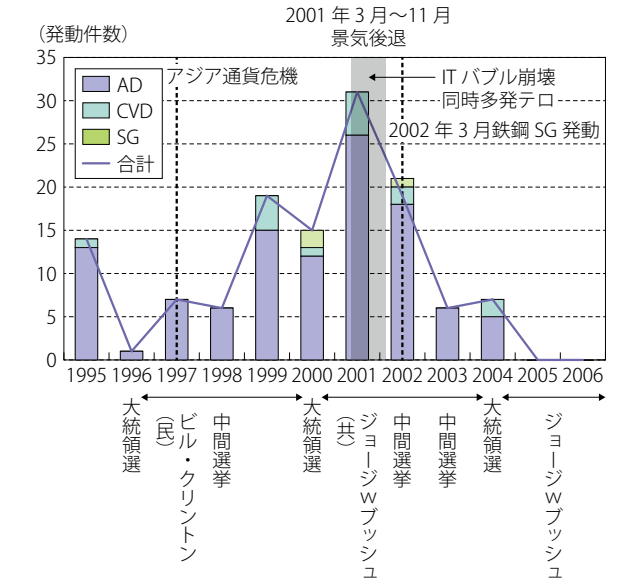

資料：WTOデータベース、USTRなどから作成。

③ 措置発動国（米国）における貿易への影響

まずは、措置の発動による米国の対象品目の国別輸入の影響について概括する[184]。米国の2001年における対象品目輸入額は128億ドルであった。国別の内訳としては、本SG措置除外国であるカナダ、メキシコが大きな割合を占めることが分かる（第Ⅱ-2-3-2-4表）。

対象品目における被発動国と除外国の輸入を前年同月比で比較すると、措置発動直後に被発動国からの輸入が半減する一方で、除外国からの輸入は増加し、両者の違いが鮮明となった（第Ⅱ-2-3-2-5図）。

次に米国の、被発動国からの対象品目の輸入価格の推移を見る[185]。輸入価格は、非対象品目（対象とならな

第Ⅱ-2-3-2-4表
米国の2001年対象品目輸入国ランキング

	順位	国	金額（100万ドル）	シェア（%）
適用除外	1	カナダ	2,718	21.3
	2	日本	1,166	9.1
	3	ドイツ	1,042	8.2
	4	韓国	1,003	7.9
適用除外	5	メキシコ	959	7.5
	6	ブラジル	601	4.7
	7	中国	476	3.7
	8	フランス	472	3.7
	9	英国	399	3.1
	10	イタリア	365	2.9
適用除外	41	イスラエル	22	0.2
適用除外	160	ヨルダン	0	0.0
	—	その他	3,534	27.7
	—	世界計	12,756	100.0

備考：対象品目、被発動国は、脚注188の前提条件を参照。
資料：Global Trade Atlasより作成。

184 本措置の影響分析にあたり、以下を前提条件とした。①対象品目の特定には、米国によりWTOに登録されたHS6桁ベースの対象品目を利用。なお、2002年6、7月の一部対象品目の除外については、除外後も対象品目として数値分析を行った。②被発動国は、除外国となったカナダ、メキシコ、イスラエル、ヨルダン以外とした。また、途上国の適用除外（輸入シェア3%未満に限る等）については、全てを網羅的に分析することが困難であったため、本分析では途上国を一律に被発動国として扱った。③貿易量は、発動国の輸入額のCIF価格（製品価格、保険料、運賃の3要素で構成された価格であり、関税を含まない）で統一した。

第Ⅱ-2-3-2-5 図
対象品目の被発動国と除外国の輸入額推移（前年同月比）

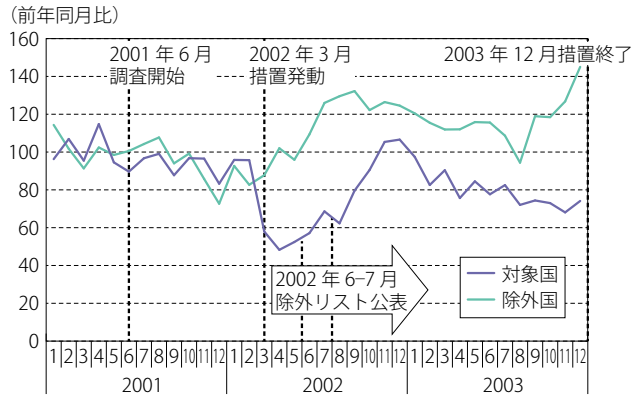

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-2-6 図
被発動国の対象品目と非対象品目の輸入価格指数の推移（フィッシャー指数）

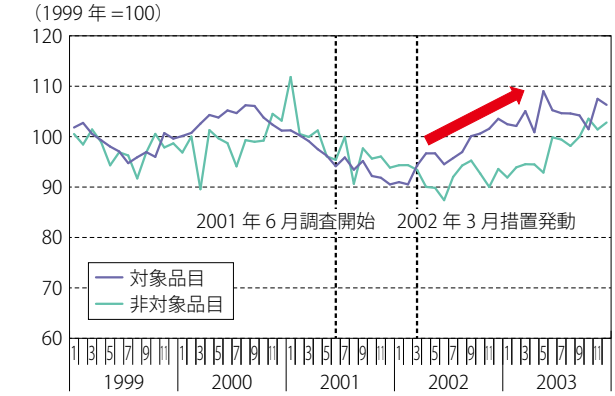

備考：脚注 185 参照のこと。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-2-7 図　米国国内需要の推移

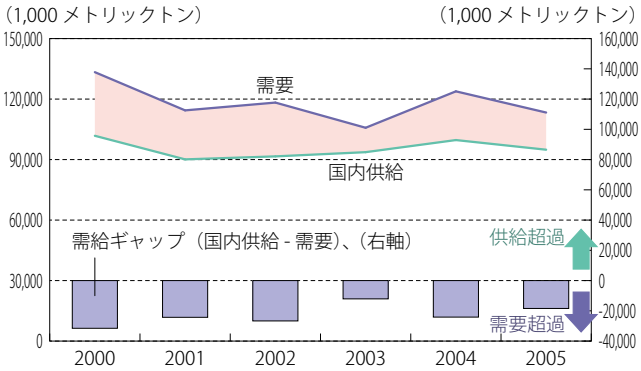

資料：World Steel Association から作成。

第Ⅱ-2-3-2-8 図　米国粗鋼生産量と稼働率の推移

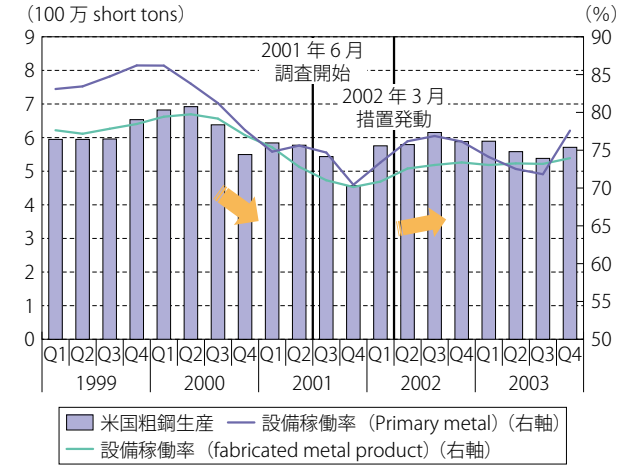

資料：米国鉄鋼協会などから作成。

なかった鉄鋼・鉄鋼製品等）と比べて、発動後に大きく上昇し、発動時点より最大 2 割近く上昇した。なお、非対象品目も 2003 年後半には上昇に転じており、発動時点より 1 割近く上昇した（第Ⅱ-2-3-2-6 図）。

④ 措置発動国（米国）の鉄鋼業界における価格、雇用、株価への影響

次に国内価格、マーケット等への影響を見る。2000 年代前半の鉄鋼の米国国内需給は、年により多少の増減があるが、継続的に需要超過が続いていた。国内需要は横ばいで推移した一方、本措置による輸入減少も背景に 2001 年以降、国内供給は緩やかに増加していった（第Ⅱ-2-3-2-7 図）。米国の鉄鋼生産、設備稼働率も 2001 年第 4 四半期を底に増加に転じており、2002 年 3 月の措置発動によって生産状況が好転している様子が見られる（第Ⅱ-2-3-2-8 図）。好調な生産状況は卸売物価指数にも表れており、代表的なベンチマーク指標である熱間圧延コイル（HRC）の価格指数は、措置発動前まで低下傾向にあったのが、発動を契機に急激に上昇した（第Ⅱ-2-3-2-9 図）。マーケット価格でも同様の動きが見られ、HRC のマーケット価格は発動後上昇が続き、発動数か月後の 7 月には 2 倍近くまで上昇した（第Ⅱ-2-3-2-10 図）。一方、卸売物価指数でもマーケット価格においても価格は一時的に上昇しただけで 2002 年末には元の水準に戻っている。

鉄鋼業界の雇用者数を見ると、措置発動の 2002 年 3 月まで継続的な減少が続いており、特に 2000 年頃からの減少が大きく、同年 1 月に 13.8 万人であった

185 米国が WTO に登録した HS コード 6 桁ベースの対象品目は 2 桁ベースでは 72 類（鉄鋼）、73 類（鉄鋼製品）、83 類（卑金属製品）に属する。本分析では、これら 3 類に属する 6 桁ベースの品目の中で対象品目と非対象品目を分けた。また輸入単価のフィッシャー指数は、1999 年の値を基準値とし算出した。また単価の計算にあたり、対象品目の HS730820、HS720690、HS843143 のデータ、非対象品目の HS732421 の 1999 年 12 月分のデータ、非対象品目の HS732620 のデータは価格指数の変動が大きく異常値とみなし削除した。また被発動国の対象品目を分析対象とするため、除外国のうちカナダ、メキシコのデータを世界合計の対象品目、非対象品目のいずれからも削除した。

第Ⅱ-2-3-2-9 図　米国鉄鋼生産者価格指数の推移

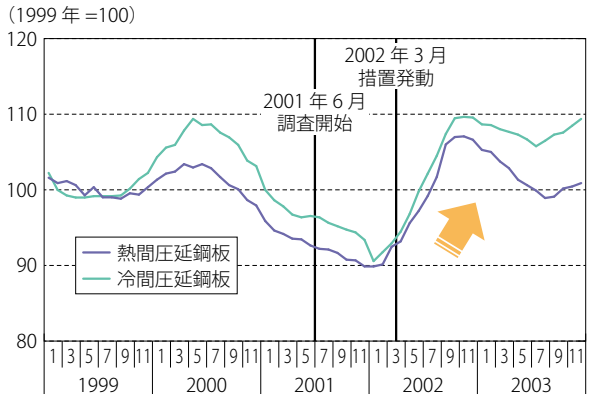

備考：米国労働省が指定する各指数の ID は、熱間圧延鋼板（WPU101703）、冷間圧延鋼板（WPU101707）。
資料：米国労働省（BLS）から作成。

第Ⅱ-2-3-2-10 図　米国鉄鋼マーケット価格の推移

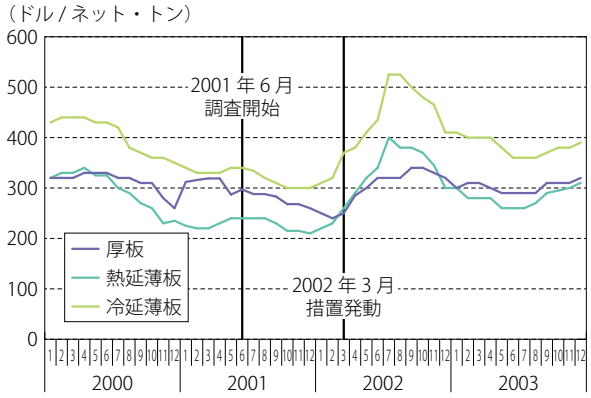

資料：一般財団法人日本鉄鋼連盟『海外鉄鋼市場の動き』から作成。

第Ⅱ-2-3-2-11 図　米国鉄鋼業界雇用者数の推移

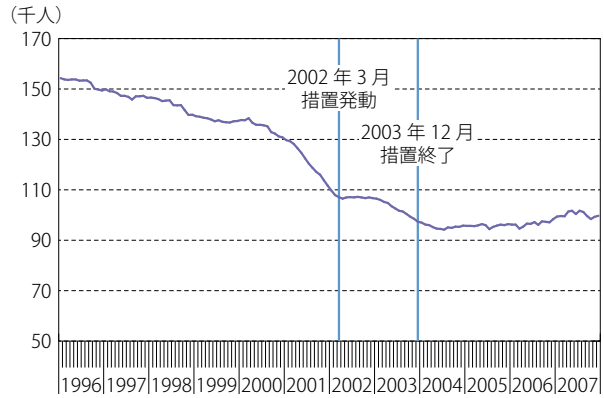

備考：雇用者数は米国労働省の製鉄所（iron and steel mills and ferroalloy production）。
資料：米国労働省から作成。

第Ⅱ-2-3-2-12 図
米国主要鉄鋼メーカーの業績（純利益）

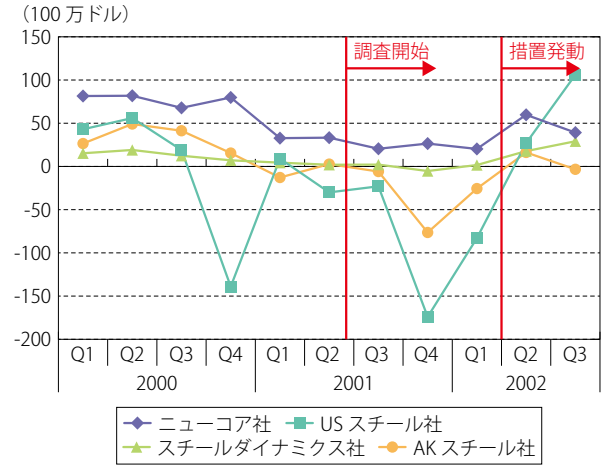

資料：Bloomberg から作成。

雇用者数は措置発動時点の 2 月には 10.7 万人と 22.2% も激減していた（第Ⅱ-2-3-2-11 図）。措置発動により、雇用者数の減少に一時的に歯止めがかかり、2002 年にかけてわずかに雇用者数は上昇した。しかし、2002 年末以降に鉄鋼価格の水準が戻った時期から、雇用者数は再び緩やかな減少傾向に戻っている。なお、措置終了後に少し遅れて鉄鋼業雇用は 10 万人前後で下げ止まっているが、これは鉄鋼業における雇用者の適正な水準まで減少したことが推察され、本措置が鉄鋼業における雇用者の減少を後ろ倒しにした可能性がある。

個別企業の業績では、US スチール社と AK スチール社など高炉メーカーは、措置発動後に業績を赤字から黒字へと回復した。他方で、新興電炉メーカーのニューコア社やスチールダイナミクス社は措置発動後に業績がわずかに回復するに留まった（第Ⅱ-2-3-2-12 図）[186]。一方で株価においては、高炉メーカーは措置発動後の一時期を除き S&P 平均を下回ることが多く、新興電炉メーカーは措置発動後に S&P 平均を大きく上回るトレンドで推移した（第Ⅱ-2-3-2-13 図）。

このように、短期的には本 SG 措置によって海外製品の輸入量が減少し、需要過多となり鋼材価格が上昇することで、米国鉄鋼業界の業績は向上し、雇用の減少も下げ止まった。これらの影響は、第 1 項のミクロ経済学の理論における、関税引上げによる生産者余剰の増加とも整合的である。

⑤ 措置発動国（米国）の川下産業への影響

ここで、米国内の川下産業への影響を考察したい。本 SG 措置の対象が、鉄鋼産業という幅広い川下産業を持つため、鋼材価格の上昇は多くの川下産業にコスト増としてマイナスの影響（第 1 項のミクロ経済学の理論における消費者余剰の減少）を与えると考えられる。

186 高炉メーカーと新興電炉メーカーの業績の違いの背景については脚注 186 を参照のこと。

第Ⅱ-2-3-2-13 図　米国主要鉄鋼メーカーの株価

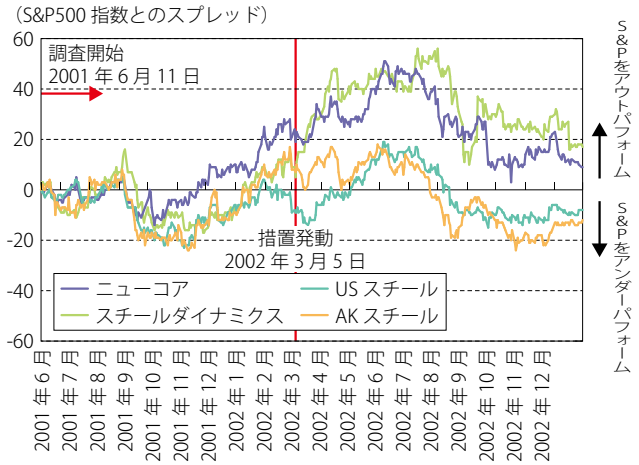

備考：調査開始日＝ 100 として指数化。
資料：Bloomberg から作成。

第Ⅱ-2-3-2-14 図
2002 年 SG 措置の雇用への影響（鉄鋼業とその川下産業）

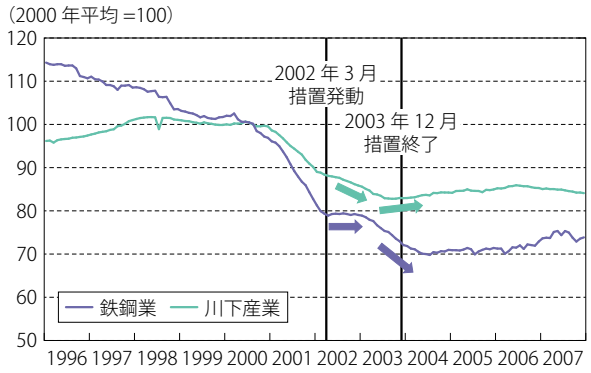

備考：米国労働省の「Series title」は「All employees, thousands, seasonally adjusted」を、鉄鋼業には「iron and steel mills and ferroalloy production」を、川下産業には先行研究を参考にして「fabricated metal products」、「machinery」、「transportation equipment」の各産業の合計を使用。
資料：米国労働省から作成。

当時の川下産業における雇用を鉄鋼業における雇用と比較すると（第Ⅱ-2-3-2-14 図）、両者ともに 2001 年の IT バブル崩壊前後を境に減少しているものの、本措置発動後は、鉄鋼業雇用が下げ止まったが、川下産業の雇用については措置が終了する 2003 年末頃まで減少し続けた。これらから、本措置の発動は、鋼材価格の上昇を通じて川下産業の雇用者数の減少をもたらした可能性がある。

本措置は発動国である米国において、生産者余剰を増加させる一方、消費者余剰の減少を引き起こしたが、生産者余剰と消費者余剰を合わせた増減である国全体

第Ⅱ-2-3-2-15 表
鉄鋼セーフガード措置による一般均衡モデル試算

所得の変化：	（百万ドル）
関税収入	649.9
家計所得	▲ 386.0
企業所得	▲ 294.3
うちプラスの影響がある産業	306.9
うち鉄鋼産業	239.5
うちマイナスの影響がある産業	▲ 601.2
GDP	▲ 30.4

資料：USITC（2003）から作成。

の社会的総余剰への影響については、米国政府の USITC が 2003 年 9 月に公表したレポート[187]において指摘している。同レポートは、一般均衡モデルを用いて、セーフガード措置による関税収入と家計・企業への影響を分析したもので、米国にとってネットで 3 千万ドルの悪影響があるとの結果を示している（第Ⅱ-2-3-2-15 表）。特に、自動車部品、金属タンク・重量ゲージ、鉄道車両製造などの、鉄鋼の川下産業により大きなマイナスの影響があるとした。また、民間シンクタンクのレポートでは、年間 4.3 万人の雇用喪失があったとの試算結果[188]や、金属、機械、輸送設備の製造業において 2002 年に 22.4 万人の雇用喪失（そのうちラストベルト地帯で顕著に減少）があったとの試算結果[189]が発表されている。

⑥ 本措置の他国への影響

最後に、本 SG 措置が当時の世界の鋼材価格に及ぼした影響をドイツ及び中国を例に見る（第Ⅱ-2-3-2-16 図）。ドイツ・中国においても、2002 年 3 月の米国の本措置発動を受けて鋼材価格がそれまでのトレンドから一転し、上昇に転じたことが見て取れる。さらに、その後それぞれが発動した対抗措置の影響もあり価格はさらに上昇していく。特に、中国は 2001 年から急速な経済成長による需要増に供給が追い付けない状況に加えて、米中の SG 措置による国内マーケットへの影響が大きかったと考えられる。

また米国の SG 措置によって世界的な規模で貿易制限的措置が連鎖反応を起こしたことも指摘されている[190]。本措置によって、EU、中国、ハンガリー、チリ、ポーランドが暫定 SG 措置を発動し、発動した地域が世界の輸入量の約 5 割弱を占めるまでに至った。これら地域では、

187 USITC（2003）.
188 Gary Clyde Hufbauer and Ben Goodrich（2003b）.
189 Dr. Joseph Francois and Laura M. Baughman（2003）.
190 2003 年版不公正貿易報告書。

第Ⅱ-2-3-2-16図　鋼材のマーケット価格の動き（ドイツ、中国）

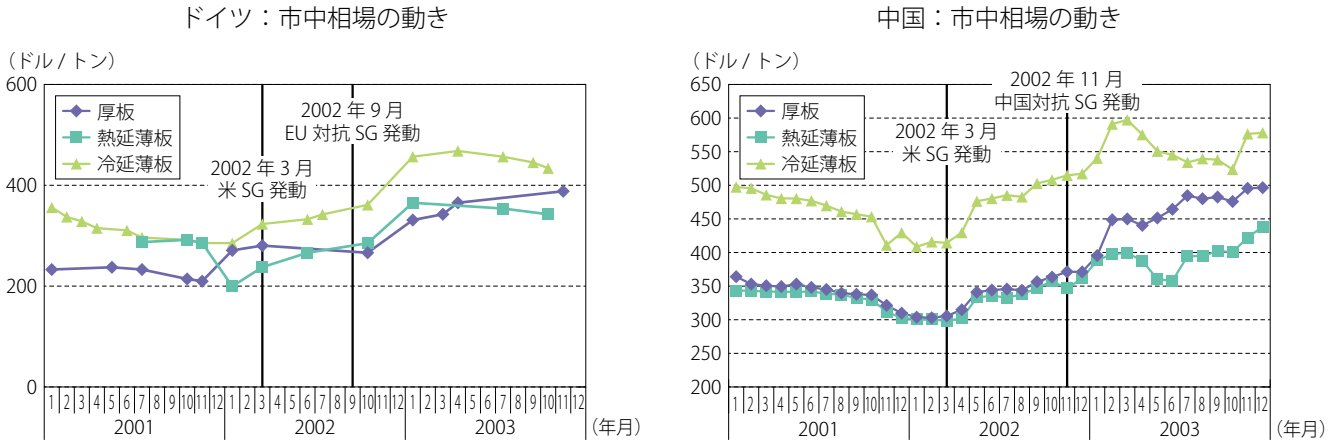

備考：元・マルク価格をドルに換算。
資料：一般財団法人日本鉄鋼連盟『海外鉄鋼市場の動き』、Bloomberg から作成。

輸入コストの上昇に伴い鋼材価格の上昇がみられ、特に中国では高級鋼材や特定用途の鉄鋼製品の供給がひっ迫し、米国のみならず、世界全体の消費者余剰の損失を生んだとされる。また、生産者にとっても、SG 措置は非効率な生産設備を残存させるインセンティブとして働き、国内鉄鋼産業の構造調整を遅らせ、長期的には国際競争力の低下に伴う経済損失が発生した。以上のように、本 SG 措置は、単に発動国にとどまらない世界に広がるスピルオーバーがあったケースといえよう。

（2）米国太陽電池セル・モジュール[191]への 2012 年及び 2015 年のアンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税（CVD）措置並びに 2018 年の SG 措置

① 措置概要

2018 年 1 月に米トランプ政権は、太陽電池セル・モジュールの輸入急増が国内産業に重大な損害を与えているとして SG 措置の発動を命じた。米国政府はそれまでに二度（2012 年と 2015 年）にわたって中国製品等の太陽電池セル・モジュールに対して AD 措置と CVD 措置をそれぞれ発動してきた。しかしこれらの措置から逃れるために、中国企業が生産拠点をマレーシア、ベトナムなど国外に移転し、過去二度の措置を回避してきたと米国政府は指摘し、三度目の措置となる今回の措置を発動した。

1 回目の措置は、2012 年 12 月に発動された AD 措置、CVD 措置である。中国政府の太陽光発電に対する補助金[192]が市場歪曲的であり WTO 協定に違反するとし、補助金を背景とした中国からの廉価な輸入品により国内産業に損害が生じていると認定した。しかし、当該措置は適用の際の原産国を「太陽電池セルの製造国」と定義したため、製造工程[193]の一部を担うセル加工を台湾等に出すことで当該措置の適用を回避した中国産モジュール（台湾等でセル加工し、中国で組み立てたモジュール）の対米輸出が急増する結果となった[194]。2 回目の措置は、この急増した台湾産セルによる中国組立てモジュールを対象にすべく、原産国を対中国向けは「モジュール製造国」、対台湾向けは「セル製造国」とし、2015年 2 月に再び AD 措置、CVD 措置を発動した。しかし、その後も米国政府による再生可能エネルギー導入事業者への減税を受けた需要拡大を背景に、中国企業等は中国からの輸出を徐々に減少させつつ[195]、マレーシアやベトナムなどに一部生産拠点を移して輸出を増加させた。米国政府

191 正確には結晶系太陽電池のセルとモジュール（Crystalline Silicon Photovoltaic Cells and Modules）。なお、太陽電池は、シリコン系太陽電池が現在主流であり、そのうち結晶系と薄膜系があり、結晶系が本措置の対象となっている。
192 蓬田守弘（2015）によれば、米商務省が、中国セル・モジュールメーカーの適正価格未満での①資金借入れ、②土地賃借、②国有企業が専有した原材料調達、を国内補助金とみなし、中国輸出入銀行の輸出信用を輸出補助金と認定した。
193 太陽電池の製造工程は、第一工程では原料となるポリシリコンを精錬し、第二工程ではケイ素の純度が高いインゴット（鋳塊）を切断しウェハー（半導体の薄い円盤状の板）に加工し、第三工程では、太陽電池の基本単位であるセルに加工し、最後の第 4 工程でセルを複数配列したモジュール（パネル）を組立てる。それぞれの生産工程は最適な立地選択に応じて国際間で分業されている。
194 蓬田守弘（2015）によれば、USITC が、米国太陽電池モジュール市場での台湾等産セルを使った中国製モジュールのシェアは同 4.6％から 76.2％に拡大する一方で、中国産セルを使ったモジュールのシェアは 2011 年 58.3％から 2013 年 8.1％に激減した。また中国企業から台湾セル製造企業への発注も増加しており、台湾の（セル材料の）ウェハー調達先に占める中国の割合は 2011 年 33.9％から 2013 年には 46.5％に拡大した。
195 中国企業の輸出が徐々に減少した背景として、関税率レビューによる関税率の引下げが一つの要因と考えられる。USITC（2019）によれば、2015 年 2 月の 2 回目の措置発動時の主要中国企業の AD/CVD 措置関税率は合算して 80％～100％に上ったが、2015 年 7 月には約 25％程度に引下げられている。主要中国企業にとって約 25％程度の関税がかかっても米国市場で一定の競争力を保ったと考えられる。

第Ⅱ-2-3-2-17 表　2012 年からの太陽電池セル・モジュールに対する措置の概要

経緯	**1 回目の措置（2012 年の対中 AD/CVD 措置）**：2011 年 11 月に USITC は、中国政府による補助金等によって太陽電池セル・モジュールが廉価販売され、米国への輸入が急増し国内産業が損害を受けているとして、対中 AD/CVD 調査を開始。2012 年 3 月に調査報告を公表。同 5 月に暫定 AD/CVD 課税開始。同 10 月に AD/CVD 課税の最終決定を公表。同 11 月に被害認定。同 12 月に措置を発動した。 **2 回目の措置（2015 年の対中台 AD/CVD 措置）**：1 回目措置の抜け穴になっていた中国企業の台湾を迂回した輸入急増に対して 2014 年 1 月に調査を開始。同 6 月に暫定 CVD 課税開始。同 7 月に暫定 AD 課税開始。同 12 月に AD/CVD の調査決定を公表。2015 年 1 月に被害認定。2015 年 2 月に措置を発動した。 **3 回目の措置（2018 年の SG 措置）**：2017 年 5 月に、過去 AD 等措置にもかかわらず輸入による国内産業の損害が継続しているとして調査開始。同 11 月に調査結果をトランプ大統領に提出。2018 年 1 月に SG 措置決定の大統領令を発布。同 2 月に同措置を発動した。 **請願者**：2012 年と 2015 年の措置は SolarWorld 社（ドイツ資本の米国子会社、破産を経て 2018 年 10 月に米国企業に買収された）が代表を務める米国太陽光パネルメーカー協会（CASM、会員企業数 6 社）。2018 年の措置は Suniva 社（中国資本の米国子会社）と SolarWorld 社の 2 社が共同請願した。なお、業界団体は本措置に反対の立場。米国太陽光発電産業協会（SEIA）は、2018 年 2 月に 3 回目の措置に対して①太陽光発電は、風力や天然ガスなど安価なエネルギー源との競争にさらされており、太陽光発電の価格の上昇は致命的、②４年間の期限では米国国内に投資する企業はなく現在のように 8〜9 割を輸入する状態が続く、③価格上昇によって米国太陽光発電の競争力は失われ国内雇用 2.3 万人が失われると主張。
概要	**対象品目**：いずれの措置も対象品目は、太陽電池セル・モジュール、関連する発電機、充電器等である。除外品目として、薄型の太陽光パネル、消費財に組み込まれた小型セルなどがある。 **措置内容**： **1 回目の措置**は、18.29〜249.96%の AD 課税、14.78%〜15.97%の CVD 課税を追加課税した。なお AD と CVD の重複分を一律 10.54%とし実際の課税額から控除される。原産国は、セル製造国とするため第 3 国から米国に輸出したとしてもセルの製造国が中国であれば関税が賦課される。 **2 回目の措置**は、（1 回目の措置後に台湾産セル等を使った中国組立てモジュール等が急増したため）原産国をモジュール製造国に変更等し、中国産に 26.71%〜165.04%の AD 課税、27.64%〜49.21%の CVD 課税に変更し、台湾産に 11.45%〜27.55%の AD 課税を追加課税（台湾産は CVD 課税なし）とした。 **3 回目の措置**は、2.5GW（注：2017 年輸入量の約 25%相当）を超える輸入額に対して 1 年目 30%から最終 4 年目 15%の追加課税とした。また 2 回目の措置の AD/CVD 課税率を順次見直しており、2019 年 3 月現在、中国産に 15.74%〜98.41%の AD 課税（暫定）、9.12%〜11.59%の CVD 課税、台湾産に 1.33%の AD 課税に変更している。なお対中製品は米国通商法 301 条の対象品目（25%）でもあり 2018 年 7 月から追加課税されている（よって対中対象品目は、2 回目、3 回目の措置と 301 条措置のトリプルで追加課税されている）。 **対象国・適用除外**：**3 回目の措置**については途上国が適用除外国。ただし輸入シェア 3%未満に限るため、タイとフィリピンは適用除外の例外となる。途上国以外の国は対象国となる。

資料：米国政府公表資料等から作成。

はこのような回避行動に対して、2018 年 2 月に 3 回目の措置となる SG 措置を発動することとなった（第Ⅱ-2-3-2-17 表）。

これら措置は、各国からの連鎖的な太陽電池セル・モジュールに関する対中 AD 措置発動を誘引し、またそれに対する中国の対抗措置を引き起こす契機となった。具体的には、EU、カナダ、トルコが対中 AD 措置等を発動し、中国政府は米国及び EU に対して対抗措置を発動している。

なお、2018 年我が国の不公正貿易報告書でも、本 SG 措置は取り上げられ、SG 措置の原則である「必要最低限な措置」となっておらず、SG 措置の発動要件である「事情の予見されなかった発展」の十分な説明がないと報告している。

② 太陽電池セル・モジュール市場の状況

世界の太陽電池セル・モジュール市場の状態を各国・地域別に着目する。まず、太陽光発電設置容量で太陽光発電市場の推移に着目すると、2007 年以降に欧州で急速に市場が拡大したものの 2011 年以降には縮小し、代わりに中国を始めとするアジア大洋州市場が拡大している（第Ⅱ-2-3-2-18 図）。また、2016 年以降には米国市場も拡大している[196]。次に、太陽電池セル・

第Ⅱ-2-3-2-18 図
世界の太陽光発電設置容量の推移（地域別）

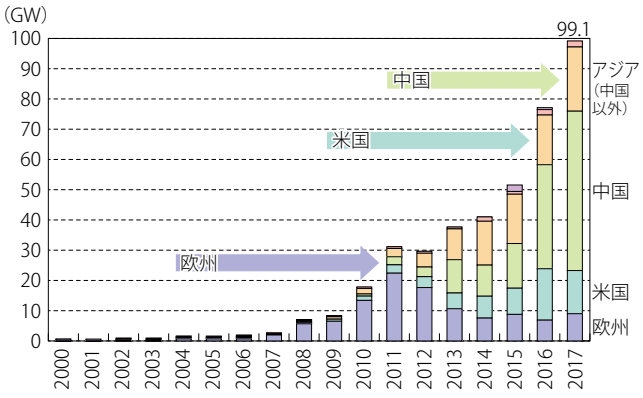

資料：Solar Power Europe（2018）

196 各地域の太陽光発電市場の拡大の契機となったのは、いずれも政府による補助政策が契機となっている。欧州では 2004 年にドイツで太陽光発電の固定価格買取制度が始まったこと、中国では 2011 年に固定価格買取制度を導入したこと、米国では 2009 年にグリーン・ニューディール政策を掲げ 2015 年に再生可能エネルギー導入（太陽光発電を含む）に対する減税が 2016 年末まで延長等されたことなどが挙げられる。

第Ⅱ-2-3-2-19 図
世界の太陽電池セル・モジュール輸出額の推移（国別・積上グラフ）

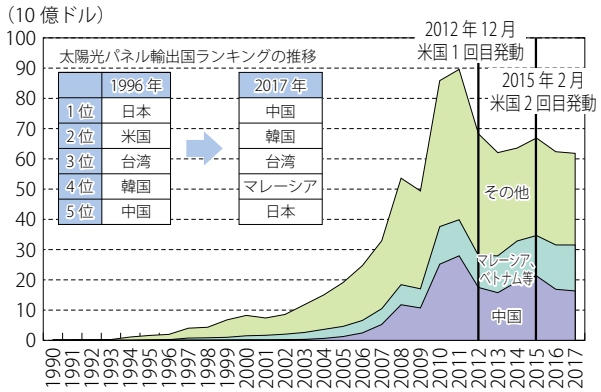

備考：「マレーシア、ベトナム等」は、中国企業が海外生産・提携生産を拡大した、マレーシア、ベトナム、台湾、タイ、香港の 5 か国・地域。セル・モジュールは HS854140 の輸入額とした。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-2-20 図
米国の対象品目輸入額の推移（世界・中国）

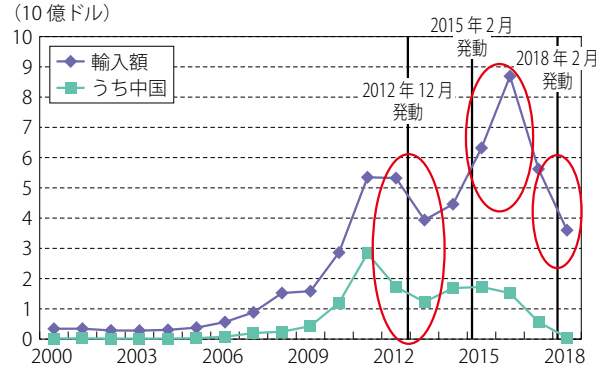

備考：脚注 199 のセル・モジュールの輸入額。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-2-21 図
米国輸入額の推移（国別・100% 積上グラフ）

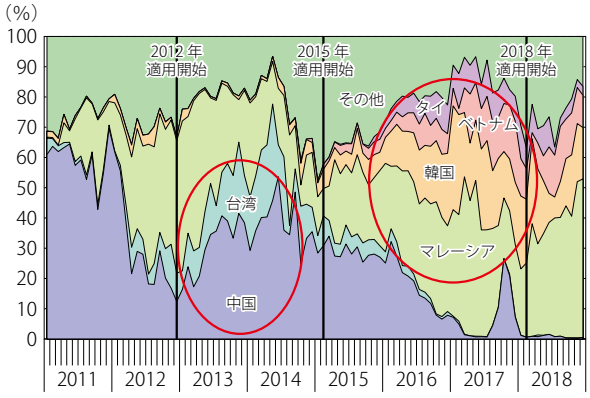

備考：脚注 199 のセル・モジュールの輸入額。
資料：Global Trade Atlas から作成。

モジュールの主要な輸出国の移り変わりを確認する。太陽電池セル・モジュールの各国輸出額の合計は、2011 年の約 900 億ドルをピークに急落し、600～700 億ドルの間で足下は低迷している。低迷の要因としては、米国のみならず主要国間で AD 措置等を連鎖的に発動し合ったこと[197]や最大の生産国かつ輸出国である中国の国内市場が急拡大したことが影響していると考えられる。中国は 1996 年に輸出額世界第 5 位に浮上し、2008 年に第一位になって以降、第一位の地位を維持している[198]。その後、前述のように中国企業は、マレーシア、ベトナム等海外での生産を拡大した（第Ⅱ-2-3-2-19 図）。

③ 措置発動国（米国）における貿易への影響

米国の太陽電池セル・モジュール輸入額[199]の推移に着目すると、2007 年頃から米国の輸入は増加傾向に転じ、特に当時輸入の半数を占める中国からの輸入が 2010 年から急増する（第Ⅱ-2-3-2-20 図、第Ⅱ-2-3-2-21 図）。これに対して米国政府が 2012 年 12 月に 1 回目の措置を発動すると、2013 年には中国及び世界の輸入額は減少する。しかし、2014 年には中国企業等は台湾産セル等を中国で組立ててモジュールを輸出する抜け道を利用するようになり[200]、再びモジュールの輸入額は増加に転じた。モジュールの中国シェアは 1 回目の措置発動時には 10%近くまで減少したが、その後 50%近くまで増加し、台湾のシェアを加えると 60%を超えるようになった。このため、米国政府は 2015 年 2 月に原産国の定義を、「セル生産国」から「モジュール生産国」へと変更し、台湾を原産国の対象に追加する形で 2 回目の措置を発動した。こうした中、米国では再生可能エネルギー導入に対する減税は 2016 年末が最終年[201]であったため、駆込み需要に

197 太陽電池セル・モジュールについては、米国が 2011 年 11 月に対中 AD/CVD 措置の調査開始、2012 年 12 月に措置発動。EU は 2012 年 9 月及び 11 月に対中 AD/CVD 措置の調査開始、2013 年 6 月に暫定措置発動、同 12 月に措置発動。カナダとトルコが中国製モジュールに対して 2015 年 7 月、2017 年 2 月に対中 AD 措置等を発動。これらに対し、中国は 2014 年 1 月と 2015 年 5 月にその材料となるポリシリコンに対米国・韓国 AD 暫定措置、対 EU AD 措置等を発動している。
198 執筆時点ではマレーシアの 2018 年データが公表されておらず、2017 年まで中国は 1 位。なお、2018 年はマレーシアに抜かれて中国が 2 位になる可能性がある。
199 HS コード 854140.60.20（モジュール）、854140.60.30（セル）等の輸入額。国別グラフはモジュールの影響を見るため、854140.60.20 等に限定した。なお、2018 年 7 月から以前の 854140.60.20 が、854140.60.15 と 854140.60.35 に分割された。
200 脚注 198 参照のこと。
201 当時 2016 年末までの期限は、執筆時現在で 2019 年末までと延長された。

よって国内の太陽光発電市場が急速に拡大し、2016年に世界からの輸入は急増、輸入額は約87億ドルに達した（一方で2017年は反動によって大幅に減少している）（第Ⅱ-2-3-2-22図）。国別でみると中国や台湾からの輸入は月を追うごとに減少し、代わりに対象国として指定されていないマレーシア、韓国、ベトナム、タイといった国からの輸入が増加している。これは中国等の主要企業の製造工場立地の移り変わり（第Ⅱ-2-3-2-23表）とも符合し、中国企業等の迂回輸出によって輸入が増加したと考えられる。その後、米国は2018年2月に3回目の措置を発動した。その結果、2018年の輸入額は約36億ドルと2016年のピークから半減した。国別では中国はほぼなくなり、マレーシア、韓国、ベトナムがシェアを伸ばすも金額ベースでは発動時に大きく減少した。

第Ⅱ-2-3-2-22図
米国の太陽電池発電設置容量の推移

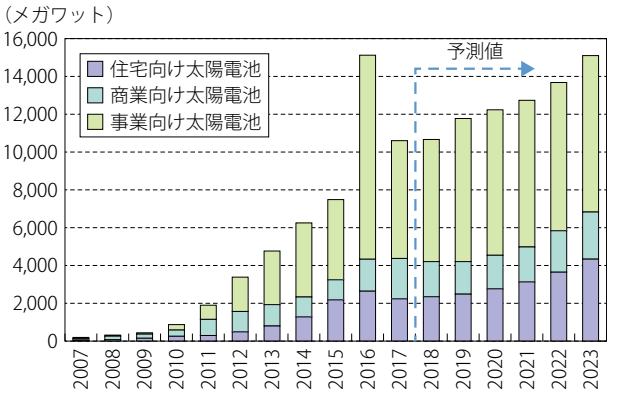

資料：USITC（2019年3月）から作成。

第Ⅱ-2-3-2-23表　主要企業の製造拠点の拡大

		米国	カナダ	中国	マレーシア	フィリピン	インドネシア	ベトナム	タイ	ドイツ	ポルトガル	メキシコ	南アフリカ	インド
JAソーラー社	中国			○ 揚州（2009起工）	○ （2015）			○ バクザン（2016起工）						
通威 Tongwei	中国			○ 合肥（2013）、成都（2015）				○ （2017）	○ （2016）					
トリナ・ソーラー社	中国			○ 合肥（2016）、湖北仙桃（2015）、塩城（2017）、等	○ （2015）マレーシア現地会社と協力								○	
ハンファQセル社	韓国	○ ジョージア工場2019竣工予定		○ 江蘇省工場を閉鎖（2017）	○ （2014工場建設予定）									
ジンコソーラー社	中国	○ フロリダ工場建設中		○ 江西省、浙江省、新疆ウイグル自治区	○ （2015）						○		○	
隆基緑能科技 LONGi	中国			○ 銀川（2009）、無錫（2010）、楚雄（2015署名）、保山（2016署名）、麗江（2016署名）等	○ クチン（2018）									○ アンドラプラデシュ州
カンディアンソーラー社	加/中		○ オンタリオ主力工場	○ 中国国内は2016末に合計4.1GWを追加する予定で、海外のキャパシティーは1.53GWを追加する予定			○ （2016）	○ （2016）						
ファースト・ソーラー社	米国	○ オハイオ州		○ 張家港（2015）、徐州等	○ クリムハイテクパーク（2008）			○ ホーチミン（2018）		○ フランクフルト（2012年操業停止）				
ライセンエネルギー社	中国			○ 寧波、落陽、江西九江、鳥海（2015署名）								○		
インリーソーラー社	中国			○ 海南海口（2009）、天津（2011）、衡水（2012）等										
サンパワー社	米国	○ ソーラーワールド社を買収			○ AUO合弁電池工場（2010建設中）	○ （2016年閉鎖）								

資料：各社HPや報道から作成。

④ 措置発動国（米国）の太陽光メーカーにおける価格、雇用、株価等への影響

次に米国での物価、雇用、株価などの影響をみる。米国エネルギー省傘下の国家再生エネルギー研究所によれば、米国の太陽電池モジュールの価格は世界価格と比べて割高であったものの、輸入のピークを迎えた2016年に大きく下落し、米国価格（0.39ドル／ワット[202]）はグローバル価格（0.37ドル／ワット）に最も接近した（第Ⅱ-2-3-2-24図）。しかし2016年の減税駆込み需要の反動で2017年に設置容量が減少し、輸入が減少した2017年第1四半期を境に米国価格は上昇基調に転じる。一方で、グローバル価格はその後も下落しており、その差は2018年第1四半期で0.17ドル／ワットと、1.5倍に膨れ上がった。また2017年～2018年の米国・EU市場における推移については、データの制約から類似価格のものになるが、米国では3回目の措置に向けた調査開始以降、太陽光価格は横ばいで推移している一方でEUでは下落していることから、米国における価格が措置の効果によって世界的なトレンドに比して下がっていない可能性がある（第Ⅱ-2-3-2-24図[203]、第Ⅱ-2-3-2-25図）。

次に、米国の太陽電池企業の雇用と業績に着目する。USITCのレポート[204]によると、2011年からの輸入急増によって米国セル・モジュール生産者は壊滅的な打撃を受けており、2016年には供給量に占める国内生産量のシェアは4.6％に低下した（第Ⅱ-2-3-2-26図）。同レポートによれば、40社について調査を行った結果、米国内で2012年から2017年前半にかけて28工場が閉鎖しており、米国国内メーカーへの打撃の大きさがうかがわれる。

3回目の措置後には、措置の発動後に増産や新工場

第Ⅱ-2-3-2-24図
米国と世界の太陽電池モジュールの価格推移

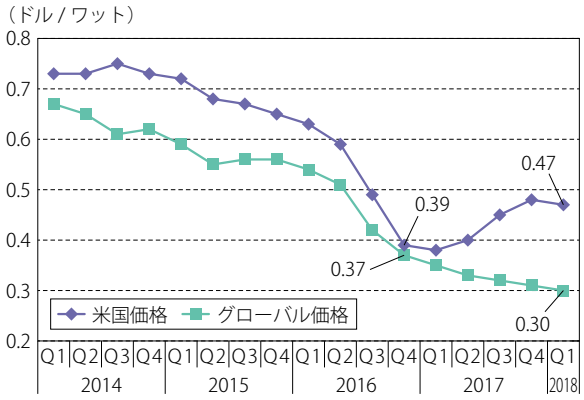

資料：National Renewable Energy Laboratory（2018）から作成。

第Ⅱ-2-3-2-25図
米国及びEUの太陽電池モジュール価格の推移（上：米国、下：EU）

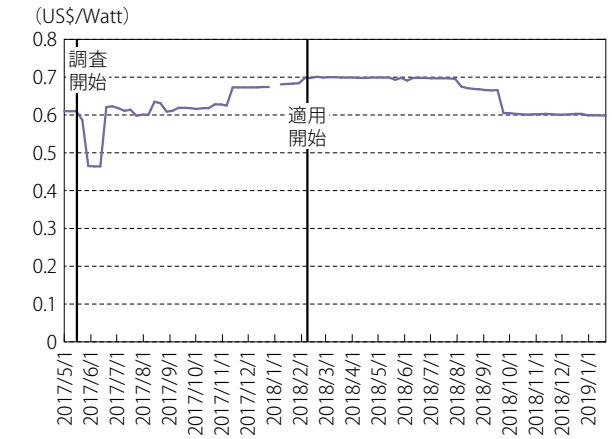

資料：Bloombergから作成。

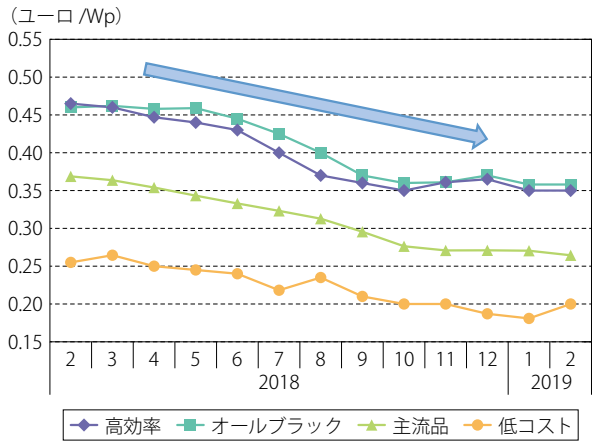

資料：pvXchange.comが公表する指標から作成。

第Ⅱ-2-3-2-26図
米国の太陽電池セル・モジュールの国内生産量と輸入量の推移

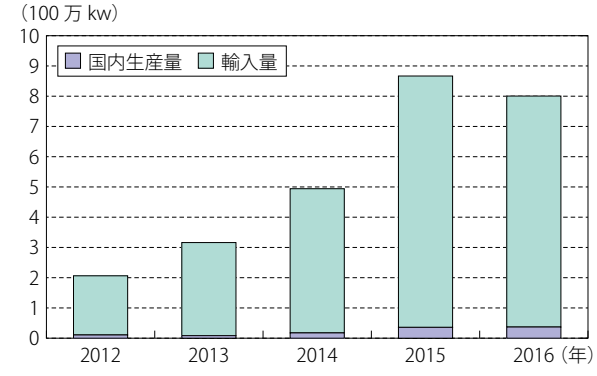

資料：USITC（2017）から作成。

202 1ワット発電するのに必要な太陽光モジュールの単価。
203 National Renewable Energy Laboratory（2018）.
204 USITC（2017）.

を発表した企業がある一方で、措置の発動にも関わらず、業績が回復することなく倒産した企業も存在する（第Ⅱ-2-3-2-27 表）。

2018 年の米国メーカーの業績を、国内生産を増強したとされるファーストソーラー社と、海外生産拠点も有するサンパワー社について見てみると、両社ともに雇用者数は減少から横ばいに転じたものの、売上高は減少した。また、ファーストソーラー社の純利益は 0 近傍で大きな増減はないが、サンパワー社は赤字で推移している（第Ⅱ-2-3-2-28 図、第Ⅱ-2-3-2-29 図、第Ⅱ-2-3-2-30 図）。このように、SG 措置によって保護されたはずの米国メーカーであっても、2018 年の時点においては、業績の改善が見られない。

第Ⅱ-2-3-2-27 表　SG 措置によるメーカーへの影響

	企業	日付	出来事・対応
メーカー	サンパワー社（米国）	2018/1/29	同社の太陽光パネルの大半をフィリピンとメキシコで生産していることから、アメリカの工場拡張に伴う 2000 億ドルの投資計画を延期。米国で人員削減を検討。
		2018/5/3	アメリカ国内でパネルを生産しているソーラーワールド（海外メーカーに価格で太刀打ちできず、2017 年には 2 度も破産申請した）を買収。
		2018/5/30	オレゴン州での生産を増やすと発表
	ファーストソーラー社（米国）	2018/5/30	オハイオ州での生産を増やすと発表
			アメリカ国内に 4 億ドルかけてオハイオ州に新工場建設を決定。新工場によって同社の国内生産能力は 3 倍に。
	サニバ社（中国資本の米子会社）	2018/6/21	SG 措置が発動したが、会社の業績は上昇せず、倒産。

資料：各種報道から作成。

第Ⅱ-2-3-2-28 図
米国モジュールメーカー労働者数の推移

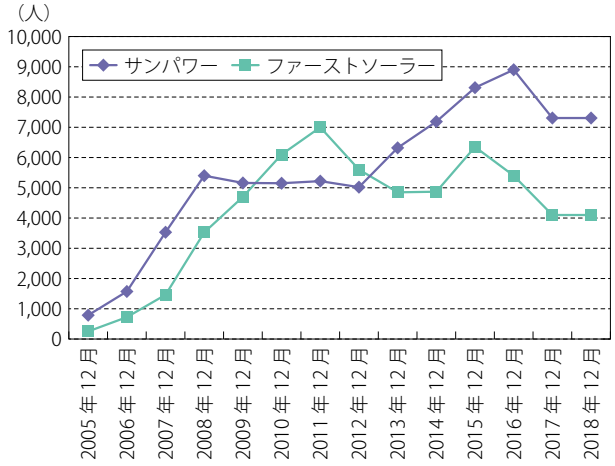

備考：各年末の従業員数。
資料：Osiris から作成。

⑤ 措置発動国（米国）の川下産業への影響

太陽光メーカーにおける川下産業は、主に太陽光パネルの設置・プロジェクト管理会社であるが、太陽光モジュールの価格が措置の発動によって、当初の予定に反して下がらなかったがために、多くの企業がコスト増による新規採用中止やプロジェクト凍結などの負の影響を報告している（第Ⅱ-2-3-2-31 表）。

第Ⅱ-2-3-2-29 図
米国モジュールメーカー売上高の推移

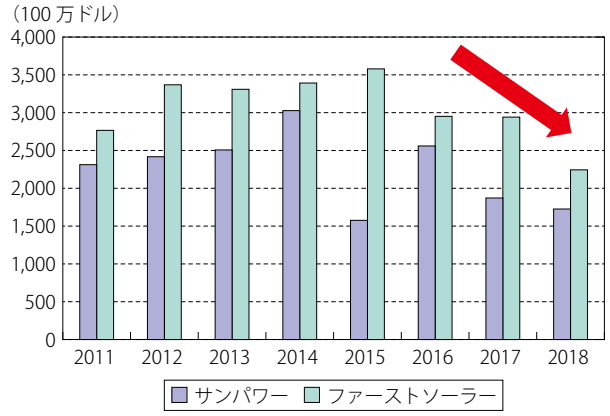

資料：WIND から作成。

第Ⅱ-2-3-2-30 図
米国モジュールメーカー純利益の推移

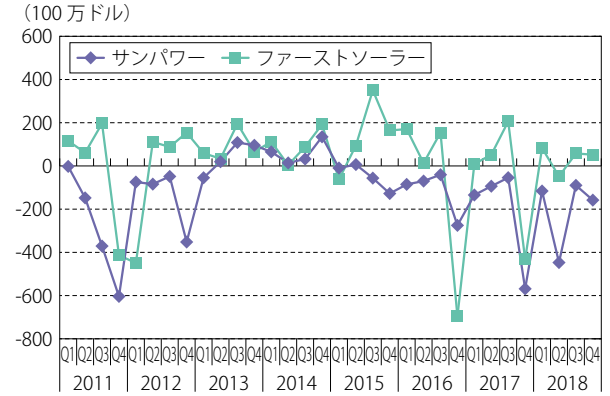

資料：WIND から作成。

第Ⅱ-2-3-2-31 表
SG 措置による設置プロジェクト管理企業への影響

	企業	日付	出来事・対応
設置・プロジェクト管理	マッカーシービルディングカンパニー社（米国）	2018/6/9	年内に予定していた約 1,200 人の採用計画を半分に圧縮。
	パインゲイトリニューアブルス社（米国）	2018/6/9	現従業員 85 人の会社だが、関税が上がる前に十分な在庫を確保できなかったため、30 人予定していた正社員の新規採用を取止めた。
	サイプレスクリークリニューアブルス社（米国）	2018/6/9	輸入制限によるコスト増で採算が取れなくなったため、15 億ドル相当のプロジェクトを凍結した。
	サザンカレント社（米国）	2018/6/9	サウスカロライナ州などで約 10 億ドル相当のプロジェクトを凍結した。

資料：各種報道から作成。

第Ⅱ-2-3-2-32 表
太陽光発電の各分野の労働者数の推移 [205]

（単位：万人）

	2016	2017	2018	17-18差	前年比		
					2016	2017	2018
設置・プロジェクト管理	17.2	16.5	15.5	-1.0	20.5%	-3.7%	-6.1%
製造	3.8	3.7	3.4	-0.3	25.9%	-3.2%	-8.6%
卸売・配達	3.2	3.1	2.9	-0.2	31.9%	-3.8%	-5.4%
その他	1.8	1.7	1.3	-0.4	54.7%	-5.3%	-24.5%
合計	26.0	25.0	23.1	-1.9	24.5%	-3.8%	-7.6%

資料：米国業界団体 Solar Foundation の雇用調査から作成

川下産業の雇用について、米業界団体 Solar Foundation の統計によれば 2018 年に設置・プロジェクト管理で業界内で最大の 1.0 万人減少しており、前述したように本措置によって裨益を受けるはずの製造でも 0.3 万人が減少した（前年比▲8.6％減）結果、業界全体では 1.9 万人の雇用が失われた（同▲7.6％減）（第Ⅱ-2-3-2-32 表）。

また、報道等 [206] によると、セル・モジュールメーカーによる新規設備投資は 10 億ドル程度に止まると見込まれる一方で、措置発動によって建設コストが 10%押し上げられたことから、米国内の太陽光発電設置の大規模プロジェクトが凍結され、その総額は 25 億ドル [207] に上ったとされており、太陽光発電投資への米国内の社会総余剰は 15 億ドルのマイナスとなるとしている [208]。

⑥ 措置の他国への影響

米国の当該措置発動後、鉄鋼 SG の際と同様に、多くの国が AD/CVD 措置や SG 措置の調査を開始した。2011 年 11 月に米国が調査を開始すると、EU（2012 年 9 月）、インド（2012 年 11 月）、豪州（2014 年 5 月）、カナダ（2014 年 12 月）が次々と太陽電池セル・モジュールに対して対中 AD 調査等を開始した。また、EU は 2013 年 8 月に民間ベースの EU・中国間の輸出価格約束を締結した（2018 年 9 月終了）。その他、カナダ（2015 年 7 月）、トルコ（2017 年 2 月）が、相次いで対中 AD 措置等を発動した。これらに対し、中国は、2013 年に太陽電池セルの原料となるポリシリコンに対して対米国・韓国・EU に対してそれぞれ AD 措置等を発動した。

上記でみたように、グローバル価格は下落傾向であったものの、主要な輸出国である中国、米国、EU を巻き込んだ関税措置の応酬は、これらの AD/CVD 課税率が 100%を超える場合があったことを考慮すれば、価格へも一定の影響を与えて、世界の川下産業や消費者にマイナスの影響を及ぼした可能性も考えられる。

3. 足下の貿易制限的措置（米国通商拡大法 232 条関連、通商法 301 条関連）の世界経済への影響 [209]

前項では、過去に発動された関税引上げ措置の影響を見てきたが、本項では、2018 年 3 月から始まった通商拡大法 232 条及び通商法 301 条に係る措置について、それぞれの経済的影響を俯瞰する。複雑な GVC が組まれている現代においては、貿易制限的措置が及ぼす経済的影響の全容を知るのは困難を極める。しかし、前項までに論じたとおり、関税引上げ措置は、措置の被発動国のみならず、貿易障壁を設けた措置発動国自身の企業や消費者にも損失を生じさせ、さらには当事国以外にも波及的な影響を与えることとなり、市場を歪めるおそれがあると考えられる。

（1）通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課措置の影響

① 措置概要

措置の概要については、第 1 節で既述しているので詳細は省くが、米国の措置発動の流れを図にまとめたものが第Ⅱ-2-3-3-1 図、米国の措置とそれに対する主要 5 か国 [210] の対抗措置の規模を比較したのが第Ⅱ-2-3-3-2 図である。

205 The Solar Foundation（2018）.
206 ロイター（2018 年 6 月）https://jp.reuters.com/article/us-trump-effect-solar-insight-idJPKCN1J40T1
207 米国太陽光エネルギー産業協会（SEIA）によると 2017 年の大規模プロジェクトは総額 68 億ドル程度とされ、25 億ドルは 3 分の 1 以上に当たる。
208 一方で、USITC（2019）によれば、公開情報をソースとして措置発動以降の 6 社が 2018 年 11 月、2019 年初頭、2019 年中に主にモジュール製造工程の新設計画を発表し、製造容量が合計 3,100 メガワットに達するとした。2018 年の設置容量が 1 万メガワットであることを考えれば相当な設置容量であり、今後メーカーを中心に、生産者余剰が増加する可能性もあり得る点には留意が必要である。
209 本項は、2019 年 4 月時点（貿易データは 3 月時点）で把握可能な情報で整理した。
210 米国の措置に対しては、EU、カナダ、メキシコ、中国、ロシア、トルコの 6ヵ国・地域が対抗措置を発動しているが、トルコは国内産業保護や貿易赤字の縮小を目的に対抗措置以外にも追加関税措置を実施していることから、本項ではトルコを除く 5ヵ国・地域について分析を行う。また、米国政府公表資料においては、HTS（Harmonized Tariff Schedule）と記載されているところ、対応する Global Trade Atlas の HS（Harmonized System）コードに基づき集計。

② 関税賦課の対象品目における米国輸入額の推移

232 条に基づく関税賦課対象品目に係る米国の輸入量は措置発動後の価格ベースで前年比▲ 6.3%、数量ベースで同▲ 16.7%と大きく減少している（第Ⅱ-2-3-3-3 表）。年ベースで見ても、鉄鋼の輸入量は 2018 年には前年比▲ 11%、アルミニウムは同▲ 13%となっている。一方、輸入額は、発動後に減少はしているものの、年ベースではかろうじて前年比微増にとどまっている。鉄鋼・アルミニウムいずれも輸入数量に比して輸入額の減少が小さかったことを示しており、発動後に単価が高い高付加価値品の輸入割合が増加している可能性も考えられる（第Ⅱ-2-3-3-4 表）。

また、当該措置に対する各国の対抗措置が貿易額に与える影響を見ると、対抗措置により追加関税が課された品目に関する米国の輸出額は 5 か国・地域平均で▲ 19.7%と大きく減少していることが分かる（第Ⅱ-2-3-3-5 表）。

③ 米国産業界への影響

2018 年における米国内の鉄鋼生産量は前年に比べ 6%、540 万トン増加し、輸入量は前年比で 374 万トン減少したが、鉄鋼生産量 8,660 万トン及び輸入量 3,080 万トンから見れば、影響は軽微なものといえる[211]。

価格について、代表的なベンチマークである熱間圧延コイル（HRC）のマーケット価格を見てみる。米国の鉄鋼価格は、元々他地域に比べて高値をつけてきたが、措置発動後に一時期にはトン当たり 1,000 ドル近くまで上がった一方、他地域は横ばいで推移したことから、価格差は最大 1.5 倍以上にまで広がった（第Ⅱ-2-3-3-6 図）。また、第Ⅱ-2-3-3-7 図にあるとおり、対象品目の輸入単価（関税賦課前の価格）は措置発動後に上がっているが、対象品目ではない鉄鋼・アルミニウムは、2002 年の鉄鋼セーフガード時のように値上がりする動きは見受けられない。こうした鉄鋼価格の上昇等により、米国の主要な鉄鋼メーカーの業績は、232 条の調査及び措置発動後に伸びており、工場の新規建設等の投資発表も行われたほか、最大手のニューコア社やスチールダイナミクス社ではそれぞれ 400 人、230 人の新規雇用も発表している。また US スチール社の 2018 年の利益は 11 億ドルと、前年（3.9 億ドル）に比べて 3 倍近くまで伸びている（第Ⅱ-2-3-3-8 図、

第Ⅱ-2-3-3-1 図
米国 232 条措置発動の流れ（2017 年ベース）

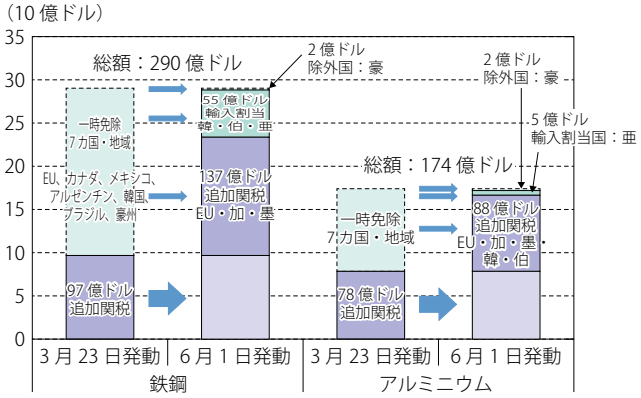

備考：米国の対象品目輸入額（2017 年）を鉄鋼 / アルミニウム別、発動日別に分け積上グラフ化した。2019 年 4 月時点で把握可能な情報で整理した。
資料：米国政府公表を基に Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-2 図
米国 232 条措置と対抗措置の規模（2017 年輸入額ベース）

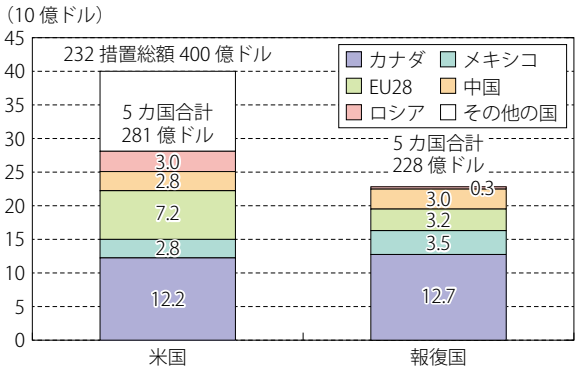

備考：グラフ左の米国は報復国（主要国 5 か国・地域）からの、グラフ右の報復国は米国からの報復措置の、対象品目の輸入額（2017 年ベース）を積上グラフとして示した。なお EU の Annex Ⅱ（2021 年 3 月等に発動予定のリスト）は除いた。2019 年 4 月時点で把握可能な情報で整理した。
資料：各国政府公表資料、Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-3 表
米国の対象品目輸入額及び輸入量推移

	対象品目輸入量／額		
	2017 年 右と同期間	2018 年 発動月 ~ 年末	2018 年対象期間 前年同期比
価格ベース （10 億ドル） 被発動国合計	31.4	29.4	-6.3%
数量ベース （100 万 t） 被発動国合計	28.3	23.5	-16.7%

備考：米国の発動から 2018 年末までの対被発動国輸入。被発動国は、追加関税又は輸入数量割当のいずれかの被発動国で除外国である豪州を除くすべての国。2019 年 4 月時点で把握可能な情報で整理した。
資料：各国政府公表資料、Global Trade Atlas から作成。

211 USDOC（2019）.

第Ⅱ-2-3-3-4表　対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品）に係る米国の輸入額及び輸入量

相手国	輸入額（億ドル）／輸入量（万トン）	対象品目輸入						米国輸入に占める割合			
		鉄鋼		アルミニウム		前年比		鉄鋼		アルミニウム	
		2017年	2018年	2017年	2018年	鉄鋼	アルミニウム	2017年	2018年	2017年	2018年
世界	輸入額	290.3	295.2	174.0	175.9	2%	1%	100%	100%	100%	100%
	輸入量	3,455	3,080	696	608	-11%	-13%	100%	100%	100%	100%
EU28	輸入額	59.9	65.6	12.5	16.4	9%	32%	21%	22%	7%	9%
	輸入量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カナダ	輸入額	52.0	56.0	70.4	67.5	8%	-4%	18%	19%	40%	38%
	輸入量	579	572	297	250	-1%	-16%	17%	19%	43%	41%
メキシコ	輸入額	24.9	30.0	2.6	2.5	20%	-5%	9%	10%	2%	1%
	輸入量	315	344	7	6	9%	-10%	9%	11%	1%	1%
日本	輸入額	16.6	16.6	2.5	3.5	-0%	39%	6%	6%	1%	2%
	輸入量	173	138	3	5	-20%	33%	5%	4%	0%	1%
ロシア	輸入額	14.1	13.9	16.0	9.3	-2%	-42%	5%	5%	9%	5%
	輸入量	281	230	76	39	-18%	-49%	8%	7%	11%	6%
中国	輸入額	10.1	9.1	18.4	11.1	-10%	-40%	3%	3%	11%	6%
	輸入量	76	64	63	33	-16%	-47%	2%	2%	9%	5%
トルコ	輸入額	11.9	7.8	0.5	1.6	-35%	213%	4%	3%	0%	1%
	輸入量	199	106	2	5	-47%	207%	6%	3%	0%	1%
インド	輸入額	7.6	3.9	3.8	6.0	-49%	58%	3%	1%	2%	3%
	輸入量	75	28	17	24	-63%	40%	2%	1%	2%	4%
豪州	輸入額	2.1	2.4	2.1	3.4	14%	58%	1%	1%	1%	2%
	輸入量	28	27	10	14	-6%	41%	1%	1%	1%	2%
アルゼンチン	輸入額	2.2	2.2	5.5	4.4	-0%	-19%	1%	1%	3%	3%
	輸入量	21	17	26	18	-19%	-33%	1%	1%	4%	3%
ブラジル	輸入額	24.5	26.0	1.4	1.9	6%	37%	8%	9%	1%	1%
	輸入量	69	101	3	2	45%	-7%	2%	3%	0%	0%
韓国	輸入額	27.9	23.6	1.1	2.5	-15%	121%	10%	8%	1%	1%
	輸入量	341	251	3	7	-26%	92%	10%	8%	0%	1%

備考：1．【適用除外について】韓国、ブラジル：鉄鋼について輸入数量割当について追加関税措置を免除されている。
アルゼンチン：輸入数量割当により、追加関税措置を免除されている。豪州：追加関税措置を免除されている。
2．【EU28の輸入量】輸入量データについては、Global Trade Atlasでは、EU28ヵ国の合計値が取得できなかったため、「-」として表示している。
3．グレーの網掛けは、米国による232条による措置の適用除外が設けられている国・品目。
4．2019年4月時点で把握可能な情報で整理した。
資料：各国政府公表資料、Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-2-3-3-5表
対抗措置対象品目に係る米国からの輸入額（各国の措置発動後から2018年末までの期間を前年同期比較したもの）

	対象品目輸入額（10億ドル）		
	2017年 右と同期間	2018年 発動月～年末	2018年対象期間 前年同期比
5カ国計	12.8	10.3	-19.7%
EU	1.9	1.4	-23.8%
カナダ	6.2	5.2	-17.3%
メキシコ	2.1	2.0	-6.1%
中国	2.4	1.6	-33.3%
ロシア	0.2	0.1	-44.0%

備考：2019年4月時点で把握可能な情報で整理した。
資料：各国政府公表資料、Global Trade Atlasから作成。

第Ⅱ-2-3-3-6図
主な地域における鉄鋼（熱間圧延コイル）のマーケット価格の推移

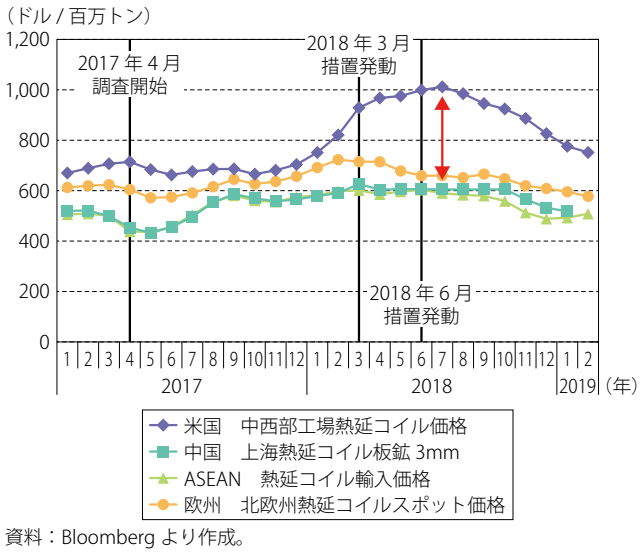

資料：Bloombergより作成。

第Ⅱ-2-3-3-7 図
米国における対象品目の輸入単価の推移（フィッシャー指数）

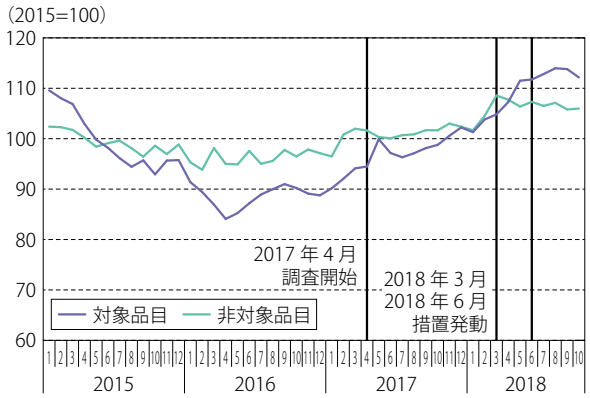

備考：HS コード 6 桁ベースで、対象品目と HS72 類、73 類、76 類で非対象になった品目（非対象品目）をフィッシャー指数を用いてグラフ化。2015 年平均 =100 とした。
資料：米国政府資料、Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-8 図
米主要鉄鋼メーカーの業績（純利益（GAAP））

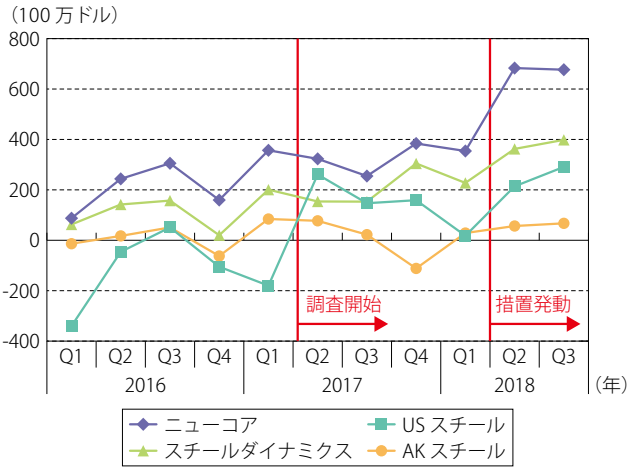

資料：Bloomberg より作成。

第Ⅱ-2-3-3-9 表　米主要鉄鋼メーカーの決算時発表に対する報道

企業	報道等
ニューコア社	輸入関税によって 18 年 Q4 は予想を上回る結果となった。鋼板価格の下落にも拘わらず、19 年 Q1 の予想も強気。 関税による下支えを背景に **13.5 億ドルの厚板工場の建設を発表。**22 年から稼働、**400 人を雇用予定。**
US スチール社	関税の恩恵で増益となったが市場予想を下回った、**18 年の利益は 11 億ドルと昨年の 3.9 億ドルの 3 倍近い。** **鉄鋼の町イリノイ州グラニットシティで生産を増やし、**3 億ドルの自社株買いを実施、また、エネルギー業界を中心に売上を伸ばしている。
スチールダイナミクス社	18 年 Q4 は Q3 からは減速するも好調。米南西部に **17～18 億ドル規模の圧延鋼板ミルの建設を予定。**21 年から稼働予定で **600 人の雇用**を創出。
AK スチール社	クレディスイス、モルガンスタンレーなどは目標価格を引き下げている。 コスト削減、効率化等のため稼働率の低い**ケンタッキー州の高炉閉鎖**を発表。**230 人の雇用**に影響。

資料：各種報道より作成。

第Ⅱ-2-3-3-9 表）。

一方で、前節の過去の鉄鋼 SG に関する分析でも見られたように、こうした鉄鋼価格の上昇は、鉄鋼を原材料として使用する川下産業にとってはコスト上昇に繋がる。鉄は「産業のコメ」とも言われ、価格上昇は製造業を中心に幅広い産業に悪影響を与える。米国の主要自動車メーカーであるフォード・モーター社は、関税賦課や鉄鋼価格の上昇により約 10 億ドルの利益が失われるとして、貿易紛争の早急な解決を訴えている[212]。また、米国民間シンクタンクは、関税措置による企業の税引き前利益の押し上げ効果は 24 億ドル、創出される雇用は 8,700 人であるが、このために川下産業の鉄鋼ユーザーが被る負担は 56 億ドルで、米国全体ではマイナスの影響があり、一人分の雇用を創出するのに 65 万ドルのコストがかかっていることになると試算している[213]。

④ 他国への波及的な影響（EU への鉄鋼流入の例）

前述したとおり措置の発動後、米国の鉄鋼の輸入量は大きく減少した。一方で輸出先を失った海外製品が、他国市場に流入していると見られる現象も観察されている。その一例として、措置発動以降の米国及び EU の鉄鋼（フラットロール製品、HS7208～7212）の輸入の推移に着目する（第Ⅱ-2-3-3-10 図）。

212 フォードの 2018 年の売上げは 1603.4 億ドル（2017 年 1567.8 億ドル）と増加した一方、利益は対前年比 52.5％減の 36.8 億ドル（2017 年 77.3 億ドル）となっており、利益が大きく減少した。北米以外の市場での販売不振が大きな要因とされている。
213 Gary Clyde Hufbauer and Euijin Jung（2018）.

第Ⅱ-2-3-3-10 図
米国・EU の鉄鋼輸入額の推移（前年同月差：億ドル）

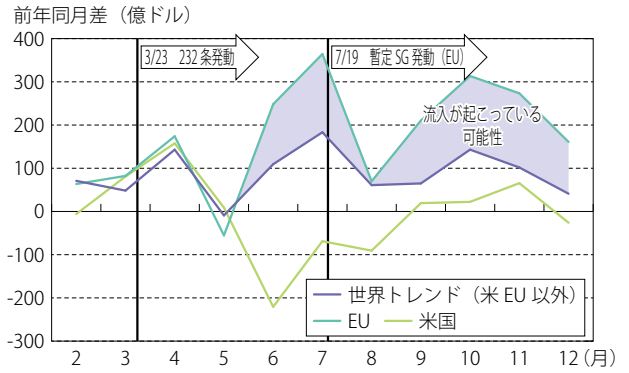

備考：世界トレンドは、2～5 月の平均が EU、米国と一致するように調整したもの。
資料：Global Trade Atlas より作成（フラットロール製品、HS7208～7212）。

第Ⅱ-2-3-3-11 図
米国のフラットロール製品輸入額の推移及び各国寄与度（前年同月比）

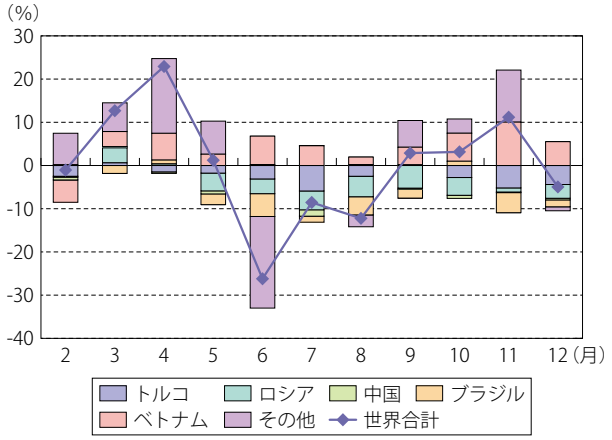

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-12 図
EU のフラットロール製品輸入額の推移及び各国寄与度（前年同月比）

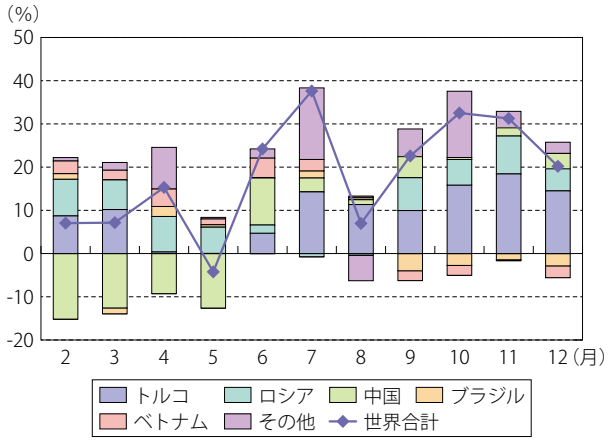

資料：Global Trade Atlas より作成。

米国、EU、及びその他世界のフラットロール製品の輸入額の月次推移を見ると、2018 年 5 月まではそれぞれが同様のトレンドで動いていたものの、6 月以降は、米国と EU が大きく異なる動きを見せている。米国においては前年同月差で、最大で 200 億ドル程度減少する一方、EU 輸入は、対前年同月差で、最大 350 億ドル増加し、世界トレンドとの比較においても大きく上回った。

米国と EU のフラットロール製品輸入額の前年同月比における国別寄与度に着目すると、特にトルコ、ロシア、中国の 3ヶ国の寄与度に米国と EU で逆方向のトレンドが見られる。米国では当該 3ヵ国からの輸入が大幅に減少した一方で、EU ではこれらの国からの輸入が急増しており、米国向けに輸出されるはずであった鉄鋼が、EU 向けに振り替えられた可能性がある。特にトルコ産製品については前年同月比で、EU の輸入を 10%程度押し上げるほど増加した（第Ⅱ-2-3-3-11 図、第Ⅱ-2-3-3-12 図）。

米国の 232 条措置の波及的な影響によるこのような流入によって国内鉄鋼産業が悪影響を受けることを避けるべく、EU は 2018 年 7 月に暫定セーフガード措置を発動し、翌 2 月には確定措置を発動している。本事例は、まさに米国による貿易制限的措置の影響が第三国に波及し、市場を歪めた例といえるだろう。

（2）通商法 301 条に基づく関税賦課措置の影響

① 米国の措置による貿易への影響

米国の通商法 301 条に基づく追加関税は、第 1 節で既述のとおり、2018 年に 3 段階に分けて順次発動された。追加関税の対象品目は 6,842 品目に上り、2017 年の米国の中国からの輸入額 5,050 億ドルの約 5 割に相当する。

第 1 弾の措置については、2018 年 6 月 15 日に公表された対象品目リストに基づき、同 7 月 6 日から 25%の追加関税が課されている。産業機械、自動車、情報通信機器、半導体[214]、航空機・宇宙機などの合計 818 品目が対象であり、2017 年の貿易統計によれば、合計約 340 億ドル規模の措置である。第Ⅱ-2-3-3-13 表は、対象品目リストに記載の HTS[215] 8 桁ベースで集計[216] を行った上で、HS2 桁ベースで整理したものである（第 2 弾、第 3 弾の集計方法も同様）。第 1 弾

214 HS2 桁では、主に 85 類に分類。

の措置においては、2018 年は輸入額の大きい順に、一般機械で前年比▲ 3.2%、電気機器で同▲ 12.2%、光学機器で同▲ 2.6%など、全体で▲ 5.9%の減少がみられた（第Ⅱ-2-3-3-13 表①）。さらに、2018 年 1 月以降の第 1 弾措置対象品目の中国からの輸入額の前年比伸び率と、中国からの全ての輸入額の前年比伸び率を比較したものが第Ⅱ-2-3-3-14 図である（第 2 弾、第 3 弾の集計方法も同様）。これによれば、追加関税措置発動が示唆[217]された 4 月から追加関税発動前の 6 月にかけては前年を上回る輸入額で推移している一方、措置が発動された 7 月以降は、前年度を下回る輸入額で推移しており、年末にかけて前年比伸び率のマイナス幅は拡大している。2018 年 12 月には、第 1 弾対象品目の中国からの輸入額は前年比 72%（前年比：▲ 28%）となった（第Ⅱ-2-3-3-14 図-①）。

第 2 弾の措置については、第 1 弾と同様、6 月 15

第Ⅱ-2-3-3-13 表　通商法 301 条対象品目の中国からの米国の輸入額（品目別）

①第 1 弾

第 1 弾（25%の追加関税）

HS 2 桁	品目概要	輸入額（100 万ドル）		伸び率（%）	品目数
		2017	2018		
	総計	32,236	30,339	-5.9	818
84	一般機械	15,779	15,272	-3.2	417
85	電気機器	9,612	8,436	-12.2	186
90	光学機器、精密機器	4,443	4,328	-2.6	129
87	自動車等	1,734	1,569	-9.5	41
88	航空機、宇宙機	507	550	8.5	15
－	その他	161	184	14.3	30

②第 2 弾

第 2 弾（25%の追加関税）

HS 2 桁	品目概要	輸入額（100 万ドル）		伸び率（%）	品目数
		2017	2018		
	総計	13,682	14,674	7.3	279
85	電気機器	7,504	7,806	4.0	36
39	プラスチック	2,152	2,379	10.5	146
84	一般機械	2,024	2,186	8.0	31
73	鉄鋼製品	883	900	1.9	6
90	光学機器、精密機器	597	631	5.7	16
－	その他	522	772	47.9	44

③第 3 弾

第 3 弾パート 1（10%の追加関税）

HS 2 桁	品目概要	輸入額（100 万ドル）		伸び率（%）	品目数
		2017	2018		
	総計	160,133	182,460	13.9	5,734
84	一般機械	37,660	43,288	14.9	196
85	電気機器	25,450	29,096	14.3	212
94	家具	22,887	25,315	10.6	68
87	自動車等	11,637	13,733	18.0	125
73	鉄鋼製品	7,693	9,158	19.0	134
42	皮革製品	7,330	7,407	1.1	86
39	プラスチック	5,635	7,176	27.3	53
83	卑金属製品	3,288	3,695	12.4	36
40	ゴム	3,187	3,764	18.1	143
44	木材等	3,134	3,015	-3.8	180
48	紙	2,973	3,280	10.3	222
82	卑金属製の工具等	2,924	3,470	18.7	94
29	有機化学品	2,817	3,665	30.1	692
70	ガラス	2,457	2,778	13.1	149
68	石、ﾌﾟﾗｽﾀｰ、ｾﾒﾝﾄ等	1,948	2,184	12.1	65
30	医療用品	1,601	1,654	3.3	264
33	精油、レジノイド等	1,336	1,367	2.3	25
65	帽子	1,234	1,320	7.0	26
20	野菜等	1,153	1,262	9.5	146
90	光学機器、精密機器	1,000	1,132	13.2	71
－	その他	12,789	14,701	15.0	2,747

第 3 弾パート 2（10%の追加関税）

HS 2 桁	品目概要	輸入額（100 万ドル）		伸び率（%）	品目数
		2017	2018		
	総計	29,616	30,424	2.7	11
85	電気機器	22,935	23,483	2.4	1
94	家具	6,282	6,476	3.1	9
29	有機化学品	399	465	16.5	1

備考：米国商務省統計に基づき、10 桁ベースで対象品目輸入額を集計の上、2 桁に整理したもの。
資料：Global Trade Atlas から作成。

215 米国政府公表資料においては、HTS（Harmonized Tariff Schedule）と記載されているところ、対応する Global Trade Atlas の HS（Harmonized System）コードに基づき集計。
216 対象品目リストは、HTS8 桁で大括りの対象品目が記載されており、個別に除外の対象となる品目については、HTS10 桁の品目番号や除外の対象となる品目の特徴が詳細に記載された形となっているが、本分析においては、全ての除外品目について統計上網羅的に集計することが困難であったため、HTS8 桁ベースでの集計とした。
217 米国政府は 4 月 3 日に約 500 億ドル規模の追加関税リストを公表している。

日に対象品目リストが公表され、８月７日に最終版リストが確定し、８月 23 日から 25％の追加関税が課されている。半導体、産業機械など、合計 279 品目が対象であり、2017 年の貿易統計によれば、合計約 160 億ドル規模の措置である。2018 年の第２弾対象措置の輸入額は全体で +7.3％の増加となっている（第Ⅱ-2-3-3-13 表-②）。ここで、2018 年１月以降の第２弾措置対象品目の中国からの輸入額の前年比伸び率と、中国からの全ての輸入額の前年比伸び率を比較すると、対象品目リストの公表があった６月から発動前の８月にかけて輸入額が急増しており、ピークの７月には前年比 +41％を記録している（第Ⅱ-2-3-3-14 図-②）。一方で、同図 14-②の９月以降の輸入額は、第１弾と同様、追加関税の影響とみられる輸入額伸び率の大幅な減少（９月は前年比：▲ 14％、12 月には同▲ 29％までマイナス幅が拡大）がみられ、関税発動前の駆け込み需要分が 2018 年の年間の輸入額の伸びに貢献していることが分かる。

第３弾の措置については、４月５日に 1,000 億ドルの追加関税賦課について検討の指示があり、６月 18 日には検討規模が 2,000 億ドルに拡大した。９月 17 日には、産業機械、鉄鋼製品、食品、帽子などの 5,745 の対象品目（2,000 億ドル規模）について 10％の追加関税が賦課されることが発表され、９月 24 日から発動されている。第３弾についても、措置の検討の初期段階にあたる５月から、措置が発動される９月までの間、駆け込み需要とみられる輸入額の増加があったことを背景に（第Ⅱ-2-3-3-14 図-③）、2018 年の対象品目の輸入額は前年比で増加している（第Ⅱ-2-3-3-13 表-③）。対象品目リストはパート１とパート２に分かれており、パート１について前年比 +13.9％、パート２について前年比 +2.7％であった（第Ⅱ-2-3-3-13 表-③）[218]。このように、第３弾の措置の影響とみられる輸入額の減少は観察されず、米国の対中輸入額全体と比較しても、むしろ全体よりも第３弾措置の対象品目の伸び率の方が、ほぼどの月においても高い傾向にあることが示されている（第Ⅱ-2-3-3-14 図-③）。

② 中国の対抗措置による貿易への影響

米国側の措置を受けて、中国からも、米国側の３度にわたる追加発動措置の発動日とそれぞれ同日に、米国からの輸入に対する追加関税措置が賦課されている。追加関税の対象品目は、6,085 品目に上り、2017 年の中国の米国からの輸入額 1,300 億ドルの約８割に相当する。上記①米国側措置の集計方法と同様に、中国国務院税則委員会から公表されている対象品目リスト（HS8 桁ベース）について、中国側の輸入統計を基に分析を行った。

第Ⅱ-2-3-3-14 図
通商法 301 条対象品目の中国からの米国の輸入額推移

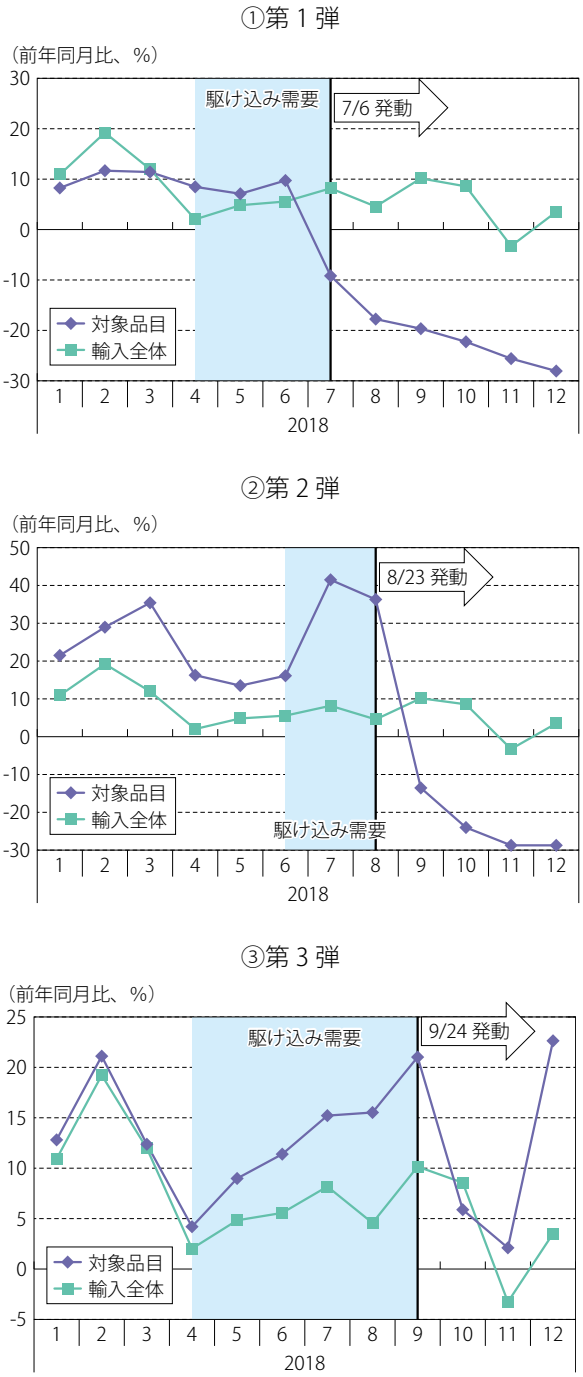

備考：米国商務省統計に基づき、10 桁ベースで対象品目輸入額を集計の上、２桁に整理したもの。2019 年４月時点（貿易データは３月時点）で把握可能な情報で整理した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

218 第三弾対象品目リスト（https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Tariff%20List-09.17.18.pdf）

第１弾の措置は、大豆、豚肉、小麦、自動車などの545品目（2017年対米輸入額：約340億ドル）について、25％の追加関税を賦課するものであり、７月６日に発動されている。第１弾の措置による中国の米国からの輸入額の減少は著しく、2018年の対象品目輸入額は前年比▲30.7％減少した（第Ⅱ-2-3-3-15表-①）。より具体的に、第１弾の措置の対象のうち輸入額の大きい上位10品目についてみると、黄大豆（前年比：▲49.4％）、4WD車（同：▲24.9％）、ディーゼル車（同：▲21.7％）、その他冷凍豚肉（同：▲60.6％）などが大きく減少している（第Ⅱ-2-3-3-16表）。また、2018年１月以降の推移をみると、措置の発動が示唆され、検討中の時期に当たる５月（前年比：▲18％）から６月（前年比：▲21％）の輸入額が大きく落ち込んでいる。７月は前年比で僅かに増加（+3％）したものの、８月以降は前年比での減少幅が急速に拡大し、12月時点で前年比▲34％の減少となっている（第Ⅱ-2-3-3-17図-①）。米国側第１弾措置の2018年12月の減少率が前述のとおり前年比▲28％であったことを踏まえると、中国の対抗措置関税による中国の対米輸入額の減少率の方が大きな値を示している（第Ⅱ-2-3-3-18図-①）。なお、対象品目に限らず、輸入全体も2018年11月以降大きく減少をしているが、これは特に同年後半に中国経済の減速が指摘される中、必ずしも追加関税賦課の影響とは限らない要因により対象品目についても輸入額が減少している可能性もあることに留意が必要である（第２弾、第３弾の対象品目においても同様）。

第２弾の措置は、古紙、銅、自動車などの333品目（2017年対米輸入額：約160億ドル）について、25％の追加関税を賦課するものであり、８月23日に発動されている。第１弾と同じく、対象品目の2018年の対米輸入額は大きく減少し、前年比▲14.3％となっている。具体的には、プロパンガスや石炭を含む鉱物性燃料（前年比：▲23.5％）、木製パルプ等（同：▲41.1％）、銅（▲4.8％）などで大きな減少がみられた（第Ⅱ-2-3-3-15表-②）。2018年１月以降の推移をみると、措置の発動直前にあたる７月（前年比：+6％）から８月（同：+23％）の輸入額は、前年度比で増加しているものの、９月以降は第１弾と同様、前年比伸び率が大幅なマイナスで推移している（第Ⅱ-2-3-3-17図-②）。また、301条対象品目の対中輸入額と中国対抗措置関税対象品目の対米輸入額の比較（第Ⅱ-2-3-3-18図-②）においては、措置発動以降に当たる９月以降、中国の輸入額の減少率の方が一貫して大きい。

第３弾の措置は、４つの対象品目リスト（リスト１～4）で構成されている。９月24日から、液化天然ガス、銅鉱、機械類、光学機器などを含むリスト１（2,493品目）及びリスト２（1,078品目）について10％、ガラス、レーザー機器、化学木材パルプなどを含むリスト３（974品目）及びリスト４（662品目）について、5％の追加関税が賦課された。2017年の対象品目の輸入額規模は600億ドルに上る。2018年の対象品目の輸入額は、リスト1～4の全てについて前年比で増加している（第Ⅱ-2-3-3-15表-③）。2018年１月以降の推移をみると、特に５月（前年比：+51％）と８月（前年比：+59％）に、液化天然ガスを中心に伸び率の増加が著しく、年間輸入量の増加に大きく貢献している。一方で、９月以降は前年比で３割から４割ほど対象品目の対米輸入額が減少している（第Ⅱ-2-3-3-17図-③）。このため、301条対象品目の対中輸入額と中国対抗措置関税対象品目の対米輸入額の比較（第Ⅱ-2-3-3-18図-③）における９月以降の推移をみると、前述のとおり、米国側措置による影響はあまり観察されなかったこともあり、中国の対抗措置による中国による対米輸入の減少幅の方が目立つ結果となっている。

③ 発動国の消費者・需要家への影響

前項の過去の関税引上げや上述の通商拡大法232条の例と同様に、通商法301条に関する関税の引上げに際しても、発動国内の消費者や需要家にもマイナスの影響が考えられる。関税引上げにより輸入が減少し、国内需給に影響し、国内価格の上昇に繋がる。具体例として、中国が第一弾対抗措置として2018年７月に対米輸入に25％の追加関税を賦課した豚肉について、中国国内価格の推移を見ると第Ⅱ-2-3-3-19図のように、措置発動前後で価格が上昇していることが見て取れる。2018年末頃の価格急上昇は中国で発生した豚肉コレラの影響があると考えられるが、それまでの価格上昇は関税引上げの影響が大きく出ているものと思われる。豚肉のような食料品は消費者に直接影響が及ぶ消費財であり、関税賦課により消費者が直接にマイナスの影響を受けるという象徴的な例である。

④ 波及的な影響（大豆の例）

中国が通商法301条に対する対抗措置第１弾（340億ドル）として25％の追加関税賦課を行った品目に、2017年の米国の対中輸出額が122.5億ドルに上る大豆

第Ⅱ-2-3-3-15 表　中国による対抗措置対象品目の米国からの中国の輸入額（品目別）

①第１弾

第１弾（25%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	33,823	23,439	-30.7	545
12	採油用の種及び果実	14,359	7,448	-48.1	4
87	自動車等	12,940	10,549	-18.5	28
10	穀物	1,507	908	-39.7	14
30	医療用品	1,314	1,253	-4.6	182
20	野菜、果実	1,232	593	-51.9	47
52	綿	980	1,063	8.5	1
80	すず	754	795	5.4	62
40	ゴム	423	325	-23.2	21
24	たばこ	169	162	-4.1	12
23	食品くず	94	79	-16.0	3
—	その他	51	264	417.6	171

②第２弾

第２弾（25%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	14,103	12,084	-14.3	12,084
27	鉱物性燃料	3,423	2,618	-23.5	2,618
47	木製パルプ等	2,717	1,600	-41.1	1,600
74	銅	1,390	1,323	-4.8	1,323
39	プラスチック	1,114	892	-19.9	892
29	有機化学品	924	800	-13.4	800
90	光学機器、精密機器	847	1,488	75.7	1,488
87	自動車等	838	589	-29.7	589
76	アルミニウム	832	815	-2.0	815
85	電気機器	460	465	1.1	465
34	せっけん等	444	389	-12.4	389
—	その他	1,114	1,105	-0.8	1,105

③第３弾

第３弾リスト１（10%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	9,574	10,797	12.8	2,493
85	電気機器	2,167	2,437	12.5	221
84	一般機械	1,215	1,391	14.5	341
26	鉱石、スラグ及び灰	1,000	844	-15.6	10
44	木材等	978	910	-7.0	68
27	鉱物性燃料	644	1,102	71.1	1
33	精油等	610	991	62.5	13
29	有機化学品	503	468	-7.0	130
37	写真・映画材料	346	398	15.0	13
28	貴金属等	278	70	-74.8	83
90	光学機器、精密機器	226	187	-17.3	72
39	プラスチック	139	103	-25.9	44
74	銅	116	135	16.4	38
22	飲料、アルコール	108	144	33.3	20
15	食用油	104	64	-38.5	23
71	アクセサリー等	102	168	64.7	43
82	卑金属製の工具等	75	70	-6.7	35
52	綿	71	34	-52.1	68
50	絹	70	78	11.4	10
72	鉄鋼	67	89	32.8	112
55	人造繊維	56	55	-1.8	61
—	その他	699	1,059	51.5	1,087

第３弾リスト２（10%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	10,066	13,144	30.6	1,078
84	一般機械	3,288	3,394	3.2	200
85	電気機器	1,915	1,962	2.5	106
44	木材	1,025	1,080	5.4	29
90	光学機器、精密機器	822	955	16.2	38
39	プラスチック	395	420	6.3	33
40	ゴム	249	195	-21.7	25
28	無機化学品及び貴金属等	212	156	-26.4	35
29	有機化学品	188	212	12.8	57
48	紙	187	192	2.7	49
38	化学工業生産品	172	190	10.5	11
73	鉄鋼製品	147	155	5.4	36
33	精油等	145	189	30.3	16
32	染料、顔料	144	171	18.8	18
74	銅	97	112	15.5	17
72	鉄鋼	91	87	-4.4	28
71	アクセサリー等	75	2,739	3,552.0	10
82	卑金属製の工具等	70	80	14.3	22
26	鉱石、スラグ及び灰	68	18	-73.5	1
70	ガラス	52	37	-28.8	7
76	アルミニウム	51	55	7.8	8
—	その他	673	745	10.7	332

第３弾リスト３（5%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	15,635	16,976	8.6	16,976
84	一般機械	2,761	2,991	8.3	2,991
90	光学機器、精密機器	2,213	2,454	10.9	2,454
85	電気機器	1,347	1,555	15.4	1,555
39	プラスチック	889	1,006	13.2	1,006
70	ガラス	734	882	20.2	882
73	鉄鋼製品	728	746	2.5	746
29	有機化学品	584	586	0.3	586
40	ゴム	448	476	6.3	476
26	鉱石、スラグ及び灰	395	200	-49.4	200
21	調整食料品	388	610	57.2	610
71	アクセサリー等	362	349	-3.6	349
34	せっけん等	318	388	22.0	388
75	ニッケル	297	375	26.3	375
32	染料、顔料	275	266	-3.3	266
76	アルミニウム	272	311	14.3	311
23	食品くず	267	293	9.7	293
81	その他卑金属	265	237	-10.6	237
25	塩、硫黄等	263	279	6.1	279
38	化学工業生産品	248	258	4.0	258
35	たんぱく系物質等	230	281	22.2	281
—	その他	2,351	2,433	3.5	2,433

第３弾リスト４（5%の追加関税）

HS2桁	品目概要	輸入額（100万ドル） 2017	2018	伸び率（%）	品目数
	総計	17,926	19,411	8.3	662
90	光学機器、静秘密機	4,896	5,452	11.4	58
84	一般機械	2,047	2,199	7.4	78
47	木材パルプ等	1,654	1,792	8.3	12
29	有機化学品	1,473	1,765	19.8	94
85	電気機器	1,255	1,282	2.2	71
41	原皮及び革	1,141	843	-26.1	6
44	木材等	802	800	-0.2	12
87	自動車等	657	777	18.3	91
48	紙	646	793	22.8	23
38	化学工業生産品	589	702	19.2	22
—	その他	2,766	3,006	8.7	195

備考：中国海関総署統計に基づき、10桁ベースで対象品目輸入額を集計の上、2桁に整理したもの。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-3-16 表
中国による対抗措置第１弾対象品目の米国からの中国の輸入額（HS8 桁：上位 10 品目）

順位	HS8 桁	品目名	輸入額（100 万ドル）		伸び率（%）	第1弾に占める割合（%）
			2017	2018		
1	12019010	黄大豆	13,959	7,065	-49.4	30
2	87032362	4WD 車（2.5L～3L）	5,428	5,487	1.1	23
3	87032342	4WD 車（1.5L～2L）	2,363	1,775	-24.9	8
4	87038000	ディーゼル車	1,403	1,098	-21.7	5
5	52010000	綿花	980	1,063	8.5	5
6	10079000	穀実用モロコシ	956	726	-24.1	3
7	87084099	ギアボックス用部品	660	625	-5.3	3
8	12149000	その他飼料用の植物	399	383	-4.0	2
9	02064900	その他冷凍豚	874	344	-60.6	1
10	87032412	乗用車	284	334	17.6	1

資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-3-17 図
中国による対抗措置対象品目の米国からの中国の輸入額推移

①第１弾

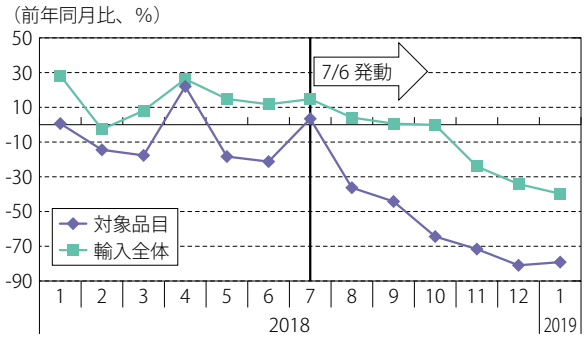

②第２弾

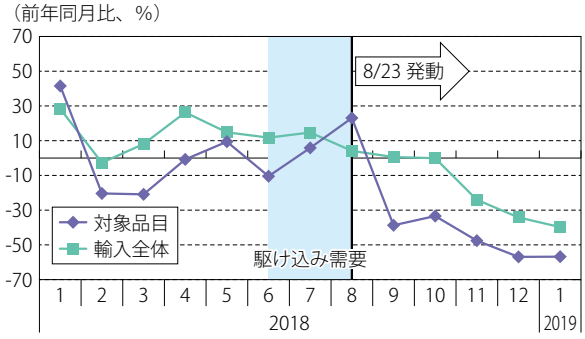

③第３弾

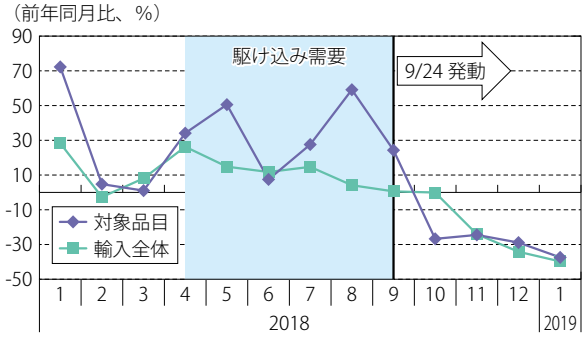

備考：2019 年 4 月時点（貿易データは 3 月時点）で把握可能な情報で整理した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-3-18 図
301 条対象品目の対中輸入額と中国対抗措置関税対象品目の対米輸入額の比較

①第１弾

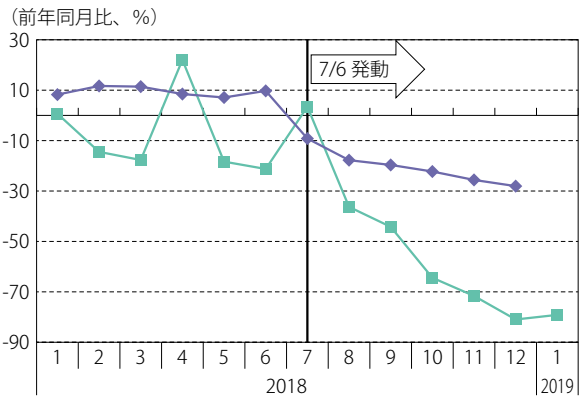

②第２弾

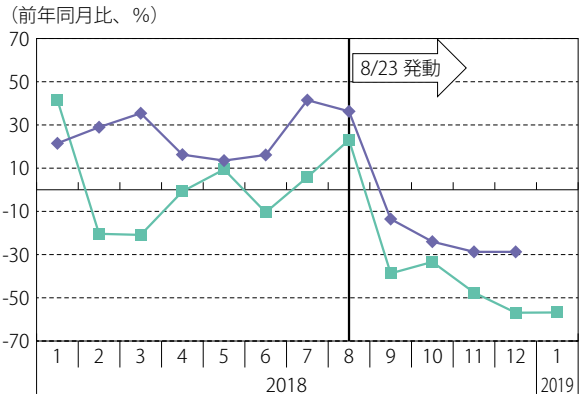

③第３弾

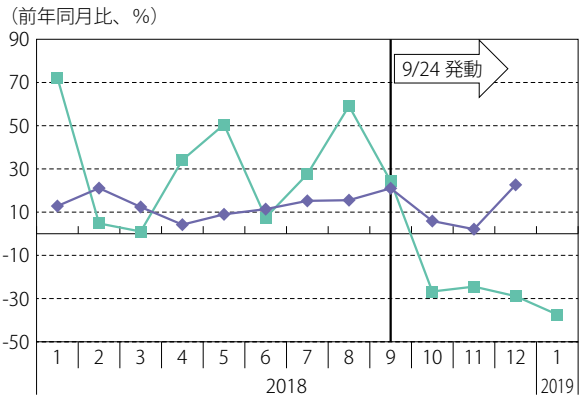

備考：米国商務省統計及び中国海関総署統計に基づき、10 桁ベースで対象品目輸入額を集計の上、2 桁に整理したもの。2019 年 4 月時点（貿易データは 3 月時点）で把握可能な情報で整理した。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第Ⅱ-2-3-3-19 図　豚肉中国国内価格推移

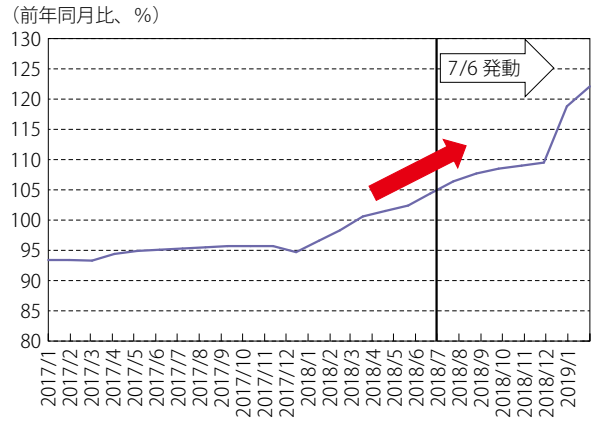

資料：Refinitiv より作成。

第Ⅱ-2-3-3-20 図　大豆の世界生産シェア（2018 年）

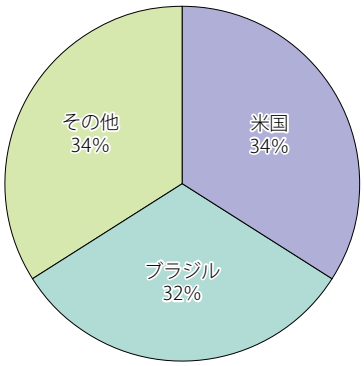

備考：2018 年世界生産量 3.6 億トンの内訳。
資料：米国農務省（USDA）とブラジル国家食料供給公社（CONAB）から作成。

が含まれている。

世界の主要な大豆生産国は米国、ブラジルである（第Ⅱ-2-3-3-20 図）。大豆の収穫時期は、北半球では 9～1 月、南半球では 3～7 月頃となっており、こうした地理的特性による収穫時期の違いに合わせて、中国は

第Ⅱ-2-3-3-21 図
米国及びブラジルからの中国大豆輸入額の推移

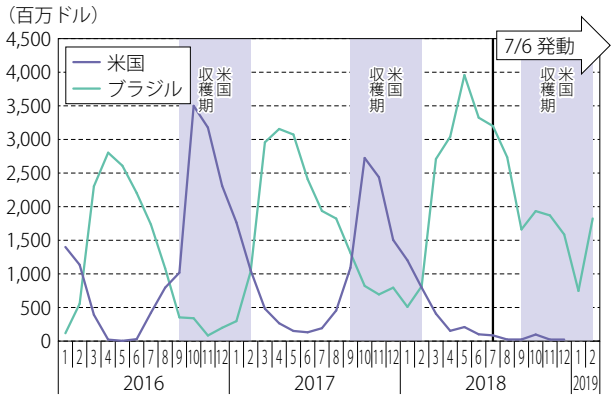

資料：Global Trade Atlas より作成。

米国とブラジルから大半の大豆を輸入してきた（第Ⅱ-2-3-3-21 図）。

しかし、当該関税賦課により米国の対中大豆輸出は激減し、2018 年の下半期は対前年同期比で 96.7％も減少し、対世界輸出は同 34.7％減少する結果となった（第Ⅱ-2-3-3-22 図）。中国は米国産大豆の代わりに、ブラジル産大豆の輸入を増加させて代替したため、ブラジルの同年下半期の対中輸出は前年同期比 75.9％の増加、対世界輸出は同 63.1％の増加となった（第Ⅱ-2-3-3-23 図）。

こうした急激な輸入代替は、ブラジル産大豆の輸入単価を上昇させ、世界の輸入単価も引上げた（第Ⅱ-2-3-3-24 表）。さらに影響は各地の大豆需給にも及び、各地のマーケット価格にも反映され、ブラジル価格は 2018 年初比で 130 以上に上昇し、逆に米国は 80 まで減少した（第Ⅱ-2-3-3-25 図）。

一方、こうした価格変動を受け、EU では米国から

第Ⅱ-2-3-3-22 図　米国の対世界大豆輸出（下半期版、額、量）

米国対世界輸出額（大豆・国別上位 5 カ国）

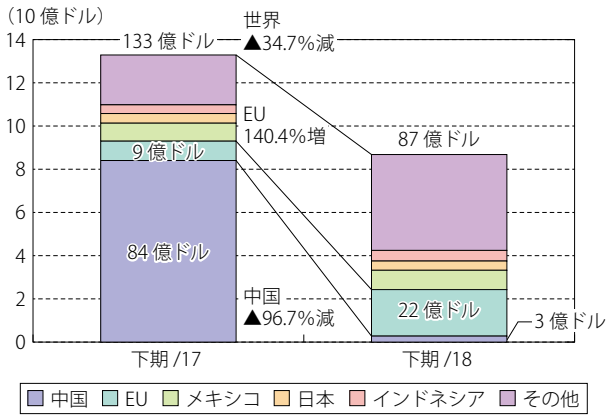

資料：Global Trade Atlas より作成。

米国対世界輸出量（大豆・国別上位 5 カ国）

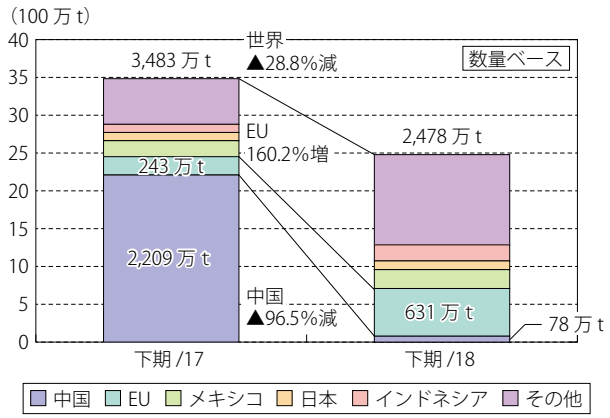

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-23 図　ブラジルの対世界大豆輸出（下半期版、額、量）

ブラジル対世界輸出量（大豆・国別上位２カ国）

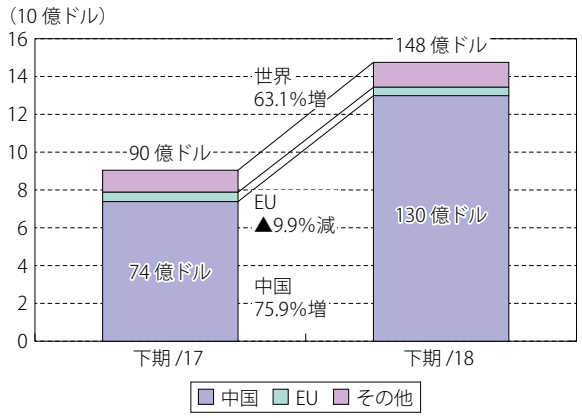

資料：Global Trade Atlas より作成。

ブラジル対世界輸出量（大豆・国別上位２カ国）

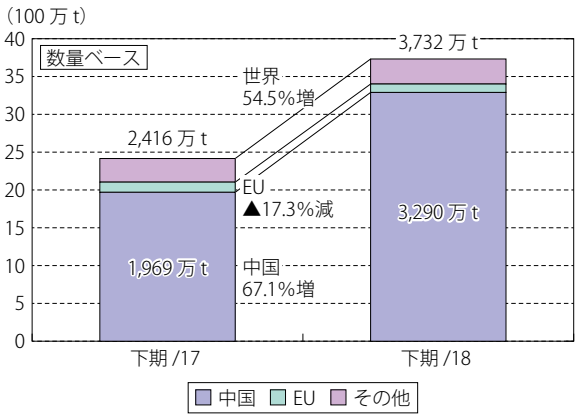

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-24 表　世界大豆の輸入単価の推移

	輸入単価（ドル／KG）		
	2016	2017	2018
世界	0.41	0.42	0.43
ブラジル	0.41	0.41	0.44
米国	0.41	0.42	0.42

資料：Global Trade Atlas より作成。

第Ⅱ-2-3-3-25 図　大豆価格（米国、ブラジル）

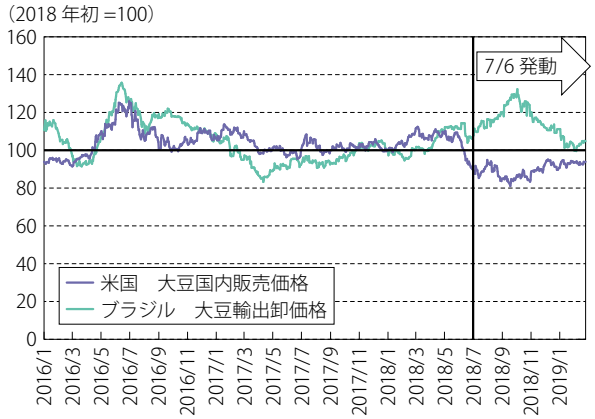

資料：Refinitiv より作成。

第Ⅱ-2-3-3-26 図　EU の大豆輸入（下半期版、額）

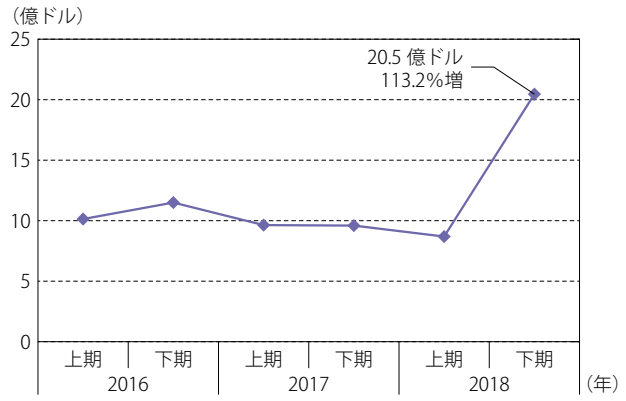

資料：Global Trade Atlas より作成。

の大豆輸入を増加させている（第Ⅱ-2-3-3-26 図）。具体的には、同年下半期の EU の対米国輸入は前年同期比で 113.2%増加（米国統計では 140.4%増加）した。またその一方で、ブラジルでは同下半期の対 EU 輸出を 9.9%減少させている。なお、EU が米国産大豆の輸入量を増加させた要因としては、主に価格の問題が大きいと考えられる。なお、同年７月 25 日の日 EU 首脳間の貿易障壁の撤廃に向けた合意の中で、米国産大豆の貿易拡大を進めるとの項目も含まれている[219]。

以下、各国における影響をもう少し詳しく見ていく。米国では輸出の急激な大幅減により、既に低い水準にあった国内大豆価格が更に下落し、国内大豆農家が大きなダメージを受けた。大豆農家を中心とする窮状に対し、米国政府は 2018 年に国内農家向けに貿易摩擦による被害を補てんするための補助金を 200 億ドル以上拠出したが[220]、大豆の主要産地である中西部の農家の倒産件数は増加している（第Ⅱ-2-3-3-27 図）。米国の好景気を受け、国全体では倒産件数は減少していること[221]を考えると、中西部の農家への影響の大きさがうかがわれる。

一方、ブラジルでは輸出大豆価格の上昇とともに、中国への大豆輸出量も劇的に増加しており、米中貿易摩擦による漁夫の利を得たようにも捉えられる。しかしながら、季節性を無視して輸出を増やした結果、大

219 Jetro ビジネス短信（2018 年７月 26 日）「EU 米国首脳会談、摩擦から協調の道探る共同声明（EU、米国）」
220 Jetro ビジネス短信（2018 年 12 月 27 日）「米国農務省が大豆農家への 73 億ドル支援を発表、貿易紛争の影響緩和支援金第２弾」
221 American Farm Bureau Federation（2019）.

第Ⅱ-2-3-3-27 図　米国農家の倒産件数の増加

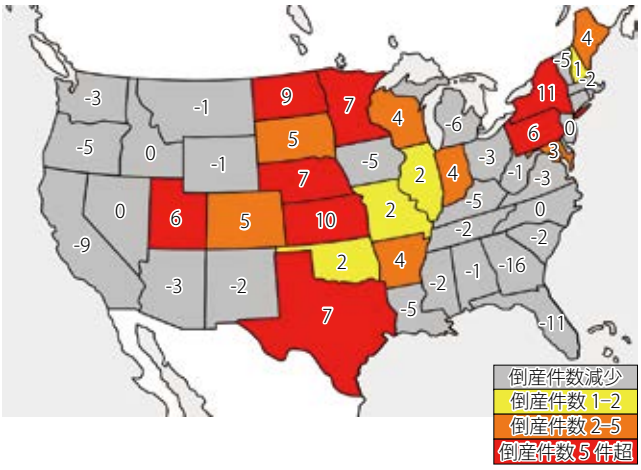

備考：連邦倒産法第 12 章への申請件数。2018 年の前年件数差を表示。
資料：米国農業連合会。

第Ⅱ-2-3-3-28 図　大豆在庫（米国及びブラジル）

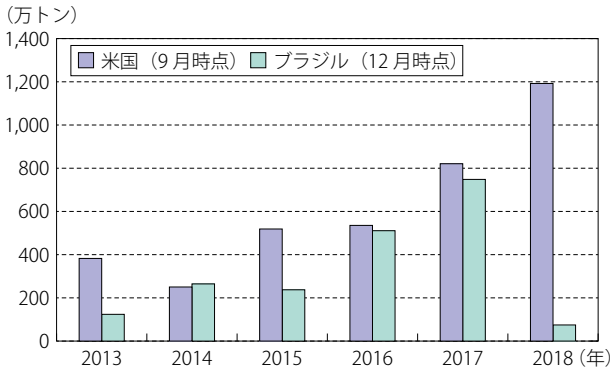

備考：１．季節性を考慮するため、両国における収穫期前の値を集計。
　　２．１ブッシェル＝ 0.0272155 トンとして計算。
資料：米国のデータは米国農務省公表資料から、ブラジルのデータはブラジル国家食糧供給公社公表資料から経済産業省作成。

第Ⅱ-2-3-3-29 図　大豆作付面積（ブラジルと米国）

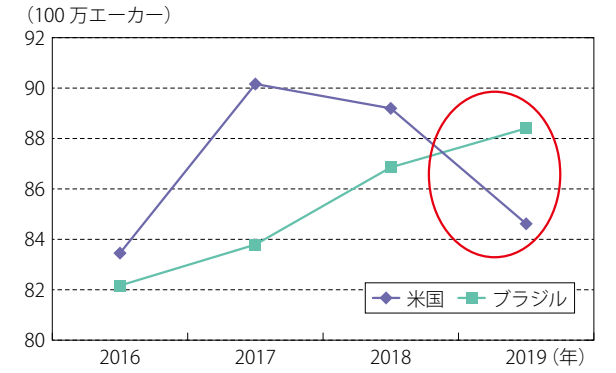

資料：米国農務省（USDA）とブラジル国家食料供給公社（CONAB）から作成。

豆在庫は大幅に縮小し、2018 年末時点の在庫量が 75 万トンと前年比 10 分の 1 に減少している（第Ⅱ-2-3-3-28 図）。2018 年は在庫放出による輸出増で対応ができたとしても、今後持続的に輸出を拡大し続けることには限界があると思われる。ブラジルの大豆農家は、作付面積を増やして生産を増やすという選択肢もあるものの、米中間の交渉の行方次第では、従来とおり米国の中国向け大豆輸出が再開される可能性もあり、先行きの不確実性という大きなリスクを負うこととなる。なお、大豆の作付面積の推移を見ると、2019 年に入り米国の作付面積が減少したことから、足下ではブラジルの作付面積が米国を上回るレベルとなっている（第Ⅱ-2-3-3-29 図）。今後の動向については、米中交渉の行方とともに注視が必要であろう。

　また、中国について見ると、米国からの大豆輸入をブラジル産の大豆輸入で代替したものの、2018 年の大豆輸入総量は前年比で減少している（第Ⅱ-2-3-3-30 図）。輸入大豆の消費用途である大豆油を他の油に代替するとともに、畜産業の飼料における大豆粕の割合を減少させることで、ニーズを減少させているとの声[222]もあるが、一方で、飼料の入手が困難なことか

第Ⅱ-2-3-3-30 図　中国の対世界大豆輸入

中国対世界輸入額（大豆）

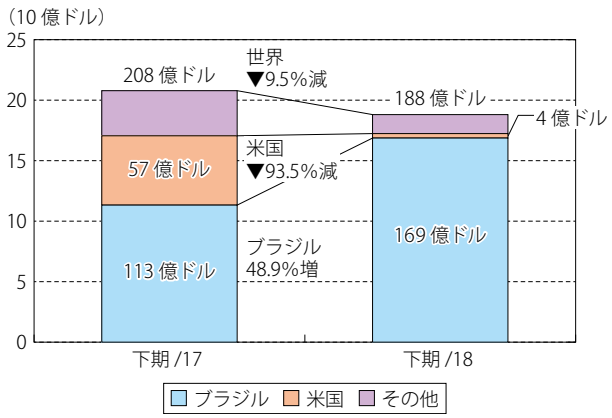

資料：Global Trade Atlas より作成。

中国対世界輸入額（大豆）

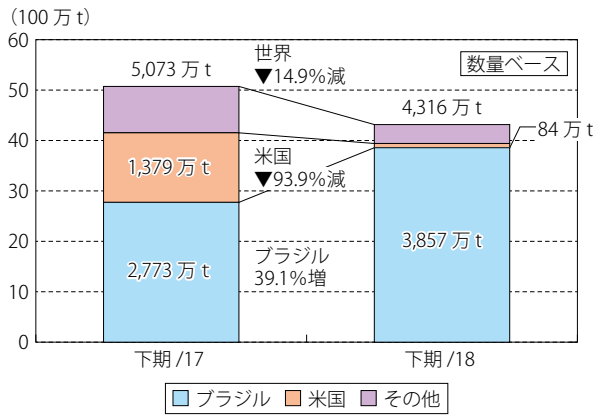

資料：Global Trade Atlas より作成。

ら廃業寸前に追い込まれているという養豚農家もいるとの報道[223]もある。上述したとおり、ブラジルが米国産大豆の輸入減少分を代替して対中大豆輸出を増やし続けることが持続的には困難と思われる中、もともとの米国産大豆の輸入量の規模に鑑み、十分に代替が可能な新たな大豆輸出国を見つけることも容易とは思えず、国内需要を短期的に代替商品で対応することにも限界があると思われる。こうしたことから、中国にとっても中長期的には厳しい状況に置かれる可能性が高いと考えられる。

(3) 貿易摩擦の影響分析例

米中の貿易摩擦の激化を受け、数多くの国際機関やシンクタンク等が関税の掛け合いによる経済的影響分析を発表している。ここではIMFとOECDのモデル分析を紹介したい。

IMFは、2018年10月に米国とその貿易相手国との間の追加関税賦課の影響について、5つのシナリオに分け、分析を行っている（第Ⅱ-2-3-3-31図、第Ⅱ-2-3-3-32図）。シナリオ1では、2018年10月時点の米国による通商拡大法232条に基づく鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対する関税と、通商法301条に基づく中国からの輸入に対する対象品目[224]に対する追加関税及び当該追加関税に対する中国の対抗措置関税を想定している。シナリオ2では、シナリオ1に加えて、米国が中国に対して2017年2,670億ドル相当の更なる追加関税を課し、中国も米国からの輸入の全量（シナリオ1との合計：1,300億ドル[225]）について対抗措置関税を課すことを想定している。シナリオ3では、シナリオ2に加えて、米国が自動車及び同部品に対して25％の関税を賦課し、これに対し、米国の貿易相手国が同程度の対抗措置を実施することを想定している。シナリオ4では、シナリオ3に加えて、貿易戦争による不安から企業が投資計画を変更することを想定している[226]。シナリ

第Ⅱ-2-3-3-31図　IMFによる影響分析（シナリオ1～5：米国と中国への影響）

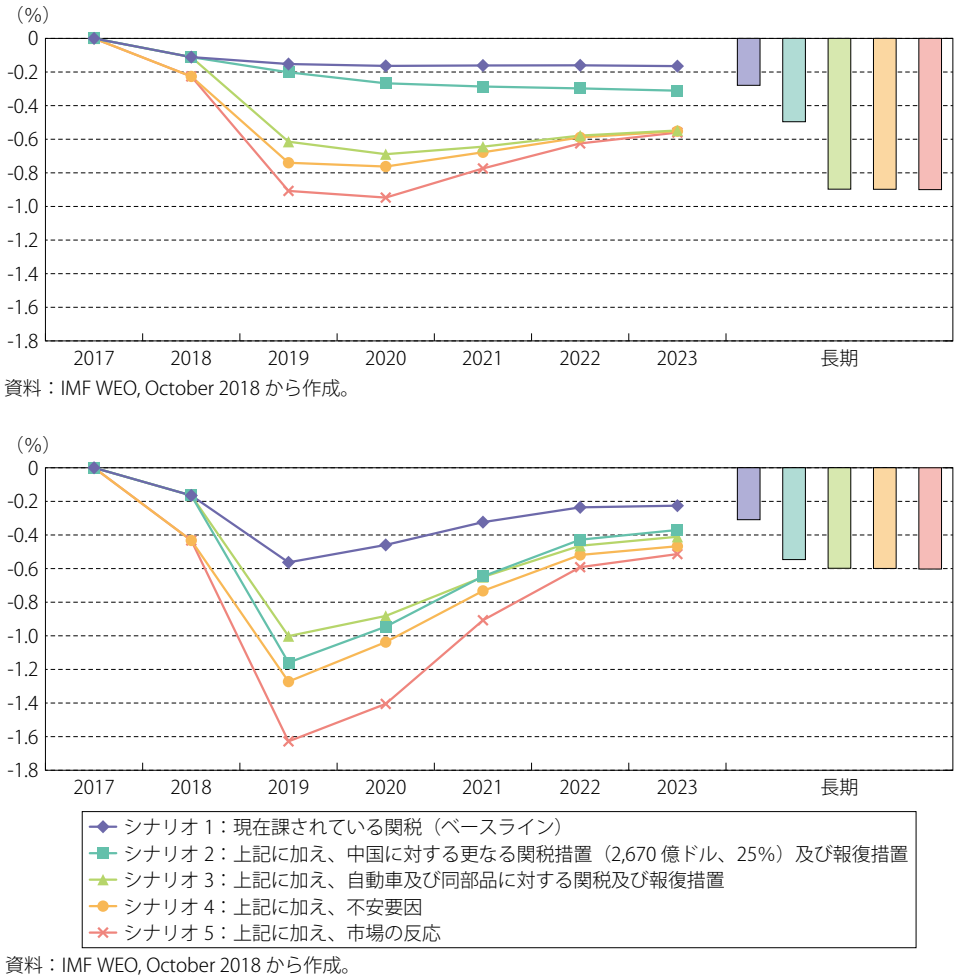

資料：IMF WEO, October 2018から作成。

資料：IMF WEO, October 2018から作成。

222 日経ビジネス（2019年11月2日）「中国・追加関税がもたらした輸入大豆の供給不足」。
223 AERA.dot（2018年12月26日）「米中貿易戦争で中国に大ブーメラン“大豆ショック”で畜産崩壊寸前！」
224 第1弾（2018年7月6日発動）、第2弾（8月23日発動）、第3弾（9月24日発動）を含む。
225 2017年の米国貿易統計に基づく概算値。

第Ⅱ-2-3-3-32 図
IMF による影響分析（シナリオ５：地域別）

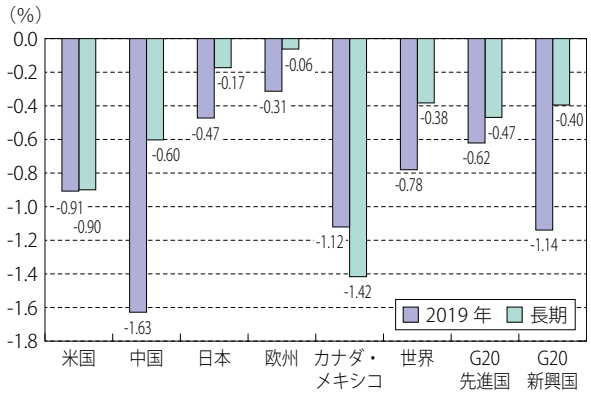

備考：１．IMF は貿易摩擦の影響を５つのシナリオに分けて分析しており、本グラフにおいて引用している数値は、既に発動されている追加関税／報復措置、検討中の自動車関税、不安要因、市場の反応の全てを考慮したシナリオ５の分析結果。
２．2018 年 10 月時点の分析であり、2018 年９月末に妥結した USMCA（新 NAFTA）の内容は本シナリオに反映されておらず、カナダ、メキシコへの影響が大きく出ている点に留意が必要。
資料：IMF WEO, October 2018 から作成。

第Ⅱ-2-3-3-33 図　OECD による影響分析

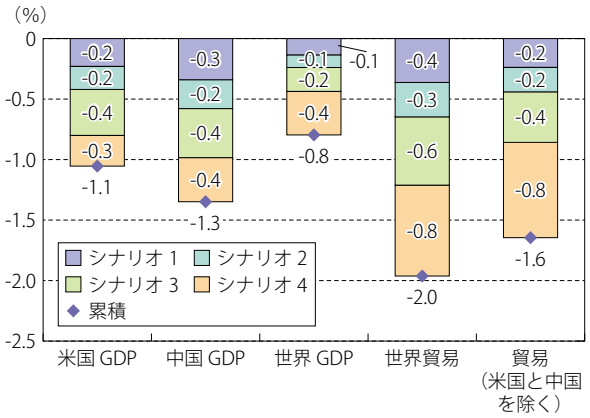

備考：シナリオ１は、2018 年９月までに米中の二国間貿易に課されている関税の影響。シナリオ２は、2019 年１月から米国が中国からの輸入 2,000 億ドル相当について、10～25%の追加関税を課すことによる影響（中国による 600 億ドル規模の報復関税も含む）。シナリオ３は、2019 年７月から残りの物品以外の貿易全てについて、25%の関税が課されることによる影響。シナリオ４は、３年間にわたって世界的にリスク・プレミアムが 50bps 上昇することによる影響（リスク・プレミアムは３年後以降、徐々に落ち着くことを想定）。
資料：OECD Global Economic Outlook, November 2018 から作成。

オ５では、シナリオ４に加えて、米中貿易摩擦が最悪に至った場合には、企業収益が▲15%下押しされるとの推計を基に市場への影響等を試算している。

米国による追加関税及び対抗措置関税による影響が顕在化する 2019 年の米国 GDP への影響をみると、通商法 301 条及びその対抗措置を前提としたシナリオ１及び２の影響は▲0.2%程度に留まる。一方、同年のシナリオ１及び２の中国 GDP への影響は、▲1.2%弱であり、米国 GDP への影響の約６倍になる。しかし、これにシナリオ３の自動車関税の影響を加えると、自動車を主要輸出品目[227]とする米国 GDP への悪影響の規模は▲0.6%に跳ね上がり、シナリオ４の信用不安やシナリオ５の市場への影響を加味すると、合計で▲0.9%のマイナスとなる。一方で、中国は、シナリオ３（自動車関税）によるマイナスの拡大はさほど大きくなく、シナリオ５の市場への影響を加味した場合のインパクトが大きい。これは、シナリオ５において、一般的に企業の資金調達環境が先進国に比べて新興国が厳しいため、中国への悪影響が大きく出たものと推察される（第Ⅱ-2-3-3-31 図－②）。また、最大の影響を考慮したシナリオ５について、地域別に影響をみると、2019 年には全世界で約▲0.8%の影響があり、長期的には、約▲0.4%の影響があると試算されている。なお、本分析は 2018 年９月までに妥結されたUSMCA（新 NAFTA）の内容を反映しておらず、NAFTA への影響が大きく示されている点に留意が必要である。我が国についても同様に、米国との自動車貿易結びつきの強さを背景に、2019 年は約▲0.5%、長期では約▲0.2%の影響が試算されている（第Ⅱ-2-3-3-32 図）。

次に OECD による米中間の追加関税賦課による影響分析を紹介したい。OECD は、2018 年 11 月に４つのシナリオに分けて、米中関税の 2021 年までの GDP 及び貿易への影響について分析を行っている（第Ⅱ-2-3-3-33 図）。シナリオ１は、2018 年９月までに米中の二国間貿易に課されている関税の影響を分析したものである。シナリオ２は、2019 年１月から米国が中国からの物品の輸入 2000 億ドル相当について、10～25%の追加関税を課し、これに対して、中国が 600 億ドル規模の対抗措置関税措置を発動することを想定している。シナリオ３は、2019 年７月から残りの物品以外の貿易全てについて、25%の関税が課されることを想定している。シナリオ４は、３年間にわたって世界的にリスク・プレミアムが 50bps 上昇する[228]ことを想定している。

シナリオ１においては、単に世界の貿易量が減少するだけでなく、生産者コストの上昇や消費者物価の高騰[229]が経済を下押しし、世界の GDP が▲0.1%減少

226 世界金融危機の 1/6 程度の投資への下押し影響を試算に組み入れ。
227 2018 年米国輸出品目に占める自動車等の割合は 7.8%であり、対抗関税措置の影響を大きく受けるものと推察（第Ⅰ部第３章(1) 米国参照。）
228 リスク・プレミアムは３年後以降、徐々に落ち着く前提。

するとされている。特に、短期的には、米中以外の諸国は、米国内市場における競争力が増すことによる恩恵を受けるものの、長期的には巨大市場である米国及び中国における需要の減少によりその代替効果が打ち消されると言及されている。

シナリオ２においては、世界及び米中両国のGDP及び貿易への影響がシナリオ１の２倍程度まで拡大するとされている。特に、米国の消費者物価が+0.6%上昇すると想定されている点が大きい。

シナリオ３においては、2020年及び2021年の米中間の輸入量が約▲2%減少するとされる。また、2021年には、米国における企業投資が約▲2%減少し、消費者物価が+0.9%上昇することによる米国GDPの縮小（約▲0.75%）の影響が大きいとされている。特に、米国と経済的な結びつきの強いメキシコやカナダにおいては、GDPが▲0.25%程度減少するとされている。

シナリオ４においては、通商政策の不確実性やより幅広い品目に対する関税引上げの懸念により、世界中で企業の投資計画に悪影響が及ぶことを想定している。全世界で３年間にわたって投資リスク・プレミアムが50bps上昇すると、資本コストが上昇し、関税による影響と相まって、世界のGDPは2021年までに約▲0.8%縮小するとされている。

なお、これらの分析はあくまで一定の過程を置いた経済モデル分析に過ぎず、実態はモデル分析では考慮しきれない様々な経済的変動要因が存在する。本書執筆時点ではIMF、OECDの二つの分析におけるシナリオ１に該当する状況下にあるが、これらの分析とは異なり、実態としては、先述したとおり経済的影響はより米国に大きく出ているようにも捉えられる。米中の貿易摩擦が長期化あるいは激化した場合に、中長期的にどこまで影響が広がるか、正確に捉えることは非常に困難と言え、これらの分析もあくまで一つの参考として捉えるべきことに留意が必要である。

（4）貿易制限的措置の弊害

上述のとおり、足下の関税引上げ措置の掛け合いが、世界の貿易の流れを恣意的に変えることとなり、発動国、被発動国という当事国のみならず、第三国へも影響を及ぼしたり、関税引上げ措置の連鎖を招いている現状が確認された。また、当事国間の貿易交渉の進捗次第では、再び貿易の流れが変わる可能性もあり、そうした先行きの不確実性は経済活動を行う様々な主体にとって経営判断における大きなリスクとなり、経済活動の停滞に繋がり、ひいては世界経済の減速にも繋がる危惧が存在する。

また、こうした貿易制限的な一方的措置は、多角的貿易体制を基本とするWTOの理念と基本的に相いれない。WTO協定上、WTOの紛争解決手続に基づかない一方的な制裁措置の発動を明示的に禁止している。多角的貿易体制は、それを規律するWTO協定を始めとする国際ルールを各国が遵守することによって成り立っており、そこで生じた紛争は、一方的措置を用いてではなく、国際ルールに基づく紛争解決手続によって解決されるべきである。また、一方的措置を背景とする交渉により成立した二国間の合意は、その内容が最恵国待遇の原則から逸脱したものとなる可能性があるほか、このような措置は、制裁措置、対抗措置の応酬による一方的措置の悪循環を招来する危険もある。この点からも、一方的措置がWTOの目指す自由貿易体制を害するものとならないよう、注視していく必要がある。

229 米国の消費者物価は2019年と2020年に0.2%ずつ上昇するとしている。

コラム 8

通商拡大法 232 条に基づく自動車・自動車部品への関税引上げ措置の影響[230]

トランプ大統領は 2018 年 5 月 23 日、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、自動車と同部品の輸入に関する安全保障調査を商務省に対して指示し、2019 年 2 月 17 日、商務省は同調査の報告書を大統領に対して提出した。

米国による自動車及び同部品の 2018 年輸入額で上位に上がるのは、メキシコ（1,071 億ドル）、カナダ（554 億ドル）、日本（531 億ドル）、ドイツ（272 億ドル）、韓国（192 億ドル）などの国である。追加関税が課された場合、これらの国からの輸入に影響が出るものと考えられる。

自動車産業の調査を専門とするセンター・フォー・オートモティブ・リサーチ（CAR）は、自動車及び同部品への追加関税発動の可能性を含む、トランプ政権下における一連の通商政策が米国の自動車市場と雇用に与える影響に関する調査報告を発表している。同報告によれば、既に発動されている鉄鋼・アルミニウムに対する追加関税に加えて、自動車及び同部品に対しても追加関税が課されれば、米国の自動車販売台数は年間約 132 万台減少し、雇用者数は合計で 37 万人減少すると試算した。

また、米国のシンクタンクであるピーターソン国際経済研究所（PIIE）は、国内生産台数が 1.5％減少し、19 万 5,000 人の雇用が 1～3 年間かそれ以上の期間失われ、米国が輸入相手国・地域の全てから同種の対抗措置を受けた場合には、62 万 4,000 人の雇用が失われると試算した。

日本を含め、各国の自動車工業会等の業界団体からも、輸入制限的な措置による米国の自動車産業、経済、雇用等に及ぼす影響を懸念する旨のコメントが公表されており、今後の動向が注目される。

230 本コラムは、2019 年 4 月時点で把握可能な情報で整理した。

第４節　新たな国際秩序構築の必要性

第１節において述べたとおり、1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因になったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し1948年にGATT、1995年にはGATTを発展的に改組したWTOが設立された。その後、世界金融危機時に各国経済が悪化した際には、保護主義が広まることが懸念されたが、WTOの追加モニタリングやG20を中心とした国際協調の機運の維持によって保護主義の蔓延が回避されてきた。しかし、直近数年間においてはWTOを始めとする多角的貿易体制や国際協調の動きが、保護主義の広がりへの歯止めとしての機能を十分に果たすことができていないとの指摘がある。世界金融危機以降、毎年のG20首脳会議宣言で記載されていた「保護主義と闘う」との文言が、2018年のブエノスアイレスG20首脳会議宣言で初めて記載されなかったことは象徴的な事例と捉えられる。

1. 多角的貿易体制の機能不全への危惧

世界銀行、IMF、WTOが2018年９月に共同で発表したレポートである“Reinvigorating Trade and Inclusive Growth”は、2000年代初めから停滞しているWTOを中心とする多角的貿易体制の改革が、更なる世界の経済成長のための鍵であると述べている[231]。以下、WTOの３つの機能である①ルールメーキング、②監視メカニズム、③紛争解決のそれぞれが直面している課題について紹介する。

(1) ルールメーキングの停滞

1948年に発足したGATT体制の下、締約国は８度に渡る多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定を目指してきた。数次のラウンド交渉[232]を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。一方で、ラウンド交渉は、全会一致を原則としているため、規律範囲の拡大や、加盟国数の増加による利害関係の複雑化により、合意が困難となってきており、ラウンドの期間も年々長期化している（第Ⅱ-2-4-1図）。

特に2001年に立ち上げられたドーハ・ラウンドは、農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含まれた。ラウンド交渉は全会一致を原則としているため、先進国と新興・途上国間の利害対立により交渉がなかなか進まず、2001年の立ち上げ後、交渉の再開と中断を繰り返す一進一退の状況にあった。2008年７月の閣僚会合において特別セーフガード・メカニズム（SSM）を巡る対立によって会合が決裂された後、交渉が停滞した。2011年12月の第８回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発、が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第９回WTO閣僚会議において精力的な交渉の結果、WTO設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、14年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する新興・途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。

231 IMF, World Bank, WTO（2018）, p. 4。
232 1960年に開始された第５回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「○○ラウンド」と呼ばれるようになった。

第Ⅱ-2-4-1 図
WTO 加盟国数及びラウンド期間・テーマ数

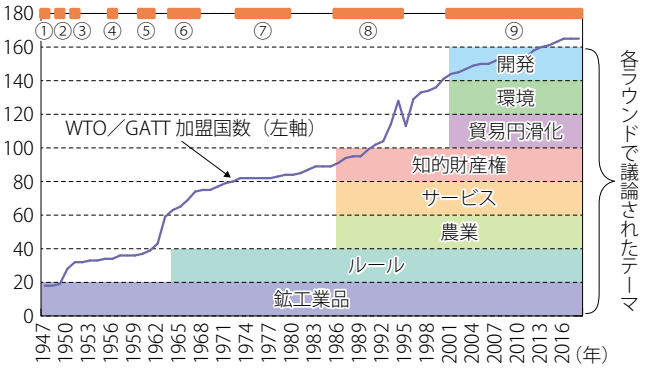

備考：図表の①～⑨の数字の対応するオレンジの長さ、次のラウンドの期間を指す。
①ジュネーブ・ラウンド②アヌシー・ラウンド③トーキーラウンド④ジュネーブ・ラウンド⑤ディロン・ラウンド⑥ケネディ・ラウンド⑦東京・ラウンド⑧ウルグアイ・ラウンド⑨ドーハ・ラウンド
資料：WTO ホームページから作成。

第Ⅱ-2-4-2 図
貿易制限的措置件数と措置別割合の推移

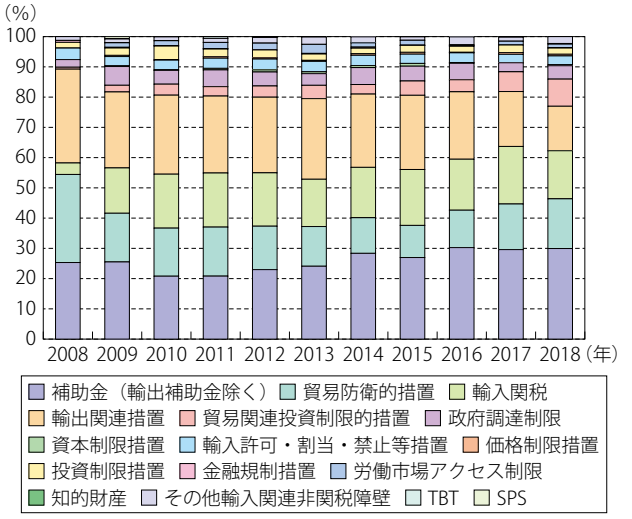

資料：Global Trade Alert から作成。

また、GVC の深化や IT 技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米国、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の新興・途上国の間で意見は対立した。

(2) 監視メカニズムの形骸化

WTO の主要機能の一つである監視メカニズムは、

① 自国の法律・政策に関する通報義務
② 貿易政策検討機関（TPRB）によるレビュー
③ 世界金融危機後に WTO 事務局によって定められたモニタリング活動（WTO・UNCTAD・OECD 共同の監視報告書）

に３つに分類することができる[233]。

これらのメカニズムは、加盟国の貿易政策・措置に関する情報を、収集・評価・公表することで、貿易紛争に発展することを未然に防止するための活動と位置付けることができる。近年の貿易制限的措置について、Global Trade Alert[234] より措置の内訳を見ると、輸出関連措置の割合が低下している一方で、補助金[235] や貿易関連投資措置[236] といった非関税障壁の割合が増加し複雑化している（第Ⅱ-2-4-2 図）。このように、外部から各国の貿易制限的措置の実態を把握することがより困難となっており、加盟国が自国の措置を通報することの重要性が高まっている一方で、通報義務を果たさない国が増えていることが問題視されている[237]。

第Ⅱ-2-4-3 表
WTO の各協定に定められている通報が必要な法律・政策一覧

- 関税措置
- 関税割当・課徴金
- 数量規制（輸出自主規制等含む）
- その他非関税障壁
- 関税評価
- 原産地規制
- 政府調達
- 技術的障害（TBT）
- セーフガード措置
- アンチダンピング措置
- 相殺措置
- 輸出税
- 輸出補助金等
- 自由貿易地域
- 輸出規制
- その他の政府補助
- 国家貿易企業の役割
- 外国為替操作
- 政府主導のカウンター・トレード
- WTO 協定附属書 1A に則って、多角的協定によって規定されるその他の措置

ここで WTO の各協定によって定められている、加盟国に対する通報義務について整理すると、自国の法律・政策による貿易政策・措置は多岐にわたる（第Ⅱ-2-4-3 表）。

通報義務の中でも、補助金については、規定に該当する措置の有無にかかわらず、毎年６月 30 日までに、通報を行う義務が各加盟国に対して課されている（委員会での決定により、実際には２年に一度通報するこ

233 WTO（2013）“The History and Future of the World Trade Organization”, p. 271。
234 分類された措置の具体的な内容については、UNCTAD（2015）“International Classification of Non-Tariff Measures 2012 Version” を参照。
235 輸出補助金を除く政府等の資金拠出、貸付、保証、資本注入、収入や価格支援等。
236 ローカルコンテンツ要求・輸入品使用制限等。
237 経済産業省（2018）「不公正貿易報告書」、pp. 240～241。

ととなっている）。そのため、すべての国が通報義務を順守しているのであれば、通報国の割合は100％にならなければならない。しかし現実においては、2011年には65％を超えていた通報国の割合が、加盟国の増加に伴い年々通報率は減少している（第Ⅱ-2-4-4図）。この要因の一つとしては、通報するキャパシティを持たない途上国[238]が加盟国として加わったことが考えられる。さらには2015年から2017年にかけては、新たな加盟国はなかったものの、通報率が5％以上低下している。これは、2015年には通報を行っていた国（通報するキャパシティを持つ国）が通報を行わなくなったということであり、意図的な義務違反国が存在[239]する可能性が示唆される。また、通報が年に1度は行われた場合においても、通報された内容が正確ではなく、通報義務違反となっている可能性がある点にも注意が必要である。

補助金については2011年以降、年々通報率が低下する一方で、加盟国に占める通報国の割合が、年々上昇している通報措置も存在する。その一例として、技術的障害（TBT）の通報国の割合は、1995年時点では、20％前後であったのに対して、2009年以降に一時的な下落はあったものの、2013年以降持ち直し、2018年には50％を超えた（第Ⅱ-2-4-5図）。

このように加盟国によって積極的に通報が行われる措置については、協定との整合性について理事会・委員会において議論されることによって、貿易紛争よりも加盟国やWTOにとって低いコストで貿易紛争を解消されることが期待される[240]。

第Ⅱ-2-4-4図　補助金通報国の割合

資料：WTO「Report（2018）of the Committee on Subsidies」から作成。

第Ⅱ-2-4-5図　TBT通報件数及び割合

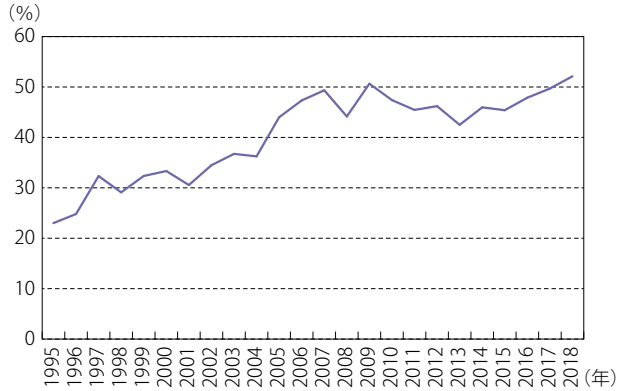

資料：Technical Barriers to Trade Information Management System（WTO）から作成。

（3）紛争解決の長期化

各国間で問題のある貿易制限的措置を解消するための有効な手段を果たしてきたWTOの紛争解決手続だが、近年では紛争処理の長期化の問題が指摘されている。そこで、WTO紛争処理に持ち込まれた案件について、パネル設置要請から上級委員会（以下、上級委）採択までの期間がどのように変化したかを見てみる。パネル設置要請から上級委採択までに要する平均日数

第Ⅱ-2-4-6図
パネル設置要請から上級委員採択までの平均日数と手続日数の内訳

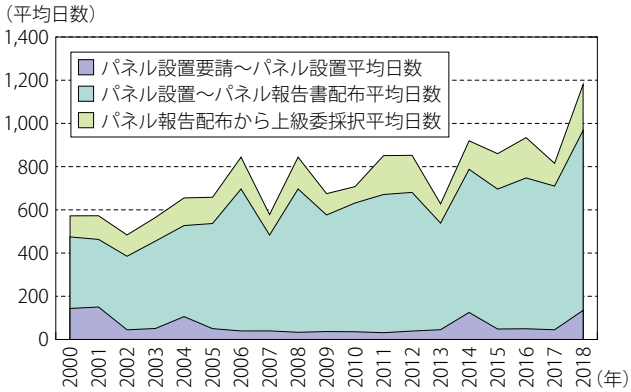

注１：パネル設置要請と上級委採択の年月日データがあるもののみを抽出し、上級委で採択された案件について、上級委採択日からパネル設置要請日まで遡ると何日を要したかを案件毎に算出。該当年に採択された案件の日数を合算し、案件数で割って平均日数を算出した。
注２：異なるDS番号の複数の案件であってもWTOが同一案件として扱っているものは１案件とカウントし、複数案件のパネル設置要求年月日が異なっている場合は、最も早い時点の日付を要した日数を算出際の始点として採用した。
注３：案件が長いものでパネル設置要請から上級委採択まで５年要していることをふまえ、1995年～1999年の数値については除外した。
資料：WTO公表データから作成。

238 European Commission（2018）“WTO modernization – Introduction to future EU proposals”（http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157331.pdf）。
239 同上。
240 European Commission（2018）“WTO modernization – Introduction to future EU proposals”（http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157331.pdf）。

は、2003年から2005年にかけて長期化し、その後変動を繰り返しながらも趨勢としては増大する傾向にあった。特に2013年以降は長期化の動きが激しくなり、2018年に上級委で採択した案件は、平均で1,180日を要しWTO発足時からの平均期間である704日を大幅に超える期間が紛争処理に要するようになっている。毎年の採択件数に大きな変動は見られないため、容易に解決できない案件が増加していることがうかがえる。これは、協議要請が行われた後にパネルを設置する割合が増加傾向にあることとも関係していると考えられる。1990年代には、二国間協議要請があったもののパネル設置要請が行われず、紛争処理手続に依らずに解決する案件が多く見られたが、近年ではパネル設置要請がされる割合が高くなっており、紛争解決手続の利用が積極的に活用されているためだと考えられるが、他方で、案件が高度に技術的で事実認定が困難であったり、解釈が困難な法的論争が争点となっている等により、審理期間が伸ばされ、遅延する傾向が強いと言われている。

2. 地域間協定の進展

近年、世界の主要国によって貿易・投資の拡大のための二国間又は地域における地域間協定（Regional Trade Agreement、以下RTA）の締結が積極的に行われてきている。WTOにおけるルールメーキングの停滞を背景に、基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの構築を迅速に行うことで、制度構築を先取りするものと言える。RTAの発効件数については、1990年代後半より大幅に増加し、2008年をピークにして、2018年3月現在において、累計で約300件のRTAが締結されている。特徴としては、1990年代にかけては、財貿易に関するRTA(関税の引上げ等)が主であったのに対して、2000年代からは、サービス分野におけるルールも含むRTAの割合が上昇している（第Ⅱ-2-4-7図）。

地域別の内訳としては、新興・途上国間においては、財分野にとどまるRTAが3分の2を占めるのに対して、先進国間もしくは先進国と新興・途上国間におけるRTAについては、サービスも含む広範なRTAの件数の方が多い（第Ⅱ-2-4-8図）。

第Ⅱ-2-4-7図　RTA発行件数の推移

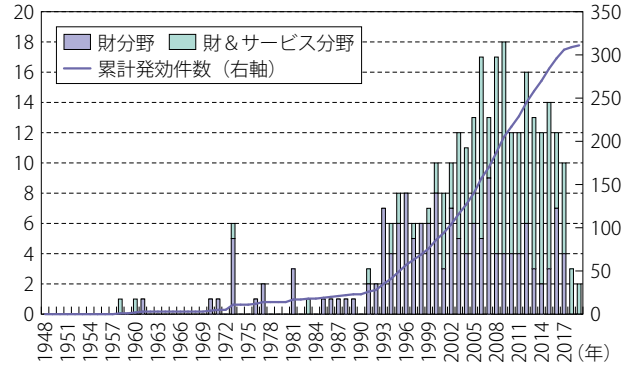

資料：WTO-RTA-ISから作成。

また、国別の締結数に関しては、EUを含むヨーロッパ諸国に次いで、比較的早期の段階からRTAの締結に積極的であったチリ、シンガポール、トルコ、ペルーの締結数が多い（第Ⅱ-2-4-9図）。国別の総締結数では、日本は14位に位置する一方で、サービス分野を

第Ⅱ-2-4-8図　RTAの地域別内訳

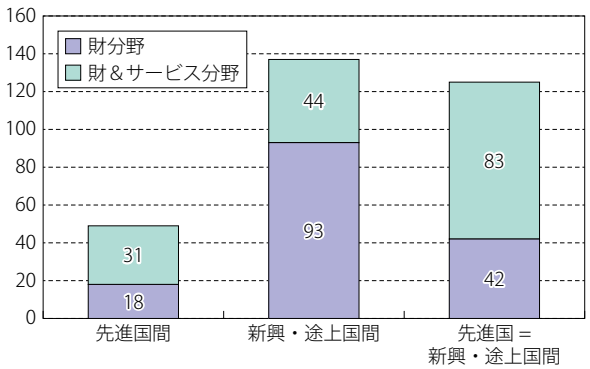

資料：WTO-RTA-ISから作成。

第Ⅱ-2-4-9図　国・地域別RTAの締結数

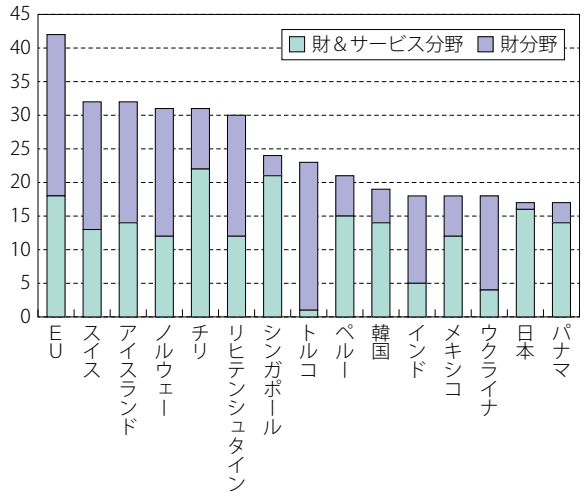

資料：WTO-RTA-ISから経済産業省作成。

第Ⅱ-2-4-10 図
国・地域別 RTA の締結数（サービス分野の協定を含む）

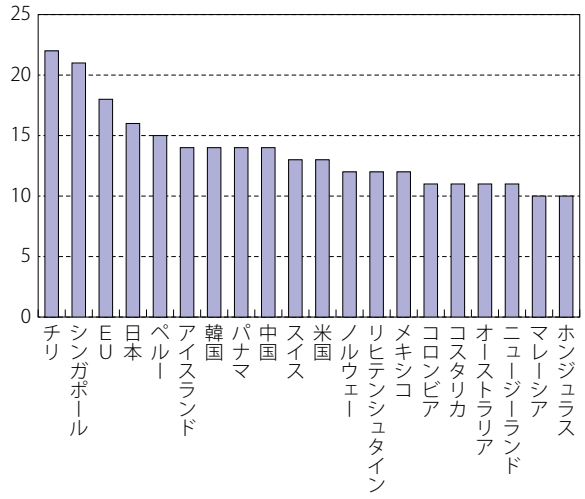

資料：WTO-RTA-IS から作成。

第Ⅱ-2-4-11 図
世界の総輸出入に占める RTA カバー率

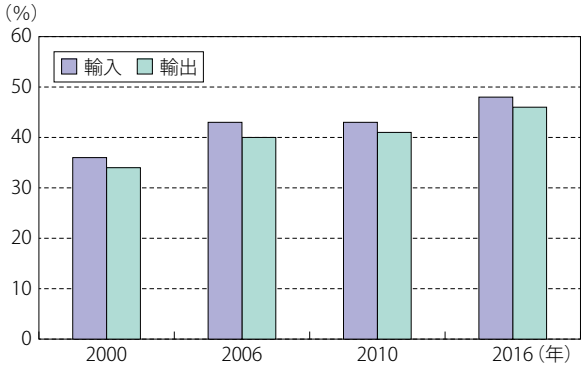

備考：RTA カバー率とは、世界の総輸出・輸入額に占める FTA 統括国間の貿易の割合とする。
資料：WTO（2018）“Reinvigorating Trade and Inclusive Growth” p.34 から作成。

含む RTA に限ると、日本はチリ、シンガポール、EU に次いで 4 位であり、日本が包摂的で、高いレベルのルール作りを牽引していることが分かる（第Ⅱ-2-4-10 図）。

一方で、世界の総輸出・輸入額に占める、RTA 締結国間の貿易の割合は、2000 年において 30％前後であり、その後年々上昇している。しかし、依然として 50％を下回っており、164 加盟国が対象となる WTO におけるルールメーキングが、依然として重要であることがうかがえる（第Ⅱ-2-4-11 図）。

3. 新たな分野に対応したルール形成の必要性

（1）デジタル・ディスラプション

デジタル技術を用いた新規参入者の登場によって、既存の産業にゲームチェンジが起こることを「デジタル・ディスラプション」と呼ぶ。1990 年代に音楽や小売業界からディスラプションの波が到来し、2000 年代にはメディアや観光、人材業等、2010 年代には卸売や金融において、それぞれ既存の産業構造に変革が起こされてきた（第Ⅱ-2-4-12 表）。

そのインパクトの大きさの一例として、音楽産業においては、2000 年代においては、250 億ドル規模あった CD、DVD 等の世界的な売上は、2000 年代からのデジタル媒体での音楽販売の出現によって絶対額・割合ともに低下し約 1/5 程度まで減少した。その一方で、デジタル媒体については、増加の一途を遂げており、現在は 10 億ドル程度まで増加し、世界の音楽販売総売上の半分強を占めるまでに至る。さらには、2013 年頃より急速にストリーミングの割合が上昇しており、デジタル分野の中においても、ディスラプションが起こっていることが分かる（第Ⅱ-2-4-13 図）。

また、日本国内のメディア業界におけるディスラプションのインパクトを捉えるべく、日本におけるメディア別の広告費用に着目すると、広告費用全体の額が毎年増加する中、既存媒体であった新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・プロモーションメディアの絶対額が減少し、全体に占める割合が低下する一方で、インターネットを通じたメディア広告が急速に拡大している（第Ⅱ-2-4-14 図）。

このように、既存の産業構造への大きなインパクトを及ぼし得るデジタル・ディスラプションであるが、あらゆるモノが繋がる IoT の進展によってデータ量が爆発的に増加し、AI やクラウド、ブロックチェーン等の技術によってそれらのデータの利活用が進む

第Ⅱ-2-4-12 表
これまでのデジタル・ディスラプションの例

1990 年代	2000 年代	2010 年代
音楽	テレビ	卸売
写真	ニュース	配車
ビデオレンタル	観光	金融
小売	人材	ヘルスケア

資料：ORACLE and Efma（2016）から引用。

第Ⅱ-2-4-13 図　音楽業界の形態別売上の推移

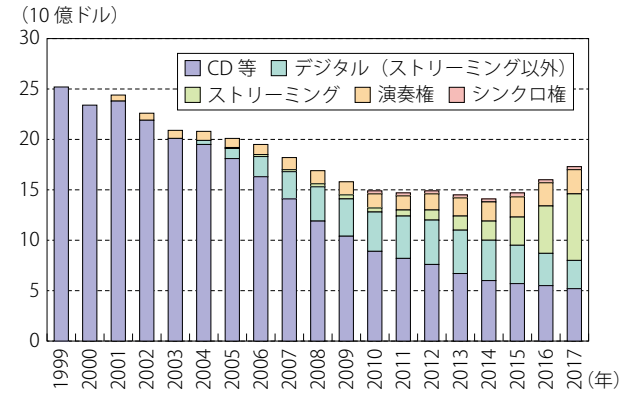

資料：IFPI（2018）“Global Music Report 2018” から引用。

第Ⅱ-2-4-14 図
日本におけるメディア別広告費用の推移（億円）

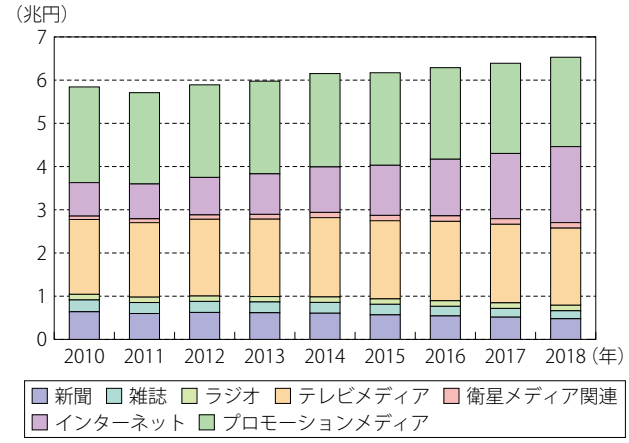

備考：テレビメディアには地上派テレビも含めた上で集計。
資料：電通「ナレッジ＆データ：日本の広告費」から作成。

中、これまでのように一部の産業ではなく、産業横断的にデジタル・ディスラプションが起こり得る可能性がある。

(2) デジタル貿易の動向

データ量の爆発的な増加に加え、国境を越えたデータのやり取りは、指数関数的な増加を遂げてきた（第Ⅱ-2-4-15 図）。また、データ流通の地理的な分布について、情報を大量に高速でやりとりできるブロードバンド契約数の地域別割合に着目する。ブロードバンド契約数は 2000 年から急激に増加しているが、その割合を地域別に見ると 2000 年では欧州と北米で 65％程度を占めていたが、2017 年には東アジア・大洋州だけで 46％を占めるようになった。ASEAN、南アジア、ロシア・CIS、中東の新興・途上国地域の割合が高まってきており、世界において情報の流通が地域を問わず

第Ⅱ-2-4-15 図
世界の越境データ通信量及びその将来推計

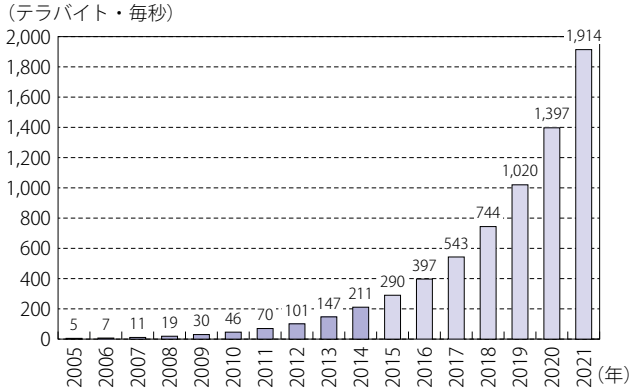

備考：2015 年以降は予測値。
資料：McKinsey Global Institute（2016）「Digital Globalization: The New Era of Global Flows」から作成。

第Ⅱ-2-4-16 図
世界の地域別に見たブロードバンド契約件数の推移

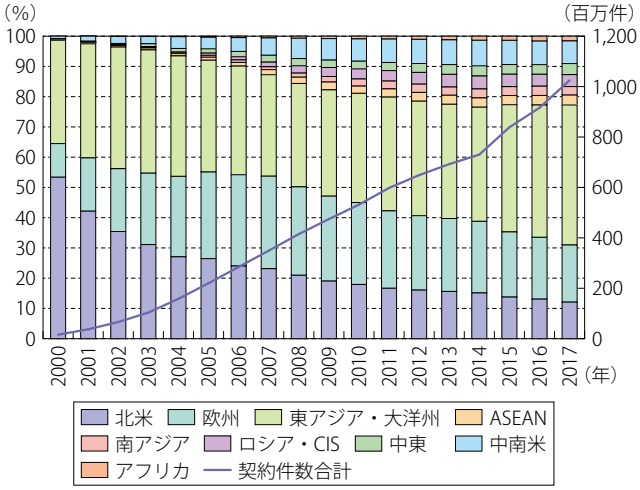

資料：ITU statistics より作成。

急速に拡大していることがうかがえる（第Ⅱ-2-4-16 図）。

さらには、各国における EC 市場の広がりによって、EC 市場及びサービスを提供するプレーヤーや競争環境もグローバル化している。その一例として、Google Play 及び Apple Store にて入手可能な「ショッピング」アプリにおける、各国において最も使用されているアプリ[241]の国籍に着目する。2018 年時点でデータが入手可能な 60 の国・地域の中で、米国のアプリが 1 位である国が 19 か国と最も多く、中国が 14 か国、アルゼンチンが 5 か国と次ぐ。なお、自国籍のアプリが最も使用されている国は、60 か国中、わずか 16 か国にとどまる（第Ⅱ-2-4-17 図）。

このように、デジタル技術の発展により、国境を越えた経済活動が急速に拡大する中、個人情報や知的財

241 単月当たりのアクティブユーザー数（Monthly Active User）の 2018 年平均を集計。

第Ⅱ-2-4-17 図
各国内の最も使用されているショッピング・アプリの国籍（2018 年）

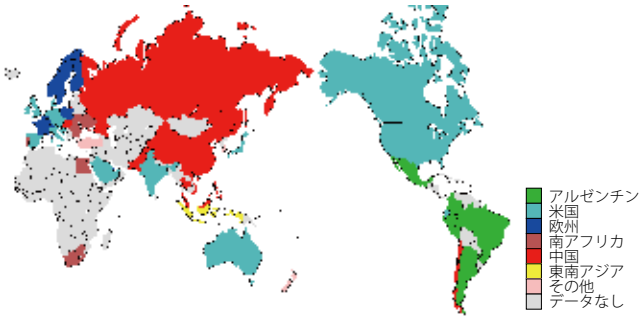

資料：App Annie 提供データより経済産業省作成。

第Ⅱ-2-4-18 図
OECD デジタル・サービス貿易制限インデックス（2014 年、2018 年）

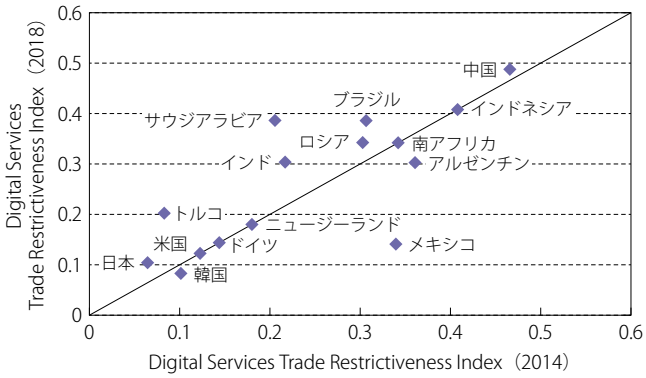

資料：OECD「Digital Trade Restrictiveness Index」から作成。

第Ⅱ-2-4-19 図　世界のデータ規制数

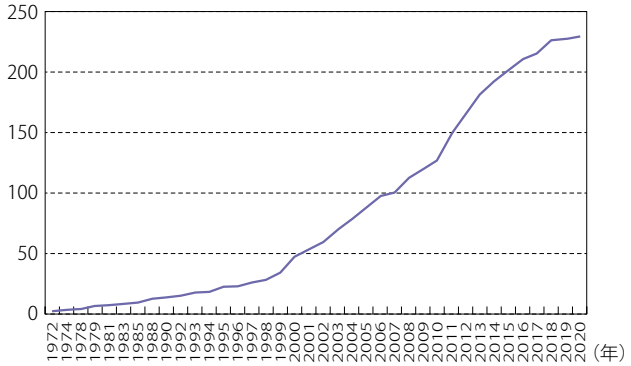

資料：Casalini and Lopez-Gonzalez（2019）より引用。

産権等のデータを適切に保護しつつ、自由なデータ流通の実現を目指した、デジタルな空間における国際的なルール作りが急務となっている。

しかし現実においては、データを巡るグローバル競争が厳しさを増す中、各国の産業強化のための恣意的な規制によってビジネス環境が阻害されている。OECD が世界 46ヶ国におけるデジタル・サービス貿易に影響を与える国内規制を 0～1 の間の数値で指標化した「OECD デジタル・サービス貿易制限インデックス」に着目すると、特に新興・途上国において、デジタル貿易における規制度合が高く、BRICs 諸国を中心に 2013 年から 2018 年にかけて、規制度合が上昇していることが分かる（第Ⅱ-2-4-18 図）。

また、具体的なデータ規制の数についても、世界合計が 2015 年前後に 200 を超えており、増加率についても、特に 2010 年以降に伸びが著しく、直近の 10 年程度で規制数が倍増している（第Ⅱ-2-4-19 図）。

このようなデジタル分野を始めとする新たな分野に対応した国際的なルール形成は喫緊の課題である。

4. 新たなルールベースの国際通商システム構築の必要性

前章でも見てきたように、グローバル化の進展とともに、各国・地域は複雑な相互依存関係を構築しており、世界のいずれの国にとっても持続的・安定的な経済発展のためには円滑な貿易が求められる。WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制は、自由で公正な貿易を推進・拡大するために不可欠であるとともに、グローバルに経済活動を行う様々な主体にとって、安定的かつ円滑なビジネス環境を提供・維持するものとして重要である。しかし足下では、現状の多角的貿易体制への不満や機能不全への懸念とともに、こうした多角的貿易体制の存続自体への脅威となる保護主義の顕在化に対する懸念が高まっている。グローバルな繁栄、成長、雇用創出を世界各国にもたらし、持続的で安定的な世界経済成長を実現していくためには、国際協調の下、新たな国際秩序を構築することが急務である。

第3章 我が国の対外経済関係の現状と課題

第1節 我が国の対外貿易投資動向

第2節 日本を中心としたグローバル・バリュー・チェーンの実態

第3節 アジアにおける日本の立ち位置と日本企業・産業が目指すべき方向性

第3章 我が国の対外経済関係の現状と課題

第1節 我が国の対外貿易投資動向

1. 財貿易の動向

(1) 財貿易動向の概観

2018年の我が国の財貿易は、輸出入ともに拡大したものの、輸入額の伸び（+9.7%）が輸出額の伸び（+4.1%）を上回り、2015年以来、3年ぶりの貿易赤字となった。輸出額は81兆4,788億円、輸入額は82兆7,033億円、貿易収支は1兆2,246億円の輸入超過であった（第Ⅱ-3-1-1図）。

我が国の品目別の輸出割合については、輸出全体の23%を自動車や自動車部品等の輸送用機器が占め、一般機械が20%、電気機器が17%と次ぐ。（第Ⅱ-3-1-2図）。

推移に関しては、2018年を通じて4.1%増加したものの、月別の推移に着目すると前半については前年同月比でプラスであったもの、9月、12月については前年同月比でマイナスとなり、年後半にかけて我が国の輸出が減速したことが分かる。品目別の輸出推移に着目すると、年後半の落ち込みが、特に一般機械及び電気機器の輸出減少によるものだと分かる（第Ⅱ-3-1-3図）。

一般機械と電気機器の輸出について、国・地域別でみると、年初から、韓国、台湾への輸出に関しては減少していた（第Ⅱ-3-1-4図）、（第Ⅱ-3-1-5図）。このような落ち込みの背景の一つとして、「半導体サイク

第Ⅱ-3-1-1図　我が国の貿易収支の推移（年別）

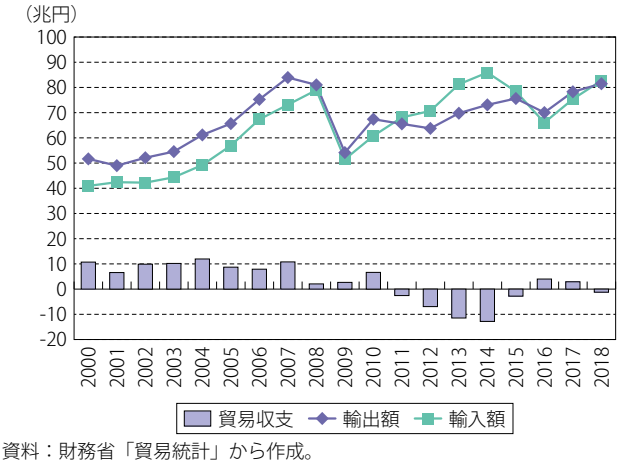

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-2図
我が国の対世界輸出の商品別割合（額）

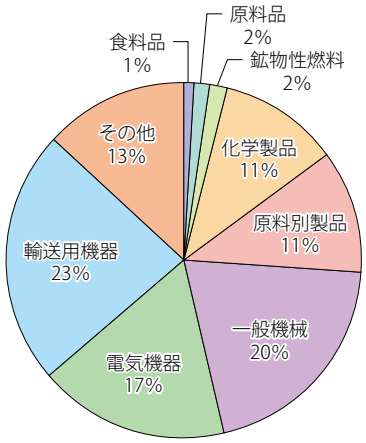

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-3図　我が国の品目別輸出（主要製品分解）

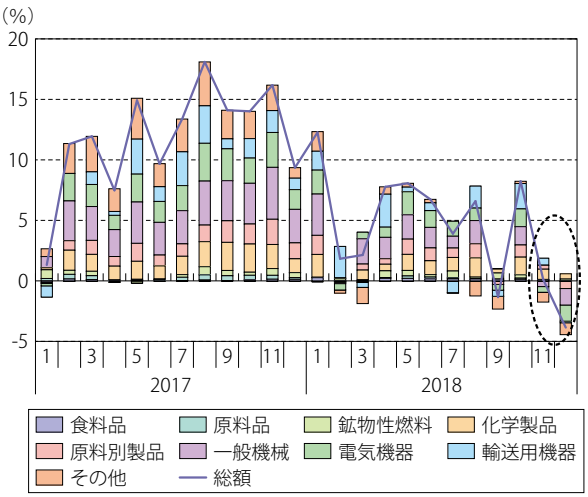

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-4 図
我が国の対世界一般機械輸出の対前年同月比

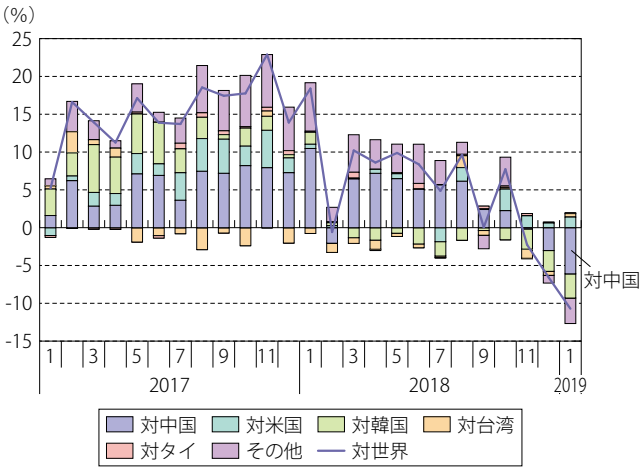

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-5 図
我が国の対世界電気機器輸出の対前年同月比

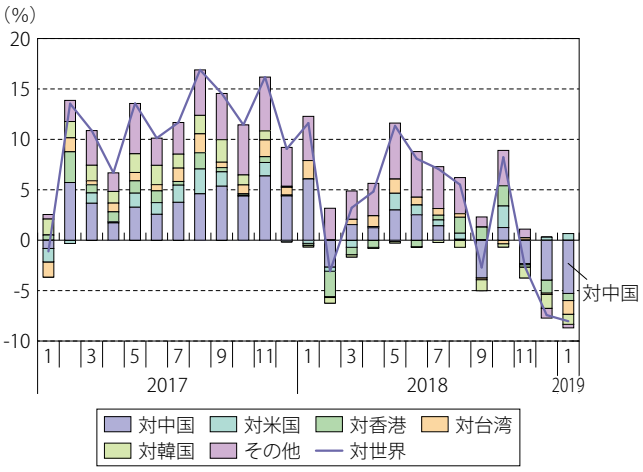

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-6 図　半導体サイクル

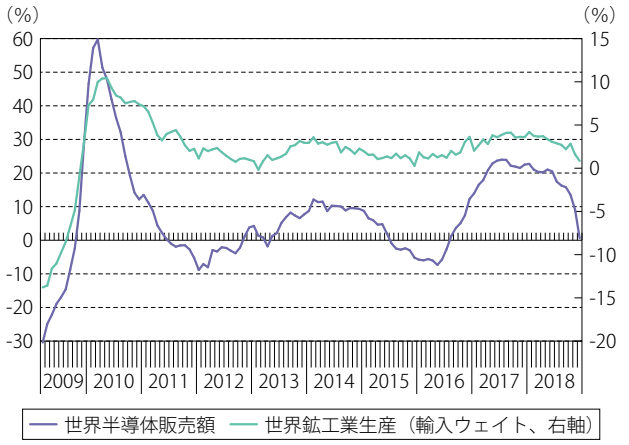

資料：世界半導体販売額は refinitiv から、
世界鉱工業生産はオランダ経済分析局「World Trade Monitor」から作成。

第Ⅱ-3-1-7 図
我が国輸入額の対前年同月比要因分解

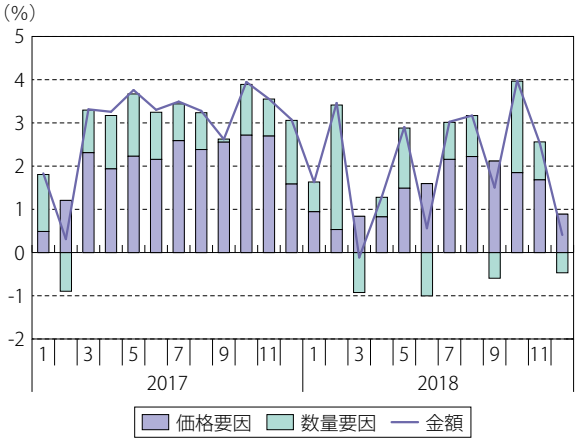

資料：財務省「貿易統計」から作成。

ル」と呼ばれる半導体市場の景気循環が下降局面にあり、世界的な半導体関連製品等の需要が落ち込んだことが考えられる（第Ⅱ-3-1-6 図）。

2018 年の前半は、引き続き好調であった対中輸出によって、対世界では輸出が増加していた。一方で、2018 年 11 月からは、中国経済の減速によって、対中輸出についても落ち込み、一般機械・電気機器の双方において、2018 年 11 月から 2019 年 1 月にかけて、対前年同期比のマイナス幅が拡大していった。

我が国貿易統計の輸入額の推移について、価格要因と数量要因に分解すると、2018 年は、数量要因については前年同月を下回った月も多く、年を通じて 0.6%の増加にとどまったものの、価格要因については、一貫して増加し続けた（第Ⅱ-3-1-7 図）。

品目別の輸入割合については、鉱物性燃料が最も多く、輸入全体のおよそ 4 分の 1 を占め、電気機械（15%）、化学製品（10%）と一般機械（10%）が次ぐ（第Ⅱ-3-1-8 図）。また、各品目の月別推移（前年同月比）については、2017 年に引き続き、鉱物性燃料が年を通じて輸入の増加に最も寄与し続けたことが分かる（第Ⅱ-3-1-9 図）。

日本の輸入の増加の主因となった鉱物性燃料について品目別に、価格要因・数量要因に分解すると、2018 年は、原油及び粗油、液化天然ガスの双方について、輸入量については減少した一方で、価格が上昇した。その結果、鉱物性燃料全体としては、輸入額が減少した 2015 年～16 年から一転し、2017 年から 2 年連続で、20%以上輸入額が増加した（第Ⅱ-3-1-10 図）。

資源価格の代表的指標である WTI 原油先物価格の同時期の値をみると、第Ⅰ部第 2 章第 2 節で見たように 2018 年 10 月には 2016 年年初から 2 倍程度の額に

なっており、世界的な資源価格の上昇が、日本の輸入額の増加に寄与したと思われる。

第Ⅱ-3-1-8 図
我が国の対世界輸入の品目別割合（額）

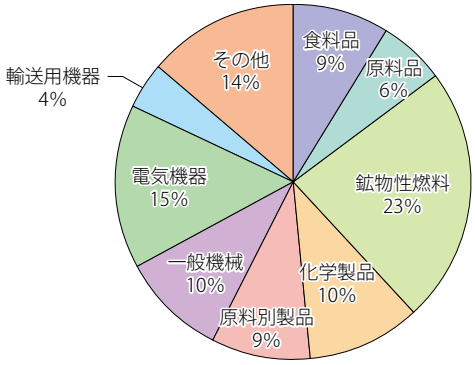

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-9 図　我が国の品目別輸入（前年同月比）

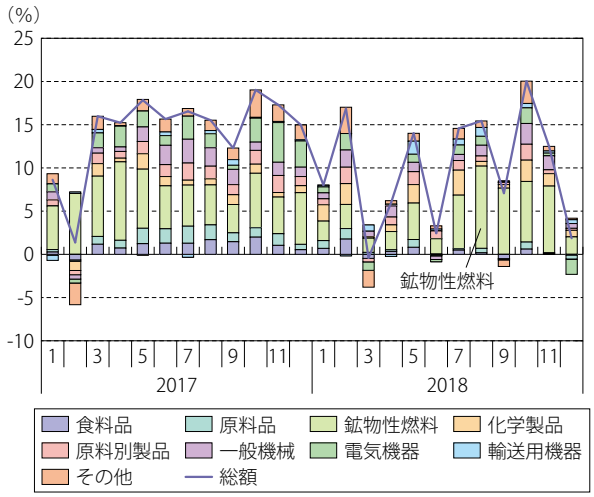

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-10 図
鉱物性燃料の輸入額前年比推移と、その要因分解

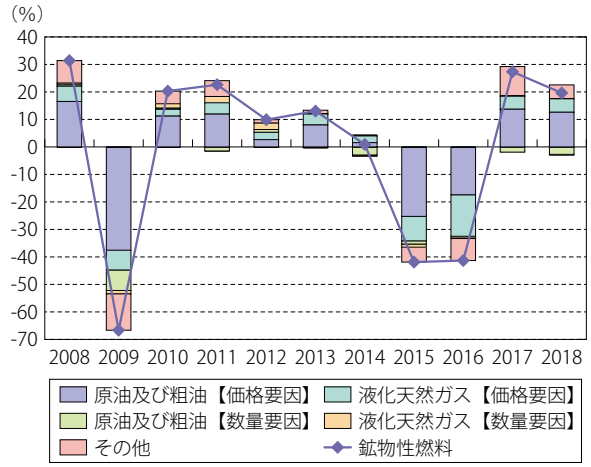

資料：財務省「貿易統計」から作成。

(2) 国・地域別貿易動向

日本の国・地域別の輸出額については、対中輸出について、2018 年は過去最高の 15 兆 8,977 億円であり、米国向けが 15 兆 4,702 億円で続いた（第Ⅱ-3-1-11 図）。

輸入についても、中国からの輸入が最も多く 19 兆 1,937 億円で、対世界輸入に占める割合は 23.2％である。ASEAN からの輸入が 12 兆 3,991 億円で続いた（第Ⅱ-3-1-12 図）。なお、中東からの輸入の内訳は、2018 年では鉱物性燃料が 95.6％を占めている。同地域からの輸入額については資源価格の変動により大幅に上下する。

① 対米貿易

ここで、我が国からの輸出の約 4 割、輸入の約 3 割 4 分を占める米国と中国との貿易状況に関して検討する。

我が国と米国の貿易構造は、日本から完成車等を、米国から液化天然ガス、液化石油ガスなどの鉱物資源や航空機、医薬品等を輸出する最終財貿易を特徴とす

第Ⅱ-3-1-11 図　対世界輸出額推移

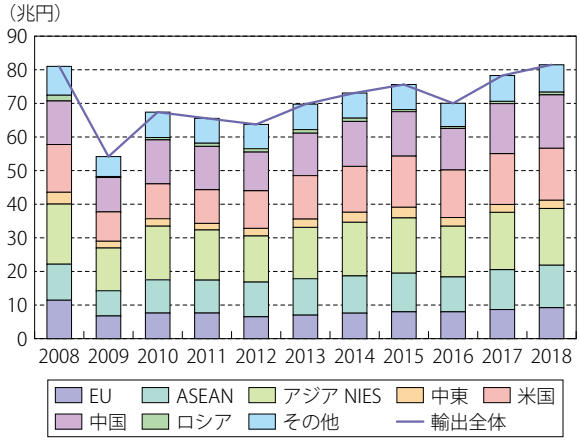

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-12 図　対世界輸入額推移

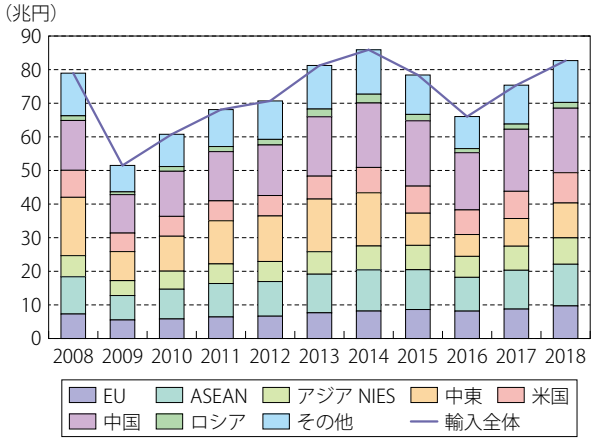

資料：財務省「貿易統計」から作成。

る水平分業構造となっている。加えて、日系企業現地工場等に向けた自動車部品等の中間財輸出も多い。近年では、我が国から海外への生産移転を背景に、映像機器、パソコンを筆頭に輸出数量が減少している（第Ⅱ-3-1-13 図）、（第Ⅱ-3-1-14 図）。

2018 年の品目別の対米輸出推移については、好調であった 2017 年との前年同月比において、各品目において横ばいに推移し、全体としては 2.3％増加した（第Ⅱ-3-1-15 図）。また、品目別の対米輸入については、原油や石炭の価格高騰を背景に 2018 年は対前年同月比で 10％以上の伸びを記録した月が、5 カ月あった（第Ⅱ-3-1-16 図）。

第Ⅱ-3-1-13 図
貿易構造（2016 年／日本から米国への輸出）

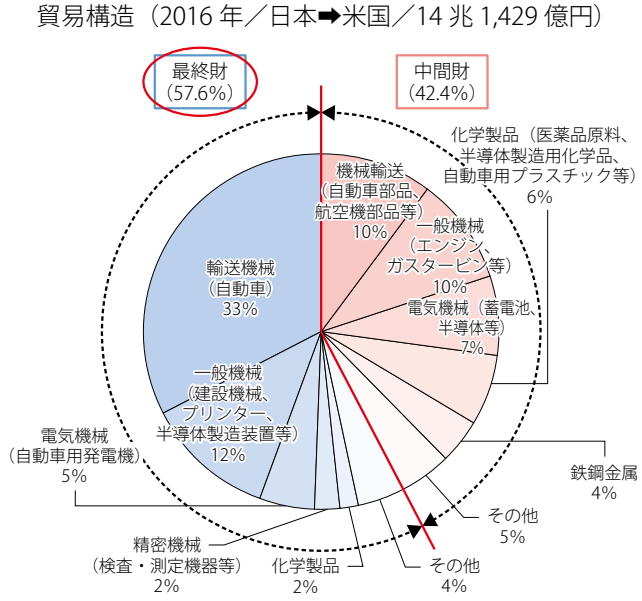

資料：RIETI TID から作成。

第Ⅱ-3-1-14 図
貿易構造（2016 年／日本の米国からの輸入）

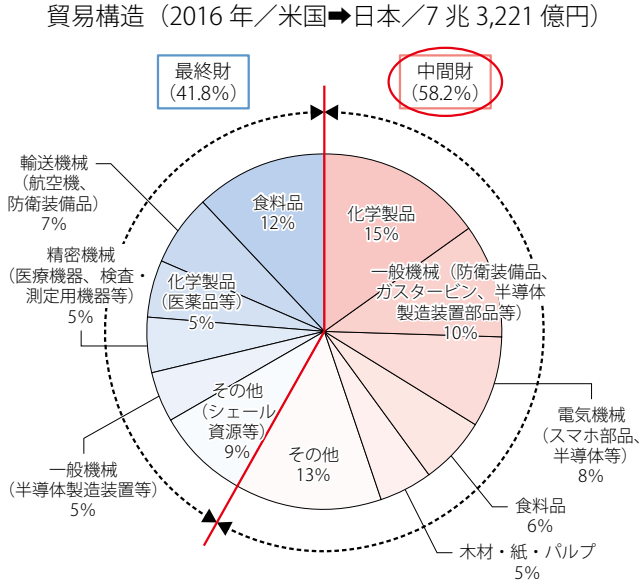

資料：RIETI TID から作成。

② 対中貿易

対中国の貿易構造は、我が国から中国に中間財を輸出し、現地で組み立てを行い、我が国や米国等の消費地に輸出するという垂直的な生産分業構造となっている。そのため、中国の対米国や対欧州向け等の輸出が減ると、我が国の中国への中間財輸出も減少する。また昨今は、中国の市場拡大とともに中国内需向けの輸出が拡大しているが、足下では中国の内需減少を受け我が国の対中輸出は減少している。対中輸入は、電気機器と一般機械が大半を占めている。電気機器の中ではスマートフォンやスマートフォン関連部品の額が多く、一般機械としては、パソコンやパソコン周辺部品が多い。中国国内にて、ハイテク機器を安価で製造可能となったためである（第Ⅱ-3-1-17 図）、（第Ⅱ-3-1-18 図）。

2017 年から月ごとの主要品目別の輸出額の推移を見ると、2018 年後半までは、一般機械によって対中向け輸出の拡大が牽引されてきたが、2018 年末には、一般機械や電気機器等のほとんどの品目で前年同月比でマイナスとなった（第Ⅱ-3-1-19 図）。各品目別の推移に着目すると、年の半ばから金属加工機械や工作機械において、前年同月比でマイナスとなった。これらの減少については、設備更新による一時的な需要が一服したことが考えられる。一方で、11 月から 12 月にかけては、主要品目の多くについて、前年同月比でマイナスとなり、2018 年末の中国経済の減速の影響が日本の輸出減少に寄与していると考えられる（第Ⅱ-3-1-20 表）。

第Ⅱ-3-1-15 図　対米輸出推移グラフ（品目別寄与度）

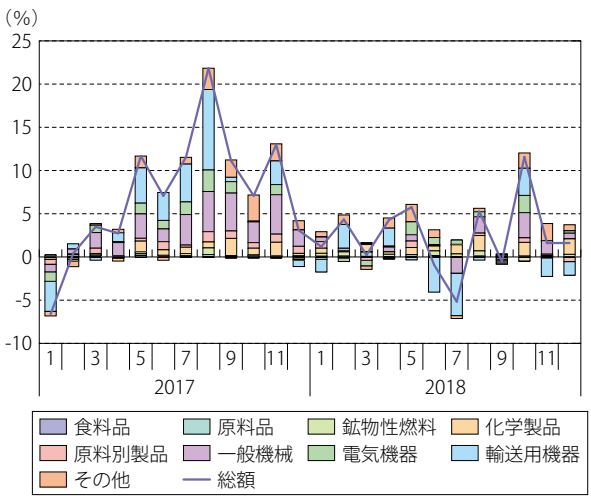

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-16 図　対米輸入推移グラフ（品目別寄与度）

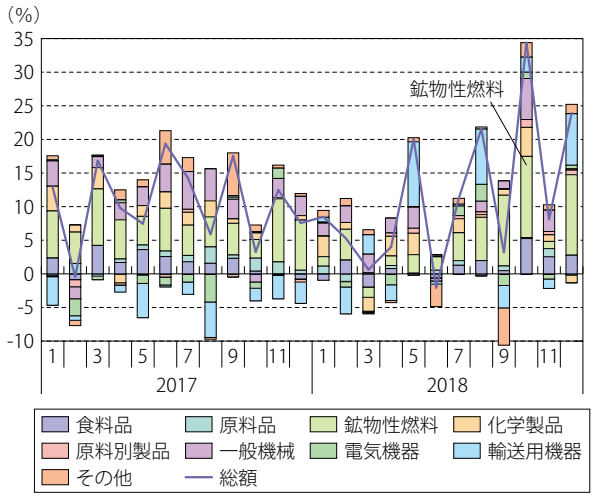

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-17 図
貿易構造（2016 年／日本の中国への輸出）

貿易構造（2016 年／日本➡中国／12 兆 3,614 億円）

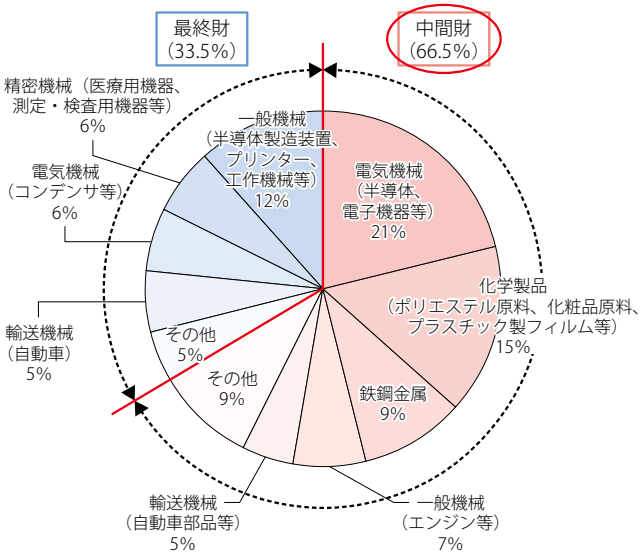

資料：RIETI TID から作成。

第Ⅱ-3-1-18 図
貿易構造（2016 年／日本の中国からの輸入）

貿易構造（2016 年／中国➡日本／17 兆 190 億円）

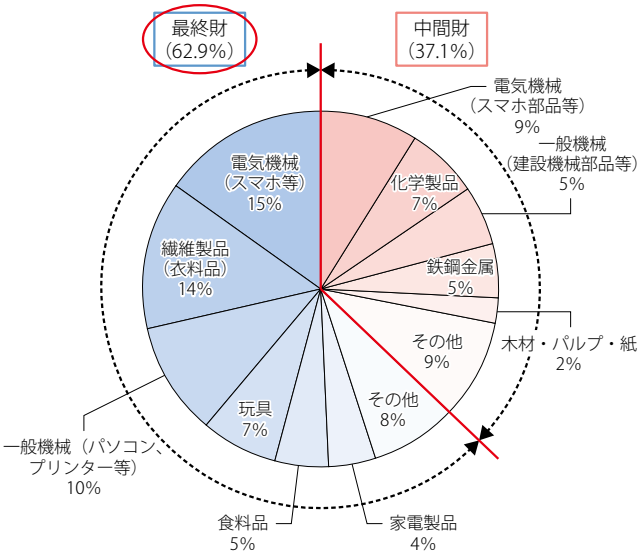

資料：RIETI TID から作成。

第Ⅱ-3-1-19 図　対中輸出推移グラフ（品目別寄与度）

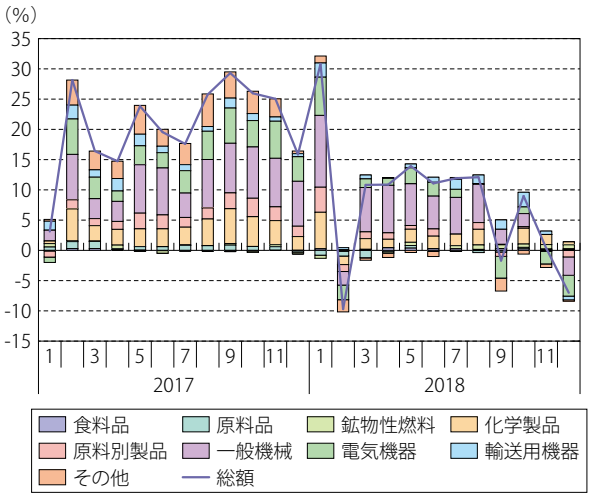

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-20 表　我が国の対中輸出主要品目額の推移（対前年同月比）

	2018 年（前年同月比 %）												
	前年比（%）	実額（10 億円）	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
鉄鋼	1.8	561.6	20.8	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 2.9	▲ 8.9	1.9	3.7	13.8	▲ 1.2	12.3	13.8	▲ 8.7
一般機械	17.3	3,885.2	62.7	▲ 9.6	32.0	36.5	30.5	22.9	27.8	28.5	12.1	9.9	▲ 0.7	▲ 12.7
半導体等製造装置	46.8	1,079.7	44.0	▲ 2.2	72.4	114.8	90.7	79.2	135.1	152.6	50.8	8.8	▲ 5.1	▲ 34.3
工作機械	11.4	263.7	240.4	113.4	89.1	63.2	38.7	▲ 5.9	▲ 9.3	▲ 23.5	▲ 11.0	▲ 18.4	▲ 35.4	▲ 42.0
電気機器	0.7	3,399.6	27.4	▲ 11.0	6.6	5.3	12.8	10.4	5.8	0.4	▲ 14.6	4.9	▲ 8.8	▲ 14.8
輸送用機器	10.2	1,538.0	25.4	4.8	7.1	1.4	6.9	8.8	17.0	16.8	16.8	25.6	5.6	▲ 6.4
自動車	14.0	637.7	45.7	26.5	16.4	9.7	0.3	▲ 2.5	30.3	25.9	16.4	30.5	▲ 3.8	▲ 6.5
自動車の部分品	7.1	868.9	11.8	▲ 6.7	0.6	▲ 3.8	11.5	14.3	8.6	10.5	17.9	19.4	12.4	▲ 6.3
総額	6.8	15,897.7	30.8	▲ 9.8	10.8	10.8	13.9	11.1	11.9	12.0	▲ 1.7	9.0	0.3	▲ 7.0

財務省「貿易統計」から作成。（%、10 億円）

第Ⅱ-3-1-21 図
対中輸入推移グラフ（品目別寄与度）

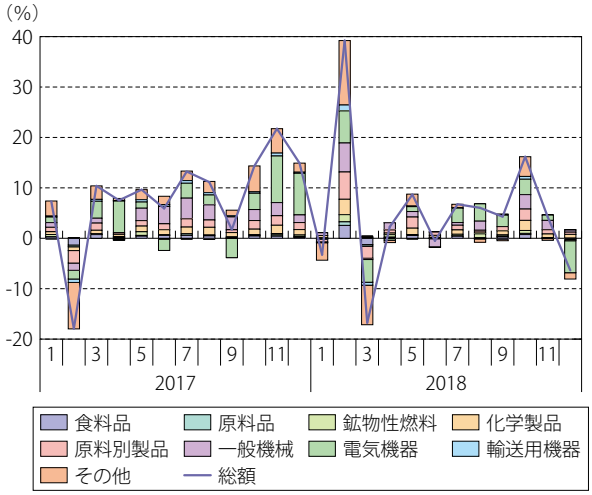

資料：財務省「貿易統計」から作成。

2. 経常収支の動向

2018 年の我が国の経常収支は 19 兆 2,222 億円と、4 年ぶりに対前年比で減少（▲ 13.0%）となった。減少の主な要因は、貿易収支[242] 黒字が前年比 4 分の 1 と大幅に減少したことにある。

東日本大震災以前の 2010 年までは、貿易収支と第一次所得収支の双方で経常黒字となっていた。2011 年以降 2015 年まで貿易収支が赤字に転じ、第一次所得収支による黒字によって、経常黒字が実現されていた。2016 年以降も主に第一次所得収支によって経常黒字が実現されている構造となっている（第Ⅱ-3-1-22 図）。

我が国の経常収支の太宗を占める第一次所得収支については、2018 年の我が国の第一次所得収支は、20 兆 8,533 億円の黒字であった。現在の我が国の経常収支黒字のほぼすべてが第一次所得収支によるものである（第Ⅱ-3-1-23 図）。

サービス収支については、2018 年の我が国のサービス収支は▲ 8,062 億円の赤字であった。

2017 年との比較では赤字幅を拡大したものの、2016 年以前の水準と比べると大きく縮小している。サービス収支の赤字幅縮小に寄与しているのは、旅行と知的財産権等使用料の 2 項目である。2018 年には、我が国の旅行収支は 2 兆 4,161 億円、知的財産権等使用料

第Ⅱ-3-1-22 図　我が国の経常収支の推移（年別）

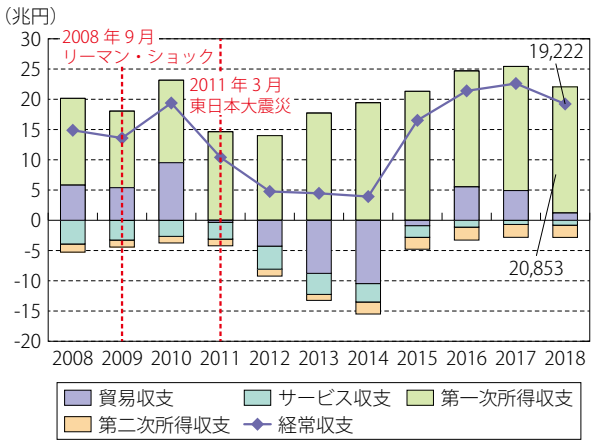

第Ⅱ-3-1-23 図
我が国の第一次所得収支の推移（年別）

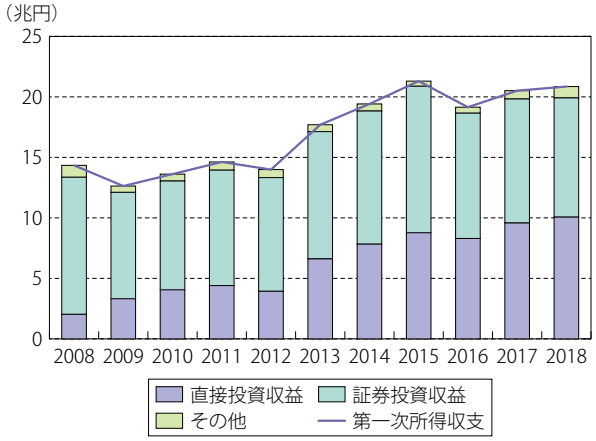

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

242 国際収支統計上の貿易収支では、輸入に係る輸送料・保険料はサービス収支にカウントされるため、貿易収支内の「輸入」の数値は、貿易統計上での貿易収支の「輸入」より小さい金額となる。

の収支は、2 兆 6,220 億円と、両項目とも過去最大となった（第Ⅱ-3-1-24 図）。知的財産権等使用料は、産業財産権等使用料と著作権等使用料に分かれ、前者には商標権などの使用料、技術情報の使用料が、後者にはソフトウェア、音楽、映像などを複製するための使用料が含まれる。日本の知的財産権等使用料の黒字は、産業財産権等に関連するものによるものであり、著作権等は、赤字が続いていることが分かる（第Ⅱ-3-1-25 図）。

第Ⅱ-3-1-24 図　我が国のサービス収支の動向

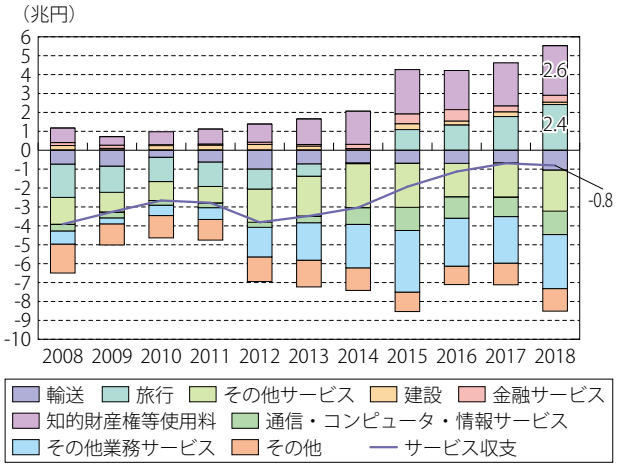

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-25 図
知的財産権等使用料収支内訳の推移

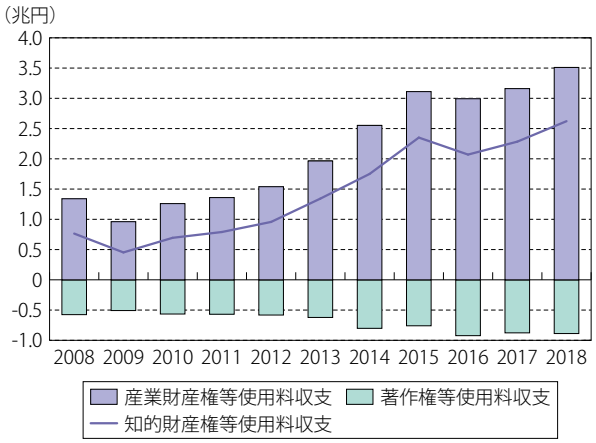

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

3. 金融収支の動向

2018 年の我が国の金融収支は、20 兆 49 億円であった。金融収支は、「直接投資」、「証券投資」、「金融派生商品」、「その他投資」、「外貨準備」に分かれる。「直接投資」は、海外での工場建設や M&A（合併・買収）等を指す。

2018 年の直接投資（ネット）は、14 兆 7,198 億円で過去 3 番目の金額であった。証券投資については、9 兆 9,765 億円であった（第Ⅱ-3-1-26 図）。

第Ⅱ-3-1-26 図　我が国の金融収支の動向

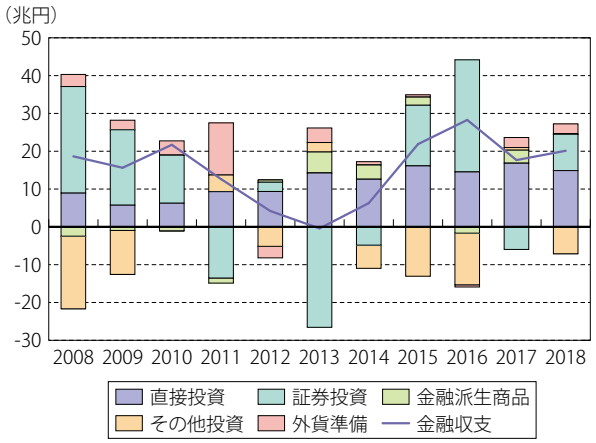

出典：財務省「国際収支統計」から作成。

4. 投資の動向

我が国の 2017 年末時点での対外直接投資残高は、174 兆 6,990 億円であり、前年比 + 10.0％と 7 年連続での増加となった。UNCTAD のデータによると、世界全体の対外直接投資残高の 4.9％を占めている。2016 年から 0.5pt 下がったものの、我が国は EU や米国に次ぐ対外直接投資大国である（第Ⅱ-3-1-27 図）。

また、製造業・非製造業別に残高をみると、2008 年に非製造業の残高が製造業を上回り、2017 年末時点で製造業が 70 兆 1,469 億円、非製造業が 98 兆 5,990 億円となっている（第Ⅱ-3-1-28 図）。我が国は、米国に対しての投資残高が最も多く、54 兆 2,595 億円で、英国への残高が 17 兆 197 億円で続いた。米国向けは、金融・保険業の割合が大きく、金額としては 12 兆 4,517 億円であった。英国向けは、他主要国国向

第Ⅱ-3-1-27 図
世界の国・地域別直接投資残高の割合（2017 年末時点）

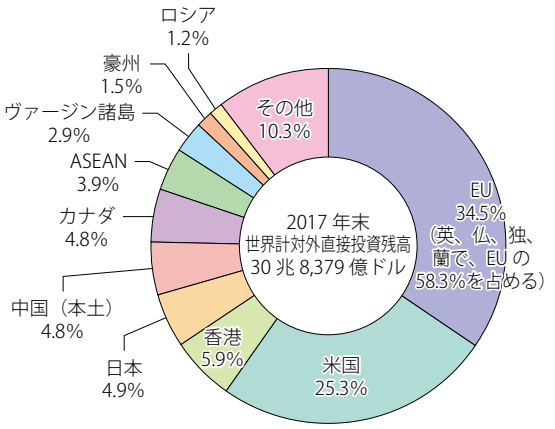

備考：我が国の統計とは、為替等の関係で多少誤差が生じる。
資料：UNCTAD「FDI/MNE database」から作成。

第Ⅱ-3-1-28 図
我が国の対外直接投資残高の推移（2017 年末時点）

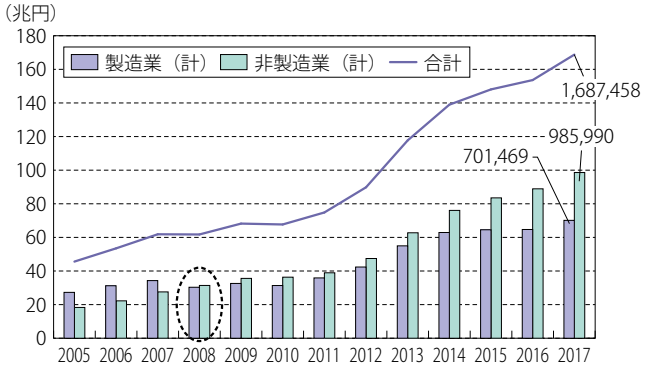

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

けと比較してサービス業の割合が多く、製造業の割合が小さい。一方、中国、ドイツ向けでは、比較的製造業の割合が大きい。フランス向けでは、卸売・小売業の割合が際立って大きい（第Ⅱ-3-1-29 図）。

我が国の対外直接投資（残高）の多い国、すなわち、日本からの対内直接投資の多い国である米国と英国の対内直接投資を OECD Statistics で見ると、我が国は、米国にとって 2 番目の対内直接投資実施国であり、英国にとっては 6 番目の対内直接投資実施国となっている（第Ⅱ-3-1-30 図）、（第Ⅱ-3-1-31 図）。

第Ⅱ-3-1-29 図
我が国の主要国別対外直接投資残高と業種別割合

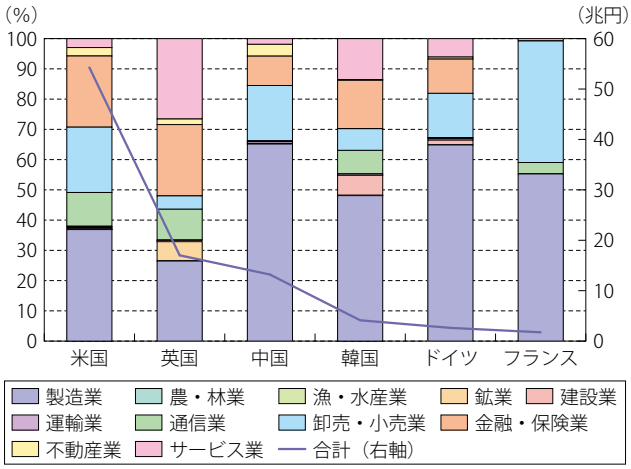

資料：財務省「国際収支統計」から作成。

第Ⅱ-3-1-30 図
米国への対内直接投資ランキング（2017 年末時点、ストック、ネット）

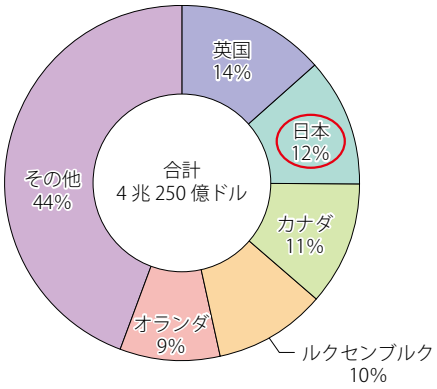

資料：OECD Stat から作成。

第Ⅱ-3-1-31 図
英国への対内直接投資ランキング（2017 年末時点、ストック、ネット）

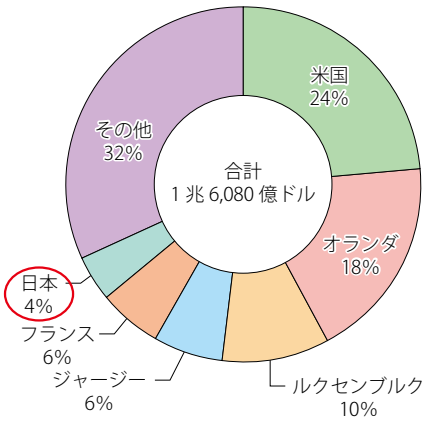

資料：OECD Stat から作成。

第２節　日本を中心としたグローバル・バリュー・チェーンの実態

前節では日本の貿易投資動向を概観したが、その背景には、日本の国内企業と海外に展開する現地法人等を結ぶ財の流れ（GVC）がある。日本の貿易の中にはGVCと関わりのない部分も少なからずあるが、国内製造業の輸出の過半は親会社から海外子会社へのものであり、その動向を把握することは重要である。本節においては、このような日本を中心としたGVCの実態について考察していく。

1. 日本企業の海外展開

日本企業は、積極的に海外直接投資を拡大し、海外現地法人の設立を通じて海外展開を行ってきた。経済産業省「海外事業活動基本調査」のデータによれば、日系海外現地法人の企業数は、世界金融危機など経済的ショックで一時的に減少することはあったが、趨勢として堅調に増加し、現在、全世界で、製造業約１万1,000社、非製造業約１万4,000社、合計約２万5,000社が操業している（第Ⅱ-3-2-1図）。業種別には、世界金融危機後、製造業が企業数で50％を下回り、非製造業が緩やかにシェアを伸ばしている[243]。

第Ⅱ-3-2-1図　日系海外現地法人の企業数の推移

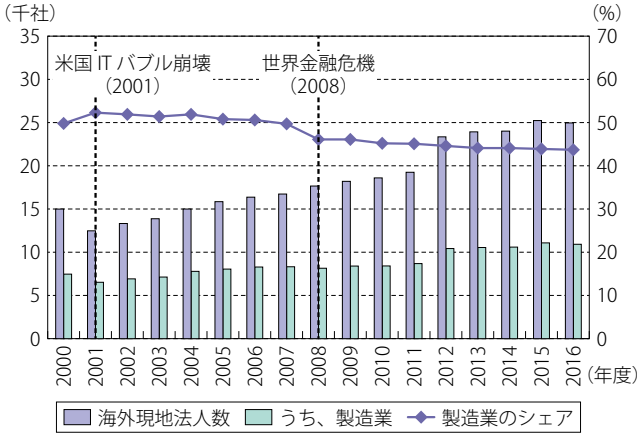

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

ここでは、まず世界に展開する日系海外現地法人の企業数、売上高、経常利益の推移を見たうえで、次に海外のどこに立地しているのか、地域ごとの特色を概観する。

海外現地法人の売上高は、世界金融危機時などの一時的減少を除けば堅調に増加している（第Ⅱ-3-2-2図）。業種別に見ると、製造業が売上高の50％弱の水準で推移している。一方、経常利益については売上高に比べて変動が激しい（第Ⅱ-3-2-3図）。世界金融危機

第Ⅱ-3-2-2図　日系海外現地法人の売上高の推移

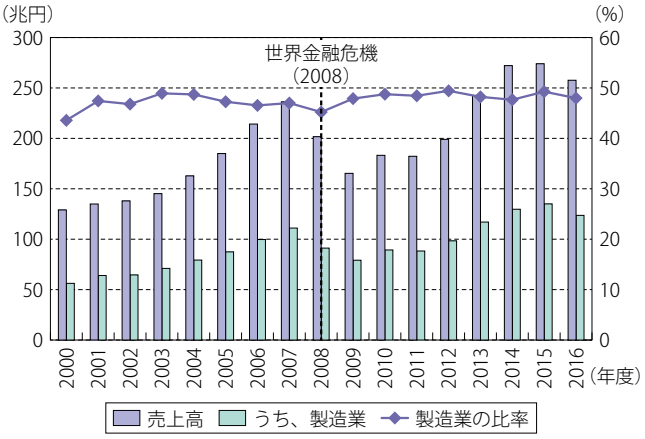

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-3図
日系海外現地法人の経常利益額の推移

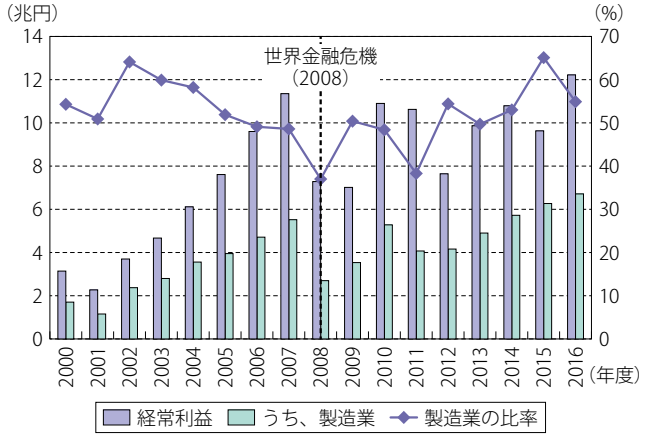

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

243 第Ⅱ-3-2-1図で2012年度、企業数、売上高が急増しているように見えるのは、調査実施に当たって補足率が上がったためである。

機までは順調に拡大してきたが、その後は減少、回復を繰り返し、伸び悩みが見られる。業種別には、世界金融危機までは、製造業シェアが低下して非製造業が伸びてきたが、金融危機後は製造業のシェアが上昇する動きも見られる。

このような中で日本の製造業の海外生産比率は、上昇基調で推移しており、海外の重要性は高まっている（第Ⅱ-3-2-4 図）。直近で海外生産比率は 23.8％と、世界における日系製造業の全生産の 4 分の 1 は海外で行われており、海外に現地法人を有する企業だけで見れば全生産の 4 割近くが海外生産となる[244]。業種別には、輸送機械、はん用機械、情報通信機械等が積極的に海外展開をしており、海外生産比率が高い（第Ⅱ-3-2-5 図）。

第Ⅱ-3-2-4 図　日系製造業の海外生産比率

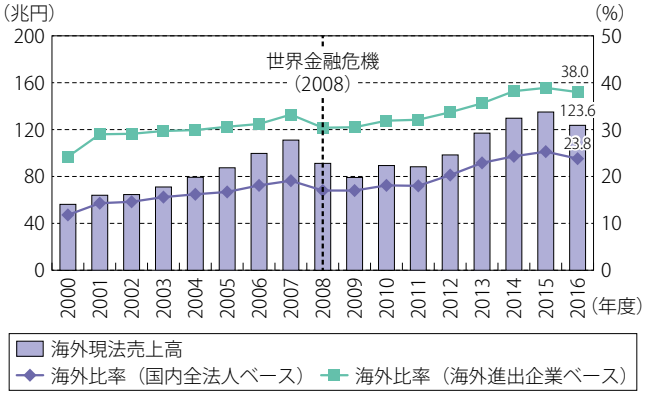

備考：国内全法人ベース。国内法人の売上高は「法人企業統計」（財務省）のデータ。海外・国内とも製造業のみ対象。
海外生産比率＝海外現地法人売上高 /（海外現地法人売上高 ＋ 国内法人売上高）
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-5 図
日系製造業の海外生産比率（業種別 / 2016 年度）

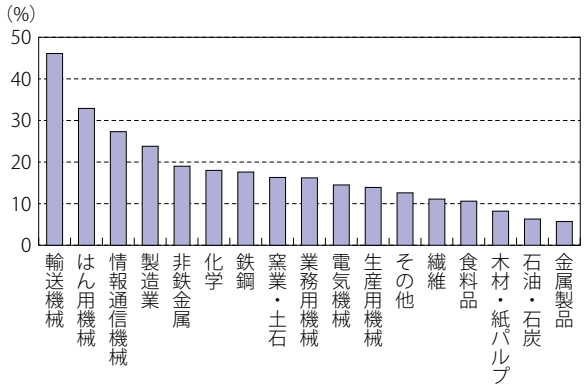

備考：国内全法人ベース。国内法人の売上高は「法人企業統計」（財務省）のデータ。海外・国内とも製造業のみ対象。
海外生産比率＝海外現地法人売上高 /（海外現地法人売上高 ＋ 国内法人売上高）
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

その海外展開先としてアジアの存在感が高まっている。地域別の立地企業数の推移を見ると、製造業においては、米国、欧州の立地企業数がほぼ変わらない中で、アジアへの立地が増加している（第Ⅱ-3-2-6 図）。アジアの中では中国の急増が目立ち、ASEAN 諸国も緩やかに増加している[245]。

第Ⅱ-3-2-6 図
日系海外現地法人の立地地域別の企業数の推移

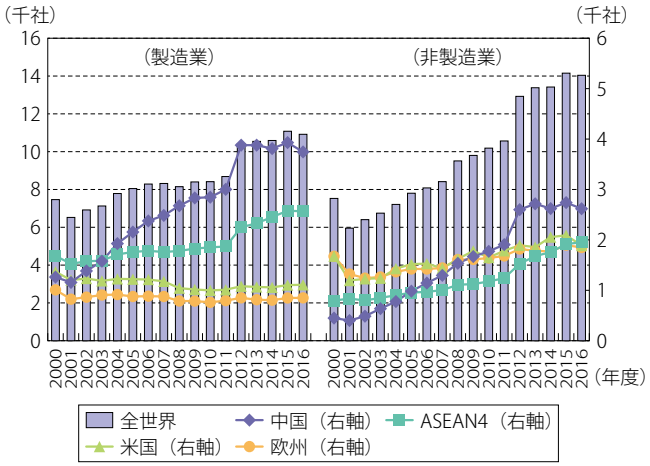

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

直近（2016 年度）時点で見ると、アジアには世界の日系製造業の 8 割近い約 8,300 社が立地しており、特に中国、ASEAN への立地が多い（第Ⅱ-3-2-7 表、第Ⅱ-3-2-8 図）。業種別には、輸送機械、情報通信機械などの機械製造業で半分を占め、鉄鋼、化学などが続いている。また、後で見るように、アジアには最終財の生産を主とする企業とともに、多くの中間財の生産を主とする企業も進出しており、日本からの調達とともに現地国内でも中間財をやりとりする産業集積が形成されていることが示唆される。欧米に比べて相対的に規模が小さい企業が多いのもアジアの特色と言える。アジアでは非製造業も約 8,200 社が立地しているが、世界の日系非製造業の 6 割弱と製造業に比べれば世界シェアは低い。非製造業の中では、卸売業が半数以上を占め、サービス業、運輸業が次いでいる（第Ⅱ-3-2-9 図）。アジアでは製造業中心に進出し、それをサポートする商業、サービス、物流、ロジスティクス関係が多く展開していると見ることができるかもしれない。

244 製造業に属する法人企業の 2016 年度売上高から計算。国内に立地する製造業企業の売上高約 396 兆円（法人企業統計）及び海外製造業現地法人売上高約 124 兆円の合計約 519 兆円に対する海外製造業現地法人売上高 124 兆円の比率。
245 本節において「中国」は特にことわらない限り本土のみで香港は含まない。

第Ⅱ-3-2-7 表　日系海外現地法人の企業数（2016 年度）

（単位：社）

	世界	米国	アジア			欧州
				中国	ASEAN10	
合　　計	24,959	2,998	16,512	6,363	6,662	2,900
製 造 業	10,919	1,109	8,325	3,745	3,345	850
化　学	1,107	135	801	316	316	123
鉄鋼・金属	1,260	99	1,056	457	481	37
一般機械	1,561	179	1,150	568	376	160
電気・情報通信機械	1,710	140	1,378	663	479	131
輸送機械	2,364	312	1,606	631	754	207
非製造業	14,040	1,889	8,187	2,618	3,317	2,050
情報通信業	837	138	574	226	251	93
運輸業	1,447	97	745	220	381	148
卸売業	7,005	858	4,369	1,426	1,516	1,145
小売業	680	95	428	164	150	118
サービス業	2,346	463	1,246	413	530	342

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-8 図
日系海外現地法人の地域分布（2016 年度）

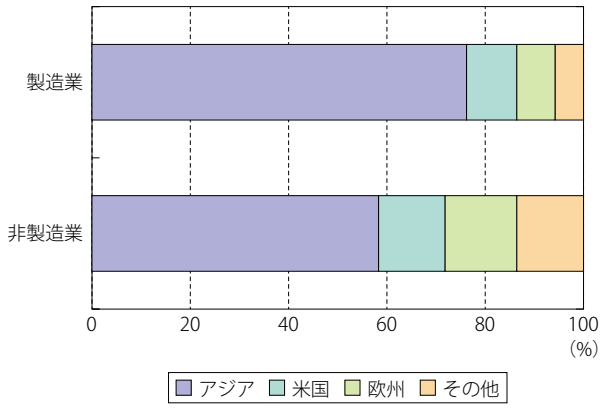

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-9 図
日系海外現地法人の非製造業における業種分布（2016 年度）

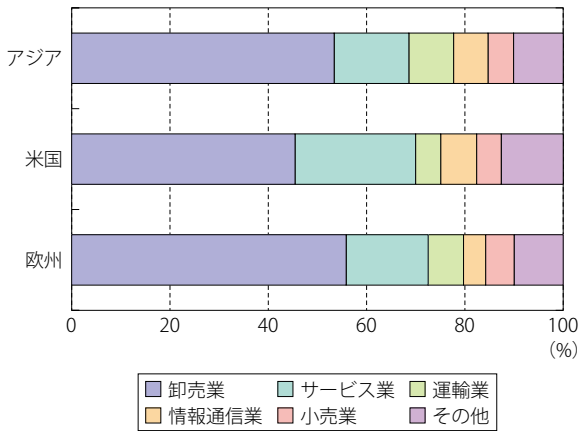

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

米国、欧州では、アジアと異なり、むしろ非製造業中心の立地となっている。非製造業の中では、卸売業が多いのはアジアと同様であるが、米国ではサービス業シェアが大きい。

海外現地法人の売上高について見ると、製造業ではアジア、特に中国の売上が拡大している（第Ⅱ-3-2-10 図、第Ⅱ-3-2-11 表）。ただし、米国の売上高は中国、ASEAN に匹敵しており、規模の大きな企業が多いことが推測される。非製造業においては米国が突出して拡大しており、アジアにおける売上は必ずしも大きくない。

第Ⅱ-3-2-10 図
日系海外現地法人の立地地域別売上高の推移

（製造業）

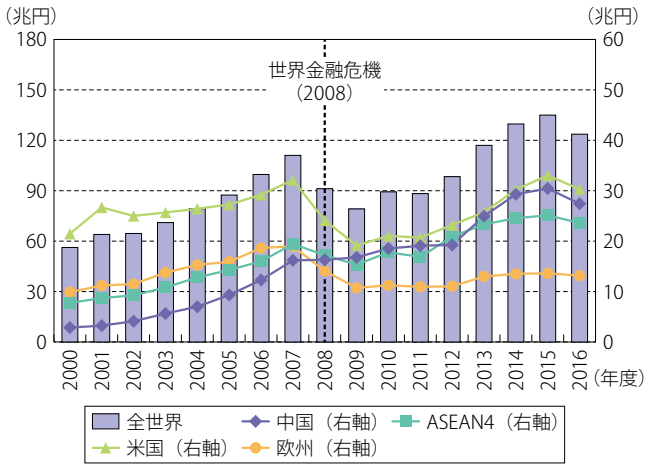

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

（非製造業）

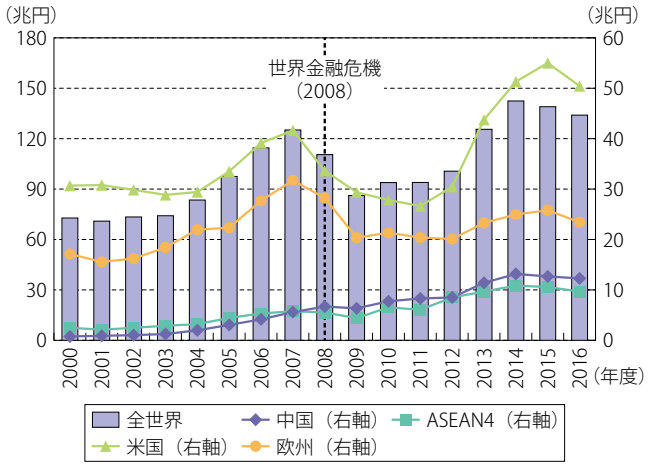

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-11 表　日系海外現地法人の売上高（2016 年度）

（単位：10 億円）

	世界	米国	アジア			欧州
				中国	ASEAN10	
合　　計	257,647	80,759	111,885	39,701	50,253	36,561
製 造 業	123,636	30,316	67,203	27,419	28,340	13,156
食品・繊維・木材	7,598	1,213	4,643	2,775	1,561	835
化　学	8,840	2,509	4,100	882	1,932	1,625
鉄鋼・金属	6,809	965	4,603	1,994	2,141	582
一般機械	9,662	2,376	5,634	2,583	1,992	1,455
電気・情報通信機械	18,113	3,558	12,623	5,304	4,162	1,656
輸送機械	64,267	17,043	31,590	12,468	14,653	5,533
非製造業	134,011	50,443	44,683	12,282	21,913	23,404
情報通信業	2,844	530	943	162	505	1,312
運輸業	2,788	359	1,381	536	593	308
卸売業	95,198	33,283	35,254	10,044	16,534	19,344
小売業	8,066	5,455	1,826	578	696	414
サービス業	11,830	7,117	3,181	557	2,131	757

備考：小規模な業種は統合した。例えば、一般機械は汎用機械、生産用機械、業務用機械の合計。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

経常利益については年ごとの変動が大きいものの、売上と同様で、製造業はアジアで利益を拡大しており、非製造業は米国が大きい（第Ⅱ-3-2-12 図、第Ⅱ-3-2-13 表）。ただし、特に非製造業において世界金融危機後、アジア、欧州においては利益が伸び悩んでいる。

第Ⅱ-3-2-12 図
日系海外現地法人の立地地域別経常利益

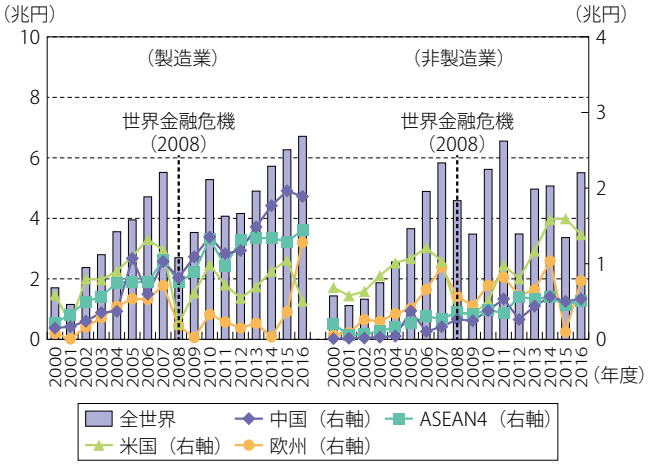

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

さらに地域から国別におりて見ると、企業数では中国が突出して多く、タイ、インドネシア、ベトナム等のアジア諸国が続いている（第Ⅱ-3-2-14 図）。実に、上位 10 か国のうち 9 か国がアジアとなっている。併せて売上額も表示したが、首位の米国、第 2 位の中国の二か国が突出しており、第三位のタイ以下を大きく引き離している。また、売上額上位 10 か国を見ると、アジア諸国のほか、メキシコ（第 5 位）、カナダ（第 7 位）が挙げられ、米国を中心とした GVC の存在が示唆される。欧州諸国の中では英国（第 9 位）が上位に入っている。

第Ⅱ-3-2-14 図
日系製造業現地法人の国別展開（2016 年度）

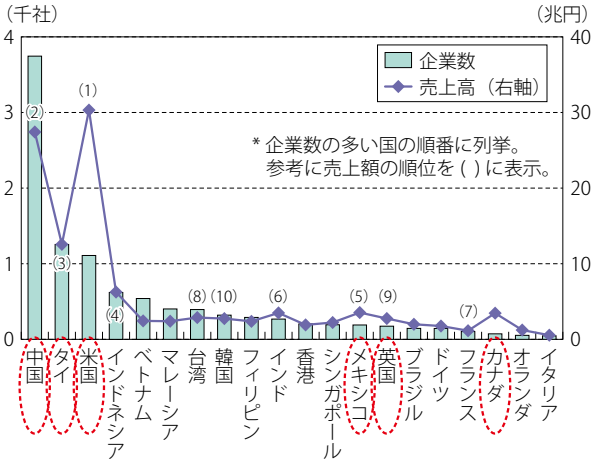

備考：企業数の上位 20 国・地域を企業数が多い順に表示。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

日系海外現地法人の利益率を見ておく。2016 年度を見ると、アジアの経常利益率は、米国、欧州を上回る水準にある（第Ⅱ-3-2-15 図）。業種別には、地域横断的に製造業の方が利益率が高い。

第Ⅱ-3-2-13 表　日系海外現地法人の主要業種・立地地域別経常利益（2016 年度）

（単位：10 億円）

	世界	米国	アジア			欧州
				中国	ASEAN10	
合　　計	12,221	2,618	6,208	2,424	2,676	1,281
製 造 業	6,712	1,232	4,479	1,889	1,818	507
食品・繊維・木材	501	91	280	129	117	77
化　学	1,170	494	353	65	167	160
鉄鋼・金属	234	60	155	61	78	17
一般機械	517	113	348	162	134	57
電気・情報通信機械	665	93	550	237	205	18
輸送機械	3,237	346	2,486	1,114	996	142
非製造業	5,508	1,386	1,729	535	857	774
情報通信業	95	6	29	8	4	57
運輸業	119	17	46	19	17	25
卸売業	2,282	597	1,211	431	543	272
小売業	93	63	14	▲14	20	11
サービス業	791	414	245	50	149	186

備考：1．小規模な業種は統合した。例えば、一般機械は汎用機械、生産用機械、業務用機械の合計。
　　2．秘匿データの場合は類似データで代用して極力数値を表示した。例えば、米国を北米で代用。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-15 図
日系海外現地法人の経常利益率（2016 年度）

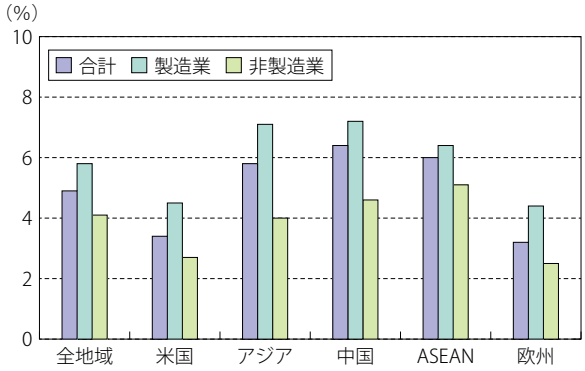

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

2. アジアを中心にした GVC の展開

日系海外現地法人が、製造業を中心にアジアにおいて、企業数でも、売上高でも拡大してきていることを見た。ここからは、アジアの日系製造業に焦点を置いて分析していく。

最初に、アジアに展開する日系製造業現地法人の特徴（部品供給業者なのか組立業者なのか、企業規模、企業内取引比率等）を欧米に立地する現地法人と比較しながら見ていく。

その上で、アジアを中心とした GVC について二つの視点から考察する。一つ目は、日系海外現地法人の視点から、日本からの調達、製品の販売先などを考える。二つ目は日本から輸出される付加価値の視点から最終需要地や日本の付加価値の流れを概観する。

まず、日系製造業現地法人の視点から売上高及び日本からの調達額（日本の輸出）を立地地域別に見てみる。当初は米国に立地する日系現地法人の売上高が大きかったが世界金融危機を契機に大きく落ち込み、アジア諸国、特に中国が追いついてきている様子がうかがえる（第Ⅱ-3-2-16 図）。アジアにおける現地法人の売上高の増加とともに、総じて日本からの調達額も拡大している[246]。

次に、日系海外現地法人を機械製造業に焦点を当てて主要製品の性格（最終財か中間財か）で分けてみる。アジアでは、最終製品の製造を主として行う企業（典型的には組立業者）とともに、中間財の製造を主として行う企業（部品供給業者）も多く進出している（第Ⅱ-3-2-17 図）[247]。これは必要な中間財は日本から輸入するとともに、現地でも供給できるようなサプライ・チェーンの存在を示唆している。先の分析で、アジア諸国は売上額に対して立地企業数が多かったが、これはアジアでは組立業者とともに、多数の中小の部品供給業者（特に情報通信機械、輸送機械）が進出しているためと思われる。

実際に海外現地法人（製造業）の企業規模を立地地域別に比較したのが第Ⅱ-3-2-18 図である。アジアに立地する企業は欧米に比べて資本金規模の小さな企業のシェアが高いことが見て取れる。

第Ⅱ-3-2-16 図
日系海外製造業現地法人の売上高及び日本からの調達額の推移

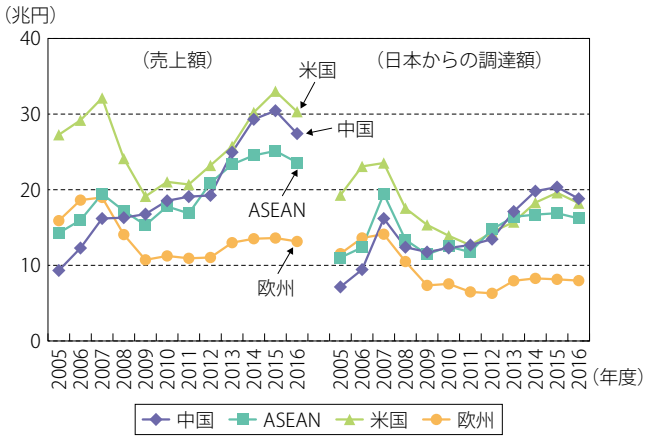

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

246 詳しく見れば、現地調達の拡大に伴い、日本からの調達額が以前ほど拡大しなくなってきているが、この点については次節で述べる。
247 調査においては、主要製品が最終財と中間財のどちらに該当するかを質問しており、必ずしも回答した財のみを生産しているわけではない。一つの目安として表示した。

第Ⅱ-3-2-17 図
日系海外現地法人（機械製造業）の主要製品別の企業数（2016 年度）

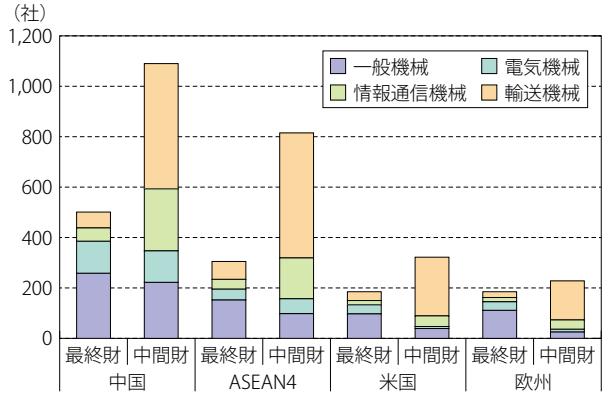

備考：１．主要製品が最終財・中間財のどちらに該当するかを質問。
２．ここでは機械類の製造業企業を表示。製造業約 9,000 社が回答し、そのうち機械類の製造業は約 4,700 社。
３．一般機械は、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具を集計。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-18 図
日系海外現地法人の企業規模分布（2016 年度）

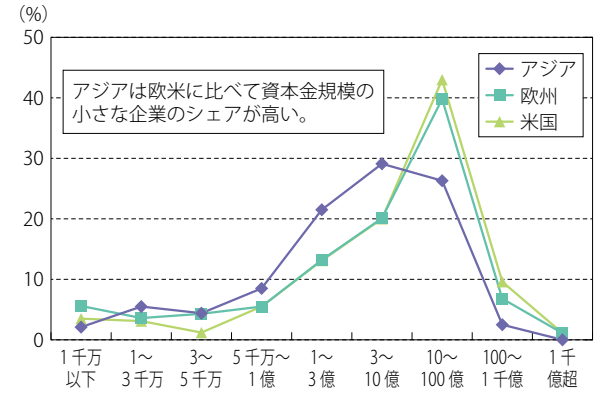

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

さらに日本国内の親会社の立場から考えてみよう。日系海外製造業現地法人の日本からの調達は、親会社の側から見れば、海外現地法人に対する基幹部品などの中間財輸出に当たる。国内製造業の輸出のうち、総じて資本関係を有する関係会社向け輸出（企業内取引）のシェアが高い[248]。「経済産業省企業活動基本調査」によれば、2016 年度の国内製造業の輸出額のうち、56％までが関係会社向けとなっている（第Ⅱ-3-2-19 図）。

時系列で見ると、2000 年代、世界金融危機まで、非関係会社向け輸出がより早いペースで伸びたため、

第Ⅱ-3-2-19 図
日本国内の製造業企業の輸出（関係・非関係会社向け）

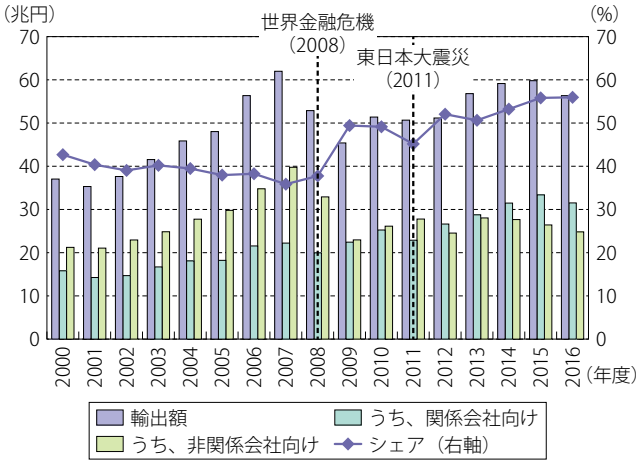

資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

関係会社向け輸出シェアは緩やかに低下。しかし、世界金融危機後は、非関係会社向けが伸び悩む中で、関係会社向けは堅調に増加。結果として、関係会社向け輸出（企業内取引）シェアが上昇している。

関係企業向けシェアを相手地域別に見ると、北米向けが最も関係会社向けシェアが高く、欧州が次ぐ。アジア、中国向けは相対的に関係会社向けシェアが低い。2016 年はアジアで低下したものの、2011 年以降、アジア、北米、欧州とも関係会社向けシェアは上昇基調で推移している（第Ⅱ-3-2-20 図）。

第Ⅱ-3-2-20 図
国内製造業企業の輸出における関係会社向け比率

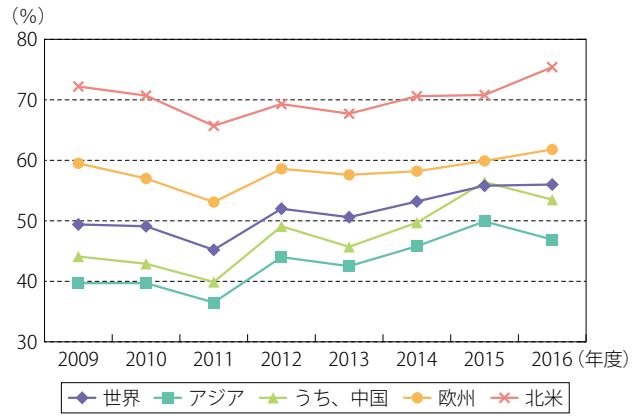

資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

248「経済産業省企業活動基本調査」では、親会社、子会社及び関連会社を「関係会社」としている。ここで、「子会社」とは、ある会社（親会社）が 50％超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で 50％超の議決権を所有する当該会社（みなし子会社）及び 50％以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。「関連会社」とは、ある会社（親会社）が 20％以上 50％以下の議決権を所有する当該会社をいう。また、15％以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。なお、日本に立地しているのが外資系企業の場合は、「関係会社」向け輸出の中に、本国に立地する親会社への輸出も含むことになる。

業種別には、電子部品、輸送用機械、電気機械、情報通信機械など、機械関係において関係会社向けシェアが高く、企業内での国際的生産分業が行われている可能性を示唆している。反対に、木材・木製品、金属製品、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属、皮革など素材関係は関係会社向けシェアが低い（第Ⅱ-3-2-21図）。

第Ⅱ-3-2-21図
日本国内の製造業企業の関係会社向け輸出（2016年度）

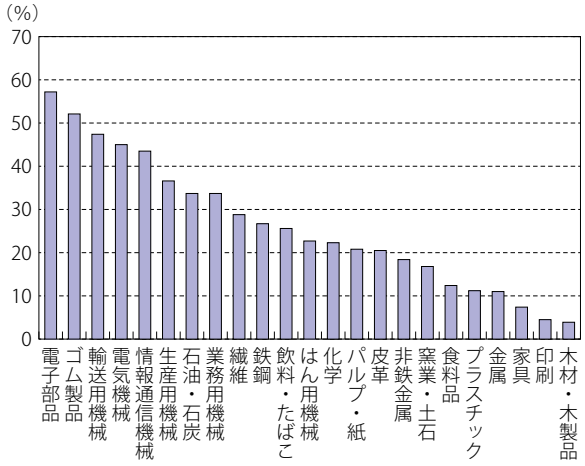

資料：「経済産業省企業活動基本調査」から作成。

このような日系製造業現地法人のGVCを考えてみよう。日系製造業現地法人の地域別展開、相手地域別の売上額、日本からの調達額等を図示したのが第Ⅱ-3-2-22図である。既に見たように、日系製造業はアジアに多く展開しており売上規模も大きい。

そのGVCの起点といえる日本国内の親会社から海外現地法人へ基幹部品等の中間財を供給していると考えられる。例えば、図では中国に立地する日系製造業現地企業は日本から3.5兆円の調達を行っている。その際に日系現地法人は日本から調達した中間財とともに現地等で調達した中間財も利用している。その生産物は現地で販売されるとともに、同じ地域内や日本、欧米にも輸出される。中国の例であれば、約27兆円の売上があり、そのうち、現地国内で約15兆円、アジア地域へ約7兆円、日本へ約5兆円を販売している。この際に現地の日系現地法人が他の日系現地法人へ中間財を供給することもある。これらの一連の財の流れがGVCにあたる。

まず、日本からの調達を考えてみる。日系海外製造業現地法人は、ほぼ立地地域にかかわりなく、生産活動に必要な資材の2割強を日本から調達している（第Ⅱ-3-2-23図）。その他の調達先としては、現地国内が最も大きなシェアを占め、次が同じ地域の域内（例えばアジアに立地していればアジア域内）からの調達が多い。なお、経済統合が進む欧州では、欧州域内調達が現地国内に匹敵する規模となっている。この日本からの調達のシェアは年とともに次第に低下する傾向にある（その詳細は次節に譲る）。

売上相手地域としては、アジア、北米、欧州とも総じて、立地国の国内販売が大きく、同じ地域の域内向け販売が次いでいる。アジアの場合は日本への輸出も大きい。北米、欧州の場合は、日本への輸出は限られている。これには、北米・欧州の現地市場が大きいこ

第Ⅱ-3-2-22図　日系海外現地法人の売上・調達（2016年度）

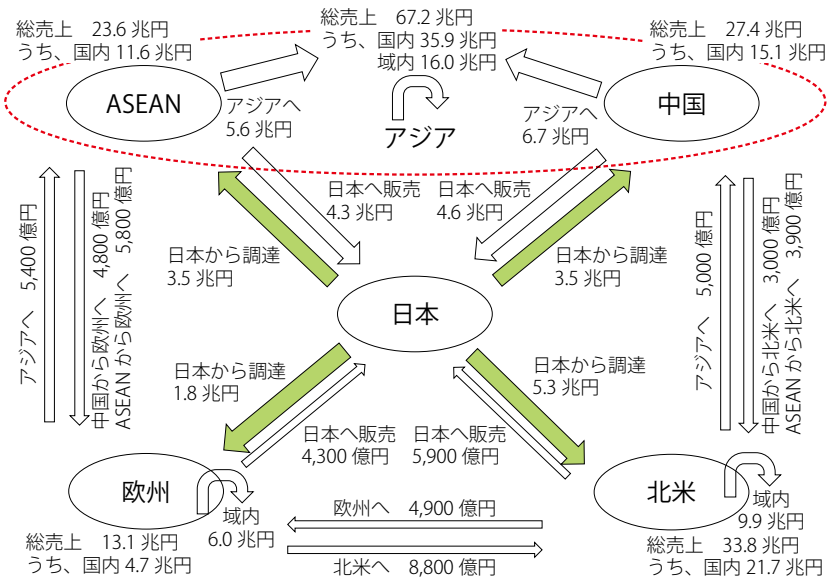

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-23 図
日系海外製造業現地法人の調達先（2016 年度）

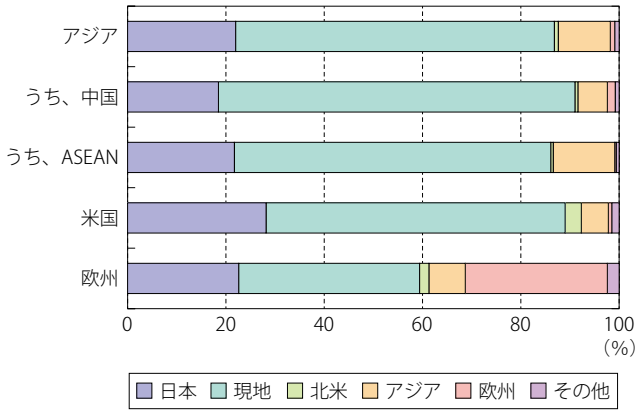

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

とや、日本との距離が離れていて輸送費がかかることなどが影響していると考えられる。一方、アジアから北米など地域をまたがる売上は全体の売上規模からすれば意外に小さい。

詳細に見れば売上の相手地域別構成は立地地域によって相違があることが分かる。例えば、米国に立地する日系製造業は、米市場の大きさを反映して圧倒的に国内販売が大きい（第Ⅱ-3-2-24 図）。ただし、世界金融危機後は国内販売が金額・シェアとも大きく落ち込んでいる。それでも直近で売上の約 7 割を国内、約 2 割を北米（カナダ）が占めている。これに対して、欧州に立地する場合は、国内販売と欧州域内がほぼ拮抗しており、EU 内のヒト・モノ・カネの移動自由化の影響が考えられる。さらに 2010 年代は欧州域内のシェアが緩やかに上昇している。北米、アジア、日本向けも小幅ながらもシェアが上昇している。

第Ⅱ-3-2-24 図
主要地域の日系製造業現地法人の相手地域別売上の推移

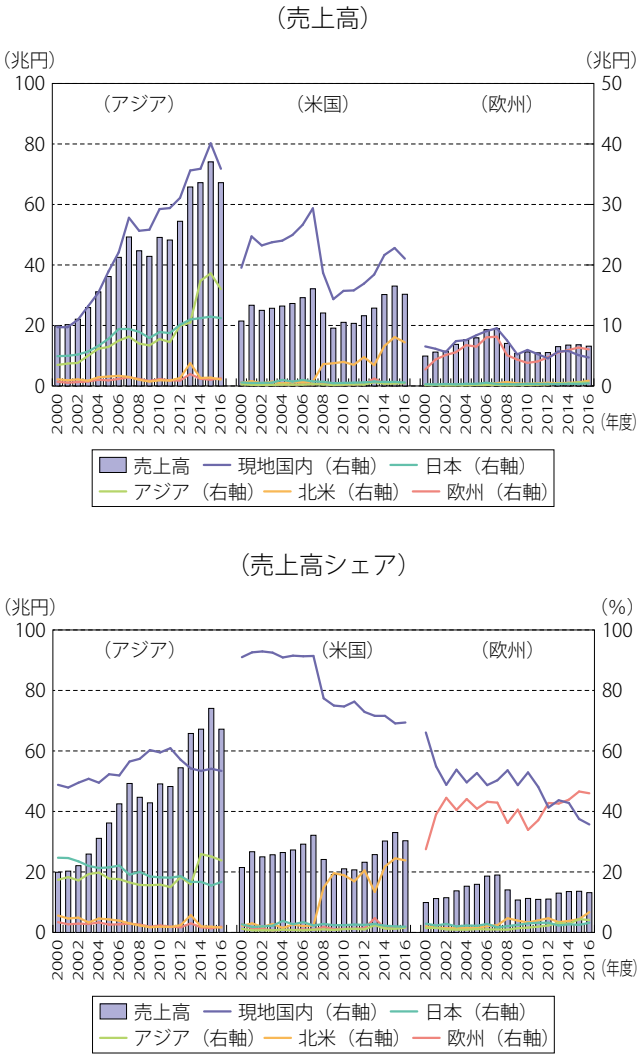

アジアに立地する日系製造業は、欧米に比べて売上の増加基調が鮮明で、特に現地国内販売を中心に売上が増加している。結果として、売上に占めるシェアは、日本、アジア、欧米向けは低下し、国内向けが上昇している。ただし、2012 年以降はアジア向けシェアが上昇する傾向も見られる。直近では、現地国内が約 5 割、アジア域内が約 2 割強、日本が約 2 割弱。域外の北米、欧州向けはそれぞれ 1～2%と限られている。

米国の中国に対する貿易制限措置によって日系現地法人への影響が懸念されている。ここでは中国に立地する日系企業を製造業に焦点を当てて概観してみる。中国に立地する日系製造業現地法人は約 3,700 社、売上高は約 27.4 兆円（2016 年度時点）。その売上先を見ると、金額ベースで売上の過半が現地販売であり、輸出は売上額の 44.9%（第Ⅱ-3-2-25 表）。輸出のうちアジア（日本以外）向けが 24.4%、日本向けが 16.7%で、北米（米国及びカナダ）向けは 1.1%となっている。現

地販売の中には、現地の他社に中間財を供給し、その完成品が最終的に輸出に回るなど、サプライチェーンを通じた影響も考えられるので一概にはいえないものの、北米に対して直接輸出される金額は限られている。

第Ⅱ-3-2-25 表
在中日系製造業現地法人の売上相手先（2016 年度）

（単位：%）

		シェア
現地販売		55.1
輸出		44.9
	日本	16.7
	北米	1.1
	アジア	24.4
	欧州	1.8
	その他	0.9

備考：北米は、米国及びカナダ。
資料：「海外事業活動基本調査」から作成。

さらに日本からの資材調達、北米向け売上額の規模も含めて、業種別に影響の程度を図示したのが第Ⅱ-3-2-26 図である。縦軸は売上額に占める対北米輸出のシェア、横軸は資材調達額に占める日本からの調達シェア、円の大きさは対北米輸出額を反映している。縦軸の上にある業種ほど米国の対中貿易制限の影響を受けやすく、横軸の右にあるほど日本からの調達（日本にとっては対中輸出）に影響が及びやすい。当然、円の大きさが大きいほど影響の規模も大きくなる可能性がある。これを見ると、業種別に対北米輸出額が最も大きいのは輸送機械で、これに情報通信機械、電気機械が次いでいる。この中で北米向け輸出シェアが比較的高いのは電気機械である。日本からの調達（日本にとっては対中輸出）に影響が及びやすいのは情報通信機械で、資材調達の 4 割以上を日本から輸入している。

第Ⅱ-3-2-26 図
在中日系製造業現地法人の主要業種別北米向け輸出（2016 年度）

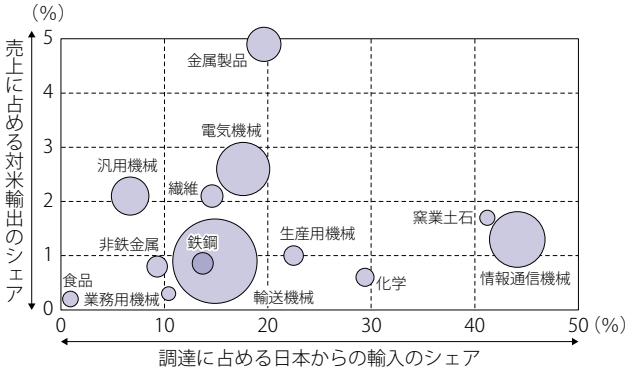

備考：1．中国は本土のみ。ただし、輸送機械は香港を含むデータで代用。北米とは、米国及びカナダ。
2．円の大きさは、対北米輸出額を反映。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

同様に米国に立地する日系製造業企業について見たのが第Ⅱ-3-2-27 表である。日系製造業現地法人は約 1,100 社、売上高は約 30.3 兆円。売上額の約 7 割が現地販売で、輸出の多くはカナダ向けで、アジア向け輸出は全体の 1.6%となっている。主要業種別には、化学、輸送機械、情報通信機械が大きい（第Ⅱ-3-2-28 図）。

第Ⅱ-3-2-27 表
在米日系製造業現地法人の売上相手先（2016 年度）

（単位：%）

		シェア
現地販売		69.4
輸出		30.6
	日本	1.9
	カナダ	23.8
	アジア	1.6
	欧州	1.6
	その他	1.8

資料：「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-28 図
在米日系製造業現地法人の主要業種別アジア向け輸出（2016 年度）

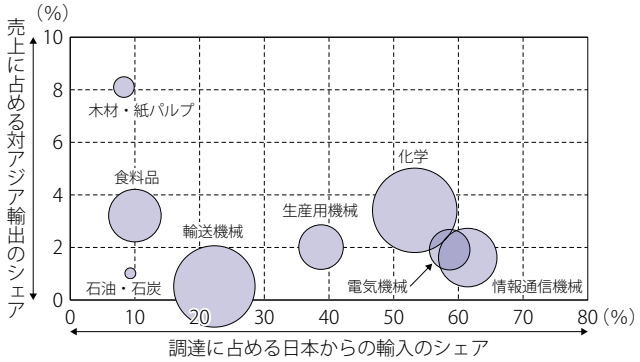

備考：1．情報通信機械は、北米（米国・カナダ）立地企業のデータで代用。
2．円の大きさは、対アジア輸出額を反映。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

ここからは 2 つ目の視点である付加価値統計を使って日本の GVC を考えてみる。まず、日本の輸出の最終需要先がどこで、過去からどう変わっているかを見てみよう。2015 年時点で、日本の付加価値ベースで最大の最終需要地は米国となる（第Ⅱ-3-2-29 図）。従来の輸出統計と比べると、首位の米国・中国の順位が逆転する。中国の場合は輸出額よりも中国を最終需要地とする付加価値額の方が少なく、反対に米国は最終需要地とする付加価値の方が大きい。これは日本の中国向け輸出には、中国国内で加工され再輸出される中

間財が多く含まれていること、反対に米国向け輸出には第三国経由で日本の付加価値が届いていることなどを示唆している。アジアの韓国、台湾、タイ等も最終需要地とする付加価値ベースの方が金額が少なく、国際的な生産分業に組み込まれていることを示している。

第Ⅱ-3-2-29 図
日本の輸出先（2015 年 / 輸出ベース・付加価値ベース）

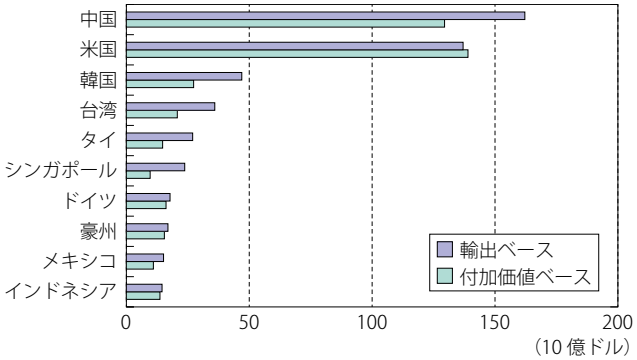

備考：2015 年の輸出額上位 10 か国・地域を表示。
資料：OECD TiVA から作成。

このように最終需要地の観点から付加価値輸出相手国の推移を見てみる[249]。日本の付加価値ベースでの輸出額は、世界金融危機直後を除いて 2011 年まで拡大、その後はやや減少している（第Ⅱ-3-2-30 図）。主要輸出先は 2005 年時点では米国が突出した首位であったが、世界金融危機後に大きく減少した。その後ある程度回復するも、世界金融危機前の水準までは戻らないままほぼ横ばいで推移している。一方、中国向けの付加価値輸出は堅調に増加。両国を比べると

第Ⅱ-3-2-30 図
日本の最終需要地別付加価値輸出の推移

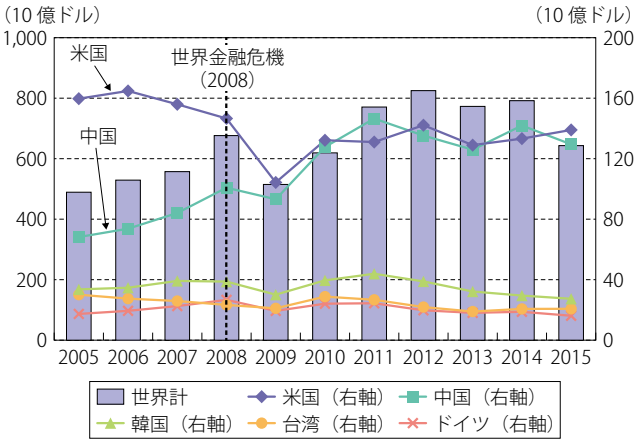

備考：2015 年の日本の付加価値輸出額の上位 5 か国・地域を表示。
資料：OECD TiVA から作成。

2005 年は米国向けが中国の 2 倍の規模であったが、中国向けが堅調に増加して世界金融危機直後の 2009 年にほぼ同水準となり、それ以降は両国が拮抗して推移している。なお、第 3 位以下は、韓国、台湾、ドイツと続くが上位 2 か国とは大きく引き離されている。

また、日本の輸出に占める各国付加価値や第三国の輸出に占める日本の付加価値の推移を見てみる。日本の付加価値輸出(対世界計)に占める主要国のシェアを見ると、日本のシェアは最も大きいものの、2005 年から 2015 年までの間に緩やかに低下して、中国など外国の付加価値シェアが上昇している（第Ⅱ-3-2-31 図）。

第Ⅱ-3-2-31 図
日本の付加価値輸出に占める主要国・地域のシェア

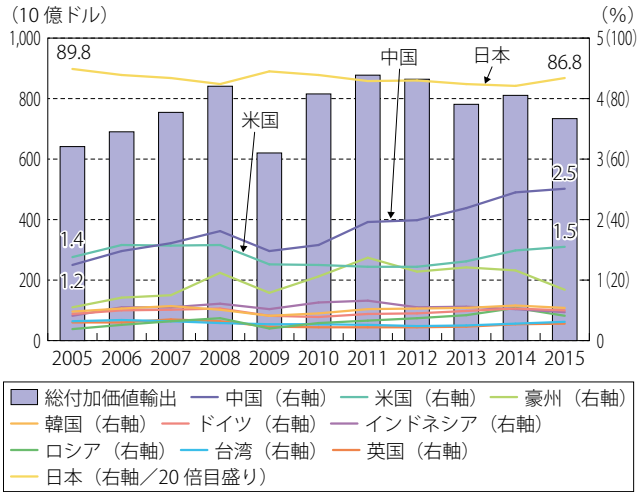

資料：OECD TiVA から作成。

一方、第三国の付加価値輸出に占める日本の付加価値のシェアとして中国の例を見てみる。中国からの付加価値輸出（対世界計）は、中国の付加価値シェアが上昇しており、日本のシェアは低下している（第Ⅱ-3-2-32 図）。ただし、シェアの低下は米国を始め他国も同様の動きとなっている。中国の地場企業の成長や主要国現地法人による生産の現地化が進んでいる可能性がある。なお、中国の付加価値の中には日系現地法人が生産した付加価値部分も含む。

さらに視点を拡大して、世界を巡る日本の付加価値の主要な動きを図示したのが第Ⅱ-3-2-33 図である。矢印は各国・地域の輸出に占める日本の付加価値を示している。併せて、日本から輸入される付加価値総額及び、そのうち、その国・地域において、最終消費・固定資産投資として最終需要となる額を表示した。国

249 OECD TiVA は、2016 年版（対象：1995～2011 年）と 2018 年版（対象：2005～2015 年）があるが、両統計は集計に当たっての平仄が異なるため、必ずしも接続できない。ここでは 2018 年版の 2005～2015 年を分析の対象とする。

第Ⅱ-3-2-32 図
中国の付加価値輸出に占める主要国・地域のシェア

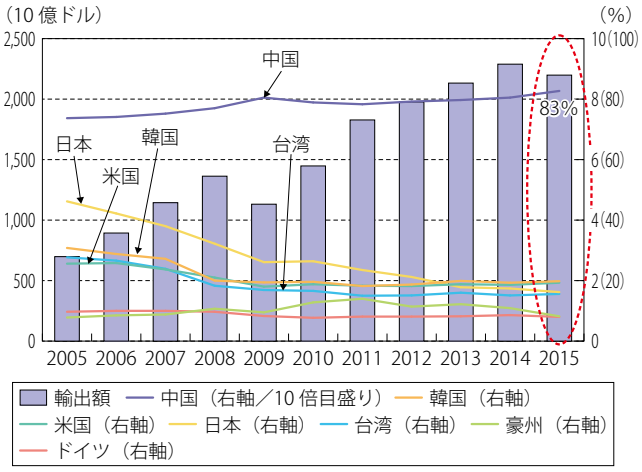

備考：付加価値上位 7 か国・地域を表示。中国のみ 10 倍目盛り。
資料：OECD TiVA から作成。

内で需要されない付加価値は加工・組み立てられた製品に含まれて再び輸出されていると考えられる[250]。

日本の付加価値ベースの輸出先としては、米国、中国が突出して大きく、韓国、台湾、ASEAN など東アジア諸国が次いでいる。東アジアの場合は、総じて日本からの輸入に含まれる付加価値のうち、製品に含まれて再び輸出に回る部分が多く、背景に国際的な生産分業が行われていることを示唆している[251]。なお、当然のことながら、日本からの輸出には輸出額に対して日本の付加価値のシェアが高く、東アジア諸国から再輸出される分に関しては輸出に対して日本の付加価値シェアは低い。

このように再輸出される日本の付加価値の動きを見ると、第 1 章第 2 節で論じたような日本から中国を経由して米国に至る GVC の流れがうかがえる。そのほかにも、日本から ASEAN やメキシコを経由して米国や EU に至る流れ等も見える。東アジアの中では、日本の付加価値が GVC の関係国の間を動いている。

また、各国の国内で最終消費又は総資本形成として需要される付加価値額も大きい。例えば、日本から中国への輸出を考えると、中国から米国への輸出に含まれる日本の付加価値額以上に中国国内で総資本形成として利用される日本の付加価値額の方が大きい。これは本章第 1 節で見たように、2019 年の日本の中国向け輸出の中で、電子部品の輸出が低下するとともに、半導体製造装置や工作機械の輸出にも影響が出ていることとも符合する。

第Ⅱ-3-2-33 図　世界における日本の付加価値のフロー

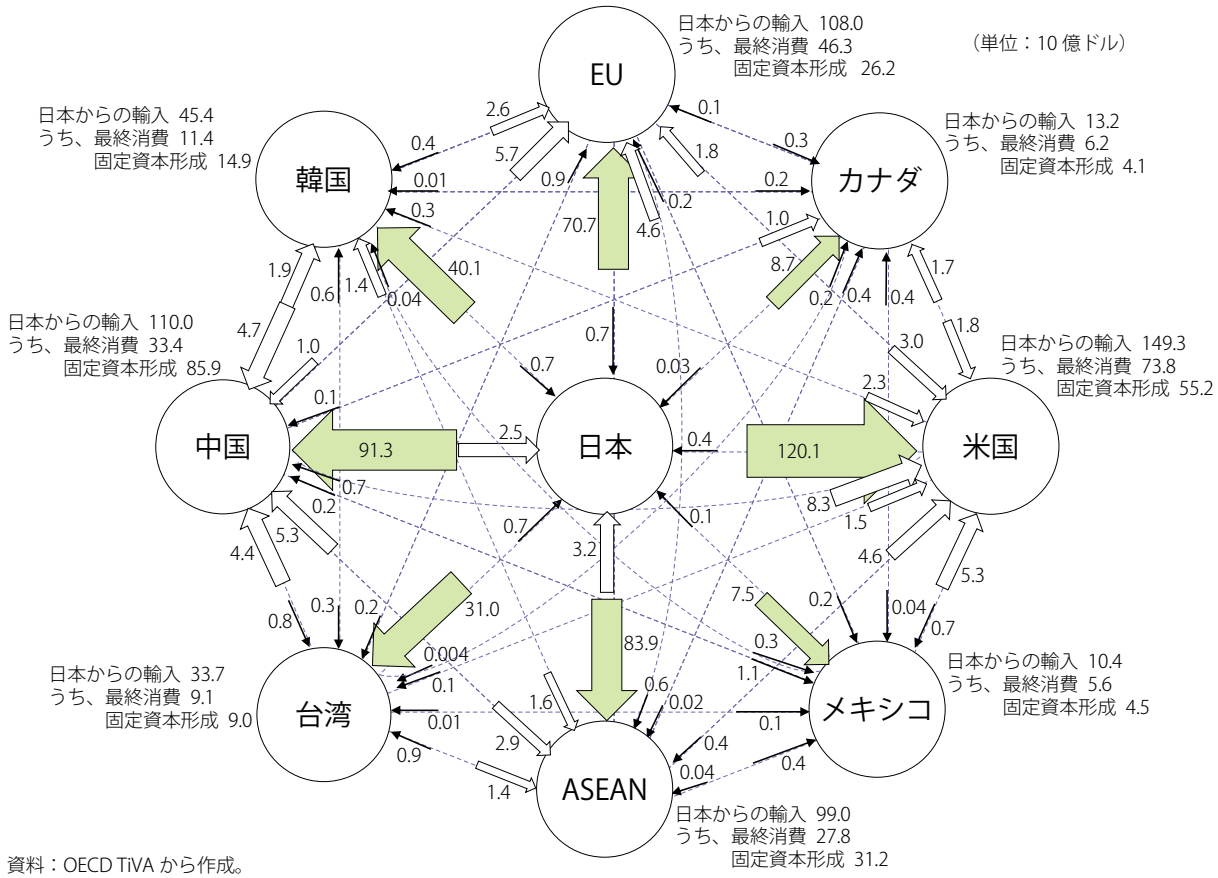

資料：OECD TiVA から作成。

250 一部には、その国・地域における在庫の増減、誤差等も含んでいると見られる。
251 中国については、日本側の対中付加価値輸出（1392 億ドル）と中国側の対日付加価値輸入（913 億ドル）の数値にずれがある。ここでは、中国の各国からの輸入を表示するため、統一的に中国側の付加価値輸入を使用したが、過小評価となっている可能性がある。

コラム 9　米国企業の海外展開

（1）米国企業の海外進出企業数

本節ではこれまで、日本企業の海外事業展開について分析してきたが、それらを踏まえ、ここでは米多国籍企業[252]の海外事業展開の動向について概観する。

日系企業と同様、米国多国籍企業も積極的に海外展開をしており、2016年時点（速報値）では、約3万4,900社が海外で操業している。

2001年時点と比較すると、海外現地法人数は1万3千社程度増加している。足下で見ても、2014年には約3万4,300社、2015年には約3万4,500社と堅調に増加してきている（コラム第9-1図）。また、米国の対外直接投資残高も、2000年代当初から右肩上がりで推移してきており、米国企業が積極的に海外での投資を増やしていることが分かる（コラム第9-1図）。

コラム第9-1図　米系海外現地法人の企業数と対外直接投資残高の推移

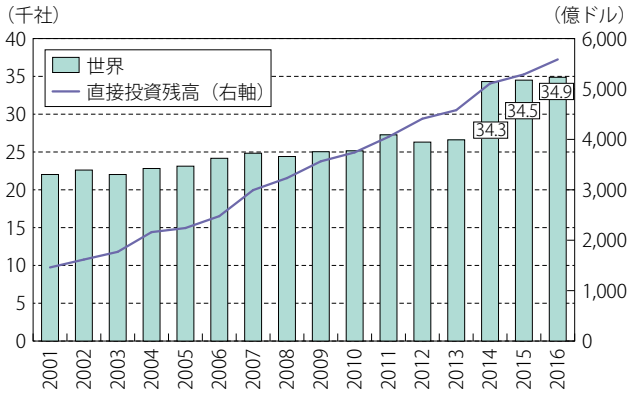

備考：2008年までは銀行業を除く。
2013年から2014年にかけては、捕捉率が上昇したことに伴い、企業数が増加したものと思われる。2016年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

業種別の企業数では、製造業が全体の約3割を占めており、製造業では、化学、コンピューター・電子部品関連、機械などの企業が積極的に海外展開している（コラム第9-2図、コラム第9-3表）。非製造業で見ると、金融・保険業の企業数がとりわけ多く、次いで卸売業、情報通信業となっている（コラム第9-3表）。

企業数に占める製造業、非製造業のそれぞれの割合の推移をみると、全体の約3割を占める製造業の割合はほぼ横ばいで推移してきていることが分かる（コラム第9-4図）[253]。2000年代当初より、米国の海外子会社（海外現地法人）の約7割を非製造業が占める構造は変わっていない。

業種別に推移を見てみると、非製造業では情報・通信業の海外子会社数が足下で増加している（2014年1,480社→2016年1,662社）。他方、企業数の多い金融・保険業、卸売業は前年からほぼ横ばいで推移している（コラム第9-5図）。

252 2015年時点で米国多国籍企業が議決権の10%以上を所有する在外子会社の総資産は3.3兆ドル、売上3.0兆ドル、雇用者数649万人。このうち議決権の過半数を所有する在外子会社MOFA（Majority Owned Foreign Affiliates）の資産は2.8兆ドル、売上2.5兆ドル、雇用者数542万人と、それぞれ在外子会社全体の約8割前後を占めている。ここでは、議決権の過半数を所有する在外子会社を「在外子会社」、「現地法人」とする。

253 2008年と比較すると、割合は微減しているが、これは公表データの変更によるものが大きいと思われる。具体的には、2009年以降、以前は含まれていなかった銀行業（預金業務）を含む企業数が計上されている。

コラム第 9-2 図　米系海外現地法人数の業種別シェア（2016 年）

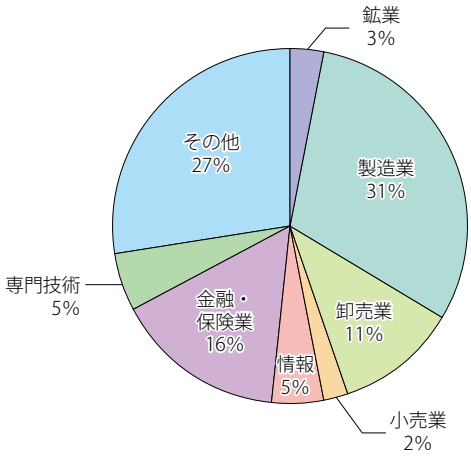

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-3 表　米系海外現地法人業種別の企業数（2016 年）

（単位：社）

製造業	10,639
化学	2,603
コンピューター・電子部品	1,560
機械	1,152
輸送機械	918
その他	4,406
非製造業	24,242
鉱業	1,121
卸売業	3,930
小売業	713
情報通信業	1,662
金融・保険	5,398
専門技術	1,904
その他	9,514

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-4 図　米系海外現地法人の企業数のシェア（製造業・非製造業）

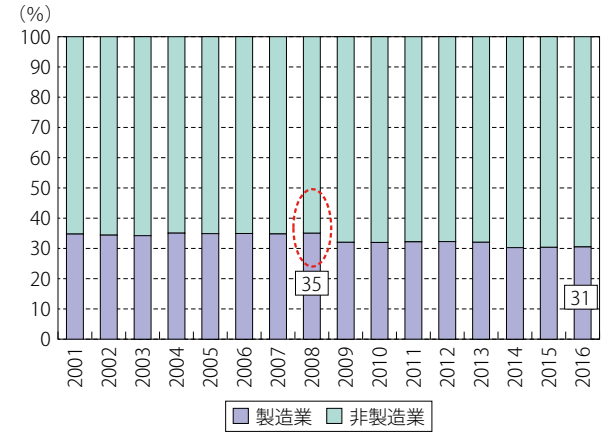

備考：2008 年までは、銀行業除く。
　　2013 年から 2014 年は捕捉率が上昇したことに伴い、企業数が増加したものと思われる。2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

今後も、ASEANと日本の相互補完は互いの成長に不可欠と考えられるが、近年はその関係に変化が生じている。ここでは、その変化がどのようなものであるかを検証し、ASEANにおける日本の存在の現状を把握する。

2. ASEAN貿易における日本の存在感の縮小とその背景

まず、ASEANの世界からの輸入を金額ベースで見ると、1998年の2,783億ドルから2018年の1兆4,229億ドルと、この約20年において約5.1倍に拡大したが、ASEANの日本からの輸入は、約2.4倍に留まった[257]。一方、同期間、中国は約16.1倍、韓国は約7.6倍、ASEAN域内は約5.1倍と拡大している。割合ベースで見ると、日本は1998年にASEAN域内に次いで第2位の18%を占めていたが、2018年は9%と半減した。一方、同期間、中国は7%から22%と大きく上昇している[258]（第Ⅱ-3-3-3図）。

次に、世界からASEANへの直接投資[259]を見る。

主要な投資国は、ASEAN域内、EU、中国（香港、マカオ、台湾を含む）、日本、米国、韓国である。近年、日本からASEANへの投資額は横ばいとなっている一方、ASEAN域内、EU、中国からの投資額は上昇している（第Ⅱ-3-3-4図）。

なお、主要な投資業種は、製造業、卸売小売業、金融保険業、不動産業、その他のサービス業である。2017年は、金融保険業が減少する一方、卸売小売業、製造業が増加した（第Ⅱ-3-3-5図）。

投資面では、ASEAN域内、欧州、中国の好調な推移と比較すると近年見劣りがするものの、底堅く推移しているといえる。

このようにASEANにおける日本の存在感の縮小は、投資面というより貿易面で顕著である。これには以下に挙げるような様々な背景があると考えられる。

第Ⅱ-3-3-3図　ASEANの世界からの輸入

（割合ベース）

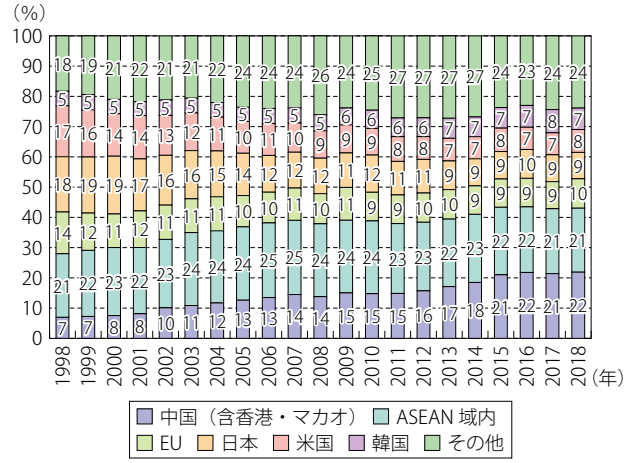

（金額ベース）

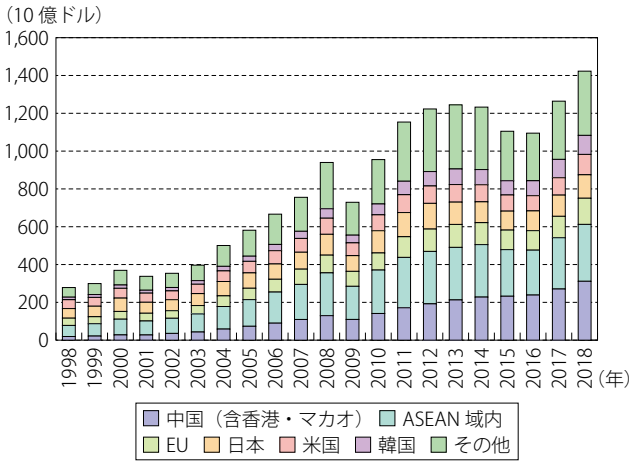

資料：IMF Direction of Trade Statisticsから作成。

第Ⅱ-3-3-4図
ASEANの対内直接投資額（主要国別）の推移

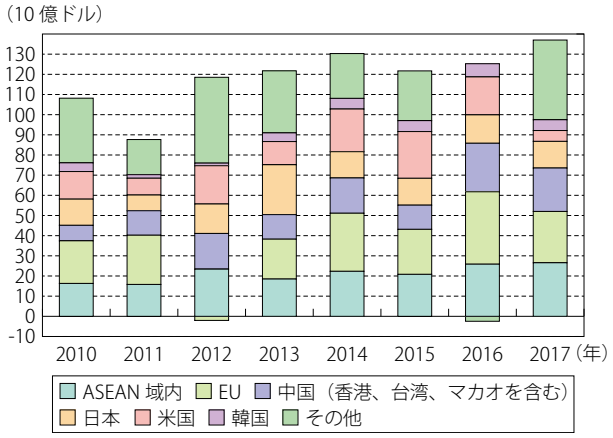

備考：フローベース。ネットベース。
資料：ASEAN事務局から作成。

257 EUは約3.6倍、米国は約2.3倍の拡大となっている。
258 韓国は1998年から2008年まで約5%を維持し、その後はわずかながら上昇傾向にあり、2018年は約7%となっている。
259 ASEAN事務局の公表値（ネット、フローベース）を利用。2017年値が最新値（2019年4月現在）。

コラム第 9-5 図　米系非製造業海外現地法人のセクター別企業数の推移

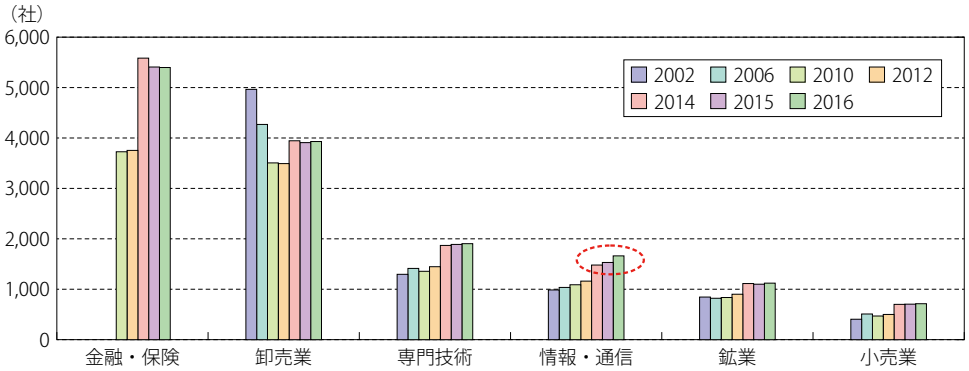

備考：2013 年から 2014 年は、捕捉率が上昇したことに伴い、企業数が増加したものと思われる。
　　データの改変に伴い、金融・保険のデータは 2010 年からとする。
　　2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-6 図　米系製造業海外現地法人のセクター別企業数の推移

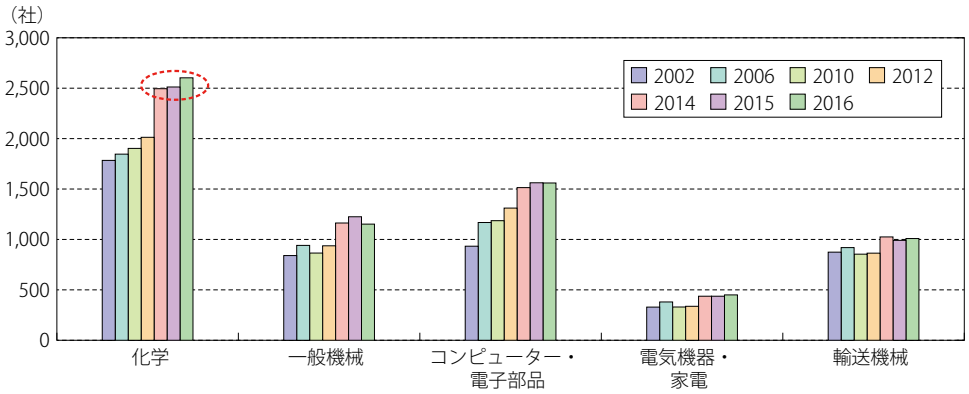

備考：2013 年から 2014 年は、捕捉率が上昇したことに伴い、企業数が上昇したものと思われる。
　　2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

製造業のセクター別にみると、化学での企業数が伸びている（2014 年 2,495 社→ 2016 年 2,603 社）一方、他のセクターではほぼ横ばいで推移している（コラム第 9-6 図）。

更に、立地地域別にみてみると、欧州には米系現地法人数の 5 割近い約 1 万 7 千社が立地している。欧州に次いで、アジア太平洋州地域に立地する企業数が多く、中南米と比べても倍近くの企業数がある（コラム第 9-7 図）。

コラム第 9-7 図　米系海外現地法人の立地地域別企業数の推移

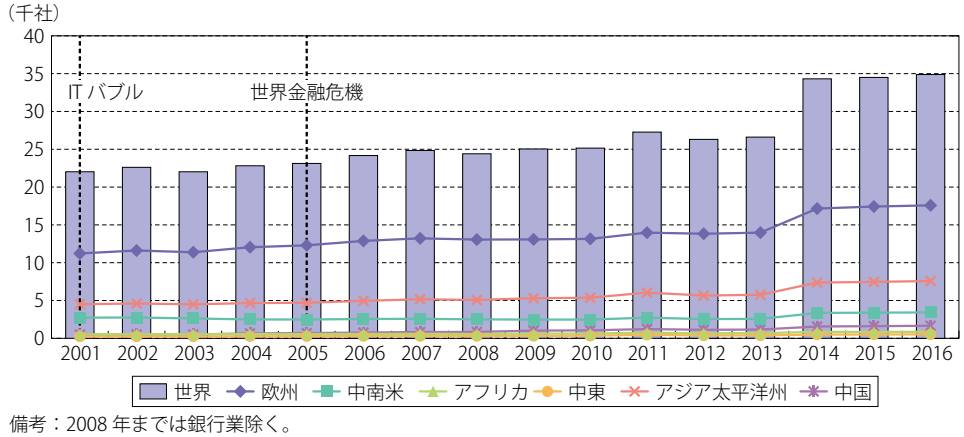

備考：2008 年までは銀行業除く。
　　2013 年から 2014 年にかけては、調査範囲が拡大しており、捕捉率が向上したことに伴い、企業数が急激に増加したものと思われる。2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

国別に分けて現地法人数をみると、2001 年時点では英国が突出して多く、次いでカナダ、オランダ、ドイツと続いていた。アジア諸国では、日本が最も多く、次いで中国となっていた（コラム第 9-8 図）。直近（2016 年時点）でみると、立地企業数は英国が最も多い点は変わらないが、他国との差が縮まりつつある。アジアに着目すると、中国に立地する企業数が 2001 年時点より 2 倍以上に増加しており、アジアにおいては立地企業数が最も多くなっている（コラム第 9-9 図）。

コラム第 9-8 図　米系海外現地法人の立地地域別展開（2001 年）

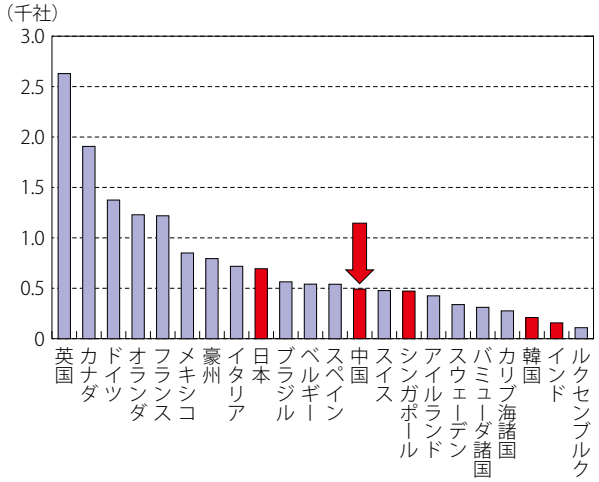

備考：アジア諸国には赤色で着色。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-9 図　米系海外現地法人の立地地域別展開（2016 年）

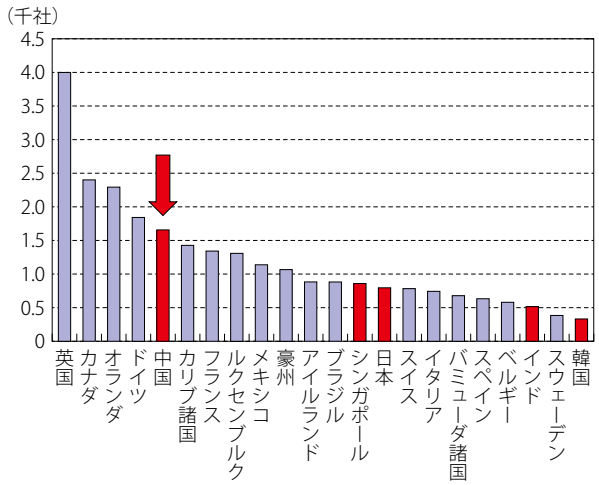

備考：アジア諸国には赤色で着色。2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

（2）売上額・販売先

続いて、現地法人（全産業）の売上総額をみると、2014 年まで上昇基調で推移してきていたが、足下では減少してきていることが分かる（コラム第 9-10 図）。国別でみると、アジアで最も売上額の大きいシンガポールは、2014 年をピークに減少傾向にあり、我が国に立地する企業の売上額についても、東日本大震災のあった 2011 年以降、頭打ちとなっている。他方、中国に立地する現地法人の売上額は、足下では減少したものの、長期的には堅調に増加しており、在中現地法人の重要性が高まっていると言えよう（コラム第 9-11 図）。

コラム第 9-10 図　米系海外現地法人（全産業）の地域別売上高推移

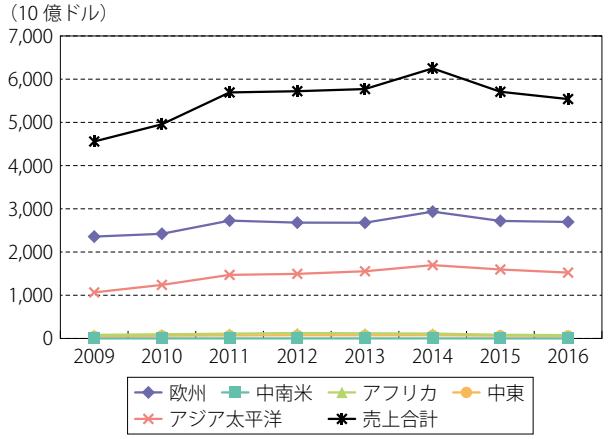

資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-11 図　米系海外現地法人（全産業）のアジア地域での売上高推移

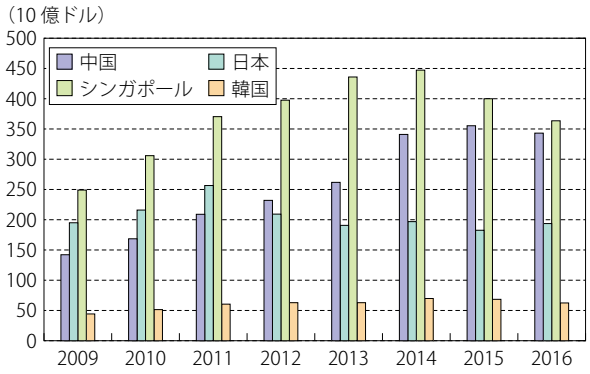

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

業種別でも売上額の推移を見てみる。前述のとおり、企業数では製造業の占める割合は 3 割程度に過ぎないが、売上額では約 6 割近くを占めている。企業数に占める製造業の割合はほぼ横ばいで推移しているものの、売上に占める製造業のシェアは逓減してきている（コラム第 9-12 図）。他方、非製造業の

コラム第 9-12 図　米系海外現地法人売上高のシェア（親企業業種別）[254]

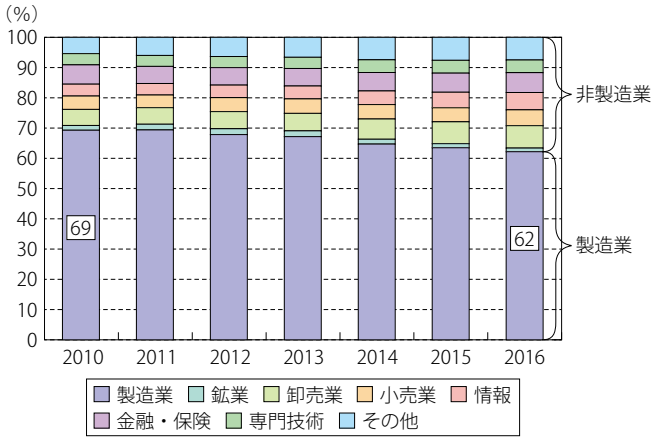

備考：2016 年は速報値。
　　現地法人の業種別データが非公開となっている項目があったため、主要産業のデータが取得可能である親企業の業種別データを使用した。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

254 現地法人の主要業種の売上高データが非公開になっている項目があったため、主要業種のデータが取得可能であった親企業の業種別売上高のデータを使用した。

占める割合は、僅かながら大きくなってきている。更に、業種別売上高の前年比伸び率を見ると、小売業（前年比 +9.7%）、情報（前年比 +8.3%）の伸びが目立つ。特に、情報セクターでは伸びが安定してプラスで推移しており、海外での米国 IT 関連企業の存在感の高まりが見られる（コラム第 9-13 図）。

コラム第 9-13 図　米系海外現地法人売上高の伸び率（親企業業種別）

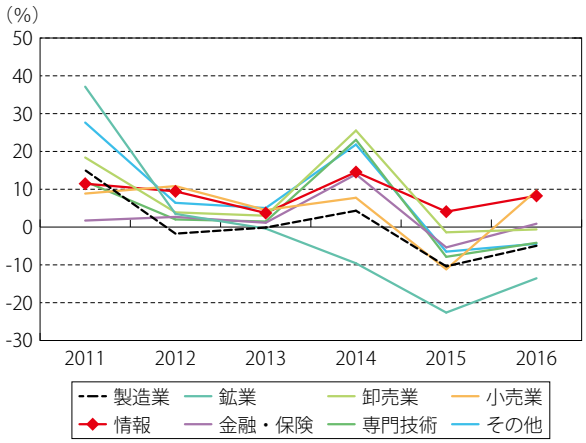

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省より作成。

先に述べたとおり、売上高に占める製造業の割合は逓減してきているものの、依然として製造業の重要性は大きく、雇用などへの影響が大きいことから、以下では、製造業を更に詳しく見ていくこととする。製造業企業の売上高推移をみると、2009 年以降、欧州に立地する海外子会社の売上は浮き沈みがある一方、アジア太平洋州地域に立地する海外子会社は基本的に上昇基調で推移してきている（コラム第 9-14 図）。

コラム第 9-14 図　米系製造業海外現地法人の立地地域別売上高の推移

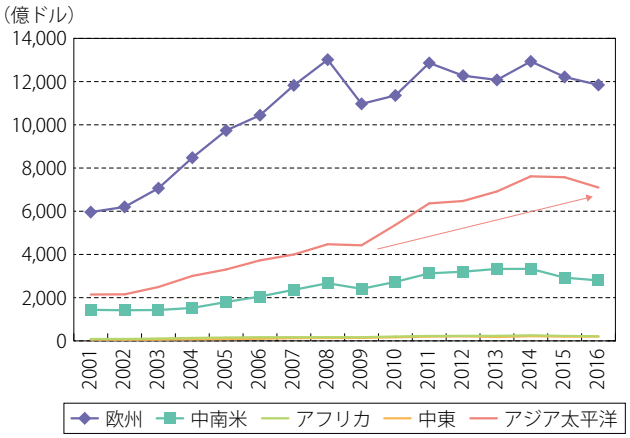

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

販売先をみると、在欧州海外子会社の立地国内販売額と第三国向け販売額が同規模程度となっており、米国向け販売額は相対的に少ない。欧州に次いで売上の総額が大きいアジア太平洋地域の現地法人売上高についても、米国向け販売は約 1 割程度であり、立地国内向け販売が多いことが分かる。

他方、NAFTA 地域や中南米等、米国と地理的に近い国においては、米国向け販売額が売上総額に占める割合は比較的大きい（コラム第 9-15 図）。

加えて、立地国内向け販売、第三国向け販売、米国向け販売が売上総額に占める割合の推移を示した

コラム第 9-15 図　米系製造業海外現地法人の販売（2016 年）

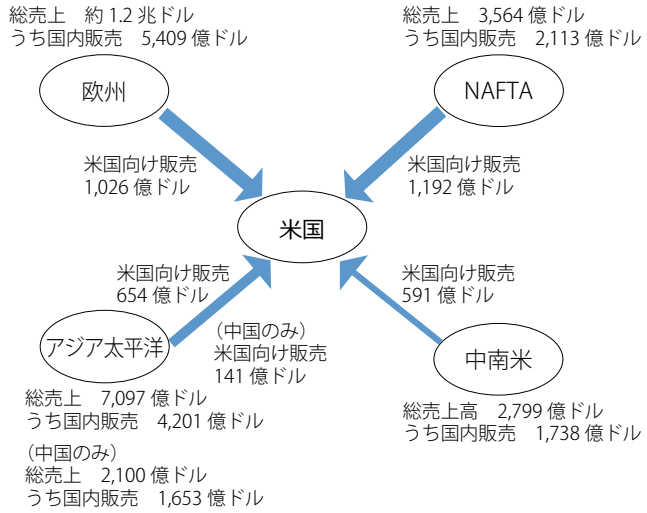

備考：NAFTA は、メキシコ・カナダ。2016 年は速報値。
資料：Bureau of economic analysis より作成。

コラム第 9-16 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在欧州）

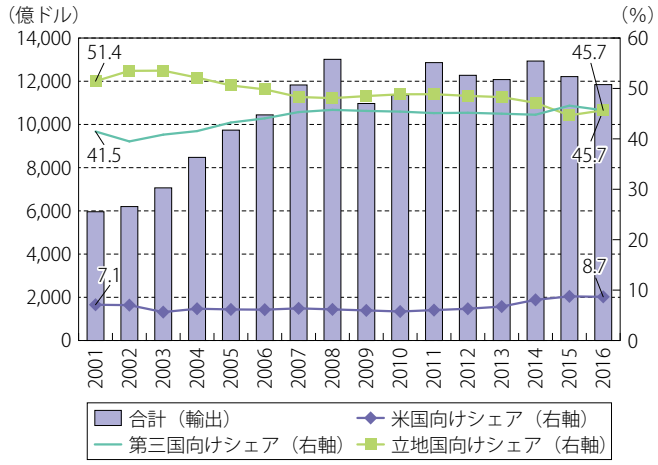

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

コラム第 9-17 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在アジア・太平洋州）

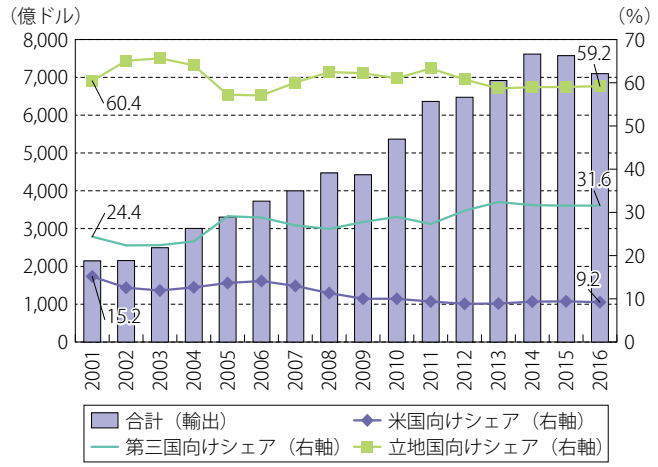

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

のが、コラム第 9-16 図、コラム第 9-17 図、コラム第 9-18 図、コラム第 9-19 図である。まず、売上総額の最も大きい在欧州企業の販売先を見る。先に述べたとおり、立地国向け販売額と第三国向け販売額

の割合は拮抗しており、長期的にみると、立地国向け販売シェアは低下してきている（コラム第 9-16 図）。

アジア太平洋州地域に立地する現地法人の販売先のシェアでは、立地国向け販売の割合は、ほぼ横ばいで推移している一方、第三国向け販売割合は上昇している。米国向け販売については、縮小傾向にあるといえる（コラム第 9-17 図）。

また、販売額の大きい中国に着目すると、2009 年以降、中国国内向け販売のシェアが増加した一方で、第三国向け販売シェアは低下しており、生産拠点としてではなく市場としての中国の存在感が高まってきていることが分かる（コラム第 9-18 図）。

コラム第 9-18 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在中国）

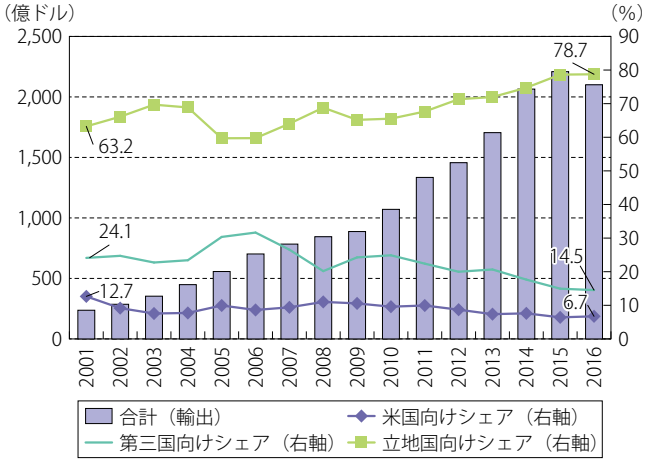

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

一方、米国から地理的に近い中南米地域に立地する企業は、米国向け販売シェア、立地国向け販売シェア、第三国向け販売シェアは、ほぼ横ばいで推移しており販売先の構造は変わっていない。ただし、他の地域に比べ輸送コストが高くないことからも、米国向け輸出の割合が相対的に高い（コラム第 9-19 図）。

コラム第 9-19 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在中南米）

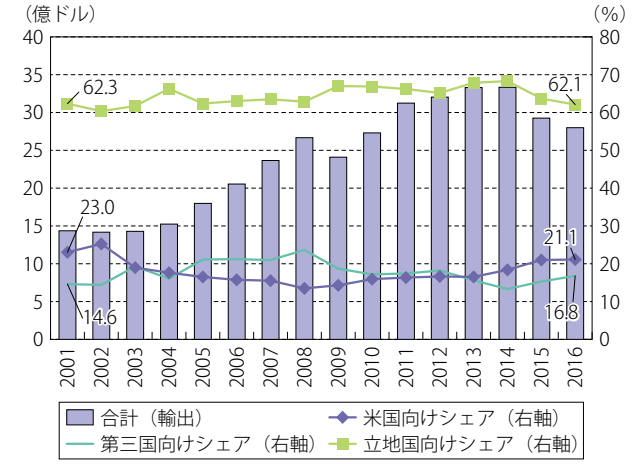

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

さらに、企業数及び売上額が伸びている中国に立地する企業について着目していく。中国に立地する海外子会社の売上に占める米国向け輸出額の占める割合を横軸に、米国からの調達割合を縦軸で示し、売上総額を円の大きさで表したのが第コラム第 9-20 図である。まず、売上規模に着目すると、コンピューター・電子部品、化学、輸送機械などが大きいことが分かる。米国向け輸出の割合が大きい業種は、電

コラム第 9-20 図　中国の米系製造業現地法人の対米輸出（2016 年）

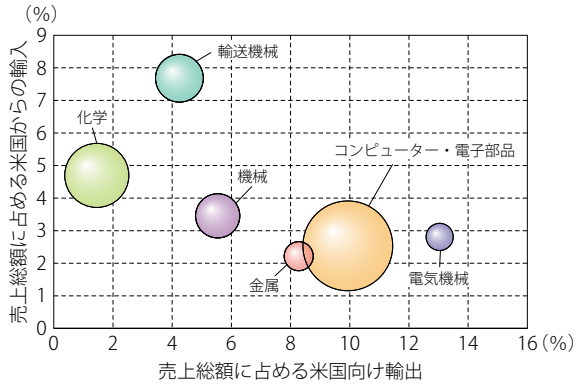

備考：大きさは中国での売上総額を反映。2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

気機器、コンピューター・電子部品などである。さらに、売上総額に占める米国からの輸入割合は（米国からの調達度合い）は輸送機械の割合が大きい。

長期的推移でみると、売上額に占める米国への輸出割合は、2008 年以降、低下傾向が続いている（コラム第 9-21 図）。世界金融危機以降、中国に立地する米系製造業にとって米国市場の存在感が低下してきている可能性がある。米国からの調達額についても、売上に占める割合は、2010 年に一時的に上昇したものの、趨勢的には低下が継続しており、米国から輸入せずとも、立地国内にて調達できる度合いが以前よりも上がってきていると言えよう。

コラム第 9-21 図　米国からの調達額及び米国への輸出額の総売上に占める割合（中国の米系製造業）

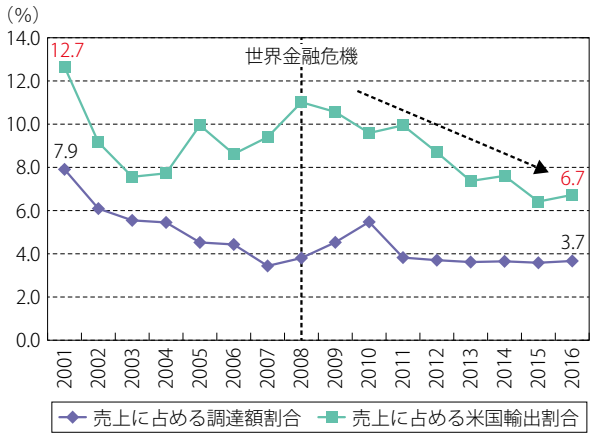

備考：2016 年は速報値。
資料：米国商務省（BEA）より作成。

第３節 アジアにおける日本の立ち位置と日本企業・産業が目指すべき方向性

前節では、日本を中心とした世界の GVC の現状を見たが、この節では、日本企業がより深く GVC に組み込まれているアジアにおける日本の存在感や立ち位置を見ることとする。

まず、アジアが先端的な形態[255]の国際分業が展開する起点となった、日本と ASEAN の経済関係の現状を検証したい。

1. 日本の ASEAN 進出を機とした東アジアの工程間分業の進展

アジア、特に東アジアにおいては、1980 年代後半以降の日本企業の積極的な直接投資[256]を発端に、工程間分業が進展し、域内生産ネットワークが発達してきた。

東アジア域内の貿易額は、1984 年の約 1000 億ドルから、2012 年の約 2 兆 4000 億ドルをピークに、2016 年は約 2 兆 2000 億ドルとなった。なお、貿易額に占める中間財（部品と加工品）の割合は、1984 年の 48.4％から、2008 年の 66.0％をピークに、その後横ばいであるものの、2016 年においても 65.1％と高水準である（第Ⅱ-3-3-1 図）。

この国際的な工程間分業の発達を背景に、アジアの製造業の実質付加価値額は、世界金融危機前後で大きく拡大し、南北アメリカ、欧州を超え、世界最大の生産拠点となった（第Ⅱ-3-3-2 図）。

日本の国際的な工程間分業は、アジアの中でも、まず ASEAN を重要な生産拠点と位置付け展開した。これは、製造業における日本企業の競争力を高めると同時に、ASEAN の工業化、産業集積に大きく貢献してきた。その後、中国の WTO 加盟を機に、2000 年代は ASEAN から中国へのシフトが見られたが、近年は、中国における賃金上昇等様々な要因を背景に、再び ASEAN を生産拠点として重視する企業が増加している。

第Ⅱ-3-3-1 図
東アジア域内貿易額と中間財が占める割合の推移

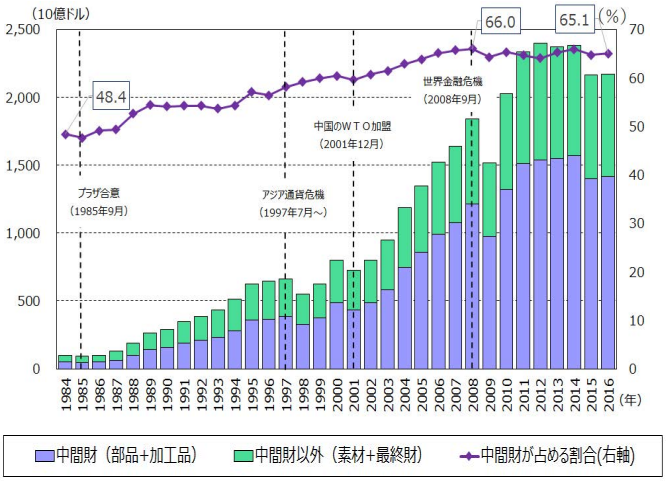

資料：RIETI-TID2016 から作成。

第Ⅱ-3-3-2 図
製造業の実質付加価値額（地域別）の推移

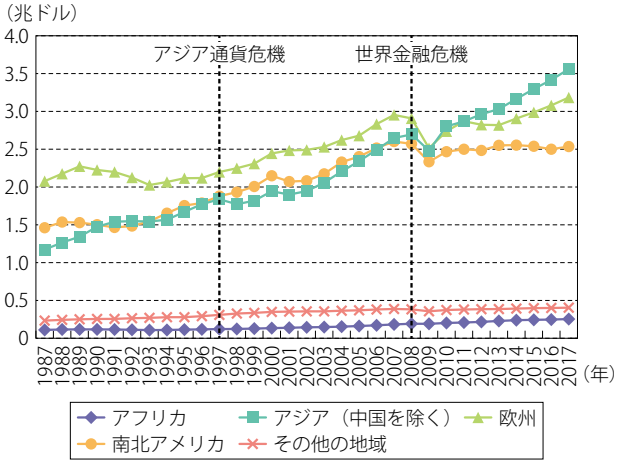

備考：2010 年基準の実質付加価値額。中国本国は製造業単独の項目がないため、合算していない。
資料：国連「National Accounts Main Aggregates」から作成。

255 本村（2018）。国際的生産・流通ネットワーク（Ando and Kimura, 2005）あるいは第 2 のアンバンドリング（Baldwin, 2011）と呼ばれる生産工程・タスク単位の国際分業の展開は、東アジア諸国以外では、メキシコ、コスタリカ、東欧の数カ国に限られている他、産業集積の形成まで至っている国は東アジア以外ではメキシコにその端緒が見られるにすぎない、としている。

256 新興国の発展、国内人件費の上昇や、1980 年代半ば、1990 年代半ば、2010 年代初頭頃の円高の方向への推移を背景に、輸出加工型製造業に代表される安価な労働力を活用する目的が中心だった。なお、ASEAN の成長を背景に NIEs 企業も日本企業の後を追うように ASEAN に進出し、1990 年代前半までに、日本、NIEs、ASEAN の生産ネットワークが構築された。それ以降、産業内貿易（企業内貿易）がアジア域内で急増した。

第Ⅱ-3-3-5 図　ASEAN の対内直接投資額

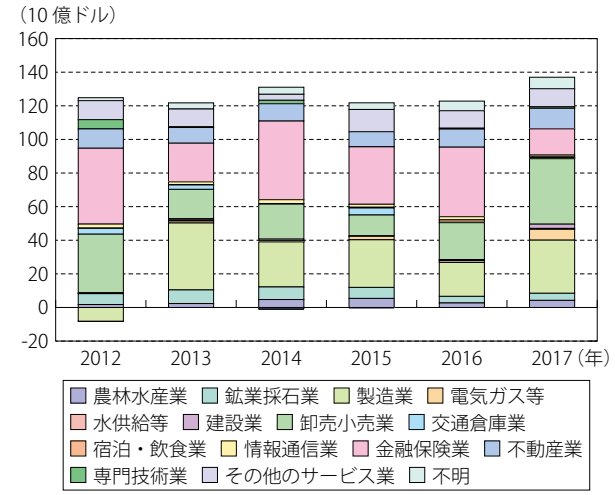

備考：フローベース、ネットベース。
資料：ASEAN 事務局から作成。

（1）日本企業の ASEAN への現地進出

日本企業が ASEAN における現地法人の設立を進めたことにより、従来日本から輸入をしていたものが現地生産に置き換わり、その結果、日本からの輸入が低下したと考えられる。現地進出が進んだ背景には、従来は人件費コストの削減目的が主流であったが、近年はより消費者に近い場所での生産をするための、市場開拓目的の企業も増加している。

日本企業の在 ASEAN 現地法人（以下、在 ASEAN 現地法人）数は年々増加傾向にあるものの、近年は伸びが鈍化[260]している。しかし、世界における日本企業の現地法人数も伸びが鈍化しており、在 ASEAN 現地法人数が在世界現地法人数に占める割合は、2009 年度の約 23.0％から、2016 年度は 26.7％と年々上昇している。日本企業が現地化を進める際、ASEAN を嗜好、重視していることが想定される（第Ⅱ-3-3-6 図）。

（2）ASEAN における現地調達の増加

在 ASEAN 現地法人の現地調達額は、足下で減少も見られるが、近年は総じて増加傾向にあった。地場企業からの調達の堅調さは、地場企業の成長が反映されていると想定できる。また、低水準とはいえ、2014 年度以降、「その他の企業から」、つまり、日系現地法人でも地場企業でもない企業から[261]の供給も増加しており、調達先の多様化も見てとれる。例えば、外資系企業も調達先の選択肢に加わったことで、結果的に日本からの輸入が低下したと考えられる（第Ⅱ-3-3-7 図）。

第Ⅱ-3-3-6 図
日本企業の現地法人数（在世界・在 ASEAN）の推移

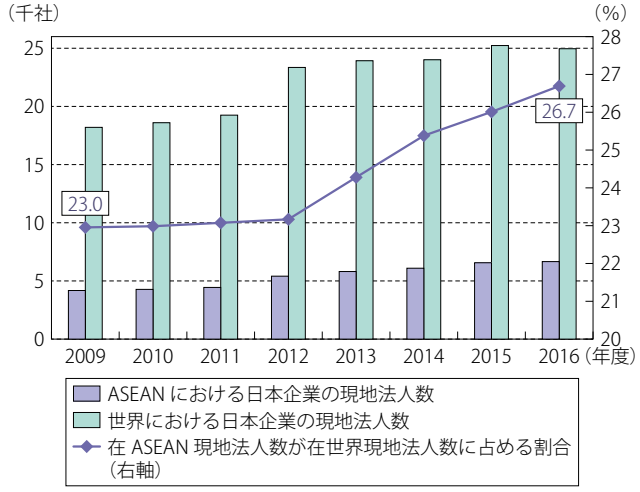

備考：各年、有効回答分の各項目を単純に足し上げた数値であることに留意されたい。なお、2012 年度の現地法人数の増加には、経済センサスにより各種統計調査ための母集団情報 が整備されたことも影響している。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報を再集計して作成。

第Ⅱ-3-3-7 図
日本企業の在 ASEAN 現地法人の現地調達額とその内訳（地場企業・日系企業・その他の企業）の推移

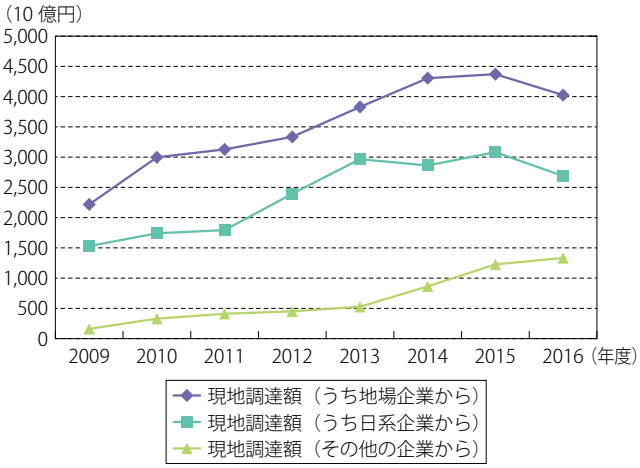

備考：各年、有効回答分の各項目を単純に足し上げた数値であることに留意されたい。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報から再集計して作成。

（3）ASEAN の需要を捉えていない日本企業

6 億 5 千万人という域内人口[262]、若年層が過半を占める人口構成、所得水準の上昇に伴う中間層の台頭等

260 国にもよるが、現地進出が飽和（一巡）したことが要因であるという指摘もある。
261 海外事業活動基本調査（現地法人調査票）においては、「現地調達額＝日系企業から＋地場企業から＋その他の企業から」という内訳になっている。
262 IMF WEO, April 2019 のデータ。ASEAN10 か国の総人口（2018 年実績値）を合算。なお、2020 年には 6 億 6 千万人になると推定されている。

により ASEAN 市場は拡大しているにもかかわらず、在 ASEAN 現地法人の現地販売額（第Ⅱ-3-3-8 図）、その内訳の一つである地場企業向け販売額（第Ⅱ-3-3-9 図）は、総じて横ばいまたは低下傾向にある。これは ASEAN の「新たな」需要分を獲得できていないことや、ASEAN が輸入元を日本から他国に置き換えていることが考えられ、在 ASEAN 現地法人による日本からの調達額の減少にも繋がることによって、結果的に日本からの輸入額が減少したと考えられる。

なお、地場企業向け販売額の内訳[263]をみると、製造業が 51.9%、非製造業が 48.1%と拮抗している。また、製造業において高い割合を占める上位２業種は、輸送機械（製造業の 43.4%）・化学（同 11.8%）、非製造業においては、卸売業（非製造業の 49.5%）・サービス業（同 29.0%）となっている。

日本が ASEAN の「新たな」需要分を獲得できていないことや、ASEAN が輸入元を日本から他国に置き換えている可能性[264]について言及したが、ここで、生産ネットワークの主要品目でもあり、日本の主要輸出品目である、電気機械、一般機械、輸送機械、精密機械の４品目（それぞれ資本財・部品に分類）に関して、主要プレイヤーである日本・中国・韓国の対 ASEAN 輸出動向を比較検証する。

その結果、電気機器（部品）は中国と韓国に、同（資本財）は中国に、ASEAN の需要を取られている可能性が見てとれる（第Ⅱ-3-3-10 図）。なお、韓国については、企業内分業が有名[265]であるが、電気機器（部品）の輸出に大きく傾斜しているといった特徴がある。

一般機械は、部品・資本財ともに、中国と韓国に需要を取られている可能性があり、特に、一般機械（資本財）における中国の拡大は目立っている（第Ⅱ-3-3-11 図）。

輸送機械については、現地サプライチェーンが他の品目より成熟していると考えられる[266]ことから、金額の水準が低いことのほか、部品、資本財ともに、日本が他国に比べ優位を維持していることが見てとれる（第Ⅱ-3-3-12 図）。

精密機械は、輸送機械よりも更に金額の水準が低いことのほか、部品において、３か国からの輸出金額は足下で拮抗していることが見てとれる（第Ⅱ-3-3-13 図）。

ただし、同じ品目群でも、機能、品質、価格は様々であることには留意すべきである。数量は少ないが高価な商品を供給するか、規模の利益を確保すべく安価な汎用品を大量に供給するか[267]等、どのような構成をしている

第Ⅱ-3-3-8 図
在 ASEAN 日本企業現地法人の現地販売額とその内訳（日系企業向け・地場企業向け・その他の企業向け）の推移

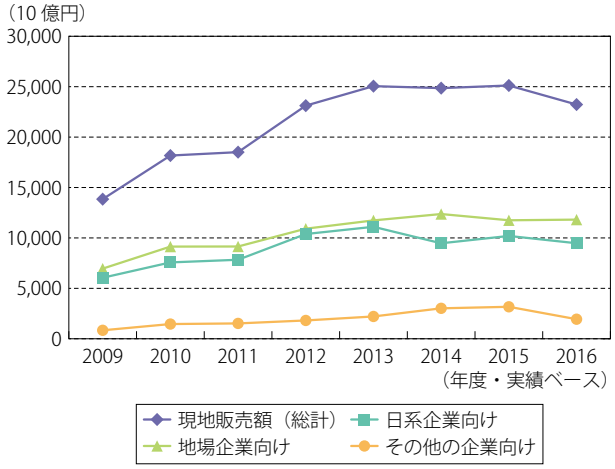

備考：2013 年度調査（2012 年実績）から母集団となる現地法人数自体が増加していることに留意（経済センサス基礎調査名簿より抽出・補足したことが主な要因。）
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の経済産業省ホームページ公表値から作成。

第Ⅱ-3-3-9 図
在 ASEAN 日本企業現地法人の地場企業向け販売額とその内訳（製造業・非製造業）の推移

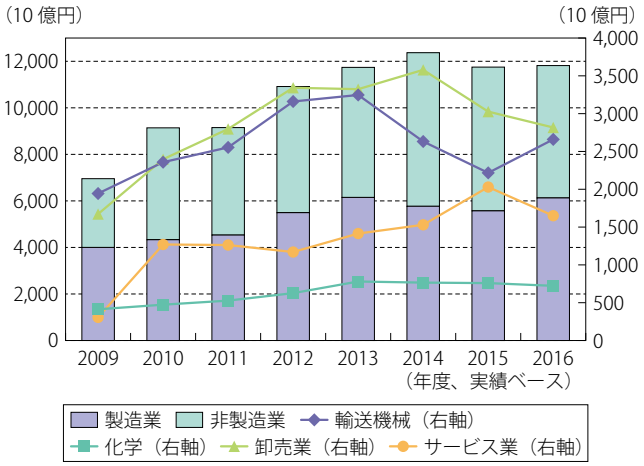

備考：現地販売額のうち地場企業向けの販売額。製造業、非製造業の内訳でそれぞれ金額が高い２つの業種を取り上げた（製造業：輸送機械、化学／非製造業：卸売業・サービス業）。
資料：海外事業活動基本調査（経済産業省 HP 公表値）から作成。

263 2016 年実績ベースで計算。
264 2019 年版ものづくり白書によると、国内製造業は、他国（米国・ドイツ・中国）と比較して、「技術開発力」、「製品の品質」、「現場の課題発見力・問題解決力」については優位性があると認識している一方、「生産自動化・省力化」や「商品企画力・マーケティング力」では劣位と認識している傾向がある。これは、他国に需要をとられている要因を考える上で参考となるだろう。
265 LG やサムソンが具体例としてよく取り上げられる。
266 輸送機器産業は、他の機械産業と比べ重くて大きなものを扱うことが多いことから、輸送コストを考慮し、より産業集積が進んでいる場所を生産拠点に選択することが想定できる。

第Ⅱ-3-3-10 図
電気機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）

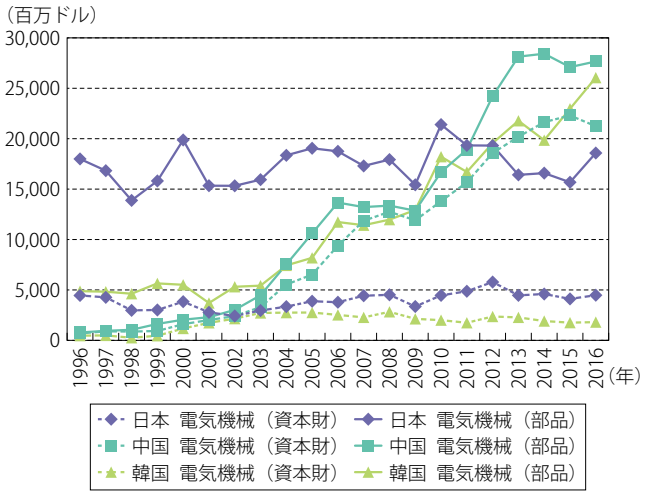

備考：ASEAN はミャンマーとラオスを含んでいない。
資料：RIETI-TID から作成。

第Ⅱ-3-3-12 図
輸送機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）

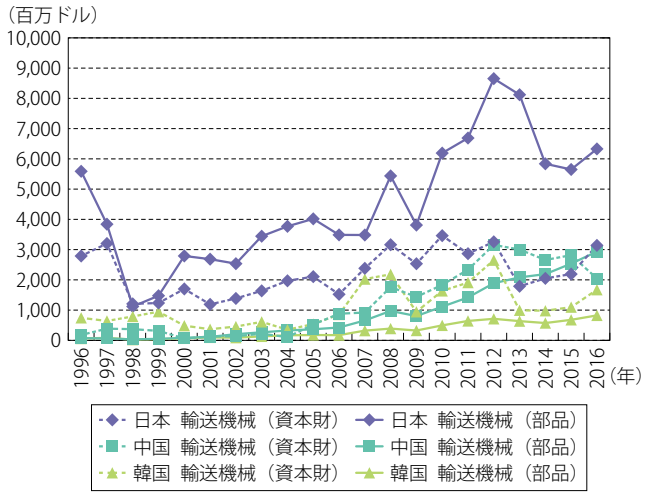

備考：ASEAN はミャンマーとラオスを含んでいない。
資料：RIETI-TID から作成。

第Ⅱ-3-3-11 図
一般機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）

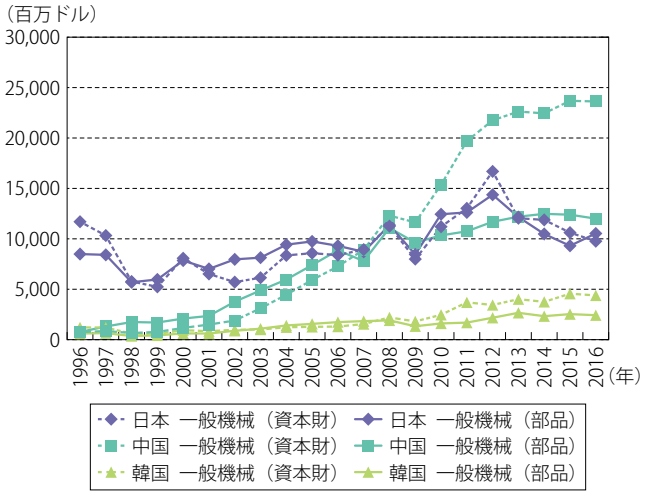

備考：ASEAN はミャンマーとラオスを含んでいない。
資料：RIETI-TID から作成。

第Ⅱ-3-3-13 図
精密機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）

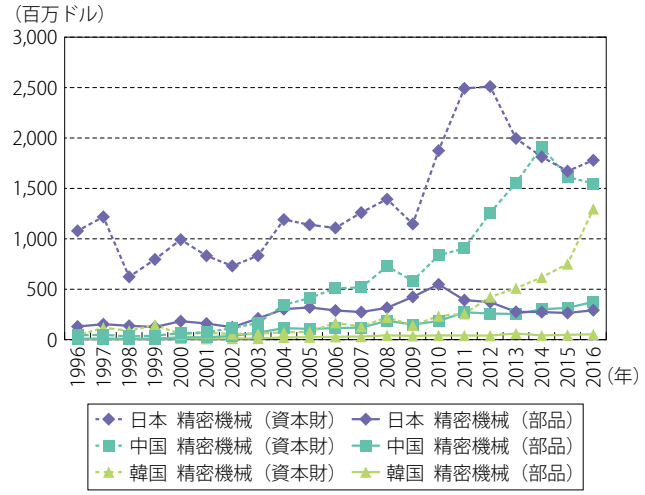

備考：ASEAN はミャンマーとラオスを含んでいない。
資料：RIETI-TID から作成。

かを把握するには、別途詳細な分析が必要である。

3. 日本企業のビジネススタイルの変化～財輸出から配当・ロイヤリティにおける利益重視へのシフト～

ASEAN の貿易（特に世界からの輸入）に関し、日本の存在感が縮小していること、それが、日本企業の現地進出、ASEAN 地場企業の成長、他国からの供給代替等、様々な背景に起因することは先述した。一方で、従来の部材等の輸出に代わり、現地法人の日本側出資者への支払いである配当・ロイヤリティで利益を確保するという、日本企業のビジネスモデルの変化も見てとれる。

267 日本企業は、品質に自らの優位性を認識し、高付加価値、高価格帯ゾーンで勝負してきたといえる。それによって日本ブランドへの信頼感を獲得する等成果を上げている一方、若者や中間層が購入できるようなボリュームゾーンにおいては他国に需要を取られているという指摘もされている。

なお、日本側出資者への支払い額を、製造業と非製造業で分類してみると、非製造業よりも製造業の方が大きいことや、非製造業における配当金の額が近年大きくなっていることが見てとれる（第Ⅱ-3-3-14 図）。

また、在 ASEAN 現地法人の当期純利益をみると、総じて上昇傾向にある（第Ⅱ-3-3-15 図）。参考までに、当期純利益に占める配当の割合を見ると、各年で上下しており明確な特徴は捉えられなかったが、2016 年度ベースの当期純利益に対する配当の割合は全産業で 49.9%、製造業で 45.5%、非製造業で 59.5%となっている（第Ⅱ-3-3-16 図）。

第Ⅱ-3-3-14 図
在 ASEAN 日本企業現地法人の日本側出資者への支払い（ロイヤリティ・配当金）の推移

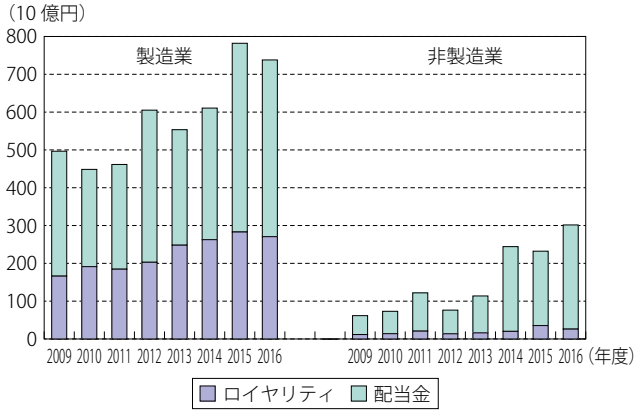

備考：各年、有効回答分の各項目を単純に足し上げた数値であることに留意されたい。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報を再集計して作成。

第Ⅱ-3-3-15 図
在 ASEAN 日系企業現地法人の当期純利益の推移

備考：各年、有効回答分の各項目を単純に足し上げた数値であることに留意されたい。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報を再集計して作成。

第Ⅱ-3-3-16 図
在 ASEAN 日系企業現地法人の当期純利益と配当金の推移

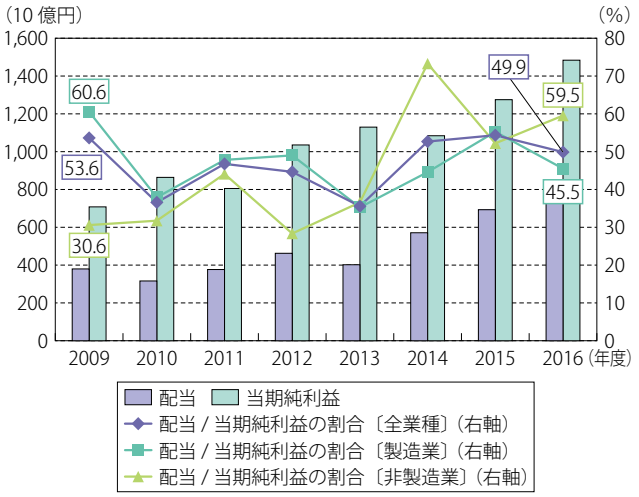

備考：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報を利用し、ASEAN10 に所在する日本企業の現地法人の「当期純利益」の合計、日本側出資者向け支払いの内訳である「うち配当金」の合計及び「うち配当金」が「当期純利益」に占める割合をグラフ化したもの。配当金と当期純利益の両方に数値を記載した法人のみ抽出しており、各項目を単純に足し上げた値とは頃なる。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」の調査票情報から再集計して作成。

4. 日本企業と ASEAN 企業との資本関係の結びつきの強さ～中国・韓国との比較～

日本企業は、財の輸出のみならず、ロイヤリティや配当で利益を確保する一面が見られることは先述した。これに関連し、ここでは現地法人ではなく、ASEAN 企業と日本企業の資本関係がどの程度結びついているか、中国と韓国と比較しながら検証する。

その結果、最終親会社（Global Ultimate Owner）の総合所有比率が 100%と登録されている企業のみを抽出[268]した場合、日本は 4,423 社、中国は 3,613 社、韓国は 352 社であった。このことから、日本企業と ASEAN 企業の資本関係の結びつきは相対的に強いこ

268 ビューロー・ヴァン・ダイクの Orbis データベースから抽出しており、直接の 100%親会社に限らないこと、出資比率が不明な会社は含まれていないこと等留意点がある。

とが推測できる。

また、出資先企業の国や業種は、各国で特徴がある。

国別では、日本はシンガポールが過半数を占めるものの、タイ、ベトナム、マレーシアなど複数の国に分散し出資している。一方、中国はシンガポールに約94%、韓国はシンガポールの他、ベトナム（45.7%）への出資というように特定の国への出資に傾斜していることが特徴的である[269]。

なお、業種別[270]では、３か国とも、製造業より非製造業への出資割合が高く、日本は77%、中国は96.7%、韓国は64.8%となっている（第Ⅱ-3-3-17図）。

第Ⅱ-3-3-17図　ASEAN企業への出資企業数と国・業種別割合（日本・中国・韓国の比較）

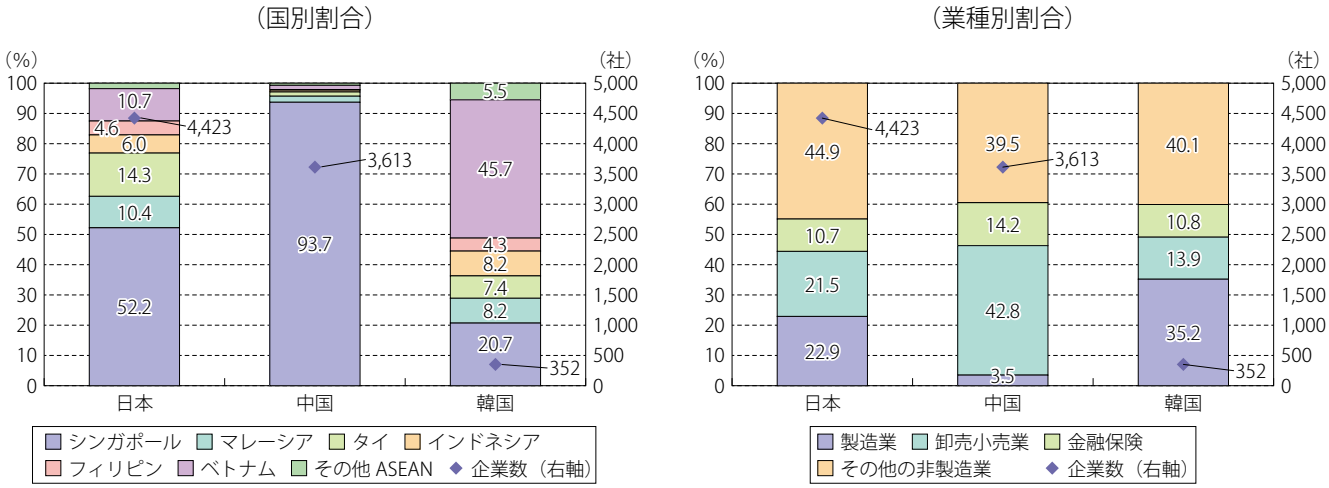

備考：Global Ultimate Owner（GUO）の総合所有比率が100%と登録がある企業のみを抽出した。直接の100%親会社に限らないこと、出資比率が不明な企業は含まれていないことに留意されたい。
資料：ビューロー・ヴァン・ダイク（Zephyr）から作成（2019年３月８日ダウンロード）。

5. ASEAN経済の変化

以上、日本側の視点で日本とASEANの経済関係の現状や変化をみたが、相互関係の変化は、日本企業のビジネスモデルの変化のみならず、ASEAN側の成長、変化に起因するところも大きいと考えられる。以下では、ASEAN自身の変化を挙げてみる。

（1）ASEANの名目GDPの拡大

ASEANの名目GDP額（購買力平価ベース）は2008年に日本を越え、拡大し続けている（第Ⅱ-3-3-18図）。国、地域によって大きな差があることはもちろんであるが、ASEAN全体の生活者の経済水準は日本よりも高い伸びで推移しているといえる。

第Ⅱ-3-3-18図
ASEANの名目GDP（購買力平価）の推移

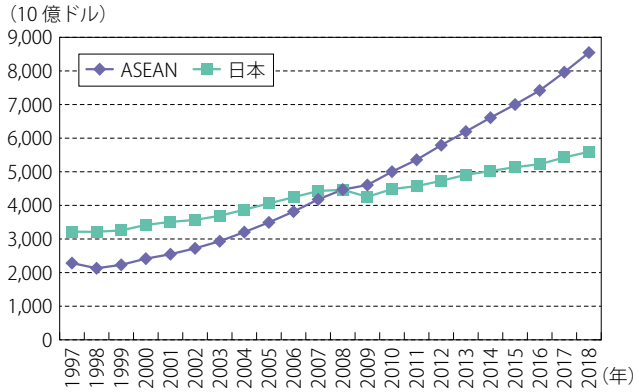

資料：IMF WEO Database, April 2019から作成。

（2）ASEAN域内経済統合の進展

東西、南部、南北等、各経済回廊などのASEAN越境インフラ整備により、ASEAN各国及び周辺諸国との物流・交通が活発化している（第Ⅱ-3-3-19図）。

269 ３か国の企業がシンガポールを出資先として嗜好しているのは、同国のビジネス環境の良さ、ASEAN地域の統括拠点としての役割等において高い優位性があるからだと思われる。
270 親会社ではなく、子会社であるASEAN企業の業種。

第Ⅱ-3-3-19 図　ASEAN の代表的な経済回廊

資料：ジェトロ・アジア経済研究所 石田正美氏作成。

第Ⅱ-3-3-20 図
ASEAN 域内における関税撤廃の進捗

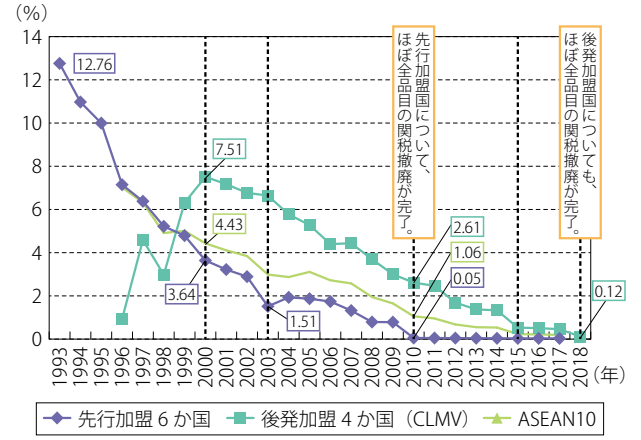

資料：ASEAN 事務局提供資料から作成。CLMV の 2018 年値は助川氏計算値を引用。

この動きは、2018 年 1 月からほぼ全ての品目について関税が撤廃されたことも相まって、域内経済の連結性を上昇させている（第Ⅱ-3-3-20 図）。これらの整備によって、ASEAN の貿易・投資が域内外ともに一層拡大し、GVC への参画がさらに強化されていくと思われる。

（3）ASEAN 企業の対外海外投資の積極化～投資の受け手から出し手へ～

上記（1）（2）で挙げたように、ASEAN 経済成長に追い風が吹く環境下で、シンガポール、マレーシアが先行、タイが続き、インドネシア、フィリピン、ベトナムでも、足下で対外直接投資が拡大している。

シンガポールの金額水準が高いことの他、マレーシアに関しては、対外投資が対内投資を超える年も現れたことが注目される（第Ⅱ-3-3-21 図）。

なお、日本企業の親会社に変化があるかを見る[271]と、2006 年は 5 社だったシンガポールの親会社は 2016 年に 30 社と 6 倍に拡大している（第Ⅱ-3-3-22 図）。

海外からの直接投資により成長してきた ASEAN の自律的な拡大を反映する一つの指標と思われる。

（4）平均的雇用者所得の伸び悩み

上記（1）～（3）で挙げた例だけでも、ASEAN の成長潜在性の高さが見て取れる。それゆえ、近年、域内外から ASEAN の中間層増加による消費拡大も期待されている。しかしながら、現時点では、平均的な雇用者の所得は、日本の高付加価値、高価格のものまで購入するまでの水準には達していないことに留意すべきである。例えば、ASEAN 先発国中心に賃金動向を分かる範囲でまとめても、日本の賃金水準とは隔たりがあることが分かる（第Ⅱ-3-3-23 表）。

271 経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を再集計したもの。2006 年度、2011 年度には、調査対象企業の 140 社超の親会社が米国であったが、2016 年度には 99 社と大きく減少した。ドイツも減少している。一方、中国は 6.3 倍の 19 社、香港は 3.8 倍の 34 社と増加していることから、日本企業の親会社が欧米からアジアに変化している一面が見てとれる。

第Ⅱ-3-3-21 図　ASEAN 主要国の海外直接投資（対内・対外）の推移

シンガポールの海外直接投資額の推移

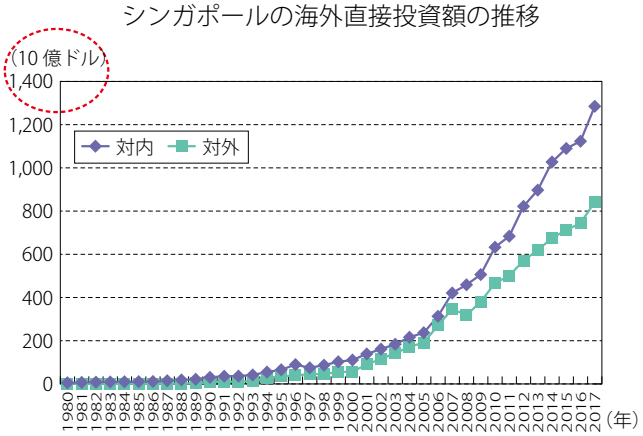

資料：UNCTAD から作成。

インドネシアの海外直接投資額の推移

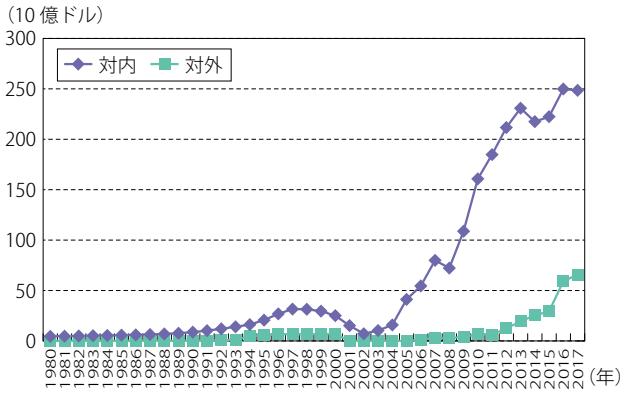

備考：2001～2005 年までの対外直接投資額が公表されていないため、ゼロ値になっている。
資料：UNCTAD から作成。

マレーシアの海外直接投資額の推移

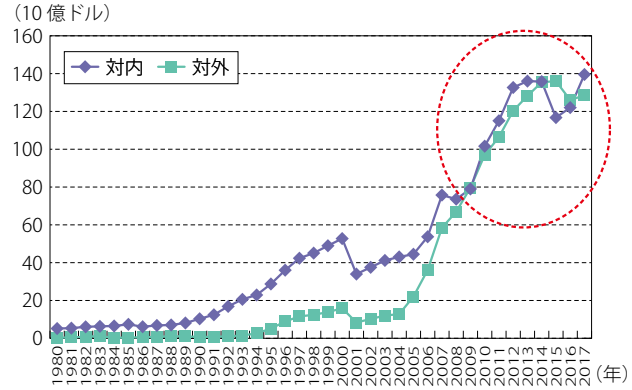

資料：UNCTAD から作成。

フィリピンの海外直接投資額の推移

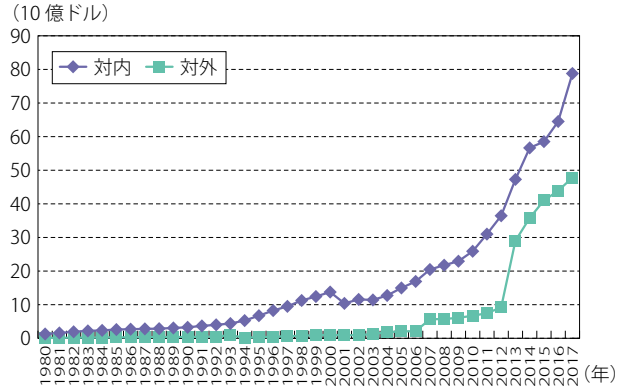

資料：UNCTAD から作成。

タイの海外直接投資金額の推移

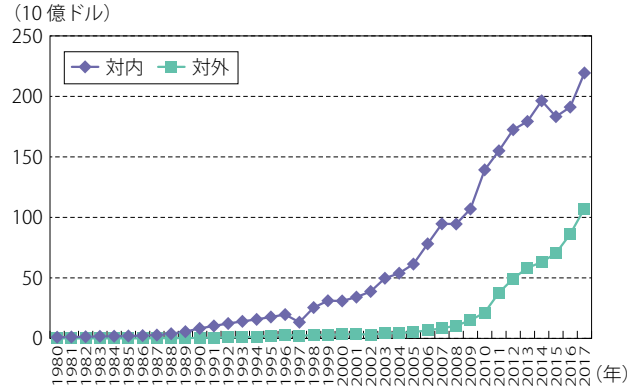

資料：UNCTAD から作成。

ベトナムの海外直接投資額の推移

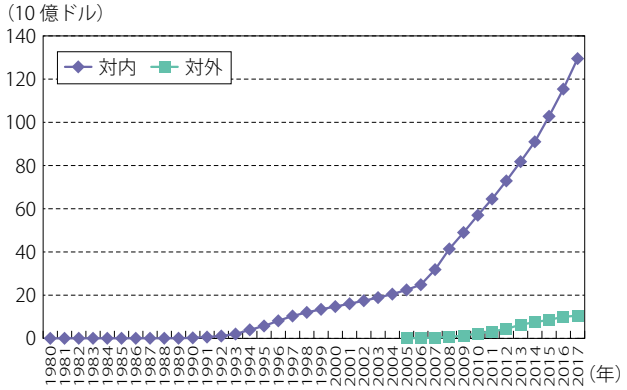

備考：1980～2004 年は公表値がないためゼロ値になっている。
資料：UNCTAD から作成。

第Ⅱ-3-3-22 図
日本企業の親会社の国・地域別推移

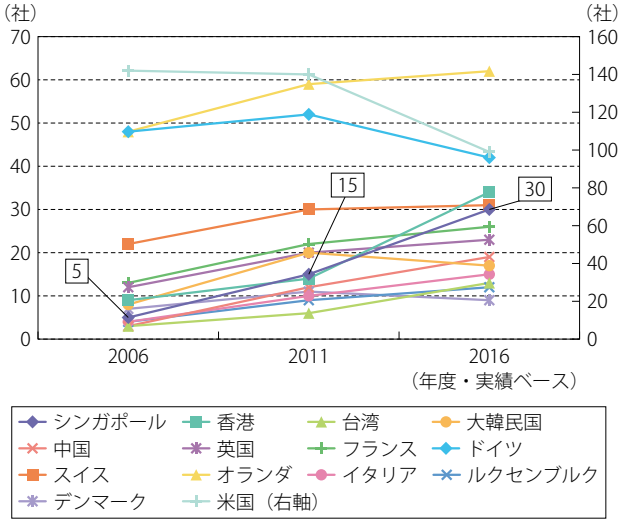

備考：「経済産業省企業活動基本調査」の対象企業に関するデータ。2016年度は平成29年調査（2017年調査）の結果である。
資料：「経済産業省企業活動基本調査」の調査票情報から作成。

第Ⅱ-3-3-23 表　日本とASEAN主要国の賃金に関するデータ

	日本	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	ベトナム
公務員給与	300～700万円/年	－	65万円以上/年 ※職種により大きく異なる。	70～205万円/年	22～45万円/年	45万円/年
工場労働者・店員	300～400万円/年	330万円～/年（工場労働者）、170万円～/年（販売員）	55万円/年	70万円/年（工場労働者）、50万円/年（店員）	30～40万円/年	55万円～/年（工場労働者）、20～35万円～/年（店員）
法定最低賃金	985円/時（東京都）	制度自体存在しない。	2.7万円/月 （半島マレーシア）	1,100円/日 （バンコク他）	2.7万円/月	2万円/月（主要都市）
法定最低賃金伸び率	3% （2018年10月より）	－	新政権で全国一律4万円/月に引き上げる予定。	－	8.7%	5.30%
大学新卒給料	20万6千7百円/月 （2018年6月分）	シンガポール国立大学（理系）33万円～/月。（文系）25万円～。	80～105万円/年	－	－	－
給与動向	2018年の採用は、2017年に比べさらに売り手市場であり、給与は近年横ばいが続く中では比較的上昇傾向であった。	総賃金上昇率は3.8%（2017年）と3.1%（2016年）からやや上昇。	毎年平均的に5%の昇給。2015年の消費税導入以降の物価上昇に伴い、全体的に給与が底上げされている。	毎年5～6%上昇していたが、2015年～2018年は景気停滞気味で4～5%に減速。2019年も同様の見込み。	平均的な雇用者の賃金上昇率は年10%。全体的な上昇率は鈍化気味だが、ダイレクターレベルの給与は上昇。	賃金上昇率は7～14%。IT、商社、生産技術といった求人需要が高い領域で高い伸び。
消費者物価上昇率	1.2%、0.5%（2017年）、▲0.1%（2016年）	1.0%、0.6%（2017年）、▲0.5%（2016年）	1%。3.8%（2017年）、2.1%（2016年）	0.9%、0.7%（2017年）、0.2%（2016年）	3.8%、3.4%（2017年）、3.8%（2016年）	3.8%、3.5%（2017年）、2.7%（2016年）
雇用者数	6,628万人	371万人	1,488万人	3,795万人	1.3億人	5,631万人
失業率	2.9%	2.0%	3.2%	0.7%	5.2%	2.2%

資料：JAC Recruitment Group “The Salary Analysis in Asia 2019” から作成。日本の大学新卒給料は厚生労働省の平成30年賃金構造基本統計調査結果。

6. 共に成長するための日本とASEANの相互協力

上記の通り、変化する環境の中でも、日本とASEANが共に成長するためには、今後も相互に協力し合うことが重要であることは言うまでもない。今後も、日本がASEANの成長に大きく寄与できる一例としては、以下が挙げられよう。

（1）日本の製造業による現地の雇用拡大

ASEANへの対内直接投資額（業種別）を日本、中

第Ⅱ-3-3-24 図
日本から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移

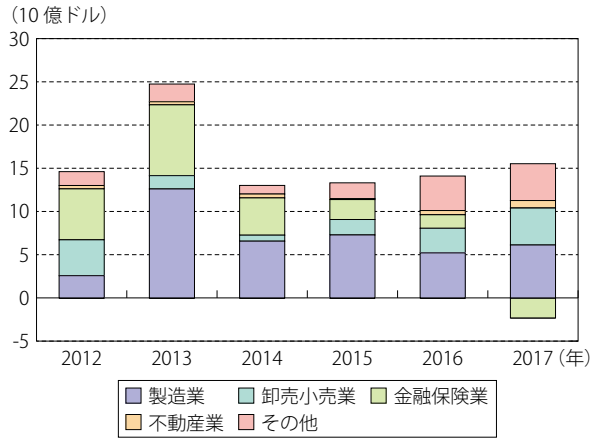

備考：フローベース、ネットベース。
資料：ASEAN 事務局から作成。

第Ⅱ-3-3-25 図
中国から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移

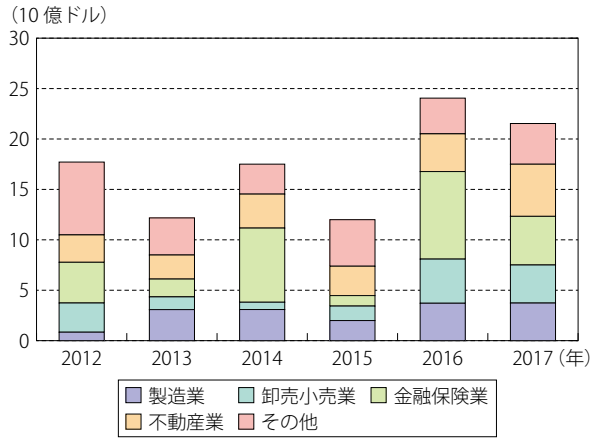

備考：フローベース、ネットベース。中国には、香港、マカオ、台湾を含む。
資料：ASEAN 事務局から作成。

国、韓国で比較をすると、日本と韓国は製造業に、中国は金融保険業、不動産業に重点をおいていることが分かる。なお、卸売小売業に対する投資が底堅く推移しているのは各国共通といえよう。

製造業は他の業種より、現地の雇用拡大に貢献する。主な投資分野が製造業で、その金額水準も高い日本は、他国に比べ、現地の雇用拡大、ひいては中間層の拡大にも寄与していると想定できる（第Ⅱ-3-3-24 図、第Ⅱ-3-3-25 図、第Ⅱ-3-3-26 図）。

（2）輸出の高度化（技術移転）

ASEAN がいわゆる「中所得国の罠」を回避して持

第Ⅱ-3-3-26 図
韓国から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移

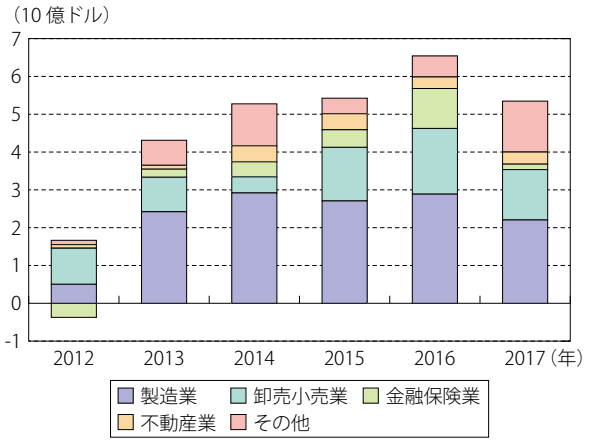

備考：フローベース、ネットベース。
資料：ASEAN 事務局から作成。

第Ⅱ-3-3-27 図
ASEAN から日本への輸出構造（Lall 分類）の推移

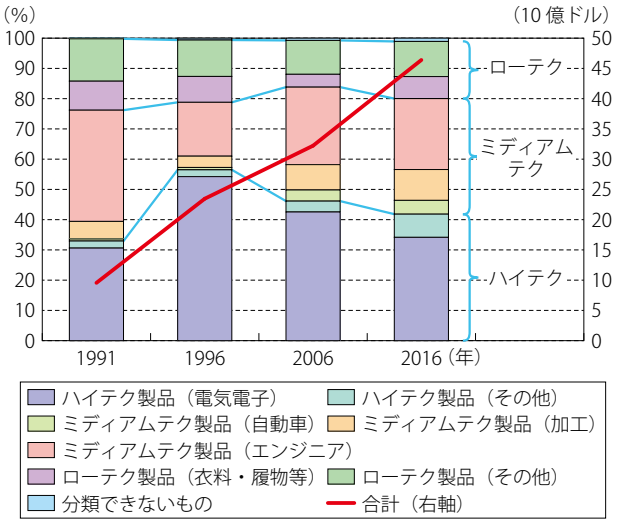

備考：Lall（2000）による分類。製品に限り、農産品は含んでいない。SITC Rev. 3 を利用。
1986 年の数値はのデータがない国があるため、1991 年データで代替。
資料：UN COMTRADE から作成。

続的成長を果たすためには、産業、輸出品目の高度化が必要とされている。Lall 教授による技術水準別品目分類（Lall 2000）[272] に従い、ASEAN から主要国（日本、中国、韓国）の輸出動向をみると、日本は早い段階から、ASEAN の輸出品目の高度化に貢献してきたことが分かる。また、中国と韓国は日本と同様かそれ以上に、ハイテクとミディアムテク製品のシェアが大きい（第Ⅱ-3-3-27 図、第Ⅱ-3-3-28 図、第Ⅱ-3-3-29 図）。輸出品目の高度化は引き続き ASEAN から必要

272 ある国の輸出構造がどの程度高度なものであるかを確認するため、STIC3 桁分類について、ローテク財、ミディアムテク財、ハイテク財等といった分類する方法。この手法の作成当時から、様々な技術革新を経たことで、現在は、そのカテゴリーが実態に合わなくなっている面もあるものの、輸出高度化の指標として、国際機関等で利用される手法である。なお、Lall 教授はハイテク財ほど輸出額の伸びが大きいことから、ハイテク財を輸出することがその国の経済発展に重要であるとしている。

第Ⅱ-3-3-28 図
ASEAN から中国への輸出構造（Lall 分類）の推移

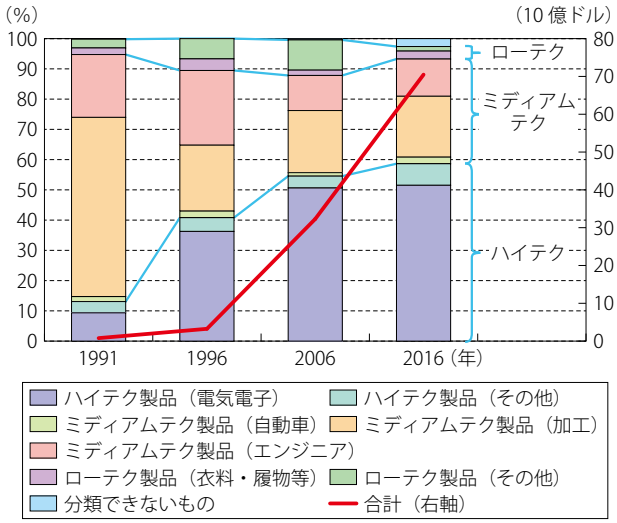

備考：Lall（2000）による分類。製品に限り、農産品は含んでいない。SITC Rev. 3 を利用。
1986 年の数値はのデータがない国があるため、1991 年データで代替。
資料：UN COMTRADE から作成。

第Ⅱ-3-3-29 図
ASEAN から韓国への輸出構造（Lall 分類）の推移

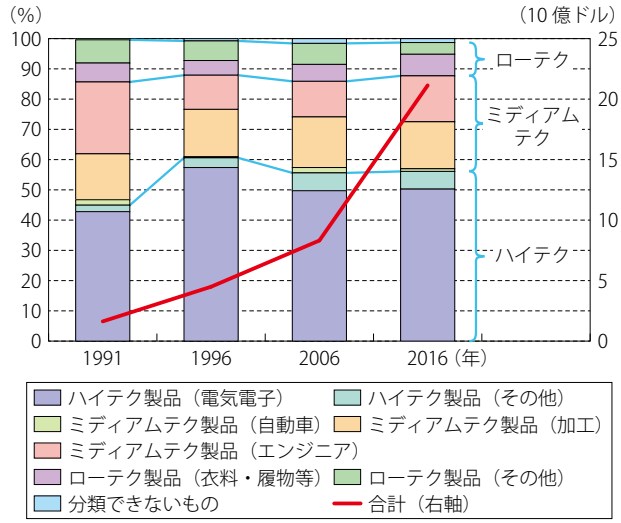

備考：Lall（2000）による分類。製品に限り、農産品は含んでいない。SITC Rev. 3 を利用。
1986 年の数値はのデータがない国があるため、1991 年データで代替。
資料：UN COMTRADE から作成。

とされる役割であろう。

なお、ASEAN では NEM(Non-Equity Modes of Operation：貿易でも投資でもない、いわゆる委託生産）という生産形態も多くなっているが、単なるコストセンターとしているだけではなく、一定程度の技術移転としても寄与している。

一方、日本の成長に ASEAN が大きく寄与できる一例としては、消費市場が拡大すること、インフラ事業を協力して行うことなどが挙げられる。なお、ASEAN は地域として一括りにされることが多いが、発展段階、産業構造、人口動態、ビジネス環境等、大きく異なる国々の集まりであることから、消費市場、インフラ市場に参入する際には、その差を見極め、生かすことが必要なのは言うまでもない。

日本と ASEAN の相互経済関係の深化は、世界の生産市場、世界の消費市場において、今後、より一層存在感を増すものと思われる。

7. 今後の日本企業・産業が目指すべき方向性

これまで ASEAN において日本企業のプレゼンスが低下している現状を見てきたが、ここでは前節で見た日本を中心とした GVC の実態も踏まえ、対象地域も中国を含めたアジアに広げたうえで、今後の日本企業の目指すべき方向性を考えてみる。

(1) 日本企業の稼ぎ方の再考

もともと問題意識の出発点は、アジア、特に ASEAN で日本からの輸入シェアが低下しているという事実に基づいて、日本の存在感そのものも低下しているのではないかということであった。しかし、それは本当に日本の存在感低下につながるのだろうか。むしろ、日本企業の活動を見る時の視点の転換を考えても良い時期にきているのかもしれない。その点に関わるいくつかの問題を再考してみる。

①「日本からの輸出」という視点の転換

日本企業の活動の在り方は変化してきている。当初は、日本企業は国内で最終財の形にまで生産して輸出していたが、既に見てきたように海外現地法人を設立し、日本からは基幹部品など中間財を輸出する国際的な生産分業（GVC）に変わった。そして現在は現地の人材・企業も成長し、一定水準の中間財までは生産できるようになってきている。このような状況下では、むしろ、企業戦略として現地化を進め、資材調達の面ではコストを抑え、現地に精通した人材を活用し、輸出だけでなく現地のニーズにあった製品を生産し、競争力を高めるべく取り組んでいると考えるべきではな

いだろうか。

そのような視点で見返してみると、前項で指摘した日系海外現地法人の調達の現地化はアジアに限らず、米国や欧州など世界的に見られる傾向であることが分かる（第Ⅱ-3-3-30図）。特に経済統合の進む欧州においては、国内だけでなく欧州域内からの調達も含めた広い意味での「現地化」が進んでいる。

第Ⅱ-3-3-30図
日系製造現地法人の調達相手別シェア

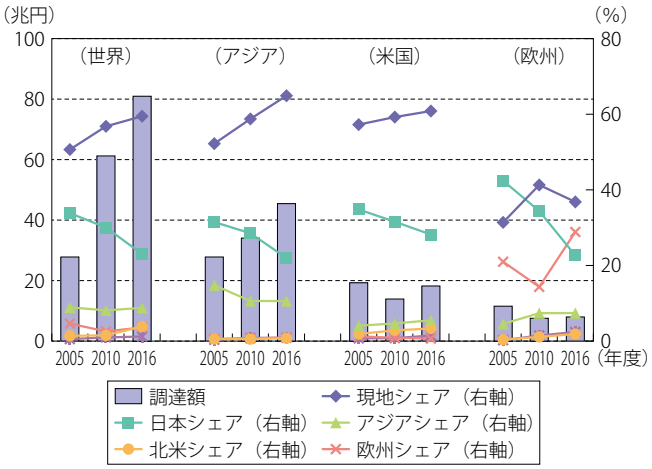

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

その背景にあるのは生産活動の効率化であり、現地で中間財を含めた産業集積が育ちつつあることを示唆している。その産業集積の中には、技術やスキルを向上させた地場企業とともに、現地に進出した日系部品サプライヤーも含まれている。もし、現地で安価かつ良質な中間財供給が受けられるならば日系組立企業にとっても有益である。日本からは現地では生産できないような、より高度で高付加価値な基幹部品を供給するという役割分担になってきていることが考えられる。

もちろん、そのためには親会社のある日本国内での活発な研究開発やイノベーション活動が重要となろう。また、受入国にとっては日系企業が進出して自由に活動できるように、規制の緩和、知的財産権の保護、海外送金の自由などビジネス環境の整備が前提となってくる。

② 日系部品サプライヤーの現地進出

また、現地調達の調達先もかなりの部分まで日系企業が担っている。例えば、アジアの場合、製造業の現地調達のうち約1/4は日系現地法人から調達しており、その規模は日本からの調達額にほぼ匹敵する（第Ⅱ-3-3-31図）。日本からの調達（輸入）と現地日系企業からの調達を合計すれば調達額の約4割は広い意味で日本企業から調達していることになる。それを業種別にプロットしたのが第Ⅱ-3-3-32図である。横軸

第Ⅱ-3-3-31図
アジアの日系現地法人の調達先内訳（2016年度）

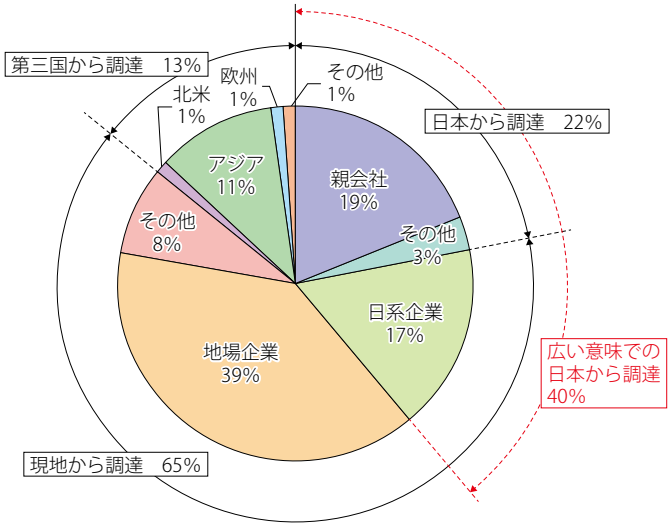

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-3-32図　アジアの日系製造業現地法人の広い意味での日本からの調達（2016年度）

（中国に立地する日系企業）

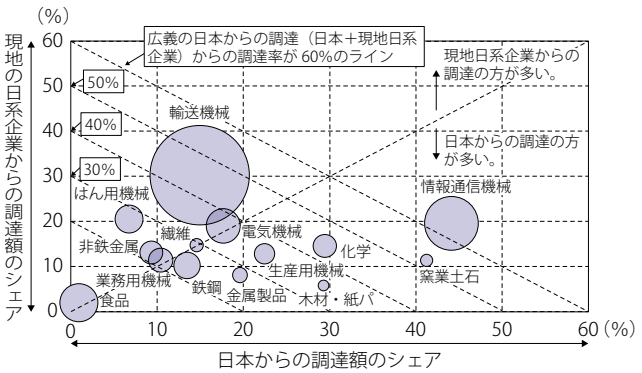

（ASEANに立地する日系企業）

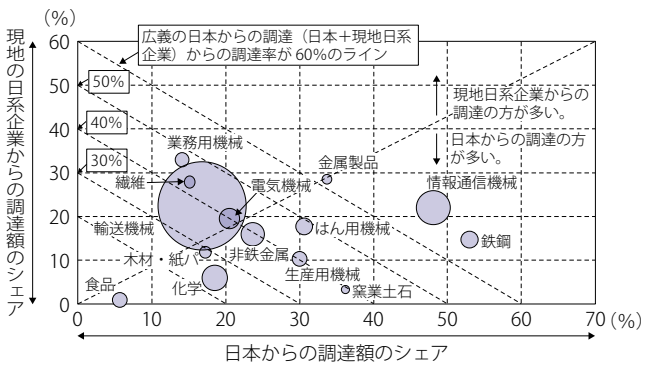

備考：日本、現地、第三国を含めた調達総額に対するシェア。円の大きさは調達総額を表す。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

は日本からの調達シェア、縦軸は現地日系企業からの調達シェア、円の大きさは調達総額を示す。45 度線より上にあれば現地日系企業からの調達の方が多く、下にあれば日本からの調達の方が多い。右上に位置するほど広義の日本からの調達比率が高い。

これによれば、日本からの輸入による調達比率は低下しているものの、依然として現地日系企業を含めた「広義の日本からの調達」は情報通信機械で調達額の 6 割を超え、輸送機械でも 4 割前後となっている。特に情報通信機械は調達額の 4 割以上を日本から輸入しており、現地では調達できない基幹部品がかなりあることを示唆している。なお、この図には表示されていないが情報通信機械は日本のほか、アジア域内からの調達も 1 割程度あるのに対して、輸送機械は圧倒的に現地調達が多くアジア域内からの調達はほとんどない。このような業種特性は、部品の規格化の程度、生産過程におけるすりあわせの必要性、輸送コストの違い、技術水準等が影響していると考えられる。

③ 企業収益の多様化

日本からの資材調達の低下は、これまでの日本の親会社からの輸出によって利益をあげるモデルから、次第に現地法人の売上によって利益をあげるモデルに重心が移っていく可能性を示唆している。この場合、海外現地法人を有している企業であれば、海外現地法人の収益は連結決算を通じて親会社の利益に組み込まれることになる[273]。

アジアに立地する日系製造業の日本との取引関係を見ると、世界金融危機後、日本からの調達額は危機前の水準を取り戻せずにいるが、配当金は年による変動はあるものの増加基調で推移している（第Ⅱ-3-3-33 図）。さらにロイヤリティは年による変動も少なく安定的に増加している[274]。現時点では、配当・ロイヤリティとも、調達額に比べて金額的に約 1/10 の規模ではあるが、2000 年代初頭と比べて相対的な比重は高まっている。これは日本の国際収支では財の輸出に代わって、第一次所得収支（配当金収入など）やサービス収支（特許等使用料など）の受取が増えてきていることに符号する。なお、海外現地法人の利益が日本に配当として送金されるためには、EPA 戦略や規制制度改革等を通じて再投資先として日本国内市場の魅力を高めることが重要である。

また、アジアは米国や欧州と比べても、配当・ロイヤリティ収入が大きく増加している地域でもある（第Ⅱ-3-3-34 図）。

第Ⅱ-3-3-33 図
アジアの日系製造業現地法人の日本との取引関係（日本からの調達と親会社への配当・ロイヤリティ）

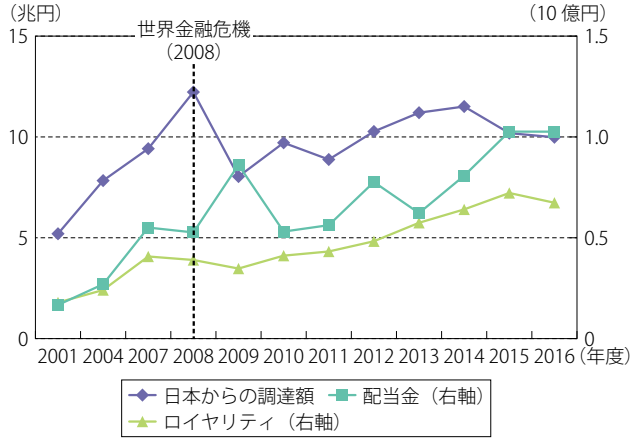

備考：１．配当・ロイヤリティは親会社向けの金額。
２．2007 年度以前は、配当金・ロイヤリティの調査は 3 年ごとであった。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-3-34 図
日系海外現地法人の日本出資者への配当・ロイヤリティの推移

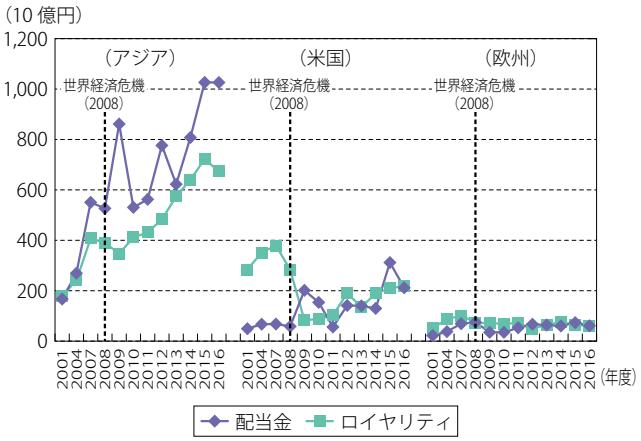

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

なお、立地地域によって配当・ロイヤリティの支払額を比べると、米国に立地する日系製造業はロイヤリティが配当に比べても顕著に多い（第Ⅱ-3-3-35 図）。一方、アジアに立地する企業は配当を中心に親会社に

273 なお、海外現地法人を持たず国内からの輸出に従事する企業の場合は、このようなモデルは使えないので、海外進出を検討するのも一案であるし、製品の高度化、差別化など製品の競争力に磨きをかけるという対応になるかもしれない。
274 ロイヤリティは、売上に対して一定の比率を契約することが多いため、利益に大きく左右される配当よりも安定的な推移をしていることが考えられる。

第Ⅱ-3-3-35 図
日系海外製造現地法人の親企業への支払い（2016 年度）

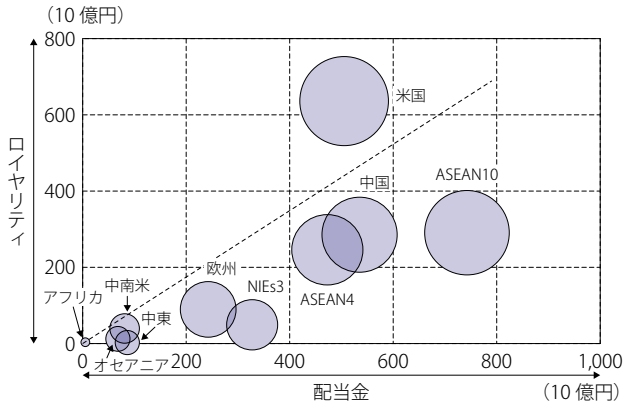

備考：ASEAN4、ASEAN10、NIEs3 は対象国の重複がある。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

送金している。現地における知的財産権保護の問題などあるものの、ロイヤリティのより一層の活用を検討してもよいかもしれない。

④ 資本関係のない企業への販売の促進

前節で見たように日本の輸出においては関係会社向け輸出（企業内取引）が大きな割合を占めている。自社の海外現地法人を戦略的に活用していくことは重要なビジネスモデルと考えられるが、一方では、企業の国籍（本社所在国ベース）を超えた取引も活発に行われている。例えば、ある電子機器（スマートフォン）の製造においては様々な国籍の企業が関与している。まず、米国に本社を置く米国企業が企画・設計を行い、次に日本企業、ドイツ企業、韓国企業等が重要部品の提供を行い、その上で台湾企業の現地法人が中国において組立を行い、最初に企画・設計を担当した米国企業が米国に輸入して、販売、メンテナンスを担当する。このような企業の国籍、生産拠点の所在国も超えて高度に発達したグローバル・バリュー・チェーンにおいては、自社の関係会社か否かを問わず積極的に優秀な部材を提供して売上をあげていくことも重要である。試みに日米で輸出における企業内取引の比率を比較してみると、日本企業は米国企業に比べて、企業内取引比率が極めて高いことが分かる（第Ⅱ-3-3-36 表）[275]。

第Ⅱ-3-3-36 表
日米企業の輸出における本社から自社の現地法人向け輸出のシェア

全企業の輸出で計算した場合　（単位：%）

	日本企業		米国企業	
	2015	2016	2015	2016
シェア	製造業 55.8	製造業 56.0	全産業 21.0	全産業 21.9

海外現地法人を有する企業のみで計算した場合　（単位：%）

	日本企業		米国企業	
	2015	2016	2015	2016
シェア	製造業 66.0	製造業 68.6	全産業 38.1	全産業 38.8
	全産業 62.7	全産業 65.1		

備考：１．米国統計では海外現地法人は出資比率 20% 超、日本統計では 10% 以上。
２．米国統計は暦年、日本統計は年度ベース。
資料：Bereau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce, “Survey of Current Business”（Sep 2018）,「経済産業省企業活動基本調査」、「海外事業活動基本調査」から作成。

（2）現地需要の更なる取り込み／小売・サービス業の展開

日本企業はアジアに積極的に進出し、現地法人の地域別進出先としては圧倒的なシェア（7 割程度）を占める（第Ⅱ-3-3-37 図）。その一方で、業種別に見ると、製造業・卸売業が過半を占め、小売・サービス業のシェアが他地域と比較し低く、今後まだ拡大余地があると考えられる。第Ⅱ-3-3-38 表は、日系海外現地法人の主要業種・地域別売上高を比較したものである。アジアは、米国や世界平均と比べて、小売業、サービス業のシェアが低い。

第Ⅱ-3-3-37 図
日系海外現地法人数の地域別シェア（2016 年度）

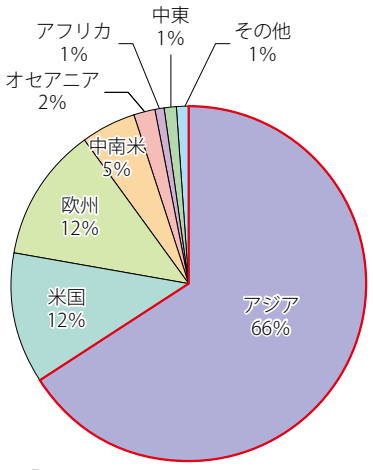

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

275 日本統計では、総輸出、本社の海外現地法人向け輸出のいずれも「経済産業省企業活動基本調査」で調査対象とする製造業のみの数値。米国統計は、全産業が対象で、総輸出は米国の輸出総額。仮に日本統計の分母を日本の総輸出とした場合は、2015 年、2016 年の企業内比率はそれぞれ 44.1%、45.0% と低下するが、米国より高いことに変わりはない。

第Ⅱ-3-3-38 表
日系海外現地法人の主要業種・地域別売上高（2016 年度）

（単位：10 億円）

	アジア		米国		世界	
	売上高	シェア	売上高	シェア	売上高	シェア
合　計	111,885	100.0	80,759	100.0	257,647	100.0
製造業	67,203	60.1	30,316	37.5	123,636	48.0
非製造業	44,683	39.9	50,443	62.5	134,011	52.0
情報通信業	943	0.8	530	0.7	2,844	1.1
運輸業	1,381	1.2	359	0.4	2,788	1.1
卸売業	35,254	31.5	33,283	41.2	95,198	36.9
小売業	1,826	1.6	5,455	6.8	8,066	3.1
サービス業	3,181	2.8	7,117	8.8	11,830	4.6

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

また、アジアにおける主要国の現地法人売上高を比較してみても、日本は製造業のシェアが高い（第Ⅱ-3-3-39 図）[276]。日本の場合、製造業、卸売業だけで売上の約 9 割を占め、サービス業、小売業は限られたシェアとなっている。それに対して米国は、サービス業、小売業、運輸業、情報通信業等を含めて多彩な業種が進出している。

第Ⅱ-3-3-39 図
アジアにおける主要国現地法人売上の業種構成（2016 年）

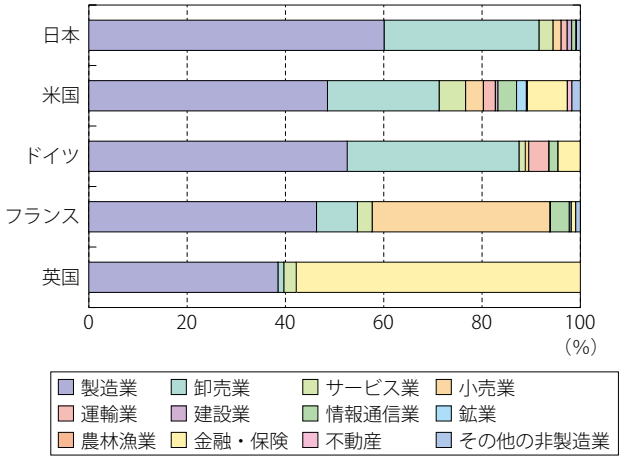

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」、米国商務省経済分析局 Web サイト、EU 統計局 Web サイトから作成。

中国を始めアジア諸国は所得向上に伴って、次第にマーケットとしての重要性も高まってきている。日系現地法人は、進出当初は輸出主体の場合もあるが、工夫をこらして現地需要の取り込みを図っていく必要がある。例えば、製造業でも B to C 業種（生活用品関連）の拡大の余地があるかもしれない。その際に現地パートナーとの協力関係を築くことは有益との指摘がある。特に、アジアではプラットフォーマーと呼ばれるインターネットを活用した新しいビジネスを開拓する企業が台頭している。

（3）今後の成長市場への参入

これまでは日系海外現地法人のアジアへの展開に焦点をおいて考察してきた。日系海外現地法人の進出先としては日本の近隣であるアジアが圧倒的に大きなシェアを占め、それに次いで先進国で所得水準も高い米国や欧州への進出が多い。その一方で、その他の地域への進出は限られている。

例えば、アフリカは人口増加により「新たな新興国」として急速に注目を集めるが、主要国と比較して日本企業の関与はいまだ小さい（第Ⅱ-3-3-40 図、第Ⅱ-3-3-41 図）。中南米についても同様である（第Ⅱ-3-3-42 図）。他国に遅れることなく、日本企業も輸出拡大、投資拡大を図っていくべきである。

第Ⅱ-3-3-40 図
主要国のアフリカへの輸出額の推移

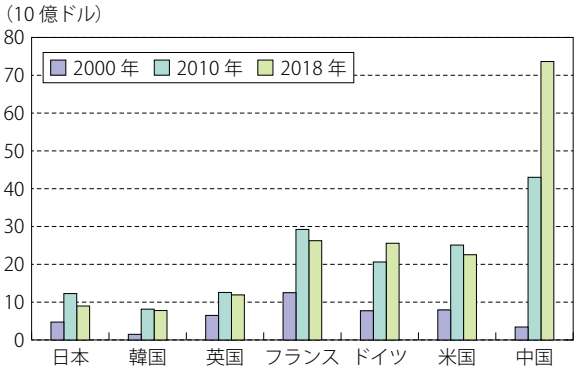

資料：IMF「Direction of Trade」から作成。

276 各国統計の業種区分等をそろえるなど極力比較可能なようにしたが、必ずしも平仄が同じではない点には注意が必要。例えば、日本の場合、親会社が金融・保険、不動産の場合は調査対象から除外されている。米国の場合はアジアのほか大洋州も含む。欧州の場合、アジアの中でも特定の立地国のデータのみが公表され（中国、香港、インド、インドネシア、タイ、日本、韓国）、業種によってはデータの入手できないこともあるため、確認できるデータだけで集計している。

第Ⅱ-3-3-41 図
対アフリカ直接投資残高の推移（10 億ドル）

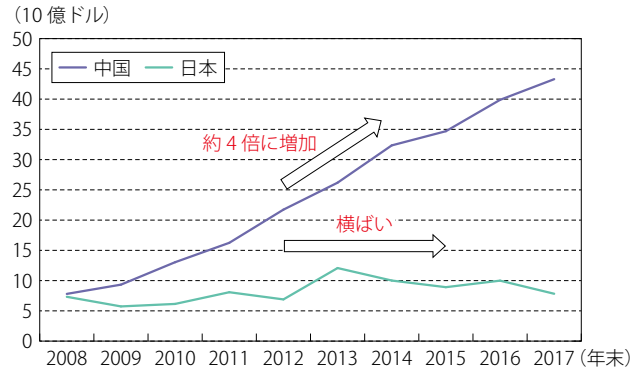

資料：中国商務部「対外直接投資統計広報」、ジェトロ「直接投資統計」から作成。

第Ⅱ-3-3-42 図　主要国の中南米への輸出額の推移

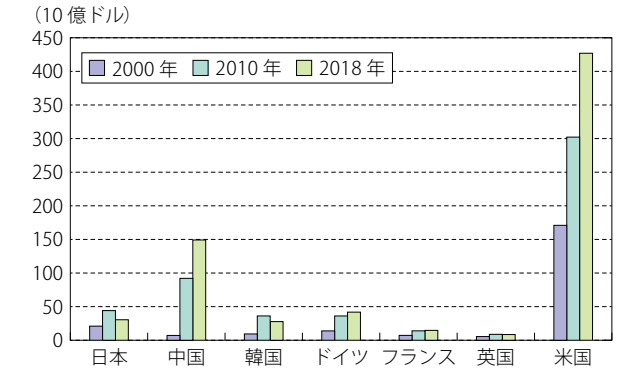

資料：Global Trade Atlas から作成。

アフリカ、中南米の両地域について、世界の GDP シェアと日系海外現地法人の企業数、売上高シェアを比較したのが第Ⅱ-3-3-43 表である。海外現地法人の展開は、立地国の投資環境や日本からの距離などの要因が関係してくるため一概には言えないが、アフリカ、中南米が世界に占める経済規模のシェアを考えれば、日系企業のより積極的な関与が期待される。

第Ⅱ-3-3-43 表
世界の GDP シェアと日系海外現地法人の地域別シェア

	アジア	中南米	アフリカ	世界計
GDP	33%	6%	3%	100%
法人数	66%	5%	1%	100%
売上高	43%	5%	1%	100%

備考：GDP は 2018 年、日系海外現地法人数、売上高は 2016 年度
資料：IMF WEO, April 2019、経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

前節及び本節で検討したデータを中心に、欧米企業とも比較しながら、日本企業の目指すべき方向性を考察した。もちろん、目指すべき方向性は、企業により、業種により、対象とする国・マーケット・階層により一様ではない。最も重要なことはそれぞれの事情にあった戦略を考えていくことであろう。

コラム 10

ジャパンモール事業

2017 年の世界の B2C EC 市場規模は、対前年比 124％の約 3 兆ドルとなった。今後も年平均 15.6％の成長率で拡大し、2027 年には約 12.6 兆ドルにまで拡大すると推計されている。各国の EC 市場のポテンシャルについては、現在世界最大の市場規模を誇る中国が EC 化率や成長率においても世界をリードしている。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧米主要国や中国を除く東アジア地域などは今後も平均 5-15％程度の成長率を維持し、安定成長する見通しである。東南アジアや南米を中心とした新興国は物流や通信、決済手段等社会インフラの整備の進展やスマートフォンの保有率上昇などから、今後急成長が期待される[277]。

EC 市場の成長が進むにつれて、食品や化粧品、子供用品、医薬品など、日用品・一般消費財の EC における販売が増加する。主要 34 か国における日用品・一般消費財の EC における販売は市場全体の 6-7％の規模（2018 年）であるが、今後 5 年間の平均年間伸び率は 22％に達し、オフラインでの販売伸び率（4％）を大きく上回り、2022 年には 4,000 億ドルの市場となることが予想される[278]。特に新興国や途上国においては全体平均の 2 倍程度の伸び率が期待される。

拡大する海外 EC 市場は日本企業にとっても早急に開拓すべき市場である。2018 年に中国大手 EC 事

277 トランスコスモス「海外 EC ハンドブック 2018」
278 Nielsen「FUTURE OPPORTUNITIES IN FMCG E-COMMERCE」

業者であるアリババグループが１日で 308 億ドルの流通総額を記録した同国最大の EC 商戦である「独身の日」において、越境 EC では日本からの販売がトップとなるなど、日本企業の海外販路開拓において EC 市場は重要となっている。

一方で、海外ビジネスへの EC 活用が 15.9％にとどまるという調査結果が示されるなど、日本企業が海外 EC 活用は十分に進んでいない状況である[279]。特に中堅・中小企業の EC による海外販売の課題として挙げられるのは、「決済システムの信頼性」、「必要な人員の不足」、「商品配送に係るリスク」、「現地語への対応」、「制度や規制に関する情報不足」である[280]。上記に加えて、成長スピードが速くかつプレーヤーの入れ替わりが頻繁におこる EC 市場において自社商品がどの国・地域で販売ポテンシャルがあるかを見極めることや、販売において自社商品の PR を効果的に行うことも課題といえる。

これら課題への対応として、日本貿易振興機構（ジェトロ）は、今後市場拡大が予想される日用品・一般消費財分野を対象とした海外における EC 販売プロジェクト（JAPAN MALL 事業）を展開している。ジェトロの支援を元に、海外の有望 EC 事業者がマーケットインの視点で商品の買取を行い、販売時に日本商品全体を PR するプロモーションを行う。また販売後のデータを参加企業にフィードバックすることで、海外 EC での販売戦略や商品開発につなげることを目的としている。本事業で連携する海外 EC 事業者の多くは日本国内に連携する商社等調達窓口があるため、日本企業が国内渡しで取引を行うことができ、中堅・中小企業の抱える課題に対応し、かつ取引リスクの低い仕組みであることを特徴としている。

〈JAPAN MALL 事業の仕組み〉

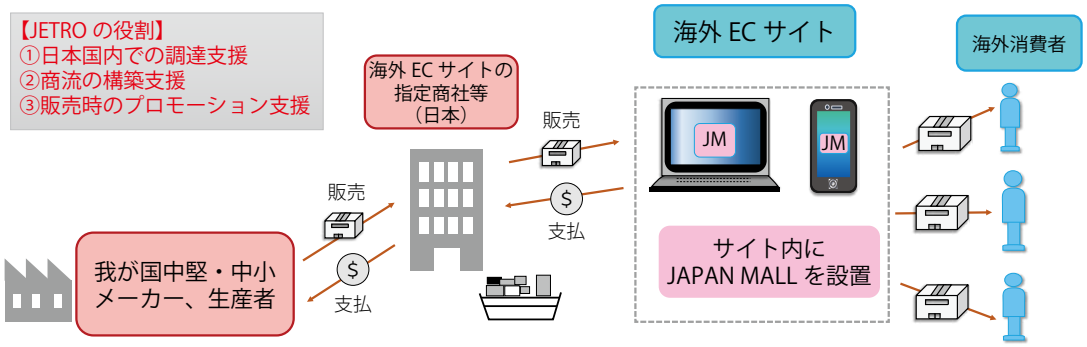

〈中堅・中小企業の課題への対応〉

課題	Japan Mall 事業による対応
有望な国や EC 事業者がわからない	ジェトロが連携する複数ヵ国・地域の海外 EC 事業者への商品売り込みが可能
決済システムの信頼性 必要な人員の不足 現地語への対応	海外 EC サイトによる買取かつ国内指定商社を通じた取引のため決済の問題はなく、現地語対応や専門人員配置の必要もない
各国の制度や規制に関する情報不足	海外 EC サイトが規制対応等を行うため、自社で調査を行う必要はない
自社商品の認知度向上	ジェトロが海外 EC サイトと連携して特設サイトの設置等各種プロモーションを実施することを通じて商品の認知度向上が期待される

〈2018 年度の具体的な取組事例〉

①　食品分野の取組

シンガポールの食品分野の EC 市場においてトップシェアを誇る RedMart は同社が直接販売する商品における日本産食品の取扱い品目拡大のために、ジェトロと連携。170 社・700 品目の応募の中から、約 40 社・200 品目を選定し、同社サイトの特設サイトにて販売を実施した。中堅・中小企業の商品の採択が多く、アレルギー源を含まないお菓子を開発した㈱一ノ蔵（香川）のように健康によくストーリー性が高い商品や、有明産の海苔（福徳海苔㈱・佐賀）のような日本の地方の産品が販売された。

279 ジェトロ「2018 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」より算出（アンケート母数 3385 件、海外 EC 利用経験あり 541 件）
280 ジェトロ「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」

②　化粧品分野の取組

東南アジアの化粧品EC分野最大手のHERMO（マレーシア）、Sociolla（インドネシア）は人気が高まる日本の化粧品の販売品目拡大のためにジェトロと連携し、主に中堅・中小企業の化粧品の販売を行うこととなった。HERMOが行ったプロモーションでは1週間で約300万円の売上が計上された。また、アジア以外の地域においても注目は高まっており、中東最大級の美容品専門EC事業者であるBoutiqaat（クウェート）はジェトロの支援を通じて中堅・中小企業15社からの調達を決定した。

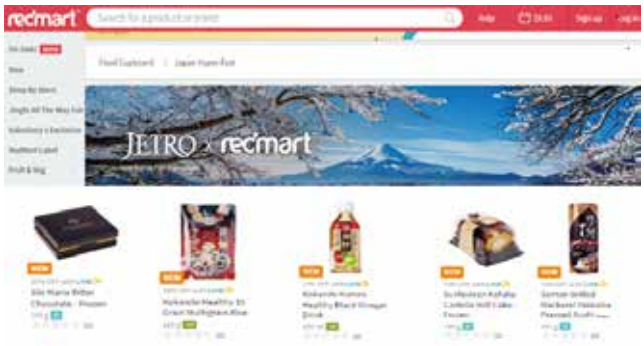

RedMartに設置された特設サイト

インフルエンサーを活用したプロモーション

ジェトロは2018年度の取組の結果を受け、2019年度は対象を18か国・20以上のEC事業者に拡大して事業を実施している。

〈2019年度の主な取組〉

①　米国における取組

EC市場世界2位の米国において、楽天と連携し、楽天USAのサイト内に日本食品の専門サイトを開設。日本食品の主要インポーターの協力も得て、ECを通じた米国の市場開拓を図る。2019年9月に開設し、恒常的なサイトとして運営予定。

②　英国における取組

欧州最大のEC市場である英国において、食品分野のEC専業では最大手であるOCADOと連携し、日本食品の専門サイトを開設予定。

③　中国における取組

・中国版インスタグラムと呼ばれ、女性消費者が多い小紅書(RED)の越境ECサイトにおいて、日本郵政グループの郵便局物販サービスと連携し、同サイト内のJapan Post旗艦店において女性消費者向けの日本商品の販路拡大を図る。
・中国第2位のECプラットフォームであるJD.comの越境ECサイトにおいて、マーケットプレイスでは売上高1位のWallmartに日本商品の供給を行う西友と連携し、日本の化粧品等の販路拡大を図る。

〈2019 年度の Japan Mall 事業〉

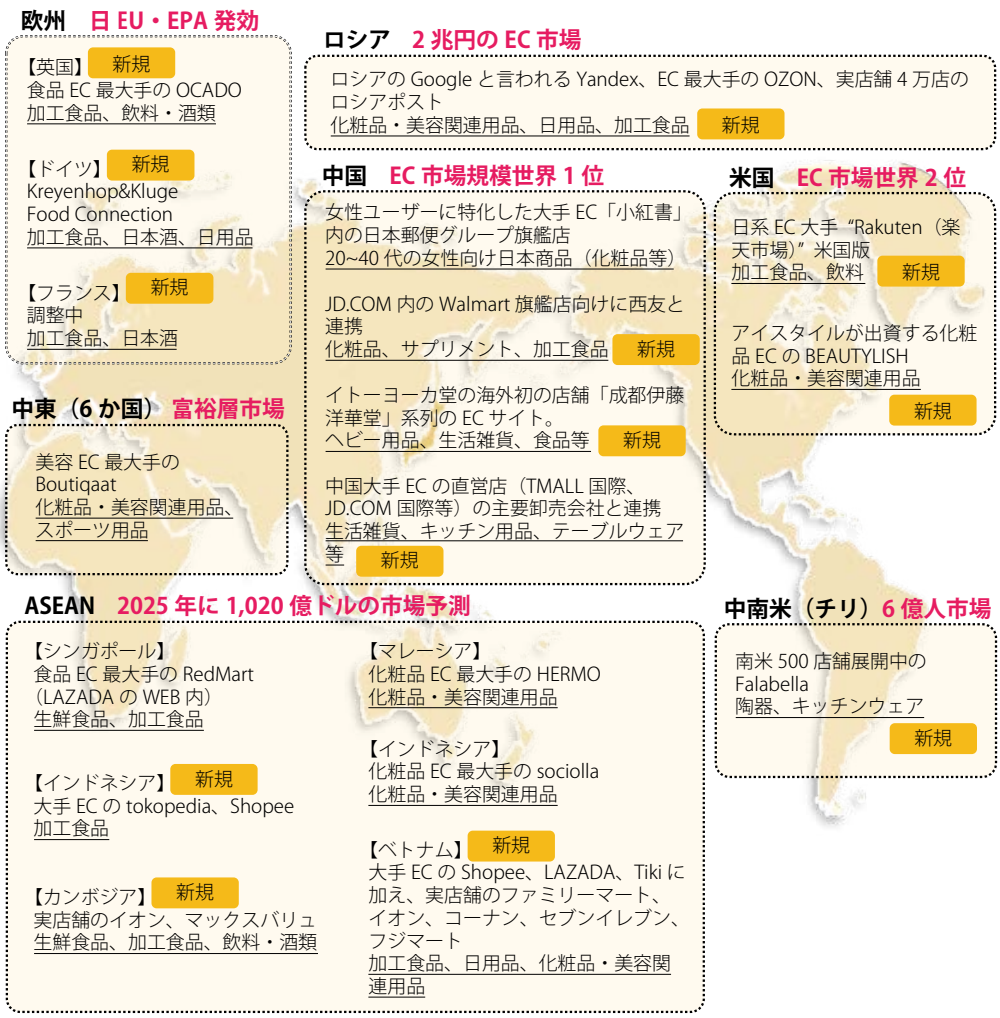

第Ⅲ部

課題解決に向けた通商政策

第1章 新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

第1節 G7/G20

第2節 WTO

第3節 APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

第4節 メガFTAの進展（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）

第5節 投資関連協定

第1章
新たなルールベースの国際通商システムの構築に向けて

第1節 G7／G20

1. G7 シャルルボワ・サミット（2018 年 6 月）

2018 年の G7 においては、議長国カナダより「皆が裨益する経済成長」、「経済成長、将来の仕事」、「平和で安全な世界」、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」、「気候変動、クリーンエネルギー」、「海洋」といったテーマが示され、2018 年 6 月に開催された G7 シャルルボワ・サミットでは上記テーマを踏まえつつ、貿易についても議論が行われた。首脳コミュニケにおいて、自由、公正、かつ互恵的な貿易及び投資が、成長や雇用創出の主要な原動力であるとの認識の下、G20 ハンブルク・サミットの貿易に関する結論、特に、ルールに基づく国際貿易体制の極めて重要な役割を強調し、引き続き保護主義と闘うことに改めてコミットした。また、二国間、地域間及び複数国間の協定の重要性、WTO の近代化、関税障壁、非関税障壁及び補助金の削減に向けて取り組むことも確認された。

また、公平な競争条件を促進するため、市場指向的ではない政策・慣行及び強制技術移転やサイバーによる窃取等の不適切な知的財産の保護への対処、市場歪曲的な産業補助金及び国有企業による貿易歪曲的な行動などに関する国際ルール強化のための本年の交渉開始、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの取組促進、アルミニウムやハイテク分野等での過剰生産能力の回避、及び輸出信用に関する新たな国際指針の 2019 年のなるべく早期の策定などの重要性についても一致した。

2. G20 デジタル経済大臣会合（2018 年 8 月）

G20 の枠組みでは 2 回目の開催となる「G20 デジタル経済大臣会合」として、2018 年 8 月にアルゼンチンのサルタで開催。同会合においては、情報の自由な流通、デジタルガバメントの重要性、デジタル新技術の活用、新興・中小企業のデジタル経済への参画等についての議論が行われ、閣僚宣言及び附属文書が採択されたほか、翌年の G20 議長国である日本のイニシアティブに対する歓迎の意が示された。更に、デジタル経済の進展における電子商取引の重要性に鑑み、G20 デジタル経済タスクフォースが G20 貿易・投資作業部会とともに検討を進めることが慫慂された。我が国からは、デジタル経済におけるデータの自由な流通を含めた適切な競争環境の実現の重要性や、デジタルガバメントを起点とした生産性向上の重要性ついて主張した。また、次回議長国として、人工知能やサイバーセキュリティに関する議論を含め、人々の生活を豊かにするためのデジタル経済・社会のあり方について、更に議論を深めていくことを表明した。

3. G20 貿易・投資大臣会合（2018 年 9 月）

2018 年 9 月にアルゼンチンのマルデルプラタにおいて開催された G20 貿易・投資大臣会合においては、「現下の国際貿易をめぐる情勢についての G20 間の対話」「農業・食料品グローバル・バリュー・チェーンの貿易・投資側面」「新産業革命の貿易・投資側面」についての議論が行われた。我が国からは、貿易制限措置の応酬は、世界に複雑に張り巡らされたサプライチェーンに影響を及ぼしつつあること、投資活動にも影響が出つつあることについて、懸念を表明するとともに、ルールに基づく自由貿易体制の維持・発展のためには、WTO が現下の課題に効果的に対処できるよう WTO 改革に早急に取り組むことが不可欠であり、ルール形成機能の向上、監視メカニズムの強化、紛争解決機能等の改善について、G20 として政治的に後押しすべきと主張した。議論の結果、現下の貿易情勢に対応するための WTO 改革の必要性と G20 における対話の継続への合意を含む、閣僚声明がとりまとめられた。

4. G20 ブエノスアイレス・サミット（2018 年 12 月）

2018 年 12 月に開催された G20 ブエノスアイレス・サミットにおいては、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマのもと、貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で、いかに G20 の結束を維持し、経済成長を強化していくか等，首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。

首脳宣言においては、「ルールに基づく国際秩序」を改善するために協働することへのコミットに加え、多角的貿易体制が果たしてきた貢献を認識するとともに、WTO 改革を支持し、2019 年の G20 大阪サミットにおいて進捗をレビューすることが合意された。

また、鉄鋼の過剰生産能力問題について、グローバル・フォーラム（GFSEC）における提言及びコミットメント（市場歪曲的な支援措置の除去等）の実施を要請することで一致した。

加えて、情報の自由な流通を支持し、人工知能（AI）等に関する作業を継続することに合意するとともに、インフラを投資対象とし、民間資金動員を促進するための「ロードマップ」に沿った、質の高いインフラに関する 2019 年の進捗への期待も表明された。

5. G20 貿易・デジタル経済大臣会合（2019 年 6 月）

日本が議長国となり、2019 年 6 月に茨城県つくば市において開催された G20 貿易・デジタル経済大臣会合は、G20 として初めて、貿易大臣とデジタル経済大臣が一堂に会する会合となった。

貿易分野では、貿易摩擦が激化し、世界貿易を取り巻く情勢が極めて厳しくなる中、貿易摩擦の問題に取り組む必要性を G20 全体で確認した。

また、三極貿易大臣会合で議論してきた通報制度改革や通常委員会の活性化といった WTO 改革の具体的内容を G20 として初めて位置づけるとともに、WTO の紛争解決制度についての行動の必要性にも初めて合意した。

加えて、三極貿易大臣会合で議論してきた産業補助金ルール強化の必要性について G20 で初めて言及すると共に、日本がリードしている WTO 電子商取引の有志国によるルール作りについて、G20 として初めて盛り込んだ。

また、貿易摩擦の緩和のための措置が WTO 整合的であるべきこと及び大半のメンバーが鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの延長に賛成したことが議長声明で明記された。

デジタル分野では、「データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト」というコンセプトに G20 全体で合意した。データの国際的な流通が経済成長につながること、人々や企業間の信頼がデータの流通を加速すること、信頼につながる各国の法的枠組みは相互に接続可能なものであるべきことを確認した。さらに、政策や規制そのものをデジタル化し、機動的で柔軟なものとして

いく必要があること、またステークホルダーが参加して政策をつくること、すなわちガバナンス・イノベーションが必要であることについて確認した。

6. G20 大阪サミット（2019 年 6 月）

2019 年 6 月に G20 大阪・サミットが開催された。日本が初めて議長国を務めた G20 サミットでは，G20 メンバー国に加えて，8 つの招待国，9 つの国際機関の代表が参加し，国内で開催した史上最大規模の首脳会議となった。主要国のリーダーたちが一堂に会する中，今般のサミットでは，互いの共通点を見出し，主要な世界経済の課題に団結して取り組んでいく姿を打ち出した。また，グローバル化による変化への不安や不満の声があがる中で，議長国としてリーダーシップを発揮し，自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処，環境・地球規模課題への貢献等，多くの分野で G 20 としての力強い意志を「大阪首脳宣言」を通じて世界に発信した。

「大阪首脳宣言」において、貿易分野では、つくばで開かれた G20 貿易・デジタル経済大臣会合の閣僚声明を首脳として歓迎し、自由、公正、無差別な貿易及び投資環境を実現し、開かれた市場を維持するため努力をすることで一致した。また、WTO 改革については、閣僚会合での合意も踏まえ、WTO 第 12 回閣僚会合（MC12）に向けた取組を含め、必要な WTO 改革を支持していくことを確認し、WTO の紛争解決制度の機能に関し、行動が必要であることに合意した。鉄鋼グローバル・フォーラムについては、担当閣僚に対し、フォーラムの取組を更に進めるための方策を探求し、今秋までにコンセンサスに至るよう求めることで一致した。

また、デジタル分野については、プライバシーやデータ保護、知財、セキュリティといった課題に引き続き対処することにより更にデータの自由な流通を促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化。このようなデータ・フリーフロー・ウィズ・トラスト（信頼性のある自由なデータ流通）によりデジタル経済の好機を活用するとともに、電子商取引に関する共同声明イニシアティブに基づき進行中の議論に留意することで一致した。

デジタル経済に関しては、大阪サミットの機会に首脳特別イベントを主催し、27 か国の首脳の参加の下、データ流通、電子商取引に関する国際的なルール作りを行う「大阪トラック」の立ち上げを宣言した「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、WTO での有志国による電子商取引に関するルール作りについて、MC12 までに実質的な進捗を達成するために更に努力することを表明した。

参考　G20 首脳宣言　抜粋（仮訳）

強固な世界経済の成長の醸成

貿易と投資

8. 我々は、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明を歓迎する。我々は、自由、公正、無差別で透明性があり予測可能な安定した貿易及び投資環境を実現し、我々の開かれた市場を維持するよう努力する。国際的な貿易及び投資は、成長、生産性、イノベーション、雇用創出及び開発の重要なエンジンである。我々は、世界貿易機関（WTO）の機能を改善するため、必要な WTO 改革への支持を再確認する。我々は、第 12 回 WTO 閣僚会議に向けた取組を含め、他の WTO 加盟国と建設的に取り組んでいく。我々は、WTO 加盟国によって交渉されたルールに整合的な紛争解決制度の機能に関して、行動が必要であることに合意する。さらに、我々は、WTO 協定と整合的な二国間及び地域の自由貿易協定の補完的役割を認識する。我々は、ビジネスを可能とする環境を醸成するため、公平な競争条件を確保するよう取り組む。

過剰生産能力

9. 我々は、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）におけるこれまでの進展に留意しつつ、GFSEC メンバーの関係閣僚に対し、2019 年の秋までに、フォーラムの取組を更に進めるための方法について、探究し、コンセンサスに至るよう求める。

11. データ、情報、アイデア及び知識の越境流通は、生産性の向上，イノベーションの増大及びより良い持続的開発をもたらす一方で，プライバシー，データ保護，知的財産権及びセキュリティに関する課題を提起する。これらの課題に引き続き対処することにより，我々は，データの自由な流通を更に促進し，消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。この点において，国内的及び国際的な法的枠組みの双方が尊重されるべきことが必要である。このようなデータフリーフローウィズトラスト（信頼性のある自由なデータ流通）は，デジタル経済の機会を活かすものである。 我々は，異なる枠組みの相互運用性を促進するために協力し，開発に果たすデータの役割を確認する。我々はまた，貿易とデジタル経済の接点の重要性を再確認し，電子商取引に関する共同声明イニシアティブの下で進行中の議論に留意し，WTO における電子商取引に関する作業計画の重要性を再確認する。

第2節 WTO

1. WTO関連ルール形成動向

本節では、WTO[1]に関わる最近の動きとして、ドーハ・ラウンド交渉の状況、①ITA（情報技術協定）拡大交渉、②EGA（環境物品協定）交渉、③TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉といったラウンド外のプルリ交渉のほか、保護主義抑止に向けた取組、WTO協定の実施、我が国の紛争解決手続の活用を概観する。

（1）WTO全体の動向

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO閣僚会議においては、WTO設立後初のラウンド交渉として途上国の要求に配慮する形でドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）が立ち上げられた。同ラウンドは農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含んでいた（第Ⅲ-1-2-1表）。

その後、第10回WTO閣僚会議（MC10）における成果につき、加盟国で検討が進められたが、14年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。また、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の深化やIT技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

第Ⅲ-1-2-1表
ドーハ・ラウンド　一括受諾の交渉項目と主要論点[2]

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPS（知的所有権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI） 他国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

このような中、2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉についての双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

1　1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT（関税及び貿易に関する一般協定）が発効した。GATT締約国は、数次のラウンド交渉を含む8度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995年には、GATTを発展的に改組してWTO（世界貿易機関）を設立した。現在164か国が加盟するWTOは、①交渉（ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。具体的には、①WTOの交渉機能については、2001年、WTO設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、14年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、ITA拡大交渉のほか、EGA（環境物品協定）交渉や新たなサービス貿易協定交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉（プルリ交渉）が積極的に行われてきた。②WTOの監視機能は、保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。③WTOの紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。WTOにおいて、協定（ルール）の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。

2　ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

第Ⅲ-1-2-2 図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯

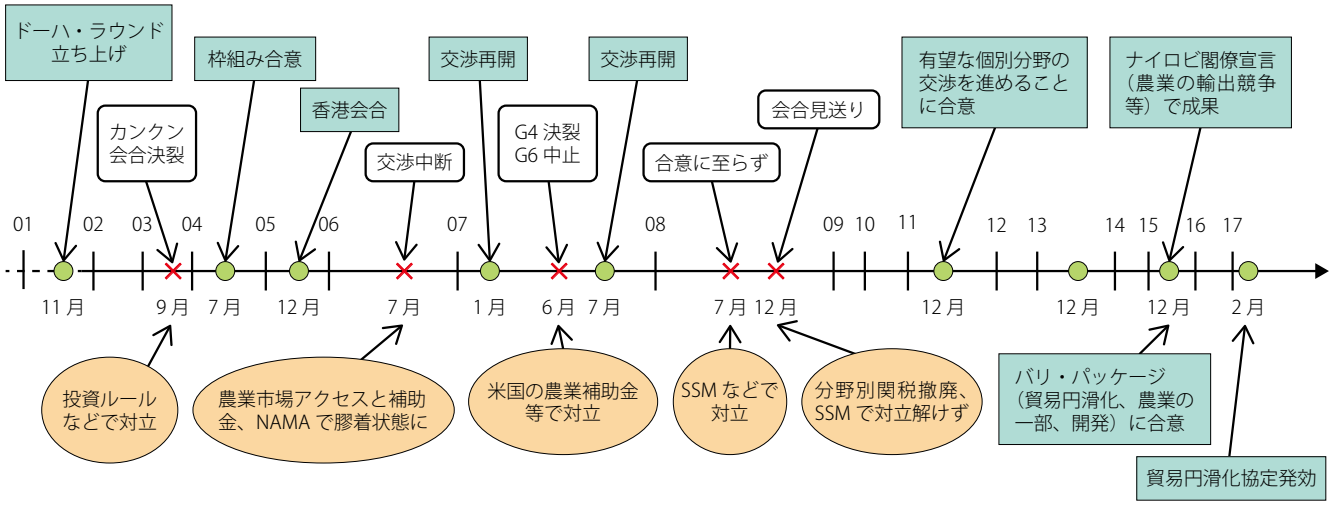

資料：経済産業省作成。

MC10 以降の議論では、2016 年の G7 首脳宣言、G20、APEC の各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取組の重要性が引き続き取り上げられた。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等もあるが、各国の関心が特に強いものは、電子商取引であった。2016 年 7 月の WTO 電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞した。2017 年 1 月にダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、第 11 回定期閣僚会議（MC11　於ブエノスアイレス）に向けては、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占めた。しかしながら 12 月の閣僚会議に向けた調整が本格化しても、各論点における議論の収斂はなかなか見られなかった。ドーハ開発アジェンダに関しても、農業の国内支持と公的備蓄、漁業補助金等での合意を目指し議論が続けられた。電子商取引、中小企業等の新たな課題の分野では、依然として途上国の一部を中心として議論を進めることに強い警戒感がみられた。主要分野では大きな前進がないまま第 11 回閣僚会議を迎えることとなった。

第 11 回閣僚会議は 2017 年 12 月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第 12 回定期閣僚会議に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、WTO における電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、米国や EU を始め、先進国から途上国まで全 70ヵ国・地域が参加する共同声明の発出に至った。全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、分野毎に有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示され、第 11 回 WTO 閣僚会議は閉幕した。なお、本閣僚会議のマージンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及びライトハイザー米国通商代表により日米欧三極貿易大臣会合が開催された[3]。グローバルな競争条件平準化の確保のため、第三国による市場歪曲的措置の排除に向けた、三極間協力の拡大に合意する共同声明を発出した。

3　日米欧三極貿易大臣会合についてはコラム参照。

その後電子商取引については、MC11で発出された共同声明にもとづき、交渉に向けた探求的作業を行うため、2018年3月から、将来のWTO電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。2018年12月までに、110以上の加盟国が参加し9回会合が開かれ、電子署名、電子決済、オンラインの消費者保護、データ流通等幅広い論点について議論が行われた。

第11回WTO閣僚会議での立ち上げから1年を経た2019年1月、スイス（ダボス）において、日本は、豪州、シンガポールとともに、WTOの電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTOにおけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約90パーセントを代表する76の加盟国で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。

（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉

第10回WTO閣僚会議（MC10）の重要な成果の一つがITA（情報技術協定）の拡大交渉の妥結であった。201対象品目の全世界年間貿易額約1.3兆ドルは総貿易額の約10％を占める規模であり、2016年7月1日から関税撤廃が順次開始されており、2019年7月には約90％の関税が、2024年1月には全品目の関税が完全に撤廃される。

① 拡大交渉の背景

ITA拡大交渉に先行して合意されたIT製品の関税撤廃に関するITA（情報技術協定）は、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29メンバーで合意され、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2016年3月末現在、世界貿易総額の97％以上を占める82メンバー（中国、インド、タイが含まれているが、メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。ITAは世界貿易総額の約15％（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

ITA協定の発効からの技術進歩を受け、ITA協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待の高まりもあり、新たにITAの対象とする品目リストの拡大や、対象品目の明確化を目的として、2012年5月にITA拡大交渉が立ち上げられた。

② 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に1回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014年11月のAPEC北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015年7月、交渉参加メンバーは拡大対象品目201品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタルAV機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO一般理事会で報告・公表された。

同年9月からは、我が国がITA拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015年12月、ケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の90％以上をカバーする、53メンバー（EU加盟国28か国を含む）で交渉妥結に至った。

201対象品目の全世界貿易額は年間1.3兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約10％に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合4.8％を大幅に上回る規模である。日本からの201対象品目の対世界輸出額は約9兆円と総輸出額約73兆円の約12％を占め、関税削減額は約1700億円と試算される。

（3）EGA（環境物品協定）交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS）の設置が盛り込まれたことを受け、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5％以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジ

オストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

② 交渉立ち上げまでの経緯

APECで環境物品54品目の関税削減が合意されたことを受け、2012年11月、環境物品の自由化推進国・地域で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、WTOでの今後の環境物品自由化の交渉の進め方について議論を開始した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議で、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。2014年1月、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせ、有志の14メンバー（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）は、WTOにおけるEGA（環境物品協定）交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014年7月、有志の14メンバーでEGA交渉を立ち上げ、APECで合意した54品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

③ 交渉の現状

2014年7月以降、2か月に1～2回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行われた。

2015年4月以降、積み上げが行われた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015年11月の交渉会合では、同年12月のケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行われたものの、結局合意には至らなかった。交渉参加メンバーは、2015年1月にはイスラエル、5月にはトルコとアイスランドが加わり、2018年3月末時点で18か国・地域が参加している。

2016年9月のG20杭州サミット首脳宣言において、EGA交渉の「着地点」到達を歓迎し、年内妥結に向けた努力を倍増するとされたことを踏まえ、同年12月に妥結を目指し閣僚会合を開催したが、対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。

今後の交渉スケジュールは未定だが、我が国としては、2017年8月にEGA北京シンポジウムを主催するなど早期交渉再開のモメンタム醸成に取り組んでいる。

（4）TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTAやEPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月の第8回WTO閣僚会議（MC8）の結果を受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。我が国を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月に本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い、交渉を継続してきた。2015年6月、2016年1月、6月及び10月には非公式閣僚会合が開催され、先進的な新協定を2016年末までに策定することを目標に交渉が加速化された。2016年12月に開催された交渉会合において、各交渉参加国・地域は、年内の実質合意は困難になったものの、翌年以降の早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致したが、その後交渉再開には至っていない。2017年3月末時点のメンバーは、23か国・地域（日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャスで、EU各国を含めると50か国）である。

（5）保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった[4]。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・

経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制の中核であるWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。

2017年11月に公表されたG20諸国・貿易投資措置に関する報告書（第18版）は、G20諸国が新たに導入した貿易制限的措置数は減少したものの、輸入促進措置よりも輸入制限的措置がカバーする貿易額がわずかに上回っているとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPEC等の国際フォーラムの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。例えば、2017年5月のG7タオルミーナ・サミット、7月のG20ハンブルク・サミット、11月のAPEC首脳会合の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認した。

G20、APEC等における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、二つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、すなわち、「ロールバック」のコミットメントである。例えば、2016年9月に中国・杭州で開催されたG20杭州・サミットでは、2018年まで「スタンドスティル」及び「ロールバック」のコミットメントを延長することが再確認されたほか、2017年11月のAPEC首脳会合では2020年まで「スタンドスティル」約束を延長することが確認された。また、G20ハンブルグ・サミット及び2017年11月のAPEC首脳会議では、保護主義的措置には全ての不公正な貿易慣行が含まれることが確認された。

（6）WTO協定（ルール）の実施

WTO協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという点でも有益である。1995年のWTO発足以来、紛争解決手続が利用された案件は581件（2019年3月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む。）に上っている。

我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

コラム11　日米欧三極貿易大臣会合

日米欧の三極が、第三国による市場歪曲的な措置に共同対処するため、2017年12月、日本の世耕経済産業大臣が呼びかけ、米国のライトハイザー通商代表、EUのマルムストローム欧州委員（貿易担当）の参加により、MC11（第11回WTO閣僚会議）のマージンで初めて開催（於ブエノスアイレス）。その後、第2回～第5回会合をブラッセル、パリ、ニューヨーク、ワシントンDCにおいて開催。補助金ルール強化、強制技術移転、市場経済の条件、WTO改革、デジタル貿易と電子商取引について議論。

4　『通商白書2009』第2章第3節参照

コラム第 11-1 図　第 1 回三極貿易大臣会合

出典：経済産業省

コラム第 11-2 図　第 5 回三極貿易大臣会合

出典：経済産業省

第3節 APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

パプアニューギニア（PNG）が議長を務めた2018年のAPEC閣僚会議・首脳会議では、いずれも全エコノミーによる成果文書発出の合意が得られなかったため、PNGが、議長の責任の下で閣僚会議及び首脳会議の議長声明をそれぞれ発出することとなった。両議長声明で言及された主な内容は次のとおり。貿易障壁といった一層顕著なリスクと不確実性の存在を認識し、自由で開かれた貿易及び投資というAPECの目標達成のための課題解決と取組へのコミットメントが再確認された。また、ルールに基づく枠組をもたらす、十分に機能するWTOと、既に存在又は顕在化しつつある世界的課題に対処するために必要なWTO改革を支持すること、及びあらゆる不公正な貿易慣行を含む保護主義と闘うことが確認された。加えて、自由で開かれた貿易・投資に関するボゴール目標達成へのコミットメントが改めて強調された。

デジタル貿易については、情報及びデータの自由な流通を正当な国内政策目的を認めつつ可能とすることの重要性が強調された。連結性・質の高いインフラについては、「質の高いインフラ」の重要性を再確認するとともに、「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定及び「水インフラの質に関するガイドライン」の作成が歓迎された。

2019年はチリがAPECの議長を務め、全体テーマ「人々をつなぎ、未来を構築（Connecting People, Building the Future）」の下、(1)デジタル社会（Digital Society）、(2) 統合4.0（Integration 4.0）、(3) 女性、中小企業及び包摂的成長（Women, SMEs and Inclusive Growth）、(4) 持続可能な成長（Sustainable Growth）の4つの優先課題に取り組んでいる。

我が国としては、2010年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぐとの方針に基づき、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を始めとするアジア太平洋地域の経済統合の実現、質の高いインフラ開発・投資の促進、持続可能かつ包摂的な経済成長実現及び女性による経済活動への一層の参画を促進するための取組の実施などを通じ、この地域の力強い成長力を取り込みつつ、我が国の経済に豊かさと活力をもたらすことを目指す。また、WTO発足時には貿易投資ルールの対象として想定されていなかったデジタル貿易・電子商取引分野に関する具体的な取組を進めていくとともに、市場歪曲措置の是正やレベル・プレイング・フィールドの確保にも取り組む。さらに、「ボゴール目標」の最終期限である2020年以降の新たなAPECビジョンの形成に積極的に関与していく。

第Ⅲ-1-3-1図　APEC閣僚会議

資料：APEC HPより

第Ⅲ-1-3-2図　APEC首脳会議

資料：首相官邸HPより

第４節　メガFTAの進展（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）

1. 経済連携協定（EPA／FTA）の意義

経済連携の推進は、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義を有するところ、より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えばメキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコとは模倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアとは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。

2. 経済連携協定（EPA／FTA）を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国がEPA／FTAを締結してきている。WTOへの通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA（FTAや関税同盟等）は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400を超えるRTAが通報されており、2019年3月31日時点でGATT／WTOに通報された発効済RTAは472件に上る[5]。

特に、アジア太平洋地域においては、2010年3月にTPP協定交渉が開始（我が国は2013年7月に交渉に参加、その後、米国を除く11か国での交渉を経て、翌2018年3月にはTPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名に至り、2018年12月に発効）、2013年3月には日中韓FTA、5月にはRCEPについてそれぞれ交渉が開始されたほか、それらを道筋として、APEC参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：エフタープ）の実現が目指されている。

また、2013年4月には日本とEUの間で日EU・EPA交渉が開始される（交渉を経て、2019年2月に発効）など、各地域をつなぐ様々な経済連携協定の取組も同時並行で進行している。

このような多層的な経済連携協定を通じて、我が国は自由貿易の旗手として自由で公正な市場を、アジア太平洋地域を始め、世界に広げていくことを目指していく必要がある。

5　WTOウェブサイトから取得。
なお、ここでいうRTAの数は、WTOへの通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含むRTAを二つのRTAとしてカウントしたものだが、当該RTAを一つのRTAと数えた場合、2019年3月31日時点での発効済RTAは294件となる。

3. 我が国の経済連携協定を巡る取組

我が国は、2019 年 3 月現在、21 か国・地域との間で 18 の経済連携協定を署名・発効済みである。また、現在 RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を推進中である（第Ⅲ-1-4-1 図、第Ⅲ-1-4-2 図）。

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

「未来投資戦略 2018」（2018 年 6 月 15 日閣議決定）においても、「RCEP、日中韓 FTA を含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括

第Ⅲ-1-4-1 図　日本の EPA 交渉の歴史

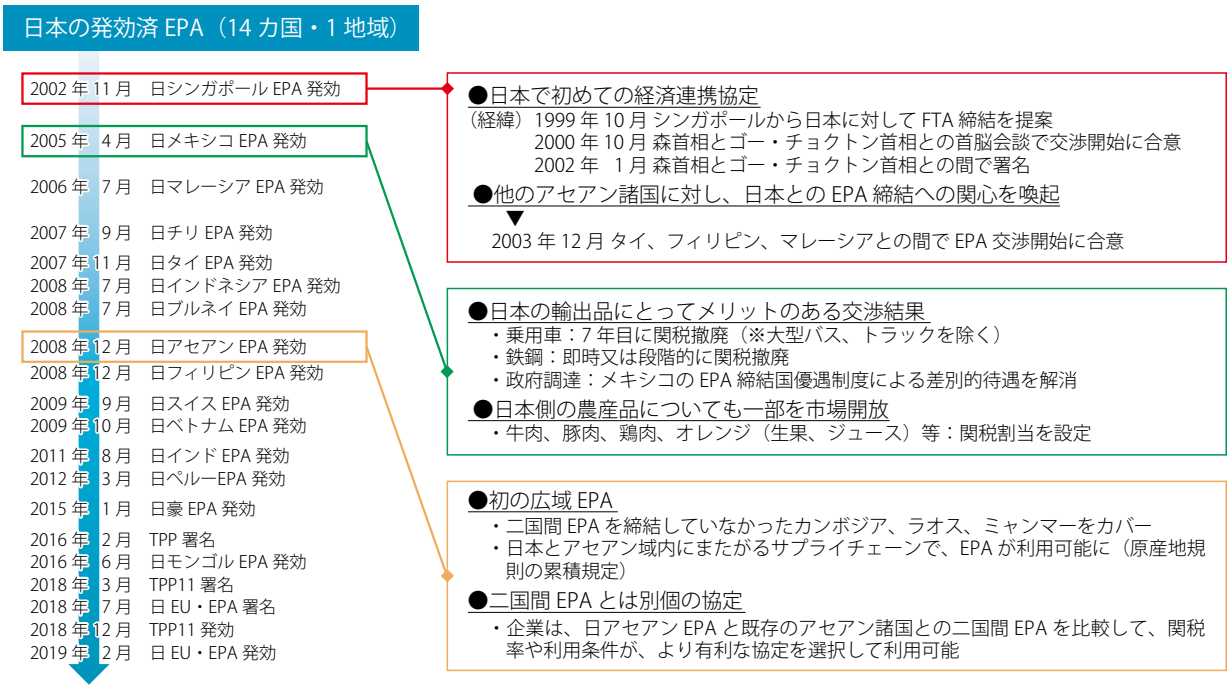

第Ⅲ-1-4-2 図　日本の経済連携協定の推進状況（2019 年 3 月現在）

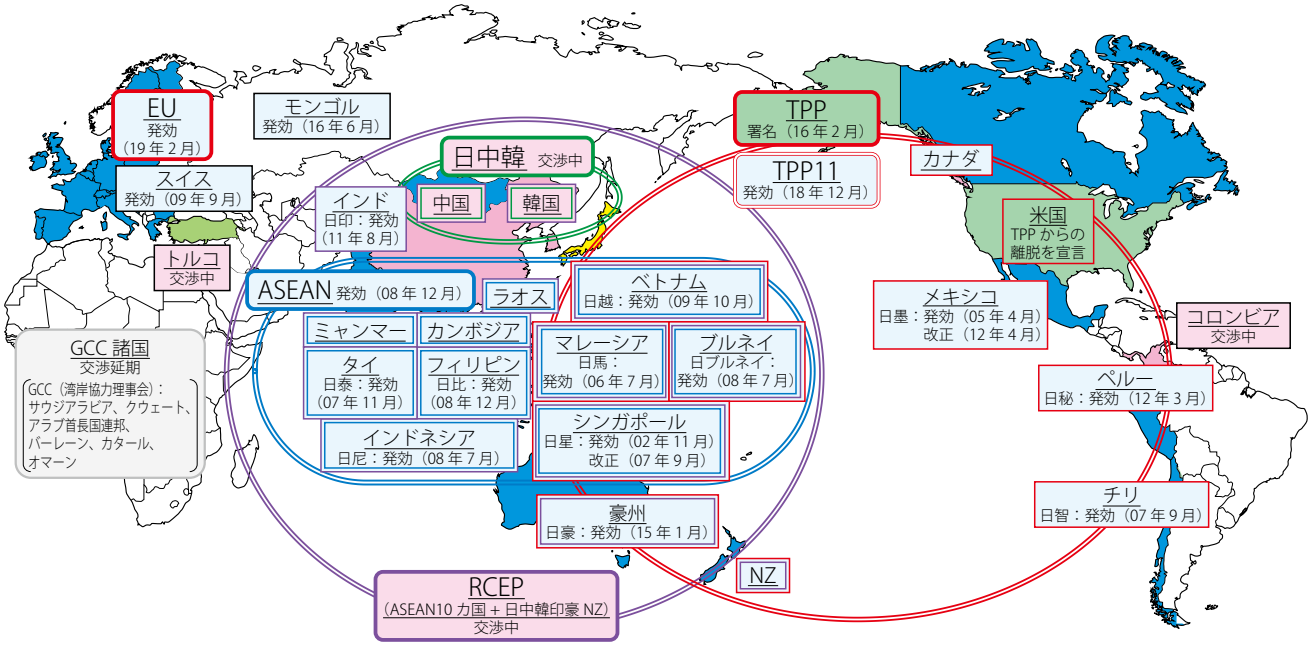

第Ⅲ-1-4-3 図　各国の FTA カバー率比較

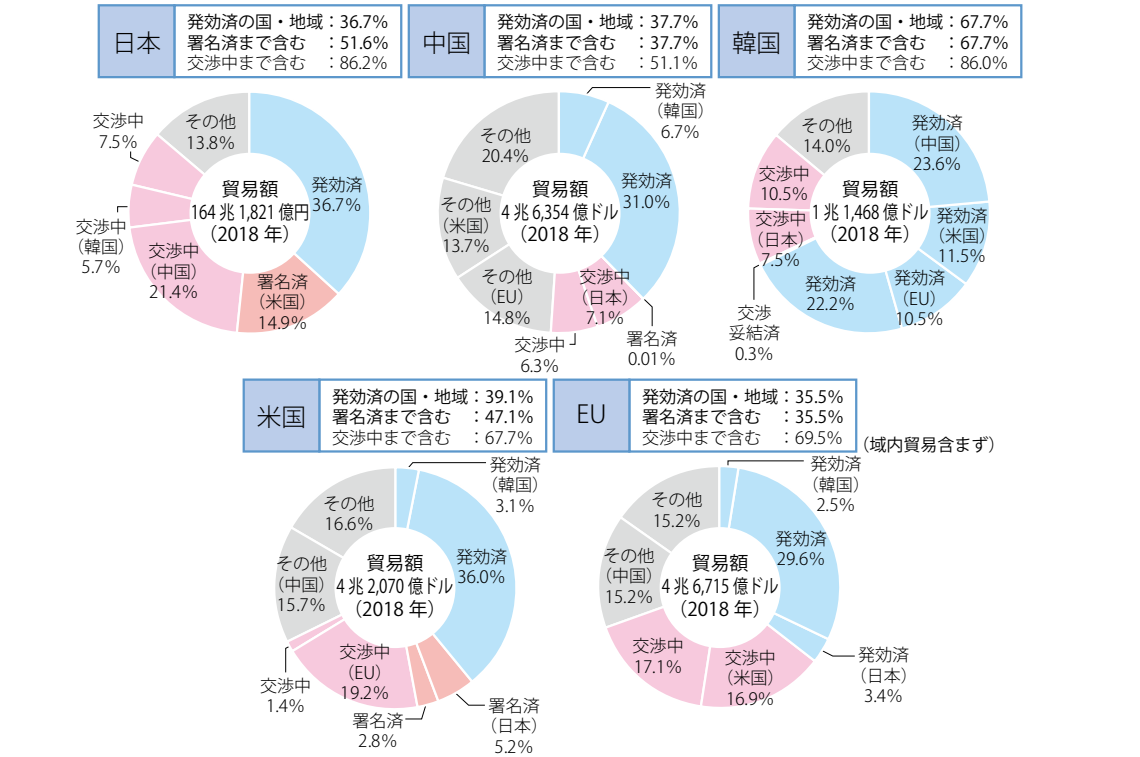

・発効・署名・交渉状況は 2019 年 3 月末時点。
・「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。
・国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU28 を特記。
・同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。
・貿易額データ出典：日本…財務省貿易統計（2018 年 1–12 月：確定値）、中国・韓国・米国・EU…IMF、Direction of Trade Statistics（2018 年、yearly data、2019 年 4 月 19 日）
・小数第 2 位を四捨五入のため合計は必ずしも 100%とならない。

的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととしている（第Ⅲ-1-4-3 図）。

4. 我が国が推進中の経済連携

（1）TPP 協定（環太平洋パートナーシップ協定）（2016 年 2 月 4 日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP 協定）に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内においては、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 協定署名国各国に対して発出した。

（2）TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）（2018 年 12 月 30 日発効）

2017 年 1 月に米国が TPP 協定からの離脱を参加各国に通告した後、同年 3 月 15 日にチリにおいて TPP 協定閣僚会合が開催された。閣僚会合の結果、米国を除く TPP 協定署名 11 か国が今後も結束して対応することを確認する共同声明が発出された。

共同声明を踏まえ、2017 年 5 月 21 日にベトナムで TPP 閣僚会合が開催された。本会合では、原署名国の参加を促進する方策も含めた、TPP 協定の早期発

効のための選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させること等に合意。その後7月に日本、8月に豪州、9月・10月に日本で首席交渉官会合が開催された。

同11月9日にベトナムにおいて開催されたTPP閣僚会合では、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、①11か国による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下TPP11協定）について合意に達したこと、②TPP11協定が、TPP協定の高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた閣僚声明を作成した。

2018年1月には東京で首席交渉官会合が開催され、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定した。TPP11協定は前文の他、7条の条文から成る。第1条においてTPP協定の組込みを、第2条において停止する項目（凍結項目）を規定。TPP協定の高い水準を維持しつつもTPP11協定に参加している国が全て合意できる内容にするという、バランスの取れた協定内容となっている。

3月8日午後3時（現地時間）、チリにおいてTPP11協定の署名を実現。この後、6月28日にメキシコが寄託者であるニュージーランドに対して通報を行った。続く7月6日に日本、7月19日にシンガポール、10月25日にニュージーランド、10月26日にカナダ、10月31日にオーストラリアがそれぞれニュージーランドへの通報を完了させたことで、協定に定める発効に必要な6か国の国内手続が完了した。なお、ベトナムも11月15日付で国内手続を完了させている。

2018年12月30日、TPP11協定はメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリアの6か国間で発効し、2019年1月14日以降はベトナムを加えた7か国間で効力を生じている。TPP11協定の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が開催され、今後の新規参加に関する手続について議論、方針が決定された。同日採択された閣僚声明では、新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくとの署名国の強い決意が盛り込まれている。

（3）日EU・EPA（2019年2月1日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約3割（EU域内を除くと約2割）、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA：the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との自由貿易協定（EU-Mercosur Free Trade Agreement）を交渉中である。

日EU・EPAについては、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の大枠（交渉の「範囲（scope）」及び「野心のレベル（level of ambition）」）を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

翌2012年にかけて実施したスコーピング作業の終了を受け、同年11月のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017 年 4 月までに計 18 回の交渉会合が開催された後、同年 7 月に大枠合意、同年 12 月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018 年 7 月 17 日に署名、同年 12 月 21 日に日 EU 双方は本協定発効のための国内手続きを完了した旨を相互に通告し、2019 年 2 月 1 日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続きについては別途協議を継続している。

(4) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）（交渉中）

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現に寄与する重要な地域的取組の一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されている（第Ⅲ-1-4-4 図）が、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる（第Ⅲ-1-4-5 図）。

第Ⅲ-1-4-4 図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

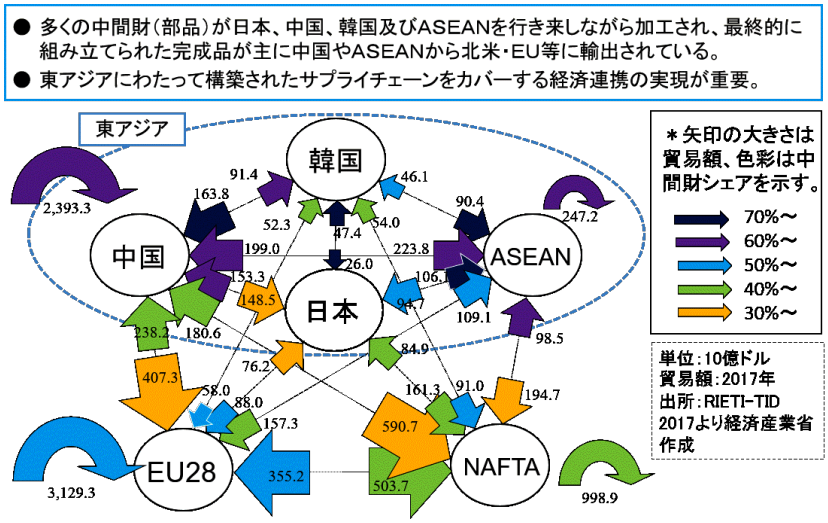

第Ⅲ-1-4-5 図　RCEP 参加の意義

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本方針及び目的」が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第 1 回 RCEP 交渉会合は、2013 年 5 月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第 1 回交渉会合が開催されて以降、2019 年 3 月までに 15 回の閣僚会合、25 回の交渉会合が開催されている。2018 年 11 月には、第 2 回 RCEP 首脳会議が開催された。会議後、共同首脳声明が発出され、2018 年における RCEP 交渉の実質的な進展を歓迎するとともに、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的な RCEP を 2019 年に妥結する決意が表明された。また、同共同首脳声明では、交渉の進捗として、これまでに経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章が妥結したことが報告されている。

現在、貿易交渉委員会（Trade Negotiating Committee）に加え、物品貿易、原産地規則、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引などの幅広い分野について交渉が行われている。

（5）日中韓 FTA（交渉中）

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の約 2 割を占める。日中韓 FTA は、3 か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つである。

2013 年 3 月に交渉を開始して以降、2019 年 3 月までに計 14 回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015 年 10 月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年 11 月の日中韓サミットでは包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016 年 10 月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓 FTA 独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。

（6）日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（サービス貿易章・投資章について、2019 年 2～4 月持ち回り署名）

ASEAN 全加盟国との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、2008 年 4 月 14 日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008 年 12 月から加盟国との間で順次発効している。2010 年 10 月より交渉が行われていた AJCEP 協定のサービス貿易章・投資章については 3 年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017 年 11 月の日 ASEAN 非公式経済大臣会合において、AJCEP のサービス貿易・投資に係る改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019 年 2～4 月に持ち回りでの署名を実施。今後は、改正議定書の早期発効に向けた国内手続を進めることとなった。

（7）日 GCC・FTA（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる GCC（湾岸協力理事会）諸国との FTA については、2006 年 9 月に交渉が開始され、2009 年 3 月までに 2 回の正式会合と 4 回の中間会合が実施された。しかし同年 7 月に、GCC 側の要請により交渉が延期されている。

（8）日カナダ EPA（交渉中断中）

日カナダ EPA 交渉については、2011 年 3 月から 2012 年 1 月までに 4 回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012 年 3 月の日カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益をもたらし得る二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。2012 年 11 月の交渉開始

から 2014 年 11 月まで計 7 回の交渉会合が開催された。

（9）日コロンビア EPA（交渉中）

コロンビアは、2016 年 11 月にコロンビア政府とコロンビア革命軍（FARC）の間での和平合意が議会で承認され、直近の成長率見通しも良好（2017 年 1.8％から 2018 年 2.7％）が見込まれる人口 4,900 万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国・米国・カナダ・EU、及び韓国との FTA が発効済みである。

2011 年 9 月の日コロンビア首脳会談において、日コロンビア EPA の共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012 年 7 月にあり得べき EPA は両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ 2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで合意し、2012 年 12 月に第 1 回交渉が開催された。

その後、2018 年 3 月末までに、13 回の交渉会合が開催された。また、2016 年 9 月に続き同年 11 月にも行われた日コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。また、2018 年 8 月 16 日の河野外相によるドゥケ・コロンビア大統領表敬の際にも、TPP と並んでとりあげられた。

（10）日トルコ EPA（交渉中）

トルコは、人口 8,200 万人を超え（2018 年末時点）、国民の平均年齢が 30 歳前半と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、第三国に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は 2012 年 7 月に第 1 回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年 11 月に第 1 回、2013 年 2 月に第 2 回の共同研究が開催され、同年 7 月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催され、最近では 2019 年 4 月に第 14 回交渉会合が開催された。日トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進を図る。

（11）日韓 EPA（交渉中断中）

韓国との EPA 交渉は 2003 年 12 月の交渉開始後、2004 年 11 月の第 6 回交渉会合を最後に中断。

（12）EPA の利用や見直し

以上、現在交渉中、交渉開始に合意した EPA／FTA を紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA／FTA の利用の促進、既存 EPA の見直し等も重要である。

2018 年末から 2019 年にかけ、TPP11 協定や日 EU・EPA も発効に至り、以前にも増して、発効済み EPA を利用･運用する段階にあるといえる。引き続き、
①政府のみならず JETRO[6]、日本商工会議所[7]、業界団体等による積極的な EPA の普及啓発・利活用の促進・着実な執行、
②「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議[8]
③ EPA の利活用実態やニーズ、国際的な通商ルール形成の動向を踏まえた協定見直し[9]等、EPA を活用し、見直すことを通じて質を高めていく取組が重要であるといえる。

6　EPA 利用（日本企業の方）　https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/
　EPA 活用のための相談窓口（在海外企業の方）　https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html
7　第一種特定原産地証明書の指定発給機関　http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/
8　ビジネス環境の整備に関する委員会　http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html
9　日・タイ EPA（2007 年発効）、日・インドネシア EPA（2008 年発効）、日・フィリピン EPA（2008 年発効）については、見直しの議論中。

第５節 投資関連協定

1. 世界の投資関連協定を巡る状況

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8%、対内直接投資額で5.3%であったのに対し、2017年にはそれぞれ38.6%、39.5%に伸びている[10]。

海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は大きく増加しており、2017年末時点で2,946件に達している（第Ⅲ-1-5-1-1図）。国別では、ドイツ、中国、スイス、トルコ、英国、フランス、エジプトといった国々が100件以上の投資協定を締結している。

第Ⅲ-1-5-1-1図　世界の投資協定数の推移

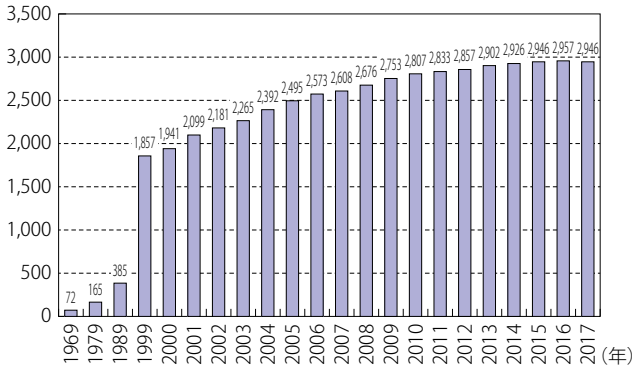

資料：UNCTAD「World Investment Report 2018」から作成

2. 投資関連協定の主な規定内容

従来の投資協定は、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、投資家を保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「保護型」の投資協定と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や最恵国待遇、パフォーマンス要求[11]の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ「自由化型」の投資協定が出てきた（第Ⅲ-1-5-2-1表）[12]。

3. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資関連協定と同じように、国際仲裁への付託を可能とする条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、エネルギー分野における投資の保護及び自由化に関し、一般的な二国間の投資協定と類似の内容（締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇（NT）又は最恵国待遇（MFN）のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決

10 UNCTAD「World Investment Report 2018」
11 例えば、投資受入国が一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの総量のうち一定の比率を輸出すること等を投資活動に関する条件として要求すること。
12 代表的なものとして我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日・ベトナム、日・カンボジア、日・ラオス、日・ウズベキスタン、日・ミャンマー投資協定等がこのタイプにあたる。

第Ⅲ-1-5-2-1 表　投資関連協定の内容

1．投資財産の保護＆投資家に対する公正な待遇
①一度受けた事業許可を後で撤回されない
②事業資産を収用・国有化されない
③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用 "indirect expropriation"）
④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
⑤日本への送金の自由が確保される
2．現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））
3．現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））
4．投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇（FET：Fair and Equitable Treatment）を与える義務
5．協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）
①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
⑨一定地域の管理拠点（headquarter）を現地に置くよう要求すること
⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）
⑬ロイヤリティの額、率を一定の水準以下にすること

※相手国がこれらの義務に違反した場合、投資家は国家を相手に国際仲裁に付託することができる。
資料：経済産業省作成。

手続等）について規定している。エネルギー憲章条約の締約国は、2018 年 12 月現在で東欧や EU 諸国等 49 か国及び 2 国際機関である。なお、ロシア、豪州、ベラルーシ、ノルウェーは署名したものの未批准であり、また、オブザーバー参加にとどまる国及び国際機関等（米国、カナダ、中国、韓国、WTO、OECD、IEA、ASEAN など）も存在する。

4. 我が国の投資関連協定を巡る状況

海外に拠点を構える日系企業の数は近年増加してきており、2017 年 10 月時点で 75,531 拠点を数えるに至った。また、我が国の対外直接投資は 2000 年時点に比べ、2018 年は約 3.6 倍となり、2005 年度以降、第一次所得収支と貿易収支が逆転した。

このように、我が国から海外への投資が一層進んでいる。同時に、新興国を中心に世界の市場が急速な勢いで拡大を続ける中、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増している。租税条約、社会保障協定と合わせて、国境をまたぐ資本・人・物の移動に係る課題の解決のために重要であり、企業のニーズも高い。

投資関連協定は、海外における我が国投資家の適切な保護を確保するとともに、国内外の市場に跨がる投資環境を整備し、日本企業の海外展開及び対日直接投

資を促進する役割が期待されており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めていく方針である。

我が国は、1978年、エジプトとの間で初の投資協定が発効し、以降、これまで重要な経済関係を有するアジア地域の国々を中心に、投資関連協定を締結してきた。現在、48件の投資関連協定に署名し、うち43件が発効している。（2019年3月現在）（第Ⅲ-1-5-4-1表）。我が国は比較的近年になってから投資関連協定の締結に取り組んできたが、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

5. 投資関連協定を巡る新たな取組（投資関連協定に係るアクションプランの策定）

2016年5月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を策定し、今後は当該プランに基づいて投資関連協定の締結を始めとして、投資環境の整備を促進していくこととなった。その主な内容として、第一に、我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み、2020年までに、投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。第二に、交渉相手国の選定に当たっては、毎年度、我が国から相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、我が国産業界の要望、我が国外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案の上、方向性を検討していく。第三に、投資関連協定の締結交渉に当たっては、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保することを不断に追求する。同時に、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じながら、スピード感を重視した柔軟な交渉を行う。第四に、我が国は、二国間又は複数国間の投資関連協定の交渉を積極的に進めると同時に、多数国間フォーラムなどにおける投資環境整備に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく。第五に、協定を締結するに当たっては、従来からの投資協定の内容のみならず、近年の経済・社会状況の変化も踏まえ、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして、新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることにより我が国の経済成長を目指すこと等について盛り込まれている。

6. 今後の課題

多くの投資関連協定では、「投資家対国家（投資受入国）」の紛争解決手続（ISDS）を設けている。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争をICSID[13]仲裁規則やUNCITRAL[14]仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを認めるものである。

近年、このISDSを投資関連協定に含めることを好まない国が増加している。これらの国は、ISDSに投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。

例えば、ブラジルは、ISDSは憲法に反するとして、これまでISDSを含む投資関連協定を締結していない他、南アフリカ、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、インドネシア等は、ISDSを含む投資関連協定を破棄する動きを見せている。なお、ベネズエラ、ボリビア、エクアドルは近年ICSIDを脱退している。

また、ISDSを投資関連協定に含めること自体は否定しないものの、インドやナイジェリア等、ISDSに国内裁判所への訴えを要件とすることを自国の新たなモデル投資協定に規定する国もある。

このような状況の中、UNCITRALでは2017年からISDS改革について議論が行われている等多国間の

13　International Centre for Settlement of Investment Disputes（投資紛争解決センター）：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントンD.C.。
14　United Nations Commission on International Trade Law（国際連合国際商取引法委員会）：所在地はオーストリア（ウィーン）。

第Ⅲ-1-5-4-1 表　我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国（地域を含む）	署名	発効
エジプト	1977 年　1 月 28 日	1978 年　1 月 14 日
スリランカ	1982 年　3 月　1 日	1982 年　8 月　7 日
中国	1988 年　8 月　2 日	1989 年　5 月 14 日
トルコ	1992 年　2 月 12 日	1993 年　3 月 12 日
香港	1997 年　5 月 15 日	1997 年　6 月 18 日
パキスタン	1998 年　3 月 10 日	2002 年　5 月 29 日
バングラデシュ	1998 年 11 月 10 日	1999 年　8 月 25 日
ロシア	1998 年 11 月 13 日	2000 年　5 月 27 日
シンガポール（経済連携協定）	2002 年　1 月 13 日	2002 年 11 月 30 日
韓国	2002 年　3 月 22 日	2003 年　1 月　1 日
ベトナム	2003 年 11 月 14 日	2004 年 12 月 19 日
メキシコ（経済連携協定）	2004 年　9 月 14 日	2005 年　4 月　1 日
マレーシア（経済連携協定）	2005 年 12 月 13 日	2006 年　7 月 13 日
フィリピン（経済連携協定）	2006 年　9 月　9 日	2008 年 12 月 11 日
チリ（経済連携協定）	2007 年　3 月 27 日	2007 年　9 月　3 日
タイ（経済連携協定）	2007 年　4 月　3 日	2007 年 11 月　1 日
カンボジア	2007 年　6 月 14 日	2008 年 7 月　31 日
ブルネイ（経済連携協定）	2007 年　6 月 18 日	2008 年 7 月　31 日
インドネシア（経済連携協定）	2007 年　8 月 20 日	2008 年　7 月　1 日
ラオス	2008 年　1 月 16 日	2008 年　8 月　3 日
ウズベキスタン	2008 年　8 月 15 日	2009 年　9 月 24 日
ペルー	2008 年 11 月 21 日	2009 年 12 月 10 日
ベトナム（経済連携協定）※ 1	2008 年 12 月 25 日	2009 年 10 月　1 日
スイス（経済連携協定）	2009 年　2 月 19 日	2009 年　9 月　1 日
インド（経済連携協定）	2011 年　2 月 16 日	2011 年　8 月　1 日
ペルー（経済連携協定）※ 2	2011 年　5 月 31 日	2012 年　3 月　1 日
パプアニューギニア	2011 年　4 月 26 日	2014 年　1 月 17 日
コロンビア	2011 年　9 月 12 日	2015 年　9 月 11 日
クウェート	2012 年　3 月 22 日	2014 年　1 月 24 日
日中韓	2012 年　5 月 13 日	2014 年　5 月 17 日
イラク	2012 年　6 月　7 日	2014 年　2 月 25 日
サウジアラビア	2013 年　4 月 30 日	2017 年　4 月　7 日
モザンビーク	2013 年　6 月　1 日	2014 年　8 月 29 日
ミャンマー	2013 年 12 月 15 日	2014 年　8 月　7 日
豪州（経済連携協定）	2014 年　7 月　8 日	2015 年　1 月 15 日
カザフスタン	2014 年 10 月 23 日	2015 年 10 月 25 日
ウルグアイ	2015 年　1 月 26 日	2017 年　4 月 14 日
ウクライナ	2015 年　2 月　5 日	2015 年 11 月 26 日
モンゴル（経済連携協定）	2015 年　2 月 10 日	2016 年　6 月　7 日
オマーン	2015 年　6 月 19 日	2017 年　7 月 21 日
TPP（経済連携協定）	2016 年　2 月　4 日	未定
イラン	2016 年　2 月　5 日	2017 年　4 月 26 日
ケニア	2016 年　8 月 28 日	2017 年　9 月 14 日
イスラエル	2017 年　2 月　1 日	2017 年 10 月　5 日
アルメニア	2018 年　2 月 14 日	未定
TPP11（経済連携協定）	2018 年　3 月　8 日	2018 年 12 月 30 日
アラブ首長国連邦	2018 年　4 月 30 日	未定
EU（経済連携協定）	2018 年　7 月 17 日	2019 年　2 月　1 日
ヨルダン	2018 年 11 月 27 日	未定
アルゼンチン	2018 年 12 月　1 日	未定

備考：1．2004 年 12 月 19 日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
2．2009 年 12 月 10 日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。
3．この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが 2011 年 9 月 22 日に署名されており、2012 年 1 月 20 日に手続が完了している。
4．2019 年 4 月末時点。

資料：経済産業省作成。

枠組での検討も進められている。

　このような傾向はISDSが投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、将来におけるISDS活用の余地が狭められることに繋がる懸念もあることから、国際的な動向を注視しつつ、必要な対応を検討していく必要がある。

第2章 各国戦略

第1節 米国

第2節 欧州

第3節 中国

第4節 ASEAN・大洋州

第5節 インド

第6節 中南米

第7節 ロシア

第8節 中東

第9節 アフリカ

第2章 各国戦略

第1節 米国

1. 日米首脳会談・要人往来等

緊密な日米関係を反映し、2018年は計4回（4・6・9・11月）日米首脳会談が行われ、日米物品貿易協定交渉の開始や、自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた協力の強化など、経済面でも大きな成果があった。

（1）日米首脳会談（2018年4月17-18日）

2018年初回となる日米首脳会談は、4月17日から18日の日程で、フロリダ州にあるトランプ大統領の別荘であるマール・ア・ラゴ・クラブで開催された。

前年11月のトランプ大統領訪日以来となる本会談において、両首脳は、インド太平洋地域における自由で公正な交易を守ることが必要であることを確認した。

また、安倍総理から、日本企業による米国への投資と、それを通じた米国の雇用と輸出の拡大への貢献や、日本企業による米国産エネルギー購入額の増大等を説明し、トランプ大統領はこれを歓迎した。

さらに、両首脳は、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するため、茂木内閣府特命担当大臣（経済財政政策）とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を開始し、これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致した。

（2）日米首脳会談（6月7日）

2018年第2回目となる首脳会談は、G7シャルルボア・サミットの直前となる6月7日にワシントンDCで行われた。

安倍総理からトランプ大統領に対し、対日貿易赤字額以上に米国にある日系企業が輸出を行っていることや、日本企業による米国への投資を通じた米国の雇用への貢献、防衛装備品や日本企業による米国産エネルギーの購入額の増大等を説明したのに対し、トランプ大統領からは一定の評価が示された。

両首脳は、今後、「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」の場で議論していくこと、第一回会合を茂木大臣とライトハイザー米国通商代表との間で7月に開催する方向で調整していくことを確認した。

（3）世耕経済産業大臣の訪米（7月30日-8月4日）

世耕経済産業大臣は、7月30日から8月4日の日程で、カリフォルニア州、中西部各州（インディアナ、オハイオ、ミシガン）を訪問した。

カリフォルニア州では、サンフランシスコやシリコンバレーで活躍するスタートアップ企業やオピニオンリーダーなどと、第4次産業革命に向けて日米両国が協力すべき分野について意見交換を行うとともに、Connected Industriesを推進する日本の取組について発信した。

中西部各州では、現地に投資する日系自動車メーカーの生産・開発の拠点を視察するとともに、自動車部品サプライヤーも含めた関係者と意見交換を行った。また、ホルコム・インディアナ州知事、日本企業の投資する州の市長ら地元有力者との会談や、JETRO投資セミナーの開催、地元メディアによる取材への積極的な対応などを通じて、日本企業による投資の重要性や雇用を通じた地元経済への貢献について発信した。

(4) 米国との新たな通商協議（いわゆるFFR）第一回会合（8月9-10日）

4月と6月の日米首脳会談の結果を踏まえ、茂木大臣とライトハイザー通商代表の間での新たな通商協議（FFR）の第一回会合が8月9・10日の日程でワシントンDCにおいて開催された。

本会合では、両者の間で生産的な議論が行われた。すなわち、日米両国は、自由で開かれた経済発展を実現するために、双方の利益となるように、日米間の貿易を更に拡大させること、国際経済問題での日米意協力を一層進めることの重要性を認識し、今回の協議が行われた。

2日間の協議を通じ、茂木大臣とライトハイザー通商代表は、これまでの貿易・投資についての関心やお互いの意見を率直に交換し、双方の基本的考え方、立場及び共通認識についての理解を深めた。

その上で、双方とも、それぞれの立場の相違を埋め、日米の貿易を促進させるための方策を探求すること及び共通認識に基づき協力分野を拡大していくことで一致した。

また、日米は、信頼関係に基づき引き続き協議を継続し、9月を目途に開催することとした次回会合において、更に議論を深めることでも一致した。

さらに、日本としては、TPP11の早期発効に全力を挙げる旨も伝えた。

(5) 米国との新たな通商協議（いわゆるFFR）第二回会合（9月25-26日）

茂木大臣とライトハイザー通商代表による第二回会合は日米首脳会談の直前となる9月25日から26日の日程でニューヨークにおいて開催された。

会合において、日米両国は「日米物品貿易協定」について交渉を開始することに合意した。この協定は、日米双方の利益となることを目指すものであり、両国が交渉を行うに当たっては、日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限である、との、これまで繰り返し述べてきた立場を、米側も尊重（respect）することが首脳間の日米共同声明に明記された。日本としては、最終的にも、この立場を維持する旨を明確に伝えた。

また、日米は今後信頼関係に基づき議論を行うこととし、交渉が行われている間、本合意の精神に反する行動を取らないことが確認され、交渉中は自動車に関する通商拡大法232条に基づく追加関税を課されることはないとの理解が首脳間及び閣僚間で明確に確認された。

併せて「その他関税関連問題の早期解決に努める」ことも確認され、鉄鋼・アルミに関する追加関税問題についても早期の解決を行うこととした。

当面は、物品貿易に関する協定の交渉を行い、投資等の物品以外の事項についてはその後に交渉することにした。また、早期に結果を生じ得るものについても、並行して交渉を行うことにした。

日米の二国間交渉をスタートするに当たっても、我が国はTPP11の早期発効を目指すという立場に変わりはなく、その点も米国には明確に伝えた。

(6) 日米首脳会談（9月26日）

国連総会出席のためニューヨークを訪問中の安倍総理は、9月26日、本年3回目となる日米首脳会談をトランプ大統領と行った。

両首脳は、茂木大臣とライトハイザー通商代表の間の協議を踏まえ、日米両国の経済的な結びつきをより強固なものとすることが、日米の貿易を安定的に拡大させるとともに、自由で開かれた国際経済の発展につながるとの考えの下、「日米物品貿易協定」について交渉を開始することに合意し、共同声明を発出した。また、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことで一致した。

加えて、両首脳は、自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた共通のビジョンを推進するために、第三国で実施している具体的な協力を賞賛し、インド太平洋地域における様々な分野での協力を一層強化するとの強い決意を再確認した。

(7) 世耕経済産業大臣の訪米（9月25-26日）

第4回日米欧三極貿易大臣会合に出席するため訪米中の世耕経済産業大臣は、ワシントンDCに立ち寄り、ロス商務長官及びハッチ上院財政委員長と面会するとともに、コーブポイントLNG基地を視察した。

ロス商務長官との会談では、日米間の投資促進協力や、インド太平洋地域を念頭においた第三国向けのエネルギー及びインフラ輸出協力を含む日米経済関係の強化について意見交換を行った。また、通商拡大法232条に基づく措置に関して、鉄鋼、アルミに対する追加関税措置からの除外、製品別除外の早急な審査を

求めるとともに、自動車及び自動車部品については、追加関税措置を取るべきではない等の考えを伝達した。

ハッチ上院財政委員長との会談では、第三国向けのエネルギー及びインフラ輸出協力を含む日米協力の強化に関して議論したほか、通商拡大法 232 条に基づく措置に関して日本の投資が米国経済に貢献している実態及び我が国としての懸念を伝達した。

また、米国エネルギー省の幹部とともに、メリーランド州のコーブポイント LNG 基地を視察し。日本は、同基地から、今年５月より、初めての長期契約に基づくシェールガス由来の米国産 LNG を輸入しており、日米連携を通じたインド太平洋地域等への市場の展開・エネルギー安全保障確保の拠点であることを確認した。

（8）ペンス副大統領訪日（11 月 12–13 日）

11 月 12 日から 13 日にかけてペンス副大統領が訪日し、安倍総理を表敬した。その際、引き続き、日米が主導して、豪州、インドや ASEAN 各国等と連携しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの実現に向けた協力を強化していくことを確認するとともに、インド太平洋における日米協力が着実に進展していることを歓迎した。

また、両者は、９月に合意した日米共同声明に従い、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことを再確認した。

（9）日米首脳会談（11 月 30 日）

11 月 30 日、G20 サミットに合わせて行われた日米首脳会談では、９月に合意した日米共同声明に従い、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現していくことを再確認した。

（10）世耕経済産業大臣の訪米（2019 年 1 月 7–9 日）

世耕経済産業大臣は、2019 年１月７日から１月８日にかけて、米国ラスベガスに出張し、コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）に出展する J-Startup 企業を含むスタートアップを激励するとともに、世界最先端の技術による製品・サービスが一堂に会する展示を経済産業大臣として初めて視察。

また、１月９日には、米国ワシントン DC において、ライトハイザー米国通商代表及びマルムストローム欧州委員（貿易担当）と第５回三極貿易大臣会合を開催した。

（11）第 1 回日米物品貿易協定交渉（4 月 15–16 日）

2018 年９月の首脳会談において発出された日米共同声明に基づき、４月 15 日から 16 日にかけて、ワシントン DC において第１回日米物品貿易協定交渉が茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で行われた。

同協議では、今後の日米貿易に関する協議を、昨年９月の日米共同声明に沿って進めることが再度確認されたほか、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始され、お互いの立場等について率直な意見交換がなされた。また、米側からは対日貿易赤字についての議論があった。

次回以降、早期の成果に向け、農産品・自動車を含む物品貿易の議論を加速することとし、また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。

2. 米国通商拡大法第 232 条への対応

（1）鉄鋼・アルミニウム

2018 年３月８日、米国は、鉄鋼とアルミニウムの輸入が米国の国家安全保障上の脅威であると判断し、1962 年通商拡大法 232 条に基づき、鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対し、それぞれ 25％、10％の追加関税賦課を課す旨決定し、同 23 日から関税徴収を開始した。

その際、米国は、カナダ、メキシコ、EU を始めとする７か国に対して、鉄鋼輸入による安全保障上の障害のおそれに対処する満足のいく代替的な方法を協議中であるとして暫定的に関税賦課を除外した。その後、韓国、ブラジル、アルゼンチンは、数量規制を受け入れることで関税の対象から除外されたが、カナダ、メキシコ、EU に関しては、６月１日から追加関税の対

象となった。日本は、関税賦課の決定がなされた3月9日と5月1日に経済産業大臣談話を発表し、米国が鉄鋼及びアルミニウムの輸入に対して追加関税を課すことを決定したことに対し遺憾の意を表明している。

また、5月18日、日本は、WTOセーフガード協定に基づき、米国の措置を実質的に同価値となるよう貿易上の権利義務を調整するための措置、いわゆるリバランス措置の権利を留保する旨をWTOに通報した。

米国商務省は、3月18日、232条に基づく鉄鋼・アルミへの追加関税からの製品別除外の手続きを発表した。これは、国内生産困難な品目等について、米国内ユーザーからの申請に基づき、製品毎の追加関税からの除外を認めるものである。

日本から輸入される鉄鋼製品については、既に、2017年の日本からの輸入実績174万トンと同程度の数量について除外が認められている（3月15日時点）。

アルミ製品については、これまで件数ベースで約8割の認可が出されているが、数量ベースでは、2017年の日本からの輸出量の2倍に相当する除外が認められている（3月15日時点）。

（2）自動車、自動車部品

米国商務省は、2018年5月23日、自動車及び自動車部品の輸入について、米国通商拡大法第232条に基づく調査を開始すると発表した。

自動車、自動車部品については、仮に広範な貿易制限措置が発動されるとすれば、世界市場を混乱させ、WTOルールに基づく多角的貿易体制にも悪影響を及ぼしかねないものである。自動車及び同部品の輸入に対する232条措置に関しては、各国の政府や産業界のみならず、自動車産業を始め、米国内からも反対の声があげられている。

日本政府は、6月29日に提出したパブリックコメント及び7月19日に行われた公聴会において、①日系自動車及び自動車部品メーカーなどによる米国経済への多大な貢献、②貿易制限措置が仮に発動された場合の米国経済ひいては世界経済への悪影響、③いかなる貿易上の措置もWTO協定と整合的であるべき、といった立場を説明した。また、こうした日本の立場について、米国政府に対して様々な機会を通じて働きかけを行った。

2018年9月の日米首脳会談において、日米は今後信頼関係に基づき議論を行うこととし、交渉が行われている間、本合意の精神に反する行動を取らないことが確認された。すなわち、交渉中は自動車に関する通商拡大法第232条に基づく制裁関税を課されることはない旨が首脳間で確認された。

米商務省は、2019年2月17日、大統領に対して調査報告書を提出したと発表したが、その内容については、非公表とされている。

（3）スポンジチタン

2019年3月4日、米国商務省は、スポンジチタンの国内製造事業者の申請に基づき、米国通商拡大法232条に基づく調査を開始したことを発表した。

日本政府は、4月22日、米商務省の意見募集に対してパブリックコメントを提出し、①信頼できる同盟国である日本からのスポンジチタンの輸入が米国の国家安全保障を損なうことも、損なうおそれもないこと、②日本のスポンジチタンメーカーと米国企業はともに、航空・宇宙を始めとした米国の関連産業の発展を支えてきたこと、③いかなる貿易上の措置もWTO協定に整合的であるべきことなどから、米通商拡大法232条に基づくスポンジチタンに対するいかなる輸入制限措置にも反対であるとの立場を表明した。

3. 日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

過去半世紀にわたり、日米両国の製造業は国境を超えるサプライチェーンの深化を通じて競争力を涵養してきた。日本からの対米直接投資残高は年々増加し、2017年末では日本の対外直接投資残高全体の32％に相当する54.3兆円に達した。在米日系企業による米国内の雇用者数は86.1万人（世界2位）であり、このうち製造業の雇用者数は39.7万人（世界1位）である（2016年）。また、日系自動車メーカーによる雇用者数は、経済的な波及効果も含めると、約150万人となっている（2017年）。

日本とのサプライチェーンの結びつきが強く（＝製造業付加価値に対する日米間の中間財貿易の比率高）、製造業が盛ん（＝GDPに占める製造業の割合高）な州としては、特に、インディアナ・ミシガン・オハイ

オ・ケンタッキー・テネシー・イリノイ・ニューハンプシャー・ウエストバージニア・ノースカロライナ・サウスカロライナが挙げられる。

これらの州は自動車メーカーを始めとする日系企業が集積しており、雇用数も多いことから、まさに、日米両国を結ぶサプライチェーンが両国の製造業の競争力を涵養してきた例と評価できる。

また、日系企業は、西海岸のみならず、全米各地で研究開発分野への投資を活発に行い、イノベーションの源泉としてきた。日系企業による米国内での研究開発費は年間80億ドルを超えており、これは、スイス、イギリスに次ぐ世界第3位である（2016年）。

こうした日系企業の活動を後押しするため、経済産業省としては、ジェトロを通じて、①地方都市での「ロードショウ」開催、②州知事等への個別アプローチ、③対米投資促進のためのセミナー開催、④両国企業の現地でのマッチングイベント開催などに取り組んでいるところである。

また、米国商務省が主催する投資イベントであるセレクトUSAや大臣訪米の機会などを活用し、日米間の貿易投資を通じたつながりが両国経済に利益をもたらすことを、積極的にPRしている。前述のとおり、世耕経済産業大臣は、2018年8月、米国中西部（インディアナ・オハイオ・ミシガン各州）を訪問し、日系自動車工場を視察し、幹部や一般社員と懇談するとともに、州知事等の地元有力者との意見交換も行った。更に、オハイオ州コロンバスにおいては、ジェトロ投資セミナーにおいて、「投資拡大を通じた日米関係の強化」をテーマとした基調講演を行い、日本企業の投資による米国経済への貢献を強調した。

4. 自由で開かれたインド太平洋の維持・促進に向けた日米協力

日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの実現に向け、日米が主導して、豪州、インドやASEAN各国等と連携しつつ協力を強化しているところであり、2018年9月の日米首脳会談では、その旨を確認したほか、インド太平洋における日米協力が着実に進展していることを歓迎した。

また、11月のペンス副大統領訪日の際には、日米両政府で「インド太平洋におけるエネルギー・インフラ・デジタル連結性協力を通じた自由で開かれたインド太平洋の促進に関する日米共同声明」を発出し、自由で開かれたインド太平洋を強化する共通の目的を再確認し、同地域におけるエネルギー・インフラ・デジタル連結性を進展させるための両国の共同の取組における具体的進展を歓迎するとともに、両国のパートナーシップを深化させ、拡大することを決意した。

第２節　欧州

1. EU を巡る動き

欧州連合（EU）は、28 か国が加盟、人口約５億人、GDP は世界全体の２割以上を占める政治・経済統合体である。EU は、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19 か国が参加している。我が国と EU は、民主主義や人権、法の支配といった基本的価値観を共有する戦略的パートナーである。

2019 年１月には、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが、2019 年２月には日 EU 経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）が発効し日 EU 関係は新しい時代に入った。国際条裡において緊密に連携していくべく、今後更に日 EU 経済関係の深化させていくことが重要。

・日 EU 経済連携協定（EPA）

2013 年３月に行われた日 EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA の交渉開始に合意。交渉において、日本側は EU 側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車 10%、電子機器最大 14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU 側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望。2017 年４月までに計 18 回の交渉会合が開催された後、同年７月に大枠合意、同年 12 月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。2018 年７月に署名がされた後、2019 年２月１日に発効。日 EU・EPA は、日 EU 双方の経済界からの期待に応えるものであり、日 EU が貿易自由化の旗手として世界に範を示すもの。世界の GDP の約３割、世界貿易の約４割を占める日 EU による世界で最大級規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。我が国にとっての経済効果は、実質 GDP を約 1%（約５兆円）押し上げ、雇用を約 0.5%（約 29 万人）増加させる見込み。

2. 英国の EU 離脱を巡る動き

2017 年３月 29 日、英国政府はリスボン条約第 50 条に基づき EU に対して正式に離脱の意思を通告。６月 19 日には、英 EU 間の交渉開始。2018 年 11 月 14 日には、「離脱協定」及び「将来関係に関する政治宣言」の概要が英国閣議で承認され、25 日には、欧州理事会で承認された。しかし、英国議会下院において 2019 年１月 15 日には、離脱協定案等についてで否決され、３月 12 日にも再度否決された。一方で、「合意なき離脱」に反対する動議及び離脱期限延期に関する動議は可決された。３月 21 日の、欧州理事会では、離脱協定が英国議会で承認された場合には５月 22 日まで、承認されない場合には、４月 12 日まで離脱期限を延期することが承認されたものの、３月 29 日までに承認の見込みは立たず、離脱期限は４月 12 日まで延長された。

こうした不透明な状況を受け、離脱による影響を最小化すべく日本政府として以下のとおり対応。

① 政府から英 EU 双方への働きかけ

日系企業の現状・ニーズを踏まえ、移行期間の設置による法的安定性・予見可能性の確保等、企業の要望について、英・EU 双方に対する働きかけを継続。

② 海外政府・産業界の対応等についての情報収集

ジェトロ等とも連携しつつ、交渉の見通しやクリフエッジシナリオへの対応も含め情報収集を継続。

③ 相談窓口等を通じた情報提供

ジェトロ等に設置した相談窓口やウェブページ、セミナー開催等を通じた、企業への情報提供を継続。

④ コンティンジェンシープランの構築

「合意なき離脱」（No-deal）の可能性も踏まえ、事業者によるコンティンジェンシープランの検討を慫慂。

⑤ 将来の日英経済的パートナーシップに係る検討

日 EU・EPA を踏まえた将来の日英経済的パートナーシップに向けて検討。

3. 日 EU 及び日欧二国間を巡る動き

（A）日 EU 関係

・第 25 回日 EU 定期首脳協議（2018 年 7 月 17 日）

両首脳は、5 年以上に及ぶ交渉を経て、日 EU・EPA 及び SPA に署名。安倍総理は、両協定の署名は、日 EU 関係をより高い次元に引上げる価値のある画期的なものであるとの認識を示した上で、EPA への署名は、保護主義的な動きが世界で広がる中、日本と EU が自由貿易の旗手として、世界をリードしていくとの揺るぎない政治的意思を世界に鮮明に示すものであり、EPA を礎に、今後も日 EU が自由貿易の旗手として、WTO を中心とする多角的自由貿易体制を堅持、発展させていきたい旨発言。これに対し、トゥスク議長から、欧州と日本は地理的には遠く離れているが、日 EU が政治的にも経済的にも、これ程までに近づいたことはない旨応答。また、ユンカー委員長から、日 EU・EPA は、公平性と価値を核とした協定であり、世界に対して範を示すものである旨発言。安倍総理より、日 EU 当局間で相互に認定をすることで一致し、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みを実現するために 2018 年秋までに双方の必要な手続を完了することにコミットしたことを歓迎。これに対し、ユンカー委員長は、データフローの重要性を指摘しつつ、関係者の努力に敬意を表明。

・日 EU ハイレベル対話（2018 年 10 月 22 日）

世耕経済産業大臣、河野外務大臣、カタイネン欧州委員会副委員長の間で第 1 回ハイレベル産業・貿易・経済対話を開催。①国際貿易、②エネルギー・環境、③投資、④デジタル経済の 4 つをテーマに、早期発効が期待される日 EU・EPA を基盤に、更なる協力関係を深めるべく「ビヨンド EPA」に焦点をあてた未来志向の議論を実施。

・日 EU 首脳会談（2018 年 12 月 1 日）

安倍総理は、日 EU・EPA が欧州議会国際貿易委員会で可決されたことを歓迎。両首脳は、日 EU・EPA に関する双方の国内手続を年内に終えることが極めて重要である旨を再確認。安倍総理から、英国の EU 離脱プロセスが、日系企業や世界経済への悪影響が最小限となるよう、円滑に進むことを期待する旨発言。両首脳は、世界経済の成長に向けて、WTO 改革等について、G20 が一致したメッセージを発信するべきであるという認識を共有するとともに安倍総理から、日本が議長国を務める G20 大阪サミットに向けた協力を要請。

（B）日英関係

・日英首脳会談（2019 年 1 月 10 日）

両首脳は、ルールに基づく国際秩序や自由貿易といった普遍的価値が挑戦を受ける今日、G20 等の場で日英が主導的役割を果たす必要があることで一致。両首脳は、本年の G20 で、共に自由貿易の推進やイノベーションを通じて世界経済の成長を牽引し、経済成長を目指すと同時に、格差への対処に取り組むこと、更に、気候変動や海洋プラスチックごみ等環境・地球規模課題への貢献について協力すること、併せて WTO 改革について、日英両国で協力していくことに合意。安倍総理大臣から、英国の EU 離脱に関する最終的な判断は英国民が行うものであると述べた上で、「合意なき離脱」は是非回避してほしいと要望。

（C）日独関係

・日独首脳会談（2019 年 2 月 4 日）

両首脳は、2018 年 6 月及び 10 月に続けて、首脳会談を実施。WTO 改革を始め、自由で開かれた経済システムの維持･強化のために日独で連携していくこと、G20 大阪サミットの成功に向けて協力していくことで一致した。また、両首脳は、「Industry4.0」を掲げるドイツと「Society5.0」を掲げる日本の間で連携を強化し、第四次産業革命、先端技術を活用した豊かな未来社会の創造を日独でリードしていくことで一致し、自動運転や AI、IoT 分野で共同研究を強化することを確認した。また、両首脳は、2019 年 2 月 1 日の日 EU・EPA の発効を歓迎し、世界最大の自由な先進経

済圏の下、両国の経済関係を一層発展させていくことを確認した。

（D）日仏関係

・日仏首脳会談（2018 年 10 月 17 日）

両首脳は、日仏友好 160 年である本年、二国間関係が飛躍的に深化していることを確認しつつ、来年はお互いに G20 と G7 の議長であり「特別なパートナー」として、緊密に連携していくことで一致した。安倍総理から、明年の G20 では、経済成長と格差対応の同時達成、開発・地球規模課題への貢献を通じ議論をリードしたい旨述べた。両首脳は、人工知能等のデジタル分野やスタートアップ政策について、日仏間で戦略的に協力を進めていくことで一致した。両首脳は、保健、教育、海洋ごみを含む SDGs 達成や、パリ協定運用開始を視野に、気候変動分野で機運を高めるべく協力していくことで一致した。

（E）その他の二国間関係

・日スペイン首脳会談（2018 年 10 月 16 日）

両首脳は共同声明を発出し、日・スペイン関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、日本貿易振興機構（JETRO）とスペイン貿易投資庁（ICEX）の協力含め幅広い分野における戦略的な協力を一層推進していくことを確認した。サンチェス首相から、日スペイン、日 EU 関係の両面について深化させたい旨発言があり、安倍総理から、両国は基本的価値を共有する重要なパートナーであり、スペインは EU において枢要な役割を果たしている旨応答した。

・第 12 回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合（2018 年 10 月 18 日～19 日）

今次首脳会合は EU がホストし、計 3 つのセッションで議論が実施された。日本は、北朝鮮問題や海洋安全保障等の喫緊の国際課題について、ASEM から力強いメッセージを発出すべく議論をリードするとともに、アジア及び欧州地域における、自由で公正なルールに基づく経済秩序の強化や、持続可能な連結性の強化に資する「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進するべく、日本の立場を発信した。

・「V4 ＋日本」首脳会合（2018 年 10 月 18 日）

安倍総理と V4 各国首脳は、5 年ぶりの首脳会談開催を歓迎し、普遍的価値を共有するパートナーとして、今後も「V4 ＋日本」枠組みの下での協力を強化していきたいとの意向を表明。また、V4 各国首脳は日本の「西バルカン協力イニシアティブ」を評価。今後の展望として、安倍総理より政治対話の継続、観光・人的交流の拡大、防災、環境といった分野での協力の議論を進めていきたい旨発言。これに対し、V4 各国首脳より、V4 側としても、科学技術、西バルカンにおける経済協力等の分野で協力を拡大させたい旨発言。

・日伊首脳会談（2018 年 10 月 19 日）

安倍総理から、基本的価値を共有する重要なパートナーである日本とイタリアが、北朝鮮問題や自由貿易の推進等の世界が直面する主要課題を前に、緊密に連携していきたい旨発言し、これに対し、コンテ首相から、長きにわたる友好関係を有する両国関係をこれまで以上に発展させていきたい旨応答した。

・日蘭首脳会談（2019 年 1 月 9 日）

安倍総理からは、本年の G20 では、経済成長と格差への対処の同時達成、環境・地球規模課題への貢献を通じて、緊密に連携していきたい旨発言。両首脳は、気候変動、海洋プラスチックごみ問題への対応や高齢化社会を始めとする社会的課題の解決へのイノベーションの活用につき、両国で協力していくことで一致した。

・日オーストリア首脳会談（2019 年 2 月 15 日）

両首脳は、2018 年 10 月に続けて首脳会談を実施。自由で開かれた経済システムの維持・強化のために日・オーストリアで連携していくことを確認。安倍総理大臣から、昨年 1 月に発表した「西バルカン協力イニシアティブ」について説明し、両首脳は、西バルカン地域の欧州統合支援のため協力していくことで一致した。

第３節　中国

中国はGDP世界第２位の経済大国であり、日本と緊密な経済関係を有する重要な隣国である。日中関係は、2017年に日中国交正常化45周年、2018年に日中平和友好条約締結40周年という節目の年を迎え、特に2018年５月に開催された日中韓サミット及び日中首脳会談、同年10月に実施された安倍総理の中国訪問等を契機に、日中関係の進展が見られている。

2019年の施政方針演説等において、安倍総理は、首脳間の往来を重ね、政治、経済、文化、スポーツ、青少年交流を始め、あらゆる分野、国民レベルでの交流を深めながら、日中関係を新たな段階へと押し上げて行く方針を示している。こうした方針に基づき、今後、政府間、官民による日中経済交流や民間企業間のビジネス協力の後押し等を通じて、日中経済関係のさらなる強化を目指していく。

2018年４月16日には第４回日中ハイレベル経済対話が東京で開催された。2010年以来約８年ぶりの開催となり、日本側からは河野外務大臣、世耕経済産業大臣他が参加し、中国側からは王毅国務委員兼外交部長、鍾山商務部長他が出席し、マクロ経済政策、日中間の経済分野における協力と交流、第三国における日中協力、東アジアにおける経済連携及び地球規模課題への対応等について議論した。

経済産業省の関係では、以下の点において主な成果があった。

①第三国での日中のビジネス協力について、意思疎通を維持し、官民の関係者による議論の場及び具体的な進め方、協力案件を検討することを確認

②サービス産業協力の枠組みとして、「日中サービス協力メカニズム」の構築、高齢化分野でのシンポジウムの開催を提案し、協力の方向性について確認

③過剰生産能力、補助金の在り方、外資開放、知財権保護、サイバーセキュリティ、輸出管理等を巡る公平な競争条件の確保、公正かつ自由で開かれたビジネス環境の整備の必要性について伝達

なお、４月15日には世耕経済産業大臣が、日中ハイレベル経済対話に合わせて来日した鍾山商務部長及び張勇国家発展改革委員会副主任とそれぞれ会談を行った。

2018年５月９日に第７回日中韓サミットが東京で開催された。この機会を活かして、安倍総理と李克強総理の間で会談が行われた。両首脳は４月に行われた日中ハイレベル経済対話の議論も踏まえ、経済産業省関連では主に以下の点について一致した。

① RCEPや日中韓FTAの交渉についても連携を強化すること

②第三国における日中民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断・官民合同で議論する新たな「委員会」を設け、具体的な案件を議論していくこと、また、民間企業間の交流の場として「フォーラム」を安倍総理の訪中の際に開催すること

また、安倍総理からは、開放性、透明性、経済性、財政健全性等の国際スタンダードが確保されることを踏まえた上で、個別案件ごとに協力の可能性を検討するとの日本の立場を改めて説明した。

なお、９日午前中に世耕経済産業大臣は、日中韓サミットのために来日した鍾山商務部部長及び何立峰国家発展改革委員会主任と会談を行った。

2018年９月12日にロシア・ウラジオストクで開かれた東方経済フォーラムにおいて、安倍総理と習近平国家主席の間で日中首脳会談が行われ、日中双方は以下の点について一致した。

① 2018年が日中平和友好条約署名・締結40周年であると同時に、中国の改革開放40周年であることから、この40年の両国の歩みを振り返り、互いに原点を再確認する好機であること。

②ハイレベル往来等を通じ、現在の関係改善の流れを政治、経済、外交、海洋・安保、文化、国民交流等あらゆる分野における具体的な成果に繋げ、日中関係を前進させていくこと。

③ 2018年５月の李克強総理訪日の際のやり取りを踏まえ第三国協力を推進することや、イノベーション及び知的財産に関する対話を深めていくこと。

2018年10月25日から27日にかけて、安倍総理が日本の総理大臣として約７年ぶりに中国を訪問した。

安倍総理の中国訪問にあわせて、「第１回日中第三国市場協力フォーラム」が開催され、日本側から安倍総理、世耕経済産業大臣、河野外務大臣が出席し、中国側からは李克強総理、鍾山商務部長、何立峰国家発展改革委員会主任が出席した。日中の経営トップも含

めて約 1,500 名の参加を得て、活発な議論が行われ、日中の政府関係機関・企業・経済団体の間で 52 件の協力覚書が署名交換された。またこの機会を活かして安倍総理は李克強総理と首脳会談を行い、経済産業省の関係では、以下の主な成果があった。

①日中双方は、2018 年 10 月に開催された「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」及び今回の「日中第三国市場協力フォーラム」が開催されたことを受け、国際スタンダードに合致し、第三国の利益となる企業間協力を推進することで一致。また、フォーラムにおいて日中民間企業・団体間で 52 本の協力覚書が締結されたことを歓迎。

②日中双方は、イノベーション及び知的財産分野に関する新たな日中間の対話を創設することで一致、本件に関する覚書の署名を歓迎。

③日中双方は、RCEP の早期妥結及び日中韓 FTA の交渉加速化を目指すことで一致した。また、WTO 改革を進めていくことで一致。

更に安倍総理は習近平国家主席とも首脳会談を実施し、経済分野については以下のやり取りが行われた。

①両首脳は、2018 年 5 月の李克強総理の訪日及び今回の安倍総理の訪中を通じ、第三国民間経済協力、イノベーション及び知的財産に関する新たな日中対話、金融協力の深化等について多くの成果が得られたことを歓迎した。

②日本産食品の輸入規制解除について、安倍総理から早期実現を改めて要請。

なお、10 月 26 日には世耕経済産業大臣が、鍾山商務部長と会談を行った。

2018 年 11 月 25 日には、北京にて第 12 回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが開催され、両国合わせて 800 名を超える官民関係者が参加した。日本側からは世耕経済産業大臣、宗岡日中経済協会会長他、中国側からは、何立峰国家発展改革委員会主任、張勇国家発展改革委員会副主任、銭克明商務部副部長他が出席した。午前中に行われた全体会合では世耕経済産業大臣があいさつを行い、地球規模課題である水素エネルギーの活用や海洋プラスチックごみ対策等に関する協力の推進について述べた。午後には 5 つの分科会が開かれ、日中双方の実務者レベルの意見交換を行った。また、今回のフォーラムでは新規 24 件の日中間の協力プロジェクトについて合意文書が交換され、第 1 回からの累計は 362 件に達した。

なお、同日、世耕経済産業大臣は何立峰国家発展改革委員会主任と会談を行い、エネルギー・環境協力に加えて、経済政策全般、第三国資料での協力プロジェクトの組成等について意見交換を行った。

2018 年 11 月 30 日にはアルゼンチン・ブエノスアイレスで開かれた G20 サミットにおいて、安倍総理と習近平国家主席の間で日中首脳会談が行われた。日中双方は、2018 年 10 月の安倍総理訪中の際に、自由で公正な貿易を発展させていくことで一致したことを踏まえ、G20 での協力を含め、世界経済について時間を割いて議論を行った。安倍総理からは、日本は WTO 体制を一貫して重視しており、自由貿易体制の維持・強化に尽力してきている旨を述べ、日本が主導してきた TPP11 が 12 月 30 日に発効することは、この観点から大きな成果であることを紹介した。その上で、RCEP 交渉について、世界に誇れる質の高い協定の早期妥結を目指して日中で連携していくことの重要性を確認し、日中韓 FTA についても、交渉を加速していくことで一致した。

また、両首脳は、米中関係を念頭に、米国との関係について意見交換を行った。安倍総理からは、G20 での米中首脳会談では、貿易・投資をめぐる問題を含め、習近平国家主席とトランプ大統領との間で有益な議論が行われること、両国が G20 全体の議論に建設的に貢献することを期待している旨を述べた。その上で、安倍総理からは、問題の根本的な解決のためには、産業補助金、知的財産、強制技術移転等について中国が具体的な措置を講じることが重要であることを指摘した。さらに、安倍総理からは、インフラ開発の在り方についても、習近平国家主席が 2018 年 11 月の APEC で、高い質で進めていく旨強調していたことを踏まえ、国際スタンダードに沿うことの重要性を改めて指摘し、日中間でも意思疎通を強化していくことで一致した。

第４節　ASEAN・大洋州

ASEAN 地域の経済には、安価な人件費等を背景に日系企業が構築してきた生産ネットワーク、急増する中間層・富裕層が牽引する消費市場といった特徴がある。最近はこれらに加え、ASEAN 各国から革新的なスタートアップが生まれ、域内のイノベーションを牽引する動きも見られる。日本は、こういった ASEAN のダイナミズムを取り込み、ASEAN のパートナーとして互恵的な関係構築を目指す。

2018 年 8 月、日 ASEAN 経済大臣会合がシンガポールにて開催され、日本から、デジタル経済と第 4 次産業革命の到来を日本・ASEAN 双方の発展の好機とするための協力として、(1) コネクティッド・インダストリーズの展開をはじめとする産業高度化、(2) スタートアップへの支援、中小企業のデジタル化対応の促進に向けた知見共有、(3) 知的財産やサービス貿易、電子商取引といった分野におけるルールの導入・実施の支援を 3 本柱とする「日 ASEAN 第四次産業革命イニシアティブ」を提案した。また、ASEAN 日本人商工会議所連合会（FJCCIA）より ASEAN に対し、日系在 ASEAN 企業約 7,000 社の意見を集約した「10 の提案」の説明が行われた。加えて、日 ASEAN のイノベーションに関するビジネス間連携を進めるための枠組みである「日 ASEAN イノベーションネットワーク」における取組みとして、イノベーション対話、マッチングイベントの開催、及び、ASEAN ビジネス・アドバイザリー・カウンシル（ASEAN-BAC）との共同によるイノベーション WG の活動について、日 ASEAN 経済協議会（AJBC）から報告された。

また同日開催された日メコン経済大臣会合では、2019 年の日メコン経済大臣会合に向けて、「産業の連結性」、「ハードの連結性」、「ソフトの連結性」の三つの柱からなるメコン産業開発ビジョン 2.0 を策定することが閣僚間で合意された。

さらに、同年 10 月には東京で日メコン首脳会談を開催し、AI 分野を含む産業人材育成支援やメコン産業開発ビジョン 2.0 の策定等を盛り込んだ、「日メコン協力のための東京戦略 2018」を採択した。今後、本戦略をもとに、メコン地域の経済発展を支援していく。

経済産業省は、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を通じて、ASEAN 及び東アジアの経済統合を支援している。2018 年には、ERIA は 2019 年議長国のタイ政府からの要請を受け、「ASEAN Vision 2040」を策定したほか、日本政府からの要請に基づき、日尼国交 60 周年を記念研究として、国際連合開発計画（UNDP）と共同で「共通の未来：2 つの海洋民主国家の共同事業（プロジェクト 2045）」を実施している。また、ERIA は OECD と共同で、ASEAN の中小企業政策指標の改訂となる「ASEAN 中小企業政策

第Ⅲ-2-4-1 図　ASEAN 関連経済大臣会合

日 ASEAN 経済大臣会合（8 月）
出典：METI HP

日メコン経済大臣会合（8 月）
出典：METI HP

指標2018」を作成したほか、国連貿易開発会議（UNCTAD）と共に「非関税措置データベース」の拡充を進める等、国際機関との協力体制のもと研究成果のアウトリーチに努めている。2018年、ERIAは設立10周年を迎え、8月のASEAN経済大臣会合の場においては、15か国の大臣が集い、設立10周年を祝するセレモニーが開催される等、ASEAN及び東アジア地域の経済発展を支えるにあたり不可欠な知的インフラという立場を確立している。今後も、非関税措置データベースの拡充等を通じ、ASEAN及び東アジアのさらなる経済統合の深化に貢献することが期待されている。

タイとは、2018年7月、世耕経済産業大臣とウッタマ工業大臣の間で人材育成や中小企業の成長促進等、「コネクティッド・インダストリーズ」のコンセプトを活用したタイ産業構造高度化に向けた今後の協力分野を確認する「枠組文書（Framework Document）」が交換された。引き続き、人材育成等の分野を含むタイの産業高度化に係わる協力を推進していく。

ベトナムとは、2018年10月、世耕経済産業大臣及びアイン商工大臣を共同議長として、第3回「日ベトナム産業・貿易・エネルギー協力委員会」を開催した。同委員会において、自動車や裾野産業、食品産業等の産業における協力、アジア太平洋地域における経済統合の推進や経済連携協定の実施等に関する協力、また電力や天然ガス等の資源・エネルギー分野における協力について議論が行われ、各分野において、引き続き、日ベトナム間の緊密な協力を進めることを確認した。両大臣は、同委員会において確認された協力事項をとりまとめた会議録に署名した。今後、本会議録に基づく協力を推進していく。

ミャンマーとは、2018年10月、日メコン首脳会議出席のためにアウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日された機会に合わせて、ジェトロが「ミャンマー・投資カンファレンス」を実施した。また、「ティラワ経済特別区（SEZ）」の開発に官民一体で取り組み、2019年2月現在で103社と契約締結済みとなっている。2018年7月にはZone-B（次期開発区域）第1期が開業され、2019年半ばには第2期の開業を予定している。

マレーシアとは、2018年11月、世耕経済産業大臣とレズアン起業家育成大臣との間で、日マレーシア・ハラル協力に関する覚書が署名された。

オーストラリアとは、2018年7月、世耕経済産業大臣及びチオボー貿易・観光・投資大臣を共同議長として第1回経済閣僚対話を開催した。インド太平洋地域における自由で開かれた貿易、ルールに基づいた多角的貿易体制、公平な競争条件の確保等に向け、APEC、WTOやG20などを通じて協力することが確認された。また、2018年11月に豪州にて首脳会談が行われ、WTO電子商取引イニシアティブの重要性等や、2019年内のRCEPの交渉妥結目標と、日本が議長国を務める2019年のG20の成功に向けた緊密な協力が再確認された。併せて、インフラに関するファイナンス及び投資についての協力を進展させるため、日豪米の政府関係機関による覚書が署名された。

第５節　インド

2018年５月、世耕経済産業大臣は、世界有数のスタートアップ・エコシステムを擁するベンガルールを経済産業大臣として初めて訪問し、インドIT・ベンチャー企業有識者との意見交換及びスタートアップ企業支援施設の視察を行った。また、インド経営大学院バンガロール校（IIMB）でのセミナーで、2017年９月の日印首脳会談で合意された「日印スタートアップ・ハブ」をベンガルールに構築することをアピールした。（第Ⅲ-2-5-1図）

続いて訪問したデリーでは、シン電力・新・再生可能エネルギー大臣と共同議長を務める日印エネルギー対話を開催し、電力、再エネ、省エネ、石炭、石油・天然ガスの各分野における日印間のエネルギー協力の成果を確認した。さらに、これらの協力を発展させつつ、水素についての協力や電気自動車分野との連携などを新たに包括し、インドのエネルギー転換・脱炭素化を促進する「日印エネルギー転換協力プラン」に合意し、同プランの内容を含む「第９回日印エネルギー対話共同声明」に署名した。

加えて、世耕大臣はJETRO・NEDO主催の日印産業・エネルギー・セミナーに出席し、約300名の日印の政府関係者及びビジネスリーダーに対してスピーチを行い、「日印スタートアップ・イニシアチブ[15]」、アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力、日本工業団地のプログレスレポート及び前述の「第９回日印エネルギー対話共同声明」について発表した。

また、インド訪問中、シンハ通信・鉄道大臣、クマールNITI Aayog（政策委員会）副委員長、プラダン石油・天然ガス大臣兼技能開発・起業促進大臣、プラサド電子・IT大臣とそれぞれ会談を行い、各分野における二国間協力について意見交換を行った。

2018年10月、インドのモディ首相は日本を訪問し、安倍内閣総理大臣と会談した。安倍総理は、「日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、モディ首相と共にその潜在力を全面的に開花させ、地域や世界の平和と繁栄のため貢献していきたい」と述べ、モディ首相からも「強いインドと強い日本はアジアのため、世界のために役割を果たすことができる、歴史ある二国間関係を新しい分野に広げ、交流を強化したい」と述べるなど、日印関係の多大な実績を歓迎しつつ、新しい分野での協力可能性について共通認識を深める首脳会談となった。

当該首脳会談においては、スタートアップ分野に加え、デジタル分野における幅広い協力を推進する「日印デジタル・パートナーシップ[16]」の立ち上げを歓迎するとともに、インドにおけるスタートアップ企業に投資するためのファンド創設を奨励・支援することに合意した。また、「日印投資促進ロードマップ[17]」の下での日本工業団地（JITs）開発進展及び製造業人材育成に係る「日本式ものづくり学校（JIM）」の新規開校、2019年度第一四半期の開始を合意した日印特許審査ハイウェイ（PPH）を通じた着実な投資の進展、さらに、アフリカを含むインド太平洋地域における日印ビジネス交流を更に促進する「アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力プラットフォーム」の設立に向けた議論を歓迎した。エネルギー分野についても、日印エネルギー協力転換プランの合意を歓迎するとともに、ハイブリッド車や電気自動車など環境に配

第Ⅲ-2-5-1図
インド経営大学院バンガロール校（IIMB）でのセミナーにおけるスピーチ

資料：経済産業省撮影。

15　世耕経済産業大臣とプラブー・インド商工大臣が署名。
16　経済産業省とインド電子IT省との間で締結。世耕経済産業大臣とチノイ駐日インド大使が署名。
17　2017年９月、柳瀬経済産業審議官とアビシェック・インド商工省産業政策・振興局次官が署名。

慮したクルマの生産、エネルギー効率と省エネ、エネルギー貯蔵において引き続き協力していくことで一致した。また、この機会に、インドが主導する「太陽に関する国際的な同盟（ISA）」の枠組協定に署名した。

加えて、日印協力の重要な象徴であるムンバイ―アーメダーバード間高速鉄道に関し、安倍総理より第二期借款供与が決定した旨述べられ、モディ首相から感謝の言葉が述べられた。併せて、西部貨物専用鉄道（DFC）やデリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想を通じた連結性強化における日本の役割が一層評価された。（第Ⅲ-2-5-2図）。

なお、同日、世耕大臣はモディ首相を表敬し、二国間の取組について意見交換した。具体的にはスタートアップの取組に加え、企業間連携や人材、研究開発などを含めたデジタル分野での協力や、アジおりア・アフリカ地域における日印のビジネス協力などを進めていくことを確認した。また、RCEPについても引き続き日印間で連携していくことで一致した。

翌2019年1月には、磯﨑経済産業副大臣がインドのグジャラート州（GJ州）を訪問し、GJ州主催の「バイブラント・グジャラート2019」に、同行日本企業約40社約130名と共に出席し、開会式及びジャパンセミナーにおいてスピーチを行った。スピーチでは、日本とGJ州との協力関係、メイク・イン・インディア、アジア・アフリカ地域における日印ビジネス協力、日印デジタル・パートナーシップについて紹介し、参加者から大きな関心が寄せられた。

また、同イベント中にモディ首相へ表敬を行い、デジタル分野や人材育成分野等における日印協力の重要性を確認した他、日本企業15社とともにルパニ・グジャラート州首相と会談を行い、日本企業の集積が進むGJ州マンダル・ベチャラジ・コラージ地域における投資環境整備に係る課題やインフラ整備等を具体的に要望した。

第Ⅲ-2-5-2図　署名式・文書交換式

撮影：内閣広報室。
出典：首相官邸HP
https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201810/29India.html

第6節　中南米

〈今後の方針〉

中南米は、日本の経済、基盤産業を支える鉄鉱石、銅、亜鉛、リチウム、アルミニウム等といった鉱物資源が豊富に存在する。また、我が国のみならず、世界の食料安全保障の観点からは、豊富な大豆、とうもろこし、牛肉、鶏肉等の食料資源を有する中南米は、世界の人口増加、経済拡大と共に、今後は益々中国、インド、アフリカ等の新興国からも貿易相手、投資先として注目を集めている地域である。

更に、6億人を超える人口を抱える巨大な消費市場かつ若い労働者が溢れる生産市場でもある。その上、長年に亘って我が国との経済関係を醸成し支えてきた日系社会の存在が大きい。

以上を踏まえ、資源供給元かつ消費・生産市場としての性格を有する中南米諸国を通じて我が国の経済発展を着実なものにするため、恒常的に良好な経済関係を維持し、かつ貿易・投資上の法的基盤を整備、又はビジネス環境を整備していくことが重要である。そこで、EPA、投資協定といった経済連携の枠組み、経済関係の強化を目的とした協議の枠組み等を大いに活用し、経済関係の基盤を盤石なものにすべく取り組む。

〈進捗状況〉

メキシコについては、2018年6月、第9回日墨EPA合同委員会及び第10回日墨EPAビジネス環境整備委員会をメキシコシティに於いて開催し、二国間貿易・投資の緊密化に向けてEPAの改善及び日本企業にとっての貿易・投資上の障壁改善等についてメキシコ政府と協議を行った。また、質の高いインフラの海外展開の一環としては日本の鉄道車両の導入を目指して、専門家派遣等による事前調査を実施した。2019年2月の日本商工会議所による訪墨ミッションには経済産業省も参画し、メキシコ政府閣僚等へビジネス環境の整備、ビジネス開拓等について意見交換を実施した。

キューバについては、2018年12月、第3回日本・キューバ官民合同会議がハバナで開催され、経済産業省も参画し、貿易・投資上の課題改善や債務問題の解消を求めた。

ブラジルについては、2018年7月、第12回日本・ブラジル貿易投資促進・産業協力合同委員会を東京で開催し、民間企業も参加して二国間貿易・投資の拡大を目指して日本企業にとっての貿易・投資上の障壁の改善を求めると共に知的分野等での協力関係を確認した。

アルゼンチンについては、2018年4月、平木経済産業大臣政務官及びブラウン工業生産副大臣の共同議長の下、第2回日本・アルゼンチン貿易投資合同委員会を東京で開催し、アルゼンチンとのビジネスに関心を有する20社が参加し、二国間貿易投資の強化について議論した。2018年5月の日本商工会議所による第25回日亜経済合同委員会には経済産業省も参画し、ビジネス環境の整備、有望分野における両国連携の推進等について意見交換を実施した。

パラグアイについては、2018年5月、パラグアイ商工省と経済産業省による貿易投資に関する対話をアスンシオンに於いて開催。南米南部共同市場（メルコスール）におけるサプライチェーンを視野にパラグアイに対する投資の可能性等について協議を行った。

ペルーについては、2018年10月、日秘EPA第3回日本・ペルービジネス環境整備小委員会をリマで開催し、日本企業にとっての貿易・投資上のビジネス障壁の改善等に議論を行った。また、同月、第1回日本・ペルー鉱業官民合同会議をリマで開催し、経済産業省、ペルーエネルギー鉱山省及び民間企業との間で鉱業分野における投資上の課題、二国間協力の可能性等について議論を行った。

コロンビアについては、質の高いインフラの海外展開の一環としては日本の鉄道車両の導入を目指して、専門家派遣等による事前調査を実施した。

チリについては、2018年5月の日本商工会議所による第35回日智経済委員会には経済産業省も参画し、自由貿易の重要性、イノベーション等について意見交換を実施した。

南米南部共同市場（メルコスール：アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイから成る関税同盟。）については、2018年10月、日本経済団体連合会及び日本商工会議所から日本・メルコスールEPAの早期交渉開始の要望がなされている。経済産業省では「我が国と南米諸国との経済連携強化に向けた調査研究事業」を実施。

太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ

から成る加盟国間の経済統合を目指す組織。）については、2019年3月、中小企業政策を専門とする加盟国政府職員を受入れ、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、JETRO等の訪問をアレンジし、日本の中小企業政策を紹介した。

第7節　ロシア

〈今後の方針〉

ロシア・CIS地域は、石油・石炭・天然ガスをはじめ、ウラン、レアメタル、レアアース等の鉱物・エネルギー資源が豊富である。一方、旧ソ連時代に建設されたインフラは老朽化が進んでおり、インフラ設備等の新規建設及び更新プロジェクトが多数存在し、これらを促進するため、我が国企業から、投資環境の改善ニーズが高まっている。

大統領や政府高官に権限が集中している国が多いことから、要人往来の機会を捉えたトップセールスが重要。特に、ロシアにおいては、2016年5月の首脳会談以降、8項目の「協力プラン」（下記注）の具体化に向けた動きが加速化している。今後、同プランの具体化を更に加速化させ、日露経済関係の深化を進める。

（注）(1) 健康寿命の伸長，(2) 快適・清潔で住みやすく，活動しやすい都市作り，(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大，(4) エネルギー，(5) ロシアの産業多様化・生産性向上，(6) 極東の産業振興・輸出基地化，(7) 先端技術協力，(8) 人的交流の抜本的拡大

2016年5月6日、ロシア連邦ソチで安倍総理大臣がプーチン大統領に8項目の「協力プラン」を提示。同年9月、世耕経済産業大臣がロシア経済分野協力担当大臣に任命され、同11月には「協力プラン」の具体化に関する日露ハイレベル作業部会が設置された。

〈主な進捗〉

2018年4月、世耕ロシア経済分野協力担当大臣がサベッタにある日本企業が建設に携わったヤマルLNGプラントを視察。また、モスクワにて世耕ロシア経済分野協力担当大臣がシュヴァロフ第一副首相及びオレシュキン経済発展大臣と会談を行い、日露当局間で精力的に協議を継続していくことで一致した。

同年5月、サンクトペテルブルク国際経済フォーラムに、安倍内閣総理と世耕ロシア経済分野協力担当大臣が参加。同フォーラムでは両国首脳、世耕ロシア経済分野協力担当大臣の出席を得て日露ビジネス対話が行われた。また、モスクワにて日露首脳会談を行い、世耕ロシア経済分野協力担当大臣とオレシュキン経済発展大臣にて署名された「8項目の「協力プラン」の具体化に関する作業計画の改訂に関する共同声明」・「労働生産性向上の分野における協力に関する共同行動計画」・「デジタル経済に関する協力に係る共同行動計画」など日露間の協力覚書等67件の文書が署名され、両首脳は、日露経済協力の着実な具体化を歓迎した。また、両首脳は、モスクワのボリショイ劇場にて行われた、史上初の「日本におけるロシア年」「ロシアにおける日本年」の開催を歓迎した。

同年6月、世耕ロシア経済分野協力担当大臣は、サハ共和国を訪問し、8項目の「協力プラン」の下で進められている温室野菜栽培施設等の日露協力案件の現場を視察した。8項目の「協力プラン」がモスクワ等の大都市だけではなく、ロシアの各地方でも進展し、具体化していることを確認した。

同年9月、ウラジオストクで行われた日露首脳会談では、ハバロフスク空港新ターミナル建設・運営共同事業実施のための署名を含む日露間の協力覚書等51件の文書が署名された。両首脳は、極東地域での日露協力案件の進展を歓迎するとともに8項目の「協力プラン」の具体化を更に進め、日露経済関係を発展させていくことで一致した。

同年11月にシンガポールで行われた日露首脳会談で両首脳は、同年12月に貿易経済日露政府間委員会を東京で開催することを確認するとともに、8項目の「協力プラン」が着実に具体化していることを歓迎した。

同年12月にアルゼンチンで行われた日露首脳会談で両首脳は、2019年1月に安倍総理が訪露することや、2019年も日露経済協力が着実に進展していくように、日露相互間でより緊密に協力していくことを確認した。

同年12月、東京において世耕ロシア経済分野協力担当大臣と河野外務大臣、オレシュキン経済発展大臣が出席し貿易経済に関する日露政府間委員会第14回会合が開催され、日露の貿易・投資が近年順調に拡大していることを歓迎するとともに、今後も日露間の様々な分野で協力を深化させることで一致した。また、世耕ロシア経済分野協力担当大臣とオレシュキン経済発展大臣との会談が行われ、8項目の「協力プラン」の進展を確認するとともに、更なる日露の経済関係の強化や貿易投資の拡大に向け、引き続き協議を加速す

ることで一致した。また、この会談に先立ち、世耕ロシア経済分野協力担当大臣とオレシュキン経済発展大臣の立ち会いの下、日露企業間のハバロフスク空港新ターミナル案件の株主間協定署名が行われた。

2019年1月、世耕ロシア経済分野協力担当大臣は、モスクワを訪問し、オレシュキン経済発展大臣及びマントゥロフ産業商務大臣と会談を行い、日本のノウハウ・経験を生かしたロシア企業の生産性診断および裾野産業の人材育成事業等の協力を含む、8項目の「協力プラン」の成果を確認し、協力を継続していくことに一致した。また、モスクワで行われた日露首脳会談では、日本企業のハバロフスク空港への経営参画等、日露経済協力の進展を歓迎するとともに、日露間の協力覚書等34件の文書が署名された。また、世耕ロシア経済分野協力担当大臣からは、裾野産業の人材育成事業等を始めとする8項目の「協力プラン」の成果を報告した。

8項目の「協力プラン」の個別分野では、「(3) 中小企業交流・協力の抜本的拡大」に関連し、2016年9月、ウラジオストクで行われた東方経済フォーラムの際、経済産業省とロシア連邦経済発展省が締結した、中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設に関する覚書に基づき、海外展開支援機関や、自治体、金融機関などからなる日本側プラットフォームを設立。プラットフォームメンバーであるJETROにロシア展開の専門家を配置し、戦略策定から販路開拓、パートナー探し、商談同行、契約締結まで一貫して個別企業支援を行う仕組みを整備し、一体的に支援を行い、一部の日本企業においては、実際にロシア企業との取引が成立するなど成果を得ている。また、2018年7月には、産業総合見本市イノプロムに参加し、中堅・中小企業を含む26の企業・団体が参加するジャパン・パビリオンを出展した。

また、「(4) エネルギー」に関連し、世耕経済産業大臣はノヴァク・エネルギー大臣との間で2016年11月、エネルギー・イニシアティブ協議会第一回会合を開催し、炭化水素、原子力、省エネ・再エネの各分野についてワーキング・グループを設置した。2017年1月の第二回会合では、各分野の協力プロジェクトについて、その早期の具体化を目指して協力を進めていくことを確認した。その後、第三回会合を同年4月、第四回会合を同年9月、第五回会合を2018年2月、第六回会合を同年4月に開催し、協力分野の具体化を進めている。

直近では、2018年9月、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）とロシア連邦最大の民間天然ガス生産販売会社のノヴァテク社が、北極LNG2を含む上流開発に係る包括的協力を推進するための覚書を締結した。また、日本企業のバルティックLNGプロジェクトへの参画に関する覚書締結の他、資源エネルギー庁とロシアエネルギー省による運輸部門のエネルギー協力について共同声明への署名を行った。同年11月には、NEDOとルスギドロ及びサハ共和国の協力によるサハ共和国における風力発電を含むエネルギーインフラ実証の風車竣工式を実施した。更に、省エネルギーセンターは、ロシア青少年向けの省エネセミナーを同年6月と10月に実施した。これらの事業により、我が国のエネルギー供給源多角化・安定供給確保、日本のエネルギー技術の導入及び両国間の経済関係強化につながることが期待される。

「(5) ロシアの産業多様化・生産性向上」については、2016年8月、貿易経済に関する日露政府間委員会のもとに産業分野における協力に関する分科会を設立した。同分科会での議論を踏まえ、①高い技術力や生産性管理技術を備えた日本の専門家によるロシア企業のIT化を含めた生産性診断及び改善指導、②ロシアの裾野産業に従事する役員・ラインマネージャークラスを日本に招聘し、生産工場の現場視察や日本の管理技術・設備、IT化に関する研修等を行うこととなった。②については、日露政府間で合意した、2017年から2019年3月末までに計200名のロシア人研修性を受け入れるという目標を超える244名の研修生を受入れた。これら事業により、日本の最先端設備をロシア企業に導入することを目指すとともに、ロシア企業の生産性向上により、ロシアに進出している日系企業のロシア企業からの部品等の調達条件が改善され、ひいては日系企業の市場シェア拡大につながることが期待される。2019年度も同事業を継続していく。

8項目の「協力プラン」における横断的取組としては、2017年9月、世耕ロシア経済分野協力担当大臣とオレシュキン経済発展大臣との間で「労働生産性向上の分野における経験の交換に関する相互理解の覚書」が署名され、ロシアの労働生産性向上を進めていくことが確認された。この覚書に基づき、2018年2月には、ロシア官民の労働生産性ミッションが、日本のベストプラクティスを学ぶために訪日した。また、同年10月には、ロシアで日本企業がワークショップを開催するなど、日露の労働生産性向上に向けた協力

が進展しており、2019 年度も同協力を継続していく。

また、2017 年 9 月、世耕ロシア経済分野協力担当大臣とオレシュキン経済発展大臣との間で「デジタル経済に関する協力に係る共同声明」が署名され、8 項目の「協力プラン」の各項目においてデジタル経済の実現に向けた協力を実施することが確認された。2018 年 5 月のサンクトペテルブルク国際経済フォーラム、7 月のイノプロム、10 月の CEATEC において日露のデジタル協力に関するセミナーが開催されるとともに、同年 5 月のスコルコヴォ・スタートアップビレッジへのジャパン・パビリオン設置や同年 9 月の東方経済フォーラムにおけるスマートシティに関するセッションなどが実施された。

第Ⅲ-2-7-1 図
2018 年 4 月サベッタでのヤマル LNG プラント視察の様子

出典：経産省 HP

第Ⅲ-2-7-3 図
2019 年 1 月モスクワでのオレシュキン大臣との会談の様子

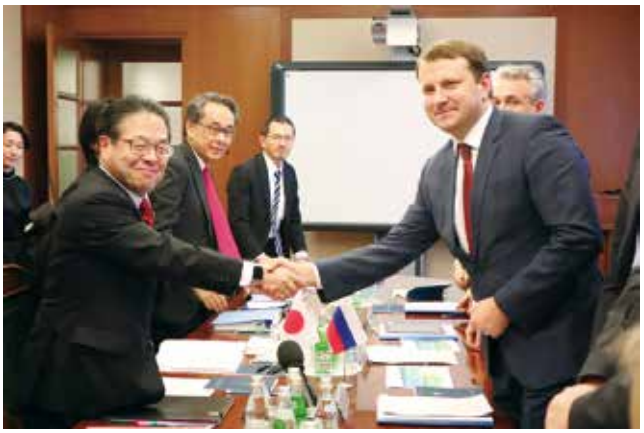

出典：経産省 HP

第Ⅲ-2-7-2 図
2019 年 1 月モスクワでの首脳会談の様子

出典：内閣広報室 HP

第８節　中東

我が国は原油輸入の約９割、天然ガス輸入の約２割を中東に依存しており、供給源の多角化に加え、中東産油国との良好な関係を深化させることが重要。中東諸国では、原油そのものだけでなく、より付加価値の高い石油製品を今後需要の急増が見込まれるアジアに販売することで収益を確保しようとする動きや、エネルギー産業に依存しない経済体制の構築に取り組む動きが顕著に見られる。日本としては、2017年３月に合意された「日・サウジ・ビジョン2030」等に基づき、貿易・投資分野を含めた幅広い協力関係の強化を推進しつつ、産油国の経済多角化を支援し、地域の安定ひいてはエネルギー安定供給の確保を図っていく。

加えて、イスラエル等とのイノベーション分野やサイバーセキュリティ分野、ヘルスケア分野での協力を推進し、日本企業の競争力強化を図る。

サウジアラビア王国については、2016年９月にムハンマド・ビン・サルマン現皇太子と安倍総理大臣が「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」の設立に合意し、「サウジ・ビジョン2030」と日本の「成長戦略」のシナジーを最大化する、具体的かつ広範な二国間協力を進めるための議論が開始された。2017年３月には、サウジアラビア国王として46年ぶりとなるサルマン・ビン・アブドゥルアズィーズ国王訪日の機会を捉え、安倍総理大臣との首脳会談時に、新たな二国間協力の羅針盤となる「日・サウジ・ビジョン2030」が合意された。2017年４月以降、事務レベルの作業部会である「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」サブグループ会合を５回開催し、同ビジョンに盛り込まれた協力プロジェクトのモニタリングを行うとともに、協力機会の拡大に向け、検討を進めた。直近では、2018年10月にサブグループ会合をリヤドで開催し、すべてのプロジェクトにつき進捗のレビューを実施、第３回閣僚級会合に向けた成果の整理を行った。2018年５月、アル・ファーレフ・エネルギー産業鉱物資源大臣が訪日し、世耕経済産業大臣と会談。「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」第３回閣僚級会合を東京で開催すること、両国の協力関係を一層深化させることで一致した。2019年１月、UAEにおいて世耕大臣とアル・ファーレフ・エネルギー産業鉱物資源大臣及びトワイジリ経済企画大臣が会談を行い、引き続き第３回閣僚級会合の開催に向け調整を行っていくこと、日・サウジ・ビジョン2030の下での協力を更にさらに進めていくことで一致した。

イラン・イスラム共和国については、2018年９月に国連総会の場で安倍総理大臣がハサン・ローハニ大統領と首脳会談を実施。また、10月にはJETROがテヘラン国際産業見本市にJETRO広報ブースを出展し、日本の技術・文化・産業・観光や大阪万博誘致などをPRした。

アラブ首長国連邦（以下、UAE）については、2018年２月、日本企業が、世界有数の埋蔵量を誇る下部ザクム油田権益（10%）等のアブダビ海上油田権益を再獲得。2018年４月、アブダッラー・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン外務・国際協力大臣が訪日し、安倍総理大臣を表敬したほか、世耕経済産業大臣と会談。海上油田の権益の再獲得につき謝意を表明するとともに、二国間の協力を多様化していくことで一致した。さらに、４月末には安倍総理大臣がUAEを訪問。ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン・アブダビ皇太子との会談を行った。海上油田の権益再獲得につき謝意を表明するとともに、日・UAE「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」に合意し、エネルギーや経済を始め、広範な分野での戦略的パートナーシップをさらに強固にしていくことで一致した。また、日・UAE投資協定に関する署名文書の交換が行われた。2018年８月、スルターン・アル・ジャーベル国務大臣兼ADNOC・CEOが、CSPIに基づく第１回会合のため訪日。この機会に、世耕経済産業大臣とも会談を行い、二国間のパートナーシップを更に強化することで一致した。2018年11月、関経済産業副大臣がアブダビ国際石油展示会議（ADIPEC）及び日本アブダビ経済協議会（ADJEC）に参加するためUAEを訪問。ジャーベル国務大臣兼ADNOC・CEO、スハイル・ムハンマド・アル・マズルーイ・エネルギー産業大臣、マイサ・アル・シャムシ国務大臣等政府要人と会談を行った。2019年１月、世耕経済産業大臣は、UAE政府主催のワールド・フューチャー・エナジー・サミットに参加するため、UAEを訪問。ムハンマド・アブダビ皇太子やジャーベル国務大臣兼ADNOC・CEOとも会談

を行い、二国関係の強化につき意見交換を行った。

イスラエル国については、2018年5月に安倍総理大臣が訪問し、ビンヤミン・ネタニヤフ首相と首脳会談を行った。安倍総理大臣から、2017年に「日・イスラエルイノベーションネットワーク（JIIN）」が設置されたことに触れ、若手起業家のイスラエル派遣、サイバー、イノベーション、バイオ等の先端分野のセミナーやマッチング等を推進予定である旨述べた。また、2019年1月には世耕経済産業大臣がイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相との会談のほか、第3回目の開催となる日・イスラエル経済イノベーション政策対話やJIIN総会等に参加した。これに合わせ、日本企業約100社、200名がイスラエルを訪問した。

トルコ共和国については、2018年9月にイスタンブールで3年ぶりとなる「第24回日本トルコ合同経済委員会」が日本経済団体連合とトルコ海外経済評議会の間で開催。また、11月にはメヴリュット・チャヴシュオール外務大臣が訪日し世耕経済産業大臣と会談、また2019年1月のダボス会議の場で世耕経済産業大臣とルフサル・ペキジャン貿易大臣が会談し、二国間の経済関係について協議をした。

カタール国については、2018年10月のムハンマド・ビン・サーレハ・アル・サダ・エネルギー工業大臣訪日時に開催されたLNG産消会議2018や第12回日・カタール合同経済委員会などの場を通じて、我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係強化に向けた意見交換を実施した。2019年1月にはタミーム・ビン・ハマド・アール・サーニ首長が訪日し、安倍総理大臣と首脳会談を実施。会談において、両首脳は、LNGにかかる両国の協力関係の重要性を確認し、エネルギー・交通・発電等のインフラ事業へ日本企業の参加を歓迎しつつ、民間ビジネスの協力進展への希望を表明した。また、訪日の機会を捉え、外務省、経済産業省、一般財団法人中東協力センター、カタール商業・工業省の共催で日本・カタール・ビジネスフォーラムを開催し、日本企業の更なるカタール市場への進出を呼びかけた。

安倍総理大臣は、2018年4月から5月にかけての中東訪問に際し、ヨルダン及びパレスチナも訪問。

ヨルダンでは、安倍総理大臣はアブドッラー2世・イブン・アル・フセイン国王との首脳会談を行った。会談において、両首脳は、今般、日・ヨルダン投資協定が実質合意に至ったことを歓迎し、これが、両国の経済関係が飛躍するきっかけとなることへの期待を表明した。

パレスチナでは、安倍総理大臣はマフムード・アッバース大統領と首脳会談を行った。

第Ⅲ-2-8-1図　イスラエル出張写真

出典：経済産業省

出典：経済産業省

第Ⅲ-2-8-2図　UAE出張写真

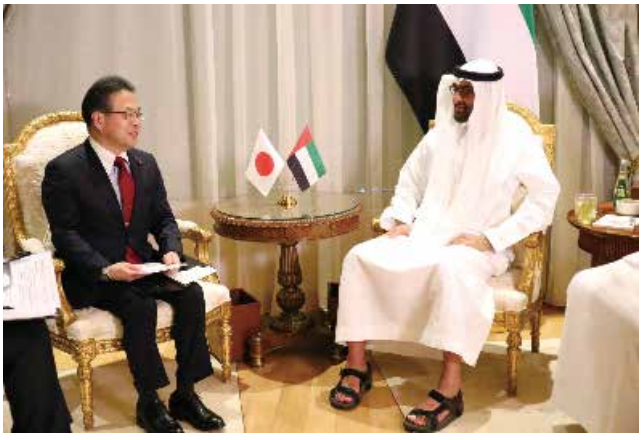

出典：経済産業省

第９節　アフリカ

アフリカは、若年層を中心に12億人を超える人口を抱え、経済成長とともに電力・運輸・港湾等のインフラ需要が高まっている。一部の地域では石油・天然ガス・鉱物資源が豊富である一方、近年の国際資源価格の下落はこれらの地域の財政を悪化させ、各国に対し資源依存からの脱却を促している。消費財やICTを活用したビジネスが広がるなど、かつて資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは多様化しつつある。我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定の締結促進などとともに、日アフリカ官民経済フォーラム等の官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していく。

〈進捗状況〉

2016年8月にケニア・ナイロビで開催された第六回アフリカ開発会議（TICAD Ⅵ）において安倍総理大臣より表明された「日アフリカ官民経済フォーラム」について、第一回会合が2018年5月3日・4日に、アフリカ大陸で最も多くの日本企業が進出する南アフリカ・ヨハネスブルグで開催された。日本からは世耕経済産業大臣、岡本外務大臣政務官、高橋国土交通大臣政務官が出席し、アフリカ側からはシリル・ラマポーザ南アフリカ大統領、ロブ・デービス南アフリカ貿易産業大臣を始めとして閣僚級28名を含む42カ国が出席した。また、アフリカ企業約400社、日本企業100社以上、さらに欧州や中東等の第三国企業や国際機関を含めて総勢約2,000名が参加し、日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた議論を実施した。

世耕経済産業大臣は、日アフリカ間の協業の機会及び課題を議論するプレナリー・セッション1において、日本とアフリカの経済がwin-winで持続的に発展するための4つの柱として、(1) 民間資金を活用したインフラ整備、(2) ビジネス分野の拡大、(3) プレイヤーの拡大、(4) ビジネス環境整備に関する取組を表明した。

さらに、日アフリカ官民経済フォーラムでは、公式サイドイベントとしてJETRO主催のジャパンフェアが開催され、世耕経済産業大臣、デービス南アフリカ貿易産業大臣らが巡覧した。ジャパンフェアには日本企業等約70社・機関の産官学各界が結集し、インフラや通信、農業やヘルスケア等におけるロボット等を駆使した日本企業の高い技術力やアイディアが幅広く展示されたほか、アフリカに貢献する日本企業の紹介がなされ、多くの政府関係者、ビジネス関係者が訪れた。

また、多くの政府要人が集うこの機会をとらえ、世耕経済産業大臣は、ラマポーザ南アフリカ大統領への表敬を始め、デービス南アフリカ貿易産業大臣ら18名の政府要人と会談し、我が国のアフリカにおけるビジネス協力や二国間関係における更なる進展の可能性について意見を交わした。

2019年2月には、南アフリカ・ケープタウンで開催された、アフリカ鉱業投資会議「マイニング・インダバ」に関経済産業副大臣が参加した。この会議において、関副大臣は南アフリカ共和国及びザンビア共和国の要人と会談するなど、鉱業分野における一層の関係強化に取り組んだ。

また、コンゴ民主共和国及びマダガスカル共和国を訪問し、コンゴ民主共和国ではコロンゲレ大統領府副官房長官等の要人と会談するとともに、国家経済省・鉱物資源省・国営企業省の三省合同の投資会議に出席し、コバルト等の重要鉱物の供給やコンゴ民主共和国政府における直接投資、インフラ開発・人材育成への協力について意見交換を行った。マダガスカル共和国では、同年1月に新大統領に就任したラジョリナ大統領へ祝意を伝達するとともに、鉱業における投資環境の整備・安定と農業や医療を始めとする重点分野での協力について議論を行った。

補　論

補論　企業データベースに基づく試算方法

第Ⅱ部第１章第１節（２）③において、製造企業に関する、国内と海外子会社の売上高比率を確認するにあたり、ビューロー・ヴァン・ダイク社（Bureau van Dijk）の ORBIS を用いた。この企業データベースは、非上場企業の財務データ収録率が低いものの、主要国の企業が広く収録されており、国際比較を行うことが可能である。しかし、財務データの収録率が低いため、何らかの形で補正する必要がある[1]。

さらに、ORBIS 内では、連結財務データしか掲載されていない企業も多い。そのため、企業売上高を集計する際に、連結グループ内企業の売上高の重複を排除する必要がある。

以下では、財務データの収録率の補正、及び、連結財務データの重複の排除を含め、本項で行った試算の方法を説明する。

1. 対象企業の抽出

国内製造企業については、当該国に立地する、2015 年以降の財務データがある企業のみとした。

次に、それらの直接の海外関係企業（出資比率 25% 以上）を抽出した（使用する財務データは 2015 年以降 2017 年までの直近数値とした）。

2. 連結財務データの重複排除を通じた、企業売上高の集計

国内企業と海外企業に分けた上で、ORBIS 内で定義される「支配企業」の系列（出資比率 25% 以上の関係を有する企業系列のうち、最終親会社につながる唯一の系列）の中で、直接の出資関係が全て 50% 以上である系列については、連結関係にあると仮定し、最終出資先の企業の売上高に、出資元ごとの出資比率を乗じた金額（A）を算出した。

そして、同時に抽出された企業群（国内であれば、製造企業であり、かつ財務データ 2015 年以降がある企業）の中に、同系列の出資元企業がある場合には、A を、出資元の売上高から差し引いた。

3. 国内企業売上高からの連結海外子会社の売上高排除

2. で算出した国内売上高には、海外にいる連結対象企業の売上高が含まれるが、国内売上高を算出することが目的であるため、これを排除する必要がある。2. と同様に、系列ごとに出資比率 50% 以上の場合には連結関係にあると仮定し、海外企業の売上高を、国内企業の売上高から差引き、これを、国内売上高とした。

4. 最終親会社による区別

2. により算出した海外出資先（出資比率 25% 以上）の売上高と、3. により算出した国内製造企業の売上高により、海外売上高と国内売上高の比較を行った。

なお、国際比較を行う際には、全て、最終親会社も当該国であることを条件とした。すなわち、「日本」の集計対象企業については、日本に立地し、最終親会社も日本に所在する場合とした（最終親会社の所在国が不明である場合も対象とした）。

1　なお、日本の海外子会社の売上高を収録する統計としては、経済産業省の「海外事業活動基本調査」（以後、「海事」）がある。同調査は、時系列で我が国企業の海外現地法人の動向を確認することができる点が特徴であるが、2017 年調査における回答率は 74% であった。また、調査に対し回答があった企業の中でも、売上高の数値が不明であるケースがあることから、海事で捉えられた海外売上高は、単純に考えれば、実際の海外現地法人売上げ高合計より小さい数値となる。

5. 海外事業活動基本調査による補正

日本企業については、ORBIS による集計に加えて、「海事」を用いて、財務情報収録企業数が少ない地域[2] に関する調整を通じた推計も行った。

具体的には、米国、中国、東アジア、東南アジア、中央アメリカについては、ORBIS でなく「海事」による売上高を使用した（前掲第Ⅱ-1-1-2-27 図の「日本②」、「日本推計③」、「日本推計④」）。

そのうち、「日本推計③」は、「ORBIS」の方が「海事」よりも、売上高の数値を有する企業数が多い地域（英国、ドイツ、フランス、その他欧州、ロシア、南アジア、オセアニア、南アメリカ）における、「ORBIS」と「海事」による売上高の平均変動比率（※）で補正した。これらの地域においては、「ORBIS」の売上高の増加分（対「海事」）が、企業数の増加分（対「海事」）を上回っているためである（先に行った連結調整が不十分であることが影響している可能性がある）。

（※）「日本②」に、変動比率（a ÷ b）を乗じた。a は「ORBIS」売上高÷「海事」売上高。b は「ORBIS」企業数÷「海事」企業数。

次に、「日本推計④」では、売上高の増加に加えて、「海事」で把握している企業数が、他の地域と同様にさらに増加するとの前提で補正を行った。つまり、「日本推計③」の結果に b を乗じたため、全体としては、日本②に a を乗じた形となる。

2　一部の主要国・地域（英国、ドイツ、フランス、ロシア、中国、香港、米国）については国単位で集計し、その他は基本的に ISO の地域区分を使用した（ただし、北ヨーロッパ、東ヨーロッパ、西ヨーロッパは欧州に、また、北アフリカ、南アフリカ、東アフリカ、西アフリカはアフリカにまとめた）。

参考文献

参考文献

第Ⅰ部

第1章

▷第1節

IMF（2018），“Challenges to Steady Growth”, *World Economic Outlook, October 2018*.
IMF（2019），“Growth Slowdown, Precarious Recovery”, *World Economic Outlook, April 2019*.
WTO（2019），“Global trade growth loses momentum as trade tensions persist”, *2 Apr. 2019*.

第2章

▷第1節

IMF（2018），“A Decade after the Global Financial Crisis, Are we safer?”, *Global Financial Stability Reports, October 2018*.
IMF（2019），“Vulnerabilities in a Maturing Credit cycle”, *Global Financial Stability Reports, April 2019*.
IMF（2019），“Growth Slowdown, Precarious Recovery”, *World Economic Outlook, April 2019*.
内閣府（2018）「世界経済の潮流　2018年Ⅰ　民間債務の増加がもたらす世界経済のリスクの点検」。

▷第2節

Federal Reserve Bank of Dallas（2019），“Oil and Gas Activity Grows Modestly as Oil Price Jumps”, *Dallas Fed Energy Survey First Quarter, March 27 2019*.
World Bank（2018），“The changing of the Guard: Shifts in Commodity Demand”, *Commodity Market Reports, October 2018*.

第3章

▷第2節

European Commission（2018a），“Annex to the COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, AND THE EUROPEAN CENTRAL BANK”, *2019 Draft Budgetary Plans: Overall Assessment*.
European Commission（2018b），“REPORT FROM THE COMMISSION Italy”.
European Commission（2018c），“Italy – Report prepared in accordance with Article 126（3）of the Treaty on the Functioning of the European Union”.
European Commission（2018d），“Analysis of the draft budgetary plan of France Accompanying the document COMMISSION OPINION on the draft budgetary plan of France”, *COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT*.
European Commission（2018e），“FRANCE-REVIEW OF PROGRESS ON POLICY MEASURES RELEVANT FOR THE CORRECTION OF MACROECONOMIC IMBALANCES”.
European Fiscal Board（2018），“Annual Report 2018”.
Halle Institute for Economic Research（2019），“Potential international employment effects of a hard Brexit”, *IWH Discussion Papers, No. 4/2019*.

UK Government（2017）, “Building a Britain fit for the future”, *Industrial Strategy*.
UK Government（2018）, “Long-term economic analysis” *EU Exit November 2018*.
厚生労働省（2019）「2018 年海外情勢報告」。
財務省（2019）「2019 年予算と黄色いベスト運動から見たフランスの今」、『ファイナンス』、2019 年 4 月。
独立行政法人日本貿易振興機構（2018a）「「失業保険・職業訓練・見習い研修」改正法が可決（フランス）」、『ビジネス短信』、2018 年 8 月 15 日。
独立行政法人日本貿易振興機構（2018b）「欧州進出日系企業実態調査（2018 年度調査）」。
独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）「マクロン政権による労働法典改革」、2018 年 1 月。
吉田健一郎（2018）「みずほ欧州経済情報」、2018 年 11 月号、みずほ総合研究所。

▷**第 3 節**

梶谷懐（2018）『中国経済講義』、中央公論新社。
肖敏捷（2017）『中国 新たな経済大革命―「改革」の終わり、「成長」への転換』、日本経済新聞出版社。
内閣府（2019）「世界経済の潮流 2018 Ⅱ～中国輸出の高度化と米中貿易摩擦～」。

▷**第 4 節**

JETRO（2018）『世界貿易投資白書 2018 年版』。
UNWTO（2018）, “Tourism Highlights 2018 Edition”.
熊谷章太郎（2019）「モディ政権 5 年間の評価とインド経済の行方」（2019 年 2 月 4 日）、日本総合研究所。
西濱徹（2019）「Asia Trends」（2019 年 2 月 6 日、3 月 25 日）、第一生命経済研究所。

▷**第 5 節**

IMF（2019）, “Growth Slowdown, Precarious Recovery” *World Economic Outlook, April 2019*.

▷**第 6 節**

IMF（2018）, “Challenges to Steady Growth” *World Economic Outlook, October 2018*.
IMF（2019）, “Growth Slowdown, Precarious Recovery”. *World Economic Outlook, April 2019*.
JETRO（2017）「2017 年度ロシア進出日系企業実態調査」。
井上恵理菜（2019）『本当にわかる世界経済』日本総合研究所。
神戸雄堂（2019）「ロシア経済の見通し／低成長が続くロシア経済。潜在成長率の上昇に向けた国家事業もその効果は限定的か。」、ニッセイ基礎研究所。
雲和宏（2014）「ロシアの人口の歴史と現在」、一橋大学経済研究叢書、岩波書店。
金野雄五（2019）「4 期目プーチン政権下のロシア経済」、『ポストプーチンのロシア展望』、外務省 平成 30 年度外交・安全保障調査研究事業。
田畑伸一郎（2019）「ロシア経済に生じた異変―2018 年マクロ実績の分析―」、『ロシア NIS 調査月報』、一般社団法人 ロシア NIS 貿易会。
徳永俊介（2018）「2024 年までの国家目標と戦略的成長課題に関する大統領令」、『外国の立法』No, 276-1 p. 14、国立国会図書館。
徳永俊介（2018）「年金給付及びその決定に関する個々の連邦法令の改正に関する法律」、『外国の立法』No, 278-1 p. 4、国立国会図書館。
服部倫卓（2019）「プーチン政権のロシアが描く輸出拡大の青写真」、『ロシア NIS 調査月報』、一般社団法人 ロシア NIS 貿易会。

第Ⅱ部

第１章

▷第１節

Arbatli, E. C, Steven J. Davis, Arata Ito, Naoko Miake, and Ikuo Saito (2017), "Policy Uncertainty in Japan", *IMF Working Paper No.17/128,* IMF.

Baker, S., Bloom, N., and Davis, S. (2016), "Measuring Economic Policy Uncertainty", *The Quarterly Journal of Economics,* Oxford academy.

Baldwin, R. (2016), "The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization", Belknap Press（遠藤真美訳（2018）『世界経済　大いなる収斂 IT がもたらす新次元のグローバリゼーション』、日本経済新聞出版社）。

Davis, S. (2016), "An Index of Global Economic Policy Uncertainty", *Macroeconomic Review, October 2016.*

Eaton, J. W., and Kortum, S. (1996), "Trade in ideas: patenting and productivity in the OECD", *J. Int. Econ. 40. 3–4, pp. 251–78.*

ESCAP (2017), "ESCAP-WB Trade Cost Database: Explanatory Note for Users", ESCAP-World Bank Trade Cost Database.

Fosfuri, A., Motta, M., and Rønde, T. (2001), "Foreign direct investment and spillovers through workers' mobility." *Journal of international economics 53.1, pp. 205–222.*

Frankel, J. (2006), "What Do Economists Mean by Globalization? Implications for Inflation and Monetary Policy", Harvard University.

Guillemette, Y. and Turner, D. (2018), "The Long View: Scenarios for The World Economy to 2060 ", *OECD Economic Policy Paper July 2018 No. 22, pp44–45.*

Iino, T., Inoue, H., Saito, Y., and Todo, Y. (2018), "How Does the Global Network of Research Collaboration Affect the Quality of Innovation?", *RIETI Discussion Paper Series18–E–070,* The Research Institute of Economy, Trade and Industry.

IMF (2019), "Growth Slowdown, Precarious Recovery" *World Economic Outlook, April 2019:*

Kiriyama, N. (2012), "Trade and Innovation: SYNTHESIS REPORT", *OECD Trade Policy Papers 135*, OECD.

Obashi, A. and Kimura, K (2018), "Are Production Networks Passé in East Asia? Not Yet*", *ERIA Discussion Paper Series, June 2018,* ERIA.

OECD (2018), "Trade Policy Implications of Global Value Chains".

Rodriguez-Clare, A. (1996), "Multinationals, linkages, and economic development", *The American Economic Review, 86. 4, pp. 852–873.*

Todo, Y., Matous, P., and Inoue, H. (2015), "The Strength of Long Ties and the Weakness of Strong Ties: Knowledge diffusion through supply chain networks", *RIETI* In *Discussion Paper Series 15–E–034,* The Research Institute of Economy, Trade and Industry.

UNCTAD (2018), "Investment and new industrial policy", *World Investment Report 2018.*

飯野隆史、占部寿美子、齊藤有希子、山内勇（2019）「新興国における知識生産活動とグローバルネットワーク」、『RIETI Policy Discussion Paper Series』、19-P-009、独立行政法人経済産業研究所。

猪俣哲史（2014）「東アジアの付加価値貿易」、一橋大学、博士論文、甲第 782 号。

加藤涼、永沼早央梨（2013）「グローバル化と日本経済の対応力」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.13-J-13。

木村福成（2018）「生産ネットワークとアンバンドリング―概念枠組みの再整理と理論・実証・政策論―」、『フィナンシャル・レビュー』、平成 30 年第 3 号（通巻第 135 号）、pp8-14、財務省財務総合政策研究所。

黒岩郁雄（2019）「GVC 発展のメカニズムと産業別 GVC の特徴」、『グローバル・バリューチェーンの発展メカニズムと国際物流、規制・スタンダード』IDE Seminar、2019 年 3 月 1 日。
小橋文子（2018）「生産ネットワークの拡大と深化」、『フィナンシャル・レビュー』、平成 30 年第 3 号（通巻第 135 号）pp22-47、財務省総合政策研究所。
経済産業省（2014）「通商白書 2014」。
経済産業省（2017）「通商白書 2017」。
経済産業省（2018）『「我が国企業による海外M＆A研究会」報告書』。
経済産業省（2019）「2019 年版ものづくり白書」。
公益財団法人 日本経済研究センター（2017）「不確実性の高まりが招く設備投資の先送り―政策の予見可能性と成長期待の向上を―」。
独立行政法人日本貿易振興機構（2019）「2018 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」。
戸堂康之、柏木柚香（2017）「グローバルな企業ネットワークから見た日本企業の現状」、『RIETI Discussion Paper Series』、17-P-004、独立行政法人経済産業研究所。
中国商務部、国家統計局、国家外資管理局（2018）『2017 年度 中国対外直接投資統計公報』。
内閣府（2004）「平成 16 年度 年次経済財政報告」。
内閣府（2018）「世界経済の潮流」。
内閣府（2019）「日本経済 2018-2019―景気回復の持続性と今後の課題―」。
ニッセイアセットマネジメント（2018）「高まる不確実性と身構える市場」。
日本銀行（2016）「経済・物価情勢の展望」。
広田堅志（2017）「付加価値貿易から見た日本の輸出競争力」、『広島経済大学創立五十周年記念論文集』、上巻、広島経済大学。

第 2 章

▷第 1 節

JETRO（2017）「WTO が「貿易制限措置」を再定義」。
JETRO（2018）「輸入時の前払い所得税の税率引き上げ（インドネシア）」。
WTO（2018）“Report on G20 Trade Measures”.
外務省（1969）『外交青書 1969』。
経済産業省（2009）『通商白書 2009』。
経済産業省（2012）『不公正貿易報告書』。
佐藤弥恵（2003）「WTO 成立後の米国通商法に基づく一方的措置の合法性：1974 年通商 301 条～310 条を中心として」、『一橋研究』、一橋大学。
田村次朗（2006）『WTO ガイドブック　第 2 版』、弘文堂。
日本貿易振興会（1995）『ジェトロ白書・貿易編　世界と日本の貿易』。
日本貿易振興会（1986）『ジェトロ白書・貿易編　世界と日本の貿易』。
樋口修（2006）「GATT／WTO 体制の概要と WTO ドーハ・ラウンド農業交渉」、『レファレンス（平成 18 年 11 月号）』。
渡辺頼純（2011）「忍び寄る「新保護主義」と国際通商体制」、『経済研究所年報（24）』、成城大学。
渡辺頼純（2012）『GATT／WTO 体制と日本―国際貿易の政治的構造』、北樹出版。

▷第 2 節

Casalini, F. and J. López González（2019）, “Trade and CrossBorder Data Flows”, *OECD Trade Policy Papers, No. 220,* OECD Publishing, Paris.
Corlett, A.（2016）, “Examining an Elephant: Globalization and the Lower Middle Class of the Rich World”,

Resolution Foundation Report.

IMF（2007）, "Globalization and Inequality" *World Economic Outlook 2007, October 2007.*

IMF, World Bank, WTO（2018）, "Reinvigorating Trade and Inclusive Growth".

Lakner, C. and Milanovic, B.（2015）, "Global Income Distribution: From the Fall of the Berlin Wall to the Great Recession", *World Bank Economic Review.*

Malkin, A.（2018）, "Made in China 2025 as a Challenge in Global Trade Governance", *August 15 2018.*

OECD（2011）, "Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising"*, December 2011.*

OECD（2017）, *Employment Outlook 2017, June 2017.*

U.S. Department of Commerce（2017）, "Review of China's Financial System Memorandum", *Docket C-570-054 (August 1, 2017).*

USTR（2018a）, "2018 Report to Congress on China's WTO Compliance", *February 2018. USCC,* "*2017 Annual Report*"*, November 15 2017.*

USTR（2018b）, "Findings of the Investigation into China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974"*, March 22 2018.*

USTR（2018c）, "Update Concerning China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation"*, November 20 2018.*

VanGrasstek, C.（2013）, "The History and Future of the World Trade Organization", WTO.

奥山幸祐（2011）、「半導体の歴史―その 20　20 世紀後半　超 LSI への道―超エル・エスアイ技術研究組合（1）」、SEAJ Jornal 2011. 9 No. 134。

経済産業省（2017）「通商白書 2017」。

経済産業省（2018）「不公正貿易報告書　2018 年版」。

中国企業架調査系統（2017）「経営者たちがマクロ情勢、及び企業経営状況に関する判断、問題と提案――2017・中国企業経営者アンケート追跡調査報告」、『管理世界（月刊）』、2017 年第 12 期。

中国国務院新聞弁公室、"*The Facts and China's Position on China-US Trade Friction*"*, September 2018.*

中投顧問産業研究センター（2016）、「2016 年～2020 年中国産業投資基金業界深度分析及び発展計画諮詢建議報告」。

投中研究院（2018）「2018 年政府引導基金特題研究報告」。

投中研究院（2019）「投中研究：2019 政府引導基金調研報告」。

みずほ総合研究所調査本部アジア調査部（2017 年）、「新しくなる中国の金融政策枠組み」、2017 年 3 月 29 日。

▷第 3 節

American Farm Bureau Federation（2019）, "Farm Bankruptcies in 2018 The Truth is Out There", *February 2019.*

Francois, J. and Baughman, L.（2003）, "The Unintended Consequences of U.S".

Gagnon, J. E.（2018）, "The Debate on Trade Deficits Is Littered with Misconceptions", PIIE.

Hufbauer, G. C. and Goodrich, B.（2003a）, "Steel Policy: The Good, the Bad, and the Ugly",PIIE.

Hufbauer, G. C. and Goodrich, B.（2003b）, "Next Move in Steel: Revocation or Retaliation?" , *International Policy Brief,* PIIE.

Hufbauer, G. C. and Jung, E.（2018）, "Steel Profits Gain, but Steel Users Pay, under Trump's Protectionism", PIIE.

IMF（2018）, "Challenges to Steady Growth" *World Economic Outlook, October 2018.*

Kim, S. and Shikher, S., USITC（2017）, "Can Protectionism Improve Trade Balance?" *Economics Working Paper Series, Working Paper 2017–10–B, October 2017.*

National Renewable Energy Laboratory, U.S. Department of Energy（2018）, "U.S. Solar Photovoltaic

System Cost Benchmark: Q1 2018".

OECD (2018), *Global Economic Outlook, November 2018.*

Ostry, J. D. and Rose, A. K. (1992), "An empirical evaluation of the macro-economic effects of tariffs", *Journal of International Money and Finance, Volume 11, Issue 1, February 1992,* Elsevier Ltd.

Santos-Paulino, A. and Thirlwall, A. P. (2004), "The Impact of Trade Liberalization on Exports, Imports and the Balance of Payments of Developing Countries", *The Economic Journal, 5 February 2004, Royal Economic Society.*

Steel Import Tariffs (2003), "A Quantification of the Impact during 2002 ", *February 2003,* Trade Partnership Worldwide, LLC.

The Solar Foundation (2018), "National Solar Jobs Census 2018".

UNCTAD (1999), "Fragile recovery and risks Trade, finance and growth" *Trade and development report, 1999".*

USDOC (2019)„"Steel Imports Report: United States", *Global Steel Trade Monitor, March 2019.*

USITC (2003), "Steel-Consuming Industries: Competitive Conditions With Respect To Steel Safeguard Measure", *Investigation No. 332-452.*

USITC (2017), "Crystalline Silicon Photovoltaic Cells (Whether or not partially or fully Assembled into Other Products)" *Investigation No.TA-201-75, November 2017.*

USITC (2019), "Crystalline Silicon Photovoltaic Cells and Modules from China", *Investigation Nos. 701-TA-481 and 731-TA-1190 (Review), March 2019.*

Wu, Y. and Zeng, L. (2008), "The Impact of Trade Liberalization on the Trade Balance in Developing Countries", *Policy Development and Review, IMF Working Paper, January 2008.*

株式会社三菱総合研究所 (2019)「平成 30 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (事業環境・市場動向等の調査 (AD 等の貿易制限的措置が世界経済に与える影響に関する調査))」(経済産業省委託調査)。

経済産業省 (2003)「不公正貿易報告書」。

戸堂康之 (2015)『開発経済学入門』、第 6 章第 4 節～第 6 節、新世社。

蓬田守弘 (2015)「再生可能エネルギー補助金と相殺関税の経済分析　―米中太陽電池貿易紛争の事例を中心に―」、RIETI Discussion Paper Series, 15-J-033。

▷第 4 節

Casalini, F., and Lopez Gonzalez, J. (2018), "Working Party of the Trade Committee: Trade and Cross-Border Data Flows", *TAD/TC/WP (2018) 19/FINAL,* OECD.

IFPI (2016), "Global Music Report 2018: Annual State of the Industry".

IMF, World Bank, WTO (2018), "Reinvigorating Trade and Inclusive Growth".

McKinsey Global Institute (2016), "Digital Globalization: The New Era of Global Flows".

ORACLE and Efma (2016), "Digital transformation: The challenges and opportunities facing banks", *White Paper, February 2016.*

VanGrasstek, C. (2013) "The History and Future of the World Trade Organization", WTO.

経済産業省 (2003)「不公正貿易報告書」。

第 3 章

▷第 1 節

渡辺浩志 (2019)「世界経済反転のシグナル」、『Special Report』、2018 年 2 月 14 日、ソニーフィナンシャルホールディングス。

▷第 2 節

遠藤環、伊藤亜聖、大泉啓一郎、後藤健太（2018）『現代アジア経済論―「アジアの世紀」を学ぶ』、有斐閣。

木村福成、大久保敏弘、安藤光代、松浦寿幸、早川和伸（2016）『東アジア生産ネットワークと経済統合』、慶應義塾大学出版会。

内閣府（2019）「世界経済の潮流 2018 Ⅱ～中国輸出の高度化と米中貿易摩擦～」。

内閣府（2019）「日本経済 2018-2019―景気回復の持続性と今後の課題―」。

▷第 3 節

Hossiso, K.（2018）, “Activities of U.S. Multinational Enterprises in 2016”, *Survey of Current Business, Volume 98, Number 9, September 2018, Bureau of Economic Analysis,* U.S. Department of Commerce.

The ASEAN Secretariat, UNCTAD（2018）, *ASEAN Investment Report 2018, November 2018.*

木村福成（2016）『東アジア生産ネットワークと経済統合』、慶應義塾大学東アジア研究所。

経済産業省（2010）「通商白書 2010」。

経済産業省（2019）「ものづくり白書 2019」。

図表索引

図表索引

第 I-1-1-1 図　世界の実質 GDP 成長率の推移と見通し …… 4
第 I-1-1-2 表　IMF の主要国・地域の GDP 成長率見通し …… 4
第 I-1-1-3 表　国際機関の世界経済見通し …… 5
第 I-1-1-4 表　世界の財貿易量の伸び率と見通し …… 6
第 I-1-1-5 図　世界貿易量伸び率と実質 GDP 伸び率の比較 …… 6
第 I-1-1-6 図　世界の製造業 PMI の推移 …… 6
第 I-1-1-7 図　主要国・地域の製造業 PMI の推移（米国、中国、日本、ユーロ圏、ドイツ）…… 7
第 I-1-1-8 図　製造業 PMI（アジア）…… 7
第 I-1-1-9 図　世界のサービス業 PMI の推移 …… 7
第 I-1-1-10 図　主要国・地域のサービス業 PMI の推移（米国、中国、日本、ユーロ圏、ドイツ）…… 7
第 I-1-1-11 表　地域別サービス貿易額の推移 …… 8
第 I-1-1-12 図　世界の項目別サービス貿易の伸び率の推移（輸出額ベース）…… 8
第 I-1-1-13 図　サービス貿易の貿易全体に占める割合推移（輸出額ベース）…… 9
第 I-1-1-14 図　財貿易とサービス貿易の伸び率推移（輸出額ベース）…… 9
第 I-1-1-15 図　鉱工業生産（世界）…… 9
第 I-1-1-16 図　鉱工業生産（先進国）…… 9
第 I-1-1-17 図　鉱工業生産（新興国）…… 9
第 I-2-1-1 図　世界の株価の推移 …… 13
第 I-2-1-2 図　米国債利回りと FF 金利誘導目標水準の上限の推移 …… 13
第 I-2-1-3 図　主要通貨の名目実効為替レートの比較と推移 …… 13
第 I-2-1-4 図　主要新興国通貨の為替レートの比較と推移 …… 13
第 I-2-1-5 図　主要新興国通貨の年初来騰落率の比較（対ドル）…… 14
第 I-2-1-6 図　主要国の政策金利の推移 …… 14
第 I-2-1-7 図　インフレ率（新興国アジア）…… 14
第 I-2-1-8 図　インフレ率（新興国アジア以外）…… 14
第 I-2-1-9 図　新興国市場の対外証券投資資金フローの推移 …… 15
第 I-2-1-10 図　IMF の新興国からの資本流出額の試算①（2018 年 10 月公表）…… 15
第 I-2-1-11 図　IMF の新興国からの資本流出額の試算②（2019 年 4 月公表）…… 15
第 I-2-1-12 図　FRB の保有資産の推移 …… 16
第 I-2-1-13 図　世界の債務残高の推移（非金融部門）…… 17
第 I-2-1-14 図　部門別の民間債務残高の推移（対 GDP 比）…… 17
第 I-2-1-15 図　国・地域別の民間債務残高の比較（対 GDP 比）…… 18
第 I-2-1-16 図　国・地域別の債務・GDP 比ギャップの比較 …… 18
第 I-2-1-17 図　主要国の債務・GDP ギャップの推移 …… 18
第 I-2-1-18 図　国際債務証券発行残高の推移（居住ベースと国籍ベースの比較）…… 19
第 I-2-1-19 表　主要新興国の国際債務証券発行残高と外貨準備高の比較 …… 20
第 I-2-1-20 表　主要新興国・地域の経済指標の比較（2013 年と 2018 年）…… 21
第 I-2-1-21 図　主要新興国の経常収支と財政収支（対 GDP 比）…… 21
第 I-2-1-22 図　新興国の外貨準備高と適正外貨水準 …… 21
第 I-2-1-23 図　アルゼンチンとトルコの為替レートの推移 …… 22
第 I-2-1-24 図　アルゼンチンとトルコのインフレ率の推移 …… 22

第 I-2-1-25 図　アルゼンチンとトルコの実質 GDP 成長率の推移と予測 …… 22
第 I-2-1-26 図　アルゼンチンペソと政策金利の推移（2018 年 1 月以降）…… 23
第 I-2-1-27 図　トルコリラと政策金利の推移（2018 年 1 月以降）…… 24
第 I-2-2-1 図　資源価格の推移 …… 25
第 I-2-2-2 図　原油価格の推移（2014 年以降）…… 26
第 I-2-2-3 表　OPEC プラスの減産合意の国別目標（2019 年 1 月～6 月）…… 26
第 I-2-2-4 図　世界の原油生産量の推移（国別）…… 27
第 I-2-2-5 表　米国 EIA の国・地域別原油及び液体燃料生産量と見通し …… 27
第 I-2-2-6 図　米国の石油輸出入量の推移 …… 28
第 I-2-2-7 図　米国のシェールオイル生産量の推移（地区別）…… 28
第 I-2-2-8 図　米国のシェールリグ稼働数の推移 …… 28
第 I-2-2-9 図　IEA の世界の原油需給量の推移 …… 28
第 I-3-1-1 図　米国 GDP 需要項目別寄与度推移 …… 30
第 I-3-1-2 図　米国実質 GDP 成長率長期推移 …… 31
第 I-3-1-3 図　税制改革と貿易摩擦の経済影響の比較 …… 31
第 I-3-1-4 図　非農業部門雇用者数及び失業率推移 …… 31
第 I-3-1-5 図　PCE 価格指数、コア PCE 価格指数推移 …… 32
第 I-3-1-6 図　PCE 価格指数（ガソリン及びその他エネルギー）推移 …… 32
第 I-3-1-7 図　実質 GDP 内訳に占める設備投資額及び住宅投資額推移 …… 32
第 I-3-1-8 図　地区連銀調査による 6 か月先設備投資計画と米国 GDP 設備投資 …… 32
第 I-3-1-9 図　住宅販売戸数伸び率・30 年固定住宅ローン金利推移 …… 33
第 I-3-1-10 図　ISM 景気指数推移 …… 33
第 I-3-1-11 図　ISM 景気指数と実質 GDP 成長率の推移 …… 33
第 I-3-1-12 表　小売売上高（年次）推移 …… 34
第 I-3-1-13 図　小売売上高（月次）推移 …… 34
第 I-3-1-14 図　QE3 以降のイールドカーブの比較 …… 35
第 I-3-1-15 図　米国債利回り推移（10 年、2 年）…… 35
第 I-3-1-16 図　米国対外証券投資・FF 金利誘導目標推移 …… 36
第 I-3-1-17 図　米国対外証券投資・信用スプレッド推移 …… 36
第 I-3-1-18 図　米国対外証券投資（地域別）・原油価格推移 …… 37
第 I-3-1-19 図　米国対外証券投資推移（過去 2 年間）…… 37
第 I-3-1-20 図　米国財貿易収支・日米中名目 GDP 推移（1990 年以降）…… 38
第 I-3-1-21 図　米国の対中財貿易収支推移 …… 38
第 I-3-1-22 表　米国の輸出、輸入、貿易収支（国別）…… 39
第 I-3-1-23 表　米国の輸出・輸入品目 …… 39
第 I-3-1-24 表　CFIUS 審査の主な改正ポイント …… 40
第 I-3-1-25 表　パイロットプログラム対象業種 …… 40
第 I-3-1-26 図　CFIUS 審査対象案件数推移 …… 41
第 I-3-1-27 図　日本企業による米国エマージング技術関連 M&A 金額推移（公表ベース）…… 41
第 I-3-1-28 図　中国企業による米国エマージング技術関連 M&A 金額推移（公表ベース）…… 42
第 I-3-1-29 表　規制対象候補となる 14 の技術分野 …… 42
第 I-3-2-1 図　ユーロ圏の実質 GDP 成長率（需要項目別寄与度）…… 43
第 I-3-2-2 図　ユーロ圏の実質付加価値成長率（産業別寄与度）…… 43
第 I-3-2-3 図　ユーロ圏の景況感（業種別）…… 44

第Ⅰ-3-2-4図　ユーロ圏諸国と英国の実質GDP成長率（前期比）…… 44
第Ⅰ-3-2-5図　ユーロ圏主要国の経済信頼感指数 …… 44
第Ⅰ-3-2-6図　ユーロ圏諸国の総固定資本形成推移 …… 44
第Ⅰ-3-2-7図　ユーロ圏の鉱工業生産指数 …… 45
第Ⅰ-3-2-8図　ドイツの生産指数（製造業業種別）…… 45
第Ⅰ-3-2-9図　ユーロ圏の生産指数（製造業業種別）…… 45
第Ⅰ-3-2-10図　ユーロ圏製造業の景況感 …… 45
第Ⅰ-3-2-11図　ユーロ圏の輸出（相手先別寄与度）…… 46
第Ⅰ-3-2-12図　ユーロ圏の輸出伸び率（相手先別）…… 46
第Ⅰ-3-2-13図　ユーロ圏の輸出に占める各国の割合 …… 46
第Ⅰ-3-2-14図　ユーロ圏の輸出（域内向け・品目別）…… 46
第Ⅰ-3-2-15図　ユーロ圏の輸出（域外向け・品目別）…… 46
第Ⅰ-3-2-16図　ユーロ圏の輸出（トルコ向け・品目別）…… 46
第Ⅰ-3-2-17図　ユーロ圏の輸出（中国向け・品目別）…… 47
第Ⅰ-3-2-18図　ユーロ圏の失業率推移 …… 47
第Ⅰ-3-2-19図　ユーロ圏の被雇用者数推移 …… 48
第Ⅰ-3-2-20図　ユーロ圏諸国の失業率（年齢別）…… 48
第Ⅰ-3-2-21図　ユーロ圏諸国の若年失業率の推移 …… 48
第Ⅰ-3-2-22図　ユーロ圏諸国の失業率（外国人を除く）…… 48
第Ⅰ-3-2-23図　ユーロ圏諸国の被雇用者の割合（外国人を除く）…… 48
第Ⅰ-3-2-24図　EU各国の貧困率（年齢層別）…… 49
第Ⅰ-3-2-25図　イタリアの財政収支比率 …… 49
第Ⅰ-3-2-26表　ユーロ圏各国の財政赤字目標 …… 49
第Ⅰ-3-2-27図　南欧諸国の国債利回り推移 …… 50
第Ⅰ-3-2-28図　欧州主要国の政府債務比率推移 …… 50
コラム第1-1図　有期雇用割合の推移（15～64才）…… 52
コラム第1-2図　有期雇用割合の推移（15～29才）…… 52
コラム第1-3図　希望しない有期雇用契約労働者割合（15～64才）…… 52
コラム第1-4表　フランスの主な労働関連政策（2013年以降）…… 55
第Ⅰ-3-2-29図　英国の実質GDP成長率推移 …… 56
第Ⅰ-3-2-30図　英国の総固定資本形成推移 …… 56
第Ⅰ-3-2-31図　英国の経済信頼感指数推移 …… 56
第Ⅰ-3-2-32図　英国のサービス業景況感推移 …… 56
第Ⅰ-3-2-33図　英国の製造業景況感推移 …… 56
第Ⅰ-3-2-34図　英国企業の投資意欲推移 …… 57
第Ⅰ-3-2-35図　英国の実質賃金とインフレ率推移 …… 57
第Ⅰ-3-2-36表　ドイツ　ハレ研究所調査結果 …… 58
第Ⅰ-3-2-37表　英国政府の長期（15年）見通し（GDPに与える影響）…… 59
第Ⅰ-3-2-38表　イングランド銀行による中期（5年）見通し（GDPに与える影響）…… 59
第Ⅰ-3-2-39図　英国のEU離脱に備えた移転・撤退等を決定した拠点（欧州進出日系企業）…… 60
第Ⅰ-3-2-40図　英国のEU離脱に備えた移転・撤退等を予定する拠点（欧州進出日系企業）…… 60
第Ⅰ-3-2-41表　今後、機能拡大を予定している国・機能（欧州進出日系企業）…… 60
第Ⅰ-3-2-42図　日米欧企業に対するクロスボーダーM&A（被買収企業の国籍別割合の推移）…… 61
第Ⅰ-3-2-43図　英国企業に対するクロスボーダーM&A件数（被買収企業のセクター別）…… 61

第Ⅰ-3-2-44図　日米欧企業に対するクロスボーダーM&A（被買収企業の国籍×セクター）…… 61
第Ⅰ-3-3-1図　中国の実質GDP成長率（前年同期比）の推移 …… 63
第Ⅰ-3-3-2表　中国の実質GDP成長率の需要項目別寄与度 …… 63
第Ⅰ-3-3-3表　中国の業種別の実質GDP成長率 …… 64
第Ⅰ-3-3-4図　中国の工業生産の伸び率（前年同月比）の推移 …… 64
第Ⅰ-3-3-5図　主要業種別工業生産伸び率（前年同月比）…… 64
第Ⅰ-3-3-6図　中国の小売売上高の伸び率（前年同月比）の推移 …… 65
第Ⅰ-3-3-7図　中国の小売売上高の主要品目別伸び率（2017年・2018年）…… 65
第Ⅰ-3-3-8図　中国の固定資産投資の伸び率（年初来累計・前年同期比）の推移 …… 65
第Ⅰ-3-3-9表　中国の固定資産投資の主要業種別内訳 …… 65
第Ⅰ-3-3-10図　中国の不動産開発及び販売の伸び率（年初来累計・前年同期比）の推移 …… 66
第Ⅰ-3-3-11図　中国の住宅ローン残高の推移 …… 66
第Ⅰ-3-3-12図　中国の企業景況感指数（製造業PMI）の推移 …… 66
第Ⅰ-3-3-13図　中国の鉱工業分野の企業利益伸び率（年初来累計・前年同期比）…… 66
第Ⅰ-3-3-14図　中国の都市部調査失業率の推移 …… 67
第Ⅰ-3-3-15図　中国の輸出入の伸び率（前年同月比）の推移 …… 67
第Ⅰ-3-3-16図　中国の主要国別輸出入の伸び率 …… 67
第Ⅰ-3-3-17図　中国の対米貿易（前年同月比）の推移 …… 68
第Ⅰ-3-3-18図　中国の対米輸出伸び率の品目別寄与度推移 …… 68
第Ⅰ-3-3-19図　中国の為替レートと外貨準備の推移 …… 68
第Ⅰ-3-3-20図　中国の非金融企業の債務残高の対GDP比 …… 69
第Ⅰ-3-3-21図　中国の社会融資総量の残高の伸び率（前年同月比）の推移 …… 69
第Ⅰ-3-3-22図　中国の通貨供給量及び貸出の推移 …… 69
第Ⅰ-3-3-23図　中国の商業銀行の不良債権の推移 …… 69
第Ⅰ-3-3-24図　中国の預金準備率の推移 …… 70
第Ⅰ-3-3-25図　上海銀行間金利（SHIBOR）の推移 …… 70
第Ⅰ-3-3-26表　中国の主要経済目標 …… 70
第Ⅰ-3-3-27表　中国の2019年の重点的取組分野 …… 71
第Ⅰ-3-4-1表　東南アジア・南西アジア主要国の主要経済指標 …… 72
第Ⅰ-3-4-2図　インドネシアの実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移 …… 73
第Ⅰ-3-4-3図　インドネシアの実質GDP成長率（産業項目別寄与度）の推移 …… 73
第Ⅰ-3-4-4図　インドネシアの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移 …… 73
第Ⅰ-3-4-5図　インドネシアの小売売上高指数（前年同月比）の推移 …… 73
第Ⅰ-3-4-6図　インドネシアの自動車・自動二輪車の国内販売台数の推移 …… 73
第Ⅰ-3-4-7図　インドネシアの固定資本形成（前年比・寄与度）の推移 …… 74
第Ⅰ-3-4-8図　インドネシアの経常収支の推移 …… 74
第Ⅰ-3-4-9図　インドネシアルピア相場（対ドル）の推移 …… 74
第Ⅰ-3-4-10図　インドネシアの消費者物価指数（前年同月比・寄与度）と政策金利の推移 …… 75
第Ⅰ-3-4-11図　インドネシアの対内直接投資（業種別）の推移 …… 75
第Ⅰ-3-4-12図　インドネシアの対内直接投資（主要国・地域別）の推移 …… 75
第Ⅰ-3-4-13図　タイの実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移 …… 76
第Ⅰ-3-4-14図　タイの実質GDP成長率（産業項目別寄与度）の推移 …… 76
第Ⅰ-3-4-15図　タイの製造業生産指数（前年同月比）の推移 …… 76
第Ⅰ-3-4-16図　タイの小売売上高指数（前年同月比）の推移 …… 77

第Ⅰ-3-4-17図　タイの経常収支の推移 …… 77
第Ⅰ-3-4-18図　タイバーツ相場（対ドル）の推移 …… 77
第Ⅰ-3-4-19図　タイの消費者物価指数（前年同月比・寄与度）と政策金利の推移 …… 77
第Ⅰ-3-4-20図　タイの対内直接投資（国別）の推移 …… 78
第Ⅰ-3-4-21図　東部経済回廊（EEC）への投資額と投資件数（分野別） …… 78
第Ⅰ-3-4-22図　インドの実質GVA成長率（産業項目別寄与度）の推移 …… 80
第Ⅰ-3-4-23図　インドの自動車（乗用車・二輪車）国内販売台数の推移 …… 81
第Ⅰ-3-4-24図　インドの鉱工業生産指数（前年同月比）の推移 …… 81
第Ⅰ-3-4-25図　インドの総固定資本形成（前年比・寄与度）の推移 …… 81
第Ⅰ-3-4-26図　インドの銀行（国営・民間）債権額と不良債権比率 …… 81
第Ⅰ-3-4-27図　インドの経常収支の推移 …… 82
第Ⅰ-3-4-28図　インドの財政収支と対名目GDP比の推移 …… 82
第Ⅰ-3-4-29図　インドルピー相場（対ドル）の推移 …… 82
第Ⅰ-3-4-30図　インドの消費者物価指数（前年同月比）と政策金利の推移 …… 82
第Ⅰ-3-4-31図　インドの対内直接投資（業種別）の推移 …… 83
第Ⅰ-3-4-32図　インドの対内直接投資（国別）の推移 …… 83
第Ⅰ-3-5-1図　中南米地域の実質GDP成長率の推移 …… 84
第Ⅰ-3-5-2図　中南米主要国の実質GDP成長率の推移① …… 84
第Ⅰ-3-5-3図　中南米主要国の実質GDP成長率の推移② …… 84
第Ⅰ-3-5-4表　中南米主要国の主要経済指標一覧 …… 85
第Ⅰ-3-5-5図　メキシコの実質GDP成長率の推移（需要項目別寄与度） …… 85
第Ⅰ-3-5-6図　メキシコの鉱工業生産指数の推移 …… 85
第Ⅰ-3-5-7図　メキシコの小売売上高の伸び率の推移 …… 86
第Ⅰ-3-5-8図　メキシコの消費者物価の伸び率（前年同月比）と政策金利の推移 …… 86
第Ⅰ-3-5-9図　メキシコの貿易収支の推移 …… 86
第Ⅰ-3-5-10図　メキシコの経常収支と対GDP比の推移と予測 …… 87
第Ⅰ-3-5-11図　メキシコの経常収支の推移 …… 87
第Ⅰ-3-5-12図　メキシコの金融収支の推移 …… 87
第Ⅰ-3-5-13図　ブラジルの実質GDP成長率の推移（需要項目別寄与度） …… 87
第Ⅰ-3-5-14図　ブラジルの鉱工業生産指数の推移 …… 88
第Ⅰ-3-5-15図　ブラジルの小売り売上高伸び率の推移 …… 88
第Ⅰ-3-5-16図　ブラジルの消費者物価の伸び率（前年同月比）と政策金利の推移 …… 88
第Ⅰ-3-5-17図　ブラジルの失業率と平均実質賃金の伸び率の推移 …… 89
第Ⅰ-3-5-18図　ブラジルの貿易収支の推移 …… 89
第Ⅰ-3-5-19表　ブラジルの中国向け主要輸出品目（上位10位） …… 89
第Ⅰ-3-5-20図　ブラジルの中国向け輸出額の伸び率の推移（品目別寄与度） …… 89
第Ⅰ-3-5-21図　ブラジルの中国向け大豆輸出量の推移 …… 90
第Ⅰ-3-5-22図　ブラジルの経常収支と対GDP比の推移と予測 …… 90
第Ⅰ-3-5-23図　ブラジルの経常収支の推移 …… 90
第Ⅰ-3-5-24図　ブラジルの金融収支の推移 …… 90
第Ⅰ-3-5-25図　アルゼンチンの実質GDP成長率の推移（需要項目別寄与度） …… 91
第Ⅰ-3-5-26図　アルゼンチンの鉱工業生産指数の推移 …… 91
第Ⅰ-3-5-27図　アルゼンチンの政策金利と為替レートの推移（2018年1月以降） …… 92
第Ⅰ-3-5-28図　アルゼンチンの消費者物価伸び率の推移 …… 92

第 I-3-5-29 図　アルゼンチンの失業率の推移 …… 92
第 I-3-5-30 図　アルゼンチンの貿易収支の推移（年ベース）…… 92
第 I-3-5-31 図　アルゼンチンの貿易収支の推移（月ベース）…… 93
第 I-3-5-32 図　アルゼンチンの経常収支と対 GDP 比の推移と予測 …… 93
第 I-3-5-33 図　アルゼンチンの経常収支の推移 …… 93
第 I-3-5-34 図　アルゼンチンの金融収支の推移 …… 93
第 I-3-5-35 図　アルゼンチンの基礎的財政収支の推移 …… 94
コラム第 3-1 図　NAFTA 再交渉の影響 …… 95
コラム第 3-2 図　NAFTA 再交渉の対応策 …… 96
第 I-3-6-1 表　ロシアの 2024 年までの国家目標 …… 97
第 I-3-6-2 図　ロシアの実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移 …… 97
第 I-3-6-3 表　ロシアの業種別 GDP の伸び率 …… 98
第 I-3-6-4 図　ロシアの為替レートと WTI 原油価格の推移 …… 98
第 I-3-6-5 図　ロシアの消費者物価指数（前年同月比）と政策金利の推移 …… 98
第 I-3-6-6 図　ロシアの実質賃金と小売売上高（前年同月比）の推移 …… 99
第 I-3-6-7 図　ロシアの鉱工業生産の伸び率（前年同月比）推移 …… 99
第 I-3-6-8 図　ロシアの景況感の推移 …… 99
第 I-3-6-9 図　ロシアの輸出構造の推移 …… 100
第 I-3-6-10 図　ロシアの輸出相手国のシェアの推移 …… 100
第 I-3-6-11 図　ロシアの輸入相手国のシェアの推移 …… 100
第 I-3-6-12 図　ロシアの中国からの品目別輸入額の推移 …… 100
第 I-3-6-13 図　ロシアのビジネス環境 …… 101
第 I-3-6-14 図　ロシアの対内直接投資額の推移（業種別、ネット、フロー）…… 101
第 I-3-6-15 図　ロシアの年齢階層別人口の推移 …… 102
第 I-3-6-16 図　ロシアの人口予測の推移 …… 102
第 I-3-6-17 図　ロシア連邦財政（歳入）の推移 …… 102
第 I-3-6-18 図　ロシアの連邦財政収支推移 …… 102
第 I-3-6-19 表　ロシアの 2024 年までの国家事業の予算編成 …… 103
第 I-3-7-1 図　中東諸国における GDP シェア（2017 年）…… 104
第 I-3-7-2 図　中東主要国の実質 GDP 成長率の推移 …… 104
第 I-3-7-3 図　トルコの実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度 …… 105
第 I-3-7-4 図　失業率と消費者信頼感指数 …… 105
第 I-3-7-5 図　経常収支の推移 …… 105
第 I-3-7-6 図　サービス収支の推移 …… 105
第 I-3-7-7 図　訪トルコ外国人数、観光収入（全体・外国人・トルコ国籍）の前年同期比の伸び率 …… 106
第 I-3-7-8 図　トルコの貿易収支、輸出・輸入の前年同月比の伸び率 …… 106
第 I-3-7-9 表　輸出入内訳　上位品目別及び上位国別・品目別（2018 年）…… 107
第 I-3-7-10 図　トルコの地域別輸入額の前年同月との差の推移 …… 107
第 I-3-7-11 図　サブサハラ・アフリカ地域の実質 GDP 成長率の推移 …… 108
第 I-3-7-12 図　サブサハラ・アフリカ地域の名目 GDP シェア（2017 年）…… 108
第 I-3-7-13 図　南アフリカの実質 GDP 成長率の推移 …… 108
第 I-3-7-14 図　南アフリカの産業別粗付加価値額（GVA）比率（2018 年）…… 109
第 I-3-7-15 図　鉱業、製造業、金融業の GVA に占める割合の推移 …… 109
第 I-3-7-16 図　南アフリカの経常収支の推移 …… 109

第Ⅰ-3-7-17表　輸出入内訳　上位品目別及び上位国別・品目別（2018年）…… 110
第Ⅰ-3-7-18表　輸出内訳　地域別（2018年）…… 111
第Ⅱ-1-1-1-1表　グローバル化の変遷 …… 116
第Ⅱ-1-1-1-2図　世界の貿易額と関税率の推移 …… 117
第Ⅱ-1-1-1-3図　世界の国際輸送コスト指数の推移（1990年＝100）…… 117
第Ⅱ-1-1-1-4図　輸入地域ごとの貿易コスト指数の推移 …… 118
第Ⅱ-1-1-1-5図　世界の財、サービス輸出額の推移 …… 118
第Ⅱ-1-1-1-6図　主要国の生産に占める付加価値輸出割合（産業別）…… 119
第Ⅱ-1-1-1-7図　主要国の産業構造の変化（2005年）…… 119
第Ⅱ-1-1-1-8図　主要国の産業構造の変化（2015年）…… 119
第Ⅱ-1-1-1-9図　世界貿易額の0.1%以上を占める二国間貿易（2000年）…… 120
第Ⅱ-1-1-1-10図　世界貿易額の0.1%以上を占める二国間貿易（2017年）…… 121
第Ⅱ-1-1-1-11図　世界の財別輸出の推移 …… 121
第Ⅱ-1-1-1-12図　国際的な生産分業のモデル …… 122
第Ⅱ-1-1-1-13図　資源価格の推移 …… 122
第Ⅱ-1-1-1-14図　素材及び中間財輸出の主要業種別内訳 …… 122
第Ⅱ-1-1-1-15図　東アジアの域内輸出の推移 …… 123
第Ⅱ-1-1-1-16図　主要地域の域内貿易 …… 123
第Ⅱ-1-1-1-17図　世界的な貿易フロー …… 124
第Ⅱ-1-1-1-18図　総輸出に占めるGVC関連輸出の割合 …… 125
第Ⅱ-1-1-1-19図　世界の生産年齢人口に占める地域・国別の割合 …… 125
第Ⅱ-1-1-1-20図　地域ごとに見た対内直接投資残高の伸び率 …… 126
コラム第5-1図　日本の対米付加価値輸出と主要経由国・地域（2015年）…… 127
コラム第5-2図　米国の日本からの輸入 …… 128
第Ⅱ-1-1-2-1図　地域別対内直接投資残高と同伸び率の地域別寄与度 …… 128
第Ⅱ-1-1-2-2図　名目GDPに占める対内直接投資残の割合の変化 …… 129
第Ⅱ-1-1-2-3図　名目GDP、同伸び率及び対内直接投資残高伸び率の変化（2009、2017）…… 129
第Ⅱ-1-1-2-4図　米国の重点的な投資先国・地域 …… 130
第Ⅱ-1-1-2-5図　中国の重点的な投資先国・地域 …… 130
第Ⅱ-1-1-2-6図　日本の重点的な投資先国・地域 …… 131
第Ⅱ-1-1-2-7図　ドイツの重点的な投資先国・地域 …… 131
第Ⅱ-1-1-2-8図　米中日独の主要な投資先国・地域 …… 131
第Ⅱ-1-1-2-9図　日米中・EU企業が出資（25%以上）する海外企業の分布（製造業）…… 132
第Ⅱ-1-1-2-10図　日米中・EU企業が出資（25%以上）する海外企業の分布（サービス業）…… 133
第Ⅱ-1-1-2-11図　製造企業の海外子会社のセクター内訳（企業数ベース）…… 134
第Ⅱ-1-1-2-12図　製造企業の海外子会社の製造業内訳（企業数ベース）…… 134
第Ⅱ-1-1-2-13図　日本製造企業の海外子会社数（産業内訳）…… 135
第Ⅱ-1-1-2-14図　日本製造企業の海外子会社数（製造業内訳）…… 135
第Ⅱ-1-1-2-15図　ドイツ製造企業の海外子会社数（産業業内訳）…… 135
第Ⅱ-1-1-2-16図　ドイツ製造企業の海外子会社数（製造業内訳）…… 135
第Ⅱ-1-1-2-17図　中国製造企業の海外子会社数（産業内訳）…… 136
第Ⅱ-1-1-2-18図　中国製造企業の海外子会社数（製造業内訳）…… 136
第Ⅱ-1-1-2-19図　米国製造企業の海外子会社数（産業内訳）…… 136
第Ⅱ-1-1-2-20図　米国製造企業の海外子会社数（製造業内訳）…… 136

第Ⅱ-1-1-2-21 図　アセアンにおける外資系企業の親会社所在国・地域別割合（全産業）…… 137
第Ⅱ-1-1-2-22 図　アセアンにおける外資系企業の親会社所在国・地域別割合（製造業）…… 137
第Ⅱ-1-1-2-23 図　アセアンにおける外資系企業のセクター内訳（企業数ベース）…… 137
第Ⅱ-1-1-2-24 図　アセアンにおける外資系企業の製造業内訳（企業数ベース）…… 137
第Ⅱ-1-1-2-25 図　アセアンにおける外資系企業のセクター内訳（企業数ベース）…… 138
第Ⅱ-1-1-2-26 図　アセアンにおける外資系企業の製造業業種内訳（企業数ベース）…… 138
第Ⅱ-1-1-2-27 図　各国製造企業の国内売上高と海外子会社の売上高比率（試算）…… 139
第Ⅱ-1-1-2-28 図　クロスボーダーM&A の推移 …… 139
第Ⅱ-1-1-2-29 図　クロスボーダーM&A のセクター別伸び …… 140
第Ⅱ-1-1-2-30 図　日米中・EU 企業によるクロスボーダーM&A を通じた出資先企業の分布（機械セクター）…… 140
第Ⅱ-1-1-2-31 図　日米中・EU 企業によるクロスボーダーM&A を通じた出資先企業の分布（情報通信セクター）…… 141
第Ⅱ-1-1-2-32 表　海外子会社と M&A のバランス（機械セクター）…… 141
第Ⅱ-1-1-2-33 表　M&A におけるマイノリティ出資割合（機械）…… 142
第Ⅱ-1-1-2-34 表　海外子会社と M&A のバランス（情報通信セクター）…… 142
第Ⅱ-1-1-2-35 表　M&A におけるマイノリティ出資割合（情報通信）…… 143
第Ⅱ-1-1-2-36 図　（参考）日米中・EU 企業が出資（出資比率 25% 以上）する海外企業の分布（情報通信セクター）…… 144
第Ⅱ-1-1-2-37 図　（参考）日米中・EU 企業が出資（出資比率 25% 以上）する海外企業の分布（機械セクター）…… 144
第Ⅱ-1-1-2-38 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の割合（対自国企業が保有する特許金額）…… 145
第Ⅱ-1-1-2-39 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の割合（対自国企業が保有する出願特許数）… 145
第Ⅱ-1-1-2-40 図　M&A を通じた出資先企業が保有する特許の推計単価比率（対自国企業が保有する出願特許）…… 146
第Ⅱ-1-1-3-1 図　日系海外現地法人が今後拡大予定の機能 …… 147
第Ⅱ-1-1-3-2 図　日系海外現地法人（製造業）の研究開発費（実質値）…… 147
第Ⅱ-1-1-3-3 図　日系海外現地法人（製造業）の研究開発費と売上高の実質伸び率 …… 147
第Ⅱ-1-1-3-4 図　日系海外現地法人の研究開発費（製造業）に占める各国割合 …… 147
第Ⅱ-1-1-3-5 図　日系海外現地法人の研究開発費に占める製造業の割合 …… 147
第Ⅱ-1-1-3-6 図　日系海外現地法人の研究開発費の規模と伸び率（セクター別）…… 148
第Ⅱ-1-1-3-7 図　日系海外現地法人の研究開発費に関するセクター別割合（2015-2016 年度）…… 148
第Ⅱ-1-1-3-8 図　研究開発費と売上高のセクター別伸び率（日系海外現地法人）…… 148
第Ⅱ-1-1-3-9 図　各国・地域特許当局への特許出願件数の推移（所在国・地域が明らかな出願人のみ）… 149
第Ⅱ-1-1-3-10 図　各国・地域特許当局のシェア（国・地域別特許当局向け出願件数の合計に占めるシェア）の推移 …… 149
第Ⅱ-1-1-3-11 表　自国・地域の特許当局に対する出願件数における出願国・地域別順位 …… 150
第Ⅱ-1-1-3-12 図　中国の特許出願件数と被引用件数順位の推移 …… 150
第Ⅱ-1-1-3-13 図　特許出願ネットワーク（2010）…… 151
第Ⅱ-1-1-3-14 図　特許出願ネットワーク（2001）…… 151
第Ⅱ-1-1-3-15 図　対外 FDI ネットワーク（2010）…… 151
第Ⅱ-1-1-3-16 図　対外 FDI ネットワーク（2001）…… 151
第Ⅱ-1-1-3-17 図　貿易（輸出）ネットワーク（2010）…… 151
第Ⅱ-1-1-3-18 図　貿易（輸出）ネットワーク（2001）…… 151

第Ⅱ-1-1-3-19 図　特許と貿易・FDI の連動性（先進国）…… 152
第Ⅱ-1-1-3-20 表　国際共同研究と特許の質の相関（回帰分析）…… 152
第Ⅱ-1-1-3-21 図　国際共同特許の割合（全ての特許に占める割合）の推移 …… 153
第Ⅱ-1-1-3-22 図　世界企業の共同研究ネットワーク（2011-2013 年）…… 153
第Ⅱ-1-1-4-1 図　先進国における新興・途上国からの人の流入者数の変化 …… 155
第Ⅱ-1-1-4-2 図　先進国及び中国における高等教育レベルに属する留学生の流入者数の変化 …… 156
第Ⅱ-1-1-4-3 図　中国の出身地域別留学生数の推移 …… 157
第Ⅱ-1-1-4-4 図　世界の地域別に見たインバウンド、アウトバウンド旅行者数の変化 …… 157
コラム第 6-1 図　世界と我が国の経済政策不確実性指数の推移 …… 158
コラム第 6-2 図　VI 指数（日経 225）と日本の経済政策不確実性指数 …… 158
コラム第 6-3 図　VIX 指数（米 S&P500）と米国の経済政策不確実性指数 …… 158
コラム第 6-4 表　各国・地域の経済政策不確実性指数の相関（中国の WTO 加盟前後）…… 159
コラム第 6-5 表　各国・地域の経済政策不確実性指数の相関（金融危機前後）…… 160
コラム第 6-6 図　米国の財政政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数の相関（金融危機前後）… 160
コラム第 6-7 図　我が国における経済政策不確実性の発生源 …… 160
コラム第 6-8 図　我が国の個別政策の不確実性指数の推移 …… 161
コラム第 6-9 図　米国の個別政策の不確実性指数の推移 …… 161
コラム第 6-10 図　我が国と米国の財政政策不確実性指数の推移 …… 161
コラム第 6-11 図　我が国と米国の金融政策不確実性指数の推移 …… 162
コラム第 6-12 図　我が国と米国の通商政策不確実性指数の推移 …… 162
コラム第 6-13 図　我が国と米国の通商政策不確実性指数の相関推移 …… 162
コラム第 6-14 図　我が国の通商政策不確実性指数と各国の経済政策不確実性指数との相関 …… 163
コラム第 6-15 図　我が国との貿易総額（1997 年～2018 年合計値）…… 163
第Ⅱ-1-2-1 表　世界の貿易相手国（2017 年）…… 164
第Ⅱ-1-2-2 図　世界の貿易相手国の推移 …… 164
第Ⅱ-1-2-3 図　主要地域の輸出に占める米国・中国のシェア（2000 年→ 2017 年）…… 165
第Ⅱ-1-2-4 表　主要国・地域の輸出依存度（2017 年）…… 166
第Ⅱ-1-2-5 表　ASEAN の主要輸出相手国・地域（2017）…… 166
第Ⅱ-1-2-6 図　ASEAN の輸出の推移 …… 166
第Ⅱ-1-2-7 図　中国の ASEAN 諸国からの輸入（2017）…… 167
第Ⅱ-1-2-8 図　米国の ASEAN 諸国からの輸入（2017）…… 167
第Ⅱ-1-2-9 表　ASEAN の輸出相手国別シェア（総輸出及び最終需要地向け付加価値輸出／2015）…… 167
第Ⅱ-1-2-10 図　ASEAN の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）…… 168
第Ⅱ-1-2-11 図　ASEAN の主要経由国・地域別の対米・対中付加価値輸出 …… 168
第Ⅱ-1-2-12 表　インドの主要輸出相手国・地域（2018 年）…… 169
第Ⅱ-1-2-13 図　インドの輸出の推移 …… 169
第Ⅱ-1-2-14 図　中国のインドからの輸入（2018 年）…… 169
第Ⅱ-1-2-15 図　米国のインドからの輸入（2018 年）…… 169
第Ⅱ-1-2-16 図　インドの米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）…… 170
第Ⅱ-1-2-17 図　中国のインドからの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 170
第Ⅱ-1-2-18 図　米国のインドからの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 170
第Ⅱ-1-2-19 表　韓国の主要輸出相手国・地域（2018 年）…… 170
第Ⅱ-1-2-20 図　韓国の輸出（うち、米中向けシェア）の推移 …… 171
第Ⅱ-1-2-21 図　韓国の米中向け輸出（2018 年）…… 171

第Ⅱ-1-2-22 図　韓国の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）…… 171
第Ⅱ-1-2-23 図　中国の韓国からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 172
第Ⅱ-1-2-24 図　米国の韓国からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 172
第Ⅱ-1-2-25 表　日本の主要輸出相手国・地域（2018）…… 172
第Ⅱ-1-2-26 図　日本の輸出の推移 …… 172
第Ⅱ-1-2-27 図　日本の主要輸出品目（中国向け）…… 172
第Ⅱ-1-2-28 図　日本の主要輸出品目（米国向け）…… 172
第Ⅱ-1-2-29 図　日本の米国・中国向け付加価値輸出（主要経由国・地域別 / 2015 年）…… 173
第Ⅱ-1-2-30 図　中国の日本からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 173
第Ⅱ-1-2-31 図　米国の日本からの付加価値輸入（直接の相手国・地域）…… 173
第Ⅱ-1-2-32 表　主要国・地域の米中間の直接輸入における付加価値成分（2015）…… 174
第Ⅱ-1-2-33 図　東アジア（日・韓・台・ASEAN）の米国向け付加価値輸出（機械産業）に占める中国経由のシェア …… 174
第Ⅱ-1-2-34 図　東アジア（中国以外）の米国向け付加価値輸出（機械産業）の最終経由国・地域 …… 174
第Ⅱ-1-2-35 図　中国の米国向け財・サービス輸出に占める各国・地域の付加価値割合（中国を除く、2015 年時点）…… 175
第Ⅱ-1-2-36 図　米国・中国の対外直接投資残高の推移 …… 175
第Ⅱ-1-2-37 図　中国の対外直接投資残高 …… 176
第Ⅱ-1-2-38 図　米国の対外直接投資残高の推移 …… 176
第Ⅱ-1-2-39 図　米国の対外直接投資残高（2017 年）…… 176
第Ⅱ-1-2-40 図　対内直接投資残高に占める米中のシェア（地域別）…… 176
第Ⅱ-1-2-41 図　対内直接投資残高に占める米中のシェア（国・地域別）…… 176
第Ⅱ-1-2-42 図　中国の経済協力（プロジェクト完成額）の推移 …… 177
第Ⅱ-1-2-43 図　中国の経済協力の地域別シェア（プロジェクト完成額 / 2017 年）…… 177
第Ⅱ-1-2-44 図　中国の経済協力（プロジェクト出完成額 / 2017 年）…… 177
第Ⅱ-1-2-45 図　米国の主要相手国別の輸出の推移 …… 178
第Ⅱ-1-2-46 表　米国の主要輸出先上位 10 か国・地域（2017）…… 178
第Ⅱ-1-2-47 図　米国・中国の直接・間接の付加価値輸出（2015）…… 178
第Ⅱ-1-2-48 表　米国企業の海外子会社の活動実績（2015 年）…… 179
第Ⅱ-1-2-49 図　米国債保有残高の上位国・地域（2018 年 12 月末）…… 179
第Ⅱ-1-2-50 図　日本・中国の米国債保有額の推移 …… 179
第Ⅱ-2-1-1 図　新聞報道における「保護主義」に関連する記事割合の推移 …… 182
第Ⅱ-2-1-2 図　日米英独仏の貿易額推移 …… 183
第Ⅱ-2-1-3 表　1929～1932 の世界貿易額の推移 …… 183
第Ⅱ-2-1-4 表　列強のブロック経済化 …… 183
第Ⅱ-2-1-5 図　米国の対日貿易収支 …… 184
第Ⅱ-2-1-6 図　米国による一方的措置（通商拡大法 232 条、通商法 301 条）に関する調査開始件数（年間）…… 184
第Ⅱ-2-1-7 表　日米貿易摩擦の歴史 …… 184
第Ⅱ-2-1-8 表　WTO の特徴 …… 185
第Ⅱ-2-1-9 図　AD 措置件数推移（1995 年～2008 年）…… 186
第Ⅱ-2-1-10 図　世界金融危機前後の世界の貿易量の推移 …… 186
第Ⅱ-2-1-11 表　G20・APEC 首脳同声明 …… 187
第Ⅱ-2-1-12 図　G20 諸国の貿易制限的措置の月別平均件数と輸入制限的措置対象金額の推移 …… 188

第Ⅱ-2-1-13 表　米国 232 条措置と対抗措置の内容 …… 189
第Ⅱ-2-1-14 図　米中関税の規模 …… 189
第Ⅱ-2-2-1-1 図　各国において貿易が自国経済にとって良いと考えられているか否か …… 190
第Ⅱ-2-2-1-2 図　各国において貿易が給与を増加させると考えられているか否か …… 190
第Ⅱ-2-2-1-3 図　Corlett によるエレファントカーブ …… 191
第Ⅱ-2-2-1-4 図　国家間ジニ係数の推移 …… 191
第Ⅱ-2-2-1-5 図　世界の GDP ヒストグラム（1990 年）…… 191
第Ⅱ-2-2-1-6 図　世界の GDP ヒストグラム（2017 年）…… 192
第Ⅱ-2-2-1-7 図　貿易産業及び非貿易産業における雇用者数の変化（仏米）…… 193
第Ⅱ-2-2-1-8 表　格差拡大の要因に関する先行研究 …… 193
第Ⅱ-2-2-1-9 図　先進国の技能レベル別雇用変化率（1995 年から 2015 年）…… 193
第Ⅱ-2-2-1-10 図　新興・途上国の技能レベル別雇用変化率（2005 年から 2016 年）…… 193
第Ⅱ-2-2-2-1 図　2017 年の政府誘導ファンド、国家開発銀行による融資、政府補助金額の概観 …… 195
第Ⅱ-2-2-2-2 図　企業財務データに基づく政府補助金総額及び「製造 2025」関連補助金内訳推移 …… 196
第Ⅱ-2-2-2-3 表　「製造 2025」重点 10 分野財務項目の年平均成長率（CAGR：2009 年～2017 年）…… 196
第Ⅱ-2-2-2-4 表　2017 年の政府補助金受取額上位企業 …… 197
第Ⅱ-2-2-2-5 図　国家開発銀行戦略的新興産業への融資推移（2015-17 年）、
融資セクター内訳（2017 年）…… 198
第Ⅱ-2-2-2-6 図　国家開発銀行の融資セクター内訳 …… 198
第Ⅱ-2-2-2-7 図　対象 6 業種　利払率の比較 …… 199
第Ⅱ-2-2-2-8 表　対象 6 業種　借入金（短期・長期）の年平均増加率（2013～17 年）…… 199
第Ⅱ-2-2-2-9 表　中国主要政府系ファンド一覧 …… 200
第Ⅱ-2-2-2-10 図　政府誘導ファンドの目標規模推移 …… 201
第Ⅱ-2-2-2-11 図　政府誘導ファンドの仕組み …… 201
第Ⅱ-2-2-2-12 図　政府誘導ファンドの各分類の割合（複数回答）…… 201
第Ⅱ-2-2-2-13 図　政府誘導ファンドの出資先（複数回答）…… 202
第Ⅱ-2-2-2-14 図　集積回路産業発展投資基金「第一期」のプロセス別投資割合 …… 202
第Ⅱ-2-2-2-15 図　半導体関連企業への政府金融支援（紫光集団の例）…… 203
第Ⅱ-2-2-2-16 図　半導体関連企業への政府金融支援（中芯国際の例）…… 203
第Ⅱ-2-2-2-17 図　集積回路産業振興期における財政補助の日中比較（政府補助 / 売上比率）…… 204
第Ⅱ-2-2-3-1 図　5G を特徴づける技術的変化 …… 205
第Ⅱ-2-2-3-2 表　「中国製造 2025」の重点 10 分野 …… 205
第Ⅱ-2-2-3-3 図　各国の研究開発費支出額の推移 …… 206
第Ⅱ-2-2-3-4 図　5G 関連特許　国別・累積出願特許件数（上位 5 か国）…… 206
第Ⅱ-2-2-3-5 図　5G 関連特許　国別・累計特許評価額（上位 5 か国）…… 206
第Ⅱ-2-2-3-6 表　5G 関連特許　出願件数・評価額上位企業 …… 207
第Ⅱ-2-2-3-7 図　携帯通信インフラ市場シェア（2017 年）…… 207
第Ⅱ-2-2-3-8 図　リチウムイオン電池関連特許　国別・累積特許出願件数（上位 5 か国）…… 208
第Ⅱ-2-2-3-9 図　リチウムイオン電池関連特許　国別・累積特許評価額（上位 5 か国）…… 208
第Ⅱ-2-2-3-10 表　リチウムイオン電池関連特許出願件数・評価額　上位企業 …… 208
第Ⅱ-2-2-3-11 図　車載用リチウムイオン電池の市場シェア（2016 年）…… 209
第Ⅱ-2-2-3-12 表　AI 関連特許出願件数　上位企業 …… 209
第Ⅱ-2-3-3-13 表　AI 関連特許出願件数　上位大学・公的研究機関 …… 209
第Ⅱ-2-2-3-14 図　AI 関連特許出願件数上位 500 出願人における国・地域別の大学・公的研究機関数 …… 209

第Ⅱ-2-2-3-15 図　日米中企業（親会社で集計）の WIPO への特許出願件数比較（2012 年～2016 年累計）‥ 210
第Ⅱ-2-2-3-16 図　日米中企業（親会社で集計）の WIPO への特許評価額比較（2012 年～2016 年累計）‥‥ 210
第Ⅱ-2-3-1-1 図　国内総生産と需要項目及び貯蓄・投資バランスと純輸出の恒等式 ‥‥ 213
第Ⅱ-2-3-1-2 図　日本の貯蓄・投資バランス（対 GDP 比）の推移 ‥‥ 213
第Ⅱ-2-3-1-3 図　米国の貯蓄・投資バランス（対 GDP 比）の推移 ‥‥ 214
第Ⅱ-2-3-1-4 図　自由貿易下の需給曲線と関税引上げによる社会総余剰の減少 ‥‥ 214
第Ⅱ-2-3-1-5 表　関税引上げの影響に関する先行研究 ‥‥ 215
第Ⅱ-2-3-1-6 表　米国が中国に対して 10% 関税を引上げた場合のモデル分析 ‥‥ 216
第Ⅱ-2-3-1-7 表　IMF「貿易摩擦の影響シナリオ分析」（2017 年からのかい離）（2018 年 10 月 9 日）‥‥ 216
コラム第 7-1 表　米国シンクタンクによる貿易赤字に関する 5 つの認識の誤り ‥‥ 217
第Ⅱ-2-3-2-1 表　米国の 2002 年鉄鋼 SG 措置概要 ‥‥ 218
第Ⅱ-2-3-2-2 図　米国粗鋼の生産、消費、純輸入、雇用者数の推移 ‥‥ 219
第Ⅱ-2-3-2-3 図　米国の鉄鋼・鉄鋼製品への救済措置発動件数の推移 ‥‥ 219
第Ⅱ-2-3-2-4 表　米国の 2001 年対象品目輸入国ランキング ‥‥ 219
第Ⅱ-2-3-2-5 図　対象品目の被発動国と除外国の輸入額推移（前年同月比）‥‥ 220
第Ⅱ-2-3-2-6 図　被発動国の対象品目と非対象品目の輸入価格指数の推移（フィッシャー指数）‥‥ 220
第Ⅱ-2-3-2-7 図　米国国内需要の推移 ‥‥ 220
第Ⅱ-2-3-2-8 図　米国粗鋼生産量と稼働率の推移 ‥‥ 220
第Ⅱ-2-3-2-9 図　米国鉄鋼生産者価格指数の推移 ‥‥ 221
第Ⅱ-2-3-2-10 図　米国鉄鋼マーケット価格の推移 ‥‥ 221
第Ⅱ-2-3-2-11 図　米国鉄鋼業界雇用者数の推移 ‥‥ 221
第Ⅱ-2-3-2-12 図　米国主要鉄鋼メーカーの業績（純利益）‥‥ 221
第Ⅱ-2-3-2-13 図　米国主要鉄鋼メーカーの株価 ‥‥ 222
第Ⅱ-2-3-2-14 図　2002 年 SG 措置の雇用への影響（鉄鋼業とその川下産業）‥‥ 222
第Ⅱ-2-3-2-15 表　鉄鋼セーフガード措置による一般均衡モデル試算 ‥‥ 222
第Ⅱ-2-3-2-16 図　鋼材のマーケット価格の動き（ドイツ、中国）‥‥ 223
第Ⅱ-2-3-2-17 表　2012 年からの太陽電池セル・モジュールに対する措置の概要 ‥‥ 224
第Ⅱ-2-3-2-18 図　世界の太陽光発電設置容量の推移（地域別）‥‥ 224
第Ⅱ-2-3-2-19 図　世界の太陽電池セル・モジュール輸出額の推移（国別・積上グラフ）‥‥ 225
第Ⅱ-2-3-2-20 図　米国の対象品目輸入額の推移（世界・中国）‥‥ 225
第Ⅱ-2-3-2-21 図　米国輸入額の推移（国別・100% 積上グラフ）‥‥ 225
第Ⅱ-2-3-2-22 図　米国の太陽電池発電設置容量の推移 ‥‥ 226
第Ⅱ-2-3-2-23 表　主要企業の製造拠点の拡大 ‥‥ 226
第Ⅱ-2-3-2-24 図　米国と世界の太陽電池モジュールの価格推移 ‥‥ 227
第Ⅱ-2-3-2-25 図　米国及び EU の太陽電池モジュール価格の推移（上：米国、下：EU）‥‥ 227
第Ⅱ-2-3-2-26 図　米国の太陽電池セル・モジュールの国内生産量と輸入量の推移 ‥‥ 227
第Ⅱ-2-3-2-27 表　SG 措置によるメーカーへの影響 ‥‥ 228
第Ⅱ-2-3-2-28 図　米国モジュールメーカー労働者数の推移 ‥‥ 228
第Ⅱ-2-3-2-29 図　米国モジュールメーカー売上高の推移 ‥‥ 228
第Ⅱ-2-3-2-30 図　米国モジュールメーカー純利益の推移 ‥‥ 228
第Ⅱ-2-3-2-31 表　SG 措置による設置プロジェクト管理企業への影響 ‥‥ 228
第Ⅱ-2-3-2-32 表　太陽光発電の各分野の労働者数の推移 ‥‥ 229
第Ⅱ-2-3-3-1 図　米国 232 条措置発動の流れ（2017 年ベース）‥‥ 230
第Ⅱ-2-3-3-2 図　米国 232 条措置と対抗措置の規模（2017 年輸入額ベース）‥‥ 230

第Ⅱ-2-3-3-3表　米国の対象品目輸入額及び輸入量推移 …… 230
第Ⅱ-2-3-3-4表　対象品目（鉄鋼・アルミニウム製品）に係る米国の輸入額及び輸入量 …… 231
第Ⅱ-2-3-3-5表　対抗措置対象品目に係る米国からの輸入額
（各国の措置発動後から2018年末までの期間を前年同期比較したもの）…… 231
第Ⅱ-2-3-3-6図　主な地域における鉄鋼（熱間圧延コイル）のマーケット価格の推移 …… 231
第Ⅱ-2-3-3-7図　米国における対象品目の輸入単価の推移（フィッシャー指数）…… 232
第Ⅱ-2-3-3-8図　米主要鉄鋼メーカーの業績（純利益（GAAP））…… 232
第Ⅱ-2-3-3-9表　米主要鉄鋼メーカーの決算時発表に対する報道 …… 232
第Ⅱ-2-3-3-10図　米国・EUの鉄鋼輸入額の推移（前年同月差：億ドル）…… 233
第Ⅱ-2-3-3-11図　米国のフラットロール製品輸入額の推移及び各国寄与度（前年同月比）…… 233
第Ⅱ-2-3-3-12図　EUのフラットロール製品輸入額の推移及び各国寄与度（前年同月比）…… 233
第Ⅱ-2-3-3-13表　通商法301条対象品目の中国からの米国の輸入額（品目別）…… 234
第Ⅱ-2-3-3-14図　通商法301条対象品目の中国からの米国の輸入額推移 …… 235
第Ⅱ-2-3-3-15表　中国による対抗措置対象品目の米国からの中国の輸入額（品目別）…… 237
第Ⅱ-2-3-3-16表　中国による対抗措置第1弾対象品目の米国からの中国の輸入額
（HS8桁：上位10品目）…… 238
第Ⅱ-2-3-3-17図　中国による対抗措置対象品目の米国からの中国の輸入額推移 …… 238
第Ⅱ-2-3-3-18図　301条対象品目の対中輸入額と中国対抗措置関税対象品目の対米輸入額の比較 …… 238
第Ⅱ-2-3-3-19図　豚肉中国国内価格推移 …… 239
第Ⅱ-2-3-3-20図　大豆の世界生産シェア（2018年）…… 239
第Ⅱ-2-3-3-21図　米国及びブラジルからの中国大豆輸入額の推移 …… 239
第Ⅱ-2-3-3-22図　米国の対世界大豆輸出（下半期版、額、量）…… 239
第Ⅱ-2-3-3-23図　ブラジルの対世界大豆輸出（下半期版、額、量）…… 240
第Ⅱ-2-3-3-24表　世界大豆の輸入単価の推移 …… 240
第Ⅱ-2-3-3-25図　大豆価格（米国、ブラジル）…… 240
第Ⅱ-2-3-3-26図　EUの大豆輸入（下半期版、額）…… 240
第Ⅱ-2-3-3-27図　米国農家の倒産件数の増加 …… 241
第Ⅱ-2-3-3-28図　大豆在庫（米国及びブラジル）…… 241
第Ⅱ-2-3-3-29図　大豆作付面積（ブラジルと米国）…… 241
第Ⅱ-2-3-3-30図　中国の対世界大豆輸入 …… 241
第Ⅱ-2-3-3-31図　IMFによる影響分析（シナリオ1～5：米国と中国への影響）…… 242
第Ⅱ-2-3-3-32図　IMFによる影響分析（シナリオ5：地域別）…… 243
第Ⅱ-2-3-3-33図　OECDによる影響分析 …… 243
第Ⅱ-2-4-1図　WTO加盟国数及びラウンド期間・テーマ数 …… 245
第Ⅱ-2-4-2図　貿易制限的措置件数と措置別割合の推移 …… 245
第Ⅱ-2-4-3表　WTOの各協定に定められている通報が必要な法律・政策一覧 …… 245
第Ⅱ-2-4-4図　補助金通報国の割合 …… 246
第Ⅱ-2-4-5図　TBT通報件数及び割合 …… 246
第Ⅱ-2-4-6図　パネル設置要請から上級委員採択までの平均日数と手続日数の内訳 …… 246
第Ⅱ-2-4-7図　RTA発行件数の推移 …… 247
第Ⅱ-2-4-8図　RTAの地域別内訳 …… 247
第Ⅱ-2-4-9図　国・地域別RTAの締結数 …… 247
第Ⅱ-2-4-10図　国・地域別RTAの締結数（サービス分野の協定を含む）…… 248
第Ⅱ-2-4-11図　世界の総輸出入に占めるRTAカバー率 …… 248

第Ⅱ-2-4-12 表　これまでのデジタル・ディスラプションの例 …… 248
第Ⅱ-2-4-13 図　音楽業界の形態別売上の推移 …… 249
第Ⅱ-2-4-14 図　日本におけるメディア別広告費用の推移（億円）…… 249
第Ⅱ-2-4-15 図　世界の越境データ通信量及びその将来推計 …… 249
第Ⅱ-2-4-16 図　世界の地域別に見たブロードバンド契約件数の推移 …… 249
第Ⅱ-2-4-17 図　各国内の最も使用されているショッピング・アプリの国籍（2018 年）…… 250
第Ⅱ-2-4-18 図　OECD デジタル・サービス貿易制限インデックス（2014 年、2018 年）…… 250
第Ⅱ-2-4-19 図　世界のデータ規制数 …… 250
第Ⅱ-3-1-1 図　我が国の貿易収支の推移（年別）…… 252
第Ⅱ-3-1-2 図　我が国の対世界輸出の商品別割合（額）…… 252
第Ⅱ-3-1-3 図　我が国の品目別輸出（主要製品分解）…… 252
第Ⅱ-3-1-4 図　我が国の対世界一般機械輸出の対前年同月比 …… 253
第Ⅱ-3-1-5 図　我が国の対世界電気機器輸出の対前年同月比 …… 253
第Ⅱ-3-1-6 図　半導体サイクル …… 253
第Ⅱ-3-1-7 図　我が国輸入額の対前年同月比要因分解 …… 253
第Ⅱ-3-1-8 図　我が国の対世界輸入の品目別割合（額）…… 254
第Ⅱ-3-1-9 図　我が国の品目別輸入（前年同月比）…… 254
第Ⅱ-3-1-10 図　鉱物性燃料の輸入額前年比推移と、その要因分解 …… 254
第Ⅱ-3-1-11 図　対世界輸出額推移 …… 254
第Ⅱ-3-1-12 図　対世界輸入額推移 …… 254
第Ⅱ-3-1-13 図　貿易構造（2016 年／日本から米国への輸出）…… 255
第Ⅱ-3-1-14 図　貿易構造（2016 年／日本の米国からの輸入）…… 255
第Ⅱ-3-1-15 図　対米輸出推移グラフ（品目別寄与度）…… 255
第Ⅱ-3-1-16 図　対米輸入推移グラフ（品目別寄与度）…… 256
第Ⅱ-3-1-17 図　貿易構造（2016 年／日本の中国への輸出）…… 256
第Ⅱ-3-1-18 図　貿易構造（2016 年／日本の中国からの輸入）…… 256
第Ⅱ-3-1-19 図　対中輸出推移グラフ（品目別寄与度）…… 256
第Ⅱ-3-1-20 表　我が国の対中輸出主要品目額の推移（対前年同月比）…… 256
第Ⅱ-3-1-21 図　対中輸入推移グラフ（品目別寄与度）…… 257
第Ⅱ-3-1-22 図　我が国の経常収支の推移（年別）…… 257
第Ⅱ-3-1-23 図　我が国の第一次所得収支の推移（年別）…… 257
第Ⅱ-3-1-24 図　我が国のサービス収支の動向 …… 258
第Ⅱ-3-1-25 図　知的財産権等使用料収支内訳の推移 …… 258
第Ⅱ-3-1-26 図　我が国の金融収支の動向 …… 258
第Ⅱ-3-1-27 図　世界の国・地域別直接投資残高の割合（2017 年末時点）…… 259
第Ⅱ-3-1-28 図　我が国の対外直接投資残高の推移（2017 年末時点）…… 259
第Ⅱ-3-1-29 図　我が国の主要国別対外直接投資残高と業種別割合 …… 259
第Ⅱ-3-1-30 図　米国への対内直接投資ランキング（2017 年末時点、ストック、ネット）…… 259
第Ⅱ-3-1-31 図　英国への対内直接投資ランキング（2017 年末時点、ストック、ネット）…… 259
第Ⅱ-3-2-1 図　日系海外現地法人の企業数の推移 …… 260
第Ⅱ-3-2-2 図　日系海外現地法人の売上高の推移 …… 260
第Ⅱ-3-2-3 図　日系海外現地法人の経常利益額の推移 …… 260
第Ⅱ-3-2-4 図　日系製造業の海外生産比率 …… 261
第Ⅱ-3-2-5 図　日系製造業の海外生産比率（業種別 / 2016 年度）…… 261

第Ⅱ-3-2-6図　日系海外現地法人の立地地域別の企業数の推移 …… 261
第Ⅱ-3-2-7表　日系海外現地法人の企業数（2016年度）…… 262
第Ⅱ-3-2-8図　日系海外現地法人の地域分布（2016年度）…… 262
第Ⅱ-3-2-9図　日系海外現地法人の非製造業における業種分布（2016年度）…… 262
第Ⅱ-3-2-10図　日系海外現地法人の立地地域別売上高の推移 …… 263
第Ⅱ-3-2-11表　日系海外現地法人の売上高（2016年度）…… 263
第Ⅱ-3-2-12図　日系海外現地法人の立地地域別経常利益 …… 264
第Ⅱ-3-2-13表　日系海外現地法人の主要業種・立地地域別経常利益（2016年度）…… 264
第Ⅱ-3-2-14図　日系製造業現地法人の国別展開（2016年度）…… 264
第Ⅱ-3-2-15図　日系海外現地法人の経常利益率（2016年度）…… 265
第Ⅱ-3-2-16図　日系海外製造業現地法人の売上高及び日本からの調達額の推移 …… 265
第Ⅱ-3-2-17図　日系海外現地法人（機械製造業）の主要製品別の企業数（2016年度）…… 266
第Ⅱ-3-2-18図　日系海外現地法人の企業規模分布（2016年度）…… 266
第Ⅱ-3-2-19図　日本国内の製造業企業の輸出（関係・非関係会社向け）…… 266
第Ⅱ-3-2-20図　国内製造業企業の輸出における関係会社向け比率 …… 266
第Ⅱ-3-2-21図　日本国内の製造業企業の関係会社向け輸出（2016年度）…… 267
第Ⅱ-3-2-22図　日系海外現地法人の売上・調達（2016年度）…… 267
第Ⅱ-3-2-23図　日系海外製造業現地法人の調達先（2016年度）…… 268
第Ⅱ-3-2-24図　主要地域の日系製造業現地法人の相手地域別売上の推移 …… 268
第Ⅱ-3-2-25表　在中日系製造業現地法人の売上相手先（2016年度）…… 269
第Ⅱ-3-2-26図　在中日系製造業現地法人の主要業種別北米向け輸出（2016年度）…… 269
第Ⅱ-3-2-27表　在米日系製造業現地法人の売上相手先（2016年度）…… 269
第Ⅱ-3-2-28図　在米日系製造業現地法人の主要業種別アジア向け輸出（2016年度）…… 269
第Ⅱ-3-2-29図　日本の輸出先（2015年 / 輸出ベース・付加価値ベース）…… 270
第Ⅱ-3-2-30図　日本の最終需要地別付加価値輸出の推移 …… 270
第Ⅱ-3-2-31図　日本の付加価値輸出に占める主要国・地域のシェア …… 270
第Ⅱ-3-2-32図　中国の付加価値輸出に占める主要国・地域のシェア …… 271
第Ⅱ-3-2-33図　世界における日本の付加価値のフロー …… 271
コラム第9-1図　米系海外現地法人の企業数と対外直接投資残高の推移 …… 272
コラム第9-2図　米系海外現地法人数の業種別シェア（2016年）…… 273
コラム第9-3表　米系海外現地法人業種別の企業数（2016年）…… 273
コラム第9-4図　米系海外現地法人の企業数のシェア（製造業・非製造業）…… 273
コラム第9-5図　米系非製造業海外現地法人のセクター別企業数の推移 …… 274
コラム第9-6図　米系製造業海外現地法人のセクター別企業数の推移 …… 274
コラム第9-7図　米系海外現地法人の立地地域別企業数の推移 …… 274
コラム第9-8図　米系海外現地法人の立地地域別展開（2001年）…… 275
コラム第9-9図　米系海外現地法人の立地地域別展開（2016年）…… 275
コラム第9-10図　米系海外現地法人（全産業）の地域別売上高推移 …… 276
コラム第9-11図　米系海外現地法人（全産業）のアジア地域での売上高推移 …… 276
コラム第9-12図　米系海外現地法人売上高のシェア（親企業業種別）…… 276
コラム第9-13図　米系海外現地法人売上高の伸び率（親企業業種別）…… 277
コラム第9-14図　米系製造業海外現地法人の立地地域別売上高の推移 …… 277
コラム第9-15図　米系製造業海外現地法人の販売（2016年）…… 278
コラム第9-16図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在欧州）…… 278

コラム第 9-17 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在アジア・太平洋州）…… 278
コラム第 9-18 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在中国）…… 279
コラム第 9-19 図　米系製造業現地法人の売上相手先シェアの推移（在中南米）…… 279
コラム第 9-20 図　中国の米系製造業現地法人の対米輸出（2016 年）…… 280
コラム第 9-21 図　米国からの調達額及び米国への輸出額の総売上に占める割合（中国の米系製造業）…… 280
第Ⅱ-3-3-1 図　東アジア域内貿易額と中間財が占める割合の推移 …… 281
第Ⅱ-3-3-2 図　製造業の実質付加価値額（地域別）の推移 …… 281
第Ⅱ-3-3-3 図　ASEAN の世界からの輸入 …… 282
第Ⅱ-3-3-4 図　ASEAN の対内直接投資額（主要国別）の推移 …… 282
第Ⅱ-3-3-5 図　ASEAN の対内直接投資額 …… 283
第Ⅱ-3-3-6 図　日本企業の現地法人数（在世界・在 ASEAN）の推移 …… 283
第Ⅱ-3-3-7 図　日本企業の在 ASEAN 現地法人の現地調達額とその内訳
（地場企業・日系企業・その他の企業）の推移 …… 283
第Ⅱ-3-3-8 図　在 ASEAN 日本企業現地法人の現地販売額とその内訳
（日系企業向け・地場企業向け・その他の企業向け）の推移 …… 284
第Ⅱ-3-3-9 図　在 ASEAN 日本企業現地法人の地場企業向け販売額とその内訳（製造業・非製造業）の
推移 …… 284
第Ⅱ-3-3-10 図　電気機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）…… 285
第Ⅱ-3-3-11 図　一般機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）…… 285
第Ⅱ-3-3-12 図　輸送機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）…… 285
第Ⅱ-3-3-13 図　精密機械（資本財・部品）の対 ASEAN 輸出額の推移（日中韓の比較）…… 285
第Ⅱ-3-3-14 図　在 ASEAN 日本企業現地法人の日本側出資者への支払い（ロイヤリティ・配当金）の
推移 …… 286
第Ⅱ-3-3-15 図　在 ASEAN 日系企業現地法人の当期純利益の推移 …… 286
第Ⅱ-3-3-16 図　在 ASEAN 日系企業現地法人の当期純利益と配当金の推移 …… 286
第Ⅱ-3-3-17 図　ASEAN 企業への出資企業数と国・業種別割合（日本・中国・韓国の比較）…… 287
第Ⅱ-3-3-18 図　ASEAN の名目 GDP（購買力平価）の推移 …… 287
第Ⅱ-3-3-19 図　ASEAN の代表的な経済回廊 …… 288
第Ⅱ-3-3-20 図　ASEAN 域内における関税撤廃の進捗 …… 288
第Ⅱ-3-3-21 図　ASEAN 主要国の海外直接投資（対内・対外）の推移 …… 289
第Ⅱ-3-3-22 図　日本企業の親会社の国・地域別推移 …… 290
第Ⅱ-3-3-23 表　日本と ASEAN 主要国の賃金に関するデータ …… 290
第Ⅱ-3-3-24 図　日本から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移 …… 291
第Ⅱ-3-3-25 図　中国から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移 …… 291
第Ⅱ-3-3-26 図　韓国から ASEAN への直接投資額（業種別）の推移 …… 291
第Ⅱ-3-3-27 図　ASEAN から日本への輸出構造（Lall 分類）の推移 …… 291
第Ⅱ-3-3-28 図　ASEAN から中国への輸出構造（Lall 分類）の推移 …… 292
第Ⅱ-3-3-29 図　ASEAN から韓国への輸出構造（Lall 分類）の推移 …… 292
第Ⅱ-3-3-30 図　日系製造現地法人の調達相手別シェア …… 293
第Ⅱ-3-3-31 図　アジアの日系現地法人の調達先内訳（2016 年度）…… 293
第Ⅱ-3-3-32 図　アジアの日系製造業現地法人の広い意味での日本からの調達（2016 年度）…… 293
第Ⅱ-3-3-33 図　アジアの日系製造業現地法人の日本との取引関係
（日本からの調達と親会社への配当・ロイヤリティ）…… 294
第Ⅱ-3-3-34 図　日系海外現地法人の日本出資者への配当・ロイヤリティの推移 …… 294

第Ⅱ-3-3-35図　日系海外製造現地法人の親企業への支払い（2016年度）…… 295
第Ⅱ-3-3-36表　日米企業の輸出における本社から自社の現地法人向け輸出のシェア …… 295
第Ⅱ-3-3-37図　日系海外現地法人数の地域別シェア（2016年度）…… 295
第Ⅱ-3-3-38表　日系海外現地法人の主要業種・地域別売上高（2016年度）…… 296
第Ⅱ-3-3-39図　アジアにおける主要国現地法人売上の業種構成（2016年）…… 296
第Ⅱ-3-3-40図　主要国のアフリカへの輸出額の推移 …… 296
第Ⅱ-3-3-41図　対アフリカ直接投資残高の推移（10億ドル）…… 297
第Ⅱ-3-3-42図　主要国の中南米への輸出額の推移 …… 297
第Ⅱ-3-3-43表　世界のGDPシェアと日系海外現地法人の地域別シェア …… 297
第Ⅲ-1-2-1表　ドーハ・ラウンド　一括受諾の交渉項目と主要論点 …… 307
第Ⅲ-1-2-2図　ドーハ・ラウンド交渉の経緯 …… 308
コラム第11-1図　第1回三極貿易大臣会合 …… 312
コラム第11-2図　第5回三極貿易大臣会合 …… 312
第Ⅲ-1-3-1図　APEC閣僚会議…… 313
第Ⅲ-1-3-2図　APEC首脳会議…… 313
第Ⅲ-1-4-1図　日本のEPA交渉の歴史 …… 315
第Ⅲ-1-4-2図　日本の経済連携協定の推進状況（2019年3月現在）…… 315
第Ⅲ-1-4-3図　各国のFTAカバー率比較 …… 316
第Ⅲ-1-4-4図　東アジア地域におけるサプライチェーンの実態 …… 318
第Ⅲ-1-4-5図　RCEP参加の意義 …… 318
第Ⅲ-1-5-1-1図　世界の投資協定数の推移 …… 321
第Ⅲ-1-5-2-1表　投資関連協定の内容 …… 322
第Ⅲ-1-5-4-1表　我が国の投資関連協定締結状況 …… 324
第Ⅲ-2-4-1図　ASEAN関連経済大臣会合 …… 338
第Ⅲ-2-5-1図　インド経営大学院バンガロール校（IIMB）でのセミナーにおけるスピーチ …… 340
第Ⅲ-2-5-2図　署名式・文書交換式 …… 341
第Ⅲ-2-7-1図　2018年4月サベッタでのヤマルLNGプラント視察の様子 …… 346
第Ⅲ-2-7-2図　2019年1月モスクワでの首脳会談の様子 …… 346
第Ⅲ-2-7-3図　2019年1月モスクワでのオレシュキン大臣との会談の様子 …… 346
第Ⅲ-2-8-1図　イスラエル出張写真 …… 348
第Ⅲ-2-8-2図　UAE出張写真 …… 348